予算特別委員会日程

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
２月２６日（月） １０：００～ 議　会　室	①現場視察（総務文教委員会・福祉産業委員会）
２月２８日（水） １０：００～ 議　会　室	①平成３０年度宮代町一般会計予算（審議１日目） ・企画財政課 ・議会事務局 ・会計室 ・税務課
３月２日（金） １０：００～ 議　会　室	①平成３０年度宮代町一般会計予算（審議２日目） ・総務課 ・町民生活課
３月５日（月） １０：００～ 議　会　室	①平成３０年度宮代町一般会計予算（審議３日目） ・住民課 ・福祉課 ・産業観光課
３月７日（水） １０：００～ 議　会　室	①平成３０年度宮代町一般会計予算（審議４日目） ・健康介護課 ・まちづくり建設課
３月９日（金） １０：００～ 議　会　室	①平成３０年度宮代町一般会計予算（審議５日目） ・教育委員会 ②平成３０年度宮代町国民健康保険特別会計予算 ・住民課 ③平成３０年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算 ・住民課

３月１２日（月） １０：００～ 議　　会　　室	①平成３０年度宮代町介護保険特別会計予算 ・健康介護課 ②平成３０年度宮代町公共下水道事業特別会計予算 ・まちづくり建設課 ③平成３０年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算 ・まちづくり建設課 ④平成３０年度宮代町水道事業会計予算 ・まちづくり建設課

予　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	南沢郁一郎君
企画財政課長	大橋洋巳君	企画財政課副課長	野口幹雄君
企画財政課主幹	押田昭浩君	政策担当主査	榎本恭一君
財政担当主査	青柳誠君	情報担当主査	富永貴雄君
管財担当主査	高澤学君	会計管理者兼会計室長	瀧口郁生君
会計担当主査	加藤智浩君	税務課長	石塚孝信君
税務課副課長	金子諭君	町民税担当主査	田原浩介君
町民税担当主査	野口延寿君	資産税担当主査	鈴木健司君
徴収担当主査	小島晃君	徴収担当主査	斉藤幸成君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳
主任	安類由美		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより予算特別委員会を開会いたします。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言をいただくようお願いいたします。

委員皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重かつ効率的な運営が図れますよう特段のご配慮をお願いいたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第２５号の審査（企画財政課・議会事務局・会計室・税務課）

○委員長（田島正徳君）　本日は、議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についてのうち、町税を除く歳入、企画財政課、議会事務局、会計室分の歳出、税務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

これより企画財政課分についての質疑に入ります。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。自己紹介をさせていただきます。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

○財政担当主査（青柳　誠君）　同じく財政担当主査の青柳です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑のほうはございますか。

唐沢委員。

〔発言する人あり〕

○委員長（田島正徳君）　その企画財政課のほうの。

〔発言する人あり〕

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　改めておはようございます。

それでは、何点か歳入についてご質問させていただきます。

まず、今回2018年度、平成30年度の新年度予算、歳入歳出96億3,400万ということでありますが、まず７ページの地方債の件についてなんですけれども、特に臨時財政対策債ですよね。これは前年度比1,890万の減ということですが、この点についての若干の説明はございましたが、こういうふうになった背景、地方財政計画との関係でご説明をいただきたいと思います。

それから、その下、全体で公債費依存度は７億5,390万ということで7.8％となっています。これは、前年度よりも多少下がっておりますけれども、この点についてどのように町として評価しているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、歳入歳出予算事項別明細書で、総務文教委員会で資料もいただきました。過去５年間の一般会計歳入歳出の推移ということでもいただいているんですけれども、やはりどうも違和感を感じるのは、特に寄附金なんですけれども、決算と予算との関係で少し予算ですからつけ方もあるんですけれども、ちょっと乖離しているんじゃないかなと、抑え気味にしているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の予算のつけ方で、特に歳入では寄附金が大きいと思いますので、その点ご説明を願いたいと思います。

それから、税務以外ですよね。

20ページの地方交付税の関係なんですけれども、これも地方財政計画からいって、地方財政計画では確かにマイナス２％ということなんですけれども今回400万減額した。たしか昨年もそれぐらいだったと思うんですよ。地方財政計画ではマイナス2.2だったかな。昨年は、かなり大きくマイナスにしていたと思うんですけれども、今回はわずかなんですけれども、資料でもかなり詳しくその辺の地方交付税の根拠を示していただいているんですけれども、その辺と兼ね合わせてご説明願いたいと思います。

あと、国庫支出金なんですけれども、若干変動があるようなんですけれども、大きな変更というか、それはあるんでしょうか。その点も含めてお願いしたいと思います。

それから、ちょっと待ってください。46ページ、47ページの17款繰入金なんですけれども、これについても引き続き社会保障関連経費等の義務的経費の増加に対応するためということなんですけれども、多額の取り崩しを余儀なくされということなんですが、それでも対前年度比5,178万2,000円増というふうになっております。財政調整基金、このあたりはどのように、その辺も含めて解釈していいのか、あわせてご説明願いたいと思います。

それから、２目の宮代まちづくり基金繰入金、これも１億2,500万ということで、前年比2,500万円の増となっています。このあたりについてのご説明もお願いしたいと思います。

それから、５目の公共施設整備基金繰入金、これについてはこれまでの公共施設の借地解消を目的にということで、積み立てていたわけなんですけれども、説明の中でも一部、西原自然の森用地を購入するということなんですけれども、これらも含めてこの公共施設整備基金繰入金、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　答弁を求めます。

企画財政担当主査。

○財政担当主査（青栁　誠君）　財政担当主査の青栁です。

では、ご質問に順次ご回答させていただきます。

まず、１点目の臨時財政対策債が前年度比で1,890万減ということで、地方財政計画との兼ね合いでのご説明ということなんですけれども、まず委員会の資料のほうで提出させていただきました資料の２ページ、３ページをまずはごらんいただきたいと思います。

こちらが過去２年間の地方財政計画の歳入歳出の一覧表になっております。

まず、29年度と30年度で地方財政計画を比較させていただきますと、一番下の歳出というところの合計が868973となっておりまして、参考と右に書いてある伸び率のところでは0.3％増加しております。

ということで、財政計画上、歳出のほうは0.3％増えているという一方で、歳入のほう今度見ていただくと、一番上の地方税というところ、これが0.9％伸びているというところと、あと２番目の地方剰余税、こちらも1.5％伸びているということで、歳出の総額の伸びよりも地方税と地方剰余税、国税ですけれども、こういった税収が増えておりますので、そうすると結局、歳出から歳入を差し引いた地方の不足額というものが縮小されますので、その関係で今年地方交付税のほうで２％、臨時財政対策債のほうで1.5％ということで、地方全体の歳出の伸びに対して、税収がかなり伸びているという国の見方から地方の不足額が減ったということで、地方交付税と臨時財政対策債が減っております。

実際の算定の方法なんですけれども、臨時財政対策債につきましては今年度の交付実績、金額としましては４億3,729万5,000円という金額が29年度の臨時財政対策債の額になっておりますので、これに地方財政計画の臨時財政対策債の伸び率で1.5％の減というところを見込んで、今年度の予算で４億3,070万という金額にさせていただいております。

次の２点目の公債依存度と、地方債の依存度ということで、今年が7.8％で前年度より減少しておりますということで、それの町の評価ということなんですけれども、基本的には町の予算編成の方針でも返済以上には借りないという方針で、地方債については活用を考えておりますので、そういった理由で前年度よりも公債、地方債の依存度というのは減っております。

今年度の地方債の中で、１つ、先ほども出ましたとおり借地の解消ということで、予算書の地方債が57ページにございまして、その57ページの中の下から２番目の西原自然の森用地取得事業、これが今年度特殊要因と言っていいと思うんですけれども、これが8,790万ほど地方債を計上しております。これもあって昨年より下がっているということですので、例年の地方債の依存度よりかは今年度は少ないのかなというふうに考えてございます。

３点目の歳入歳出の推移から寄附が実際の予算との乖離があるということで、それについてどうかというところなんですけれども、ふるさと納税につきましては確かに実績から考えますと、当初予算2,000万ということは大分少ない金額ではあるんですけれども、やはり寄附についてはなかなか見込むことが難しいということがございます。

今年度の29年度の予算から1,000万ほど増額をしまして、現在は2,000万ということで計上をさせていただいております。

今後も基本的にふるさと納税につきましては、実績に応じて補正予算等で増額をさせていただきたいというふうに考えてございます。

４点目の、今度は地方交付税の関係なんですけれども、地方財政計画では２％の減で町は実際には400万しか減額になっていないので、その理由はということなんですけれども、これにつきましても先ほどご説明したとおり地方財政計画の中で、まず地方交付税というのは総額が２％減っているというのがございます。

あと、資料の同じく、委員会資料の４ページ、５ページに算出の詳細を提出させていただいております。

今年度、地方財政計画を見ますと、やはり特徴的なのが、まず交付税の算定基礎の４ページの中ごろにある基準財政収入額の内訳というところをちょっと見ていただきたいと思うんですけれども、その中で、町税の中の町民税、こちらが増減のところを見ていただくと6,822万8,000円ということで、地方財政計画を見ても個人の所得割がかなり大きく伸びると、８％ぐらい所得割が伸びるということを見込まれておりますので、まず基準財政収入額の点では町税が大分増えるのではないかということで見込んでおります。

次に、基準財政需要額、歳出のほうですけれども、来年度の交付税の算出に当たって特徴的なのが、まず個別算定経費の中の厚生費というところ、こちら厚生費と書いてありますけれども、実際には社会福祉費と高齢社会福祉費とか、あとは保健衛生費などが入っておりまして、ここは主に65歳以上の方の人口ですとか、75歳以上の人口増に応じて交付税措置されるものでございまして、このあたりが29年度も宮代町は大分増えております。引き続き来年度もこのあたりの需要額については

増額となるということを見込んでございます。

あと、もう特徴的なのがその下の包括算定経費とありまして、包括算定経費というのはいわゆる町の窓口等の事務事業というふうにお考えいただければと思うんですけれども、これについては毎年、低減という形で今見直しが入っております。これも引き続き来年度も4,000万近く減となると見込んでおります。

あとは、その下の地域経済雇用対策費、これはリーマンショック後の復興経費として急遽設けられた経費で、これが地方税が大分回復してきているということから来年度から廃止ということで、これについてはもう来年度は全く算定がないというところです。

あとは、特徴的なのは、最後、下の公債費というところ、こちらは公債費ですので地方債の償還額のうち、交付税算入のあるものを記載しているんですけれども、1,979万5,000円ということで2,000万弱伸びると見込んでおります。これは主に臨時財政対策債の償還費が増えた分ということで見込んでおります。

こうした歳入の増と歳出も需要額上は増えるんですけれども、一番、基準財政需要額が1,698万3,000円の増額に対して、基準財政収入額については税収がちょっとかなり回復していますんで8,905万円というような算出から、実際に来年度の基準財政需要額から収入額を差し引いた交付税の算出基礎が上にございますとおり18億2,600万円ということで、その結果が実際には昨年度が18億3,000万ということですので、400万ほどの減ということでございます。

以上が地方交付税の400万円減となった理由となります。

次の５点目の国庫支出金ですけれども、国庫支出金につきましては一番大きなものが予算書の30ページになります。

国庫支出金に関しては、いわゆる社会保障に関係する負担金なんかは毎年堅調に伸びているんですけれども、それよりも毎年増減が大きいのは、いわゆる土木費の国庫補助金でございまして、中でも道路橋梁費の国庫補助金と都市計画費の国庫補助金、いわゆる都市計画事業に充当する社会資本整備総合交付金と言われるものでございます。

宮代町では、都市計画道路の整備事業と東武動物公園駅東西口の整備事業に活用しているお金でございまして、これらが昨年度に比べますと、都市計画道路のほうは2,860万ほど減なんですけれども、駅の東西口整備が8,899万円ということで、両方で約6,000万ほど増えてございます。これが国庫支出金の今年度増額となった大きな要因ということでご理解いただきたいと思います。

６点目の繰入金の財政調整基金の繰り入れが、昨年度と比較して5,178万2,000円ほど増えているがどうかということでございますけれども、既に補足説明等でもご説明させていただきましたとおり、毎年義務的経費と言われる社会保障関連の経費が堅調に伸びております。

それがもちろん一番の増加の要因なんですけれども、あともう一つ、衛生組合で今の炉が大分古い、全国でも屈指の古い炉になっておりまして、それのオーバーホールが今年度の29年度と平成30年度、来年度が修繕費のピークを迎えております。

それで、衛生組合の負担金自体は29年度と30年度とそれほど大きな増減はないんですけれども、実はこの29年度と30年度の負担金の額自体が平年の負担金の額から比べれば、数千万単位でちょっと多くなっております。恐らく5,000万前後は増えているかなと思います。

これもあって、例年４億円以内ということで予算編成方針のほうでは示させていただいて、その

ようにこれまでやってきたんですけれども、こういった社会保障関連の伸びと、あとは衛生組合のやむを得ない支出等が重なりまして、今年度については４億5,000万弱の繰り入れということを行わざるを得ない状況でございます。

来年度以降につきましては、これまでどおりできる限り４億円以内で予算が組めるように担当としては調整していきたいというように考えております。

７点目のまちづくり基金繰入金ですけれども、これはいわゆるふるさと納税をいただきまして、それを当該年度に一旦この基金に積みまして、翌年度実際にその取り崩しをして、それぞれいただいた使途に応じて事業に活用しているところでございます。

１億2,500万円ということの内訳ということなんですけれども、私たちの予算書の７ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

今年度からこの７ページの中に、使途が決められている歳入ということで、ちょっと町民の皆様にもわかりやすいようにということで、都市計画税と、あと地方消費税交付金のいわゆる社会保障財源分と言われるものと、あと一番下にふるさと納税の活用事業ということで掲載をさせていただいております。

これを見ていただくと１億2,500万円の内訳がございまして、読んでいただいたとおりなんですけれども、新しい村の事業とか、保育所の運営費ですとか、小学校教育、以下のように活用させていただいておりますので、予算書ですとちょっとわかりにくいところもあろうかと思いますので、実際にはこちらを見ていただきまして、これらの事業に活用、来年度は予定しているということでご理解をいただければと思います。

最後の８点目、公共施設整備基金の借地解消について、西原自然の森の用地購入費で活用ということで、その説明ということなんですけれども、実際には先ほどちょっとご説明したんですけれども、予算書の57ページに見ていただくと、すみません、57ページは歳入ですんで、歳出のほうちょっと見ていただいたほうがまずわかりやすいかなと思いますので、教育費のほうなんですけれども、194ページ、195ページを見ていただきますと、資料館管理運営事業の中に、西原自然の森の用地購入費ということで、17節の公有財産購入費で１億2,223万9,000円という用地購入費を計上させていただいております。

この購入費の財源が、地方債と公共施設整備基金を今考えておりまして、これ１億2,223万9,000円の歳出に対しまして、その財源というのがちょっとすみません、戻っていただきますと予算書の57ページ、これ地方債ですけれども、下から２番目の西原自然の森用地取得事業ということで、用地購入費の75％程度ということで8,790万円の地方債と、先ほどご質問のありました46ページ、47ページに計上してあります一番下、公共施設整備基金の繰入金3,433万9,000円ということで、地方債とこの基金の取り崩しで購入することを今考えております。ですので、説明については以上になります。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもご説明ありがとうございます。

再質問なんですけれども、特に寄附金の関係です。

説明もわかるんですが、担当、起債のほうでも、これは補正でさせていただくということです。もちろんふるさと納税一体どれぐらいなるのか、それはわかりませんが、特にこれはちょっと余談なんですけれども、やっぱりオリンピックの関係で

カーリングなんか、北見市は早速ニュースでふるさと納税三十何倍だとかといって、どーんと上がって、こういうことでもあれば別なんで、こういうことは先ほども言ったように余談なんですけれども、そういうことがない限り、宮代、幾ら安全圏で言っても例年１億は来ているわけですよね。ですから、それぐらい予定しても別につけ過ぎたというふうには言われないんじゃないかな、そういう思いもします。

しかも、基金の繰入金としてこれだけ、やっぱりもう一方でしなければいけないわけですから、それはやっぱり当てにして、ふるさと納税でたまった分を回していくわけですから、もう一方ではそういうふうな見方もしておきながら、どうも前年度並みと、昨年もそうなんですけれども、ちょっとこの辺で、昨年度はいろいろあってなのかもしれないので、もう少し様子を見ようというふうに思ったんですけれども、寄附金として昨年と同額だというのはちょっといかがなもんかなというふうに思いますので、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、もう一つは要するに借地購入の件なんですけれども、これの歳入のほうもあるわけなんですけれども、これはちょっと借地については全体見ていないんですけれども、これはもともと西原自然の森購入するというそういう計画ではあったと思うんですけれども、これはこういう形でずっと借地をなるべくきちっと解消していくということですので、規模としてはこれぐらい、たまたま西原自然の森は大きい土地なんですけれども、今後はこういう形でやっていくのか。だとすると借地についてはどういうふうにやっていくかも聞かなければいけないんですけれども、借地解消というのはどれぐらいのテンポで考えているのか、その点もあわせてお願いしたいと思います。

あとは、国庫支出金、国庫補助金については、私は質問しましたが、それ以外、何か歳入で大きな変動はあるのかどうか、その点もあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

私から、寄附金と借地の解消についてご説明させていただきたいと思います。

まず、寄附金なんですけれども、おかげさまで丸藤委員おっしゃるとおり、27年度が１億1,800万弱、28年度が１億1,350万弱いただいていますので、１億近くいただいてございます。今年度もいろいろ頑張ったせいか１億近くまでは行くだろうというふうには考えてございます。

ただ、振り返ってみると、過去には、その前は26年度は4,800万、25年度は2,500万弱なんですね。ですから、大きく変動しているということで、これは市町村間競争というのがありますので、例えば以前は幸手市が一番よかったんですけれども、今はもう幸手市ではなくなっています。そういう市町村間競争があるので、はっきり一概には読めないというのがございます。

あと、今総務省のほうでも返戻金割合というのが出ていまして、そういった返戻金割合というのも今後ある程度抑えろというような話が出ていますので、そういった不確定要素もございます。

あと、そもそもふるさと納税は、いろいろな事業、町がこういった事業をやりたいという形で、町のほうでも返礼品というだけじゃなくて、あわせて町の事業の紹介をしているというのがあるんですけれども、それであれば、その魅力ある事業というのをやっているんですが、実際そういった魅力ある事業に充てていただいているというのも

あるんですが、当たっているところが実際は経常的、保育とかそういったところの経常的な部分にも活用をさせていただいているという状況ございます。

ただ、今言ったとおり、これがずっとこのままふるさと納税という制度が続いて、恒久的に１億程度が見込まれるのかというのは、ちょっと不確定要素がかなり強いというふうに思っていますんで、正直、将来的にも当てにするというのは、まだちょっと難しいんではないかなというのがございます。ですので、こういった形のものであればやはりきちんと入ってきて、今後も努力は続けるんですけれども、ある程度2,000万等で見ておいて、あとは補正対応をさせていただきたいというのがございます。

あと、２点目の借地の解消ですけれども、総務文教委員会の資料の24ページに借地の一覧があるかと思います。

正直、宮代は本当に借地が多いんですね。本来であれば建てるときにきちんと買っていれば、こういったことにはならなかったと思うんですが、今言う諸事業等があってこういう形になったということなんですけれども、ですから解消していかない限りは、ずっと毎月、毎年、借地料払っていかなくてはならない。西原で言えば毎年600万とか払っていますけれども、もう30年たてば１億8,000万借地料払っているということです。

ただ、それが今後もずっと続いてしまうということがあるので、解消を図っていく必要があるということで、今回はまずは西原自然の森という形で計上させていただきました。ですので、これだけあると、これだけで10億以上、全部買うとするばということがありますので、優先的に今後も恒久的に必要なものは積極的に買っていきたいというのが町の考え方です。

特に、学校用地でありますとか、もう公共用地が既に建っているようなところ、図書館でありますとか、そういったところを買っていきたいと思ってございます。

ですので、今後も西原に限らず、そういったところは買っていくというような形で考えてございまして、財源なんですけれども、今回、公共施設整備基金と地方債のほうを活用させていただくということで考えてございますが、基本的には同じような形で、そういったものを解消できればと思っています。

実際、公共施設整備基金が今年度末で４億7,500万ぐらいの予定なんですね。公共施設整備基金は大きく分けて３つございまして、借地の解消を図るためのものと、あと新炉建設と、あと駐輪場のほうで、駐輪場の歳入がございますが、それを積み立てているのがございますので、借地の解消分としては２億7,500万のうち、今２億3,000万ございます。この２億3,000万がありますので、大体今までのとおり地方債で75％、残りの25％を基金を活用していければと思っていますので、例えば１億円の借地を解消に向ければ7,500万地方債、2,500万を国補の基金を使っていくという形で、早い段階で徐々に毎年計画的に買っていければと思っています。

ただ、当然、地権者がいる話なので、こっちの予定どおりには全然進まないんですが、そういう形で少しでも将来的なそういった課題というのを解決していきたいと考えています。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

再質問の３点目の国庫支出金等で、ほかに増減があったのはというようなご質問にご回答させていただきます。

予算書の27ページを見ていただきたいと思います。

先ほど、社会保障関連も増えているというお話をさせていただいたんですけれども、幾つか増減がありましたのが、国庫負担金の社会福祉費負担金の中の自立支援給付費等負担金２億7,819万1,000円と今年予算計上ございます。

自立支援については、給付は増えているんですけれども、予算自体がちょっと過大なところもありましたので、今年度はこの実績を勘案して、これについては700万ほど減となっております。

一方、増えているのが２節児童福祉費負担金の中の子供のための教育保育給付費負担金、いわゆるこれ保育園の運営費に対して負担金が来るものなんですけれども、これについては保育所関係の経費自体も増えておりますし、入所児童数も増えておりますので、こちらが381万4,000円ほど対前年で増えております。ですので、障害福祉のほうはどちらかというと実績に合わせて減、一方、児童福祉、子育て関連のほうは増というような傾向がございます。

あと、県支出金のほうなんですけれども、県支出金も増えておりまして、幾つか特徴的なところということですと33ページをごらんいただきたいと思います。

県支出金の中も同様に負担金、いわゆる社会保障関連というのは国が２分の１、県が４分の１となっておりますので、４分の１の負担しているものについては県も国に連動して増えております。その中でも大きく増えているのが、真ん中下の３節の保険基盤安定負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金4,925万4,000円とありまして、こちらが対前年で415万1,000円ほど増えております。

あと、新規の県支出金の歳入というのもございまして、１ページめくっていただきまして35ページの一番下になります。

アクティブシニアの社会参加支援事業補助金300万円。これが当初予算では新規となりますので、こちらは前年度予算と比べますと皆増ということで増えております。

あと、最後、もう一つが今度は２ページめくっていただきまして39ページです。

こちらも、上から４つ目、健康長寿埼玉プロジェクト補助金137万9,000円。これも先ほどのアクティブシニアと同様、29年度補正で計上したものですけれども、こちらも当初予算では新規となりますので、前年度と比較しますとこれについても増額となって、増加する要因ということになっております。

小さいんですけれども、その下の早期不妊検査と、これも補正予算等でやったものでございまして、その下の埼玉県利用者支援事業（母子保健型）、これも子育て包括支援センターの開設に伴う経費で、これはもう新規ということになっておりますので、このあたりが県支出金の増加の要因となっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございます。

特に、ふるさと納税の関係なんですが、私は先ほどの答弁ですと、やはりずっとこのまま１億程度も見込んでいいのかどうかということで、その辺はという答弁だったんですけれども、私はやはり今回、私たちの予算書じゃないけれども、やっぱりふるさと納税するけれども、宮代町にやったけれども一体どういうふうに使われているんだろうというのは、やはり気になるところだと思うんです。

当然こういうものに使ってほしいというのもあ

るんだと思うんですけれども、私は今回のこのふるさと納税の活用事業、やっぱり大いにアピールする必要があるというふうに思います。でないとやはりせっかくふるさと納税協力しても全然わからないということにならないと思いますので、これは大いにＰＲしていくべきだと思います。

それで、質問なんですけれども、この特定のもの、要するに協力した方のふるさと寄附金の何割ぐらいがそういうふうになっているのか、おおよそで結構ですのでどういうふうになっているのか、その点お聞きしたいと思います。

それから、借地解消の関係なんですけれども、確かに私もほかの自治体のはそう見る機会はないんですけれども、少なくとも杉戸から比べても随分借地あるなというふうに思いました。

これは、やっぱり解消しなければいけないし、さっき課長が言われたように、特に公共施設が建っている部分から、優先順位というのはあると思うんですけれども、その点ではやはりこれからなんですけれども、やはりどの借地も必要がないというのはないと思いますので、それなりに理由があって借地になっているわけなんですけれども、特にこれについてはそういう方向で補助金等、それから基金も活用してということなんですけれども、必要のないというか、そういうふうに言うと語弊があるかもしれませんけれども、その点ではもう整理ちゃんとされての状況なんでしょうか。その点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　ふるさと納税の質問について答弁させていただきます。

実際に宮代町については、ふるさと納税募集する際に、農のあるまちづくりに関する事業ですとか、子供たちの未来に関する事業ですとか、そういった特定の目的別で募集をしているものと、あとはその他まちづくり全般ということで、特に目的を指定しない寄附もございます。

実際に割合ということなんですけれども、28年度の決算でいきますと、28年度のふるさと納税の歳入、収入した金額が１億1,346万7,720円ということで、そのうちその他まちづくり全般ということで寄附をいただいた金額は4,795万8,501円ということで、全体の寄附の金額に対して42.3％がまちづくり全般ということになりますので、残りの57.7％がいわゆる特定の使途を決めて寄附していただいたというような状況でございます。

29年度も、今途中経過で、昨日現在でちょっと数字は見たんですけれども、今年度につきましてはちょっと精査しないと最終的に確定値は出ないんですけれども、今のところまちづくり全般で寄附いただいているのが、およそ35.7％ですので、64.3％が逆に言うと寄附の目的を持った、寄附というか使途を決めていただいて寄附していただいているということですので、昨年が五十何％、今年が64.3％ぐらいは使途を決めて寄附していただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋です。

借地についてお答え申し上げます。

基本的に借地の今後の買い取りの基本的な考え方、方針なんですけれども、以前、公共改革2005において、公共施設の借地のあり方についてという形で、やはり見直すべきだという方向性が示されております。それを受けて平成18年３月に借地に関する今後の基本方針というのを定めています。ですので、もう十数年たってしまっているんですが、その中ではやっぱり今先ほどお話ししたとお

り将来的にも使う公共施設については買っていきましょうと、そういった中では学校、須賀小中学校の体育館であるとか、百間小、笠原小のグラウンド、あとは図書館、あと庁舎周辺、庁舎、あとは進修館、あと西原自然の森、国納保育園、こういったものがございます。

そういった形で示されていたんですけれども、なかなか正直、地権者との関係だったり、その基本的な財源的な目安が立たなかったので、ここまで進んでこなかったということはございました。形そのままですとやはりずっと解消になりませんので、今後具体的に30年度から動き出すという形で、まずは西原自然の森というふうになってございます。

ですので、そういう形で進めさせていただくということなんですが、あとそれ以外の施設については今言ったとおり、なかなか今は当然公共施設としてお借りして、借地としてお借りしているので、当然必要なという判断しているんですが、今後やはりじゃ、全て買えるのかと言ったら財源的には正直厳しいというのがございますので、さらに今後公共施設の再編という中ではやっぱり整理するものも出てくるでしょうし、やはり存続させていただくというのがございますので、そういった中で、今後はそれ以外のものについては整理させていただくということでございます。

あとは、やはりその地権者との関係がありますので、地権者のご意向もありますので、その辺とも兼ね合いながら整理をさせていただくというような形になるのかなと考えてございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　歳入だけ、一つだけ質問というか、ちょっとお伺いしますが、17款の繰入金なんですが、先ほど説明ありましたが、３番目の公設宮代福祉医療センター施設整備基金繰入金というので、昨年よりも218万少ないんですが、でもこれＣＴ装置というような形で説明があったかと思うんですが、これ全部使っちゃうともう六花の施設整備基金なくなっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方と、それから六花については指定管理何年目、まだ大分残っていますし、その辺の考え方についてお伺いします。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

今ご指摘いただきましたとおり、六花の公設宮代福祉医療センター施設整備基金については、現在、六花の医療機器のリース料に充当しております。しかしながら、今年の予算を組む上では実際にリース料を全額今賄うことができておりません。ですので、今現在、積み立て残のあるものを全て取り崩してリース料に充当した金額が567万4,000円ということになっております。

六花の施設整備基金につきましては、毎年決算が確定後、純利益の20％をこの整備基金のほうに積み立てておりますので、来年度は利益が出ればその基金をまた積んで活用するということでございます。なので、平成30年度当初予算の段階では六花の医療機器のリース料全て、基金では現在は賄えていないというような状況でございまして、今後も福祉医療センターについては、リース切れ等の医療機器が発生すれば、また新しいリースとかが発生してくれば、基金では賄えない状況も今後は予測されるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

角野委員さんからお話しいただいたとおり、基金のほうなんで利益が出て積み立てる分と、逆に使う分というのが出ています。利益の部分については、年度によって増減があるということになるかと思うんですけれども、六花についてはおっしゃるとおり27年度は5,000万ぐらいあったんですね、今ほとんどもうないという形で、１つはそのなかなか利益が出ていない分積み立てられなかったということもあるのと、あとはやはりもう古くなってきていますんで、かなり医療機器の更新が増えてきているんですね。

ですので、今後当然さらに増える、備品類だけでも多分３億とかかかるらしいんですね。かつ庁舎も古くなってきていると、これは大規模修繕が必要になってくると、ですから、今後六花のあり方自体どういう形でやっていくのかというのも考えなくてはいけないというのがありまして、予算書の136、137ページに今回委託料として、福祉保健センター運営事業の委託料として医療介護環境調査業務委託料400万となっているところでございますが、そういった意味でも、このあり方を考えるという意味でも載せさせていただいておりますので、やはり財政側としても危惧しているのは、今後、そういった施設維持管理経費がかかってくるだろうというのを予想してございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、第１点ですけれども、財産収入についてちょっとお伺いしたいんですけれども、財産収入、17件ほどあるんですけれども、これが若干58万ぐらいの減少になっているんですけれども、この財産収入の、いろいろここに載っておりますけれども、敷地の貸付料だとかいろいろ載っているんですけれども、これの契約の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、契約の年数、また見直し等々はやっているのかどうか、その点を１点お聞かせ願いたいと思います。

それから、実は行政財産の一覧の中で、医師の住宅ということで載っていると思うんですけれども、中央２丁目にある医師住宅だというふうに思っているんですけれども、これがどうして行政の財産の一覧に載っているのか、財産収入のほうに入っていないのか、この点をひとつあわせてお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず、その点だけよろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　それでは、ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１６分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

企画財政主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

では、ご質問にございました財産収入の貸付収入についてお答えいたします。

ページが予算書の43ページになりまして、43ページの下の幼稚園敷地貸付料からの契約期間から申し上げます。

幼稚園敷地貸付料の契約期間が10年間、次の商工会館敷地貸付料も同じく10年間、ページが変わりまして、45ページの埼玉りそな銀行敷地貸付料、これが５年間、次の電柱・電話敷地貸し付け、これは普通財産なんで特に、電柱なんで特に契約期

間等はございません。次の普通財産の臨時、これも臨時ですので特にございません。駐在所の敷地貸付料につきましては、契約期間３年でございます。次の公設宮代福祉医療センター職員住宅敷地貸付料については、こちらが30年という契約に今なっております。次の旧いきがい活動センターの貸付料、これが、契約期間がこの４月から３年を予定しております。次の第６号水源隣貸付料については、こちら１年間の契約となっております。あと、最後、庁舎の敷地貸付料、これ、自販機ですけれども、これは契約期間が３年間という契約期間になっております。

次の公設宮代福祉医療センターの医師住宅の関係ですけれども、貸し付けというか、確認したところ、福祉医療センターを整備したときに福祉医療センターの一部の扱いとして先生の宿舎というような位置づけで整備をしておりますので、貸し付けという概念、考え方ではなくて、そもそも公設宮代福祉医療センターの施設の一部ということですので、特に契約等はございませんで、通常の六花の一部というようなものでございます。ですので、こういった貸し付け等の財産収入等には該当しないということになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

再質問させていただきたいと思いますけれども、医師住宅、中央２－12－36でしたか、ここに六花の、名前は申しませんけれども、先生が住んでいるわけなんで、六花の一部ということで処理をしているということなんですけれども、そうしますと、この財産収入の中にある公設宮代福祉医療センター職員住宅敷地ということで、百間１丁目６－３の敷地から、ここからはお金をいただいているということなんですけれども、これ若干、矛盾はしないのでしょうか。そうしますと、この百間１丁目のほうの土地も六花の一部ということでなるんではないのかなというふうに思います。例えば、今、中央２丁目にある医師の住宅、築で14年ぐらいたちますか。一等地に住宅があるんですけれども、ここからはお金をいただいていない、百間１丁目のほうからはいただいている、これは矛盾しないのかどうか再質問させていただきたいと思います。

また、あわせて、今17の財産収入ということで契約の年数は聞いたんですけれども、見直しは何かしたんですか、若干50万ぐらい減少しているんで、これは見直しをしたということで理解していいのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　企画財政課副課長、野口と申します。

六花のほうの医師住宅、職員住宅の関係なんですが、医師住宅のほうにつきましては、先ほども申しましたが行政財産ということで、担当課のほうで扱うものでございまして、六花が建設されたときと一緒に同時につくっていて、六花の一部として夜間診療等もございますので、医師のほうの詰所みたいな形で整備をしたのではないかと思っております。

職員住宅につきましては、財産貸し付けというところで収入を得ているんですが、こちらについては……。職員住宅につきましては、敷地のほうは町が持っているものなんですが、その敷地を貸して、その上に、多分振興協会さんのほうが職員住宅として建てているということで、その敷地分を町は貸し付けとして料金をいただいているという、そういう整理をさせていただいていると思い

ます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財産収入の増減ですけれども、財産の貸付収入につきましては、予算書の45ページの庁舎敷地貸付料、自販機の販売機の契約更新がありまして、ここが対前年で２万3,000円ほど増えております。貸付収入についてはここだけしか増減がなくて、貸付収入では２万3,000円増えておりまして、財産収入全体ですと、あとは利子等の影響での増減となりますので、それ以外については、前年と契約期間が同じ、まだ契約期間中ですので契約料の変更等はございませんので、増減については、その敷地、庁舎の自販機の貸し付けだけ更新があって増加しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

もう一回、ちょっと確認したいんですけれども、中央２丁目の12－36のこの住宅は、土地が宮代町のもの、上はどなたが建てたんですか。もう一回、それ、確認したいんですけれども。例えば、中央２丁目の土地は何平米あるのか、築は上は170平米ぐらいだと思うんですけれども、その点をもう一回、ちょっと確認したいと思います。

それから、医師と職員の違いは何かあるのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。よろしく。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　企画財政課副課長、野口でございます。

医師住宅の関係ですが、こちらは、敷地、建物とも町のほうの所有になっております。その広さにつきましては、委員会資料のほうの23ページにございます170平米、こちらが敷地面積となっております。失礼しました。こちらのほうは、敷地のほうで170平米となっております。

また、医師住宅と職員住宅の関係はということなんですけれども、医師住宅のほうは敷地のほうは428平米というところがございまして、そちらのほうを六花のほうを運営しております振興協会さんのほうに貸し付けているということになっておりまして、当時、町が六花を建設するときに、そういう、その辺のことはちょっとこちらでもわかんないですけれども、そういう取り決めの中で進めていったんではないかと思われます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

六花なんですけれども、基本的に六花の建設に当たっては、ハード面とソフト面という形で同時進行という形をとったと思うんです。ですので、ハード面は建てると。ソフト面については、じゃ、どこが、当時は指定管理じゃなかったですので、そういうときには地域医療振興協会がするというその中で、じゃ、どういった施設を建てるとか、どこまで町が見るかというのを決めたと思うんです。その中で、要するに、施設とあとそういった医師住宅についても町のほうで確保するという考え方で、そちらは両方とも並行して建てたということだと。その後、そういったものが決まった後に、やはり医師だけではなくて、従業員ですか、職員です、職員のものを建てたいという話があったんですが、それは当然、そこは契約はございませんでしたので、振興協会のほうでやってもらうというその中で相談があったときに、多分、町のほうでも土地があるので、じゃ、そこを貸すので、そこは振興協会のほうで費用をその分は見て、それで建てるというそういう役割分担になったと。それが今も続いているということでございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　片や、六花の職員からは36万2,000円の何がしかのものをいただいている。片や、医師住宅は一等地、駐車料、車も３台とめられて一等地の一戸建て、これは無償。これは、持ち物は土地も建物も町が建てたんですよということを先ほど答弁いただきましたけれども、これはどう見てもおかしいんじゃないですか。周辺は大体10万単位の家賃を取っているわけなんで、一等地ですから、中央２丁目の。医師のほうは無料で、片や百間１丁目のほうは、職員からは36万2,000円取っている、こんなおかしいことは町民が知ったら怒りますよ、これ。無償なんだって町民みんな知っていますよ。唐沢さん、ここは10万以上、家賃払っているんでしょうねと。いや、見たら、これ、ただ。こんなこと許されて、六花をそんなに甘やかしていいんですか。まさか、先生はありがたいですよ、もちろん。ここへ来て頑張っているんですから。当初、建てたときは、院長、名前言えませんけれども、建てたことは知っています。実は、私の同じ隣組ですからわかっていますから。今は、名前言えません。これ入っていますよ、家族が。そこを無償で提供している。えらい金がかかっているんですよ、あれは。土地も建物も。いい土地の建物ですから。それを無償で貸しているなんて、こんな町民が聞いたら大変なことになりますよ、これ。どうなんですか、これ。医師住宅は無償で、職員からは百間１丁目、36万2,000円ぐらい取っている。どう思いますか、これは。これは課長じゃ答弁できねえべ。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員、とりあえず今の質問なんですけれども、健康介護課のほうが詳しいと思いますので、そのときに詳細のほうを答弁していただくようにしてもらいたいと思うんですけれども。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　だって、どうして質問するかというと、これは企画財政課が担当しているわけでしょう、この財産収入は。だから質問したんですよ、資料もちゃんといただいているから。これにだって、持ち回りで私のほうは管轄ではございません、福祉のほうですといったら、福祉だって答えられないでしょう、だって財産収入のことなんですから。

じゃ、例えば、当時の契約書を見せてください。あそこは誰が建てたのかを私は知っていますし、経緯は知っていますよ、その辺の経緯は。ただ、現実的に、片や36万何がしの職員のほうは取っている、医師に対しては、あれだけの物件を無償で貸している、それはやっぱりちょっとおかしいんじゃないですかということで質問している。これはもう貴重な財産収入ですよ。あそこを無償で貸しているといったら、町民は怒りますよ。坪単価、今幾らしています、あそこ。建物だって、坪単価知っていますよ、私は幾らあそこはかけて建てたのか知っていますよ、町のお金で建てているんですよ、あれは。それを無償……。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

財産の取り扱いなんですが、大きく分けて普通財産と行政財産があります。ですので、普通財産については、企画財政課のほうで所管していまして、お貸ししています。行政財産については、それぞれの課が、当然その目的を持って貸してございますので、この行政財産の貸し付けに当たっても、今、健康課のほうで所管しているという切り分けでございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　大変、初歩的な質問になると思うんですけれども、普通財産と行政財産の違

いはどういうふうに違うんでしょうか、初歩的な質問で恐縮なんですけれども。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

行政財産というのは、目的を持って町のほうで使用しているものでございます。ですので、行政財産の場合は、決算書のほうにも載ってございます。ですので、そういったものが行政財産。ただ、それ以外、例えば行政財産で使っていたものがもう不用になってしまったもので持っているものが普通財産になります。普通財産の中でも、当然、そのまま持っていてもいいんですけれども、何かどこかが借りたいとかいった場合は、そのままにしとくよりも、当然貸し付けることによって収入が入りますので、普通財産を貸し付けているというものもございまして、それは企画財政課のほうで、普通財産ですので一括して管理しているということでございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　再度、確認しますけれども、このまま、はい、わかりましたというわけに私はいきません、一議員としても。これ、町民に知れたらえらいことになりますよ。これ、もう何十年、14年、お金に換算したらどのぐらいになるんでしょう。これを見逃すわけに、私はいきません。予算審議の中で、はい、わかりましたと、次に行くというわけにはいきません。これをはっきり、明確に責任者が出て、ちゃんと答弁していただかないと。これ、そんなんやっとったら笑われちゃう、今。じゃなくて、今、議会がどうのこうの言われているんですから。100％みんな通っちゃうなんていうんで新聞でも出ましたから、少なくともやっぱり議会というのはチェック機関、監視的な役割ですから、これを目をつぶって、はい、わかりましたというわけには、正直言っていきません、私は。これが通ったらえらい問題ですよ。まして、今、税金を納めているんですよ、皆さん。年金者も払っているこの貴重なお金をこういう形で処理をした、私は見逃すわけにはいきませんから、何らかのやっぱり執行部の答弁をいただきたいと思います。これでいいというんだったら通っちゃってください、えらい問題になりますから。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午前１１時３８分

再開　午前１１時４３分

○委員長（田島正徳君）　それでは、再開いたします。

今の件なんですけれども、健康介護課のほうで再度ご質問をしていただいて、答弁をいただくということで了解を願いたいんですけれども、唐沢委員、どうでしょうか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　現実的には、今これ、歳入の審議中ですから、この場でこういう事案が出てきたわけですから、少なくともこれで承認しないと前へ進まないと思います。今の企財のほうでは正確な答弁がいただけないようなんですけれども、福祉のほうで、健康福祉かな、そこだと何か明確な回答が出るという保証はあるんですか。その保証をいただければ結構です。現実的な数字で私は言っているわけですから。資料がこれ、出ているんですよ、町のほうから。歳入関係から、資料を私は全部見て質問しているわけですから。当てずっぽうで言っていない、審議の資料をもとに質問したわけなんですから。この資料が間違いなのかどうなのかというならいいんですけれども、少な

くとも、この資料をもとに質問したんですから。議会というのはチェック機関でしょう、監視機関でしょう、だから質問したわけなんですから。この資料に基づいて質問をして、明確な答えがないということは、どっかに、じゃ、問題があるということなんでしょうから。だって、今これ、歳入全般やっているわけなんでしょう。歳入の中から疑問が出たら、そこで明確な回答なり、処理方法を明確に、健康介護課にいったって、明確な回答の保証があれば結構です。当時の資料、甲と乙の契約関係なりの書類が出て、明確に示されれば、もちろん、私は結構ですよ。これ以上、もちろん質問はしません、貴重な時間ですから。そういうものが明確に出る保証があるというんなら、次に移って結構だと思いますけれども、現時点では私は質問者ですから、質問者が納得できない現実の中では、私はちょっとどうなのかなと思います。貴重な時間ですから、目をつぶって前へ行ってくれというんなら、それで結構です。

○委員長（田島正徳君）　答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋です。

まず、２つあるという形で、予算書の45ページのほうには職員住宅敷地貸付料が載ってございます。こちら、先ほどお話ししたとおり、普通財産として貸し付けておりましてこちらに載っているということでございます。

医師住宅のほうですけれども、これは医師住宅については、もう既に六花の建物と医師住宅については、当時、町の公共施設として建てるということで建てたものです。ですので、両方とも決算書のほうには載ってございます。ですので、それらを行政財産として建てて、そこに住んでいるという違いでございます。

行政財産と使用していたとしても、例えば、使用料を取るということになれば、それはお考えのとおり、医師の部分のそこを貸している部分を取るというようなこともあるのかもしれないのですが、当然、そうすると指定管理料にはね返ってきますので、正直、行って来いになってしまうんです。ですので、そういったことになっていますので、当然、今言ったとおり、町がそもそも六花の建物も別に指定管理料としては今ゼロですけれども、その建物については使用料は地域医療振興協会からもらっていませんけれども、こちらも同じ考え方なんです。ですので、そういったことで、要するに、特にもらっていないということです。そもそも、ですから、町のほうで建てたもの、そういう目的のために使ってもらっているという形でご理解いただければと思います。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　行政財産、18医師住宅ということで計上されていますよね。医師住宅なんですよね。住んでいる人は六花の先生ですよね。家族ともども住んでいますよね。ただ、これを無償というわけには、現実的に。あそこに、だから何か医療機関の形があればいいですよ。住宅ですから、六花とは基本的には関係ないということでしょう。これは、ちょっと、あそこがなくなっちゃうと医師がいなくなっちゃうということで心配しているかどうかはわかりませんけれども、そこまで優遇して、現実的に優遇しているわけですよ、これ。町の財産を無償で十何年間も提供してきたわけだから。基本的には私は納得しません。明確な答弁をいただかないと、これ、正直いって、えらい問題になる。町民が知ったら、恐らく10人中何人しようがないなという人がいるかどうかも知りませんけれども、恐らく、10人中何だということになるでしょう。10年間だってえらい金額にな

ると思いますよ。あれ、建築費幾らかかったと思いますか。当時の職員は宮代町にいますから、その人に私は直接聞いているんですよ。坪単価幾らかかっていますよというのは。町の金で建てて、町の金で14年間も無償、金に換算したらどうなるんでしょう。財源厳しい、財源の確保に努めるどうのこうのと載っていたと思うんですけれども、現実的に私は納得しません。あとは委員長が進めてください。今後、もしこの前へ行ったら、町民に私は言いますよ、正直に。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課のほうといたしましては、再三同じ答弁で、要は、六花ができたときにそういう契約で施工して、指定管理をしてもらっているということなんです。

これ以上の答弁はないと思いますので、進めさせていただきたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　１点だけ。

内容的にはつまらない質問なんですけれども、町は財政が厳しい、厳しいといつも言っていますよね。それで、いきがい活動センター12万、これ、町の人がみんな、あそこ、相当高く貸しているんでしょうねと、あんだけの坪数を、利用の内容についてはよく説明を何回か聞いておりますけれども、12万では安いんじゃないかと皆さん言っているんですよ。１カ月１万ですよ。教育関係の問題とかそういうことで説明されると、それはいろいろ私たちも弱い点はあるかもしれませんけれども、財政的なことを考えたら、私、前にも何かで何回かこれを質問したことがあると思うんですけれども、12万というのはないだろうと思うんですよ。１カ月に１万ですよ。あれだけの学校の施設として貸すんですから、町も本当に財政が厳しいんだったら、もうちょっと真剣になって、もう少しある程度は貸付料は上げてもいいんではないかと私はいつも思っているんですよ。１カ月１万はちょっと安過ぎるんじゃないですか。これは、ちゃんと納得できるように説明、もう一回、きょう聞きたいと思いますよ。12万は安過ぎる、財政が厳しくないというんならいいんですけれども。もう少し、ほかのいろいろ貸付料とかいろんなのを考えると上げてもいいなと、上げることがいけないと言うかもしれませんけれども、ほかのことでは何でも上げる、上げるというのに、今度は進修館のところも何か貸付料を取るようにしたしさ、何でも取ることは考えていて、こういうところには目を向けないんですよ。もう少し、町民が納得できるように、１カ月１万とはちょっとないだろうと言っている人が多いんですよ。私もそう思います。あんだけの大きな敷地を、ほかの町の事務所を使っている部分があるようですけれども、それはそれ。それ以外の別として、やはりもう少し値上げしてもらう、そういう考えがなぜないのか、お願いしたいと思います。それだけ。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

小河原委員おっしゃるとおり、町としてももっと収入がいただければいいんですけれども、まず１つ大きな問題として、あそこは調整区域でありますので、その場合、転用がきかないんです。それから、今は体育館として利用いただいていますけれども、これが、例えばあそこが倉庫にして来てもらうとかそういうことができれば違う形で利用できるんですけれども、そういう形で、あそこは調整区域ですので、違う目的では利用できないというのが１点ございます。ですので、実際、そういう条件で応募したときに、いき活を廃止して応募したときにどこも応募がなかったというのが

ございます。

その結果、昌平学園さんのほうにお話をして、そういった形で契約をして、あとは、今、体育館として使用する、かつ、今利用されている方がいますので、そういった方も利用できるような形で何とかできないかという形で契約になってございます。ですので、そういった形でなっていまして、かなり今も維持管理費がかかっているみたいで、実際は１万円なんですけれども、その維持管理費にはかなり向こうもかかっているらしいんです。建物も古くなっていて、その分がかかっていますので、町としてももっと高いところに貸したいんですけれども、今のとおり、貸せる条件がかなり絞れているというのがありまして、かつ、今の団体さんの利用というのもできるだけ継続したいという形でやってございます。ですので、もっと取りたいのはやまやまなんですが、そういう面で１万円という形の設定になってございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。理解をしたということじゃないんですけれども、あれを建てたときは、たしか勤労体育館ですか、あの体育館は。調整区域であろうと何であろうと、勤労者を目的とした補助金か何かもらっていたと思うんですよ。それであるんなら、町の人が体育以外だって、中身をちょっと変えて使えるようにするとか、いろいろ講じるべきだと思うんですよ。１カ月１万でなくて。

町のために、町の町民のために、そういう発想はないんですよ。今、説明があったことを前回も聞きましたけれども、私は目的が違うなと思っている、考え方が。そのことを一言言って、また何か機会があったらもう少し値上げしてもらうように努力してくださいと言うぐらい、また始まるかもしれませんので。私は、確かに施設を改修しているとか、一部。大きな改修になると町がやるんでしょうから、当然。それはもう前に説明がありましたよね。小さな改修は使っている人が行うのは当然だと思いますけれども、どのぐらい修繕に金がかかっているかわかりませんけれども、それは町の町民がもうちょっと喜ぶような利用をするんなら私はわかると思うんですよ。そうでないんだから、町の人たちも一部使っていることは説明されて聞いていますけれども、全てが町の人が借りるように、場合によっては、体育館、あそこを１週間に１回は貸してくれと言ったら、１日５万もらうとか３万もらうとか、そんなところでしょう。１カ月で１万でさ。何か考え方を変えるべきだと思いますよ。財政が何かというと厳しい、厳しいと言って何もやってもらえないと。何もとは言わないけれども、ちょっとしたことをやってもらえない。財政の問題でいつも言うから、私はこういうことを言うんですよ。これからも言わないでもらいたいと思いますけれども、財政が厳しいということは。必ず、財政が厳しいと。財政が厳しかったらこういうこともうちょっと目を向けなさいというんですよ。そのことを一言、どうですか、向けるか向けないかだけ聞いて終わり。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

現在、雨漏りもしてございます。ただ、一度雨漏りのほうを直したりしているんですが、結局とまらないと、原因が分からないという形で雨漏りもしているということでございます。あと、電気のほうも、かなり結構切れています。これについては、そういったことも、今後改修費もかかるということで、それも含めて町のほうでは廃止をしたという経緯がございますので、また改めて、その部分の経費は正直かけられないなと思ってござ

います。ですので、そういった中での利用という形に、今させていただいているという状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時００分

再開　午後　１時００分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。

質疑ございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草弘之でございます。

予算書46ページの繰入金、財政調整基金の繰入金についてお尋ねいたします。

30年度予算では、この財政調整基金の増について、社会保障経費の増を背景にして取り崩しが増えたというようなご説明だったかと思いますが、社会保障経費といいますと、一般会計からの繰出金かなというふうに理解をしているところなんですが、歳出で見る繰出金としましては、私たちの予算書の６ページに一覧が出ております。増といっても、トータルで考えれば767万4,000円、この金額に対して、片や調整基金の繰入金の増は5,100万円以上になっているわけです。ご説明の中の繰出金だけとってみると、プラス・マイナス767万円になっていますが、例えば、国保の繰出金ですとか介護保険、後期高齢者、これについてはプラスになっております。農業集落排水、公共下水道は逆にマイナスになっておりますので、トータルすれば700万何がしの増しか見えないんですが、町長の施政方針にもありました今回の予算、ゼロベースでやっていますよという考え方が示されているんですが、ゼロベースという文言を聞けば、予算を抑えるというような意味に感じるんですけれども、ゼロベースで考えたとしても、積み上げていけば同規模になった、あるいは逆に増えたという場合もゼロベースではあり得るのかなと思うんですが、特にこの財政調整基金からの繰入金が増えておりますので、この辺のご説明をお願いしたいと思います。１点、お願いします。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

では、私のほうから財政調整基金の繰り入れの増額についてご説明をいたします。

そうしましたら、私たちの予算書の６ページをごらんいただきたいと思います。

いわゆる、社会保障関連の増等ということでご説明を差し上げたところでございまして、ご指摘いただきましたとおり、社会保障といいましても、繰出金に含まれるものと、あと上から４番目の扶助費に含まれるものがございます。

繰出金に含まれるものといたしましては、社会保障の中で医療の関係であります国民健康保険と後期高齢者医療、あとは介護保険、これらの繰り出しについてがこの繰出金に含まれておりまして、障害者福祉の関係ですとか、あと子育てが、ここ保育所の運営費等が増えておりますので、そういった子育て関連の経費についてきましては、主に上から４番目の扶助費といわれるものに含まれます。ですので、繰出金としましては767万4,000円の増となっておりますが、扶助費のほうで2,267万円ということで、これらを足しますと、およそ社会保障関連といたしまして3,000万程度の増額ということになってございます。

また、社会保障関連等とご説明したその「等」なんですけれども、いわゆる性質別というふうに分析したときに、一番上の人件費、それから４番

目の扶助費、あと真ん中ぐらいに公債費、いわゆる町債の返済ですけれども、この人件費と扶助費と公債費、この３点がいわゆる統計上、義務的経費として区分されるものでございます。

義務的経費というのは、言葉のとおり、法令等でもう支出が義務づけられているものでございまして、先ほど、予算編成ゼロベースでというお話はさせていただいたんですけれども、なかなかこういったこの３つの経費については、ゼロベースといいましても支出が義務づけられているということで、性格上、ちょっと見直しがなかなか難しい経費でございます。

これらを見ていただきますと、人件費のほうでは3,615万5,000円、あと扶助費は先ほど申し上げたとおり、あと公債費のほうも臨時財政対策債の償還が、臨時財政対策債、平成13年度から制度がスタートしていまして、30年償還ということですので、まだ借り入れは、純増というわけではないですけれども、まだ増加しております。それに付随しまして、公債費のほうも増加している関係で、こういった人件費、公債費だけでも6,000万ほど歳出のほうは増えていると。当然、一般財源だけではなくて、ほかの特定財源等のもありますので、純粋にこれだけ増えるということにはなりませんけれども、こうした社会保障プラス義務的経費と呼ばれるものの支出増がかなり財政調整基金の繰り入れが拡大した大きな要因となっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　それでは、再質問させていただきます。

社会保障経費以外のものもあって、それを積み上げると取り崩しやむなしというような内容かと思いますが、ちょっと細かいんですけれども、私たちの予算書の４ページには社会保障経費しか書いていないんです。「等」というのがあれば読み取れるかもしれないんですが、これだけの理由しか示されておりませんし、提案理由の説明の中でも、これを重点的におっしゃっていたような気がします。

逆に、義務的経費いろいろ、人件費、扶助費、公債費も含めて増にならざるを得ないという部分があれば、予算そのものの編成をゼロベースで考えるんであれば、事業の見直しも予算に反映させる必要も、30年度予算についてはカットしたものはないと思うんですが、今後、どんどんこの財調を取り崩しすればいいという方法にはならないと思うんです。いずれ、義務的経費出るものが増えるんであれば、当然、事業も縮小せざるを得ないと思うんですよ。その辺の考え方が、やはりゼロベース、積み上げだけのスタートがゼロではなくて、本当にゼロにするというようなことも、今後、必要になってくるんじゃないかと思うんです。その辺の考え方と、行政サービスの低下を招くというのは避けなければならないことだと思います。

財調については、もう一つ心配なのは、一般予算に繰り出しするのはいいんですが、今度、新規事業をやるときに、年度途中で補助金をもらえるような新規事業を想定したときに、10分の10であれば問題ないんですが、２分の１とか何分の１とか、やはり手持ちを出さないと新規事業が申請できないというようなことにもなりかねない事態になってきてからでは遅いんで、まだ残高がありますからそういうことにはならないと思うんですが、ちょっとそういう心配をしているもんですから、この辺の考え方をもう一度お示しいただきいただければと思います。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　それでは、ご答弁

いたします。

ご指摘いただきましたとおり、予算についてはゼロベースで実際に編成は行っております。

実際に、どのように行ったかというところなんですけれども、基本的に、宮代町では一般行政経費、義務的経費、あと総合計画に載っている政策的経費、このように経費区分を行っておりまして、義務的経費は先ほど言ったとおり、なかなか見直しが難しい経費と言われるものです。政策的経費と言われるものは、総合計画に位置づけられた事業ということで、町としては政策的に取り組んでいくというような経費でございまして、これについては、基本的には、各課からの要望を尊重して計画を実現するために推進する経費ということで計上しております。そうしますと、実際に見直しができるというものについては一般行政経費でございまして、いわゆる通常の町のほうで行っているような行政サービスというものが一般行政経費になります。一般行政経費につきましては、なかなか財政担当で全て査定するということが難しいこともございまして、各課の枠配分額ということで、30年度予算につきましては、29年度の当初予算で各課が使った一般財源から平成29年度のみに執行するような特殊要因といいますか、例えば工事ですとか、あと何か大きな物品の例えば買い入れですとか、その年だけ必要となるような経費を全て取り除いて、通常１年間、先ほどあったとおり、行政サービスを低下しないような一定の基準を維持できる経費を上限に配分しております。その中で、基本的には各課、課長を中心に、その課で必要な経費に重点配分を行っていただいて、その年度、その年度で必要な行政需要を満たしていくというようなやり方をとらせていただいております。そういう編成を行っているというのが今年度の予算編成でございます。

今後の財政調整基金なんですけれども、確かにご指摘いただきましたとおり、今後も社会保障関連経費及び公債費等の義務的経費の増加というのは予想されます。ですので、今年度の予算編成方針の中では、なかなか短期的に難しい、長期的な見直しということで、地方債なんですけれども、例えば、基本的に返済額以上の借り入れは行わないというような方針で編成させていただいておりまして、そうしますと、短期的になかなか結果は出ないんですけれども、長期的には地方債残高が減っていけば将来への負担が減ってまいりますので、そういった取り組みを開始したり、あと、宮代町の場合は、公共施設のあり方についても早く見直しをしておりまして、ふれ愛センターを初め、いろいろ公共施設の見直しを行っております。午前中にもありましたとおり、六花につきましても、来年度以降、やはり今後かなり運営費の増が見込まれますので、そういったところに着手していきたいと考えてございます。

単年度の予算編成では、そういった事務事業の見直しと、事務事業の見直しといいますか経費の重点配分を各課で行うというところと、それで、すみません、各課から枠配分額で足りないものが当然出てまいりますので、それにつきましては、各課長さんを中心にした町の経営会議のほうに12月に編成会議を行って、宮代町として来年度はどういったところに予算を重点配分するのかというような会議を行って、実際に実施するものを採択して予算化していくというような編成過程をとっております。

財政調整基金については、今年は４億5,000弱ということで、例年にない取り崩しとなっております。来年度以降につきましては、午前中もちょっとお話しさせていただいたんですけれども、通常、例年４億円程度の取り崩しを基本に編成して、

決算を見ていきますと、ここ数年、10億円ちょっと切っているんですけれども、それでも10億円前後をずっと維持できておりますので、来年度以降につきましては、やはり４億を基本にまた編成に当たっていきたいと、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　行政サービスの低下を招かないように予算編成するということは、やはり歳出を見込むしかないわけです、事業をやるためには。その辺のバランスというのは今後必要になってくるんだと思いますし、もう行財政改革も効率化についてはいろいろ、以前の議会の一般質問等の答弁でも、もうこれ以上絞りようがないよというようなお話もありますし、事情もそうなんだろうなというふうに思います。

今、お話になりました公債費については、今の下がる傾向、償還が進んでおりますけれども、償還が進んでいるということは公共施設の老朽化になっているという見方になるわけですので、今後、減る傾向ではなく、当然、学校の施設の規模の見直しですとか、削減して経費を落とせるというのはあるんだと思うんですが、単純に公債費比率はもう高くなるというのがもう傾向になってくるはずなんです。そういう中で、やはり事業のカットの方向の見直しというのは当然必要になってくると思うんですよ。その辺の公債費の今後の推移の見方はどういうふうにされているのかということと、経常収支比率にもなってくると思うんですが、28年度は92％台、それ以前は94％台で埼玉県からの町村では下から２番目というような位置づけだったと思います。例えば、２％の率、単純に計算できないんだと思うんですけれども、100億円の予算であれば、２億円ぐらいのアップをすれば92％から94％になるのかなという単純計算でいいのかわからないんですが、そういうやりくりの中で、少し行政サービスを低下させないようなトータルの方式、そういうのもある程度、必要なんではないかと思うんですが、その辺についての見通しといいますか、考え方についてはいかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　公債費に関して、まずお答え申し上げます。

私たちの予算書の107ページを見ていただければと思います。

こちらは、107ページに記載されているのが、実質公債費比率といいまして、例年、決算確定後、財政健全化法に基づいて一定の指標と、財政の健全化をはかる指標の一つとして公債費比率を出すものでございます。

これを見ていただきますと、平成24年度からですけれども、宮代町が、大体町村の平均やや下ぐらいで推移しております。左側に近隣の町と、ちょっと三芳町は財政力が高い団体で参考に掲載しているんですけれども、そういった近隣の町と比較しまして、公債費比率は比較的低い位置にございます。

ただ、ご指摘いただきましたとおり、臨時財政対策債については、まだ先ほどお話ししたとおり、あと数年、恐らく残高は増える。それに伴いまして償還費も増える。その後は、ある程度返済額と借入額が同じになって平準化していくというようなことが見込まれております。

普通債につきましても、実際、今年度、29年度に防災行政無線のデジタル化で２億5,300万、小・中のエアコンの設置でも約１億円ということで、ここに来て普通債の借り入れも増えてございます。ご指摘いただきましたとおり、公共施設に

ついても、毎年、今、当初予算で計上する修繕費では賄えなくて、年度途中にやっぱり補正予算等で数百万単位で計上して、修繕等を行っておりますので、いずれやはり大規模修繕というのを行っていかなくてはいけないと。そのときにも、やはり地方債を使わざるを得ないという状況にあろうかと思います。ですので、町としましては、やっぱり先ほどもご指摘いただきましたとおり、学校の適正配置ですとか、公共施設等の見直しを計画的に実施していかなければ、なかなか一般行政経費の歳出削減といいましても、実際には、一般行政経費で一般財源ベースですとおよそ15億円前後なんです。ということですと、仮に１％をシーリングといって、各課に削ってもらったとしても1,500万程度しかやっぱり捻出はできません、新規事業に充てられるものについては。来年度の予算を見ましても、学校の雨漏りの改修ですとか、あとは郷土資料館のエアコンの修繕とか、やっぱり施設運営になくてはならない修繕等がやはり数千万単位でかかってまいりますので、そういった中長期的に見ますと、やはり今後につきましては、今、全国的な流れですけれども、公共施設の見直しを計画的に実施していかなければならないと考えております。その中で、国のほうも、公共施設の適正配置につきましては、交付税算入のある地方債、公共施設の除却とか統合とか施設の転用とかそういったものに当たりましては、そういう有利な地方債を設定しておりますので、そういったものの活用も考えながら公共施設の見直しなどを実施していかなければならないというように考えてございます。

もう一点、経常収支比率なんですけれども、同じく106ページにこれまでの推移を書かせていただいております。28年度で92.7％ということで、ご指摘いただいたとおり、県内でも高い状態でございます。27年度に下がりましたのは、制度改正です、地方消費税交付金が消費税の引き上げに伴って一時的に減ったということですので、やはり実質、宮代町は現在90％から95％の範囲内で推移しているという状況です。

すみません、１％でどのくらいかというのは、ちょっと今、正確な数字はお答えできないんですけれども、やはりこういった経常収支比率を下げるということにつきましては、今の財政の予算編成の過程で、ちょっと財政担当のほうで見たところ、なかなか今の一般行政経費をこれ以上削ることは難しいかなと。逆に言うと、経常収支比率が高いということは、１人当たりにかけている行政費用も高いというような見方もできますので、そのあたりにつきましては、今後、やはり経常収支比率が低ければいいことには変わりないんですけれども、下げると行政サービスの低下に直結するものもございますので、そのあたりのバランスを考えながら、経常収支比率については抑制していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

幾つか、予算書に従ってちょっと質問させていただきます。

最初に、22ページの交通安全対策特別交付金なんですけれども、これ、資料なんかを見ていると、年々、交付金が下がってきている、資料の中では１ページなんですけれども、527万1,000円から今回は400万になってしまった。25年が527万、30年度では400万、このように下がってきている。みんな、町民の人たちはいろんな要望をしていると思うんですよ、交通安全に対しては。これ、毎年下がっている理由というんですか、その辺のとこ

ろはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

それと、これ24ページなんですけれども、農林水産手数料の使用料なんですけれども、新しい村の使用料が昨年と比べてちょっと微増になってきているということなんで、この辺のこの見方というんですか、新しい村、これからはそういうふうに増減していくのかどうか、利用者が。その辺のところを、そういう予想でこの予算を立てているのか。

それと、28、29ページの子ども・子育て支援事業、2,513万8,000円でございます。これ、いろんなことに使われるということでなっているんですけれども、これ、国と県の負担率ですか、３分の１ずつということになっているんですけれども、実際に見ている、この予算書を見ていると、国のほうは2,513万8,000円、37ページの県のほうが2,395万9,000円で、これちょっと違うかなという感じがするんだけれども、これはどういう感じなのか、その辺のところもちょっとお聞かせ願えればありがたいなと思っております。

あと、細かい点なんですけれども、42、43の財産運用収入です。１目財産のやつなんですが、２万3,000円増えているんですけれども、この辺はどこの部分が増えたのかどうか教えていただきたいと思います。

一応、大きなところがそんなもんです。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

それでは、順次、お答え申し上げます。

まず、１点目の交通安全対策特別交付金ですけれども、交通安全対策特別交付金の原資が交通反則金ということになっております。この反則金を原資としておりますので、こういった反則金の原資が減れば、実際には交付額が減ると。なので、交通違反が減少されれば、原資が当然減りますので、そういった形で地方財政計画のほうで3.1％の減というふうに見込まれておりますので、実際には、交付につきましては、これは道路の延長等で来ますので、特に交通事故件数とかではなくて、一律に交付されるものでございまして、そういった交通反則金が減少したというふうに考えればこちらはいいのかなというふうに考えております。

２点目の新しい村使用料の増加の理由なんですけれども、新しい村の使用料につきましては、例年どおり、森の市場結の店賃といわれるものと、また、村の集会所の使用料、市民農園の使用料、農の家、芝生広場等の使用料を計上しております。

30年度につきましては、これまでの今お話しした使用料にプラス、今までちょっと稼働できていなかった森のパン工房の稼働を来年度、今年度のもう間もなくと今聞いていますけれども、稼働できそうだということで聞いております。このパン工房の稼働分ということで80万円ほど予定しておりますので、それらを含めて69万2,000円という形で、例年、昨年度と比べると増額となってございます。それ以外につきましては、今言った森の市場結の使用料等につきましては、28年度の実績及び29年度のこれまでの実績を踏まえた金額で計上しております。

３点目の子ども・子育て支援事業補助金だと思うんですけれども、こちらが、国・県で３分の１となっていて、それぞれ額が違うのはなぜかというようなご質問だと思うんですけれども、これ、子ども・子育て支援事業を国は交付金、県のほうが補助金と同じような名称なんですけれども、その中に含まれるメニューというのがございまして、それが若干、国と県で違っております。例えば、学童の経費とかがここに入ってきたりするんです

けれども、放課後児童健全育成とか、こういったものは国も県もこの子ども・子育て支援事業補助金で入ってくるんですけれども、例えば、国のほうですと、子育て世代包括支援センターって来年度から開設するんですけれども、それの関連経費が、国ではこの子ども・子育て支援事業交付金で入ってくるんですけれども、県はこの子ども・子育て支援事業補助金という補助金ではなくて、その次のページです、例えば39ページをちょっと見ていただきますと、39ページの真ん中ぐらいに埼玉県利用者支援事業補助金82万3,000円、あると思うんですけれども、これが、県は子育て世代包括支援センターの補助金については独立したメニューで入ってきたりします。ですので、そういったちょっと国と県で用意されているメニューが一部異なる関係で一致していないということでございまして、基本的には国と県で同じような金額では入ってくることになっております。ただ、こちらは負担金とは違いまして補助金ですので、やはり、これについては予算の範囲内での交付ということもあろうかと思いますので、そういった点で実際にはちょっと一致しないというような状況でございます。

最後、４点目の財産収入の２万3,000円の増ということなんですけれども、これにつきましては予算書の45ページでございます。

これにつきましては、下のほうの庁舎敷地貸付料でございまして、これ、庁舎の自販機の設置の使用料でございまして、これが契約の更新がございまして、こちらが２万3,000円ほど増えておりますので、これ以外の貸付収入についての増減は特にございませんで、ここだけ２万3,000円、その契約更新に当たって増えたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　交通安全対策については、交通事故とかそういうんじゃなくて、やっぱり総延長で一律に出ている、ただし、違反者が少なくなると原資が少なくなってくる、それで平等に国のほうではこういう交付金で渡しているということで理解はしました。

それと、新しい村のパン工房がこれからやっていくというんですけれども、予算書の中にはそういうふうに含まれてきているんかもしれませんけれども、利用者とかそういうのは、今後どういう推移をしていくのか、この辺のところをちょっとわかる範囲だけでいいです。担当課に聞けばもっとわかるかもしれませんけれども、予算を組む以上、そういう話も来ているんかなと思っていますので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

先ほど、あと、聞くのを忘れていたんですけれども、24、25ページの土木使用料の道路占用使用料です。占有者から使用料となっているからですけれども、これのところはどの辺のところを町では道路を占有者からいただいたのかなと思って、ちょっとその辺のところはわからなかったんで教えていただきたいなと思います。

基本的に、あと国庫支出金ですか、子ども・子育てだとか、そういうふうなやつは基本的には県と国のほうでは出していくんだということを言っていますけれども、これ、ばらばらということは、ほかにもこういうばらばらのあれというのはあるんですか。例えば３分の１出すんだけれども、国と県の違いがあって、補助金がこういうふうになっているという、ちょっと理解をわかるように、あれば前もってちょっと教えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　では、再質問のほうにお答え申し上げます。

まず、１点目の新しい村使用料ですけれども、先ほどパン工房の稼働が開始されるというようなお話をさせていただきましたけれども、これまでパン工房については設備はあったんですけれども、なかなか担い手となる方がちょっと見つからなくて、実際には休止していたというふうに聞いております。それを担い手となれるような方が見つかって、実際にパン工房の稼働を開始するということを、今担当課から聞いておりまして、具体的な周知方法等につきましては、申しわけございませんが産業観光課のご審議の際にご確認していただきたいと思います。

２点目の道路占用料のお話なんですけれども、道路占用料につきましては、これは道路に設置されている東京電力等の電柱とか、あとＮＴＴの電話柱とか、あとはガス管等のものの設置の使用料でございまして、これにつきましては、本数当たり年幾らというような金額が決まっておりまして、それを積み上げた金額が予算となっております。占用料につきましては、そういった電柱の本数とか、電話柱の本数とかに応じて、あとは町のほうの道路占用料徴収条例、そういった条例に基づいて金額を設定しておりますので、それらを累積した金額がこちらの予算になっていると。実績等を勘案して計上してございます。

３点目の国と県の違いなんですけれども、私のほうで、ちょっとすみません、把握できているのは、今ちょうどご指摘のあった子ども・子育て支援事業補助金でございまして、これ以外のものにつきましては、今見たところ、国と県で大体補助金名が同じものは同じようなメニューで入ってまいります。

ちょっと簡単にお話をさせていただきますと、子ども・子育て支援事業、国の子ども・子育ての中には学童保育、延長保育、包括支援センターの運営費、そういったものが全部入っていると。一方、県の子ども・子育てについては、本当に、例えば、県の子供支援課みたいなところで所管する補助金だけで、その子ども・子育ての分については、例えば所管課が違えば補助金の交付となる課が違うと、実際に県のほうの補助メニューがちょっと変わるということもございまして、そういった点でちょっと一致しないのかなというふうに思われます。ですので、今のところ、国と県で補助率、あともう１個、合併処理の関係だけですか、合併処理浄化槽の補助金につきましては、基本、これも国・県それぞれ３分の１というようになっているんですけれども、今、政策的に国のほうで拡充をしていたり、県のほうで独自に処分費等について上乗せしたりしておりますので、そういった補助率というのは例えば３分の１と決められているんですけれども、それに一定のそういった政策的な上乗せ等がされている場合には、国と県で金額が一致しないということもございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

企画財政課長。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

午前中、唐沢委員さんからご質問いただきました医師住宅の無料の件なんですが、その後、確認をしまして、ちょっと新たな情報というか、入りましたのでお答えさせていただきたいと思います。

確認しまして、六花を建てるときに、医師の公舎につきまして、宮代町医師公舎の使用及び管理に関する規則を定めています。その中で、使用料の免除という形で、医師公舎の使用料は、宮代町行政財産の使用料に関する条例の規定により、免

除するという形で免除規定も設けさせていただいたという形で整理させていただいたということでございます。

ただ、使用者の費用負担として、その中には電気、ガスでありますとか、障子の張りかえやガラスの入れかえとか、そういったものは使用者の負担という形で、そのとき取り決めさせていただいたという経緯がございました。

○委員長（田島正徳君）　質疑がないようでしたら、歳出のほうに移らせていただきます。

それで、職員のほうが入れかわりますので、少々お待ちください。

休憩いたします。

休憩　午後　１時４１分

再開　午後　１時４５分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

それでは、職員の紹介をよろしくお願いいたします。

○企画財政課長（大橋洋巳君）　企画財政課長の大橋でございます。

自己紹介をさせていただきます。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長野口と申します。よろしくお願いします。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。よろしくお願いいたします。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　こんにちは。企画財政課の押田と申します。よろしくお願いいたします。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤と申します。よろしくお願いいたします。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査富永と申します。よろしくお願いします。

○政策担当主査（榎本恭一君）　政策担当の榎本です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　それでは、質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、66ページ、便利バスが走る事業なんですが、これは前年度と比較して1,476万7,000円の増となっております。これは新たな車両による便利バスの運行を開始して、さらに利便性を図るということなんですが、見たとおり予算は約倍化しております。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、72ページの庁舎等管理事業、第２款の１財産管理費の(1)庁舎等管理事業、これにつきましては、従来と同じ内容だと思うんですけれども、964万4,000円減額しております。この辺の理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、74ページの(2)の庁用自動車管理事業、930万5,000円増となっておりますけれども、これは事業概要でも新車の購入ということを４台ということなんですけれども、説明では町長車も含めているということなんですけれども、町長車についてはこれまでの何年使ってどれぐらい乗ったのか、その点、どうしてもかえなければいけないといったことで公用車を新車を予定していると思うんですけれども、その点についてもう少し詳しい内容。

それから、これは電気自動車はリース、買収というふうに括弧書きでなっております。この辺もあわせてご説明願いたいと思います。

それから、その下の公有財産等管理事業、これは前年度中島児童公園、もとどおりにして返していただきたいということなんですが、残念ながら

その後地主さんがそれらの計画で返した分、それなりの活用をしていただくのかなと思っていたら、しないで更地になっていると。ここは非常に、もししないんであれば本当に無駄遣いになってしまったなというふうに思うんですけれども、これは町の責任ではありません。もとのとおり返してほしいということで返したものですから。この後の利用なんですけれども、それについて。これ違いますか。

〔発言する人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　これは総務ですか。

〔発言する人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　まちづくりか。はい、わかりました。

一応私としてはその後をどうするのかということでお聞きしたかったんですけれども。

76ページの(4)ＯＡ管理事業なんですけれども、これは、これまでとそんなに変わりないと。しかし133万9,000円増額となっていて、しかも国庫支出金がつくという内容になっています。これはグループウエアの更新ということもあるんですけれども、この増額の理由です。それと内容についてご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、78ページの(5)宮代定住促進作戦についてでありますけれども、これも上程説明のときの説明では前年度と変わりないのかなと思うんですけれども、いかんせん253万1,000円ということで増額となっております。これについては、私たちの予算書でも書かれております、内容が。これについてもう少しこういった点を力を入れていきたいんだというようなところがあろうかと思いますので、これらを含めてご説明願いたいと思います。

それから、あとは飛びます。96ページの統計調査事業、これもいいんですよね。これの242万3,000円とありますけれども、これも前年度から比べて約200万近い194万7,000円の増額となっております。住宅土地統計調査でまた違った内容にもありますけれども、経済センサス基礎調査とかこういうのも入ってくるかと思いますけれども、この辺で増額している内容です。それについてもご説明願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

まず、１点目の便利バス委託料の増額についてでございますけれども、こちらのほうは皆様ご存じのとおり現在の運行につきましては、30年３月31日をもって契約が終了いたします。その関係で、今年度中７月に入札を執行いたしまして、新たな業者が決定をさせていただいているところでございます。委員さんご質問のとおり車両の入れかえによるものが大きな増額の理由の一つとなっているところでもございます。

また、一部ルートの見直しを図ったことによりまして、延長されたことによりまして、そのガソリン代等も若干の伸びが生じていることも１つ増額になった要因のところでございます。

続きまして、２点目の庁舎管理事業の関係でございます。

こちらのほう、前年比で大きく964万4,000円の減額ということでございますけれども、主な理由といたしまして、29年度につきましては改修工事のほうを３つ行ったところでございます。しかしながら、平成30年度の予算を要求する際に、庁舎等を見たところ、緊急性を生じる箇所がございませんので、この分改修工事ということで30年度予算には計上しておりません。その関係で大きく庁舎管理事業については減額となっているところで

ございます。

３点目、庁用自動車の関係でございますけれども、新車を４台、30年度においては購入する予定で予算計上のほうさせていただいているところでございます。そのうち１台については町長車ということなんですけれども、町長車については現在の車が平成12年６月登録で約18年経過しているということで、劣化も生じているところから、次年度30年度予算で新たに町長車を購入したいということで要求のほうさせていただいているところでございます。そのほかに、軽自動車を１台とトラックを１台ということです。

それと、現在無償リースで電気自動車のほうの借り入れをしているところでございますけれども、そちらのほうについては、次年度買い取りということでこちらの18節の備品購入費に入れさせていただいたということで、合計４台の購入ということで計上のほうをさせていただいているところでございます。こちらのリースの車につきましては、日産車なんですけれども、引き続きリースをするか買い取りにしたほうがよいかということで検討のほうさせていただいた結果、リースにするよりは買い取りにしたほうが長いスパン、約１年半の期間で見させていただければ元が取れるということで、今回買い取りということにさせていただいたところでございます。

それと、ＯＡ管理事業の関係でございますけれども、前年比133万9,000円の増額、こちらのほうにつきましては、ＯＡ管理事業全体で見ていただきますと、電話料ですとかシステム機器の保守委託料については減額という状況になっているところでございますけれども、ＯＡ関係の備品ですとか交付金、こちらのほうが増額というような状況になっている関係で、全体を見ますと前年比で増額という形になっているところでございます。

こちらのほうのグループウエアということなんですけれども、グループウエアとは何ぞやということですけれども、こちらのほうはネットワークを利用して情報共有やコミュニケーションを行いまして、業務の効率化を図るものの総称としてグループウエアというふうな総称を使っているところでございます。ネットワークに接続されたメンバーがグループウエアのサーバーに接続いたしまして、サーバー上のデーターベースを用いてさまざまな情報を共有し、業務の効率化を図るということで、こちらのほうの更新も行う予定でいるところでございます。

最後になりますけれども、統計調査事業、こちらのほうで当初予算が242万3,000円、前年比194万7,000円の増額ということですけれども、30年度におきましては、住宅・土地統計調査、こちらのほうが大きな調査がございます。そのほかに経済センサスの基礎調査の準備要務、また工業統計調査、学校基本調査、2020年農業林業センサス、こちらのほうも準備要務として調査のほうがある予定でございます。

住宅・土地統計調査につきましては、５年に一度行うものでありまして、こちらのほうの調査に当たりまして宮代町のほうが60調査区が対象地区となっているところでございます。その関係で指導員の方ですとか調査員の方の増員を見込んでいる関係で、予算的には増額となっているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

予算書78ページの宮代定住促進作戦の増の理由ということなんですが、こちらについてはこの事業の中で「みやしろで暮らそっ」という宮代町を

紹介するサイトのほうを運営してございます。そちらのほうが道仏の区画整理がちょうど売り出すその当時に第４次総合計画もスタートしましたので、そのときの一つの事業としてスタートして、あそこの物件を売るということも１つ大きな目標といいますか使命として、そのサイトのほうが運営をさせていただいております。そちらのほうもほぼ区画整理のほうの販売もほぼ今終了のほうにきておりますので、今後新しい形で宮代の魅力を外に発信していくということで、この定住促進サイト「みやしろで暮らそっ」のほうの大きなリニューアルのほうを今回したいと思っております。

その内容としましては、今まではどちらかというとホームページで見られるものが中心の構成になっておりました。ただ、今特に若い方にも宮代のほうを見ていただいて、宮代に目を向けていただきたいという気持ちもございますので、若い方はどちらかというとスマートフォンのほうでいろんな情報を検索して情報を仕入れてくるということもございますので、スマートフォンで見やすい仕様にするというんですか、そういう形で今回は考えております。

どう変わるかと言いますと、ホームページで見ますと、１つ自分の好きな記事を検索しますと、そこから１回もとに戻って、また次の記事に飛ぶということで、行ったり来たり行ったり来たりしないとなかなか今のホームページでは新しいところには進めないという、そういうシステムになっております。スマートフォンというのは、１つ宮代町のほうでどこかのたまたまお店とかというんで、ちょっとその中で調べたとしましたら、今度それに関連する記事がずーっといっぱい並びます。そうすると次から次へと宮代の情報を見ていくというふうな、そんなシステムになります。ですから、そういう形で１つで宮代のホームページから出ていったんではなくて、１つをあけたことによって次へ次へとちょっと魅力的な情報を続けて宮代の情報をいっぱい見ていただく、そんなふうにリニューアルを今考えています。

それと、今までの「みやしろで暮らそっ」のほうも道仏地区を中心でつくったわけじゃないんですけれども、そういう最初の意図がございましたので、区画整理地内のほうの宣伝とも十分ございました。今度は、そこから宮代町内全体をＰＲしていくという意味で、宮代ちょうど駅が３つありますので、駅を中心というわけじゃないですけれども、地区としては３エリアに分けさせていただいて、その中で宮代の魅力を伝えていく、そんなサイトのほうにリニューアルしたいと思っていますので、そのサイトの構築費というんですか、リニューアル代のほうが今回改めて新規で計上させていただいている関係で、増額のほうさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、66ページの便利バスが走る事業についてなんですけれども、運行上ルートも変更したということなんですけれども、ここは予算議会ですのでもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。ルートもそうなんですが、時間的にもたしか11時台は走るようになったと思うんですけれども、その時間的な、何ていうんですか、時刻表についてもどのようになったのか、その辺。こういうふうになったというふうに言っていただければと思いますが。

あと、72ページの庁舎等管理事業なんですが、そうしますと、昨年度３カ所の改修をしたけれど

も、そういうふうな、それに見合ったような改修はないということで減額だということでよろしいですね。であればわかりました。

あと、74ページの庁用自動車管理事業なんですけれども、町長車については平成12年６月からということで18年経過、ことし乗れば18年ですかね、はい。どれぐらい走っているんでしょうか。すみません、参考まで。

さっき劣化と言いましたね。何て言いましたか、劣化と聞こえたんですけれども、どういった部分が劣化しているのか。これはかなり経過しているんですけれども、一時町長車の必要ないというような、言葉は悪いんですけれども一部そういう声もあるんですけれども、それはどういうふうに町としては捉えているのか、その辺もお願いしたいと思います。

それから、先ほどほかの車両３台なんですけれども、電気自動車はリースよりも買ったほうがより財政的にあれですか、いいということなんですけれども、それは単純にリース料のほうが高いということになりますよね、単純計算。そういうことなんでしょうか。

それから、電気自動車の今後の考え方なんですけれども、私はやっぱり公害問題、環境問題を考えれば電気自動車も一時買ったこともありますけれども、非常にこれはいいことだと思うんです。だから、いい事例をもっとつくっていくためにももっともっと安価になるようなればいいかなと思っているんですけれども、その辺、電気自動車の利用目的、町民から見ても、また環境問題から見てもどうなのかということで、町としてはどういう考えを持って進めていくか、その点もう一度お聞きしたいと思います。

それから、78ページの宮代定住促進作戦、これは定住促進ですから、これもそういうことにもなるかと思うんですけれども、これは特にスマホ向けですよね、説明を聞くと。１回開けば次から次に見られるようにするんだということのリニューアルということなんですけれども、これはどうなんでしょうか、パソコンの場合は宮代町の開けば件数とか出てくるんですけれども、スマホの場合は、これは見ていただいているかどうかというのはどういうふうに確認するんでしょうか。私は余りスマホは、多分件数も出るんだと思うんですけれども、その辺の確認の仕方。

かなり道仏土地区画整理事業の販売分も終わって、なおかつ予算が253万1,000円ですか、かなりのボリュームになるわけですよね。それだけのやっぱり費用対効果というんですか、これはなければいけないと思うんですけれども、それはどういうふうに、そういった点では費用対効果を見ていくんでしょうか。これは今回初めてじゃなくて、転入希望者に対して「みやしろ初めてツアー」ですよね、実施なんですけれども、これは過去どういうふうな、どれぐらいの人たちがこういうツアーに参加しているのか、その辺の経過も含めてご説明いただければと思います。

それから、96ページの統計調査事業なんですけれども、そうしますと、平成30年住宅・土地統計調査、これが主な理由ですか、大きな理由としては。そうなんですけれども、その中身は人件費ですよね、要は。ということでよろしいんでしょうか。

はい、以上です。これは確認。

○委員長（田島正徳君）　それでは休憩いたします。

休憩　午後　２時１２分

再開　午後　２時２６分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

再質問のまず１点目、便利バスが走る事業のルート変更、何が変わったのかと、それと時刻表についてでございますけれども、ルート変更につきましては、新たに30年４月から百間４丁目大高製作所さんの前に１カ所と、百間２丁目ということで弁天会館付近にバス停を新たに設置するという形で、一部東武動物公園の東口のほうのルートを走るということで変更のほうさせていただいているところでございます。また、現在県道上に、カスミのところに道仏のバス停がございます。こちらのほうも利用者の安全面を考慮した形で移設という形で、県道上から交差点を左のほうに入った町道1547号線上に移設するという形にさせていただいているところでございます。

また、時刻表についてでございますけれども、１便から８便まで運行しているところでございます。この便数につきましては４月からも変更はございません。こちらの中で２便、４便、６便、こちらのほうだけが先ほど申し上げた新たに百間４丁目、２丁目にバス停を設置するということで、そちらのほうを回った運行経路に変わるという状況になります。現在始発が８時出発の終了が17時15分なんですけれども、4月から始発については同じ８時出発の、最終が18時ということで、10分ばかしお尻が遅くなるという形で時刻表のほうは変わっているところでございます。

新しい時刻表につきましては、本日業者さんのほうから納品されまして、あす３月１日、３月号の広報で新しい時刻表については全戸配布する予定でいるところでございます。また、３月の広報に時刻表が変わるですとか、便利バスについて変わるというような特集も組ませていただいているようなところでございますので、ごらんいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤と申します。

公用自動車管理事業についてお答え申し上げます。

先ほどの町長車の走行距離なんですが、現在約14万キロ、トータルで走行距離のほうでございます。

先ほど申し上げた劣化についてなんですが、致命的な劣化というものは今現在使っておりますのでございませんが、毎年行っています法定点検の中で、最近ではヘッドライトとかそういう消耗品はもちろんなんですが、ドアロックの故障による交換ですとか、あとパワーステアリングが重くなっている、あとサイドブレーキがたまに解除ができなくなるですとか、あとこれは職員が乗って感じることなんですが、通常乗っていて異音がするですとか、そういう経年劣化的なものが生じているような状態でございます。

町長車の今後の必要性ということなんですが、いろいろご意見はございますかと思いますが、今回、町長車のほうの計画として、車種が決まったというわけではないんですが、今のセダンタイプのものからミニバンタイプのものに変更をして、いろいろ広く大勢が乗れるような形になりますので、有効利用のほうしていけたらということで考えております。

電気自動車についてなんですが、リースということで電気自動車は今後町有車のほうもふやしていけたらということなんですが、今現在この電気自動車は１回の充電で半日から１日充電時間かかります。130キロ程度しか走らない状態なんです。

今の電気自動車の価格がこれ実際新車で当時買いますと、車両価格で470万ぐらいの電気自動車なんですが、まだまだちょっと性能面と価格のほうが追いついていかないような状態というのがまだ現実であると。なかなか町も充電の機械といいますか設備も１カ所しかないですので、なかなかその都度買う、今後計画的にふやしていく状況ではないというのと、財政的に厳しいというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　それでは、定住促進作戦、予算書78ページ、私たちの予算書のほうでは21ページ、こちらのほうのもう一度説明をさせていただきます。

まず、初めてツアーのほうの実績なんですが、28年度におきましては８件、29年度は今現在で５件ということで、毎年10件満たないぐらいの回数なんですが、皆さんやっぱり宮代町にまず住むといいますか、こちらに引っ越すことをある程度決めるといいますか、そういう候補になっている方々がそのツアーのほうに申し込みますので、あっちも見たい、こっちも見たいということでいろいろ向こうの希望のほうが出てきます。その希望に合わせてコースを決めてまいりますので、例えば小さい子供さんがいるお宅には保育園を見てみたりとか、あとは小学校、今予定しているのがどこどこ地区なので、その近くの小学校を見たいとか、場合によってはちょっと宮代町だけではちょっと成り立たない場合には、ちょっと実際には見ないんですけれども近くのスーパーを紹介したりとかで、そういうこともさせてもらっています。

実際にツアーに行く申し込みがあったときには、事前に宮代町のいろんな資料をお送りさせていただいて、その中でもう少し希望があればということでツアーのコースの希望は全部聞いて、それに合わせて行っております。ことしから給食も宮代町有名ですので、その給食の試食というものも一応できるということでツアーの中には入れ込んでさせていただいていまして、先に給食を食べてみてそれもどうかということもひとつ宮代町を選ぶ、そういう一つのものになればいいなということで、そういうこともやらせていただいております。

ツアーについては以上でございます。

また、サイトのほうで構築で費用対効果でちょっと高いんではないかということもあるんですが、これは道仏は確かに終了したんですが、このまま何もしないと宮代町の情報というのは外に発信できませんので、やはり情報発信していって、宮代町がこんないいところだよというのはどんどん外に知らせていくというのは必要だと思っています。そのためには先ほど申しましたけれども、今度も別にパソコンで見られないわけではなくて、パソコンでも見られますしスマートフォンでも見られます。ただ、スマートフォンによりよく見やすい、そういう仕様にするということになりますので、今スマートフォンで先ほども申しましたが、検索することが多い世代になってきておりますので、そちらで対応すると、１つのところに入ると次から次へと宮代の情報に、次から次へと向こうからどんどん紹介をしてくれるという、そういう形になりますので、よりよく宮代町を知っていただけるかなと思っております。

また、費用のほうなんですが、ちょっと予算書上ではまだ計上していないんですが、今県のほうの補助金も申請しておりまして、そちらのほうがつけば２分の１は、この全体じゃないんですけれども、対象経費のほうの２分の１というものは県のほうの補助金からいただけるということもございますので、そのことを活用しながら平成30年度

に新しいサイトのほうを構築したいと思っています。費用は来年度１年度単位で単年度ですので、その後のまた管理費や経費というのはもとに戻りますので、来年度１年間ちょっとリニューアルのための経費がふえるということでご理解いただければと思います。

あと、先ほどすみません、バスの件で時刻表のことでもうちょっと追加で説明をさせていただきます。

今までの便ですと午前と午後１時間ずつ休憩が挟んだんですが、どうしても休憩をなくすといいますとまた人件費もかかってしまって、どうしても委託料また上がってしまうということもございますので、午前中は今まで１時間だった休憩を30分に減らしまして、午後はちょっと申しわけないんですけれども、そのまま１時間ということで、利用者の今までの利用統計とか見させていただいて、午前中をもう少し利便性を向上させるということをさせていただきたいと思っております。

また、東武動物公園駅東口を運行することになりましたので、今までどおり１時間に１本というちょっと時刻ではなくなってしまったので、その辺はちょっと利用者の方にまず時刻表覚えてもらうということはちょっと必要だと思いますので、先ほども申しましたが、あした事前に配布させていただいて、１カ月間ちょっと時刻表のほう先に見ていただきながら、自分が乗る時間というのをちょっと想定していただければというふうに思っています。

ですので、午前中はちょっと時間がずれてしまったんですが、10時20分に３便がスタートしまして、11時10分でそれぞれのところに、西原自然の森、ぐるるに行きます。そこから30分間休憩をして、11時40分にまた４便がスタートするというふうになります。ですので、今までみたく00分のスタートではないので、ちょっといつ休憩しているかというのがちょっとわかりづらくはなるんですが、医療センターといいますか、病院に行かれる方がちょっと帰りのときの足だとか、もしくは公共施設に行ってというところで、多少今までよりは利便性がよくなるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問お願したいと思います。

丸藤です。

まず、66ページの便利バスが走る事業の関係なんですが、時間については、確かにこれまでのほうが１時間置きにきちっと時間もなっていたので非常にわかりやすくて、今度は時間を分のほうを変えればそれはちょっとわかりづらいかもしれないけれども、それでもやはり11時台、２時台は確保してほしいということで、とりあえず11時台は確保できるということで違うと思いますので、それはプラマイあると思いますけれども、それは皆さん承知だと思うので、時間についても徹底して町民にわかりやすくしていただければというふうに思います。

あとは、事故があって委託料の増額になったんですけれども、そのほかについてはなければないということで確認してよろしいですか。

それから、74ページの庁用自動車管理事業なんですけれども、町長車については説明がありました。これはこれまでの車種と違ってミニバンで有効利用ということなんですけれども、これはどういうふうに使いこなすんでしょうか。まずは町長が最優先なんだと思うんですけれども、この有効利用です。それについてもう少しわかるようにご説明いただきたいと思います。

76ページのＯＡ管理事業なんですけれども、すみません、この増加理由なんですけれども、先ほど備品と交付金と聞こえたんですけれども、すみません、このあたり増額の理由で内容等についてもお聞きしたんですけれども、その備品と何ですか、聞き取れなかったのでもう一度、すみません。

78ページの宮代定住促進作戦なんですけれども、これはＰＲのほうですからそれなりの情報発信しないと、もちろん言うとおりなんですけれども、もっと言えば宮代町にはこういう制度もあるし、こういうものもあるというものがあれば、より宮代に行ってみようということになろうかと思うんですけれども、そのことについては従来から言われているようにその範囲内でできるだけということなんですけれども、ある程度限られるとは思うんですけれども。

私は、先ほどの２回目の答弁で給食を食べるということを初めて聞きました。そういうふうなコースにもなっているのかなと。今すみません、ちょっと不勉強で初めて聞いたんですけれども、そういうのは、給食を食べようというのはちょっと珍しいかなと思うんですけれども、ほかに変わったところでは何かあるんでしょうか。私自身も知らない部分もあるので、こういった点ではちょっとほかにはない情報ですよというのはほかにあれば示していただきたいと思います。

それにしても、やはりそれなりの情報を発信するためには、この金額というのはもちろん妥当かどうかというと妥当と言うんでしょうけれども、やはりほかの自治体でもこれぐらいの予算にはなっているんでしょうか。こういった情報量でそれに見合った計上になっているのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

はい、以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

便利バスの関係でございますけれども、委託料の増額という形でございます。こちらのほうの増額、冒頭申し上げたとおり車両の入れかえですとか、あと主に人件費の関係で前年比で増額となっているところでございます。

はい、以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　町長車の有効利用というところなんですが、もちろん町長外出機会も多いものですから、町長が使う時間というのが当然多くて町長の専用車ということにはなるんですが、それ以外です、町長以外の方が参加する行事ですとか動向する、例えば議員さんですとか来賓の方が同行する場合に、今回のミニバンということで七、八人が乗れるような車を想定しておりますので、今までみたいに運転手以外、町長以外２人ぐらいしか乗れないとかそういうものではございませんので、広く使えるようなものを想定している次第でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

ＯＡ管理事業の増額の理由でございますけれども、こちらのほうもＯＡ管理事業につきましては各節増加、減額がございます。トータルでひっくるめますと133万9,000円の増額となっているところでございます。主な理由につきましては、備品購入費、それと交付金という形での増額となっているところでございます。77ページのほうです。76、77ページ。76ページのほうで(4)の運営管理事業、77ページのほうで区分の節というところで入っているところでございます。

次ページで79ページ、ちょっと飛びますけれども、社会保障・税番号制度関連事務委任交付金というのがあるかと思います。こちらのほうもふえているという形での、交付金の増額というところで申し上げたところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長野口でございます。

定住促進作戦のほうのツアーでほかの市町村と変わっているところということなんですが、給食については今年度29年度から給食センターまたは教育推進課のほうとちょっと調整させていただきましてメニューのほうには入れさせていただきました。ただ、これも必ず給食を食べるというツアーではありませんので、希望があればということで、こういうことはこちらからは食べられますよという案内はさせていただいて、向こうの方がそれを望む、あとはもし時間的にそれが大丈夫だったら給食も食べられるということで、メニューの一つとしてさせていただいております。

ほかの自治体がどのようにやっているか、全部ちょっと私ども調べたわけじゃないんですが、宮代の場合は大きなワゴン車とかで時間を決めてぐるぐるって回ってツアー終わりですよということではなくて、１家族１家族というんですか、世帯ごとに向こうの希望を聞いて、その希望に合わせたところを回るというところが多分ほかの市町村とは違うところかなと思います。ですから、本当に先ほども申しましたが、子育て世帯の方であれば保育園、幼稚園、もしくは学校というところが中心に回りますし、もう少し違う方であれば自分の目的に合った場所を希望として出していただければ、そこを重点的に町が見ると。公共施設であれば中にまで入ってお願いして、例えば校長先生にちょっとご案内してもらうとかという、そういうところまでできればさせていただいております。民間施設はなかなかそういうわけにはいきませんが、外から見てこういうところにこういうものがありますということで、相手の希望に合わせてやっております。

定住促進といいますか、それぞれの自治体を宣伝するという方法はいろんな形があると思います。プロポーションのビデオつくるとか映画をつくるとかいろんなことを各市町村がやっていると思いまして、宮代町については今はこういう情報を外に発信するということで、今１つは大きいものとして、今私どもがやっている「みやしろで暮らそっ」あとは、子育てに特化した「育てよっ」、あとは「働こっ」ということで、それぞれでそれぞれの専門性を持ったものをつくって、ただリンクはそれぞれさせてもらって連携して全体で宮代町の情報を出していくと、そんな形でさせていただいておりますので、できるだけ宮代のよさというものが外に発信できればということで、今後もこういうサイトのほうは運営させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原洋子でございます。

何点か質問させていただきます。

予算書の77ページ、男女共同参画社会推進事業の中の、あ、違いますか。

〔発言する人あり〕

○委員（野原洋子君）　すみません、ではもう一つ。

79ページの７目ふるさと納税管理事業で、こちら去年も聞かせていただいたと思うんですけれども、ふるさと納税で返礼品を送る際に、この宮代定住促進にもつながると思うんですけれども、今

言ったこの転入希望者ツアーも実施していますよとか、宮代の魅力が伝わるようなリーフレットというか、そういうものを返礼品の中に入れていただくとかということはしてあるかという、そちらの質問です。

それと、あとこれ防災のほうは違いますか。

〔発言する人あり〕

○委員（野原洋子君）　あ、違いますか。はい、わかりました。

では、以上でお願いします。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長野口でございます。

予算書78ページのふるさと納税管理事業についてですが、現在返礼品のほうのお礼状のほうに、町をＰＲするチラシを１枚つくって、それを入れさせてもらっています。それも年に何回か分けさせていただいて、そのときの宮代に訪れやすいようにイベント情報が載っけていたりとかということで表面のほうはそういう形、表といいますか裏表使えるようになっていますので、片面のほうは基本情報ということで「みやしろで育てよっ」、「暮らそっ」とかこういうものの紹介をさせていただいたりということで、例えばトウブコのフェスティバルだとか、もしくはそういう外からいっぱいお客さんが来たいなと思うものをやっています。今だったら桜ということで、桜を中心でちょっと情報を入れたりということで。

今ちょっと小さくて申しわけないですけれども、こういう形で、宮代にもいい桜がいっぱいありますよということで、これは今入れているものです。後ろはこういう形で、ちょっとすみません、ちょっと見にくくて申しわけないんですが、こういう形で宮代のほうの情報はこういうところからとれますよということでさせてもらっています。

ちょっと過去のものですと、こうやってトウブコフェスティバル、あと里山マルシェ、あと冬のイルミネーションということでちょっと駅前通りもみやしろイルミネーションをやっていますので、そういうところから東武動物公園のイルミまで含めたイルミネーションということで、こういう形でその時期に合わせてちょっと中身を変えて、これをふるさと納税と一緒に同封させていただいて宮代のほうのＰＲをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

前段者と若干重複する面があろうと思うんですけれども、よろしくお願いしてみます。

まず、第１点でございますけれども、庁用車の購入の件なんですけれども、新しく４台購入するということでございますけれども、町長車はミニバンですか、大きなやつを買う予定でいるということなんですけれども。

今現在宮代町の庁用車、一応一般会計、管財が担当している車は34台ですか、これの車種の中身を見ますと、随分全部国産車なんですけれども、随分ばらつきがある。これは当然なんでしょうけれども、使用目的によってやっぱり車種はやっぱり違ってくるということは当然なことなんですけれども、例えばトヨタが４台、ホンダが２台、日産が３台、スバルが２台、スズキが13台、ダイハツが５台、マツダが４台でリースで電気自動車ということになっておるんですけれども、この車種を選ぶ経緯についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。車を使うのは職員ですから、職員の声を聞いて選定をしているのか、車種、要するに燃

費がいい車等々で選んでいるのか、この選定をする経緯についてひとつお聞かせいただきたいと思います。それがまず第１点でございます。

それから、庁舎の管理事業なんですけれども、まちづくりの拠点ですから職員も当然庁舎を愛していると思うんですけれども、これ全部業者に清掃全てを委託しているんですけれども、例えば参考までに、職員がたまに草取りをする、植木を剪定する、庁舎を例えば窓ガラスを拭く、床を掃除する、そういう年間通して何回かあるのか。もう全て業者に委託しているのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。愛する庁舎、自分たちの職場の拠点ですから、きれいにしたいということはもちろん当然なんでしょうけれども、全て業者に委託しているのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、リースの関係、電気自動車の関係なんですけれども、一応リースの満了日が2019年２月８日になっていますけれども、このリースはどういう契約で無償貸与となっていますけれども、受け入れたのか。また今後リースじゃなくして自前で、要するにこれからも乗るということなんでしょうけれども。あと、この電気自動車何年ぐらい乗れる予定なのか。技術は進歩しまして、今電気自動車大分よくなりました。１日に500、600というふうな走行もできるということなんですけれども、これ聞くと何か100キロそこそこだという話をちょっと伺ったんですけれども、何年ぐらい乗れる予定なのか、それらを含めてひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、庁舎の関係で、例えば庁舎を改修する、改善するといった場合、職員の声また住民の声を聞いていっているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当、高澤と申します。

お答えいたします。

庁用自動車の選定経緯なんですが、当然その車の目的というか、事務だけではなくて例えば今回トラックというのもあるんですが、そういう目的があって、例えばまちづくり建設課が使う車ですとか、あとは本当に事務でお客さんのところに行く車というのがあります。その各課で使う車というのは職員の希望。例えば事業系でしたら当然４WDがいいとか、雪道で使うのでそういうのに対応できる車がいいというのもありますので、そういう車に関しては使う担当のほうの希望の車種を聞いて購入のほうをしております。それ以外の企画財政課のほうで純粋に管理している車に関しましては、どうしても軽自動車が多くなりますので、そうしますとちょっと車種というかメーカーを言ってしまいますと、どうしてもダイハツ、スズキというのが多くなるというのがありますので、そのときの目的に合った燃費ですとかそういうものを調査して、価格等考慮しながら決めていくというような形で決めております。

あと、電気自動車のリースについてなんですけれども、このリースにつきましては、当時３年前にＥＶ車に乗ろうみたいな、そういうイベントというんですか、そういうものを日産のほうでやっておりまして、それに町のほうが手を挙げて、ぜひ町のほうもということで無償リースということで３年間全く無償、点検も全て無償ということで３年間借りております。

何年乗れるかということなんですが、当然七十数万出して買い取りますんで、乗れるまで乗りたいとは考えております。ちょっと具体的に何年と

いうのはちょっと今申し上げられないんですが、何年でも乗れるまでは乗っていきたいというふうに考えております。

あと、庁舎の清掃に関してなんですが、専門的な清掃、あと定期清掃等につきましては全て業者のほうに委託のほうをしている状況でございます。日常的な清掃に関しましては、各課に掃除機のほうを置いておきまして、各課のほうで、ちょっと課によって形態は違うんですが、輪番ですとか当番制で週１回ですとか掃除機をかけて、職員のほうが当番でやっているというのが現状でございます。草取りに関しましては、四季楽のところの花壇の草刈りとかを企画財政課の職員でやったりしているというのが現状でございます。

はい、以上でございます。

庁舎の改修する際の職員ですとか住民の方の声ということなんですが、庁舎をあくまでも改修ですので、新たに新しいものをつくるということはございませんので、特段職員の声ですとか住民の方の声というのを今の現段階では入れてはございません。設計士の方ですとか専門業者の方に依頼して、どういう修繕がいいのかというのを専門的な目で積算、設計のほうして、発注のほうしているような形でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

何点か再質問させていただきたいと思うんですけれども、車の関係ですけれども、一応選定するのは職員の声、もちろんあとは燃費、いろんなものを総合的に判断して決めるというような答弁をいただきました。例えばこれを購入する場合、車種を、町内でも業者たくさんあると思うんですけれども、これは全く町内、町外関係なく契約をして買っているのか。また、例えばメンテナンス、一応これ一般会計で管理しているのが34台あるわけですけれども、メンテナンス等々は町内の業者にお願いしているのかどうか、その点をちょっと確認したいと思います。

それから、庁舎の管理ということなんですけれども、例えばこの予算書を見ましても、73ページのほうの植栽の管理業務委託料約700万近くのお金をここで委託料として載っておるんですけれども、この業者は何社に委託をしているのか、１社で契約なんかももちろんあるんでしょうけれども、契約、何年契約でお願いしているのか、若干下がったということで業者を変えて下がったのかどうか、その点をひとつ確認したいと思います。

それから、庁舎の日常の清掃ということで、先ほど各課にほうき等があって定期的にやっているという話をいただきました。私も長く庁舎に出入りしているんですけれども、職員さんが早朝出勤をしてモップを使っている姿は正直言って残念ながらないんですけれども、もちろん業者に委託するのがいろんな面でいいわけなんですけれども、やはり自分の職場は自分である程度やっぱり管理をする、きれいにする、整理整頓するということは重要ではないかというふうに思っているんですけれども、その点を今後何か考えているのかどうか、もう全て業者に委託して我々はモップ、ほうきは一切持たないでいくのかどうか。これ大変きつい質問になっているんですけれども、そこら辺を何か考えているのか。やっぱり町ぐるみでこの庁舎を愛したいなという気持ちで質問しているわけですから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

とりあえず、以上、再質問よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤と

申します。

お答えいたします。

庁用自動車の購入につきましては、町内の修理屋さん、自動車屋さんの入札によって購入のほうをしております。

メンテナンスにつきましても今、日産の、先ほどから申し上げている電気自動車につきましては直接日産のディーラーにお願いしているんですが、それ以外の庁用車につきましては、全て町内の自動車修理屋さんのほうでメンテナンスのほうお願いしている状況でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

庁舎等管理事業の植栽の関係でございますけれども、こちらのほうの植栽管理業務委託料につきましては、庁舎、進修館周辺の造園管理をしているものでございます。いわゆる樹木の管理です。庁舎周辺につきましては96本、進修館周辺につきましては197本、合計で293本の樹木を管理しているところでございます。

業者につきましては、入札のほう行いまして、落札業者１社でこちらのほうの樹木管理を行っているところでございます。契約期間につきましても単年度ということで、毎年毎年入札を行って業者を選定して樹木の管理に当たっているという状況にあるところでございます。

続きまして、日常清掃の関係でございますけれども、庁舎管理につきましては、日常清掃から定期清掃、警備、設備補修等々の業務委託をしているところでございます。職員につきましては、先ほど高澤のほうが申し上げたとおり、当番制をしいておりまして、各課のほうにおいて、カウンターの雑巾がけですとか掃除機を使って床の清掃に当たっているところでございます。

今後の考えなんですけれども、職員につきましては例えば窓ガラスを拭いたりとか、中側のほうについては内側から拭けるとは思うんですが、外についてはちょっと拭けないということで、そちらのほうには当然業者のほうに頼らざるを得ない状況にあるところでございます。それ以外につきましても、職員については床の掃除機がけとかカウンターの雑巾がけ等にとどまるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

要望だけちょっと１点だけ質問をしたいと思いますけれども、できましたら年に１回くらい全職員で全庁を大掃除するような気持ちをぜひひとつ持ってもらいたいなと。どこの家庭でも年末の大みそかとは言いませんけれども、年に１回ぐらい総出で200人全員とは言いませんけれども、そういうことをやれば町民が、やはり宮代町の職員はよくやっているなというふうに言われると思いますので、これは要望です。やるかやらないかはひとつそちらで判断してもらいたいと思います。

以上です。よろしく。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　何点かお聞きしたいと思います。

まず、前段者とダブる点も一、二点あるかもしれませんが、しつこいようですがひとつ答弁をお願いしたいと思います。

１点目は、便利バスの問題。

車両の入れかえがあると。多分２台とは聞いておりましたが、それを結果、私が聞きたいのは、運輸省から指導があった内容で、大分契約が大幅

に上がったということがありまして、特に私が心配しているのは運輸省の関係の安全面。その関係を再度確認しておきたいと思います。安全面。それが１点目。

あと、71ページの新炉の建設負担金の準備金の積み立てですけれども、どうもすぐ数字を忘れてしまうので今までどのぐらい積み立てしたのか、最終目的はもう一回、何億ぐらい積むのか、大変忘れてしまって申しわけないんですが教えてもらいたいと思います。

次に、75ページの前段者も質問していました町長車か、先ほどミニバンというんで、何か答弁で７人乗りとかと言っていましたね、前段者が質問で。それはそれでいいんですけれども、私余り車のことはわからないのでもう少し詳しく教えてもらいたい。今までは何か車と違うところは、たしか今まで５人乗りですか、詰めれば。普通４人乗りですね、運転手さん入れて。今まで車乗っているのは。それはそれでいいんですけれども、18年も経過しているからということですが、今まで前町長車も無理してずーっと乗ってきたわけです。町長がかわったら新しくする、変えたなというふうにも言われると思います。今の車は18年ぐらい乗ったってまだ20年乗っても大丈夫だとよく言われている時代です。何か変えればすぐかわるのかと絶対言われると思います。

先ほど、７人乗りだから利用はどうするんだという前段者の質問ありましたけれども、ほかの人たちが利用して一緒に乗っていけるときには利用してもいいですよと。だけれども、町長が乗っていてほかの人が一緒に乗れるという機会は余りないと思いますよね。町長がいいよと言えば乗れないですよね、乗せなくていいと言えば。何しろ町長の権限になっちゃうから。町長はちょうどいいから聞いておきたいんだけれども、私たちも一緒に乗せていけと言ったときは、遠慮なく乗せていくのかどうか聞いておきたい。あと町の人までとは言いませんけれども、職員が一緒に乗っていくとかそういうこともどんどん導入していくのか、口頭で本人から聞いておきたい、私は。職員が言ったのは、そういうことあったっけで後で逃げられてしまいますので、町長直接いるから、どんどん利用一緒に利用してくださいと。それを確認しておきたい。

だから、町長車についてはどういう車かもう少し具体的に。利用の問題については、先ほど職員が答えたとおりでいいのかどうか、本人から聞きたいわけです。申しわけないですけれども。

あと、77ページの電算機のリース料、これ毎年それなりの金額をかけていて、それはそれでいいんですけれども、今の時代ですから電算がなかったら笑われるのはわかります。ただ、人件費に換算したらどのぐらいこの電算機器が利用価値があるのか、もう一回お聞きさせてもらえればいいなと思うんです。それが１点。

次、91ページの徴収事務の指導員の報酬が今度240万載っていますけれども……

〔発言する人あり〕

○委員（小河原　正君）　これ違うの、いいんじゃないの、91ページは。調べた。また言われそうだから。あ、税務課だなこれは。まずいの、税務課だからいいんでしょう。

〔発言する人あり〕

○委員（小河原　正君）　その後か。気が早いからちょっと聞いて……、これ後で聞きますけれども、この問題以外３つをちょっと答えてもらえればと思います。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

便利バスが走る事業についてでございます。

安全面についてはどうかというお話ですけれども、受託業者と毎月１回の打ち合わせのほうさせていただいている中で、いろいろな話をさせていただいているところでございます。当然住民の方から苦情があればすぐに電話をし、事実確認をし、またその月１回の定例の打ち合わせの中でも改めてこういった苦情が入っている、その対応についても再度指導ではないですけれども、安全面について管理運行するようお願いしているような形で実施しているところでございますので、以前よりは安全面ではよろしくなったかなというふうな認識をしているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤と申します。

今度購入予定の町長車がどういうものかということで、お答えのほうしたいと思います。

今使っている町長車がセダンタイプで、ご存じだと思うんですけれども、前が２人で後ろが３人、５人乗りということなんですが、予算のほうで上げさせていただいている購入予定の車に関しましては、俗に言うワゴン車タイプというんですか、前が２人で真ん中が３人とか２人、後ろが３人、２人とかというような形で、確定ではないですが３列シートのようなもので大勢乗れるようなものを購入のほうを考えている次第でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当富永です。

ＯＡ管理に関しましてお答え申し上げます。

76ページ、ＯＡ管理事業です。

ご質問いただきました電算処理等でこれにかかわる事業費と人件費との比較というところですが、実際のところ人件費比較とかしてはいないんですが、現在こういったシステム的なものを使用しておりますので。

ちょっと、じゃ、具体的な話をさせていただきますと、まず電子メールが使えなくなった場合を想定いたします。そうするとかわりになるものはファクスや郵便となります。今現在電子メール等を使いまして添付ファイルというものを送ることができますので、そういったことも全てできなくなりますので、相当な事務が加算されるかなというのは見込まれます。さらに、車の予約とか設備予約とかも、これもシステム化しておりますので、これが全く使えなくて手による、職員の人による代替となりますと、まず一つのやり方といたしましては、想定されるのは１人管財担当の職員が常にその執務室にいまして電話番をする。その都度台帳を見ながら予約が入っているか入っていないかというのをちょっと確認しなきゃいけないと。あるいは、そのほかに１つの台帳を各担当の人間が見て書くという方法も考えられますが、これもその都度その場所に行かないとわからないということでとても非効率なことが大いに見込まれますので、金額的にちょっと申し上げることできませんが、もう今の時代におきましてはなくてはならないものかということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長野口でございます。

予算書70ページの公共施設整備基金積立事業の中で、新炉建設負担準備金についてでございます。

こちらについては、当初予定のほうでは平成26年から31年までの６年間で、毎年4,500万ずつ、そうしますとトータルで２億7,000万という予定で進めさせていただいております。ただ、今年度

29年度１回補正でも進めさせていただいて、今年度は２回積んでおりますので、実際平成30年で目標の2.7億まで達するという今予定でございます。もうすぐ多分久喜市のほうで建設のほうのある程度もう少し中身が見えてくると思いますので、それに合わせてまたもし足りないとかということがあれば、またそのとき対応をしたいと思っております。今現在は2.7億円が30年度の予算の中でちょうど積み立てが終わるというそんなスケジュールでございます。

○委員長（田島正徳君）　町長。

○町長（新井康之君）　町長車の利用については、同じ方面に向かうこと、または土日の活用であるとか、フリーで使っていただこうというふうに考えています。ですので一緒に乗っていくことはもちろんございます。議員の方と一緒に乗ったりとか職員が一緒に乗ったりとか、もう今でももうそれは開放していますので、同じように使っていきたいというふうに考えております。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　確認していきたいと思います。

１点目の便利バスについてです。

安全面は今よりはよくなるとか、もうちょっと良識ある答弁ほしかったです。こういうことでよくなる、人件費や指導はたしか１人増やすとか何か前あったですよね。そういう親切味のある説明が欲しいんです。それで安全面が守られると。町民から何かあったら、指摘されたらどうのこうのじゃなくて、今度４月１日から新しいバスが入って、運行も運用もこういうことで安全面が守られるようになりますと、そういう何ていうの、大人のちょっと答えが欲しいわけです。ただ、今までよりはよくなりますってこれは小学生では、私みたいに単純な人間にはそれで通るかもしれません。小学生というのは今もといですけれども、私みたいな単純な人間はわかるかもしれませんけれども、本当に真剣に考える人はそれじゃわからないです。もうちょっと具体的に、さんざん予算が増えたときにやりましたけれども、多分春と同じことになるとは思いますけれどももう一回それを整理しておきたいと思うんです、予算ですから。それをしておかないとまたうやむやになったら困りますので、整理をしておきたいと。お願いしたいと思います。

あと、リース料。何か私は人件費に例えたら何人分になるんですかと単純に聞いているんです。それを教えてくださいよ。約予算上は使用料及び賃借料で7,800万、8,000万以上の金がかかっているわけです。その金額でこれはリースを使うことによって人件費では例えれば30人分ぐらい該当するとか、そういう数字が欲しいんです。ただ何だか説明が中身がわかんなかったんですけれども、あのような説明じゃちょっと私は理解できないです。とりあえずそれ。

町長の答弁はしっかり聞いておきましたので、頭の中入れておきますので。

じゃ、２点よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長野口でございます。

便利バス、町内循環バスのほうの安全面の確認ということでございますが、先ほど申した定例打ち合わせをしながら運転手さんから話を聞きながら、何かあればうちのほうから指導するという、それはもう当たり前のお話で、それは通常どおり今までもやっていて今後もやりたいと思っています。それ以外、委員からおっしゃられた今年度補正のときにもいろいろお話ございましたが、これは中田商会、委託業者のほうとしては運行管理者、

整備管理者、こういうものを法に基づいた人数のほうちゃんと整備して、実際には法よりもっと人数ふやしていると思うんですが、そんな形でバスが運行している間は必ず整備管理者、運行管理者というものがその運行に対して安全面で、基本はそういうことで気を使うということでそういうことも指導もさせていただいております。

また、もう一つ、今度バスのほうも新車両になりますので、そういう面でも今まで運転手が口頭で次のバス停はどこどこですというそういうアナウンスを口頭でしていたんですが、やっぱりそれも安全面でちょっとなかなか難しいこともございまして、今度はちゃんと音声のアナウンスと、ちょっと前面のほうに行き先の表示というものを全部今度は装備させていただきますので、そういう面でも運転手の負担を少し軽減させていただいて、より今以上に安全運行に徹底してもらうと、そういうことで私どものほうも何かあればすぐ指導しますし、会社のほうも今まで以上に安全運転には気を使っていただきますとこれは当たり前なんですけれども、安全運転にはそこに気を使って運転をするということでさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　ＯＡ管理事業の14節の使用料及び賃借料の電算機器リース料、こちら人件費にすると何人分かということなんですが、これから申し上げること明確な回答になるかどうかちょっとわからないんですけれども、予算額が7,825万2,000円ということで計上をさせていただいております。職員１人当たりの年間を400万と換算した場合、大体19という数字がはじかれるので、19人ということでこの関係についてはお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　便利バスについて、しつこいようですけれどももう一回。

運転手が安全面を守るとかそういうことじゃなくて、運転手が何人増やすのか、増やさないでやるのか、また運行管理者は前報告があったあのとおりで何人なのか、ちゃんとしたもう一回ここで聞いておきたいんですよ。そういうことを整理して質問したわけです。そのことが本当の安全に守られることだと思うんですよ。それをもう一回教えてもらいたいのと、リース料の問題は確かに7,800万を400万で割れば19になるよね。そういうことでいいんですかね、計算上は、役場の優秀な人がそういう計算だからそのようにきょうはとっておきます。私は違うと思うんですけれども、少し研究しておいたほうがいいと思います。

以上です。

１点目、もう一回お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

運行管理者、整備管理者、また運転手、そちらのほう人数ということなんですが、まず、運行管理者につきましては、法の基準では、１人以上選任しなさいということになっておりますので、今現在、委託業者のほうでは乗り合いということで、宮代町、それ以外にも幾つか乗り合い業やっていますが、その乗り合いの中で２人選任しておりまして、それで交代で業務についているということになります。そして、２名で、宮代だけで２名というわけではなくて、宮代とあとほかのやっている路線と、乗り合い業という乗り合い事業ということで２人でやっております。

あと、整備管理者については、営業所ごとで１

人以上ということになっていますので、委託業者のほうでは、乗り合い事業、またそのほかに貸し切り事業とか、あと特定事業で送迎とかやっておりますので、それ全部で含めて今現在２人で整備管理者のほうを置いて、車の整備という安全点検のほうをしております。

また、運転手については、もともと労基法を守れるようにということで、複数人で交代運転はさせてもらっていますので、ちょっと大体１台について２人ぐらいが交代できるような形で、向こうでローテーションを組んでやっております。

そういう形で、人数のほうも適正な人数で法的にも適正ですし、業務について問題がなく、その人数でやっているということで町のほうも確認をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　予算書に従って、ちょっと質問させていただきます。

最初に70ページ、71ページです。

３目の財政管理費(3)の財政調整基金積立事業なんですけれども、これ一般の財政調整基金と、この地震とか災害のための基金だということで概要に書いてあるんですけれども、その辺のところの使い分けというのはどういうことなのかなと思って、その辺のところを教えていただきたいというか、答えてほしいと思います。

今回、昨年が80万だったんですけれども、今年は37万の予算となっています。これが目的税で目的の積立金だった場合、もし災害が起きた場合、これは普通の一般の積立基金からまた、流用できるのかどうか、こういう災害のため、その辺のところをもうちょっと教えていただきたい。回答していただきたいと思います。

それと、72、73ページです。

５目の財産管理費用(1)の庁舎等管理事業の中の区分の11需用費です。上下水道が29年度予算では114万だったのが、30年度の予算では168万と約４割以上はね上がっています。その辺のところのなぜこうなっているのか、ほかのところが改修などないということで言われて、最近前段の人から言われています。回答としてやっている中で、水道料だけが、上下水道だけが上がっている。その辺のところのわけをちょっと教えていただきたいと思います。

最後に、74、75ページです。

６目企画費の区分が18だったかな、備品購入費等と書いてあるんですけれども、546万9,000円の予算がついているんですけれども、何をこれは購入する目的でやってあるのか、ちょっとその辺のところ教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午後　３時３５分

再開　午後　３時５０分

○委員長（田島正徳君）　それでは再開いたします。

企画財政担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

１点目の財政調整基金の関係についてお答え申し上げます。

財政調整基金につきましては、その役割が不測の財源不足に備えるための積み立てるということで、財源不足の代表格となるのが予想できないいわゆる災害等が挙げられまして、そういったことで災害復旧、その他の財源不足というように予算

書上は表記しております。ですので、財政調整基金の中に特段、災害復旧分とかそういったカテゴリーとかはなくて、いわゆる財政調整基金の役割として財源不足の調整ですとか、あとは年度当初に予測できない災害等のための財源不足を補填するための基金ということがまず、役割としてございます。

財政調整基金の利子の積立金が確かに昨年度と比べますと、昨年が80万9,000円だったのが37万7,000円ということで半分以下になっております。この理由なんですけれども、実際には、今年度も財政調整基金に限らず基金については、町内金融機関に分けて普通預金ですとか定期預金で管理をしているところでございます。利率が今一番低いところですと0.0001%、ほとんどもうない状態から一番高いところでも定期で0.09%、高くても0.09%ですので、億単位を預けていてもやっぱりそうそう今利息がつかない状態です。

ですので、実は今年度の決算見込みも大分予算よりは低くなる見込みでございまして、そういった今金利のほうがほとんどつかない状態ですので、そういった理由で利子が減少している関係で積立金が減少しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤でございます。

２点目の質問についてお答え申し上げます。

72ページの庁舎等管理事業の需用費の上下水道料の増額に関しましてお答え申し上げます。

こちらの増額なんですが、上下水道の料金につきまして、今年度途中から、ちょっと微妙に料金のほうが上がってきておりまして、なぜかということでちょっといろいろ調べて、漏水等も考えられましたので、いろいろ調べた結果、庁舎の地下に地下ピット、雨水のほうをためる地下ピット390トンの槽がございまして、そちらを庁舎のトイレ、水洗のほうに今使っている状況なんです。ただ、ちょっとそちらのほうが今異常があるということで、調査のほうをするということで、今地下ピットのほうの水を抜いております。なので、トイレのほうの水が今全て水道の水で賄われているということで、増額のほうで予算のほうを計上しております。こちらの調査のほうをするに当たって、水を１回全てためなきゃなりませんので、それが水が地下ピット390トンに全てたまるのが今雨が降らない時期なのでなかなかたまらないということで、それがたまるのが恐らく梅雨時期とかにならないとたまらないということで、それで原因を調べて必要な修繕等を考えていく。修繕等は必要ないちょっとした電気系統のものであれば大した修繕費もかからないので、その辺の修繕をしながらもとの状態に戻していくというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課の押田と申します。

76ページ、77ページ、ＯＡ管理事業、こちらの18節備品購入費、ＯＡ関係備品でございますが、予算額546万9,000円となっているところでございますが、こちらの備品購入の内容につきましては、ウイルスソフトのライセンス等を購入する予算となっているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　この総務文教委員会の資料なんですけれども、12ページに、この中の財政調整基金、去年までで９億7,283万ほどたまっています。ということは、この中にこれも入っている

ということなんでしょうか。そういうことでよろしいですか。この説明書の中では、災害復旧その他財源の不足等に対応するための財源の基金積み立てということで、37万ということで書いてあるんですけれども、ちょっとわかりづらいなと感じはするんですよね。

これは財政調整基金のほうへ全部積み立てるという意味でよろしいんですね。何か財政調整基金とまた別なものかなと感じはするんですよね。これ、一緒にできないんですか、こういうのは。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。すみません。

71ページの財政管理費の中に計上している財政調整基金積立事業の積立金でございますけれども、37万7,000円計上してあります。これは、来年度財政調整基金の残高を１年間金融機関に預けた場合に発生する基金の利子、これについては、条例で全て基金のほうに積み立てるということになっておりますので、歳入の予算で発生する財産収入として計上しました基金の利子をそのまま財政調整基金のほうに積み立てるというような事業になっておりますので、冒頭すみません、先ほど申し上げたのは、財政調整基金の役割として、災害復旧対策ですとかその他不測の事態で生じた財源不足に対応するものでございまして、財政調整基金に限らず当初予算に計上している基金の積み立てにつきましては、１番の公共施設整備基金とかまちづくり基金なんかは利子分以外のものも入っておりますけれども、基本は発生した基金につきましては、財産収入に全て計上させていただきまして、計上させていただいた財産収入をそのまま積立金として、その基金のほうに積み立てを行うというようなことを行っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。一応説明としてはわかりました。

一応、確かにこれだけで見ると何かなと、２つも基金があるのかなという感じがするんでね、ちょっとややこしいなという感じがしたもんですから、ちょっと質問させていただきました。

それと、先ほど言った水道、地下タンクが故障しているかどうか、ちょっとまだわからないんだけれどもということなんですけれども、これはいつごろ点検してわかったんでしょうか。また、点検というのは何年置きぐらいにやっているんでしょうか、その辺のところを。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　地下水の点検に関しましては、１年に１回点検のほうを行っております。

今回、異常に気づいたのが委員さんのほうがおっしゃっている上下水道料金が最近上がっているということで、ちょっと調査のほうをして漏水等の点検をしながら調べたところ、地下ピットに異常があるというのを12月ぐらいに職員のほうで気づいたような形でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　地下ピットは雨水とかそういうんじゃないんですか。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　お答えします。

雨水です。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでなぜ上がるのかということなんです、雨水が、何でこれに水道料が。

どうしてたまるんでしょうか。上がるんでしょうか。それで地下水とか雨水とか、そういうのを

利用していて、上下水道がなぜ上がるのかということなんです。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤でございます。

役場の庁舎のトイレは、先ほど申し上げたとおり、雨水を使っております。役場の庁舎の水というのは、ほとんど水道を手洗いですとか、あと台所って余りないですので、トイレの水がほとんどを使っているような状況でございます。それを止めるということは、逆に今度水道の水を使うというになりますので、その分水道の料金が上がるということになります。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、さっき聞き漏らしたんですけれども、電気料の関係なんですけれども、今庁舎の上には太陽光が載っていると思うんですけれども、あの太陽光は年間発電量はどのぐらい発電をしているのか。あと、何枚載っているのか。町としては、町民に太陽光を普及するために、私もその恩恵に預かっている一人なんですけれども、現在の発電量はどのぐらい上がっているのか。それからいうとこの電気料はどうなのか、そんなことも含めてひとつお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤でございます。

１日約20キロワットの発電量ということになっております。屋根の上に載っている太陽光パネルなんですが、今108枚載っているような形でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

この太陽光をもう少し増やす予定はないのかどうか。今の庁舎の屋根からいえば、もう少し載るのかなという感じがするんですけれども、そんな考えがあるやなしや、なかったらそれで結構ですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤でございます。

今のところ予定としてはございません。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草弘之でございます。

予算書198ページの公債費、私たちの予算書では７ページなんですが、公債費元金償還事業、予算書では町税6,397万6,000円が町税から入っておるという、償還するということになっているんですが、私たちの予算書を見ますと、これ都市計画税だと思います。都市計画税の目的からすれば、税金を納めて、何か市街化区域でよくなったというようなものがあれば、納税した方の意識というか、メリットも出ると思うんですけれども、この償還に充てる金額が都市計画税の中で43.2%、一番投入されているんですよね。同じ財布の中ですから、やりくりでできるんでしょうけれども、そういったこの都市計画税の目的からすれば、何か事業に充てたほうがいいのかなという考えなんですが、この辺の振り分け、特に償還事業に充てた理由があればお示しいただきたいというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青

栁です。

都市計画税の充当についてお答え申し上げます。

今、ご指摘いただきましたとおり、元金償還事業に充当しているものは都市計画税でございます。都市計画税につきましては、ご存じのとおり、都市計画事業について充当することを目的とした税金でございます。

現在、宮代町では、都市計画税の充当対象事業としまして、私たちの予算書７ページに書かせていただいたとおり、実際に今、事業として予算化しているものは都市計画道路整備事業、春日部久喜線の整備事業と、あと東武動物公園駅西口、中央通り線の整備と、あと東口整備ということで、駅前広場の整備ということで、この３事業に充当することとしております。その３事業につきまして、今回振り分けを行っているところなんですけれども、実際にそれ以上都市計画税を充当するにふさわしい事業等があれば、もちろんそちらのほうに優先して充てていきますので、基本的には当該年度の事業に充当することを基本としております。

ただ、どうしても都市計画事業につきましては、やっぱり億単位の予算規模になりますので、あとは後年度負担、そのときに全てお金を支出してつくるのではなくて、後に利用する方も負担するということで、やはり地方債を活用して整備をせざるを得ないという状況でございます。

ですので、今回都市計画税を公債費元金の償還事業に充てておりますけれども、こちらの公債費の元金償還事業につきましては、これまで整備をしてまいりました都市計画道路ですとか、あとは道仏地区の区画整理事業、あとは西口の整備に投じてきた地方債の償還に充てているところでございまして、目的税の使い方としましては、確かに当該年度の事業に使えないのでちょっと目立ちにくくはありますけれども、今、西口、例えば整備されたものとか、区画整理の成果で恩恵を受けている方々にも今は地方債の償還に税金を使わせていただいて、後年度の方にも負担していただくという考え方もございますので、そういったところで公債費のほうにも現在充当させていただいているところでございます。

同様の理由で、下水道事業の償還にもちょっとわずかですけれども、今年度充てている状況でございます。なので、基本的には当該年度の事業に活用する。ただし、そこでもやっぱり活用し切れないものについては、これまで整備したものに、公債費に充当していくというような考えで現在都市計画税は活用させていただいておりますので、ちょっとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　若干、再質問させていただきます。

今まで、この都市計画税の使途については、なかなか予算書にも書いてあるんですが、見えなかった部分、まして予算書に町税だけで示して、事業概要のところに都市計画税充当と書いてありますので、細かく見ればわかるんだと思うんですけれども、ちょっと一目でわかりにくいなと。

そうしますと今のご説明ですと、例えば道仏地区の再開発のときにかなり下水道事業に投入した経緯もありますし、大きな事業があればそこで使えるというような理解になるんだと思うんですけれども、１つ確認させていただきたいのはこの元金の返還事業、都市計画事業に係る元金償還金となっておりますので、確認なんですが、返還する事業そのものは100％市街化区域の中での事業なのかどうか、一つ一つの事業、今何点かこういう

事業だということでお話しいただきましたけれども、目的に沿ったちゃんと事業に償還されているのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

今、私たちの予算書に今年度から記載をさせていただいたところなんですけれども、公債費元金償還事業ということで、すみません、ご指摘いただきましたとおり、何の事業かというのがちょっと見えにくくなっておりまして、内容につきましては、道仏地区の区画整理の事業と都市計画道路、これまで整備してきたものと、あと西口の駅前広場の整備事業のこの３つの事業となっております、公債費の元金償還事業につきましては。

私たちの予算書につきましては、内容について毎年見直しをして、よりわかりやすく伝えていこうと考えておりますので、そういった点については、元金償還事業の内訳なんかも来年度以降表示できればなと考えておりますので、そのようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　都市計画道路の整備というようなご答弁いただいたんですが、これはあくまでも市街化区域の中の都計道という事業の償還という理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳です。

基本的には、市街化のということでお考えいただければと思うんですけれども、具体的にいいますと、春日部久喜線なども一部ちょっと入っておりますので、活用につきまして、全て原則市街化かどうかは、ちょっとすみません、額を精査しないと何とも言えないんですけれども、基本的には、市街化区域の事業であること、ないと都市計画税というのは充てられませんので、基本的には、市街化区域というふうに考えていただいて結構だと思います。

ただ、今回計上した金額は、今あくまでさっき言いましたとおり、都市計画道路のうち春日部久喜線等もございますけれども、さかのぼればもっと前に整備した都市計画道路ですとか、あとはその他の市街化区域の事業なども当然地方債の償還には含まれておりますので、全てを見れば完全に市街化区域内の事業で賄えているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時１１分

再開　午後　４時１５分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

これより議会事務局分について質疑に入ります。

議会事務局長から出席者の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

主査の折原でございます。

○議会事務局主査（折原　淳君）　議会事務局主査の折原でございます。よろしくお願いします。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　主任の安類でござ

います。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、第１点ですけれども、議長の交際費についてお聞かせ願いたいと思うんですけれども、額的にはそんなに多くな額ではないんですけれども、年間の議長交際費の記録というものはもちろん残っていると思うんですけれども、議長交際費の支出の関係で団体によって、出張のめり張りもあると思うんですけれども、その関係も含めて記録は保存あるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の61なんですけれども、議会の会議の記録ということで載っておるんですけれども、これは議会の記録は何年前から残っているのか。また保全の期間というものはあるのかどうか、ひとつ参考までにお聞かせ願いたいというふうに思います。

とりあえず、以上よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。

議長交際費につきましては、29年度につきましては、２月21日現在で48件でございますが、こちらは全てホームページのほうにも出席した事業の内容と金額について掲載させていただいておるところでございます。

それから、基準につきましても、議長の交際費の基準、それから運用基準とかによりましてお支払いのほうさせていただいているところでございます。

それから、もう一つでございますが、議会のほうの会議録でございますが、データとしては平成14年の６月の定例会の分からホームページで見られるような形で載っております。

保存基準というのは、特に永久保存という形で、その以前の場合は紙の書類としまして、議員室のほうに保管させていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

議長の交際費の関係なんですけれども、例えば団体によっては額が多い少ないというものもあるのかなと、もちろんあるんですけれども、これの基準というものはあるのかどうか、ひとつお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○委員長（田島正徳君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　宮代町議会議長交際費執行基準並びに祝い金等に関する内規というのがございまして、例えば集会所や進修館等で行うのについては3,000円ですとか、割烹料亭では１万円、その他は5,000円、この基準のほか、議長が必要と認めた場合は支出するものという、そういった内規に基づきまして支出のほうをしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　以上のとおり、一通り基準はあるということなんですけれども、実は公職選挙法、議員は祝い金一切だめということになっています。これはもちろん名前は宮代町議会代表ということで議長が出席するわけですから、領収書なんかはもらっているのかどうかわかりませんけれども、この宮代町議会ということで議長が代表して行く。これに対して、公職選挙法には抵触し

ないのかどうか。我々が同じ3,000円祝い金を持っていったら、我々は食っちゃいます、公職選挙法で。宮代町議会として議長が出した場合は公職選挙法に抵触するのかどうか、この点をひとつ確認しておきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。

公職選挙法に抵触しないということで、今まで支出してきたものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

61ページ、研修旅費なんですけれども、昨年の３倍ぐらいになっているんですけれども、何でなんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　こちらにつきましては、２月８日に皆様のお手元に配らせていただきました歳出関係の比較増減資料にもございますとおりでございますが、常任委員会視察研修宿泊日数の１泊２日から２泊３日への増額等に伴いまして、バスのほうの借り上げ料ですとか、そういったものの費用が増えている関係で倍増しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　そうしますと、２泊３日で計上したけれども、例えば日帰りでいいところがあったら逆に３分の１に減るとかということもあり得るわけですね。何が何でもこの２泊３日分使わなくちゃいけないということではないわけですね。確認です。

○委員長（田島正徳君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。

おっしゃるとおりでございまして、研修の目的というのは、やっぱり視察する目的があってこそ場所を選択する形になりますので、近くであれば日帰りでもできますし、遠くであれば１泊、２泊とかという形になりますが、これはそれぞれの各委員会によりまして、目的の視察と場所を決めていただいての支出となりますので、もし近場であればそういったもので支出は減るという形になります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　質疑というより要望になりますけれども、60ページの会議録調製事業、今回予算もこれから特別委員会になって、この分も会議録できるということで、それの増となっているわけなんですけれども、私はこれまで粗原稿、本会議やった２週間後にできてくるんですけれども、これが速いのか遅いのかというのはあるんですけれども、我々議員からすれば、もう少し議会だよりの関係もありますし、もう少し速くならないのかというふうに思うんですけれども、その辺の状況はどうでしょうか。この会議録つくっているところ、うちだけ速くというわけにはいかないと思いますけれども、やっぱり順番でやっているとは思うんですけれども、その辺の改善については、方向性としてどうなのか、伺っておきたいと思います、その１点。

○委員長（田島正徳君）　折原主査。

○議会事務局主査（折原　淳君）　折原でございます。

会議録研究所のデータ粗原稿の件でございます

が、こちら本会議が終わったその日の夕方、ないしは翌日にデータのほうを業者のほうに提供しております。おおむねの粗原稿でございますが、これまでちょっと調整とっているところでございますが、大体やっぱり２週間ぐらいかかるというところで確認をとっております。

なお、今回平成30年度予算からの支出となりますが、今回の予算特別委員会のものにつきましては、もう事前に、事前にと申しますか、まだ契約前でございますので、もし契約締結になった暁にはということの前提で、今回予算特別委員会のデータのほう、データというかその分が実際増えるというところでございますので、契約締結になった暁にはデータのほう送信させてもらうというところで、前もって話しさせていただいておりますので、今回の予算特別委員会の分につきましても、遺漏なく２週間以内で上がれるように調整はとっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

１つだけ、お聞きいたします。

以前、議員の退職金じゃなくて、そのことが議会のほうに言われてきましたけれども、この近隣の動向というんですか、その辺はどうなっているのか、今。ちょっとお聞きしたいなと思っているんですけれども、議員の年金みたいな議員年金ですか、それが１回提案されたと思いますがね。

その辺のところで、国のほうとか全国ではどうなっているのか、埼玉県でもそういうことで年金を始めているところがあるのかどうか、その辺のところもちょっとお聞きしたいなと思っています。わかりますか、それ。

○委員長（田島正徳君）　折原主査。

○議会事務局主査（折原　淳君）　折原でございます。

議員年金の復活と申しますか、以前たしか平成23年の６月ぐらいに旧年金制度というのが廃止されております。私も、新聞報道等のほうで見ているところでございますが、やはり全国的にそういったまた復活と、年金の復活と、やはり議員のなり手不足というところもございまして、年金を復活したらどうかというところで新聞記事を見ております。

実際に埼玉県内でも、意見書のほうで出してはどうかというところで県議長会のほうから話ございましたが、宮代町の場合は、慎重に研究検討していくというところでお話があったような記憶があります。ただ、今後におきましては、議員のなり手不足というところからもありますので、引き続き研究検討を議員の皆様と一緒にさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

議会議事録なんですけれども、製本しないでデータだけで保存しているような議会というのはあるんですか、データだけで保存している議会。意外とお金かかるんで、刷らなきゃいいなと思うんだけれども。

○委員長（田島正徳君）　事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。

大変申しわけございませんが、その確認はしてございませんが、データだけですと、データってどのような形で飛んでしまうかわかりませんので、やはり紙でとっておかないと本当に10年、あるいは５年とかでも下手するとなくなってしまうおそれがございますので、やはり紙というのは、最終

的なバックアップという形で大切なものだと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時２９分

再開　午後　４時３１分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

これより会計室分についての質疑に入ります。

会計管理者からの出席者の紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）　会計管理者兼会計室長の瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

じゃ、自己紹介のほうさせていただきます。

○会計担当主査（加藤智浩君）　お忙しいところ恐れ入ります。会計室担当主査の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　１件だけお願いします。

72、73ページです。

山下です。

会計管理事業で、旅券事務に必要な県証紙の売りさばきということでやっているんですけれども、宮代町は、この旅券を発行する件数というのは増えているんでしょうか、減ってきているんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）　会計管理者兼会計室長、瀧口でございます。

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

県の収入印紙ということで、県の収入印紙の売り上げにつきましては、27年度500万強でございますが、28年度につきましては約570万程度ということで、県証紙につきましては、売り上げのほうは伸びているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時３４分

再開　午後　４時４７分

○委員長（田島正徳君）　再開をしたいと思います。

これより税務課分についての質疑に入ります。

担当課長のほうから出席者のご紹介をお願いします。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（鈴木健司君）　税務課資産税担当、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（野口延寿君）　税務課町民税担当、野口です。よろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（田原浩介君）　税務課町民税担

当の田原です。よろしくお願いします。

○徴収担当主査（小島　晃君）　税務課徴収担当、小島です。よろしくお願いいたします。

○徴収担当主査（斉藤幸成君）　税務課徴収担当の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑のほうはございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、12ページの個人町民税なんですが、比較なんですけれども、908万3,000円、だんだん道仏地区の転入者数の増加ということなんですけれども、かなりもうだんだんピークになって、鈍化しているわけなんですけれども、これはどれぐらいの転入を見込んでの予算計上なのか、お示し願いたいと思います。

それから、その下の法人町民税なんですが、これについては年々減っているわけなんですけれども、ただ単に減っているというだけでなくて、どういう状況なのかも含めて、あわせてご答弁願えればと思います。

それから、その下の固定資産税なんですけれども、評価替えなどの影響によってということで減なんですけれども、これについても詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、次のページ、14ページ、15ページの軽自動車税なんですけれども、これは登録台数の増を見込んでいるということなんですが、毎年伺っておりますけれども、車種別に課税標準何台なのか、それぞれ示していただきたいと思います。特に、特徴のこういった点では軽自動車になるかと思うんですけれども、増えていると、その辺の傾向についてもあわせてご答弁いただきたいと思います。それから、これはずっと16、17ページまでお願いしたいと。

あと、16、17ページの一番下の滞納繰越分なんですけれども、これについての滞納繰越分になっておりますけれども、これの積算根拠、調定見込額とどれぐらい何％を見込んでの数字なのか、これも昨年度ほとんど変わっておりませんけれども、確認させていただきたいと思います。

それから、18、19ページの町たばこ税ですが、これは健康志向の高まりに伴う売り渡し本数の減少ということなんですが、これはどんどん課税されますので当然吸う方も減ってきているというふうに思いますが、これについての積算根拠も示していただきたいと思います。それから、これは歳入です。

歳出につきましては、90ページ、91ページの徴収対策事業として165万円増えております。もちろん、これについては、徴収対策の強化を図るためということで、徴収事務指導員を配置する経費の計上なんですけれども、これは増員の理由は徴収対策なんですけれども、どのような体制になるのか、その点についてもう少し詳しい内容についてお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の個人町民税の積算根拠でございます。個人町民税につきましては、予算額16億9,555万7,000円ということで前年比908万3,000円、0.5％の増となってございます。こちらにつきましては、過去３年間の人口、生産年齢人口、納税義務者数等を考慮いたしまして、納税義務者数は１万7,187人と見込んだところでございます。道

仏地区における転入の見込みというところでございますが、道仏地区、特別に積算したものではなく、人口の増ということでございますが、その人口増につきましては、道仏地区が牽引しているところでございます。今年１月27日の住居表示実施時におきましては、道仏区画整理地区で1,946人、704世帯というところで人口が張りついておりますので、こちらの人口増が納税義務者数の増に加わっているものと見込まれております。

続きまして、法人町民税の積算状況というところでございますが、法人均等割につきましては、平成29年中の法人数の増減、平成29年10月の調定額を勘案いたしまして、均等割3,623万3,000円と算出したところでございます。

法人税割につきましては、過去５年間の法人税割額、平成29年10月現在の調定額をベースに収納率99％として6,016万2,000円と算出したところでございます。企業会計の動向によりまして、法人税額につきましては、大きく変動するため見込みづらい状況でございますが、前年度につきまして、28年度につきましては、税率改正の影響を見込んだところではありますが、決算額では２％程度の減でありましたが、今年度につきましては、10月の調定ベースでは約10％ほど減というふうになっているため、総体的に減少という見込みを立ててございます。

続きまして、固定資産税の状況でございます。土地につきましては、平成29年度の調定見込み額に負担調整分や下落修正分などの増減要因を加味しまして、５億4,071万6,000円と算出しております。家屋につきましては、平成29年度調定見込み額に新増築家屋による増分を220棟程度、また評価替えによる在来分家屋の減価、こちらのほうを約4,159万円ほど減少ということで見込みまして、６億1,091万1,000円ということで、前年対比0.7％の減といたしました。

償却資産につきましては、平成29年度調定見込み額に対しまして、調定額の推移、また既存資産の減価分の状況を加味しまして、２億8,667万1,000円ということで、対前年比4.6％の増と見込んでございます。

固定資産税全体といたしましては、14億4,834万6,000円ということで、前年比55万9,000円の減、ほぼ0.0％わずかな減少というふうに見込んだところでございます。

続きまして、予算書14ページからの軽自動車税でございますが、それぞれの車種別に登録台数につきましては、第１種につきましては1,046台、第２種甲につきましては218台、第２種乙につきましては81台、小型特殊農業用につきましては846台、小型特殊その他につきましては28台、軽二輪につきましては350台、軽四輪貨物営業用につきましては56台、軽四輪貨物自家用につきましては1,239台、軽四輪乗用営業用につきましては１台、軽四輪乗用自家用につきましては5,037台。二輪の小型自動車につきましては378台、ミニカーにつきましては18台、ボートトレーラーにつきましては12台を見込んだところでございます。

特徴といたしましては、軽四輪乗用自家用、こちらにつきましては、軽自動車税の全体の４分の３を占めております。こちらのほうで特に新税率の１万8,000円、経年重課である１万2,900円、ここら辺の税率の台数が伸びているところでございます。

すみません、訂正いたします。新税率につきましては、１万800円でございます。

こちらの軽四輪乗用自家用の台数の伸びが軽自動車税の主な増加の要因となっているところでございます。

続きまして、18ページ、19ページの町たばこ税

でございます。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○徴収担当主査（斉藤幸成君）　徴収担当の斉藤です。

軽自動車税の滞納繰越分の積算についてですが、29年度の調定額に対しまして、収納額の見込みを出しまして、収入未済額をおおむね248万円ほどを見込んでおります。それに対しまして、平成28年度の滞納繰越分の徴収率が26.6％となっておりますので、おおむね26％の徴収率を見込みまして、64万6,000円と積算しております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

予算書18ページ、19ページの町たばこ税の積算根拠でございます。

こちらの町たばこ税につきましては、売り渡し本数に対して税率をかけていくものでございますが、過去５年間売り渡し本数については、年5.5％平均で減少しているところでございます。平成30年度につきましては、売り渡し本数を3,179万1,000本と見込みまして、１億6,543万4,000円、前年比336万6,000円の減、２％の減少と見込んだところでございます。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長、石塚です。

徴収事務指導員につきましてお答え申し上げます。

予算書につきましては、90ページ、91ページでございます。

今回、３月議会で特別職報酬条例の一部改正も上程させていただいておりますが、平成30年度から徴収事務に関して、職員の指導育成、それに加えまして、みずから滞納処分等にも当たっていただくために指導員さんを１名任用したいというように考えております。

徴収事務指導員につきましては、県内で国税のＯＢをお願いしているところが17市町ございます。国税ＯＢは22人が指導に当たっております。また、県税のＯＢを雇用しているところが10市町ありまして、10市町で15人が雇用されております。

宮代町におきましても、ここ３年間現年分及び滞納繰越分につきましても、徴収率は改善傾向にはございますが、以前にご説明した地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額の積算をするために、全国の平均の徴収率を掛けていたんですが、それを国のほうが全国の３分の２の状態の徴収率に引き上げることが決まっておりますので、宮代町としても、その徴収率を継続的に確保できるように今後引き続き徴収については、取り組んでいきたいということで、今回指導員さんをお願いする予定でございます。

また、平成30年度の体制といたしましては、税務課に徴収指導員を配置していただきまして、税務課で徴収を行っている町税及び国民健康保険税の徴収に当たっていく予定でございます。全体の組織の定数的なものは、今現在、ちょっと何ともわかりませんが、来年度が徴収につきましては、今まで以上に積極的に取り組みまして、継続的な徴収率の向上を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、個人町民税、12ページ、13ページの関係なんですが、これは上程説明のときに比較して、増加分というのは、道仏地区の転入者数が主だということでそれはわかるんですが、だとすれば宮

代では、道仏地区以外のところでの増加分というのはどういうところなのか、その辺もあわせてお示し願いたいと思います。

それと、法人町民税なんですけれども、とりあえず10%減ということなんですけれども、10%減だともっと大きく前年度が１億200万ですから、10%も減っていないのかなというふうに思いますけれども、その点、均等割、法人税割あるんですけれども、もう少しその辺の状況をお示し願いたいと思います。

あと、固定資産税については評価替えということなんですけれども、特に土地も下がって減額になっているんですけれども、特に家屋については、220棟プラス前年度はアルファだったんですけれども、来年度、新年度についてはアルファがないということなんですか。そんなに変わらないのかなというふうには思いますけれども、その辺の見込みについてもう少しご説明願えたらと思います。

それから、軽自動車税、14から17ページの関係についてはわかりました。滞納繰越についても、積算根拠わかりました。

あと、18、19ページの町たばこ税なんですけれども、ちょっと聞き漏らしたのが旧３級品以外と旧３級品ありますよね。旧３級品については、1,000本当たり3,355円から4,000円に上がったということで、それはわかるんですけれども、これは先ほどの本数なんですけれども、旧３級品以外と旧３級品分けて説明いただきましたか。すみません、その点もう一度お願いしたいと思います。

あと、固定資産税の関係と都市計画税は、大体比例して金額が同じように傾向はなるかと思うんですけれども、ちょっと固定資産税のほうと都市計画税のほうの関係、都市計画税のほうが大きく減っていますよね。その辺の要因についてはどういうふうに考えればいいのか、その点、すみません、あわせてお願いしたいと思います。

あと、歳出の関係で課長から伺いました。これは国のほうからの徴収率を３分の２に引き上げられた。それのそのための確保だと思うんですけれども、宮代の場合は、徴収事務指導員を増やさなければいけないほど徴収率は悪いんでしょうか。先ほどちょっと説明がありましたが、今までの考え方だとおぼつかないんでしょうか、その点、私はそういうふうにはちょっと捉えていないもんですから、徴収事務については、そんなに低くはないというふうに私なりに思っているんですけれども、その辺すみません、もう一度今の宮代町の実態とあわせてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子と申します。

予算書12ページ、13ページの個人町県民税の関係で転入者の動向というご質問です。

こちらにつきましては、28年４月から29年４月での対比ですと、町全体では人口で266人増加となっております。このうち、道仏地区は319人の増加となっております。それ以外の地区での増加傾向でございますが、２番目が姫宮地区、３番目が百間６丁目地区、４番目が川端３丁目地区、５番目が宮代２丁目地区でございました。

続きまして、法人町民税の前年度対比10%減というところで、予算上はそこまでは減額とはしていないところでございますが、平成29年10月現在の調定額を見ますと、均等割でマイナス9.2%、法人税割でマイナス11.7%という状況になってございます。こちらの29年中の調定に前年度の予算との調整額を見込みまして、若干それより増額となったところでございます。よって、法人町民税につきましては、前年比550万2,000円の減という

ことで、マイナス5.8％と積算したところでございます。

あと続きまして、３点目の固定資産税の関係でございます。

建物のほうにつきましては、予算積算時、10月現在プラス220棟と見込んでいたところでございますが、年末に向けてプラスアルファがちょっと見込まれるところでございますので、250近くにはなるのかなというところで今現在、積算しているところでございます。

続きまして、町たばこ税の関係でございます。

こちらのほうにつきましては、売り渡し本数、旧３級品につきましては146万本、旧３級品以外の本数につきましては3,032万本と見込みまして、それぞれ税率を乗じて積算したものでございます。

続きまして、固定資産税と都市計画税の予算額の差異というところでございますが、固定資産税につきましては、今回土地家屋とも減少となってございますが、償却資産につきましては、プラスの4.6％というところで、償却資産については増額を見込んだところでございます。それによりまして、固定資産税については、対前年比若干の減ということで55万9,000円、率にしますと0.0％というところでございます。

一方、都市計画税につきましては、償却資産のほうが都市計画税につきましてはありませんので、土地につきましては、地価下落が市街化区域については、ほぼ横ばいということで若干の増と、家屋につきましては、在来分家屋の減価ということで2.5％ほどの減というところで、都市計画税につきましては、111万5,000円の減、率にしてマイナス0.7％と見込んだところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長、石塚でございます。

宮代町の徴収率といたしましては、県内で28年度の決算ベースで県内63市町村中23位でございます。その前の年度がたしか27位でしたので、若干改善傾向になっております。ただし、全県的にどこの市町村もかなり徴収については、力を入れておりますので、宮代町としても27から28年度の決算において、徴収率を上げた割合をその前の年に比べると、もっと上位に本来であれば上がれるような率なんですが、他の市町村もかなり徴収率を上げてきておりますので、宮代町が頑張っている以上にほかも頑張っておりますので、非常にいいライバル的な形だとは思うんですが、なかなか頑張っても上位には上がれない。特に幸手市や杉戸町におきましては、徴収事務指導員をもう５年前ぐらいからお願いをして、かなり徴収については改善をしておりまして、かなり上位に食い込んでおります。

宮代町でも、昨年10月に個人県民税については知事の表彰をいただいたところでございますが、まだ全国平均になりますと、これが、すみません、埼玉県でつくっている63市町村の徴収率の状況でございます。青が全国平均以上のところ、黄色が県平均以上のところ、赤が県平均以下のところで、赤いところは要注意ということで、こんなようなものを毎年つくって持ってきまして、結果として、宮代町は、これ28年度の状況なんですが、黄色の状態ですので、県平均はいっているんですが、全国平均にはいかないような状況でございます。

そんなようなことで、県のほうでは特に県民税につきましては、住民税が６％、県民税が４％、その徴収は全て市町村が担っておりますので、県民税分の４％が県も入ってこないとかなり財政的にも厳しいことから、特に県民税の徴収についてはてこ入れをしていただいております。

そんなこともありまして、宮代町では、町県民税だけではなくて、固定資産税や都市計画税、また法人町民税についても、全て徴収率のほうは今後も非常に気になる部分でございますので、それらを確保していくために指導員を置いて、継続的に右肩上がりの収納率を確保していきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

それでは、特に再々質問は、12ページ、13ページの固定資産税なんですけれども、そうしますと、昨年度もたしか家屋については220棟プラスアルファということで予算計上されたんですけれども、そうしますと、新年度については250棟ですから、金額は昨年より500万弱ですかね、減っているので、前年度は、じゃ、もう少しよかったと、それよりも新年度は若干悪くなるという、そういう見込みなんですねということで確認させていただきます。

それから、町たばこ税についてはわかりました。先ほどは合わせた本数だと思いましたので、はい、わかりました。

あと、この18、19ページの都市計画税の関係なんですけれども、そうしますと、ほとんど固定資産税はほんのわずかですよね、減額しているのは。ほとんど変わりないという見方なんですけれども、一応、都市計画税は数値でいくと0.7％の減になっているので、この辺はどうなんですかね。

積算の仕方はほとんど変わりないということでは理解するんですけれども、いかんせんこういうふうに数字が出てきますので、家屋についてはマイナス2.5％なんですけれども、そうすると家屋のほうがどうなんですか。比率的には大きいんですか。償却資産はもちろんないのであれなんですけれども、その辺、家屋と土地の関係では、この積算根拠ですよね。もう少しわかるように説明していただけますか。

税率は固定資産税の課税標準額の0.2、両方同じなんですけれども、この減らす、減額の比率ですよね。これの関係で、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

それから、90ページ、91ページの徴収対策事業なんですけれども、これは県のほうもそういうふうに、年間どれくらいの比率でそういうデータをよこすのかわりませんけれども、県は県で確かにわかるんですけれども、そういうのをどんどん自治体のほうに、何ていうんですかね、納税状況を示されると、これは、今は確かに平成28年度では63市町村中23位だと。

平均よりはずっと上にあるといっても、それでいいというふうには言えないという担当者のあれなんですけれども、これは町民からすれば、やっぱり徴収を強化されるということになりますので、大変だなというふうな思いをするんですけれども、その点では、町税と国保税合わせてなんですけれども、私は大変かな、町民からすれば大変だなという思いはしますけれども、その点ではどういうふうに評価されているんでしょうか。こういうふうにやっていくということですから、それなりの考えがあってのことだと思うんですけれども、その辺の町民との関係ではどういうふうに評価されているでしょうか。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

予算書12ページ、13ページの固定資産税の家屋の棟数の関係でございますが、ここ３年間の平均ですと、平成28年築が274棟、平成27年築が216棟、

平成26年築が299棟というところで、それよりは若干平均よりは少な目ということで、220棟という形で予算積算時に見込んだところでございますが、年末にかけまして精査しますと250棟近い数値になろうかというところでございます。

続きまして、都市計画税と固定資産税の積算の差でございますが、固定資産税については償却資産、こちらのほうの増加分がありますことから、減少分が緩和されております。

土地につきましては、地価下落分を63万4,000円の減、負担調整分を256万8,000円の増、また前年度の予算との調整額として634万4,000円の減というところで、トータルいたしまして441万円の減少、0.8%の減と見込んだところでございます。

家屋につきましては、固定資産税のほうの在来分家屋の減価が4,159万5,000円の減少、新増築及び滅失家屋、軽減家屋等の影響を2,921万円の増、前年度との予算額との調整額を804万8,000円と見込んで、こちらのほうはトータルで433万7,000円の減、前年比0.7%の減と見込んだところでございます。

一方、都市計画税につきましては、土地につきましては、地価下落分を10万3,000円の減、負担調整分を61万2,000円の増、前年度予算との調整額を36万円の増ということで、86万9,000円、1.1%の増額と見込んだところでございます。

家屋につきましては、在来分家屋の減価を445万7,000円の減、新増分家屋等の増分を263万3,000円、前年度予算との調整を９万8,000円と見込んで、前年比172万6,000円の減、率にしてマイナス2.5%の減と見込んで積算したところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長、石塚でございます。

徴収対策の強化をすることによって、住民の皆さんの生活を圧迫するという観点からの説明とさせていただきますが、税務課といたしましては、適正に課税がなされたものについては公平に徴収をしていく、皆さんがきちんと納期内に納めていただくということを原則として考えております。そのため、納期内納付にご努力いただいております大多数の納税義務者の方々の信頼をまず裏切らないということが第一番だと思っております。

ただし、当時は収入があったとしても、今現在、病気やけが等で働けない、納めたくても納められないという方々に対しましては、当然、徴収猶予や換価の猶予、そして滞納処分の停止というような徴収の緩和措置も並行して考えていかなければならないというふうに思っております。

そのため、税務課では、今現在、滞納となっている方については、早期に徹底した財産調査を行うように努めております。特に勤務先の給与の状況の調査、そして保険会社や銀行などの調査を行いまして、保険の契約があって解約の返戻金がある場合、また銀行に定期預金や普通預金などがある場合については、将来的な生活設計も含めて考えた上で、納税できるようなもの、余裕があると判断すれば、当然、差し押さえを実行していくということで、職員一同考えて進めております。

ただし、先ほど申し上げたように、銀行調査や保険の調査、また、その他財産調査を行ってもなかなか納税していただけるような資力が発見できないという場合については、先ほど申し上げた滞納処分の停止などの緩和措置も積極的にとるように努めております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　それでは、小河原ですが、質問を２点ほどさせていただきます。

１点は、町税がさほど伸びていないような説明をしていますが、私、聞いておきたいのは、道仏区画整理ができて、あそこが住居が始まってもう何年たつんだな、もう結構、５年ぐらいたちますか。その５年間の、できれば去年あたりまでの総収入、以前の農地であった時代から、今度宅地になったんですね。それの総収入が幾ら、差し引きするとどのぐらいプラスになったのか、教えてもらえればと思います。

もう一点は、前段者の質問と重なってしまうんですけれども、説明の中で幾つか理解はするんですけれども、徴収事務指導員の問題、私も、費用弁償を含めて240万の予算化が計上されておりますけれども、この徴収指導員を設置したことによって税率がどのぐらい上がるのか、ちょっと教えてもらいたい。率が。

先ほど何か説明の中で、町税とか国保を考えていると言うけれども、これの２つでどのぐらい率が上がって、金額としてどのぐらい効果があるのか。私も、報酬員を確保することによって、費用対弁償じゃありませんけれども、どのぐらい効果があるのかというのは本当に疑問をするところです。240万円ぐらいしか上がらなかったら、これは資することはないしね。そんなことはないとは思いますけれども、そんな甘いもんじゃないと思います。

そこで、何かこの報酬指導員は、仕事はどういうことだといったら、職員の指導も行うと。何、宮代町は指導される立場なの、職員は。そのぐらいじゃなくて、指導する立場じゃないの、逆に。私、そう思うんですよ。ということは、他人任せのような感じがするんだよね、これ聞いていると。指導員ができて、指導員の指導が悪いから徴収率は上がらないんだよとか、こんなこと言えるもんね、今度ね。自分たちで積極的に徴収を上げる努力をしなくちゃいけないわけです。

以前、たしか差し押さえをする方が３人だか４人いましたよね。その辺はどうなっているのか。差し押さえをする職員がいたわけだ。そういうことを外しちゃって、今度は徴収員を挙げて指導してもらうと。何か私は、今までの税務体制は、徴収体制はいいかげんだったなと言われてもしようがないと思いますよ。

こういう今度は徴収員を挙げて税率を上げると、徴収率を上げると。そんな今まで甘い考えでいたわけですか。どうもそこら辺が、この徴収員を設置することによって何か責任転嫁しているように思えてならないんですよ。それ、どういう考えだかもう一回教えてもらいたいんですが、その２点、お願いします。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚です。

順次お答え申し上げます。

まず、道仏土地区画事業による影響額でございますが、平成24年度に集合保留地の公売が始まりました。そのために、25年、26年、27年と建物がかなり一時期に集中してできてまいりました。それに伴いまして、新しく宮代町に転入される方も非常に増えてきているという状況です。

これを平成29年度の当初の課税の状況と比較して一応整理したものがございますので、そちらをご報告させていただきます。

町民税につきましては、24年度の状態と28年度の状態、先ほど申し上げた集合保留地の公売が始まる前の状態ですので、今までの農家地区の状態と28年度の、これは、すみません、町県民税なんですが、町県民税ベースで考えますと、4,700万円ほど増額になっております。そのうち、町民税

と県民税が入っておりますので、町民税だけにしますと、2,850万円ほどが24年と28年度の確定値で増えております。

それと、固定資産税につきましては、これが、すみません、固定資産税につきましては、24年度と29年度の当初でこれは比較になっておりますが、まず、土地については3,090万円ほど増額になりました。建物については、24年と29年度当初比較で3,850万円ほどが増額になっております。

これらを足しますと、約１億円程度、9,800万円なんですが、約１億円が増額になったというような計算でございます。これはただ単純に24年度の課税の状態と28年、29年の状態との比較でございますので、この５年間の総トータルの個々の数字までは出しておりませんけれども、そのような状態で比べると約１億円程度が増加になったというような試算でございます。

ちなみに24年と27年を比べますと約6,000万円増額になりますので、28年、29年で4,000万円弱増えてきているというような状況でございます。

次に、徴収対策に向けた指導員の設置でございますが、率や金額については具体的な目標は持っておりません。ただし、今回報酬として二百数十万円をお支払いすることになりますので、その数倍は徴収の額をきちんと確保していただくように、税務課徴収担当と共同して取り組んでまいりたいというように考えております。

また、職員を指導する立場ということでございますが、今回考えているのが県税のＯＢの方、県の徴収に長く取り組んでいる方で、そもそも本人みずからが差し押さえ等も実践されているような方を候補として、今選びたいなというふうに思っているところでございますが、税務課の職員、町の職員全般なんですが、３年から５年サイクルで大体異動になってしまいますので、そういうような異動の中で、この徴収に対しての事務処理やノウハウを多くの職員に引き継いでいくという趣旨も含めて、県でのノウハウを指導していただいて、町の職員がそれに基づいて成長し、みずから対策に取り組んでいけるようなところを強化していきたいという趣旨です。

なので、指導される立場ということでのお話がございましたが、今時点では、やはり町職員も、先ほど申し上げたように徴収１年目の者とか、私は、徴収担当は非常に長く取り組んでおりますが、なかなか全てに私みずからが取り組むこともできませんし、また徴収対策も今６名で対応させていただいているところですが、なかなか事細かな部分までまだ調査し切れないということがございますので、少しでもその調査を含めて、細かな調査を行う中で徴収率の確保、当然、税額の確保、そこに努めていきたいというふうに思っております。

現在、徴収対策で担当している職員が６名おりますので、その６名プラス私と副課長は徴税吏員の位置づけをいただいております。差し押さえは徴税吏員の資格を持っていないとできないものですから、徴税吏員としての資格をいただいて、みずから差し押さえができるような立場でございますし、差し押さえも、私が直接はやりませんけれども、職員が頑張って対応をさせていただいております。

今回、資料の予算の委員会のほうからご指摘をいただいて提出いただいているこの資料の13ページなんですが、徴収につきまして、滞納処分の状況を表にまとめさせていただいております。

ページについては13ページでございます。

今まで町税の徴収率については、平成22年度ぐらいをピークに年々減少傾向にございました。27年度から少しずつ改善に向けて取り組んでおります。結果として、滞納処分、差し押さえも件数が

どんどん増えております。

ちなみに平成26年がたしか60件ぐらいの差し押さえだったんですが、27年度が115件でしたでしょうか、28年度が155件、29年度は１月末現在で155件ですので、今後３月末までに滞納処分の差し押さえが恐らく30から40件行うことになろうかと思いますので、滞納処分についても、職員みずから積極的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　道仏につきましては１億円、これから毎年、道仏の関係はどんどん入ってくるんだと思いますので、道仏がなかったら大変だなと、今思えば思いますよね。話だけきょうは聞いておくだけでいいんですけれども、道仏のおかげで町税も増えてきていると。道仏の部分はわかりました。

徴収事務指導員の問題、正直言って、確かに差し押さえ、よくない、やりたくないよね。わかりますよ、私も。まして、どういう話しして、どのような説明するかわかりませんけれども、これ難しくて、場合によっては本当に怒鳴られることだってあると思いますよね。確かにこういう仕事はよくないと思いますから、この差し押さえする人が、今度、指導員が本当に積極的にこの人は行ってやってくれるのかどうか、それはまだはっきりしないでしょう。それは経験者だと言っていますけれども。

職員と一緒に行くといったって、本当は行きたくないよね、本当は。わかるよ、私もそれは。そういう嫌な仕事というのは、余り行きたくないよ。それを積極的に今度はこの人に行ってもらうということが大事なことだと思うので、本当にやってもらえるのかどうか、それで職員は、あんたらが行くもんだよということになるのかどうか、それだけ聞いておきたいと思うんですよ。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚でございます。

徴収事務指導員さんに差し押さえ等の滞納処分、住民の方と交渉や折衝を行わなければならないものを全てお願いしようというところは全く思っておりません。

今現在、考えておりますのは、県での徴収事務のやり方、調査の仕方、またその調査の範囲、それらを町の職員がしっかりと受け継いで、それらのノウハウをいただくということを考えておりますので、徴収指導員みずからが現場に行って差し押さえをすることも当然あると思いますが、ただ、それが当たり前のことと思ってしまうと、逆に職員が自分たちはやらなくていい、指導員さんにやってもらおうという気持ちが出てしまってもいけませんので、そこはちゃんとしっかり徴収指導員さんと一緒に現場に行って納税交渉も行う、調査も行う。その中で、徴収指導員さんのやり方を見ながらしっかりとノウハウを学んで身につけていただきたいと。

その上で、人事異動のサイクルもありますが、後任の方や同僚の方にどんどんノウハウを引き継いで、全員が同じレベルで調査ができる、もしくは差し押さえができるというような職員体制にしていきたいと思っています。

特に今後は、給与所得者の住民税の一斉指定で会社がお給料から住民税を天引きしていただいておりまして、そのおかげで徴収率、かなり上がってきてはいますが、ただ、やはり会社の景気が悪化してまいりましたり、もしくは倒産したりすると、お給料から天引きしていた住民税が町のほうに振り込まれてこないというようなことなどがございますので、そのときの調査の仕方、税務調査

や実際の現場に行って帳簿の調査、これらはまだなかなか町職員のレベルではかなり高度な部分まで、未経験の部分がございますので、そういう今まで町がやってこなかった、できなかった分野についても、今回、徴収指導員さんと一緒に行動する中で、しっかりと町のノウハウとして引き継げるように位置づけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。

92ページの納税推進事業です。私たちの予算書でいくと43ページ、それから税務課の資料でいきますと14ページなんですけれども、このＰａｙＢというのを来年度から導入するということなんですが、これは費用的には全然上がってきていないような気もするんですが、この費用というのはどんなもんなのかということと、それから、毎年ここの本年度の特徴に口座振替の推進というのが必ず載っているんですが、この資料の14ページ見ますと、ちょっとだんだん下がってきているのかなというような、町県民税普通徴収に関しては下がってきているかなというふうに思いますが、徴収するほうは徴収率を上げるのが基本なんでしょうけれども、どうやって払ってもらうのが一番いいと思っているのか、その辺の目標というか、その割合というか、その辺は考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長、石塚でございます。

まず、ＰａｙＢにつきましては、全国でも非常に、宮代町として取り組みは最先端だと考えております。今回、県内で実施するのが、既に決まっているのが入間、飯能、伊奈町、そして宮代町でございます。

宮代町では、今決済会社がりそな決済サービス、りそな銀行グループの系列、グループ会社でございますが、そのりそな決済サービスを介してコンビニエンスストアの収納を行っております。今回のＰａｙＢにつきましても、コンビニエンスストア収納の延長と考えていただきたいと思います。

まず、皆様がお持ちのスマートフォンからＰａｙＢのアプリをダウンロードしていただいて、口座番号や暗証番号、住所、氏名などを事前に登録をお願いいたします。その上で、アプリがダウンロードされましたら、宮代町で今現在、皆様にお送りしている納付書、そこにバーコードが印刷されておりますので、そのバーコードを、そのアプリを起動すると今度はカメラになりますので、そのカメラでＱＲコードを読むように読み取っていただくと、宮代町の何税の何期、幾らというような情報がアプリを通じて銀行とやりとりができますので、そこで暗証番号を最終的に入力してオーケーのサインを出せば、その場で銀行の口座から引き落としがされると。その引き落としをされたお金は、決済会社を通じて宮代町のほうに振り込まれるというようなシステムです。

詳しくは３月の広報にちょっと図も入れてお示しをしておりますので、ご確認をいただければと思いますが、まず、そのＰａｙＢの利用、今回急いで始めました。それは、今回導入経費がゼロで済むということがございます。

特に今回、りそな決済サービスさんのほうでは、埼玉りそなグループ、りそな銀行グループを通じて、このウエブ決済に非常に力を入れてきておりまして、導入経費についてはゼロということでございます。

ただし、１件当たりの手続については、コンビ

ニエンスストアの収納の延長で考えるということもありますので、１件当たり55円に消費税を加えた金額が手数料としてその決済会社にお支払いをしております。それは、従来から行っているコンビニエンスストアの手数料と同額でございます。

住民の皆様からすれば、今まではコンビニエンスストアなので、基本的には24時間、コンビニエンスストアで納めることができましたけれども、ただし、現金がないと納められないということと、現金が手元にないと納められないということと、コンビニエンスストアまで出向かなければならないという２つの手間というか、時間が必要だと思います。

ただし、今度は家にいても事前にその手続をしてあれば、家でテレビを見ながら、もしくは昼食をとりながらとかでも非常に手軽に決済ができるようなシステムでございますので、納税機会の拡大という意味ではプラスであろうということで、早期に導入をさせていただいたところでございます。

また、資料の14ページの口座振替の率でございますけれども、28年度から、先ほど申し上げた住民税、27年度からですね、すみません。給与所得者に対する住民税の特別徴収の一斉指定が行われまして、今まで給与所得者であっても、ご本人が４回に分けて納める普通徴収の方法をとっていた方々がたくさんおりまして、その方々は、口座振替を利用されている方もおります。

ただし、今回は地方税法の趣旨にのっとりまして、基本的に給与所得がある方についてはお給料から天引きということで、埼玉県下全市町村で一斉に指定をさせていただいた結果、給与所得者で普通徴収の方がかなり減っております。その関係で、それに引っ張られて町民税の普通徴収分の口座振替が27年はかなり落ちたという結果になっております。

ただし、口座振替でご利用いただく場合は、１件10円プラス消費税で手数料、銀行に払っておりますが、コンビニエンスストアで納めていただく５分の１程度でございますので、できれば口座振替を推奨していきたいというふうには思っております。

ただし、銀行や役場の会計室で従来どおり現金を持って納付していただければ、手数料はゼロでございますので、経費的な面を考えると、銀行等の窓口で現金で納めていただくということが町としての経費の節減にはなりますが、ただし、いろいろなライフスタイル、多様化しておりますし、利便性の向上が図れないと結果的に滞納につながってしまうということもございますので、納税できるようなチャンスというか機会はなるべく多様化、多肢にわたるほうがいいのではないかということで、今回ＰａｙＢを導入しております。

あとは、長くなって大変申しわけありません。口座振替をインターネット上で手続ができるようなウエブの口座申し込みのシステムも既に全国の市町で取り組んでいますが、これは大きな市、小さな町で、当初導入をするとしてもほぼ同じ初期経費がかかりまして、これが500万、600万円の初期経費でございますので、大きな市で財政的に余裕があれば、そういうような初期投資も将来的にはのみ込めるのかなと思いますが、宮代町規模ですと、当初経費がかなりかさんでしまうので、それらの経費がかかってしまう場合は、なかなか導入に踏み切れないというような事情もございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑のある方いますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

〔発言する人あり〕

○委員長（田島正徳君）　１問だけですか。

では取り消して、再開いたします。

○委員（山下秋夫君）　１問だけちょっとお聞きします。

町民の現状ということで、町民税、均等割、所得割ということになっているんですけれども、町民の収入がどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

この説明書の12ページ、13ページ、均等割で5,919万2,000円となっています。これを、均等割ということですから、一律にすると3,500円で割るわけですね。そうすると、人数が１万6,912人と出てしまうんですよ。先ほど説明した１万7,000ちょっとというあれとちょっと乖離しているのか、これは見込み額が、収納率98.6％ということでなっているんで、幾らか違うのかなという感じはするんですけれども、この均等割の人数というのは、最初からもう全員からもう諦めというんですか、そういう計算の仕方なのか。

あと、去年のあれを見ますと、この計算でやっていくと、去年が１万6,700人、この計算上でいくと212人納税者が増えたということになるんですけれども、そういうような中で所得割ですか、所得割を単純計算ですけれども、この人数で割っていくと、29年度が９万6,296円、30年度が９万5,815円で、１人頭の所得割が480円ほど下がってしまう、要するに町民の収入が減っている、１人頭の、そんな感じがしないでもないんですけれども、そういう中で町の財政も大変だなという感じはするんですけれども、これが町民の実態なのかどうか、まず最初にそれを聞きたいなと思っております。

○委員長（田島正徳君）　それでは、休憩いたします。

休憩　午後　６時０６分

再開　午後　６時１８分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き税務課分の質疑を行います。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

個人町民税の納税義務者数の関係でございますが、納税義務者数につきましては、過去３年間の生産年齢人口、住基人口、納税義務者数の動向を勘案いたしまして、プラス1.3％の１万7,187人と見込んだところでございます。

なお、こちらに対しまして、収納率、こちらのほうは100％が望ましいところではございますが、過去平均の、どうしても翌年度に繰り越してしまう部分が出てしまいますので、収納率98.6％ということで見込んだものでございます。

続きまして、町民の所得の動向でございますが、こちらについては、委員会資料の７ページに７年間分の所得の動向が掲載してございます。平成23年から29年まで、納税義務者数は年々増加、総所得金額についても、ここ５年間は増加しておるところでございます。平成29年当初では454億5,960万3,000円ということで、納税者１万7,110人で、１人当たりに換算いたしますと265万6,902円と、１人当りの所得額が算定されるところでございます。

この所得額につきましては、ここ５年間を見ますと、１人当たり264万4,000円から266万円というところで推移しておりまして、平成29年は前年と比べると若干減となっておりますが、ここ５年間では平均よりやや上ぐらいの推移かなというと

ころでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　説明は3,500円で、納入率もあるんで、１万6,912人でこれはよろしいんですね。

それで計算していくと、29年と30年度の予算編成に当たっては、所得割が、この人数が増えたわりにはそんなに上がっていないということは、所得が減っているということでこれは受けとめてよろしいんでしょうか。212人増えているんですよね、計算では。１人頭の税額ですね。

○委員長（田島正徳君）　税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

所得割額につきましては、過去３年間の調定ですとか給与所得水準の増を勘案いたしまして、平成29年10月の調定額をベースに総額16億2,043万1,000円と算出いたしました。収納率は、特別徴収のほうが99.9％、普通徴収が95.1％という形で、前年比1,229万9,000円、0.8％の増としたところでございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

そういうことを聞いているわけじゃないんで、１人頭の税額は増えているのか、減っているのかと聞いているんですよ、１人平均で。212人、これで計算して増えて、これだけの収入しか入っていないということは、要するに町民の所得額が減っているということを意味するんでしょう。

○委員長（田島正徳君）　税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

１人当たりの所得額の動向につきましては、現在、町民税申告、確定申告等を行っておりまして、その１人当たりの動向については、現在のところは把握しかねるところでございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　これは計算すれば、単純でいいですから、増えたか、減ったかぐらいはわかると思いますよ。計算上はね、単純計算でも。やはり町民の生活実態はというと、所得が減っているというのが実態でしょう。なぜそれを言えないのかなという感じがするんだけれども、ちょっとわからないね、その辺のところがね。

やはりそういう中でこの町税なんかは集めていかなくちゃいけないということになると、町民の生活実態が減っているのに、徴収、税金を集める仕事を強めていくんだということになると矛盾してくるんですよね。その辺のところは。

○委員長（田島正徳君）　税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚です。

先ほど副課長がご説明したとおり、１人当たりの昨年中の収入については、税務課では今現在、集計中でございます。特に確定申告が終わっておりませんので、昨年中の町民の皆さんの収入の動向については、全く把握していないというのが現状です。

今回の予算につきましては、昨年10月の時点で積算をしておりますので、過去３年間の動向、また29年、昨年10月現在の調定額を比べまして、人数や所得額について出しておりますので、個々の所得の動向等について加味したものではございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　個々のあれを出せとか、そういうんじゃないんです。この予算上で、そういうように計算をして出したんじゃないかということなんですよ。それが現実としてこの予算を出し

たわけでしょう。だから、昨年と比べたら500円近く減ってきていると、町民の収入が、これが実態でしょうと聞いているわけだから、それだけです。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめて、次回は３月２日金曜日午前10時から委員会を開き、総務課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時２８分

予　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１１名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
小河原正君			
（議長 中野松夫君）			

欠席委員（１名）

金子正志君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	総務課長	渋谷龍弘君
総務課副課長兼人権推進室長	大場崇明君	総務課副課長	稲宮辰男君
総務課主幹	柴﨑記代子君	総務課主幹	鈴木淳史君
庶務職員担当主査	田邊和美君	人権推進担当主査	飯山保孝君
広報担当主査	新井庸一君	町民生活課長	井上正己君
町民生活課副課長	小川英一郎君	町民生活課主幹	山﨑健司君
生活安全担当主査	小林賢吉君	環境推進担当主査	小林知弘君
地域振興担当主査	富田智貴君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳
主任	安類由美		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名であります。

これより、２月28日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎諸般の報告

○委員長（田島正徳君）　審議に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

金子正志委員におかれましては、本日、欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２５号の審査（総務課・町民生活課）

○委員長（田島正徳君）　本日は、議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についてのうち、総務課、町民生活課の分の順に質疑を行います。

これより、総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（渋谷龍弘君）　おはようございます。総務課長の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

自己紹介させていただきますのでお願いいたします。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　おはようございます。総務課副課長兼人権推進室長の大場と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　おはようございます。総務課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課主幹（鈴木淳史君）　おはようございます。総務課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○総務課主幹（柴﨑記代子君）　おはようございます。総務課主幹の柴﨑です。よろしくお願いいたします。

○人権推進担当主査（飯山保孝君）　おはようございます。総務課人権室主査の飯山と申します。よろしくお願いします。

○庶務職員担当主査（田邊和美君）　おはようございます。総務課庶務職員担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○広報担当主査（新井庸一君）　おはようございます。総務課広報担当主査の新井と申します。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　おはようございます。野原でございます。

まず、１点質問させていただきます。

予算書の77ページ、こちらの男女共同参画社会推進事業の、こちらは13節の委託料のところなんですけれども、こちら女性相談業務委託料がござ

いますが、こちら女性相談員を委託するということだと思うんですけれども、こちらの相談員の性別と年齢を教えていただきたいんですけれども。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

まず、女性相談員の性別につきましては女性でございます。ただ、年齢については、こちらとしては把握しておりません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

こちら、本年度の特徴として女性相談の実施ということがあるんですけれども、女性のお悩みもいろいろ多岐にわたるかとは思うんですけれども、何というんですか、その年代とかもかなり広いと思いますので、あとはお子さんがいる方とか、いない方とか、いろんな方がいると思いますので、そのあたりちょっと気になったところです。

あと、せっかく男女共同参画と言っているところで、何というんですか、悩んでいるのは女性だけではないと思うので、例えば、最近はもう本当に父子家庭も増えていたり、その親権も今までだとお母さんのほうが親権を取る、取りやすいということもあったと思うんですが、今はお父さんのほうも親権を取りたいという方もいらっしゃいますし、ＤＶも男性から女性というのがやっぱり多いとは思うんですが、中には女性から男性、あとは言葉のＤＶ、モラハラみたいなものも女性から男性にというのも最近出ていると思うので、こう女性相談という、必要だと思うんですけれども、男性の相談のほうが実は、男性はやっぱりプライドがあるので、なかなかどこに相談するという気持ちにもならないような方もいらっしゃったりすると思いますし、何というんですか、女性の気持ちがわかる、わからないから悩まれるとか、女性にしても男性の気持ちがわからないから悩まれるという方がいらっしゃると思うので、相談員も女性だから女性だけというわけではなくて、男性が相談員でもいいと思いますし、いろんなことをこう考えながらやっていったらいいかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

ただいまのご指摘、ご質問についてお答え申し上げます。

まず、女性相談でございますが、現在までの実績をお答え申し上げますと、２月までの相談件数については18件ということになっております。その内訳でございますけれども、まずは生活全般に関する相談が８件ございます。また、離婚に関する相談も２件ございます。また、ＤＶに関するような相談についても４件ございます。またあと、ご近所づき合いの関係についても１件ございます。そのほかに、自分の生き方はこれからどうしていけばいいのかというような悩みの相談も１件ございます。それと、家族の関係ですとかそういったものも２件ございました。これは全て女性相談ということで、女性からご相談を受けているということになっております。

先ほど、相談員の方の年齢については何歳か把握していないというふうに申し上げたんですけれども、これは外見で申し上げますと、人生経験豊かな方が相談に乗っていただいておりまして、十分にお話を傾聴して、いろいろなご相談に対応していただいているというところでございます。

また、先ほど男性の相談についてはというお話もあったんですけれども、その前に委員さんのほうからも男性がＤＶを受けているというようなケースもあるのではないかというご指摘もございましたけれども、実際、宮代町におきましても、男性がその女性、配偶者からちょっと暴言を吐かれたりですとか、そういうような相談については受けておりまして、こちらについてはＤＶの関係でございますので、職員のほうで何度も対応させていただいて、いろいろなこう今後の方向性についても相談をさせていただいておりまして、相談員だけが相談を受けている、受けるという状況ではなくて、日常的なものについては職員のほうで対応させていただいているというところもございます。

また、これは県の事業にもなりますけれども、男性の相談については、県のＷｉｔｈ　Ｙｏｕというところが相談を受け付けておりまして、そこでも男性の方が、今、委員さんがおっしゃったような悩みですとか、そういったものの相談に対応をしているということでございますので、町といたしましても大々的に男性相談ということで何かやっているというわけではないんですけれども、日常的に何かお困り事があれば対応させていただきます。

また、人権擁護委員さんがやっております町民相談ですとかそういったところもございますので、相談につきましては、いろいろな対応というのが現在でもできているのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。とてもよくわかりました。

以上で大丈夫です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　おはようございます。丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。

まず、62ページ、63ページの関係で順番で聞いてまいります。

総務費の総務管理費の特別職報酬等審議会事務事業で、これは特別職報酬等審議会の開催についてなんですが、いつも給与関係の改定等々については年末の人事院勧告の改定によって引き上げられてきてはいるんですけれども、この特別職報酬審議会、年どれぐらい開催されているんでしょうか。その点、まずお聞きしたいと思います。

それから次、総務管理事業の、いつも聞くんですけれどもメンタルヘルスセルフチェック及び研修の実施ということで、このメンタルヘルスの関係では職員、対象はどれぐらい受けるのか。それから、これ、系統的にずっとやっていかなければいけないと思うんですけれども、大体職員の中で、いよいよ本当につらくなれば仕事にも支障を来すと思うんですけれども、そういった意味ではこの効果というか、いろんな意味でその職員の情報もわかってくるし、それの対応の仕方も変わってくると思うんですけれども、そういった点ではどういう効果というか、そのためにもやっているんでしょうけれども、その辺の内容等についてもお話し願いたいと思います。

それから、ちょっと細かい話なんですけれども、この中の委託料で電算委託料が３万3,000円、昨年はなかったんですけれども、その辺、何なのかということと、それから、昇任試験あるんですけれども、これ、内容と、特に女性なんかはもうどんどん、いつも話しするように進出していただきたいと思うんですけれども、その昇任試験の関係

で、女性の何ていうんですか、挑戦する方というかその傾向についてもお尋ねしたいと思います。

それから、これは全部委託料なんですけれども、適性検査委託料とありますけれども、これは多分いろんな職種があって、こういうところにあなたは適しているとかそういうことなのか、自分のことはある程度自分でよくわかると思うんですけれども、この適性検査というのはどういう内容なのか、それらも含めてお尋ねしたいと思います。

それから、次の64ページ、65ページの職員研修事業ということで講師謝金が20万円アップしています。もちろんこれでも見ているんですけれども、市民自治に関する研修講師謝金ということでアップしているんですけれども、この内容はどういうことなんでしょうか。

それから、これは特に新しいものではないんですけれども、女性職員キャリアプラン研修というふうになっています。名称はすごいんですけれども、これについてもう一度、どういう目的で行われているのかから、そもそもからちょっとご説明願いたいと思います。

それから、その下の図書追録整備なんですけれども、これは例規執務サポートシステムの使用料、これも増えているんです、19万5,000円かな、これの理由について。

それから、次のページの66ページ、67ページ、人権・平和推進事業についてなんですが、研修会、これについてちょっとまず、この中の負担金、補助及び交付金の埼玉県防衛協会会費というのがありますよね、これについてのご説明と、それから、人権・平和推進事業、平和事業というのは、ここで言うどういう事業なんでしょうか。平和首長会議メンバーシップ負担金というのもあるんですけれども、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、人権のほうではいろいろ全般的にあれですか、金額、予算が減らされていると思うんですよ、報償費が25万、それから需用費、委託料と、この辺の関係は資料ではいただいているんですけれども、その辺の減っていく理由というのはあると思うんです。その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、同じくオフィスサポーター雇用事業なんですけれども、ここも予算上は全然変わっておりませんので、賃金も上げられないということになろうかと思うんですけれども、オフィスサポーターは、いろいろあると思うんです、得手不得手、それから忙しい繁忙期とか、それから課によっては、今やっている税金相談とか税金対応とか、季節的なものもあると思うし、１年間続いてずっとやる人と、そういうふうに点で雇用している、あと、その本当に時期だけというの、いろいろあると思うんですけれども、これについては、今、実態、登録されている、決算でもお伺いしているんですけれども、登録している方、それから、実際オフィスサポーターとして働いている方、その辺の乖離はないのか。ずっと登録だけで終わっている方はいないのか。その辺の整理だとか、その辺はどういうふうになっているのか、ちょっと私らにはその辺の実態というのはよくわからないので、その辺はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。後で伺いますが、職員の、ここでは一般会計ですけれども、全体の職員数とオフィスサポーターの数と、それらもあわせてどういう体制になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、68ページ、69ページ、予算ですので、行政不服審査会運営事業ということで例年予算は計上するものの、実態はどういうふうになっているのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、広聴広報事業なんですが、これについては、私らも議会だよりつくっていますので、

担当者の苦労もよくわかるんですけれども、宮代はこれまで、埼玉のどこの町だったかな、何かコンクールに応募を出して賞をいただいている自治体もあるように記憶しているんですが、宮代はそういったコンクールというか、そういうものには出さないですね、出していないですよね。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

続きまして、76、77ページ、企画費の男女共同参画社会推進事業なんですけれども、先ほど、前段の委員の答弁で、この女性相談の内容についてはある程度分かるんですけれども、まず謝金が上がっているんです、１万2,000円、前年度と、この辺の人数増えたんだと思うんですけれども、その辺の関係と、それから、この相談はたしか年２回で、土日に開催されると思って記憶しているんですけれども、この相談はなかなか各課もそれぞれ福祉の相談とか、いろんな相談あるかと思うんですけれども、なかなか女性相談といっても、かなりこれＰＲが行き届かないとなかなか相談も増えないのかなというふうに思うんですけれども、その辺の相談件数は18件なんですけれども、この18件というのはどうなのか、もっともっと身近な問題で、特に女性ということですからいろんな面であると思うんですけれども、その辺の相談を増やしていく努力というんですか、それはどうなのか、どういうふうにされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、男女共同参画セミナーの実施ということは、これは特に男女生き生き活躍できる、そういった社会形成のほうを目指してということなんですが、何か特に変わった点はあるのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、まちづくり交流事業なんですけれども、例年１回国際交流のつどい、やっていますが、この随分内容も変わっているのか、なかなか私どもも出ていないので、そういった内容だとか参加状況なんかはどういうふうになっているのか、ちょっとその点についてもお尋ねしたいと思います。これは国際交流ですから、本当に必要だとは思うんですけれども、どういった内容になっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

飛びます、96、97ページ、この選挙費の中で、ことしはないんですけれども、来年一斉選挙ということで県会議員選挙の予算計上されておりますが、特に変わった点はあるんでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

そうですね、先ほども言いましたように、職員については、８人採用を見込んでいます。退職は５人と。これは現時点で、また若干の変動もあるかと思うんですけれども、これらも含めて、先ほども言いましたが、オフィスサポーターとの関係でどういった体制でやられていくのか、こういう体制でいくということなんですけれども、はっきりしているのは、職員、一般会計だけで３人増えるということなんですが、全体でどういうふうになるのか、その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

ただいまご質問いただいた点につきまして、順次お答え申し上げたいというふうに思います。

まず、１点目の特別職報酬審議会につきましては、直近で開催をしておりますのが平成27年度になってございます。今年度については開催はしておりません。特別職の報酬について見直す必要が生じた場合に開催するということになっておりまして、今年度についてはそうした必要性がないというふうに考えておりまして開催をしておりませ

んが、今後につきましては、近隣市町の動向を踏まえて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、２点目のメンタルヘルスの関係でございます。

メンタルヘルスのセルフチェックにつきましては、これは労働衛生法の関係で実施することが義務づけられているものでございますけれども、メンタルヘルスについては、全職員を対象に実施をしております。ただ、回答につきましては90％程度の回答になっていまして、この100％に満たない理由というのは、提出漏れというのもあるんですけれども、ちょっと書類の不備があって、個人情報の記載をチェックしなくてはいけないところがあるんですけれども、そういったチェック漏れとかといった場合に回答に計上されないというところがございまして、参加率としては91％弱というような状況になっております。

この効果ということなんですけれども、これは自分のメンタル状況を経年的に把握するということができますので、今、自分の精神状況がどういう状況なのかということは、これ職員自身が把握すること、これが最も大きな効果になります。その中で、良好な状況である職員以外の方も出てきます。そうした者についてのフォローとしては、産業医との面談ですとか、必要に応じて総務課のほうでも相談を受けるというような体制もとっておりますので、そのセルフチェックで確認した職員が自分で何かしら手を打たなきゃいけないということになった場合には、そういう対応が十分補完されているというもので考えていただければと思います。

なお、現在のメンタル不調により休職している職員については、当町については現在１名おります。もうその職員については３年目ぐらいにはなるんですけれども、今は少しずつ克服して、リハビリをしながら復帰を目指しているという状況もあります。メンタルについては、これは人によって負荷のかかり方が異なってきますので、その辺については、各所属長とも連携しながら状況を確認して、何か問題があれば総務課のほうに言っていただいて、必要があれば先ほど申し上げた産業医等に相談をしていくと。あるいは、ご本人と面談して、医療機関あるいはそういう相談をできるような部署、これは共済組合のほうでも補助金が出ておりますので、そういったものを勧奨しているという状況でございます。

次に、総務管理費の委託料の中で、システムの電算の関係で、予算書で言いますと、63ページの13節の電算委託料３万3,000円が計上されているけれどもということでございますが、こちらにつきましては、給与実態調査というものを毎年、これは総務省の流れで行っているんですが、５年に１度、給与基幹統計調査というものが行われておりまして、その基幹統計調査を行うための電算委託料でございます。こちらにつきましては、前回平成25年度にも行っておりますが、同様に基幹統計調査対応のプログラムということで予算計上させておりまして、こちらについては５年に１度、現時点では計上させていただくという予算でございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、昇任試験の関係でございます。昇任試験の内容ということでございますけれども、宮代町については主に大きく２つ分かれております。まず１つが、昇任試験を受けられる年齢というのが33歳以上の職員で42歳以下ということで、こちらは主任という格付がされているという条件が入ってきますけれども、こちらの職員については昇任試験を受けるということになります。昇任試験の内容なんですけれども、まずは筆記試験が

ございます。筆記試験については、地方自治法ですとか公務員法等の法律関係、あるいは文書理解ですとか事例対応、そういったものがございまして、こちらの筆記試験を受けていただきます。また、総務課のほうで設定したテーマに基づく作文試験を受けていただきます。その上で、最終的には面接を行って合否を判定するというものでございます。

もう一つが、43歳以上の職員で主査試験に受験しなかった、あるいは主査試験目指していたんだけれども合格しなかったような職員に対して、40後半、40代になってなかなかもう一回試験を受けてやるというのはなかなか難しいところもありますので、現時点では日常的な業務を見て、所属長が主査にふさわしいかどうかというところで判断をしていただいて推薦をしていただく推薦選考についても行っております。この２点が大きな柱になっておりまして、33歳以上42歳以下については試験、43歳以上については、所属長推薦という形で行っております。

女性のこう、なかなか主査以上の職員がいないという状況は先ほどご指摘いただいたとおりでございます。今年度につきましては、女性が４名受験をいたしまして、現時点ではその４名の方には来年度以降昇格をして、町のその中心を担っていただけるようにというふうに考えているところでございます。

次に、同じ63ページの適性検査委託料ということで８万7,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、職員の適性というわけではないんですけれども、宮代町に受験する職員が、毎年採用試験実施しておりますけれども、採用試験については、筆記試験と作文試験で基本的にはまず一次試験を見るんですけれども、その際に職員としての適性があるかどうかという参考資料として適性検査を受けていただいておりまして、その中でリーダーシップがあるかとか、あとは慎重性があるかとか、そういうようなものを確認するという試験でございます。こちらについては、検査はさせていただいておりますが、合否のほうには使っておりませんで、合格した場合にその適性の状況を見て配属先を決めたりですとか、そういったところの参考資料とさせていただいているというものでございます。

それと、次に予算書の64ページ、65ページの研修事業でございます。講師謝金ということで上げさせていただいておりますが、この中で、今回新たに市民自治の関係で講師謝金というものを計上させていただいております。こちらにつきましては、町長が就任されまして、宮代町の職員として改めて市民参加ですとか、町民の皆さんとの対話というものを重視していく、そういうものに変えていって、町民の皆さんの思いが行政につながっていくような、そういうような取り組みを進めたいというのが町長のお考えでございます。そのためには、もう一度改めて原点に立ち返って、市民自治というのはどういうものなのか、その辺について職員を対象に研修を行っていきたいということで今回上げさせていただいたものでございます。

また、この関係で、右側の本年度の特徴というところで女性キャリアプラン研修の実施ということについてもご指摘をいただいておりますが、女性職員の参画という部分については、先ほどの昇任試験の関係でもございましたし、町の職員の４割が女性の職員でございますので、この方々の能力を生かしたまちづくりを行っていくというのは、これは喫緊の課題であるというふうに考えております。

女性職員については、これは社会的な風潮だとは思うんですけれども、育児や出産、あるいは家

事ですとかそういったものを、ご家庭の中の役割分担だとは思うんですけれども、担うケースが多くなっていて、なかなか職員として入って働いていく中で、そういう分断があったりですとか、そういう対応が出てきて、自分のキャリアというものを諦めるということではないんだと思うんですけれども、そちらとの調整というか調和がなかなか難しいという状況があって、職場の中で十分な活躍というものができていないんではないかという問題意識を持っております。

そうしたときに、やはり最近は他の自治体の職員ですとか、宮代町の職員のキャリアプランを積んできた女性職員の方に同じ目線で講義をしていただくことがあるんですけれども、そういう自分が苦労したときに、どういうふうに乗り越えてきたかとか、どういうことを感じたかというような部分を女性職員に対して研修を行っております。

今年度は、今、宮代町では女性活躍のプロジェクトというのがございまして、そちらで女性職員のキャリアプランの研修についてを今年度は検討していただきまして、７月には当町の女性課長がいるんですけれども、その女性課長から女性職員に対してメッセージというか、研修を行っていただきました。そのときに、全参加していただいた女性職員からアンケートをとっておりまして、75％ぐらいの職員が、研修の前後で自分の中で気持ちの変化があったというような回答をいただいております。

その回答の中身としては、自分自身のキャリアデザインを見直したいですとか、いろいろなことにチャレンジをしていきたいですとか、やはり行動していくことが大切だというような前向きなご意見もいただいておりますので、こうしたことを継続して実施していくことで、この職場全体の中で女性の活躍というものが必要なんだというような職場風土をまずつくっていく、そういう必要があるというふうに考えております。

次に、予算書64ページ、65ページの図書追録の関係の例規執務サポートシステムの関係でございます。

こちらにつきましては、先ほど、ちょっと私の聞き間違いだったら申しわけないんですけれども、委託料がふえているのではないかというご質問だったと思うんですけれども、これ実は、委託料は減額になって……

〔「使用料」と言う人あり〕

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　そうですね。すみません、使用料ですね。

使用料については減額になっていまして、19万5,000円の減額となっております。

〔「減ですね」と言う人あり〕

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　すみません、はい、減です。

こちらにつきましては、業者さんのサポート体制の見直しですとか、特に宮代町に不利益があるわけではないんですけれども、業者さんのほうで効率化を図っていただいて、うちのほうも少し何とかならないかというような交渉もさせていただいたんですが、その中で見直しをしていただきまして、今回減額となっているものであります。

次に、予算書の66ページ、67ページの関係でございます。

こちら人権平和関係の事業についてご質問をいただいております。

まずは、埼玉県の防衛協会の関係でございます。

こちらは、会費２万5,000円ということになっておりますが、埼玉県の中では、市については４万5,000円、村については１万5,000円ということです。その他、団体・個人については１万5,000円の会費を集めているということです。

この防衛協会の関係は、自衛隊の関係につながっていくんですけれども、防衛意識の高揚ですとか、あと自衛隊と県民の相互交流、あるいは自衛隊員の募集の協力ですとか、そういったもののために会費を集めて運営をしているというものでございまして、県内では市町村と団体等、あと、個人も含めて多くの方がこちらの活動内容に参加をしているという状況になっております。

次に、平和事業の関係でございます。

平和事業の実施の内容はどういうものかというのがまず１点ございましたが、こちらにつきましては、まず、原爆の関係で朗読劇というのを毎年行っておりまして、こちらについて町のほうで支援をさせていただいているというのが、まず平和事業の大きな柱になっております。

それともう一つが、負担金として平和首長会議のメンバーシップ負担金というものについて2,000円の会費を払っておりますが、こちらの平和首長会議につきましては、世界162カ国、地域においては7,536都市が加入をしているということで、日本国内の自治体は、平成30年１月１日現在ですが、1,716自治体が加入をしているというものでございます。近隣では、白岡、杉戸、幸手についても平成27年度より負担しておりまして、松伏町なんかについても負担をしているというものでございます。

こちらは、事業としては世界平和の連帯都市の推進ということで、さまざまな情報発信ですとか、あとは首長さん方で行う核兵器禁止条約の促進だとか、そういうような活動というのを行っておりまして、町のほうも平和に向けては取り組みが必要だということで、こちらメンバーシップの負担金のほうを負担させていただいているというものでございます。

それと、あと、この人権平和事業の中で昨年度と比べて報償費等が減額されているけれどもというお話がございました。こちらについては、越谷法務局管内で行っております部会がございまして、その中から県の委託事業というのを数年に１度持ち回りというか、そういった中で行っている事業がございます。こちらが今年度は宮代町が対象になっておって、今回、車椅子でパラリンピックに出られた成田さんを招いて講演会を行っておりますけれども、そういった活動を県からの委託金を受けて実施をさせていただいております。おおむね３年から４年に１度、宮代町でそういう事業を行うということになっておりますので、今年度についてはそういう予算が計上されておりましたが、来年度については予算の計上がないということで減額になっているということでございます。

それと、次に、ＯＳの関係で出た、最後、職員数の関係もございましたので、最後にお答えさせていただきますが、行政不服審査会のこの実態でございますが、行政不服審査会事業については、行政処分に対する不服があったときに申し立てをしていただくというものでございます。今年度については審査請求がなかったということで、開催はしていないということになっております。こちらについては、行政不服審査法の改正があって、平成28年度ぐらいから町の事業として実施をさせていただいているものなんですが、今年度についても、事業を実施してから今のところは審査請求はないという状況になっておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、男女共同参画の中で、すみません、予算書のページでいきますと、76、77ページでございます。

この中で謝金が１万2,000円ほど増額という形で計上させていただいておりますが、男女共同参画のメンバーを増やしたいなというふうに考えて

おりまして、これ毎年公募をさせていただいていて、昨年度は２名の方に応募をいただいておりますが、現在５名で運営しているという状況でございまして、やはり男女共同参画の取り組みをもう少し進めたいということもあって、謝金を増額させていただいて受け入れ態勢を整えたいということで、今回増額をさせていただいているというものでございます。

また、先ほど女性相談の関係でご指摘もいただいております。

女性相談については、年間を通しては第３月曜日に行っておりまして、平日参加できない女性の方もいますので、年間２回の土日の開催というか、いわゆる役場の休庁日の開催というものをさせていただいておりまして、利用の促進というのを図っておりますが、この相談については、相談するようなことがないことが一番望ましいわけなんですけれども、やはり今こういう社会状況の中でさまざまな相談というのが出てきております。

18件の中身を見ますと、先ほども申し上げたとおり生活全般の関係ですとか、離婚、あとは最近はやっぱりＤＶの関係もありますし、あと近隣の関係ですとか、あと自分の生き方に悩んでいるというようなものもあります。いろいろな複雑なご事情を抱えている中で、町のほうとしては、相談体制というのは充実を図っていく必要があろうというふうに思っています。

ＰＲにつきましては、ちょっと今、たしか今年の７月号か８月号だと思うんですけれども、女性相談の休日をやるに当たって、一度特集記事を組ませていただきまして、そうした中で利用の促進については図っておりますので、多ければいいというものではないんですけれども、潜在化している悩みというものを受け入れられるような、そういうＰＲについては継続して行っていきたいというふうに考えております。

それと、まちづくり交流事業の関係でございまして、こちらも予算書の76、77ページの関係です。

まちづくり交流事業につきましては、先ほどご指摘いただいたとおり、国際交流の集いというものを開催させていただいております。今年度は、平成29年12月10日に開催をいたしておりまして、参加者は157名でございます。そのうち外国人が57名ということになっております。参加国については、日本も含んでなんですけれども、16カ国になっております。ブラジルですとかアフリカ、南米の方もいますし、中国、韓国、近隣の方も参加をしておりますが、毎年継続して実施をさせていただいていることで、認知度も高まってきているかなと思います。

こちらの参加受け付けについては、町のほうで事務局として受け付けをさせていただいておりますが、大体参加者枠全てが埋まるという状況になっておりますので、かなり盛況かなというふうに思っております。

また、一つのエピソードにはなるんですけれども、小さいころにこの国際交流の関係に参加した方が、今年度、宮代町の職員採用試験に、お父さんかお母さんが外国人の方なんですけれども、宮代町でこういうような事業に参加をして、宮代町で働きたいということで受験をしていただいたというような、そういうようなエピソードもございます。

それと、もう一点が選挙の関係でご質問をいただいております。

こちらは、予算書の96、97ページの関係で、県議会議員の選挙でございますけれども、県議会議員の選挙につきましては、実際は平成31年度の４月に予定をされているということなので、来年度については再来年度に向けた準備作業を行うとい

うことになるということでございます。

具体的な準備作業については、例えば選挙の掲示板の設置をしたりですとか、あとは入場券の関係の印刷をしたりですとか、４月に入ってすぐに対応できるような状況というのを来年のうちにとっておくということで、これは県議会議員の選挙が大体４年に１度、統一地方選挙の際に、４月の上旬になっていますので特に例年と変わったことではなくて毎年そこを目指して、まだ選挙日は決まっていないんですけれども、同じように予算取りをさせていただいているというところでございます。

あと、職員数の関係でご質問をいただいております。

来年度は、先ほどご指摘いただいたとおり、８名採用して５名の職員の退職というのを想定して行っているんですけれども、これは実際またどうなるかというのはありますし、年度途中に育児休業等に入ったりですとか、そういうような状況もあったりするので、その対応というのはしていかなくちゃいけないんですけれども、オフィスサポーターさんとの全体としての体制については、先ほどオフィスサポーターさんの関係でありましたとおり、例えば今やっている確定申告だとか福祉給付金だとか、そういうような繁忙期に人を雇用して対応しなくちゃいけないというものと、一方で経常的に、例えば保育所のサポーターさんですとか、あとは職員が育児休業に入った場合に、職員の代替、全てかわれるわけではないんですけれども、職員のいなくなった部分をカバーするような、結構長期間働くという方もいますので、そういったもので全体を通して体制の整備については図っているというところでございます。

オフィスサポーターの活用状況ということで、ちょっと改めてお話をさせていただきますと、２月１日現在では109名の方を雇用しているという状況になっております。ただ、これはその時点の点で押さえているというものでございますので、年間を通してどの程度かというところでございますが、宮代町については年間を通して見ると、67.5％の雇用を行っているというところでございまして、７割程度が雇用に結びついているというものでございます。登録されているだけの人もいるのじゃないかというご指摘だとは思うんですけれども、この登録している方でも、これはそれぞれの方のご事情もあると思うんですけれども、宮代町のオフィスサポーターに登録はしているけれども、実は仕事をほかで探していて、ほかで雇用されたので、宮代町からお声がけしたときに、実はちょっと今働いているのでできないんですよというようなお話もありますし、また、町のほうでは何時から何時まで働いてもらいたいんだけれどもということでお話しすると、ちょっと今、子供が２時ぐらいには帰ってきちゃうので午前中しかできませんよということで、マッチングがうまくいかないということもあるので、これが一概に登録されたままになっているというわけではないということで、ご理解をしていただければなと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

先ほどご質問の中で、町の広報紙、広報「みやしろ」のコンクールへの応募についてということでご質問をいただいたんですけれども、こちらにつきましては自治体の広報紙のコンクールが、公益社団法人の日本広報協会というところがございまして、そちらが主催しております全国の市町村の広報コンクールといったものがございます。多

分、議会だよりのほうは主催が全国町村議会議長会、こちらのほうで主催をした町村を対象としたコンクールかと思うんですが、自治体の広報紙ということで、こちらは日本広報協会というところが市も含めた全ての自治体についての広報を対象としたコンクールを行っております。

その目的といたしましては、自治体の広報活動の向上を図るという目的で毎年行っているものでございまして、内容につきましては、幾つかの部門がございます。１つは広報紙、それから、町のウエブサイト・ホームページ、それから、さらに写真、こういった部門でそれぞれ内閣総理大臣賞ですとか総務大臣賞、あるいは入選といった形でさまざまな賞を設けて表彰をいたしております。

宮代町の応募についてでございますが、こちらの市町村広報のコンクールに応募するに当たりましては、まず前提といたしまして、この日本広報協会への加入が条件となります。加入に当たりましては年会費が必要となりますことから、特に宮代町については現在この協会のほうには加入をいたしておりません。会費もかかるということで、特にあえてそのコンクールの出展のための入会は行っておりませんので、現在のところコンクールについての応募もいたしていないというような状況でございまして、現在のところは特に新たな入会ですとか応募といったところも考えている状況ではないということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　すみません、総務課副課長の大場でございます。

１点答弁漏れがございましたので、追加で答弁させていただきます。

男女共同参画事業の中でセミナーを毎年実施しているわけですけれども、特に変わった点があるかというようなご指摘がございまして、こちらについて、すみません、申しわけございません、お答えしていなかったという状況でございます。

この男女共同参画のセミナーにつきましては、これは毎年度実施しているものでございますが、この内容の企画を男女共同参画の推進会議の皆様に検討していただいて実施をしておりまして、それぞれ委員さんがご意見を持ち寄って、皆さんでつくり上げているというセミナーでございますので、変わった点というか、そういった皆さんの持っている情報の中で、毎年こういったテーマを行おうよという話し合いをしながら構築をしているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございました。

じゃ、再質問させていただきます。

62ページ、63ページの総務費の特別職報酬審議会、これは直近では平成27年以来やっていないということなんですけれども、これは人事院勧告に従ってということで、いつもそういうことで引き上げられているんですけれども、本来、特別職報酬審議会において、国のほうではこういう動向になっているけれども、こういうことで、こういうふうになって引き上げたいとか、そういうふうなことはしないでもいいんですか。その辺、１点お願いしたいと思います。

それと、総務管理事業の関係で、昇任試験の委託料の関係でちょっとお尋ねしたいんですけれども、主任、それから主査の決め方、試験等々についてはわかりました。このうち女性が４名受けたということで、そういう状況にもなっているということなんですけれども。これはどこでもと言う

と語弊があるんですけれども、確かに43歳以上になって、今さら試験だとかいうことにもなろうかと思うんですけれども。私が何年も働いていなかったですけれども、とにかく試験、試験で、もうふだんの仕事よりも試験を最優先して、それに受かればどんどん昇給するというような、そういう職場もあったんですけれども。そういった点では宮代は、先ほど答弁にあったように、年齢が加算されると、今さら試験だったら、日常の仕事ぶりを見てもらって推薦したほうがいいと、それはもうもっともかなと。それは実践での体験上の昇給ですから、そういう考え方もあるかもしれないんですけれども、ほかの自治体ではそういうふうなことで、ほかの自治体というといろいろあると思うんですけれども、大体そういうふうな宮代と同じような傾向にあるんでしょうか。その点、１点。

それから、先ほどちょっと聞き漏れしたんですけれども、これとあわせてなんですけれども、人事のあり方、これはいろいろ人事するにはあると思うんですけれども、どういうふうにされるのか、大ざっぱで結構なんですけれども。課長も含めて人事異動ですから、どこで、まず町の仕事、それから第４次実行計画とそれを推進するためというのが大前提にはなっているんでしょうけれども、どういうふうにされるんでしょうか。本当にこれについてはよくわからない、我々も、突然ぱっとかえられたりするような状況もあるので。

それから、主査だの課長補佐だとか、そういった点もいろいろあろうかと思うんですけれども、どういうふうにやっているのかというのは、まず、それぞれの課のこういう人材が必要だとか、それがそれぞれ持っていると思うんです、得手、不得手もあるし。だから、一概には言えないと思うんですけれども、そういった形で、これは課長の目線からいくと、やっと整ったかな、整いつつあるかなというふうに思ったら、自分自身はばっとかえられたり、そういうのってあると思うんですけれども。そういった点でどういうふうに、これはやっぱり首長がかなり人事についてはかかわっているのか、その辺も余りよくわからない、正直に言って、我々には。だから、その辺どういうふうに人事は決められていくのか、その点、これに関連してなんですけれども。これはやっぱり町の事業を進めていく上で大きな、人事というのはあると思いますので、その点、あわせてお尋ねしたいと思います。

それから、64ページ、65ページの職員研修事業ですが、これは先ほどの説明でわかりました。市民自治について、これは新町長の意向もあってだと思うんですけれども。じゃ、これはどこに依頼するんでしょうか。

それから、女性職員キャリアプラン研修ということで先ほども、女性の今、育児、出産、家事、そういう中での仕事になって、力を持っても、なかなかさっき言ったように発揮できない、そういうこともあろうかと思うんですが、それにはやっぱり男性の協力が、私自身もそう思いますけれども、一番必要なのかなというふうに思うんですよ。ですから、これは先ほどアンケートとかいただいて、気持ちのいろんな変化も出てきたという、そういう前向きなアンケートの結果も出ているということなんですけれども、むしろ、これは私、一個人の思いなんですけれども、男性も一緒に受ける必要がある、男性の協力がない限り難しいんですよ、幾ら女性が力を持っていても、そこで終わってしまいますから。だから、そういう点では必要なのかなと。これは一緒に受けないにしても、そういった理解というのは、もう一方で必要だと思うんです。そうでなければ、こんな男尊女卑の、何と言いますか、社会というのはできないはずな

んですけれども。だから、そういった面で、その点でもそういうことは必要なのかなというふうに思うんですけれども。その点では、どういうふうに考えていらっしゃるか。

それから、図書は結構です。

それから、人権平和推進事業なんですが、先ほど言われた埼玉県防衛協会会費、これはいつから名称変わったんでしたか。自衛隊の募集の、以前はそういう名称でしたよね。ですから、そうなのかなとは、金額的にも思っていたんですけれども。

それから……一応、質問を受けて、答弁のしやすいのを。すみません、あともうちょっとです。

まちづくり交流事業なんですけれども、157人のうち57人が外国人ということなんですけれども、これ、外国人というのは年々ふえているんですけれども、参加人数は57人というと、そんなにふえているんでしょうか、これで。その辺の状況と、一番多いのはどこなんですか、ベストスリーぐらいというと。その辺の状況です。

それから、最後、職員の人数も含めて、あとオフィスサポーターの関係との体制でお聞きするんですけれども。そうしますと、新年度はどういう体制になるんですか。今のところ、こういうことなんです、全体でもどういうふうな形になっていくのか。

それから、最近、先生方もそうみたいなんですけれども、再任用がありますよね。宮代の場合は数人再任用ということでやっているんですけれども、この今後の方向というか、やっぱり一番経験者でもあるし、また、仕事上でも発揮できる場ではあると思うんですけれども、再任用の今後の町での扱いというか、どういうふうな考えで今後進めていくのか、増やしていくのか、それらを含めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時２５分

○委員長（田島正徳君）　それでは、再開いたします。

総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

ご質問に順次お答え申し上げます。

まず、１点目の特別職報酬審議会の関係でございます。

特別職報酬審議会につきましては、特別職報酬審議会条例がございまして、その中で所掌事項が決まっております。こちらの所掌事項につきましては、議員の報酬額並びに町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の額について、条例を議会に提出しようとするときにあらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くということになっておりまして、人事院勧告につきましては、期末手当の関係で引き上げについてはご提案をさせていただいておりますけれども、人事院勧告に基づいて、引き上げ、引き下げについてご提案させていただいておりますが、こちらの審議会条例の審議会の所掌事項ではないということで開催はしていないということでご理解をしていただければというふうに考えております。

それと、次の総務管理事業の中で昇任試験の関係で幾つかございまして、まず、宮代については先ほど申し上げたとおり、試験を受けられる年齢と、あとは一定の年齢を過ぎた方には、日ごろの業務状況を見て所属長から推薦をしていただいているというところでございますが、全部の自治体

を詳細に調べているわけではないんですけれども、自治体によっては試験を行っていないというところもあります。これは、ある一定の年齢になった場合に、その業務態度を見て昇任をさせているというケースもあります。そうしたところについては、一定の年齢になれば責任ある地位が与えられるというようなところで、業務についてのモチベーションなんかについても上がっていく部分もあるのかなとは思う一方なんですが、年齢が来たら上がってしまうというようなことになりますので、それがその組織に対していい影響を与えるかどうかというところもありますので、宮代については現状の取り組みで行っておりますけれども、そうしたほかの自治体なんかの事例も踏まえながら今後は検討していきたいと思いますが、今年度については、試験も所属長推薦も多くいただいておりますので、そういう意識でいろんな方が人材を育成していこうというような、あるいは自分もそういう立場になって業務を推進していかなければいけないというような自覚が高まってきているかなというふうに思います。

それとあと、人事のあり方ということで大ざっぱにご説明させていただきますと、もちろん総合計画の事業ですとか、そうした実行計画に位置づけられているようなもので進めなければいけないその事業ですとか、そういったもので、各課で来年度以降どういった事業を考えているかという部分を含めて上げていただきます。それには、そうした町で取り組みを進めている実行計画の事業だけではなくて、例えば法律改正によって新たに発生する事業ですとか、そうしたものも状況としては把握をさせていただきます。

また、縮小されるような事業があるかどうかというようなものについても把握をさせていただいた上で中身を見て、来年度どの部署にどれぐらいの人員が必要なのかというような部分をヒアリングをさせていただきながら調整をしていくということと、あとは、職員の人事については自己申告制度というものを行っておりまして、自分の今の職場が自分に合っているかとか、あとは来年度以降、異動したい部署があるかとか、現状のままいたいのかとか、あとは何かご自分の身の回りで変わったことがあるかどうか、変わったことというと、例えば出産をする予定があるとか、あるいは家族の介護をしなくちゃいけないだとか、ご自分のちょっと持病があるよとか、そういうようなものを把握しながら調整をさせていただくということで、そういう準備作業が年末ぐらいから始まって、あとは採用の人数だとか退職する方も踏まえて配置なんかを検討していくというのが大ざっぱなやり方になりますので、ご理解いただければなと思います。

それと、職員研修の関係で、今回、市民自治の関係で新たに予算計上させていただいておりますが、どこに依頼するのかというご質問でございますが、これはまだ検討はしておりません。依頼先等については、もう少しどうしたものを職員の中で研修していかなければいけないのかというものを十分に練った上で、どういう方にお願いできるかというところを考えていきたいかなというふうに思っております。

それと、女性職員のキャリアプランの中で、男性の意識というものについて問題提起をいただいております。

今回、女性キャリアプランということで女性職員を対象に研修をさせていただいておりまして、まず女性職員の意識の向上というものを図っているというところでございますが、これは男性も意識を変えなければいけないということは、まさしくおっしゃるとおりでございます。今回、女性活

躍プロジェクトの中では、男性職員も含めたアンケートというものをとっておりまして、その中で女性が職場の中で活躍しているかどうかというような視点もとっております。その中では、一部なんですけれども、やはり女性が少し活躍が足らないんじゃないかというような男性職員の意見もあったというのは事実でございまして、その辺については全職員に公表して、こういう状況だという現状については把握を皆さんしているというところでございます。

男性職員の意識改革というのも、ご指摘のとおり必要でございますので、その点については、さまざまな機会を通じて行っていきたいというふうに考えております。

それとあと、人権平和事業の関係でございまして、申しわけありません、予算書の66、67ページの真ん中ぐらいのところにある埼玉県防衛協会の会費の中で名称のお話がございましたが、防衛協会という名称自体は、これは設立当初から変わっていないということになっておりまして、ご理解をいただければというふうに思います。

続きまして、予算書の76、77ページの中のまちづくり交流事業で国際交流の集いの関係でございますけれども、外国人の参加のお話がありました。

過去３年間でございますけれども、平成27年度が外国人の方が50人参加をしていただいております。28年度も同様に50人参加をしていただいて、今年度は57人ということになっておりまして、傾向としては、この３年間を見るとふえているようなものになっておりますけれども、横ばいか少し上向きというような状況かなというふうに考えております。

参加者についてなんですけれども、国のベストスリーということだったんですが、中国の方が最も多くなっておりまして、次にフィリピン、ベトナムという形になっております。これは宮代町に住民登録されている外国人の方の一番多いのがその順番になっておりまして、それが比例するような形で参加をしていただいているのかなというふうに考えております。

それと、来年度の職員数の関係でご質問をいただいておりますが、来年度については、まず職員数については203名になりますが、ほかに再任用職員を４名確保させていただいて、職員は203名なんですが、再任用４名を含めて、再任用の場合はちょっと短時間勤務になっちゃうので、職員定数には入らないんですけれども、それを入れると207人という形で組織運営をさせていただければと思っております。

ＯＳさんにつきましては、先ほど申し上げたとおり、さまざまな状況を勘案して配置をさせていただくというものでございます。

再任用の今後の方向性というようなご質問もございました。

現在の再任用については、まず定年退職をされる方に再任用をやるかどうかという意向を確認させていただいております。自分がお役に立てるんだったらということでやっていただける方もいるし、もう自分は定年だからということでやめてしまうという方もいますので、現時点ではその方々のライフプランに合わせて対応をさせていただいているというところでございます。ただ、これ一方で、再任用制度のほかに、国の中では生産年齢人口の減少等も絡めてだとは思うんですけれども、定年延長という話も一部出てきておりますので、その辺の動向も注視しながら、再任用制度と併存していくものなのか、それとも定年の延長がこれからクローズアップされていくのかというところをちょっと見ながら考えていきたいなというふうに思っておりますが、基本的には再任用制度が存

続していくということで考えた場合は、やはりさまざまな行政経験が生かせるということになりますし、あとは人材育成の面でもそうした方の経験ノウハウというのは、これは必要になってくると思いますので、当然その方の意向にはよるんですけれども、町のほうとしては積極的に活用していくのがいいのかなというふうに思っています。

特に専門職ですとか、そういった方については採用試験をやっても確保が難しいというところもございますので、そういった方のノウハウというのは非常に町にとっても財産になりますので、その辺も含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

すみません、人事の件の町長のかかわりというと、ちょっと私がお答えするのもあれなんですけれども、人事権は全て町長がお持ちだということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

一つだけです。今のちょっと、人事の関係では答弁のとおりだと思うんですが、そういうことは想定されるものの、大ざっぱと言ったのは、そういう意味と、あと、やはり想定できない人事というのもありますよね。先ほど言われた考えた上での異動だとか、過去にもあったと思うんですけれども、それは最終的には町長、もちろん責任なんですけれども、具体的にはそうすると、町長と総務課課長と、副町長もいます、三役とか総務課長とか、その辺で最終的なあれは決まってしまうんでしょうか。その点お願いします。

○委員長（田島正徳君）　総務課長。

○総務課長（渋谷龍弘君）　総務課長の渋谷と申します。

今のご質問なんですけれども、プロセスといたしましては、先ほど副課長がご答弁申し上げたとおり、毎年11月ぐらいに各課長のほうに翌年度の新規事業ですとか重要事業、それを受けての組織のあり方ですとか職員数の定数、そういったものを要望のほうを提出してもらっております。その後に12月ごろに町長とか課長とヒアリングを行って詳細を把握いたしまして、翌年度はその組織のあり方ですとか、各所属所のほうの定数についてある程度方針を固めます。一方、自己申告ということで各職員の意思ということで、現在の職、それから自分に適しているかという点ですとか、満足度、やりがい、あるいは人間関係、また異動したいのか、したくないのか、そういった個人職員の意向を全て自己申告という形で申告をしてもらって、そういったものを全部把握し、そういった翌年度の組織定数と自己申告の内容を総合的に勘案しながら、人事異動の内容を固めていくというふうなプロセスでございます。もちろん業務の継続性もありますので、おおむねですけれども、毎年２割から多くても３割程度の職員が異動してございます。

実務的な話をここで申し上げていいのかあれですけれども、当然、最終的には町長が人事権を持っておりますので、全て判断をしていただくわけでございますけれども、そういったプロセスを踏みながら、総務課のほうで、もちろん案のようなものを作成させていただいて、私どもと副町長、そして町長と、かなりの時間をかけていろんな観点から検討させていただいて、最終的には町長のほうにご判断いただくというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

前段者と若干重複する面もあろうかと思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、予算書の64ページ、65ページの中に職員研修の予算で、去年が30万円で、今年が50万円ということで職員研修の件が載っておるんですけれども、これは中身を見ますと、公的資格取得援助金ということで載っておるんですけれども、具体的にどのようなライセンスを取るようなために援助しているのかということをひとつお聞きしたいと思います。

それから、同じく64ページ、65ページのほうの自治会長の報償金ということで載っております。地域コミュニティー活性化事業の中に載っておるんですけれども、今現在、各区長さん、これは違うんですか……ごめんなさい、違っていたら言ってください、じゃ次に移ります。

66ページ、67ページのほうで顧問弁護士の委託事業ということで載っているんですけれども、相談の内訳はどうなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、顧問弁護士の任期というのはあるのかどうか、弁護士を選ぶ基準は何かあるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、続きまして、68ページ、69ページのほうなんですけれども、⑵のほうの秘書事務事業ということで載っておるんですけれども、町長交際費なんですけれども、一応100万円の予算を組んでいるわけでございますけれども、例えば年間で、これは昨年の実績なんですけれども、128件、町長交際費は出ていると思うんですけれども、特に香典、花輪、見舞金、会費、祝い金、賛助金、火災見舞い、その他ということで載っておるんですけれども、圧倒的に多いのは会費という項目なんですけれども、この会費というのはどのような会費になっているのか、また、例えば香典、花輪代、これは町長という名前で花輪を出しているのか、宮代町として名前で花輪を出しているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

また同時に、交際費、だんだん近隣との交流も盛んになってきますから、町内・町外に分けて、交際費の支出はどうなっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、交際費のこの100万円、何年前から100万円という額になっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。100万円で十分対応できているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一点なんですけれども、新井新町長、町長室がなくなりました。壁がなくなって、例えば来訪者がどのぐらいふえているのか、増減も含めて、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから、次に移りますけれども、若干前後しますのでお許しをいただきたいと思います。

94ページ、95ページのほうなんですけれども、選挙管理委員会運営事業ということで載っておりますけれども、前段者からもちょっと同じような質問があったかと思うんですけれども、年々投票率が低下しています。昨年の10月の町長選挙、町議の補欠選挙も含めて、最も身近な投票がやはり伸びていないのかなというふうに思いますけれども、この投票率をアップするために、この選管なり、担当職員が何か対策をとっていくのか、いけるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

また同時に、選挙運動の関係になろうかと思いますけれども、宮代町で公職についている方は、もちろん選挙運動はできないということになっていますけれども、例えば町の職員で、特に民生委員さんだとか、そのほかの役員で選挙運動をやっ

てはいけないという指導が町のほうからあると思うんですけれども、この指導はどのような形でやっているのか、また、例えば先ほど言ったとおり、民生委員は選挙運動ができないとか、そのほかの、例えば公職についている方は、どれと、どれと、どういう方は選挙運動ができませんよということをひとつお聞かせ願えればありがたいなというふうに思います。

それから、予算書の96ページ、97ページのほうなんですけれども、統計調査事業ということで約200万円近い予算が……これは、こっちじゃないのか、なかったら言ってください。ちょっと今、つっと。統計調査は違うんだね。委員長、言ってくださいよね。これはだめだと言ってください。すみません。

それから、もう一つなんですけれども、職員の昇級試験で、前段者からもいろいろ質問がありました。町の入所試験は極めて優秀な人が入っていると思うんですけれども、来年度も７名ほど新規採用があるということなんですけれども、男女別でどうなっているのか、例えばこの数年、私、聞いていませんけれども、宮代町に入る職員は女性が優秀だというふうな、そういうちょっと声も聞いておるんですけれども、しかし今、現実を見ますと、その女性が将来期待されて入所して、何年か後、ほとんど目立たなくなっちゃうというのかな、現実的に今、課長が女性は１人ですから、新井町長、女性もこれから採用するということ、どんどん登用したいというふうなことを言っていますけれども、昇級試験に女性がどれだけ参加をしているのか、うわさによると白岡市は半強制的に女性も男性も試験を受けさせるというふうな制度をとっているようですけれども、宮代町はそういう制度をとれるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、人事権を持っているのは町長ですから、これは町長に聞いたほうがいいのかなと思いますけれども、例えば職員を昇級させるのに筆記試験は100点取りました、しかし、挨拶ができなかった、人間とのコミュニケーションが十分とれなかった、そういう人を優先するのか、いや、あくまでも筆記試験100点取ったから人間性は別にどうでもいいやというふうなことになるのか、人間性を重視するのか、例えば筆記試験を優先するのか、そこらの判断を最終的に町長がとると思うんですけれども、町長としてどちらを優先していくのか、したいのか、私は、役場の職員というのは住民に接触していますから、人間性を重視したほうがいいのかなというふうに思いますけれども、そこらをどのように思っているのかお聞かせ願いたい。

それから、これも前段者から質問がありました。今、民間は定年延長、まさにもうほとんどの民間が65歳定年制ですよね。でも、それをもう少し延ばそうというような動きもあるんですけれども、宮代町には定年制、もちろん60ですよね。先ほど再任用ということで言っておりましたけれども、人材は豊富だと思います、宮代町の職員さんは。そういう意味で人材は豊富なので、これをひとつ今後とも行政経験を生かして、再登用をどんどん積極的にしてもらえればいいのかなというふうに思います。現在203名、再任用４名ということで、207人体制でやるということになっておりますけれども、今まさに人生80年に入っていますから、できるだけこの人材を発掘して生かしてもらえればありがたいなというふうに思っています。

とりあえずそんなことでよろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

ただいまご質問いただきました交際費の関連につきまして、ご答弁差し上げたいと思います。

幾つかご質問のほうをいただきましたが、まず、会費についてでございますが、会費につきましては通常、各地区の例えば総会ですとか、いろいろな団体さんの意見交換会、こういった場合に出席をさせていただいたときに、会費として交際費の支出をさせていただいているものでございます。

それに対しまして、祝い金のほうですが、こちらは主に、例えば地区の夏祭りなどに出席をさせていただいた場合につきましては祝い金という形で支出をさせていただいているところでございます。

それから、香典と花輪の名前ということなんですけれども、まず、香典につきましては、以前、宮代町という名前で香典のほうを出していたこともあったんですけれども、葬儀をなさっているご遺族の方などから、宮代町だけですと宮代町のどなたからいただいたのかわからないという声を多くいただいていたものですから、現在のところは宮代町長の名前で出させているところでございます。

それから、お花ですけれども、お花につきましては最近、生花によるものがほとんどとなっているところなんですけれども、こちらのほうの名前につきましては宮代町という名前でお花を出させていただいております。

それから、交際費の支出の中での町内・町外の内訳というところでございますが、今回の資料の中で提出させていただいております支出明細のほうには、あくまでもその種類についての内訳の件数と金額を出させていただいているところなんですけれども、おっしゃるように、町内、町外、さまざまな団体などに対しての支出がございます。町内は当然、地区の自治会とか、さまざまな形で支出をしているんですけれども、町外といいますと、例えば町村会関連の場合での会費の支出ですとか、あるいは例えば杉戸警察所管内であります防犯協議会、交通安全、そういったところですとか、さらに、例えば医師会関連の久喜を中心としたエリアでのものですとか、そういったものを町外として仮に捉えて区分するのであれば、正確な数字というのは把握はしていませんけれども、おおむね大体件数にしますと、町外は恐らく２割程度かなというふうな印象を持っているところでございます。

お答えのほうは以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　私のほうから、ご質問いただいた内容について順次お答えさせていただければと思います。

まず、１点目の職員研修の関係でございます。こちらにつきましては、予算書の64ページ、65ページの公的資格取得援助金のご指摘がございました。

こちらにつきまして援助金の対象となる資格につきましては、建築士ですとか、あとは測量士ですとか、土木施工管理技士ですとか、下水道技術検定士ですとか、そういった技術系の公的資格が13、援助の対象になります。また、福祉系の公的資格としては、社会福祉士ですとかケアマネジャーといったものが援助金の対象になっております。金額につきましては、若干差異がございますが、今年度はケアマネジャーを取得した職員がおりまして、その方に援助金のほうを支給させていただいているというところでございます。

続きまして、顧問弁護士の相談件数等についてお答え申し上げます。

まず、今年度の町民法律相談の相談件数でございますが、２月が終わった実績ベースでいきます

と75件になっております。内容の内訳でございますが、相続の関係が30件、結婚・離婚の関係が12件、金銭貸借の関係が７件、不動産売買の関係が２件、不動産賃貸借の関係が５件、そのほか近隣紛争等が１件、親子関係が３件、ほかに何かパワハラがあったとか、そういうようなものですとか、ほかに分類されるものが12件ございまして、合計75件ということになっております。

顧問弁護士の任期でございますが、顧問弁護士は委託契約をしておりますので、任期があるわけではなくて、年度契約という形で行っております。

選定の基準でございますけれども、宮代町の行政の顧問も行っていただくということがございますので、町民法律相談の関係の契約と、あとは宮代町の顧問契約がございまして、あとは職員研修も行っておりますので、その辺で実績がある方ということで選定をさせていただいているというところでございます。

続きまして、予算書でいきますと、94ページ、95ページぐらいに該当してくる選挙関係のご質問についてお答えさせていただければと思います。

まず、投票率についてのご指摘がございまして、確かに年々低下している傾向があります。この低下の傾向というのは、宮代町に限ったことではなく、全国的な傾向がありまして、これは大きな視点からいけば政治離れだとか、あるいは自分が行っても変えられないんじゃないかとかという、そういうような選挙に対する熱というのが冷めてきているという部分があるのかなということと、あとは一方では、天候の問題ですとか、この間の衆議院選なんかは特にそういったものが顕著だったんですけれども、前の日の期日前投票がすごく人が来ていただいたんですが、それは翌日に大雨が降るという予報があって当日よりも大きく人が来て、宮代町ではそれほど、並んでいただくことはあったんですけれども、何十分も待っていただくケースはなかったんですけれども、ほかの自治体なんかですと30分も40分も待つケースがあって、諦めて帰ってしまった人もいるというような状況もあったというふうに聞いております。

この投票率の低下の傾向については国も問題視をしていて、選挙権の拡大ということで、18歳、19歳の若い世代の参加を認めるなどして、政治への関心を高めるというような取り組みもしております。

宮代町についても、啓発活動というのは、これは継続して行っていかなければいけないと思っておりますが、具体的には宮代高校と連携をして、模擬投票みたいな、そういうような形で行っていたり、あとは成人式実行委員会に委員になっている方に選挙の立会人として依頼をして、選挙の状況というのを肌で感じていただく、そういうような機会も設けております。そうした地道な活動というのは、これは引き続き行っていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それとあと、選挙運動に関してなんですけれども、特別職の方については選挙運動が制限されるということがあります。

まず、民生委員さんのご質問があったんですけれども、民生委員さんにつきましては、やはり地位を利用した選挙運動というのは禁止になりますので、自分は民生委員なんだけれども、この人を応援しているからお願いしますみたいなことを言うのは、これは禁止になります。地位は別に利用していないということが客観的にわかれば、特に問題はないんですが、でも外形的には民生委員さんが動いているというふうになってしまいますと、これは地位を利用したというふうに判断されることもありますので、その辺についてはご理解をし

ていただいているというところでございます。

あと、ほかにどういう方ができないのかということになると、宮代町の特別職に該当するような方は選挙運動ができないということになっておりますし、もちろん我々職員も選挙運動は基本的には、原則的にはできないと。ただ、自分の選挙区以外のところに手伝ったりということは、これは認められている部分がありますので、自分の選挙区で動くということは公務員の地位を利用して動いているというような状況にもなりかねませんので、それは禁止されているということでございます。

続きまして、昇任試験ですとか職員採用試験の関係でご質問がございまして、来年度採用職員については、一般職が７名で、保育士が１名ということになっております。男女の割合なんですけれども、一般職の７名のうち４名が女性、３名が男性、保育士については１名が女性ということになっておりまして、全体でいくと５名が女性、３名が男性というところでございます。

昇任試験の関係で、強制的に受験させるというようなことが宮代町でもどうだということなんですけれども、こちらにつきましては、先ほど前段のご質問にもお答えしましたが、現状としては試験を受けられる年齢と、それを超えた場合については、所属長さんが日常的な業務を見て推薦をしていただくということになっております。今年については、所属長推薦で４名の女性の方が昇任試験に受験をしているという状況になっておりますので、先ほどもありましたが、入ってから女性については育児ですとかいろいろな状況が、これはご家庭の中での役割分担の問題もあったりするので、一概にそれぞれのご家庭の考え方というのを否定することはできないとは思うんですけれども、さまざまな面で女性の育児、家事等の役割というのが一般的には男性よりも多くなっている部分があるのかなというふうに思いまして、そういう中で自分のキャリアというのを限定してしまうような傾向というのが職場に入ってから出てくる可能性もありますので、その辺についての意識の改革については継続して、我々研修を行う立場から意識改革というか、そうした推進というのは行っていきたいというふうに考えております。

また、定年延長での人材活用のお話もございました。

国の公務員の定年延長については、これ国家公務員が中心で今、行っていて、いろいろ論点を出しているところなんですけれども、いろいろあるのは、やはり定年を延長させた場合に、これは人件費がかさんでしまうということと、定年を延長した場合に何年間かは採用が抑制されるんじゃないかというようなことで、若い人の公務員になりたいという、たまたまその時期に該当しちゃった人が試験を受けても、もう募集人員が抑制されているのでなれる確率が減るんじゃないかとか、あとは役職についても、今いろんな組織で係長とか主査だとか課長とか、市とかになると部長だとかいますけれども、そういう年齢が相対的に上がってしまうところもあるというところで、役職定年みたいな、そういうようなものも論点の一つになっていて、これから総合的に議論が進められるというふうに思っておりますので、地方自治体としては、国の動向を踏まえて、必要に応じて必要な対応を行っていくというのが現時点で私のほうから言える基本的な考え方かなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

先ほどのお答えの中で答弁漏れがちょっとござ

いましたので、追加してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目の町長交際費の予算額でございます。

予算額につきましては、現在100万円ということで予算額がありますけれども、過去いつごろからその100万円になったかというご質問でございますが、ちょっとそこのいつごろからなったかというところの資料は把握はしていないんですけれども、少なくともここ数年、５年ぐらいのうちでは特に金額の変更はございません。100万円でやっております。

また、過去の決算額でございますけれども、昨年度が約73万円、それから前々年度、27年度が84万円、さらにその前の年が72万円、そしてその前の年がさらに92万円ということで、年によって若干のばらつきはございますけれども、おおむね70万円から90万円の中で推移してございますので、今回30年度の予算として前年同額の100万円を計上させていただいておりますが、妥当な範囲内の金額かなというふうに考えております。

それから、もう一点、町長室が廃止になりまして、窓口の来庁者の方がふえたかどうかというご質問でございますけれども、ふだん私のほうで秘書担当として町長室が廃止されたことによる影響というのを感じているところでは、町長が新しく就任したときに、対話によるまちづくりということをモットーとして挙げましたので、やはり住民の方もその辺はご存じの方が多いようでして、10月以降、窓口に町長さん、今度、住民の意見をよく聞いてくださるというお話で来たんですとか言う方ですとか、あるいは電話があったりとか、何人かいらっしゃっておりまして、実際に受け付けをする側としてお客様がふえてきたかなという印象は非常に持っております。

また、幾つかの、例えばまちづくりに対して非常に興味を持っていらっしゃって、いろんなご意見のある方からも、今まで町長さんと直接お話はしたことはなかったんだけれども、対話によるまちづくりということで住民の意見を聞いてもらえるというお話を聞いたので、ぜひ町長さんとお話をしたいということで、有志の方々などでお呼びがかかりまして、こちらから出向いていってお話をさせていただいているというようなケースも何件かはございますので、かなり来場者の方、あるいは役場の中の来庁者ではないですけれども、町内の場所を使って町長を呼んでお話を聞くと、そういった機会というのはふえているのではないかというふうな印象を持っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課長。

○総務課長（渋谷龍弘君）　総務課長の渋谷でございます。

先ほどご質問の中で、香典の話がございましたけれども、宮代町ではなくて宮代町長ということで出しておりますが、公職選挙法の関係もありまして誤解があってはいけませんので、宮代町長だけでとどめておりまして、「宮代町長　新井康之」ではなくて、「宮代町長」という形で出しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町長。

○町長（新井康之君）　試験と人間性のことでお話をさせていただきます。お答えさせていただきます。

試験は筆記試験と、あと作文がございます。そのほかにも作文ともう一つ、アンケート形式で、なぜ主査試験を受けたのか、主査としてどういう仕事をしたいのかとか、項目別のものもあります。それと面談がございまして、そのほかに現課長の

推薦のコメントがあり、また自分が書いたアンケートに対しての課長のコメント、いろんな材料のものを用意していただいております。それを受けて我々が面談をして、試験の結果と。全てを点数化しておりますので、作文が何点、面談が何点というような形で点数化して、標準的なものにあらわしているというふうに。最終的に判断をするときに人間性を少し加味するような形で、私は見ています。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　じゃ、休憩いたします。

休憩　午後１２時１０分

再開　午後　１時１０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き総務課分の質疑を行います。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、１点は、64ページ、65ページのほうで公的資格の取得援助金ということで、先ほど答弁でいろんなライセンスを取る人に援助をしているというふうなことなんですけれども、例えばこの取得をするのに100とした場合、どのぐらいな援助金を出しているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います、再質問を。

それから、選挙管理委員会の関係で、94ページと95ページのほうになると思うんですけれども、先ほど答弁でいろいろと考えているふうな答弁をいただきました。ここでひとつお聞きしたいんですけれども、現在の投票所、何年にあれは設定したのか、お聞かせ願いたいと思います。もう随分投票所、現在の投票所を設定してから人口の増減もあるだろうし、地域の状況も若干変わってきていますので、投票所の見直しなり投票所を増やすとかそんな考えがあれば一つお答えを願いたいと思います。

それから、職員の昇給の関係なんですけれども、我々一議員が人事権、執行権を侵害するようなことになりますので、余り深く質問するとご注意を受けますけれども、例えば昔の話で大変恐縮なんですけれども、斎藤甲馬さんの話をちょっと持ちだすと恐縮なんですけれども、斎藤さんが人を見るときにこんなことを言ったんですね。ある職員を、彼は本当に無口で一言もしゃべらないと。コミュニケーションも十分できないと。しかし、彼は黙々と仕事を一生懸命やっていると。ああいうのが、唐沢さん、本当の職員だよねというふうなそんな話も聞いた話があるんですけれども、できる限り、人間というのは十人十色、好き嫌いありますよね。

例えば、ここで新井町長の文句を言うと、質問すると、批判すると、何だあのやろう。もう二度とあのやろうの言うことは聞いてやらないというふうな。新井町長がじゃないですよ。そういう感情を持つ人もいると思うんですけれども、できる限り批判をする人、厳しく対応する人、おべんちゃらを言って、いいことを言って、腹の中では違うことをやる、そんな方はいないと思いますけれども、できる限り一つ日常の行動なりをチェックをして、そういう人を登用してもらいたい。それが、イコール町民のためになるし、宮代町がますます活性化するようにもなりますので、そんなことを。我々がこれ以上言うと執行権の侵害になりますから言いませんけれども、とりあえずそういうことを念頭に置きながら職員の一つ質を高めていただければありがたいなというふうに思っています。

とりあえずそこで。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　まず、１点目の公的資格の取得の援助金の関係についてお答え申し上げます。

今回、ケアマネジャーを取得した者に対して支給した援助金というのは、奨励金額が１万円ということになりますけれども、じゃ、それが資格取得にどこまであるかということなんですが、まず資格取得の基本的な考え方といたしましては、これはまずみずからの能力アップということで、自己啓発も含めたものでありまして、資格については基本的にはまずその人個人に帰属するものでございますので、それはそれぞれの職員が自分の能力アップなり、自分のこれからのキャリアを考えて、資格を取得をしていくというものについては、これについてはそれぞれの個人がいろいろな資格がございますので、それを取得していくというのが必要だろうというふうに思っております。

この奨励金については、そういう意欲というものを促進するという意味合いで設けているものでございますので、この資格を取得するのにこれぐらいお金がかかるから、これぐらいの奨励金額だというふうに計算式を当てはめて定めているものではございませんで、その点についてはご理解いただければなというふうに考えております。

それと、２番目の選挙の投票所の関係でございますが、議員さんのほうは投票率が低下しているという問題点があって、より投票しやすいように投票所の数を増やしたりですとか、そういったことも含めて考えるというようなそういう考え方もご質問の中には含まれているのかなというふうに考えておりますけれども、投票所についてはいろんな住宅団地の開発だとかいろんなものもあって、変遷していったことというのがあると思うんですけれども、我々が記録している限りでは20年以上は今の現在の投票所でなっているということでございます。

以前は、10カ所だったんだけれども、11カ所になったというぐらいの今のところでは確認はできていないんですけれども、投票所の数を増やすと、そこに職員を配置したりですとか、さまざまなところで今まで行っていたところに急に変わっちゃうとまた行って、何でだめなのかというような話にもなるので、そこの啓発とかも、普及啓発も行っていかなきゃいけないということもありますので。

これは今すぐどうということは今のところは考えておりませんで、状況を見ながらというところで、今のところは考えていきたいなというふうに思っております。

それと、３番目の職員の登用の関係でございますが、おっしゃられたように十人十色でいろんな職員がいろんな能力を発揮して、持っている職員というのが多くいますので、そこをバランスよく活用して、町民の皆様のサービスの向上につなげていくというのが必要だというふうに思っておりますし、また時代の要請によって求められる職員像というのも変わっていくと思いますので、その辺についてはしっかりと注視しながら職員の育成につなげていきたいというふうに思っておりますが、現在は、職員の評価に関しては地方公務員法の中で人事評価制度を実施して、業績なり能力なりを総合的に勘案して、評価していくという方向性になっておりますので、町といたしましてもそうした制度を活用しながら職員の育成に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

何点か再質問漏れがありますので、ちょっと確認を含めてお聞きしたいんですけれども、町長の交際費の関係なんですけれども、例えば、先ほど最初の質問で上げたんですけれども、香典と花輪の関係なんですけれども、例えば、これは前年度の資料なんですけれども、香典、花輪等が20件になっているんですけれども、例えば花輪を出す基準、あと町長が香典にいく基準、そういうものは何かあるのかどうか、一つ確認をしたいと思います。

それから、投票の関係なんですけれども、選挙をできる限り多くの人にやっぱり行ってもらうというふうなことなんですけれども、例えば、今、ほかの市町村でもやっていますけれども、事前の投票所を人の多く出入りする、例えば大店舗のワンフロアに事前の投票所を設けたりとか、そんな話を聞くんですけれども、例えば、今、道仏の区画整理がほぼ完成に近づいて、あそこに多くの新しい人が入って、住んでいるんですけれども、例えば、一つの例としてカスミに事前の出張所のこの投票所なんかを設けてもらえれば若干よくなるのかなと。あそこの住民の方たちは、百間中学校ですかね、百間中学校へ行かなくてはなりませんから、奥から来ると大変な距離になりますので、できましたら宮代町で今一番人の出入りが多いところはカスミかなというふうに思いますので、あそこに新たに一つ事前の投票所でも設けてもらえればありがたいなというふうに思いますけれども、そんな考えがあるやなしか一つ確認をしたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、宮代町の職員体制、今新しく７人の職員を採用して、207人ですかね。これは今の宮代町の職員さん、少数制で本当に頑張ってもらっていますよね。いろんな分野で宮代町の職員頑張っているなという声が我々も聞けるんですけれども、このまま人件費がちょっと仕事の量からいうと200人体制ではちょっと厳しいんじゃないかなというような感じはするわけです。これはイコール町民のサービスにつながってくるわけですから、少数制もいいんでしょうけれども、もう少し３万4,000の町民に行き届いた行政をするために200人体制ではちょっとどうなのかなといふうに思いますので、そんな考えが一つあるのかどうか。どんどん仕事の量も増えてくると思いますから。恐らく今の宮代町の職員で心の病で休んでいる方はいるかどうか知りませんけれども、そんな職員が出ないように、健康のため、心の病を起こさないために200人体制をもう少し増やす用意があるのか、考えがあるのか、一つその点も含めてお聞かせを願いたいと思います。

もう一つ、宮代町の職員で男性と女性、これ余りそんな振り分けしてはまずいんですけれども、平等で男女機会均等法ということで余りそういうことで差別してはいけないんですけれども、男性職員、女性職員の数を一つ確認したいと思います。よろしくお願いします。

以上。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えしたいと思います。

まず、交際費でございますが、花輪の基準ということでございますが、その基準についてでございますが、平成18年に定めました町長交際費の執行基準というのがございます。その中で、お香典、花輪、そういった対象の方はどういう方か、あるいはその金額などを定めてございます。

花輪につきましては、定めによりますと町三役、

教育長、こちらについてはご本人様あるいは同居のご家族、さらに別居の親族、それから過去に在籍をした方、こういった方に花輪を出すようになっています。それから、さらに町議会議員の方につきましては、ご本人様、それから先ほどと同様に同居の家族、別居の親族、過去に在籍をした方、こういった方々に花輪を出すようになっております。さらに、対象となる方は町立の小・中学校の校長先生のご本人様、さらに非常勤特別職で地方自治法の規定により設置された方ご本人様、具体的に申し上げますと、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、さらに教育委員会、固定資産評価委員会、それから監査委員さん、こういった方のご本人様が亡くなられたときには花輪を出すというような規定になっております。

それからもう１点、町長が実際に行く基準でございますが、原則といたしまして公務が重なっていないときには、町長本人がみずからご出席をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

ご質問にお答え申し上げます。

まず、投票所の関係で、期日前投票なんかを念頭に人が多く集まるとところということでカスミなどに投票所を設けたらどうかというようなお話でございました。

現在、期日前投票につきましては、役場庁舎１階の会議室に設けさせていただいておりまして、そこで期日前投票の受け付けを行っているところでございます。

他の自治体においては、ご指摘にあるとおり、人が多く集まるところなどに設置しているという状況も近年は増えてきているというところでございます。

宮代町においても、ご指摘のことを設置するということも考えられるんですけれども、現時点では、まず二重投票の防止がちょっと難しいというところがあります。二重投票何かといいますと、通常は投票券を持っていくんですけれども、投票券を持って、期日前投票所に行って、そこで内容を確認して、投票をしていただくんですが、これはまれだとは思うんですけれども、同じ時間に行った場合にコンピューターのシステムが二重になってしまうようなケースもあって、そういう二重投票の防止の観点とかもあるということで、ちょっとセキュリティー面でまだちょっと十分に対応できるかというところが大きなところとしてもございます。

あとは、物理的な面ということになるんですけれども、やはり設置に係る経費ですとか、それを知事選なんかですと、大体２週間ぐらい運用しなくちゃいけないというような状況になってきますので、そういう経費ですとか、あとは人を確保しておかなきゃいけないということで、投票管理者も含めて職員も何人か常に詰めておかなきゃいけないということも行っていかなきゃいけないということもありますので、そういうことができればより投票しやすい環境になるということは十分理解しているところですけれども、現段階ではちょっと難しい状況にあるかなというふうに考えております。

それと、職員の200人体制の観点なんですけれども、こちらにつきましては町の行政改革の中でも少しその辺を検討しなくちゃいけないということがございまして、今年度、今後５年間程度で想定され得る新規事業の制度的な拡大ですとか、そういったものの把握というものは行わせていただきました。

各課それぞれあるんですけれども、直近の課題としてはやはり衛生組合の業務が今度業務委託になって、今までは一部事務組合で行っていたんですけれども、町の業務という位置づけになってくるというところがございますし、あとは開発許可の権限というのが今は県が持っているんですけれども、そうしたものも身近な市町村でというような考え方もあって、開発許可の権限の移譲なども考えていかなきゃいけないというところもございます。

じゃ、ただ事務が増えるだけでほかの見直しはしないのかというところもあるとは思うんですけれども、それについては一方でただ増えるものだけで職員が増えちゃいますよということではなくて、やはり見直せるものについては見直していくというような考え方で、できるだけ職員数の増加を抑制しなくちゃいけないという考えはあるんですけれども、いずれにしてもさまざまな行政需要を考えていきますと、現在の200人体制を今後も維持していくというのが非常に厳しい状況になってきておりますので、200人体制の見直しを今後検討していきたいなというふうに思っています。

ただ、見直しに当たりましては議会の皆様と議員の皆様に対して丁寧にご説明を申し上げて、いろいろなご意見をいただきながら見直しを図っていきたいと思いますので、ご理解をいただければというふうに考えております。

また、職員の男女比率でございますけれども、平成30年３月１日現在になりますが、総職員が201人ですが、男性が117人、率にすると58.2％ですね。あと女性職員が84人ということで、率にすると41.8％ということになります。

それとあと、先ほど、すみません、ちょっと戻るんですけれども、二重投票の関係でちょっと補足させていただきますと、選挙人名簿と連携してシステムを管理しているんですけれども、少なくとも役場とカスミを回線でつながなきゃいけないというこういうものも出てきます。紙の選挙人名簿ですと、これは確実に二重投票については防止が難しいかなと思っていますので、カスミに専用回線を引いて、セキュリティー面を充実させないと、二重投票の防止というのがなかなか難しいかなと。

春日部で、イオンモールで期日前投票を設けたケースがあるんですけれども、初期の工事費のみで大体200万ぐらい費用がかかっているということになっておりまして、そのほかに人件費等もかかってまいりますので、投票率を増やして、より政治に参加していただきたいという思いは、これは共通ではございますけれども、その辺の運用面も考えて、対応していく必要があろうかなというふうに考えていますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

70ページなんですが、私たちの予算書でいきますと、19ページです。

市民の活動をつなぐインターネット放送局というのがありまして、今年度からは進修館指定管理者事業へ統合されるというふうなことで、これが△印になっています。この辺なんですが、どういう理由でこうなったのか。別に反対だとかそういうことではなくて、その経緯というのを教えていただきたいということと、それからその前の68ページ、広聴広報費なんですけれども、新しい町長というか、町長は対話のまちづくりということで広聴をしていきたいみたいなそういう町民の皆様と対話していきたいというそのような思いがあるというのは、私たち町民はわかっているんですが、

予算上は特に上がっていなくていいのかということをちょっとお伺いすることと、それからホームページが一昨年くらい前の12月くらいに変わったんですが、そのときの市民参加というそういう項目があったと思うんですが、市民参加、端っこのほうの、袖というか、それが消えていますよね。その辺についての経緯も教えていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

お答えをいたしたいと思います。

まず、インターネットの関係で、ご質問にありましたように、市民の活動をつなぐインターネット放送局事業が29年度までは総務課所管ということで予算を計上しておりましたが、30年度からは進修館管理事業に統合というふうになりました。

こちらの理由でございますが、12月議会の中でも進修館の指定管理事業ということでご議決いただいたところなんですけれども、従来の進修館の事業、それから従来総務課で所管しておりましたインターネット放送局の事業、こちらにつきましてはともに共通するような目的があるんではないかと。例えば、進修館でしたら地域をつなぐ拠点といたしまして、そのイベントや情報、そういったものを発信する場所でもございます。また、インターネット放送局につきましては、地域の情報を発信して、町のＰＲ、魅力をＰＲするというような形で目的が共通しているところが多くございますので、進修館の指定管理事業といたしまして進修館の管理、それからインターネット放送局についてを一括して行うことによりまして、よりその目的が効率的に、かつ効果的に発揮できるんではないかということで今年度から進修館の管理事業のほうに統合をさせていただいたものでございます。

それから、町のホームページの事業でございますけれども、先ほどのご質問にありましたように28年12月から町のホームページが新しくなりまして、リニューアルをいたしまして、かなり項目とかも変更はさせていただいておるところですけれども、その分ホームページのほうでは内容をより今まで以上に充実をさせようというところで、お知らせですとかトピックスといった形で項目のほうはなるべく詳しく説明を差し上げるということで、新しいホームページの運用を図っているところでございます。

それから、もう１点でございますけれども、町長の対話によるまちづくりについての予算計上についてでございますが、実際10月から新しく町長が就任いたしまして、町民との対話によるまちづくりということで早速幾つかの事業を始めてございます。例えばでございますが、先月、２月におきましては、今まで町内を４カ所に分けて、地区連絡会を行っておりましたが、その地区連絡会に引き続きまして、同じ会場で地区懇談会ということでご出席の区長さん、それから自治会長さんの方からいろんなご意見を聞くといった形でまさに町民との対話を進めていこうという形で、早速先月、２月で幾つか会合を開かせていただいております。

また、同様に１月からですけれども地域交流サロンがございまして、今まで特にこちらは町長のほうは参加はしていなかったんですけれども、なるべく多くのそのサロンのほうにも出向いていって、皆さんのお話を聞きたいということで、１月、幾つかの地域交流サロンのほうにも出席をさせていただきました。

こういった形で住民との対話を深めるということで、いろいろなことを始めさせていただいてお

るんですが、予算の執行を伴わないでもこういった形で直接皆様のもとに出向いていって、お話を聞くというやり方もできるんではないかといったところで早速始めているところでございますので、平成30年度の当初予算につきましては、特に新しくそのための予算というのは計上してはおりませんが、いろいろな形をまたこれから検討していって、実行していきたいというふうな形で考えております。

先ほどのホームページの市民参加の多分そのボタンがあったのではないかというお話かと思うんですけれども、新しいホームページでは確かにそのトップ画面の中では、その押せるボタンについては、新しくはできておりません。ちょっとその経緯については、ちょっと今すぐここでお話しできる資料がないので、具体的なお話はできないんですけれども、その分、市民参加の内容につきましては別なところから入っていって、従来の内容についてはご確認いただけるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　再質問お願いします。

進修館事業に移ったというほうのことなんですけれども、市民の活動をつなぐインターネット放送局、これは私たちの予算書で19ページにありますが、そうしますと総務課の手から離れたということでいいのかということ。今年はここに書いてありますけれども、予算が総務課から離れたということを確認していいのかということと、それから昨年指定管理で決めています。それで、委員会の資料によりますと、59ページ、よその町民生活課のほうの資料かと思うんですが、市民活動の支援ということで今ご答弁がありましたように、目的が共通するところがあるからというところで、そちらのほうに移したということで、それは理解します。そうしますと、これは広報広聴からでなくて、進修館事業にいくということで、今年は予算書に入っていますが、もうこれは進修館の指定管理の中の協定項目にしてしまうというそういう来年度、再来年度ですかね、そういうふうになっていくのかということを確認します。

とりあえずそこと、それからその動画をつくっていた人は特派員、それは、じゃ、指定管理者との契約みたいな形に雇用関係なのか何かちょっとわからないですけれども、そうなるのかどうかということと、それから動画に関してはそうだけれども、ここにありますサポーター、広報サポーターとはまた違うという、そういう位置づけをするということなのか、その辺もお願いします。

それから、ホームページのほうなんですけれども、市民参加のほうが、町民というか入った人は、委員の募集、何とかの募集とかというよりも市民参加とあったほうが宮代らしいというか、市民自治を職員に教えるお金を出す、本年度だったらそこを復活すべきじゃないかなというふうな、これは要望です。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

質問にお答えしたいと思います。

まず、インターネット放送局の事業でございますが、私たちの予算書の19ページにあります、こちらに市民の活動をつなげるインターネット放送局の事業が出ておりますが、こちらは担当課として総務課の広報担当を掲載させていただいております。今回の予算に当たりましては進修館の指定管理事業の中にまとめて、このインターネット放送局の事業を入れてございますが、あくまでも町執行部の担当としますとこちら、総務課の広報担

当が29年度に引き続き行っていくというふうに考えておりますので、そこは従来と変わりはないというふうに考えております。

それから、インターネット特派員の雇用関係ということでございますが、インターネット特派員につきましては、こちらはボランティアでやっていただいておりますので、特に雇用関係が生じるものではございませんので、そこをあえて新しく指定管理によって何かが変わるとか、そういったことも特にございません。

それからもう１点、広報サポーターでございますが、これはあくまでも町の広報紙の記事を広報サポーターの方が持ち込んだ記事ですとか写真とかそういったものを使って、取材活動をお願いしているという問題がございますので、インターネット放送局とは全く別物というふうにお考えをいただければと思います。

それから、先ほどのホームページの市民参加のボタンなんですが、議員おっしゃられるようにこちらのほうがわかりやすいというような意見も今、こちらのほうでは認識しておりますので、今後についてはその点、また検討していきたいとうふうに考えております。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今ご答弁ありました広報担当でやるということで、多分これがつながっていくんだと思うんですが、進修館指定管理者事業にかかわっているのは町民生活課ですよね。

そうすると、ここだけに関して、78万に関しては進修館指定管理料に入れていますよね。それを総務課広報担当ですという、その予算と事実の執行関係、それがちょっと理解できないことと、それから広報の職員がどんなふうにその指定管理というか、進修館にかかわっていくのか、町民生活課がかかわるというのだったら、ちょっとわかるところがあるんですけれども、広報担当がどんなふうにかかわっていくのか、指定管理者というシステムでやっている限り、そういうことがあり得るのかという疑問が出てくることと、それから、町長の施政方針にもありましたけれども、大学との連携というのがありますよね。日工大とこの市民をつなぐインターネットのことを講習で教えていますよね、毎年。その特派員のレベルアップのために。そういう研修というのは町と、それから大学との連携事業で行っている内容をお金だけは進修館に渡しましたよ、進修館頼みますよという、その指定管理のほうに渡しておいて、この総務課の広報、広聴との関係はどうなっていくのか。指定管理者との、指定管理って一応議決がありますので、議決したときと目的は同じだから予算をそっちで出しましたということがちょっと、理解がちょっとできかねるところと、それからこの19ページの一番下の財源確保の取り組みの検討、28年総務課となっていますけれども、これはどういう意味なのか、ちょっとこれも説明お願いします。

○委員長（田島正徳君）　総務課担当主査。

○広報担当主査（新井庸一君）　総務課担当の主査の新井と申します。議員のお話にちょっとお答えしたいと思います。

まず、進修館への指定管理の移行ということで、まずメインの進修館の管理である町民生活課のほうと調整をさせていただきまして、先ほど副課長のほうからお話させていただきましたとおり共通の目的が一致しているということ、また、それに伴って効果的かつ効率的に発展できるだろうという中で、指定管理を出すに当たってどのような形で町が携わっていったらいいのだろうかというようなお話をちょっとさせていただきました。その中であくまでも指定管理がメーンになる中では進修館ないし管理業務、あとは市民をつなぐという

ことで事業がメインになると思うんですけれども、その中でのインターネット放送局というのがちょっと独特なものがございますので、予算もさることながら、こちらは業務として両方の課が所管する、またはまたがるみたいな形で一緒に運営していこうというような話になっております。特に広報に関しましてはインターネット放送局に特化している部分もございますので、今現在指定管理を行っているＭＣＡサポートセンターのほうにまた、ご厄介になる形になるんですけれども、このような実際の今の運営状況をそのまま引き継ぐような形、またさらに発展するような形というのを協力とかアドバイスという中での援助と言おうか、協力と言おうかというものをこれからも少し継続をしていきたいという形でお話のほうはさせていただいているところでございます。

なので、実際私たちの予算書の中で総務課と町民生活課に分かれて、今回記載させていただいている部分につきましては、議員さんのおっしゃられたとおりにちょっとわかりづらい部分があるのかもしれませんが、特に今回移行する期間の最初の年度ということもございまして、今回別々にちょっと掲載させていただいた部分がございます。やはり、わかりづらいという部分、後はどうしてもそこら辺で誤解が生じるということであれば、次年度以降のこちらの表記につきましては、やはり進修館の管理事業一本化の中で町民生活課と総務課が一緒に携わっていくと。今の実際、例えば人権関係もたしか総務課と教育委員会と共通して一緒にやっていくというようなやり方というのもあると思いますので、そのような考え方も踏まえまして、次年度以降の作成に当たってはそのような書き方で、よりわかりやすいような形で表記させていただけばありがたいなということでご理解いただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、あと大学の連携についてお話をいただきました。こちらにつきましてはおっしゃるとおりにインターネット放送局の中でその特派員さんのレベルアップ、またスキルアップの向上ということで、大学の教授の方ですか、専門の方に講師を依頼しまして、講座を開いているところではございますが、こちらにつきましてはインターネット放送局の今、ＭＣＡスタッフ、サポートセンターのほうが事務というところで携わっておりますが、こちらのスタッフのほうが大学のほうと直接やりとりをさせていただく中で、こういう言い方は失礼ですけれども、専門家を見つけている中で、日本工業大学の近くにそういう先生がいらっしゃったので、そういう方をご協力いただきたいということで講師をしていただいたり、あとはアドバイスをいただいたりというような部分もございます。結果的に大学の連携というところにつながっていくのかもしれませんけれども、関係性はそのまま継続させていただくという中でインターネット放送局と、あと日本工業大学の先生ですとか、あとは今年になりましてまた違う方のアドバイスないし交渉だとか、つながりというものをいろいろ模索している部分もございますので、そこら辺はインターネット放送局の単独の、自主的な努力として見る中でどの大学、また、日本工業大学に限らなくてもいいとは思うんですけれども、そのような形で方面を広げて行ければなという形にもなりますので、そのような形でご理解いただきたいなというふうに思います。

あと、すみません。私たち予算書のほうの下のほうにあります財源確保の取り組みというところでの検討でございますが、ここにつきましては過去インターネット放送局を立ち上げるに当たりまして、最終的には独自採算も念頭に置いた検討を

していこうと、独立と言っていいんですか、自分たちで自立した運営ができるような形で考えて行こうという中の一つで、自分たちでやる中で自主財源をつくることができる仕組みづくりを検討していきましょうという項目がございました。その中で何年かやるうちに、やはりボランティアの集まりであるということ、あとはボランティアの方々が好きでやっていることを逆に強制してしまったりする、あとはその逆に求められたものをつくれなかったりとかということのお金のメリット、デメリットというふうなことを考えると、現段階での組織の運営の中で自主財源、要はお金をもらって動画をつくってとかというような、やはり活動というのはちょっと難しいであろうというような最終的な判断に至りまして、28年度で現段階ではちょっと難しいという結論の中で検討のほうも終わっております。なので、29年度につきましては進修館の指定管理の中で独自に、義務というかそういうものではないんですけれども、そういうものも可能性を残しつつ活動を続けて、最終的にはそのような活動ないし結果が得られればいいねというようなものを延長において活動をしていこうという形で今現在、来年度以降もちょっと活動をしていくという形で現在掲げておりますので、この点をご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　理解してくださいということで、何かちょっといろいろ思うこともありますけれども、一応第４次総合計画の一応目玉事業というか、前へ出している事業ですよね、これでいくと。その辺進修館事業になってもいいんですけれども、今の言い方だといろいろ大学との連携事業も企画財政のほうで出していただいた資料によると町との連携だったと思ったら、実はＭＣＡがやっていたことですよみたいなことを今ちょっと言われてしまったり、ちょっと何か一緒になってしまったところもあるんですけれども、基本的には78万というお金というのは何に使うお金なんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

78万円の用途についてでございますが、こちらは私たちの予算書に書いてありますとおり、その中身については進修館の指定管理委託料に含まれているもので、決してその二重になっているものではございません。

その具体的な78万円の中身でございますが、インターネット放送局でウエブ動画を掲載するに当たってさまざまな費用がかかってまいります。例えば、先ほどお話をさせていただいた講師の方を呼んでやる講習会、そういった講師への謝金ですとか打ち合わせ等に使う資料の印刷費、それから取材に係るさまざまな経費、そういったものに充てるということで78万円の経費を積算いたしております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草弘之でございます。

予算書の97ページ、県議会議員選挙費の中の委託料なんですが、ポスター掲示場の設置業務委託があるんですが、事業概要の中で県議会議員の任期満了が31年４月29日ということでありますけれども、ちょうど年度をまたぐような３月、４月なものですから確認の意味もあってお尋ねしたいんですけれども、30年度の予算ですので３月31日までに設置をするような業務委託になっているんだ

と思うんですが、告示日が決定していない中で３月31日までのスケジュールでできるのかどうか、例えば告示日の何日前に設置しなくてはいけないとか、そういう基準があるのかどうかということと、設置場所についても何か委託するに当たっては町が場所を指定するんだと思うんですけれども、そういう設置場所についても取り決め、あるいは基準みたいなのがあるのかどうか、選挙自体は４月に入ってやりますので、この委託を履行するのに設置はしますけれども、撤去は31年度になっちゃうと思うんです。そういうその、委託料の履行期限についての問題はないのかどうか、例えば撤去費がまた31年度に入ってくるのか、その辺の細かいところなんですが関係についてお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

今、県議会議員の選挙のポスター掲示場の設置の委託の関係でご質問をいただきました。

議員おっしゃるとおり４月29日が任期満了なんですけれども、前回の例でいきますと４月の多分８日とか７日ぐらいに選挙を行っておりまして、その前にその期日前投票の期間を入れると、本当に年度末ぎりぎりのところから投票ができるような状況が発生しますので、町のほうとすると告示日が決まりまして、これは県議会の話なので、県の選挙管理委員会と調整にはなるんですけれども、調整したうえでポスター掲示場の設置については進めていくということで考えておりますので、まだ選挙日が決まっていないのですが、基本的には30年度中に設置をしておかないと間に合わないという認識で予算のほうは計上させていただいております。

また、設置場所につきましては町内に100カ所程度あるんですけれども、これはもう既に決まっておりまして、最終的には選挙管理委員会のほうで今回の選挙のポスター掲示はここでいいという判断になるんですけれども、これまでは大きな変更は行ってはいないというところです。ただ、私有地もありますので、私有地につきましては事前に地権者の方との交渉等もありますので、事前に調整をしながら、もし変更が必要になった場合はまた、新たな代替地を探さなくてはいけないということになりますけれども、そういうような形で行っていきますが、今までこれまで設置されていたところの近傍になるべく設置するような形にしていきたいというふうには考えております。

あと、当然撤去については翌年度になりますので、翌年度の予算で計上させていただくということになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　そうしますと、見込みですけれども、今までの告示日、選挙日を想定すると設置も含めて30年度で問題ないというような見解は了解しました。

あと、設置場所なんですけれども、特に道路に面している必要があるかとかいろんな細かいものはないようですので、従前どおりの場所の近傍にというようなご答弁がありましたけれども、以前にも質疑か質問のときに、余り通行しないようなところにあっても目につかないのではないかとか、いろんなご意見があったと思うんですが、私が行く投票場が姫宮保育園なんです。今の説明のように近傍にという、今までのところの近傍にというようなお話だったんですが、建て替えしてから今の場所なんです。建て替える前は投票場に行く入り口のところに設置してあったんです。今、保育園、新築をしてある場所がもう、入り口と全くか

け離れた道路に面したところにありますので、特にそういう基準がなくて移設できるようなところがあるのであれば、当然入り口に入るところにないと困るんじゃないかと思うんです。話に聞きますと投票日当日、そのポスターを見て決めるという方もいらっしゃるということなので、入り口入ってどこにその掲示板があるのかというのは全く今わからないところにあるんです。ですので、全部の投票場を確認したわけではないんですけれども、そういうところは確認して、移動できるのであれば移動したほうがいいと思うのですが、その辺についてのこれからの事業ですので、確認、対策できるのかどうかお尋ねしたいと思いますが。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

姫宮保育園のところにつきましては、建て替え後にちょっと場所が移動したというお話もありましたが、確かにそのとおりでございまして、いろいろ地権者さんとも調整をさせていただいて、あの場所に今なっておりますが、今ご指摘をいただいたとおりよりよい場所があるのかないのかというところも含めて、検討は鋭意してまいりたいというふうに思いますのでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　では、お願いしましてこれで終わります。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　何点か質問させていただきます。

前段者が大分多くの数の質問をしておりますので、できるだけ数を絞って質問したいと思います。重複する部分もありますので、その点はお許し願いたいと思います。

まず、予算書の63ページの退職手当、九千六百五十四万何がし、これがいけないというのではなくて、これの積算はどのようにして行っているのか。職員数の数とか、いろいろ先を見越してのこともあるかもしれません。これの積算の方法をちょっと教えてもらいたい。それが１点。

２点目はつまらないことですけれども、67ページの埼玉県の防衛協会って、ちょっとどういう内容の協会なのか、あとは平和首長会議、なんか内容によっては大事な内容かもしれませんが、ちょっとどういう協会なのか、また、どういう首長会議なのか教えてもらいたいと思います。

あと、選挙関係は今、前段者が説明したのですが、前も前原中学校のあそこのグラウンドのところの設置、あそこは意味があるのかという質問をしたことがあるんですけれども、相変わらず直らない。中学生が投票権を確保したならわかるんですけれども、あそこは中学校だからまだ、投票権はないですよね。ほとんど町の人は通らない場所に設置してあるんです。ですから、公営掲示板というのはどういう意味なのか。町の人に、多くの人たちに候補者の数を見てもらう、顔を見てもらうというのが掲示板だと思うんです。田んぼなり畑に行く人も見ることは見る、それがいけないとは言いませんけれども、数からいったらもうちょっと変えるべきだと３年ぐらい前に私、注文をつけたと思うんですけれども、一向に変わりない。本当に設置するにはただではないので、町の人に宣伝する意欲がないのかなと私はとっているわけ。ですから、投票率も下がるんだな。やはり、積極的に宣伝をすることが、やはり投票率のアップにつながるんじゃないですかと私は思うんです。そのことは次に。

もう一つはあと、職員人数の問題なんですけれども、私もこれ、ちょっといろいろ私の意見が間違いなら間違いだとはっきり言ってもらって結構だと思います。前段者は仕事がふえたり、いろいろ町民の人のために人件費、人数を増やすべきだという質問をしたようですけれども、端的に言えば。私は今まで200人体制、それはそれでいいと思います。いろいろ委託をして、例えば総合運動公園、また進修館、ふれあいセンター、あちこち委託して委託料を相当払っていますよね。これ、今ざっと計算したって億の金以上、２億ぐらい払っているのかな。全てが人件費ではないと思いますけれども、それで人間が減らないですね。私はそれを指摘しているんです。人数が減って２億近い金を使っているなら、まだ私も理解できる。ちっとも減らない。うまい理由をつけて、その数は確保しているんですね。総人数は。町も財政難だということでいかに財政を減らすかということを今まで言っていたでしょ。それで言いながらやっていることは減らしていないんです。また今度は何人か増やす。それが一つ聞きたいこと。

その関係で、そのほかのことで聞きたいことは、先ほど各課のいろいろな意見を聞きながら網羅して人数を増やしていると。それは法律改正や事業がふえたから、これはいつも町の説明で言っていることです。民間なんかはいかに財政を減らすかというのは人件費を減らすのが大体中心ですよね。ですから、私はそれでいいとは言わない。ただ、今までの流れが言っていることとやることが全然違うんです、町は。宮代町は。そういう無駄な金を、無駄というとまた問題になっちゃうからそれは取り消しますけれども、多くの委託料を払っていながら人間がちっとも減らない。これはちょっと、私は理解できないんです。私の考えが間違いなら間違いとはっきりと言ってください。町のやり方が正しいんだと。委託料を２億も出しておいて人件費が全然、私はざっと計算しても20人やそこら辺の人数は減るわけなんですがちっとも減らない。その委託されたところの人間を減らせというのではなくて、自然減だとかそういうことをやりながら減らしていくのが仕事でしょう。それをやっていない。ですから、財政をこれから心配をしているといったってちっともしていないということですよね。それが１点。

そのほか、人件費の関係では人事考課を行っているのかどうか。前はやっていましたよね。専門家を入れてまでやっていたはずですよね。その人事考課をやっているのか。それが同じ職員の関係で２点目。

もう一つは職員が上級試験、先ほど説明で無理に行かせているとかどうのという市町村もあるとか言っていましたけれども、それは無理に行かせれば上級試験、これは難しいんです。私も経験として無理に行かされて白紙で出した経験があるんです。偉くなりたくないというので。なればそれだけ責任があるから。名前だけ書いて下はわかっても書かないで出しちゃう。それは絶対に上級に上がらない。それだとまた、優秀な人材を引き上げることも不可能になることはありますよね。ですから、宮代町も任用制度というのがあるのかどうか。任用制度というのは、学科ができなくても優秀な人材なら引き上げるんだと。こういう任用制度というのは必要だと思うんです。それがやる気がでる人材を育てるだと私は思うんです。そういうことをやっているのかどうか。それを同じ項目のこの中で考え方を聞かせてもらいたい。そうしないと人材は伸びないです。ただ試験で、頭の読み書きがいいから、読み書きだけではないけれども、学科は。その点数がいいからその人材は仕事ができる、そういう問題じゃないんです。と思

います。幾ら学科ができたって仕事、なかなか難しくてできない人もいるわけですから。そのために任用制度というのはあると思うんです。そのぐらいのことは考えないのかどうか。新しい今度は執行者が変わったのでやり方はいろいろあるとは思いますけれども、そういうことで人材を育てる、そのことはどうなのか聞かせてもらいたい。

以上、とりあえずお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午後　２時１１分

再開　午後　２時２３分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。今いただいたご質問に対して順次お答え申し上げます。

まず、予算書の62ページ、63ページの退職手当負担金の関係についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、市町村総合事務組合の条例によって負担割合は決まっているんですけれども、給料の人件費の給料の1,000分の145が負担割合として定められておりまして、今回その同じ割合で予算を計上させていただいているというものでございます。

続きまして、２点目の埼玉県防衛協会の活動内容でございます。

こちらにつきましては、県内の市町村のほかに団体個人も会員として名を連ねているというものでございまして、事業といたしましては防衛意識の高揚ですとか、自衛隊と県民との相互交流あるいは自衛隊募集の協力といったようなことを活動内容として行っているものでございます。

続きまして、平和首長会議の関係でお答え申し上げます。

平和首長会議につきましては、これは原爆の投下にかかわるものなんですけれども、広島市と長崎市がこうした原爆を受けてきたということもあって、その核兵器の非人道性を訴えて廃絶を求めるというような趣旨もございまして、多くの都市が参加をしているということでございます。現状としては世界162の国と地域と7,536の都市が加入をしているということでございます。日本国内においては今年の１月１日現在ですけれども、1,716の自治体が加入をしているということでございます。

こちらの事業ですけれども、基本的には核兵器廃絶ですとかそういったものに賛同した、そういう主体が集まっているというものになりますけれども、具体的な事業としては、まずはこうした都市の連携の呼びかけをここの首長会議で行っていきたいということと、あとはニューズレターですとかメールマガジンの発行、これはメールで送られてくるんですけれども、今の動きというんですか、今回首長会議でこういう議題を採択しましたよとかそういうような情報提供ですとか、あとは総会の開催ですとか、そういったような活動を行って平和、核兵器の廃絶、そういったものを訴えかけているというような活動内容になっております。

続きまして、選挙の関係のポスターの掲示の関係でご質問をいただいております。

町内のポスターの掲示場につきましては、78カ所設置をしております。ご指摘のございました前原中学校のところにあった前原グラウンドのポスターにつきましては、いろいろご指摘もいただいておりまして、やはり人目につくようなところということで、今回の町長選から中の集会所のほう

に移設をさせていただいております。また、そのほか道仏地区に住宅が建ってきたということもありますので、そちらのほうの公園のほうに１カ所移設をしたりということで、ちょっとなかなかわかりにくいんですけれども、そうしたような見直しというのは随時行っておりますので、ご理解いただければというふうに考えております。

それと、職員数の関係でございます。

職員数の関係についてはさまざまな考え方がありますので、どれが間違っているとか正しいとかということを私が申し上げることは毛頭考えておりませんが、これまでの経緯だけを概略で説明させていただきますと、平成17年度の職員数については225人でございました。それが平成29年度現在では201人という状況になっておりまして、これは公共改革の中で200人体制ということを町のほうの方針として決定いたしましたので、それに向けて職員数の削減とご指摘にございました指定管理への移行というのを続けてきまして、現状200人という状況になっております。

今後につきましては前段でもお話させていただきましたけれども、今いろいろな事業の、確かに議員さんがおっしゃるとおりに何かあれば法律改正だとかというようなご指摘もありますが、ただ、実際にその法律改正によって事務がふえたりということは、これは現実としてあるということはご理解いただきたいというふうに思っておりますが、そうしたところからまず、事務の積み上げをして、あとは縮小できるものがあれば縮小するというようなことで考えていくということで考えておりまして、今後これは議会の皆様ともご相談をさせていただきながら200人体制をどうしていくかというものについてはいろいろとご意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、これに関連いたしまして人事評価制度の実施についてご質問をいただいております。

宮代町につきましては平成24年度で一旦廃止をしておりますが、平成28年度に試行実施を行いまして、平成29年度から本格導入をしております。

現状としては、処遇反映の面については良好に満たない職員について反映をさせるということになっておりまして、通常良好ですと昇給をするんですけれども、良好に満たない職員については昇給を少し延ばしたりという措置を行うというようなことで考えておりまして、今後さまざまな制度を全国の自治体で一斉に行っておりますけれども、いろんな状況を見ながら処遇の反映等に結びつけていきたいというふうに思っております。

そうなりますと、場合によると先ほど議員さんからもお話いただきましたモチベーションの向上ということで、頑張った職員には本当は5,000円しか上がらないけれども、7,000円給料を上げてあげようとか、そういうようなことが実際にできればいいなというふうに思っておりますけれども、ただ、そこに行くにはやはり職員の理解も必要になってきますので、いろいろ職員からも意見を聞きながら制度については常に見直しをしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

ということで、いろいろ長々と話しましたが、一応宮代町としては実施しているということでご理解いただければと思います。

それと、任用の関係でございます。先ほど来前段のいろいろご質問にもお答えしておりますけれども、確かにテストだけでその人をはかれるかというと、そうではないというふうに思っております。ただ、主査なりそういう監督職に自分がそういう立場になって人材を育成していくという中では、やはり基礎的な能力というのははかる必要が

あるというふうに思っておりますので、例えば地方公務員法、地方自治法、全然わからないのに主査になるというのは、これはまたそれはそれでどうかというところもありますし、やはりそういうことを改めて勉強する機会として捉えて、試験に臨む場合に今までやってきた自分の経験を改めて法律等と見て、自分の認識が正しかったとか、もう少しここを覚えなければいけないんだとか、そういうことも勉強する機会と捉えていただいて、試験というのは実施しているというところでもございます。ただし、やはり試験になかなかチャレンジできずにそのまま年齢を重ねて、経験を重ねていくという職員もおります。そうした中で、そうした職員のモチベーションというのが、これがなくなってしまっては、これは町民のサービスに直結してしまいますので、そういった中で今の現状を町としては所属長さんが日常的にその職員を見て、この職員であれば部下の育成もできるし、町の将来も担えるというふうに判断した場合には推薦をしていただいて、それについてその任用を図っているということでございますので、もっと大胆にというご意見かもしれませんが、現状としてはそういった形で取り組みを進めておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

特に前段者が質問した、よく理解しなかった部分は申しわけなかったんですけれども、平和首長会議、一つこれについては成功するように町も努力してもらいたいなということを先に言えばよかったんですけれども、言いはぐって、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

あと、職員の問題についてはおおよそわかりましたけれども、前にも17年度に225人、29年度になって201人体制になったというのは聞いた記憶があります。それが減った理由がこのように努力したということは理解しないわけではないんですけれども、町の人はそうはとっていないと。幾つかの施設を民間委託にして、それなりの金を払っていて、その部分がどうなんだというのが関心を持っているんです、町の人は。財政が厳しいというならそういう部分の理解できるような説明も必要です。きょう、私が聞いておくだけにしておきますけれども、財政難だと言っていますから、こういう自治体も財政を減らすには、やはり人件費が減るのが一番早いのかな、一般的に思います。ただ、仕事がふえたりいろいろすれば、それは当然増やさなければならないだろうけれども、そこら辺はまた、町民の方が納得できるようにしてもらわないと私たちが困るわけです。一つ、きょうは内容的には聞いておくだけにしておきたいと思います。

あと、任用制度については、これは大事なことだと思うんです。物すごいいい人材が試験に行かないために昇給しないと。また、上がっていかないと。そういうのが一つ、大事な人材が本当に潰れてしまうわけです。一つ、それは管理者が日常なんのための管理者なのか、それは日常指導していかなければならない。だから、そういうところを目を向けて、一つ町のこの体制が職員同士が仲よく、仕事を一生懸命できるように一つ指導するためには私は任用制度というのは必要だと思っていますので、私は。一つそういうことで、一応きょうも説明を受けましたので、一つよろしくお願いしたいと思います。よろしくというのではないな。そういうことでやってもらえればということです。

以上で終わります。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２点ほど質問をさせていただきます。

前段議員のご質問に関連することなんですけれども、今、ポスターの掲示板のことなんですけれども、前原グラウンドが中集会場のほうに移っていたということで、少しずつ変わってはいるのかなというところで、前からちょっと不思議だったんですけれども、東武動物公園の西口に駅前に掲示板がないんです。姫宮駅も両方ありますし、なぜあんなとても人が集中するところに設置されていないのかというのが前からちょっと不思議だったので、それをお答えしていただきたいのと、あともう１点、これも前段議員に関連するんですが、私たちの予算書19ページの市民の活動をつなぐインターネット放送局の一番下に、平成32年度の成果目標として動画視聴回数が２万5,000回、動画配信数50本を維持ということなんですけれども、これのここ数年の視聴回数が何回だったのかと、この本数が何本だったのかと、１動画で一番視聴されたのがどんな動画だったのか、わかれば。それが何回だったのかお答えください。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。今ご質問いただいた件についてお答え申し上げます。

私についてはポスター掲示場の関係でお答え申し上げます。

東武動物公園駅の掲示がないのはどうしてだというようなことでございます。これは、私どもも今回西口のほうの区画整理を行って、駅前広場ができましたので、少しその場所の見直しについては検討を進めておりまして、先般東武動物公園の駅長さんにご相談を申し上げたところです。まだ、ここということで特定の場所を押さえて相談はしていないんですけれども、相談には乗れますよというお話でしたので、確かに駅は人通りも多いということもございますので、そういった検討は進めたいというふうに思っております。

また、同様に東武動物公園駅の東口もあわせてご相談をしたんですけれども、こちらはちょっと場所がないんじゃないのというようなご回答だったので、私どもも具体的にここという、まだお話をしていないのであれなんですけれども、そういう調整はさせていただいております。

したがいまして、来年の４月の県議選のときには西口にはポスター掲示場が設置できるかなというふうに思っておりますけれども、ただ、これももちろん相手の先方さんがおりますことですから、調整をしていくということだけは今、お答え申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

インターネット放送局の閲覧回数と本数でございますが、まず、閲覧の回数でございますが、おっしゃられますように動画の視聴回数ということで２万5,000回の成果目標を上げてございますが、ちなみに平成28年度におきましては３万5,000回の視聴がございました。

それから、動画の配信本数でございますが、こちらは87本の本数がございました。それからちょっと、平成27年度につきましてはちょっとお待ちください。平成27年度におきましては、動画の本数ですが84本、それから視聴の回数ですが２万4,000回、ちょっとばらつきがあるところはあるんですが、過去２年間の本数と回数につきましては以上でございます。

それから、多く視聴があった内容でございますが、全体を通して、例えば消防関係のイベントな

どがありますとかなりの閲覧の回数があるといった傾向がございます。恐らくそれはここ数年同じような傾向かと思います。ちょっと回数につきましてはちょっと正確な数字を把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

ポスターの掲示板のほうはわかりました。ありがとうございます。

インターネットのほうです。視聴回数、平成28年で３万5,000回拝聴されていたのに、目標が２万5,000回とちょっと少なくなっているのもどうかなと思うんですけれども、この消防の動画というのはどういった内容、内容としては宮代をＰＲするような内容であったんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

消防関係についての動画でございますが、むしろそのＰＲといった内容よりは、例えば訓練ですとかそういった形でさまざまな何か行われた行事についての紹介をするようなものという内容でございまして、そういった方に多くの視聴の回数が集中しているといったものがございます。例えば消防訓練、そういったものについての動画がかなり人気を集めているような状況でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

多分、消防関係の方とかやはりいらっしゃると思うので、そういう方が見ている数も入っているのかなと思うんですけれども、やはり宮代のよさを発信していくためにもたくさんのダウンロード回数を上げていきたいところだと思うんですけれども、ほかの自治体で100万回達成したらこんなことしますと言ったら、本当に100万回達成した自治体がありましたけれども、あれは本当にプロの方に頼んで、きっとお金もすごくかけてつくった内容だったりもして、そういう感じになったかと思いますが、そこまでお金をかけられなかったりして、先ほどの話にもあったようにボランティアの方につくっていただいたものを流しているということであれば、こちらの視聴回数を増やすためにどうしたらいいかというところで、例えば今、計算して50本上げて２万5,000回というと１本500回ぐらいしか行かないということになるんですけれども、平均して。例えば、１万回ダウンロードが達成したら報奨金10万円とか、そういうような町としてそういういい動画をつくりたくなるような、ボランティアさんがつくってみたくなるような試みということはお考えになっていないでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

議員のご質問にありましたように、こちらのインターネット放送局の動画につきましては、特派員の方にボランティアでやっていただいているものというふうになります。ですから、ちょっとお金をかけて動画をつくるというのは、ちょっと今のところは難しい状況なんですけれども、そのボランティアの特派員の方々が動画をつくるに当たって、自分がつくった動画がより多くの人に見ていただける、そういったのは当然作成の上のモチベーションにつながると思いますので、今後はその本数だけでなく、内容の充実といったものにもより力を入れていきたいというふうに考えております。

今年度、実はこれから予定しているところなんですけれども、特派員の方々がつくった動画に対

しまして宮代町長賞というのを選考して差し上げたいというふうな考えで今、進めているところでございますので、なるべくそういった形で皆さんが、特派員の方々がより楽しんで、質の高い動画をつくるような試みというのをこれからまた検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　町長賞、とてもすばらしいと思いますので、今本当に小さいお子さんでも将来の夢がユーチューバーになりたいとかというふうに出てきているぐらい映像をつくるということにとても興味を持たれている方がたくさんいらっしゃるので、そういう町長賞とかそういうものがあったら必ずモチベーションが上がりますし、本当に１万回、２万回ダウンロードされることによって宮代町に興味を持ってくださる方がたくさん出ればいいと思いますので、これからもそのような企画をしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

幾つか、最初に賃金のことでちょっと聞きたいなと思っております。一般管理費の賃金です。給料とか賃金。

まず、確認したいんですけれども、この区分２の給料です、１億7,200万ですか。それのあれというのは、これは下に書いてある町長、副町長、一般職と書いてありますけれども、これ一般職は１億5,621万と書いてありますけれども、手当のことについては一般職と書いていないで、通勤手当だとか特別職期末手当というのが書いてあるんですけれども、これを除いた人が一般職の手当になるのか。その辺のところと、この町長及び副町長の給与費並びに総務課、企画財政課、町民生活課の生活安全担当、地域振興担当及び会計室の職員給与費ということが書いてあるんですけれども、この１億7,200万というのが除いた、これを資料で見ますと何人いるのかなと思って見たら39名でこの計算でよろしいんでしょうかね。担当というのかな。

それとあと、賃金。区分７の賃金で4,100万と書いてあるんですけれども、この賃金というのはオフィスサポーターの賃金だと思うんですけれども、このオフィスサポーターは何人いるのかなと思って見たら、この資料の中では51名と書いてあるんですけれども、数えてみたら52名だったんですけれども、これの違いというのはどうしたのかなと思いまして、ちょっと最初を確認したいと思います。

それとあと、68ページ、69ページです。情報公開推進事業です。１目の(14)の行政不服審査会運営事業、これは会議は何回ぐらい開いたのかなと思いまして、あと、それによって情報公開を求めた人は去年は何組ぐらいいたのか。その辺のところ、どんな内容の情報公開を求めてきたのか。その個人はなぜ、こういう情報を求めてきたのか。その辺の理由というんですか、何かわけがあって情報公開を求めてきたと思うんです。その辺のところをお願いしたいと思います。

あと68、69の２目の広聴広報事業で、町長への手紙ということなんですけれども、この町長への手紙というのは何通ぐらい届いているのか。この町長への手紙の中の中身の問題なんですけれども、これは役場として解決できる問題なのか、そして、もし解決できるものだったならば町としてどういうふうに解決したのか、実現実施してきたのか教えていただきたいと思います。

それと、最後に120ページと134ページの人件費の問題なんですけれども、給料で保育園の人件費

6,250万5,000円、30年度が5,938万3,000円ということで下がっているんですけれども、これは人事異動とかいろんなのがあると思うんですけれども、給料が上がっているのになぜ下がっているのかなと思って、ちょっとその辺のところも理由をお聞きしたいと思っています。

それと、環境衛生人件費、134ページです。給料とか職員手当が上がっているんですけれども、急激に。これはちょっと職員の給料が高い人がここへ回ったのか、ちょっとわからないんですけれども、その辺のところを教えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

まず、町長への手紙についてお答えをいたしたいと思います。町長への手紙につきましては、毎年数多くのお手紙をいただいております。平成28年度、昨年度におきましては成果書にも出させていただいているところなんですが、件数といたしますと年間で68件。ちなみにその前の年27年度は55件。さらにその前の年は43件と毎年どんどんふえているような状況でございます。今年度、平成29年度におきましてはまだ途中でございますが、今のところ50件ほどのお手紙をいただいております。内容につきましてはさまざまな分野にわたりましていろいろなご意見、ご質問、要望などございます。ちなみにその、平成28年度の68件でございますが、その中でやはり、一番大きなものというのはまちづくりの方針、町政方針にかかわるものでして、続いて多いのが道路や都市計画、水道、あとはさまざまな分野に広くわたっているものでございます。いただいたお手紙につきましては町長みずからがそのお手紙を読みまして、目を通しまして、至急解決できるものにつきましては担当課のほうに指示をいたしまして、何件かは既にすぐに解決したもの、あるいは要望にお応えしたものもございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課の副課長の大場でございます。

予算書の60ページ、61ページの関係の給料と手当の関係についてお答え申し上げます。

まず、給料については町長、副町長と一般職で分けておりますが、手当につきまして、これは全て、町長、副町長も含めたものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、予算のほうでこちらのほうで提出している資料の数と、予算の中で書いてある町長、副町長の給与費と数が合わないんじゃないかというようなご指摘でございますが、予算の資料としてお出ししたものについては実数でございます。４月１日現在の人数でございますが、予算のほうにつきましては、これは来年度を踏まえて現段階で、仮置きも含めて入れているものでございまして、人数については若干合わない部分が出てくるというところでご理解をしていただければなと思います。

それと続きまして、予算書の66ページ、67ページの中の臨時職員の賃金でございますが、こちらにつきましては議員さんのご指摘のとおりオフィスサポーターの賃金ということになります。予算の資料のほうで51人の臨時職員の推移をお出しさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては社会保険料がかかる臨時職員のみ掲載をさせていただいておりまして、51人ということになっております。通常オフィスサポーターの事業につきましては、長期間継続して雇用するという

形態もありますし、何か大きな事業が発生したときに雇用するという形態もありますので、必ずしもこの数字が全てこの賃金に含まれているというわけではありませんので、ご理解をいただければなというふうに思っております。

続きまして、行政不服審査会の関係でございますが、こちらについては予算書の68、69ページでございます。行政不服審査会については行政処分に対しての不服申し立てがあった場合に開催されるものでございまして、こちらについては不服申し立てがございませんので開催はしておりません。

次に情報公開の内容についてご質問があったと思いますが、平成29年度については12月末現在で５件の情報公開請求がございました。中身としては、指定管理者の選定に関する資料とか、あとは地番図ですとか家屋図、あとは第一中継ポンプ場の更新とか本工事の内訳書ですとか、宮代町で加入している保険証書と明細の写しというようなことで情報公開請求を受けておりまして、５件になっております。全部公開が３件でございまして、一部公開、少し黒塗りをして出す部分、個人情報等が入っている場合に黒塗りをして出すものが２件ということになっております。

それとあと、保育費の関係の人件費と環境衛生費の関係の人件費についてご質問していただいておりますが、人件費については最終的な人事の関係等が固まった上で、また、異動等が発生するということにはなりますけれども、現時点で想定しておりますのは保育園費のほうの人件費が下がっているというのは、今年保育士さんで定年退職される方がおりまして、その方の人件費と新しく入る新採用の職員との人件費の差額が主なものでございます。それと、環境衛生費のほうの人件費が増額されているということにつきましては、現在の予算の配置上１名増加をさせているということで、人数を増加させているということでふえているということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に、職員の人件費はわかりました。オフィスサポーターとそれのことはわかったんですけれども、中身の問題なんです。確かに職員、この間給料が上がりました。それはわかっているんです。このオフィスサポーター、臨時職員の賃金が去年、おととしか、上がったのが。上がって、今年は上がらない。4,100万の予定のままということで上がらないということになると、ちょっとこの辺のところがおかしいなという感じがします。私、ちょっとこの4,100万を大体52人で割ると１人６万5,700円ぐらいしかならない。こういう低賃金で、これは差がありますけれども、平均です。平均で６万5,700円しか毎月もらっていない。こういう埼玉県の私、一般質問で質問したんですけれども、生活やってくのに40歳で650万から30万から50万ぐらいかな、年間。これは職員の人件費に大体似通っているんですけれども、それが当然のごとくさいたま市で生活、本当に生活していくのに１家族そのぐらいは必要だと。しかし、この臨時職員の６万5,000円、男性の埼玉県の全国のあれを見たら、五百五、六十万だったかな、たしか。合わせてもこれ、100万も行かないですから、本当に暮らしていけるのかなという感じがします。その辺のところはよく考えてやらなくてはいけないんじゃないかなと私は思っているんです。最低賃金さえ守れば町の職員はいいんだということは、やはり違うんじゃないかなという感じがするので、その辺のところをもう一度、どういうふうに考えているのか、今後、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

それと、町長の手紙、幾つかは解決したという

ものがあったということなんですけれども、どういう問題を解決したのか、ちょっと教えていただければありがたいなと思っております。

それと、環境衛生の人件費、１人増員だということなんですけれども、増員の理由というんですか、それをもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

町長への手紙のご質問についてお答えをいたしたいと思います。

ご要望いただいた件について具体的にどのような内容が実現されたかということでございますが、昨年度いただきました内容について二、三具体的な例を申し上げますと、例えば国納保育園の駐車場の入り口のところが非常に狭くて、ちょっと車がとめにくいというようなお話をいただきまして、早速すぐに入り口のところの縁石をちょっと改良工事をいたしまして、車が出入りがしやすいようにいたしました。

それから、あとインフルエンザの出席停止についてもちょっとお手紙をいただきまして、お子さんが学校を熱が出て休んでしまったんですが、通常インフルエンザの場合でしたら24時間発熱してからでないとお医者さんの陽性、陰性の判定ができないということで、それを待ってインフルエンザの判定が出て欠席になった場合、その最初のお休みの日はちょっと対象にならないような取り扱いだったんですが、そこをちょっと協議をいたしまして、そのお医者さんにかかる前の日も出席停止の日に含まれると。例えばお子さんかなんかですと、その皆勤賞というのを自分の目標というかモチベーションにしてやっていらっしゃる方がいましたので、ちょっとそういったところでがっかりしてしまうというようなお子さんもいらっしゃると聞きましたので、そういった点は採用いたしました。

あと、乳がん検診の関係で、高濃度乳房の告知ということで、以前はやっていなかったんですけれども、こちらも町長の手紙をいただきまして、早速その年度から対応するようにいたしました。

このような形で素早く対応できるものにつきましては、なるべく早く対応をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

先ほどのオフィスサポーターの賃金の関係についてまず、ご質問にお答え申し上げます。

予算の、今回議会のほうに提出しています51人の賃金がこの予算書の66、67ページのオフィスサポーターの臨時職員の賃金とイコールではないということはご理解いただきたいと思うんですけれども、というのは各課のほうで予算の計上をしておりますし、例えばこちらの中でありますと、学校、例えば教育委員会なんかではさわやか相談員さんの賃金ですとか、非常勤の講師の賃金なんかは教育委員会のほうでもこれは計上しております。総務課のほうで臨時職員の賃金を計上しているというのは、平成27年度から各課で予算計上していたんですけれども、その中で必要とされているときになかなかオフィスサポーターさんを配置できないというような状況があって、そこを改善するために総務課のほうで管理できる、一括して管理できる部分については管理しましょうということで、新たにオフィスサポーター雇用事業というものを設定をさせていただいて、柔軟に人を配置で

きるようにさせていただいているというところでございまして、通常各課のほうで明らかに業務上必要になるというものにつきましては、各課のほうでも予算措置をさせていただいているものでございますので、この数が、これが全てオフィスサポーターさんの賃金をあらわしているというものではないということは、ちょっとご理解をしていただければと思います。

その上で、賃金の改定の件でございますけれども、宮代町については今回来年度に向けての賃金改定というのは今回の予算では反映はさせていないという状況になっております。現状としては最低賃金が埼玉県につきましては871円ということで、現状宮代町はその基準をクリアしているということがありますので、今回は改定はしていないということですけれども、当然政府の方針等を見ますとこの賃金につきましては上昇していくということがありますので、宮代町においても当然それの関係で注視をしていくということと、あとは近隣市町の状況も踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

したがいまして、あえて低く抑えているというわけではなくて、さまざまな状況を勘案しながら適切に対応していくということでご理解をしていただければなと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それともう１点、環境衛生費のほうの人件費の増加については、１名分の欠員が生じておりましたので、そちらについて今回計上をさせていただいているというものでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　オフィスサポーター、臨時職員の賃金なんですけれども、一つの例を言いますと杉戸町、今回保育園の臨時職員ですか、今まで宮代以下だったんです。今回1,200円にするということで、近隣ではなっている。やはり、優秀な人材を集めるとなれば、やはり賃金なんかも改定していかなくてはいけないのではないかなと私は思っています。そういうところの情報が入っていると思うんですけれども、その辺のところもよく考えてやったほうが、後で後でだとやはり、なんだということになってしまって、みんなほかの町に行ってしまう。優秀な人材が。その辺のところはどういうふうに考えているのか、もう一度ちょっと、近隣のということで言っていたものですから、お話願えればありがたいなと思います。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

保育士の賃金につきましては、宮代町はいち早く1,100円ということで、たしか当時930円か40円ぐらいから一気に上げさせていただいたところです。これは、保育士さんについては今、さまざまな面で需要が、保育士さんを必要とすることが多くなってきて、それはやはり、女性の社会進出と働き方改革もあるとは思うんですけれども、かなり宮代町でも保育需要というのがふえているということで、待機児童の関係等も、ちょっと詳細は福祉課ではないとわからないのですが、そのために職員の配置等もいろいろ相談を受けているところでございます。

そうした中、保育士さんの賃金につきましては今まで1,100円ということでやっておったんですが、今後、来年度については８時半から５時15分については1,100円でやらさせていただきますけれども、通常早い方は７時半ぐらいから保育園に来て、遅い方は６時半ぐらいまでいるというケースもあると思いますので、そのはみ出た部分につ

いては1,380円ということで賃金改定を予定をしているというふうに聞いておりますので、その辺の対応についてはそれぞれ担当課のほうでも情報収集をしながら対応しているというところでご理解をしていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　その改正は考えているということなんですけれども、これははみ出し分というのは通常、民間でいうと残業分とは違うんですか。それとは違うような、時間給でこの部分を働いた分は出しますよということなんですか。

○委員長（田島正徳君）　総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

これは残業になりますと、これは法定で1.25、25％割増とかそういうふうになってくるんですけれども、通常の勤務時間というのが、これは週38.75時間が基準になっておりますので、それを超えた場合に割増賃金が払われるということでございまして、今回の賃金改定につきましては早出の方ですとか遅番の方に対する、その辺を考慮して改定をさせていただくということで考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　最後になると思うんですけれども、予算書作成に当たっての経緯についてちょっとお聞きしたいんです。

私たちの予算書、本当に中身が充実した立派な予算書をつくっていただきました。町長の考えをもとに町民の声を一日も早く具体化する予算書の中身になっているというふうにも思っておりますけれども、この予算書をつくるに当たっての職員の、スタッフのプロ集団がどのような経緯でこの予算書をつくり上げてきたのか、その経緯について一つ、お聞かせいただきたいと思います。

それから、現在庁舎内では課長11人でしたか、課長が10人、局長１名、室長１名ということで２人の課長クラスを中心にして各課がそれぞれ知恵を出し合って予算書を作成したと思うんですけれども、その段階に当たって、例えば課長会議、あと、副課長会議があるのかどうかわかりませんけれども、担当者、女性を含めてどのような経緯を持ってこの予算書をつくり上げてきたのか、経緯について一つお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　総務課長。

○総務課長（渋谷龍弘君）　総務課長の渋谷でございます。

予算書の作成の経緯でございますけれども、総務課に限って申し上げますと、もちろん私を中心に副課長、主幹、主査がおりますので、翌年度、来年度の新規事業があるかどうか、重要事業がどういったものなのかどうか、あるいは継続事業があるかどうか、あるいは廃止ないし見直しがあるかどうかといったことを議論しながら、予算要求という過程がありますので、予算要求をさせていただくと。予算要求をした後につきましては、当然予算以内に全課の要求が収まりませんので、数億円オーバーしていますので、そういった部分については自治体経営会議ということで、課長級を中心となった町長をトップとした自治体経営会議のほうで議論をして、そして町としてもその事業の優先度を決めていくというふうな経緯で予算編成をしてございます。

概要は以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

総務課長の答弁で、総務課のほうはそういう形

で予算書をつくり上げてきたということなんですけれども、例えばです、これは総務課長に答えられるかどうかわかりませんけれども、この今課長会議、毎週やっているんですか。毎週１回定期的にやられるかどうかわかりませんけれども、この課長会議に例えば、我々議員が傍聴ができるのかどうか、内密な会議でやっていくのか、そこら辺を一つ、総務課長は答えられるかどうかわかりませんけれども、一つ課長会議に我々が傍聴できるのかどうか、できなかったらそれで結構です。できる限りガラス張りの町政運営をするということになっていますから、もし、できたらそういうことが可能なのかどうか、無理だといえばそれで結構ですけれども。

○委員長（田島正徳君）　総務課長。

○総務課長（渋谷龍弘君）　総務課長の渋谷でございます。

課長会議の関係でございますけれども、基本的には毎週月曜日９時から行っておるのですが、内容的にはその月曜日から向こう２週間の事業予定表の確認が主なものでございまして、特に政策的な議論等はしていなくて、あくまでも内部の予定の確認ですとか、あるいはまた報告事項等があった場合につきましては報告事項をするというふうなことで、あくまでも庁舎内部の会議でございますので、審議会等とは違いますので、特に公開という形はとっておりませんし、あくまでも内部の確認事項の会議でございますので、現在のところはそういった形で公開はしておりませんし、今後におきましても特に公開ということは考えてございませんので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で総務課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時１５分

再開　午後　３時３０分

○委員長（田島正徳君）　これより町民生活課分についての質疑に入ります。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（井上正己君）　町民生活課長の井上です。よろしくお願いします。

以降、各自自己紹介で説明いたします。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　同じく町民生活課主幹の山﨑でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全担当主査（小林賢吉君）　町民生活課生活安全担当の小林と言います。よろしくお願いいたします。

○地域振興担当主査（富田智貴君）　町民生活課地域振興担当の富田です。よろしくお願いします。

○環境推進担当主査（小林知弘君）　同じく町民生活課環境推進担当の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草弘之です。お願いしま

す。

予算書の86ページ、87ページの進修館管理事業でございます。先ほど総務課のほうで市民の活動をつなぐインターネット放送局の運営について移管をした立場で質疑がありました。私からは移管を受けた側の町民生活課としての見解を伺いたいと思います。

進修館は指定管理制度に基づいて指定管理者が運営しているわけですけれども、指定管理制度そのものは施設の維持管理を効率的に、あるいは施設の有効利用をするために始められた制度だというふうに理解をしておりますが、今回市民の活動をつなぐインターネット放送局の運営ということで進修館に管理事業に移管されますと、指定管理事業になるわけですが、そういった指定管理制度の趣旨が施設の管理運営というところから考えれば、インターネット放送局の運営そのものは施設の運営管理ではない一面もあると思います。その中で受けた担当課としては、この進修館事業と指定管理者制度をどのように有効に運営していくか、指定管理者については議決事項で議決したわけですけれども、その中身の要求水準ですとか、あるいは提案書については関与しておりませんでしたので、その辺の考え方をお伺いをいたします。

関連して２点目は、指定管理者制度になりますと期末のモニタリングを実施すると思います。このモニタリングの報告書様式はほぼどこの施設の指定管理者制度も同じような様式、項目をとっておりますが、六花とか運営が違うところについては若干中身は違っておりますけれども、このような統一したモニタリング制度でインターネット放送局の運営については、宮代町の総合計画の実行計画にもなっておりますので、その評価の仕方、モニタリングについては一般の施設の評価とは違ったものにしないと、この総合計画に沿った事業の成果が上がっているのかどうか、その辺がわからないというふうに疑問に思うんですが、受けた側の町民生活としてどのように執行していくか、モニタリングしていくかお尋ねをいたします。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目のインターネット放送局、移管を受けた側の見解はということでございますが、インターネット放送局でございますが、こちらの質問にもございましたとおり、町内で行われている情報を動画で発信することで、町内の方に相互刺激、連携、新たな発見を促し、町外の人には町の魅力を知ってもらうということで活性化につなげるということで実施していただいている事業でございます。

こちらの事業を進修館の管理事業を指定管理で受けるということで、今回そういう形をとらせていただいたんですが、この事業を実施することで、事業そのものは進修館の施設そのものを有効に利用できたりしますので、委託というか、その指定管理の料金も委託に比べて随分少なくなるというお話も聞いております。

また、いろんな進修館で行う情報も適時発信できますし、今お話しさせていただいたように、相互刺激、相互の連携、ひいてはマッチングとか、そういうものにつながっていくというふうに考えておりますので、今回このような形をとらせていただいたということでございます。

２点目でございますが、モニタリングについてでございます。次年度30年度から始めさせていただくものでございますので、モニタリングの様式については従前のものしか今のところ考えていないんですけれども、モニタリングそのものについては総務課に委託と一緒にその状況を確認させて

いただきながら対応させていただく予定でおりますので、今後相談させていただく結果で状況は少し変化するかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　進修館の事業として市民活動ですとか地域活動、進修館を拠点としたそういった地域コミュニティの推進をするということでしたら、進修館の指定管理としてわからないでもないんですが、インターネット放送局の運営となりますと、進修館を離れて宮代町全体の事業だったり行事だったり、あるいは宮代町から出て取材に行くというようなこともその目的の達成のためには有効な手段でありますし、そういうのも求められるかもしれないんですが、そういった進修館の直接の事業のないような意味も役割としてあると思いますので、そういったことを指定管理料の中で全てやってくださいというのもなかなか難しいのかなと思うんですが、要求水準書では具体的にどのような事業を行うような指定をされているんでしょうか。ちょっと手元に今用意しておりませんでしたので、ご説明願えればと思います。

それから、モニタリングの件ですが、今後見直しの余地もあるようなご答弁だったんですが、モニタリングあるいは事業評価で数字の増減をもって評価をするというような項目が多いんですけれども、例えばインターネット放送局の視聴の回数ですとか、そういったことが評価の対象になると思うんですが、総合計画の後期実行の中でやっていく目的を達成するということであれば、必ずしもその件数だけで評価できない部分もあると思うんですよ。ですから、その辺モニタリングの方法を変えるんであれば、そういった趣旨も含めた内容としていただきたいと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

水準書の関係でございますが、インターネット放送局を指定管理事業として追加させていただきましたことにつきましては、特派員の撮影技術向上や新規特派員発掘のための講座開催や特派員の撮影を実施すること、人と情報のプラットホームである進修館の指定管理業務として運営することにより、撮影対象となる情報がこれまで以上に集まってくると同時に、特派員や取材先との連携に使用していた電話代や会議のための会場費等がなくなる点で事業費削減の効果が見込まれるというような形で水準書のほうには載せさせていただいているところでございます。

続けて、モニタリングの関係ということでございますが、先ほどお話いただいたように、単純に視聴回数とか、そういうものだけで判断することのないような形をとれるかどうか、これから委託側の総務のほうと相談させていただければなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　１点追加でお尋ねしたいのは、今までインターネット放送局も実績がありまして、ビデオを撮りに行ったり、取材に行ったりしている方いらっしゃいますけれども、今までは総務課のほうでやってましたから、そのままその人がやっていたんですが、今度進修館の事業に行ってしまうと、進修館自体が指定管理されてますよね。そうすると、実際に今度は運用とか人的な面で変わるんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

今のご質問の点についても委託側のほうの総務課のほうと話はさせていただいているところでございます。特派員等の変更については今のところ考えていないという形をお話をいただいております。今後継続してやっていただけるかどうか確認をさせていただきながら進めさせていただければなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　ちょっと細かくなるんですけれども、指定管理者のほうで受けている事業者が指定管理料をいただいて受けるわけですので、今度同じ方がやるとなると、例えば報酬をその中で払ったり、あるいは指定管理する条件としてそういった外部の人が一部入ってくるというのは問題ないというふうに考えていいわけでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町外の方ということなんですかね、外部の方という。特派員については今やっていただいている方が全てそのまま引き継いでいただけるものともう認識しておりませんので、その新しく入っていただいた方について、またいろいろな先ほどお話しさせていただいたような講座とか、そういうものを開く中で新たな特派員が発生すると。発生するという言い方よくないですね。やっていただけるということについては、そういうこともあるということでは理解しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず、予算書の64、65の(6)の地域コミュニティ活性化事業の中身で質問をさせていただきたいと思います。

まず、この中の１点目、自治会長の報償金の関係なんですけれども、町会で１万円、１世帯当たり800円ということで報償金を払っているわけなんですけれども、この自治会の額について、これ何年前に設定した額なのか、それがまず第１点。

それから、その下の負担金の関係なんですけれども、豊かな地域づくり推進事業費補助金ということでここに本年度の特徴ということで載っておるんですけれども、具体的な中身についてひとつ詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それから、２点目のほうなんですけれども、予算書の80ページ、81ページなんですけれども、交通安全対策事業の中で交通指導員の現状をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

現状交通指導員さんが12名ということの報告をいただいているんですけれども、うち女性が３人、それぞれ小学生の登校、下校を見たり、本当に365日安全のために汗を流している交通指導員なんですけれども、この現状の12名で指導員さん、十分なのかどうか。現在のひとつ状況をお聞かせ願いたいと思います。この中で一番古い方が平成５年で約25年間頑張っている方もいるんですけれども、この交通指導員さんのなり手と申しますか、新しくやっていただく方がいるのかどうか。現状で十分足りているのかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。ちなみに報酬額はどうなっているのか、ひとつあわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、３点目なんですけれども、予算書の82、83で、特に私たちの予算書の中では18ページに当たると思うんですけれども、環境管理費ということで、宮代の魅力推進事業ということで載っておるんですけれども、この中で委託料の関係なんですけれども、桜管理委託料ということで、現

在町内では840本の桜があるということなんですけれども、この840本の桜の現状をひとつお聞かせ願いたいと思います。古い桜は何年ぐらいたっているのか。桜も寿命があると思うんですけれども、老木も含めて、そこらのチェックはしているのかどうかひとつお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、これは直接関係あるかどうか知りませんけれども、屋敷林の関係もこの中に入っていいんですかね。これは違うね。はい、わかりました。じゃ、桜の関係でひとつぜひお聞かせいただきたいと思います。

とりあえずこの３点よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　まず、１点目の自治会の報償金、額の規定は何年度かというところでございますけれども、こちら宮代町自治会長等報償金支給要綱というものを定めておりまして、こちら平成21年３月31日に告示をしたものでございます。この第２条の中で報償金基本額１万円、世帯割ということで、１世帯につき800円という形で定めさせていただいているところでございます。

続きまして、豊かな地域づくりの補助金の中身でございます。まずはこちらコミュニティ活動支援事業という事業がございまして、こちら各地区の活動に対して支給させていただくものでございます。こちらの基本額としまして、50世帯未満が３万円、50世帯以上が４万円、世帯割といたしまして、１世帯当たりが300円ですね。こちらの限度額を定めさせていただいておりまして、25万の限度額を定めさせていただいている事業でございます。そのほかにコミュニティ掲示板の修繕、新設等に係る事業もございます。また、地域力ステップアップ事業ということで、地域の課題解決にかかわる事業ということで、会報誌の発行とか花いっぱい運動、地区主催のイベント等に対して助成させていただくもの、あるいは地区連絡会の活動に対して支援させていただくものなどがございます。こちらの豊かな地域づくりの補助の内容については以上でございます。

続きまして、環境のほうの桜の管理でございます。こちらにつきましては、840本の桜の管理をさせていただいているところでございますけれども、適時管理をする中で、こちら年４回の消毒と年１回の剪定、そのほかに下草刈りとか、一部区域の下草刈り、不適正な、先ほどお話いただいたような伐採してしまうことが考えられるような老木の伐採費用とか、そういうものも含めて計上させていただいております。委託業者のほうが適時桜の状況についてはこちらのほうに確認いただいて、問題があればこちらのほうに状況報告をしていただくようになっておりますので、そういう中では今特に支障を来すような状況の桜があるということはこちらのほうには報告は上がってきてません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

ご質問の交通指導員さんの現状というご質問でございますが、今現在12名の指導員さんに交通指導のほうに当たっていただいております。そちらの指導員さんについては十分かというご質問なんですが、今現在指導員さんにつきましては13カ所の交差点に立っていただいて、小学生の通学時の指導に当たっていただいております。この13カ所からいたしますと１名の減という形になっているんですが、今度の４月に新しい指導員さんが入ることが決まっております。それによりまして13名体制になりまして、13カ所の交差点全て交通指導

ができる状態になることになります。

それから、報酬額についてでございますが、交通指導員さんの報酬額につきましては、月額２万3,500円でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

先ほどの質問の中で、すみません、桜の樹齢ということでございますが、樹齢そのものを確認をさせていただいていることはございません。ですので、相当古いものは古い老木ということで確認はさせていただいているんですが、樹齢そのものは確認させていただいておりません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

再質問を何点かさせてもらいます。

まず、第１点ですけれども、自治会長の報償金の関係なんです。これは自治会の今会長さんがなり手がなかなかいないという声をたくさん聞いているんです。もちろんお金の問題だけではなくして、やっぱりみんな高齢化になって、人の面倒見るどころじゃないと思う。自分の身を守るものが精いっぱいだなんていうんで、そんな声も直接聞かれるんですけれども、やはりもう少し、高いか安いかこれはわかりませんけれども、現在のこの報償金、もう少し何か厚い手当てをやって、会長さんに頑張ってもらうような、そんな手当てはできないものかどうかと。お金で全て解決するということはどうかと思いますけれども、もう少し自治会長さんにいろんな、年々仕事量が増えてますよね。地域敬老会やってくれ、サロンをやってくれ、地域の防災・防犯やってくれ。宮代町の職員は机上で物事をやって、みんな地域の高齢者の自治会長にお任せする。これは極端な例ですけれども、そうじゃないと思うんですけれども、現実的に仕事の量が年々増えている。これではなかなかやっぱり自治会長に手を挙げて私がやりますというわけにはいかないのかなと、そんな感じがするわけです。いろんな問題、もちろんお金の面だけではなくして、精神的な面ももちろん町のほうでバックアップできればありがたいなというふうに思っていますので、そこら辺も含めて何か考えを見直してもらいたいなというふうに思っています。

それから、集会所の関係なんですけれども、この中で集会所の要するに整備事業費ということで315万ほど載っておるんですけれども、これは整備ということなんですけれども、集会所の整備、中身はどういう整備を指しているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、今現在集会所、町内では各地域にほとんどあると思うんですけれども、新しく集会所をつくってもらいたいという地域はあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、次なんですけれども、環境管理費の関係なんですけれども、桜の関係です。840本の今現在桜があって、いろいろと年に４回剪定したり、肥料等々もやっているという話なんですけれども、ちょっとここでお聞かせ願いたいと思うんですけれども、新しい村に桜100本ほど平成28年、おととしですか、公益財団法人日本さくらの会、それから宝くじ桜事業団が100本寄贈しましたよね。あの桜はこの数の中には入ってないのかどうか。例えばあの桜はどの課が管理しているのかお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課長。

○町民生活課長（井上正己君）　１点目の区長報償金についてお答えをいたします。

先ほど答弁申し上げたとおり、現在の仕組みが平成21年度でございまして、おっしゃるとおり、区長さんのお仕事というのも確かに複雑化している背景はあろうかと思います。この点過日、地域懇談会等でもやはり自治会の運営が大変というお話をいただいておりますので、お金の面もさることながら、町として何でもかんでもお願いということではなくて、そういった負担についても考えさせていただくということはその場でもお話はしたんですが、お金だけではなくて、総合的に見て、本当に地域の核となっていただく方ですから、活動しやすい環境というのは以後工夫させていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

２点目にご質問いただきました集会所の整備の内容でございます。こちらにつきましては、平成30年度に集会所の改修修繕がある地区がありますかということで確認をさせていただいているところでございます。そちらで改修希望、修繕希望がある地区が東、山崎、姫宮、若宮、それぞれの集会所で、こちらのほうの希望があるということでお話をいただいているところでございます。

また、新しい集会所の希望ということは今のところ地区から上がってはきておりません。

こちらの集会所の関係については以上でございます。

続きまして、桜のほうの管理の関係でございますが、こちらの町民生活課のほうの環境のほうで管理させていただいております桜につきましては、お手元に配らせていただきました資料の29ページに桜の管理状況図ということで掲載させていただいている桜が町民生活課、環境のほうで管理をさせていただいている桜でございます。今ご質問いただきました新しい村に植えた桜については、町民生活課環境推進担当のほうで管理している桜ではございません。新しい村、その他それに属するということであれば、観光のほうで所管しているものだと思われます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

ちょっと今桜の話が出ましたが、忘れないうちに言うんですけれども、あそこの新しい村の桜は全く町民生活課は関係ないんだと。新しい村のほうで管理しているんだということなんですね。じゃ、桜が大きくなっても、全くこの840本の中のうちの桜には加わらないと。あれは別管理でやるということで、そう理解していいわけですね。はい、わかりました。

それから、集会所の関係なんですけれども、今何カ所か整備で地域でお願いしている集会所があるそうなんですけれども、新しい集会所を新設する希望がないということなんですけれども、今これまた直接こちらのほうとは関係ないと思うんですけれども、集会所を利用していろんな形で、サロンもそうですけれども、サロンは直接関係ないにしても、集会所を利用している地区が大変あるんですよね。うちのほうは集会所がないというふうな声が直接聞かれるわけですよ。例えば道仏の区画整理、あれだけの世帯数があって集会所がない。これはもう近々町のほうでやっぱり考えなくてはならないことだと思いますけれども、要望がないからそういう考えはないということはちょっとおかしいんじゃないかと。やっぱりある程度チェックをして、あそこに今度は集会所をつくりたいとか、つくる予定があるとか、そういうやっぱり計画性をもう少しもってもらえればいいのかなというふうに思いますけれども、そんな考えがあ

るやなしやひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、これも直接関係ないということになってしまいますかね。例えば今新しい私たちの予算書の中で宮代町の魅力推進事業ということで、里山体験だとか、この中には宮代町の美しい風景や緑豊かな環境を守り、観光や教育、里山体験事業、さらには山崎山周辺の桜ウオーク等々を考えているというふうなことをこの総事業費の中に載っておるんですけれども、例えばあそこの水路は町民生活で管理しているわけなんですか。

〔「違います」と言う人あり〕

○委員（唐沢捷一君）　違うんだ。そうですか。これはどこになるわけ。

〔発言する人あり〕

○委員（唐沢捷一君）　農政、はい、わかりました。じゃ、農政のほうでやります。

じゃ、以上よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　まず、１点目の桜の管理、新しく植えられている新しい村の100本の桜の管理についてでございますけれども、こちらの管理について環境のほうで受けるという話は今のところ来ておりませんので、今後長い将来の中ではどうなるかわかりませんけれども、現状では環境のほうで管理しているものではないということでございます。

また、道仏地区の集会所の関係でございますが、道仏地区に新しい集会所が必要でないかというお話は従前からそういうお話はいろいろお聞きしております。ただ、具体的に希望が上がってきたりしているものではないということでございます。

また、集会所の新設に当たりましては、補助金があるものの、やはり相応のお金がかかる。地元負担も出てくるということもございますので、今後相談も具体的に上がってくる中で考えさせていただければなと思うところでございます。

以上ございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

予算書の65ページの今の地域コミュニティ活性化事業なんですが、自治会等報償金が減っている理由というのが世帯割戸数の減少に伴う自治会長と報償金が減っているということで、世帯割が減っているというその現状はどんなふうになっているのかお伺いします。

それから、81ページの自転車対策事業の、聞きはぐったのかもしれないんですけれども、駐輪場工事と書いてありますが、ここはどこなのかということと、それから、いただいた資料の６ページで、町営駐輪場の稼働状況というのをいただいたんですが、これは平成28年度分だと思うんですが、和戸駅周辺ですね。第２駐輪場が稼働率が30％台になってどれくらいになるのかというか、これは28年度１月１日ですけれども、前はいっぱいだったと思うんですけれども、その辺。２年間続けて30％台ということなんで、今後の見通しというのはどうなのかということをお伺いします。

それから、165ページ、消防費のほうなんですが、報償費の災害時支援隊報償金というのがございます。29年度もあれなんですが、この状況というか、それについてお伺いします。

それから、委託料で、視察でも第２分団の設計ということで設計委託料が372万入っていますが、これ設計を当初予算でしますと、建築はいつごろする予定なのか。それで、その金額というのはどれくらい予定されているのがお伺いします。

それから、自転車対策事業のもう一つ、シルバー人材センター委託単価が上がったということで、その辺も説明してください。お願いします。

○委員長（田島正徳君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目の自治会長等報償金の額が減っているということでご質問あったことでございますが、ご質問にございましたとおり、加入世帯が減っているという現状は確認させていただいているところでございます。お手元に配らせていただきました資料32ページに各地区ごとの世帯数が表記されております。その一番最後に世帯数の合計を書かせていただいているところでございますが、こちらの毎年報告のほうさせていただいているところでございますけれども、少しずつ減少が生じているというところでございまして、今回減額という形で計上をさせていただいたところでございます。この辺につきまして、今後いろいろちょっと加入率促進に向けて検討していかなくてはいけないということは理解しておりまして、担当内部ではいろいろな相談をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、１点目、和戸第２駐輪場の駐輪場状況ということでございますが、こちらについては資料のほうでもお出ししておりますとおり、資料の６ページでございますが、稼働率が平成28年が48.5％、それから29年が34.2％、それから平成30年１月１日現在で若干上がりまして、38.1％という状況でございます。こちらにつきまして、今後の見通しでございますが、増えるかどうかというのはちょっとわからないところではございますけれども、和戸駅直近に民間の有料駐輪場がオープンしたことから、そちらへ利用者が流れていっているのではないかというふうに考えられております。

それから、次のご質問の災害時支援隊の関係でございますが、災害時支援隊につきましては、消防団のほうでやる訓練があるんですけれども、その訓練のときに一緒に参加をしていただいております。今災害時支援隊につきましては、現状で消防団が６分団あるんですけれども、６分団区域で各５人の枠の中で活動していただいているんですが、今現在が28名の支援隊の方に活動をいただいているところでございます。

続きまして、消防団詰所第２分団の設計費でございますが、設計については平成30年度の当初予算のほうで計上させていただいておりまして、その後の工事はということなんですけれども、この設計の中で工事費のほうが確定しましたら、補正のほうで計上させていただきたいというふうに考えております。設計額、工事費の額につきましては、詳細な設計をちょっとしてみないとわかりませんので、今のところどれぐらいになるかというのは申しわけございませんが、わからないところでございます。

それから、駐輪場の委託の関係でございますが、こちらについてはシルバー人材センターの賃金が改定されたことに伴う増額になります。今までのシルバー人材センターの時給が845円だったんですけれども、こちらが871円になりました。これに伴う増額になります。

それと、あと駐輪場の工事費の関係でございますが、駐輪場の工事費につきましては、予算書の81ページで有料駐輪場工事100万円ということで上げさせていただいていますが、こちらについては修繕が発生した場合の工事費になりますので、今のところどこを工事するかという予定のあるものではございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　地域コミュニティ活性化事業の自治会の加入世帯が少しずつ減っているという説明を受けましたが、自主防災会は100％組織率になりました。それで、ちょっとは違うかと思うんですが、自治会に入っている人が自主防災会に入っているのか、その辺の差というのはあるのかどうか、その違いがあるのかどうかをお伺いします。

それから、町営駐輪場なんですが、これはもちろん放置自転車防止ということもありますが、2005の辺に歳入確保みたいなことでここを整備して、町外からとめている人からお金を取れたらということで始めたかと思うんですけれども、民間がそのうちやめてしまうからつくらなければいけないんだという説明を受けました。今回和戸駅は、あそこの駅に一番近いところが今青空駐車場みたいに屋根はないんですけれども、一番近いので便利で、皆さんそこにとめてますが、これシルバー人材センターのよその町外の人がとめて、町の人が稼ぐというんだから、悪いことはないんだけれども、収入と支出が同じようになってきたんだなという改めて何だみたいな、何かそんなような気がちょっとしてきましたので、その辺に関してどんなふうに検討されているのかということをお伺いします。

それから、災害時支援隊なんですけれども、28名いらっしゃるということで、この年齢というのはどれくらいになっているのかということと、あと、去年川端の消防団詰所のところは300万の設計が当初予算であって、大体その時点で2,000万か3,000万かちょっと忘れてしまったんですけれども、大体それくらいかかりますという、そういうのを受けたんですが、おおよそでいいので教えておいていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

自治会の加入世帯数78で、こちら資料の32ページに示させていただいているとおり、9,930世帯が入っているということでございます。これは自治会の加入の地区と班ということでございまして、自主防災会のほうは、これはまだ56に区域のほうを変化させているということでございまして、その区域の変化に伴いまして、当然自主防災会に加入している、あるいはその自治会に加入しているという形でイコールということにはなっていないということで認識をしております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、町営駐輪場の収支の関係でございますが、収入のほうにつきましては、イコールということではなくて、若干増えているような傾向でございます。駐輪台数が和戸第２についてはマイナスではございますが、例えば和戸第１でいきますと稼働率については82.7％ということで増えておりますので、収入のほうは大きな増減はございませんが、減ってきてはいないという状況でございます。

それから、災害時支援隊の年齢でございますが、今私のほうで持ってます資料につきましては、ちょっと年齢構成がありませんので、もしよろしければ後でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、あと第２分団の詰所につきましては、大体概算額の工事費ということでございますが、第６分団の工事費と大体同じぐらいを見込んでおりまして、3,000万から3,500万を見込んでござい

ます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

自治会の関係なんですけれども、住民課のほうで人口ピラミッドというのを資料でありますけれども、75歳以上が年々増えてきていて、60歳以上ももちろん増えている。団塊の世代が一番やはり人口的には多い中で、宮代町は市民参加とか住民参加とかずっと言い出して、自主防災会もやっと100％になったという、そういう経緯があるかと思います。

だから、市民参加、住民参加というのはその年代の方々が引っ張っていてくれたんだなというのがわかるわけですが、新たにまた住民の構成を見ますと、40代の方が結構団塊世代のジュニアという年代の方たちなのかなと思うので、その辺がまた人口の多い層になってきているわけです。そこの方々が結婚して自治会に入っているという、そういうのならばあれなんですけれども、まだ結婚しないで両親と一緒に住んでいたりだとか、あと１人でいたりだとか、そういう40代で、今退職して地域デビューというのは県でもやっていますけれども、未婚でいて家にいて、両親が世帯を持っているからだとか、そういうので十分動けるんじゃないかという人たちもいっぱいいるんですけれども、その辺をターゲットに町民生活課として市民参加を盛り上げるというか、引っ張るという、そういうのも人口構成的に必要なんじゃないかなと思うので、おひとり様いらっしゃいみたいな、その辺をちょっと考えなければいけない時期に来ているんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

今ご質問いただいた内容で、確かに団塊の世代のジュニアが多いというのは認識はしているところでございます。ただ、ご質問いただいたように、そのジュニアに対して市民参加、自治会参加の考え方というか、推進については考えておりませんでしたので、今後先ほど自治会の加入率促進の検討の中で今お話いただきました意見についても参考にさせていただきながら、自治会加入促進に向けていろいろ検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

予算書の81ページの交通安全対策事業の道路灯照明整備工事のところですね。こちらが先日、ちょうど私、この道路灯の照明が切れていまして、町民生活課に行って、すぐ直していただいたんで、明かりのほうはすぐ復活しましてよかったなと思っていたら、この前、またたまたま見たら、すごくきれいに塗りかえられていて、まるですごくさびさびの老朽化しているなと思っていたら、真っ白く塗りかえられて、とても新品のようにお色直しされていたんですね。これ照明なので、本当に明るければ別にいいんですけれども、その照明は切れてしまったらやっぱりすぐつけなければというのはあると思うんですが、今回のように塗りかえとか、修繕の基準というものがあるのかどうか、これをひとつ教えていただきたいのと、２点目は、予算書の87ページの、私たちの予算書で言うと12ページなんですが、こちらの防災コミュニティ促進事業のところで、自主防災活動に対する支援が384万円組まれていまして、こちらの組織の活動

に対する補助となっているんですけれども、これをちょっと具体的に教えていただければと思います。

あともう一点は、予算書の87ページで、私たちの予算書は50ページになるんですが、こちら今回Ｊアラートの受信機の更新工事というのが630万円ほど含まれていまして、かなりの金額だと思うんですけれども、私、昨年Ｊアラートのことで本当に鳴るのかということで、例えば避難訓練の際に鳴らしてもらえないかという一般質問をさせていただいたんですけれども、来年度はその予定は組んでいないでしょうか。

この質問と、あとすみません、もう一点、同じくこの私たちの予算書の50ページにあるんですけれども、ここの防災行政無線が新しくなりましたところで、屋外スピーカーが46カ所から２カ所増やして48カ所になりましたということで、こちらの資料のほうの19ページに無線のスピーカーの箇所が載っていると思うんですけれども、この増えた２カ所はどこのなのかということと、その増えたことで町民の皆様の反応、よく聞こえるようになったとか、うるさいとか、その反応をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、１点目の道路照明灯の塗りかえの関係でございますが、先日球切れによって交換した箇所につきましては、交換が終わりましたということで業者のほうから完了の写真が上がってまいりました。それを確認したときに、かなりのさびが写真で確認できたんですね。ちょっと下地がもう見えてしまっていたものですから、これは塗り直したほうがいいということで、塗り直しのほうをさせていただいたところでございます。基準につきましては、特に持ち合わせてはいないんですが、そういった交換の際とかに気づいた際には速やかに塗装のほうもやりかえていきたいなというふうに考えてございます。

２点目の防災コミュニティ促進事業のほうの補助のほうの具体的な内容というご質問でございますが、こちらについては自主防災組織に対しての補助金になりまして、防災資機材の購入費だとか、それから地区ごとに行います防災訓練実施に関する経費、例えば防災訓練で炊き出し訓練だとかやるかとは思うんですけれども、そこで使う食材費だとかの補助ですね。それから、地区で行います防災研修会、こちらを実施するための費用になります。それと、来年度から新たに考えていますのが防災士の資格取得に関する経費の補助、こちらを考えてございます。

続きまして、Ｊアラート受信機、訓練のときに鳴らすのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、訓練というのは防災訓練のことだとは思いますけれども、防災訓練で鳴らすかどうかというのは今のところ考えてないところでございますが、国のほうから年に１回もしくは２回防災行政無線を使った訓練をしなさいということを言われてますので、そのときに宮代町だけではなくて、全国的な訓練になりますので、ほかの市町村でも鳴らすところもあるかとは思いますけれども、そういった訓練に合わせて町のほうもＪアラートについては鳴らしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、最後に防災無線のスピーカーつきの子局の数が46カ所から48カ所に増えた、その２カ所はというご質問でございますが、１カ所は学園台になります。学園台につきましては、この防災無線を整備する前に音達調査といいまして、個々

の子局の音の届く範囲を調査するんですが、その調査の結果、学園台地内につきましては、一部届かない地域がございましたので、そちらに増設のほうをさせていただいております。

それと、もう１カ所が宮東の上水道のある施設です。あちらについてもやはり音達調査の結果、届かない範囲というのがございましたので、あちらに新設をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

今忘れないうちに聞きたいんですけれども、その学園台と宮東はこの資料で言うところの何番になりますか。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

まず、学園台のほうにつきましては31番、こちらが学園台のあおぎり公園というところになります。それから、もう一つが42番、042と書いてある円ですね、こちらの宮東配水場になります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

スピーカーについては、私が住んでいるところも本当にこれを見てわかったんですが、ちょうどこの円が書いてあるここの範囲に届くということで、この円になっていると思うんですけれども、この円がかぶさっているところはいいんですが、ちょうどどの円にも入ってないところに我が家が入ってまして、やっぱり聞こえづらいし、あと３つとか４つとかのが全部輪唱のように聞こえてしまって、何言っているかわからないみたいな状態になってしまうので、何かこの先改善ができれば考えていただきたいのと、あと今年初めからメールのほうが配信されるようになりましたので、随分皆さんは安心されているんですけれども、やっぱり防災無線聞こえないというのはいまだに言われるので、何か改善する案があれば、この先考えていただきたいと思います。

あと、先ほどの照明灯の基準なんですけれども、今教えていただいて、そういう経緯で塗られたんだなということがわかったんですが、本当に物すごくきれいになっていて、新品と見まごうかばかりだったんで、できればちょくちょく見ていただいて、直していただけたらなと思います。

あともう一つ、防災士のほう訓練いただいてありがとうございました。

以上、質問はもういいです。ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

関委員。

○委員（関　弘秀君）　関でございます。

何点か質問と確認とあわせてになるかと思うんですけれども、81ページの交通指導員の方が１名増える分で指導員の被服のほうが加算されているということでよろしいのかどうかという部分と、同じページの分で工事請負費のほうで、道路反射鏡設置及び修理工事203万7,000円ですか、書いてあるんですけれども、もうこれはおよそ大体決まっているのかどうか、工事箇所等ですね。資料のほうの３ページに道路反射鏡の鏡体の部分が、これは今後の分では全部曇りどめを使う方向なのかどうかを確認したいと思います。

それから、飛んで85ページの同じ工事費のほうで防犯灯設置と修繕費の300万強の分なんですけれども、これも箇所数等が決まっていらっしゃればよろしくお願いいたします。

それから、次のページ、87ページになるんです

けれども、災害に強いまちづくりの啓発の分で、本年度の特徴の部分で参加体験型地域防災訓練の実施ということで、これは防災組織にあれするのかと思うんですけれども、含めた形でどういう形でポイント的にやるのか、そういう形の分で計画的な分があればよろしくお願いしたいと思います。

以上でいいです。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午後　４時３３分

再開　午後　４時５０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

ご質問に順次お答え申し上げます。

まず、１点目、ご質問の指導員の被服費の増でございますが、４月に増える指導員さんの分と、それから夏服についてはやっぱりすぐ汚れが出ますので、夏服についての支給についてもこの被服費の中で考えてございます。

２点目の反射鏡の工事箇所はというご質問でございますが、こちらについては場所のほうは特定はしてございませんが、内訳としましては、新設で２面の反射鏡を４基、それから新設で１面の反射鏡を１基予定してございます。この反射鏡につきましては、委員会資料の３ページにございます防曇丸型、防ぐに曇りと書いてボウドンと読みますが、今後つけるもの、交換も含めてですが、全て曇りどめ対応と考えているところでございます。

続きまして、防犯灯の設置工事の場所についてでございますが、こちらについてもここをやるというのは今のところ決めてはございません。防犯灯につきましては、地区の皆様から区長さんを通しましてご要望が出てございますので、検討部会に諮った結果、防犯灯の設置のほうをしていきたいと考えてございます。あわせて修繕料につきましても、こちらの工事費の中で対応させていただきたいと思っております。

それから、最後に、参加体験型防災訓練についてでございますが、こちらについては毎年10月に実施しております防災訓練、こちらが実行委員会形式で実施してございますことから、参加体験型防災訓練として位置づけをさせていただいてございます。こちらにつきましては、来年度平成30年度につきましては百間小学校で10月14日開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　関委員。

○委員（関　弘秀君）　ありがとうございます。

反射鏡のほうは全て曇りどめの対応にということでお伺いしました。ありがとうございます。

ちょっと先ほど質問１点忘れてまして、資料の11ページで防犯灯のＬＥＤ化が30年３月末見込みの分で、ＬＥＤ以外の分が120基残っているということで、ほぼ95％の割合でＬＥＤ化が進んでいるということで、残りの120基については交換というか、そういう形の分は計画があるのかどうか。現在今ＬＥＤ化になって電気料というか、どれぐらい差が出ているかどうかというのをお伺いいたします。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

資料の11ページの防犯灯ＬＥＤ化の状況でございますが、平成30年３月末見込みで現在95％でございます。ご質問の残りの120基についてでございますが、こちらにつきましてはまだ正常に機能

しておりますので、今後また壊れたりとか、そういう交換の時期に順次ＬＥＤに変えていきたいと考えてございます。

それから、ＬＥＤになったことによっての電気料はというご質問でございますが、電気をどこで使うかによっても電気料金は変わるかとは思うんですけれども、例えば私のほうで電気メーカーのほうのホームページで調べたところ、電気料金につきましては、ＬＥＤにしますと１時間当たり1.2円、それから、今まで使ってました蛍光灯ですと１時間当たり3.1円というのが載ってございました。それからいきますと半分以下になるんではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　何点か質問させてもらいます。

まず、79ページの市民参加推進評価委員、この評価委員とは誰が評価するのかちょっと教えてもらいたいんですが、本来だったら市民参加がよくできたか、できないかというのは職員が行うべきじゃないかなと思うんだけれども、誰にやってもらうのかちょっと教えてもらいたいと思います。それで、評価の仕方によっては大変な問題が出てくると思いますので、具体的に教えてもらいたいと思います。

次に、前段者が質問、反射鏡と照明灯の問題が出ましたけれども、私が質問したいのは、要望が多いんですよね、照明灯と反射鏡の設置は。カーブミラー。どうしても区長を通じて数が多くなってくると大体設置が不可能。何回出しても設置されない場所もあります。なぜ問題になっているかというと、今住宅がどんどん建ってくると、１回断ったところはなかなかつけてくれないと、道路事情が変化しているわけですよ。それでもつけてくれない。ですから、考え方を少し改めるべきだと思いますよ。予算が決まっているから当然数も決められてしまっては困るわけです。補正予算というのがあるんだから、足りなければどんどん安全を守るために増やしてもらいたい。そういう発想になってもらいたいと思うんですよ。それはどういう考えを持っているか。増やす方向かどうかだけで結構です。

次に、放射能対策、83ページの、放射能対応か、その後どういう対応をとっているのか。まだまだ放射能は自然でも放射能があるわけですから、それなりの対応はまだやっているのかどうかお願いしたいと思います。

あと、進修館の問題なんですが、進修館に委託するけれども、進修館でどのぐらい収入があるのか、今予定しているのか。それによってはこの進新修館委託料を考えなくてはならない時期だと思うんですよ。どのぐらい収入があるのか。結構利用しているから収入はあると思います。今度新しくあそこへ相談室なんかできる。あそこで１時間300円と取ると。取ることばかり考えていて、それは収入があるからいいけれども、今まであそこを無料で貸していたのが、改造したからと300円も取るということになると、何だい、またあそこ金取るのかいとなるし、町民の方に何でも金を取ればいいというものじゃないと思うんですよ。取るなら取るとして、今言ったように、例えば反射鏡とか、そういうのはどんどん安全を守るために設置してもらいたい。そのことをどう思うのか。

もう一つ何かあったんだけれども、以上でやめておきます。ひとつそれの考え方を教えてもらいたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹

の山﨑でございます。

まず、初めの市民参加推進評価委員会の関係でお答えを申し上げます。

こちら現在平成29年度につきましてなんですが、７名のメンバーでございます。こちら７名のメンバーは全て公募の委員さんでございます。こちら平成29年度６回の委員会を開催させていただいて、今年度29年度やらせていただいた内容としましては、市民参加を推進するために、市民参加計画とか、市民参加の実績を報告させていただくんですけれども、公表させていただくんですが、その様式が従前使っていたものがわかりづらかったということで、様式の見直し検討のほうをさせていただいております。

当然市民参加の推進に当たりましては、このメンバーだけではなくて、宮代町の中の職員で構成する、課長級職員で構成する市民参加推進本部というものがございます。こちらでその市民参加計画あるいは市民参加の結果を報告、検討していただいた中で、その結果を踏まえて、こちらの市民参加推進評価委員会のほうに報告、検討させていただく、投げさせていただく形をとりますので、こちらだけに任せているということではございません。職員のほうも十分理解した中で市民参加の推進を図っているということでございます。

市民参加については以上でございます。

続きまして、放射能の対応でございますけれども、こちらにつきましては、役場庁舎前で定期的に計測していたものについては、もう既にやめさせていただいているところでございますが、学校のほうで月１回、２カ所で定期的に測定のほうはしていただいております。こちらのほうの実績については特にホームページ等では公表しておりませんが、測定のほうは続けているということでございます。

また、保育園の給食食材の放射能の測定についても保育園のほうで対応をさせていただいております。学校給食のほうは学校給食、委託会社のほうで測定をしているということを聞いておりますので、学校給食のほうは役場のほうでやっているということではないということでございます。

２点目は以上でございます。

また、放射線の測定値でございますが、モニタリングポストの公表が適時リアルタイムで公表しておりますので、その情報については町のホームページ、放射能の測定の実績値、過去のやつを載せさせていただいているホームページがあるんですが、そこにリンク先のほうを張らせていただいておりますので、適時確認のほうはできるような状況でございます。

以上でございます。

すみません、もう一点、忘れました。漏れました。進修館の収入の実績でございます。こちらでございますが、指定管理の議決をいただくときにお示しをさせていただいた水準書のほうに記載させていただいているところでございまして、平成27年、28年の実績ということで載せさせていただいておりまして、またその２カ年の平均ということで収入のほうを上げさせていただいております。

２カ年平均で上げさせていただいている額を読ませていただきますと、収入額としますと3,713万2,559円が、これが２カ年の平均値となっております。指定管理料が2,780万円ということでございます。施設の利用料金といたしましては754万8,555円です。このうち進修館の利用料が729万4,855円、スキップ広場の使用料が10万900円、ロッカーの使用料が３万6,800円ですね。電気自転車の使用料が11万6,000円、また自主事業の使用料といたしまして178万4,004円ということで収入のほうの総額はこのような形になっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長、小川でございます。

ご質問にお答え申し上げます。

カーブミラー、防犯灯につきまして要望はしているけれども、なかなかつかないというご質問をいただいたところでございますが、委員会資料で出させていただいた、まず１ページ目に道路反射鏡設置状況という表がございまして、こちらを見ますと平成29年度につきましては14カ所要望いただきまして、設置につきましては２カ所のみとなっているところでございます。

また、防犯灯についてでございますが、こちらについては同じ資料の10ページの上の表、防犯灯設置状況という表を載せさせていただいていますが、こちらの29年度を見ますと８件の要望をいただいて、６カ所設置ができたところでございます。

なかなか要望してもつかないということは以前からお話のほうは伺っておりますので、たまたま防犯灯につきましては平成29年度かなりの数がついているかなとは思うんですけれども、カーブミラーがなかなかご要望どおりつけられないような状況ございます。

平成30年度におきましては、ミラーをつけるときには検討部会に諮って、現地を１件１件確認した上で設置の可否を決めているんですが、今検討部会の中で警察の方に入っていただいておりまして、警察の方の感覚で、ミラーがあるとかえって危険だというようなお話をいただいておりまして、それで設置ができないという傾向はあるんですけれども、町のほうでもその道路がどのような使われ方をしているのか、例えば通学路であるのか、過去に事故がどれぐらい起きているのか、そのようなことを勘案して、例えば検討部会で設置不可になったとしても、その後町の判断でつけられないかというのを部会の会員さんも交えて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　じゃ１点だけ再質問いたします。

今の防犯灯とカーブミラー、説明では大分年度の申し込みから見ると、そのうちの率からいくと80％以上何か設置しているような説明ですけれども、町の人はこういうふうに考えているんですよ。申請してももうつけてくれないよと、そういう発想になっているんだよ。それは大きな変化になっているの、今。あそこカーブミラーつけてもらえば、もう出したって意味がないよと、こういう発想なんだ。これはどうしてこういう発想にしてしまったの。つけないからよ。何回も申請しても。

それで、これはここで言っていいものかどうか、設置委員会に入っている人じゃないけれども、警察官までがあそこをなぜつけないと言うんですよ。あんな危ないところ。そういう状況を知らないでしょう、役場の人は。責任逃れ。設置委員会に任せてしまって。最低のやり方なんだ。責任逃れ。そんなやり方していて、安全なんか守れるわけないですよ。この間だって何回も出したところの場所で車が接触事故だよ。そういうの知らないでしょう。出したって意味がないよと、こう思われているんだから。これは警察に言われては困るんだけれども、あそこ何でつけないんですかと警察官まで言うんだから、言ったってつけてくれないんだよと。あんたらが言ったらどうだと言ったって、ああいう人は立場上言えないと言うんだな。そういう状況にしてしまった役場が悪いんだよ。もう町の人を諦めさせてしまったのは。それを変えなさいよ、もう発想を。それで何とか委員会に任せ

てあるからって。そういうことで責任逃れしては困りますよ。安全を守るために。そのことをもう一回どういう考えか。ただ、言いわけは私は聞きませんからね、もう。

以上。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課長。

○町民生活課長（井上正己君）　町民生活課長の井上です。

主にカーブミラーでしょうか。設置の考え方についてお答えをいたします。

先ほど申し上げたところとかぶるのですが、カーブミラーの設置につきましては、防犯灯も同じですが、町だけの判断ではなくて、幅広く客観的にご意見をいただくということで、専門部会のほうで検討をさせていただいております。加えて、先ほどの答弁を少しかみ砕いて申し上げると、その判断の基準といいますか、つける点をよりいろんな条件、今おっしゃったように、交通状況も変わっておりますから、そういった状況も加味しながらこれから設置をしてまいりたいというふうに考えております。町の方に誤解を与えたというご意見でした。その点については申しわけないとは思いますが、少しずつ改善をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　大分進歩した答弁だと思いますけれども、改善をしていきたいと思いますというのは困るんだ。改善すると答えてもらいたい。思うというのはやらなくたっていいんだからね、思うというのは。改善していきたいと思いますというのは。改善しますという言葉を使ってくださいよ。言いわけは聞きたくありませんと言っているの。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課長。

○町民生活課長（井上正己君）　先ほどと繰り返しになりますが、各道路の現状と利用状況、こういったものを加味して改善をしてまいりたいと思います。改善をいたします。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　それを期待してもう１年間様子見ます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

かなり前段の議員さんの中で質疑応答もありますので、ちょっとダブらないように質問したいんですが、確認も含めてお願いしたいと思います。まず、64ページ、65ページの地域コミュニティ活性化事業の中の集会所整備事業補助金なんですが、具体的に新年度はどことどことどこをやるのか。それは４カ所ということでお聞きしているんですけれども、新年度はとりあえずこの程度ということであるんですけれども、先ほど新しく整備してほしいという声に新たな新設の希望はないということなんですけれども、私はやっぱりいろいろ聞きますと、宮代は公民館がない。そのかわり集会所はいっぱいあるので、集会所を主に最近は使うようになっていると。しかし、それでも敬老会とか、こういう祝いをやる場所が集会所などもだんだん狭くなって入り切れない、そういう声も聞くんですよ。

これからますます先ほど人口ピラミッドを言ってますけれども、団塊の世代が多くなってきますよね。そうすると今のままでは間違いなく足りないわけです。もちろん道仏の新しい地域も必要なところというのはあるんですけれども、これに対してはやっぱりきちっと今後の方針というのを持

っていないとまずいと思うんです。それについて今後どういうふうに考えていかれるのか、その点お聞きしたいと思います。

それから、交通安全対策費で、前段の議員が今言っていただいたんで、私もこの問題いつも取り上げいます、予算、決算で。交通安全対策事業、例えば80ページ、81ページの予算を見ても、前年度と本年度ゼロです。詳しく中身見ると、消耗品費が１万8,000円プラス交通指導員被服費12万7,000円のプラスで、これは14万5,000円です、プラス。マイナスの分が道路標示等工事でマイナス14万5,000円で、これがツーペイなんですよ。この予算もやっぱりつけ方はこの範囲内にしているんじゃないですか。どうしても消耗品費、交通指導員被服費、これは必要なんで、プラス分はつけると。でも、その分プラスするんでなくて、逆に道路標示等工事で、要するに帳簿の帳尻を合わせているという、これはうがった見方するかもしれないんですけれども、こんな調子で予算なんか増えるわけないんですよ。

先ほど確かにこれまでの答弁よりも専門部会で例えばカーブミラーにしても防犯灯にしても、不可となったところをさらに部会も含めて町のほうからどうでしょうかというふうにしていくということなんですけれども、どうなんですか。部会のほうでだめだと言ったものを、それはそれなりにさっき言ったように、道路事情も変わってきている。いろんな状況も変わっているのでどうでしょうか。いずれにしても、どうでしょうかとまた部会に諮るわけでしょう。私はもうそれはそれで部会としての判断は判断として仰いだと。しかし、それ以外で必要なところは町のほうの判断でいいんじゃないかと言っているんですよ。それは一歩前進ですけれども、そういうふうにやるということは。でも、もういいんじゃないでしょうか、町の判断で。どうも部会を設置させない、そういう部会にしてしまって、いや、部会で専門的な見地から、また警察のＯＢから、そういう方から聞いて設置している。ここは必要ないということなんでつけてないと。これはもう町民に対してつけない言いわけを言っているようなものですよ。

宮代というのは確かにコンパクトシティです。小さいんですよ。面積が広いんじゃないから、道路舗装もそうですけれども、設置は非常にほかの自治体よりも少ないと思うんですよ、小さいだけに。ですから、そういう面でもやっぱりコンパクトシティなんだから、それなりの町の形態というのがあるんだから、設置すべきだと思うんですね。私はもう一歩進んで、それでどうしてもつかないんだったら、町長決裁でいいんですよ。それぐらいの覚悟があっていいんじゃないですかと思います。そのことについて。

ですから、決算でもそうなんですけれども、例えば29年度14カ所ですよ。それでたったの２カ所、設置が。10ページか、防犯灯については８件のうち６件。でも、これまで26年度は38件あるんです。27年度が26件、28年度が22件、29年度だけ１桁になって、確かに設置率は高いけれども、絶対数が少なくなっている、要望が。おかしいですよ、これ。私はこれはやっぱり人の命に関する問題ですから、これは要望に沿えないとか、それはもう他人事じゃないですか。自分の身内がこういう設置の要望があったのに、それがなくて、けがしたり死亡した場合、どういうふうに思いますか。もう少しその辺考えていいんじゃないかなと、そういうふうに思いますが、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、あわせてなんですけれども、資料で町内の交通安全危険箇所把握状況ということで、これが出ていますけれども、これはせっかくの資

料ですよ、警察の。死亡事故発生件数、重傷事故発生件数、これはもっとわかりやすくしていただけませんか。今カラーコピーできるんだから。これについての対応というのは、これだけ事故あってどういうふうにやっているんでしょうかね。私は受け身だと思っているんですよ。受け身、町のほうは。要望がないと設置しない。要望しなくても、本来ここは危険だと思えば町のほうでやらなくてはいけないんですよ。これは町の責任で、要望がないとつけないというのはやっぱり受け身だと思うんですけれども、それでもなおかつつけないんですから、さっき前段の議員が言ったように、町に言っても設置してくれない。設置してくれないから要望も出さない、そういうふうになりませんか。悪いほうの連鎖ですよ。

これは私はこの間も例えば道路反射鏡にしても、もとむらクリニックの近くのカーブミラーが設置されました。何でついたんですかと聞いたら、事故があったからと。事故がないと設置できないのか。だから、事故の前に設置するのがあれじゃないですか。何回も言っているからあれなんですけれども、設置したために、設置したほうを見ないで、左右見て、カーブミラーだけを見て行ってしまうと。そういう傾向があるから事故がある。それは詭弁だと思うんですけれども、私はカーブミラーを見て、左右見て、安全かどうかで出てますよ。その辺の考え方もどうなんでしょうかということで、最後ですのでお願いしたい。

予算化全然されてない。先ほどの答弁だと新規が２面で４基分、１面で１基、曇りガラス、反射鏡一つとっても。照明灯だって見れば、今冬場で一番暗いときだから、非常にわかりやすいですよ、夏場よりも。本当に暗いなと思うところがあるんですけれども、これは区長、自治会長から出た要望だけ、町に直接要望があったものについてはどうなのかもう一度確認させて、あわせて答弁願いたいと思います。

それから、82ページ、83ページ、環境管理費の環境推進事業で、地球温暖化防止実行計画の改定業務が完了したということで、マイナスになっていますけれども、これはこれにかわる計画はないんですか。ほかの公害対策費との関係もあるし、町民生活課全体のバランスから言って、これが終わってしまったから、これでいいんだということであれば、それはそれでいいのかもしれないですけれども、その点ではどうなのか。かわる計画はないのかどうかお願いしたいと思います。

それから、防犯灯設置の関係なんですけれども、先ほど前段の議員からも説明もありました。答弁もありましたが、これは年間防犯灯の電気料金ですね。これは宮代町は全体でどれぐらいになっているのか。予算化をどういうふうにされているのか確認の上お願いしたいと思います。

それから、進修館、86、87ページなんですが、ホール駐車場側の扉の修繕工事、これはどういうふうな内容の工事なのか、それが１点と、それから、これはこれまでも何人かの議員さんから一般質問等でも受けているように、もう進修館の駐車場も何とかしないといけませんよね。これはどういうふうに考えているのか。私はこれからどんどん人口も減っていくけれども、減るというふうには考えづらいんですけれども、非常にやはり町民は不便、私はもう駐車場に入って探すんです。ないと、正面のほうに、向こうのほうにあるかなということでしますが、やっぱりせっかく来ている来庁者にこれは不便ですよ。サービスという問題じゃないですよね。杉戸なんか本当にうらやましいぐらい大きな駐車場があるから、宮代から比べて本当にうらやましいなと思うんですけれども、やっぱりそれに対応した抜本的な対策というのが

必要なんじゃないでしょうか。何か対案みたいなのは考えてませんか。これは課題だと思いますね、宮代の、今後の。そのことについて伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

集会所の新設の要望にどのように対応するかということでございますが、集会所の新設については、先ほども答弁させていただきましたとおり、必要じゃないかというお話はあるんですけれども、具体的な要望は上がってきておりません。先ほどもお答えいたしましたが、地区にも相応の負担が発生することから、要望のある地区と具体的に上がってきた時点でいろいろと相談をさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、２点目の環境推進の中でも、地球温暖化防止実行計画にかわるものの計画はないかということでございますが、この計画は法定の計画でございまして、計画を定めさせていただいております。これが終わったからほかの計画を定めるということではなくて、この計画を定めるに必要な時点に至った際に、また新たな計画を立てさせていただいて、予算化をさせていただければと思いますので、これが終わったからほかの計画に手をつけるということでは考えておりません。

３点目の進修館の工事内容でございますが、進修館の大ホールの駐車場側の出入り口が木製の出入り口でございまして、大きな部分で、もう雨による腐食で、これ以上の使用に耐えないような状況になってきているところでございます。こちらを新たに入れかえるということで工事費を盛らせていただいているところでございます。

駐車場対策でございますが、いつも満車ということでお話をいただいているところですが、今現時点では開館前に駐車場をあけることなく、不適正な違法駐車をなくすような形、対策は進修館でとれるものについては実行させていただいているところでございます。そのような対策を講じることによって、従前よりは満車の確率が幾らかでも少なくなっているんじゃないかと思っているところでございますが、抜本的な対策ということでは、今具体的な案を持っておりませんので、今対策をより一層進めさせていただくと、続けさせていただくということで改善を図っていきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課長。

○町民生活課長（井上正己君）　カーブミラーと、それから防犯灯の関係につきましては、私のほうからお答えを申し上げます。

先ほど来いただいておりますとおり、防犯灯もカーブミラーもいただいたものを全ておつけできれば、それはそれでよろしいんでしょうけれども、やはりその場所にどれだけ必要かということは、ある程度専門的な見地からの確認も必要かと思っております。そうしたことから、従来どおりこの専門部会等、専門的なところが入った検討というのは引き続き必要かとは思っております。

ただ、ここで決定してしまった後に、後からつけてくれということは適切ではありませんので、その検討の段階、その段階において町として把握している交通状況、情報を提供しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、カーブミラーにつきましては、それを見ただけで現場を確認しないで見切りで発車して事故というのが一つ考え方としてあるのも事実でございます。それが全てとは申しませんが、道路交通に関しては、やはりさまざまな状況、環境があ

ろうかと思います。あわせまして、ソフト面からの交通安全思想の普及啓発、交通安全教育、こういったものにも力を注ぐことで、交通事故を少しでもなくせるように図ってまいりたいと思います。

それと、ご提供しました資料４ページですか、見にくかった点は大変申しわけありません。今後改善したいと思いますが、参考までにこの死亡事故１件につきましては、圏央道も入ってございますので、資料につきましてはちょっと工夫をさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

最後の防犯灯の電気料の決算状況ということですが、これは先日ご議決いただきました補正予算にも計上させていただいておりますが、防犯灯の電気料は当初見込み額で年払いをさせていただいておりまして、それは例年ほぼ同じ額で予算確保をさせていただいているもので、790万というのがこの額です。３月補正をごらんいただいたとおり、精算をしたことによりまして、実際には昨年の決算ですと510万円ほどになってございます。この乖離というのは精算行為を行う過程でどうしても仕方がありませんので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございます。

まず、再質問なんですけれども、64、65ページの地域コミュニティ活性化事業の集会所整備の関係なんですけれども、今は変わってきて、それなりの負担があるからということで、そうは自治会のほうから新たな集会所というふうには言えないというふうな状況になっていると思うんですけれども、以前はやはり集会所、特に百間なんかは、それはよしあしは言いませんけれども、やっぱり地域からの要請で公民館を集会所にかえているという、そういうような実態もあるわけで、そのときに設置されたから、それはそれなりに、それはいいことなんですよ、地域にとって非常に。でも、今は違う地域によってはそういうことなくて、それ相応の負担なんて言ってしまうと、おいそれとはやっぱり申請できない、そういう状況だと思うんです。でも、実態はやっぱりそれぞれの地域になければ、これからそういった例えばさっき言った敬老会一つとってもできなくなるわけです。じゃ、いろんな地域が敬老の日前後に進修館とかといっても、進修館あるから、そういうのに使おうといっても、いろんな地域が使い始めると、また順番とか、そういうことにもなろうかと思いますんで、やっぱりこういったコミュニティの中心となるような施設はなるべく自治会の負担がないような、そういう方向でやっぱりつくっていくのが本来なのかなというふうに思いますので、それなりの負担があるからないんだというんでなくて、あるんですよ。そういう負担がなければ、要求としてはあると思うんです。設置の必要性もあると思うんですよね。その辺どういうふうに考えていくのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、交通安全対策ということで、道路反射鏡、防犯灯の関係も言いましたが、極端な話になると、私は、じゃカーブミラーがあるから余計それを信じ過ぎて事故になってしまうと、そんなこと言ったらカーブミラー要らないということになりませんか、極端な話。私は中にはそれはそれを100％信じて、出て事故があるから、やはり事故を起こした方の責任もあるかと思いますけれども、やっぱりみんな１回きりの危ない思いしているとか、そういう体験上必要なんじゃないか。そういうことでの要望だと思うんですよ。ですから、その辺を踏まえて、私は必要なところについては

やっぱり積極的に設置すべきだと、そういうふうに思います。それはもうずっと前から言ってきているんですけれども、なかなかそういうふうになっていないので、やはり言わなければいけないと思うんですけれども、その点変わっていなければ、答弁が変わりないということであれば結構ですが、その点お聞きをしたいと思います。

それから、進修館の86、87ページの関係ですが、抜本的な対策はないということなんですけれども、もう宮代の残念ながらこれまでの経緯を見ると、職員、町の公用車を駐車していたところももう民家が建ってしまって、そういうこともあって、どんどん狭くなっていると。でも、私はこっちがないから向こうに回るんですけれども、やはり片方に行ってもいっぱいのときありますよね。私はやっぱり飽和状態だと思っているんですよ、今の現状。土地はもうほか借りられないのか。あるいは現状今自転車ありますよね。あれを何とかうまく変えていく方法はないのかとか、その辺のやっぱり工夫が必要かなと。検討が必要かなと。うんと知恵を出していただきたいんですけれども、もう抜本的な対策ありませんと言うんでなくて、もう一度その点でお聞きしたいと思うんです。

あと、ちょっとお聞きするの忘れたんですけれども、側溝清掃の関係で、資料にも載っておりますが、やるところとやらないところありますね。傾向としてはどうなんでしょうか。27ページですよね。斜め線のところはやらない、実施しないところ、予定のないところなんでしょうか。これについては強制じゃないんです、確かにね。これは町民の協力を得てやっているだけということなんですけれども、考え方は確かに道路についてはもう雨水だけですから、下水道のあるところは。ですから、やってもやらなくてもいいんですけれども、これぐらいは昔からの慣習でやりましょうという、それはそれでいいと思うんですけれども、そういうことでずっといっていいのかどうか。その点ではやはりきちっと町のほうで私は責任を持ってというのは言っているんですけれども、町のほうが責任持って住民の方の協力を得てやっているという、そういう言い方じゃないでしょうか。そんな感じに見えてしようがないんですけれども、その辺の考え方ですよね。雨水だけですから、もう住民の責任はないと思うんです。管理者は町のほうですから。その点どういう方向になるのか。やっているところとやってないところがあって、そのところの対応の仕方、これでいいのかどうかお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、再質問の１点目の集会所の整備についてでございますが、集会所の新設整備については、先ほどもお話をさせていただいたところでございますけれども、具体的なお話はいただいてないところでございます。ですので、地元がどのような状況で、どのようなお気持ちを持っているかも町サイドでは理解ができないところでございますし、当然建てるに当たっては土地の用意とか、そういうものもあったりしますんで、相応の期間、相応の金額がかかってくるというのは従前の回答どおりでございます。今は今でそういうルールというか、やり方がありますので、ご相談いただく中でいろいろと相談させていただければなと思うところでございます。建てた後に、当然維持管理も発生しますので、そちらの住民の理解を得た中で整理をさせていただければなと思っております。

続きまして、２点目の進修館の抜本的な対策はないということでお話をさせていただきました。周辺に広げる用地がなかなか見当たらないという

ことから、抜本的な対策はないということでお話をさせていただいたところでございますが、大きなイベント等ある場合は、進修館を使う方に不適正な駐車がないように、民間の有料駐輪場を借りるように指導とかしているところでございますけれども、それ以外小さなイベントが重なっていっぱいになってしまうということがあると思いますので、先ほどからもちょっとお話をさせていただいておりますが、違法駐車がないような適切な対応をさせていただきたいと思っているところでございます。

３点目の側溝清掃のお話でございます。こちらにつきましては、町のほうは、特に町民生活課環境推進担当のほうでは、地区で地区清掃を必要と認められて、実施される場合はかますの配布、あるいは汚泥の回収をさせていただくということで、区長さんのほうに通知のほうをさせていただいて、実施のほうをしていただいているところでございます。そのような中でご理解をいただいている地区が清掃をやっていただいているということでございますので、その地区の対応によってその都度変化が生じてきているというところでございます。

27ページにお示しさせていただいているこちらの表の斜線が引いてあるところでございますが、こちらについては29年度は未実施ということで、こちらに載せさせていただいているところでございます。ただ、地区によっては隔年でやっている地区もございまして、まるっきりやっていないということではないということの確認をさせていただいております。ですから、地区によって地区のあり方で清掃のほうをやっていただければということでございますので、環境のほうでは無理強いしていることではなくて、町の責任をそのまま押しつけているということではございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課長。

○町民生活課長（井上正己君）　カーブミラーの件についてお答えをいたします。

積極的にということでお尋ねいただいておりますが、お答えいたしますのは、現在町では道路反射鏡設置要綱、これに基づいて幾つかの基準を設けているわけですが、同様にいろんな自治体でさまざまな基準を持っていることはもちろん確認をできております。そういったものを加味しながら、より多面的な角度から見て、安全を確保できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでは、何点か質問させていただきます。

最初に、先ほど言った地域コミュニティ活性化事業なんですけれども、集会所を見てみますと、78の集会所があると思います。その中で先ほども言ったように、合計で9,930世帯ですか、加盟しているのは。70％を切って、60何％だと思いますけれども、そういう状態の中で今現在この集会所の維持管理をどうするのか考えている地域もあると思います。なぜかというと、この中で地べたを民間で借りているところとか、そういうところがあるのかないか。あるとすれば幾らぐらい払っているのか。その辺のところは今後の世帯数との関係で、この集会所の維持管理ができなくなる可能性が出てくるところも出てくるんじゃないかなと思います。その辺の対応を町としてはどうするのか考えているのかどうか。まず最初にそれを質問として聞きたいと思います。

それと、カーブミラーのことは皆さんやったんで同意見です。私も今回もとむらクリニック、市民の方から言われて、町のほうに言ったんですけれども、その後すぐに事故が起きたということで

は私も確認しております。その辺のところもあるんで、前段で言った人、前々段で言った人もいますけれども、町民のために考えてほしいということでやっていただきたいと思っております。

それと、ページ数で言うと84、85ページなんですけれども、防災活動事業なんです。通信料が大幅に増額されていると思うんですけれども、区分14で。防災無線の電波使用料の増額理由ですか、その辺のところ教えていただきたいと思います。

それと、86、87ページ、11目、区分の15のＪアラートですね。更新工事です。これはＪアラートというのはまだできて短いですよね。その工事が終わって、無線をまた新たに何か新築をやったということなんですけれども、ここが頻繁に工事を取りかえてやるんでしょうかね、今後も。新しいのができたら、すぐにまた取りかえる、そういうやり方をするんでしょうか。

それと、区分の19の埼玉県市町村被災者安心支援制度負担金というのは、これは新しい制度ですか。ちょっとわからないんだけれども、ちょっとその辺のところを説明をお願いしたいと思います。

あと、同ページの防災コミュニティ促進事業なんですけれども、29年度の特徴として、防災スキルアップを盛り込んでいると思うんですよ。今回はそのスキルアップというのがなくなっているんですけれども、災害というのはいつ起きるかわからないというのが皆さんの口癖のように言っていると思うんです。そういう防災組織のスキルアップをしないで、いざというとき、それは今後大丈夫なのかどうか。やっぱり町としてもある程度の計画は持っていくべきじゃないかなと思っているんですけれども、その辺のところお願いします。

それと、私、これ一番大事なことなんですけれども、進修館費なんです。同ページの13目進修館費。私のところに町民が来たんですよ。進修館に行ったところ、全館が貸し切りになっていて利用できなかったらしいんです。問い合わせたらしいんですよ。そうしたら、玄関先に紙に書いてあるでしょう、それだけ言われたらしいですよ。こういうことで町民が利用する進修館ですよね。張り紙１枚で進修館利用している人たちに周知できるのか。突然行ったら貸し切りだから、ここに紙に書いてあるからいいでしょうという感じみたいだったんです。大分怒ってました。こんなことで大丈夫なのかというので。せっかくバスを乗り継いで来たのにと言ってました。その辺のところを今後どうするのか一応お願いしたいと思います。

それともう一つなんですけれども、134ページです。環境衛生費です。(3)の雑草の除去委託料ですね。大分今後増えてくると思いますよね。今まで通学路や公園等なんかにも雑草を除去するためにやってきたんですけれども、今後こういうのがどこが増えてきているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。どういう地域が増えてきたのか。

あと、(4)の広域利根斎場です。今加須のほうにあるわけなんですけれども、宮代町民がどれだけそっちのほうを、加須斎場を利用しているのか。また、ほかの地域の斎場は宮代町の場合はどのくらいの利用をしているのか、その件数わかれば教えていただきたいと思います。宮代町があそこへ広域斎場としてお金を払っているわけです。利用率の向上のためにどうするのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

あと、同じ136ページなんです。清掃総務事業、今久喜のほうに新しくつくるということで、どこまで進んでいるのか、久喜市のほうでは。宮代町は今度利用するわけですけれども、宮代町としての利用の計画があるのか、どういう計画をしているのか、運搬車はどうするのか、そういうことを

含めて計画を持っているのかどうか。

あと、細かい点ですけれども、164ページの消防のほうです。区分９と、消防団の出動手当、これちょっと増えましたけれども、これは操法大会に送るための増額なのかどうか、それを確認だけしたいと思います。

あと、備品購入費、どんなところに使われて、どんな機材を備品として購入するのかお願いします。

最後に、134ページの合併処理槽、その補助金、毎年同じ台数を同じようにやっているんですけれども、これの消化率というんですか、何台補助しているのかどうか、それを実態だけ知らせていただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時５４分

再開　午後　５時５４分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、ご質問の１点目の自治会集会所の借地関係について維持管理が大変であるので、町はどう考えているのかということについて回答を申し上げます。

地域コミュニティ活性化事業の中で、集会所の改修にかかる費用のほかに、集会所維持管理補助金ということで、借地料そのものではないんですが、その借地にかかる固定資産税と都市計画税を負担しているところでございます。また、その借地に係る部分については、コミュニティ活性化支援事業のほうで、地区のほうでご申請いただいて、補助金をその借地料に充てている地区もございます。そのような中で、各地区が集会所の借地についてはご対応いただいていると考えているところでございます。

また、２点目の進修館の全館貸し出しについてでございます。こちらについては進修館の運営サイドでも非常に気にしているところでございまして、全館貸し出しがあると、今ご質問いただいたような状況があるということで、進修館のほうでも心痛めているところでございます。そのような中で、全館貸し出しの日数を月制限しようじゃないかという話もありまして、今指定管理者のほうと相談させていただいているところでございます。

ただ、周知の方法については、ホームページで掲載させていただくとか、そういうものしか対応ができないかな、あるいは現場で張り出す形でしか対応ができないのかなとも思ったりもしているところなんですが、ただ、今ご質問いただいたように、進修館の職員が冷たくあしらうというようなことはないように聞いておりますので、もしそのような対応をお感じであるんであれば、そのようなことがないように、きちんと進修館のほうに申し添えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３点目の草地の増えている場所ということでございますが、資料でお示しさせていただいているとおり、草地、資料28ページにお示ししてあるとおり、今年度は対象地区が相当増えております。それに伴って処理の地区も増えているところでございます。これは増えているところも多くの部分、全てとは言いませんが、多くの部分が農地の不適正管理地によるものが多いということで感じているところでございます。相続を受けた町外所有者の方がうまくその管理ができなく

て、草地になっていってしまうということが多いというような感じを受けているところでございます。増えてきている場所ということであれば、そういうことでございます。

広域利根の利用率でございますが、こちら平成29年度の１月末現在でございますと、死亡者数が281で、こちらを宮代町内で利用していただいている方が147ということで、利用率は52.3％ということとなっております。前年同月が44.3％でございましたので、若干昨年よりは利用率が上がっているということでございます。残りの方がどちらの斎場に行っているかはこちらでは把握しておりません。

利用率向上についてもいろいろ検討はさせていただいているところなんですけれども、適切な啓発というんですか、そのＰＲができないまま現在に至っております。今後どのような形がいいのか検討させていただきたいと思っております。

また、５つ目の清掃総務費、久喜市の進捗状況はどのようになっているかということでございますけれども、現在、久喜市のごみ処理施設の建設に当たりまして、いろいろなパターンでごみ処理施設の整備の方法というか、ごみ処理の方法を比較検討した調査を久喜市のほうで公表しております。これは久喜市のホームページのほうで少し前には確認できたんですけれども、それで焼却をどのようにするか、あるいは生ごみをどのようにするか。それによっていろんなやり方、考え方がありまして、費用がかかるケースがいろいろ変わったりしますんで、そういうものの検討を久喜市のほうはしているというところでございます。

久喜市はそれ以上の具体的なごみ処理に関してはお話がないんで、具体的に今後どうするか、どのくらいお金がかかるかというのはまた先の話になってきてしまうんで、お話のしようもないんですけれども、ごみ処理施設の進捗について今お話できる状況は以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、予算書84ページ、85ページ、役務費の関係でございますが、こちらにつきましては、防災行政無線をデジタル化整備をさせていただきまして、こちらに係るインターネットを利用しているんですが、そちらの利用料の増額になります。

続きまして、Ｊアラートの工事の関係でございますが、今現在使っているＪアラートが申しわけございません、いつのものかというのはちょっと把握してございませんが、消防庁のほうから平成31年度以降は新型受信機のみ情報伝達を行うという通知が来ております。情報量の増大に伴いまして、現行のＪアラートではその処理に時間がかかることから、住民の方へ情報伝達がおくれる可能性があるということで、新型の導入を推進してくれということで言われておりまして、それに伴ってＪアラートの更新工事のほうを計上させていただいてございます。

続きまして、市町村支援制度の負担金の関係でございますが、こちらにつきましては埼玉県の制度になるんですけれども、平成25年９月に発生した竜巻災害のときに、国のほうではまず被災者生活再建支援法の適用とならない地域が一部出てしまいました。こういった地域を救済しようということで、埼玉県のほうと、それから県内市町村でその支援金をそれぞれ県のほうが３分の２、市町村が３分の１の負担をして、その被災者のほうに負担金を渡す制度になっております。それに伴いまして、県が３分の２、市町村が３分の１で、市町村につきましても、市町村の負担分のうち世帯

割が８割、それから均等割が２割ということで宮代町の負担金につきましては24万2,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、防災コミュニティ促進事業の関係でございますが、スキルアップという言葉が削除されているというお話がございましたが、私たちの予算書の12ページの防災コミュニティ促進事業の中の平成30年度の目標の中で黒くなっているところの一番最後でございますが、職員に対しても防災・減災に対する研修を実施し、意識向上を図ります。その前に自主防災組織への活動支援を継続して実施してまいりますということをうたっておりますので、スキルアップがなくなったことではなくて、今後につきましても自主防災組織へ職員ともに意識向上につきましては図ってまいりたいと思っております。

最後に、消防費のほうの出動手当の件でございますが、平成30年度に操法大会がございます。出動手当の増につきましては、その操法大会に出るために、４月以降消防団につきましては週３回のペースで訓練をする予定でございます。それに伴う出動手当の増になります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

先ほどすみません、合併処理浄化槽の補助の関係の回答が漏れてしまいました。失礼いたします。

こちらにつきまして、平成28年度から補助が手厚くなりまして、10基予算計上のほうをさせていただいているところでございますが、平成28年度におきましては、最終的には８基の消化をさせていただいたところでございます。ただ、10基の申請がありまして、２基が申請者の都合から直近になって取り下げをされたということですので、申請は28年は10基あったということでございます。平成29年につきましても、これは早い時点で10基の申請がございまして、平成29年については10基そのまま補助、消化させていただいているところでございます。

ただ、人数区分によって補助金額が若干違っておりますので、若干の残が出ていることはやむを得ないかなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

申しわけございません、１点答弁のほうが抜けてございました。消防費のほうの備品購入費の関係でございますが、備品購入費につきましては同じく操法大会出場用の操法用のホース、こちらを買う経費でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　自治会の加入世帯、先ほど言いました70％を切って、それで補助金というわけじゃないんだけれどもということで、地べたの税金ですか、それをある程度補助しているんだということを言ってます。入っていますけれども、これ自治会の中で世帯数が全部違うんですけれども、有料で借りているところはどのくらいの自治会があるんでしょうかね。その辺のところもちょっと教えていただきたいのと、あと自治会費というのはまちまちだと思うんですけれども、平均でどのくらい自治会費を皆さんいただいているのか。平均で結構です。一つ一つまで言ってられないので、平均で大体どのくらいのなのか、その辺のところ。

なぜかというと、自分たちの住んでいるところになるんですから余り言えないんですけれども、

補助を受けているらしいんですけれども、この補助金じゃ足りないということで地主のほうは言っているところもあるんですよね。どうしても軒数が少ないとなってくると、その自治会の集会所の維持が困難になってきている。最近ではガスのテーブル、プロパンガスをやめて普通のホームセンターで売っているガスでやっているところも出てきている。そこまでけちってやらないと自治会の運営が成り立たない。その土地代だけで半分ぐらいいってしまうということで、どうしようかということで悩んでいるところもあります、正直言って。その辺のところを今後どうするのかなと。これが人数が多くなっていれば別なんですけれども、だんだんと自治会の会員数が少なくなってくると、そういう現象が出てきている。欲しくても維持ができないというのが現状だということで、それを認識しているかどうか、町としてもそういうのがあるということを１つはお願いしたいと思うんです。

それから、84の防災活動事業のデジタルのインターネットを利用し始めたということで、これは通信費が多くなったということではわかりました。

あと、Ｊアラート、これも消防庁のほうから新しくしろということで、これはやったということで、町の自主的な考えじゃなくて、上のほうからこうなんだということでやってきたということでよろしいですね。

それと、進修館です。先ほども言いました。本人は張り紙１枚でこう書いてあるでしょうと言われたということで、大変なバスに乗ってみんなが集まってきたのにということで、かなり怒って私のところへ電話がかかってきたんです。どうなっているのというので。私たちだってホームページだとかいろんなところに載せてあれば、見なかったということでわかるんだけれどもということで、それもないし、ただ来たら、すぐに張り紙に書いてあるからということで言われています。町としてもそれのほうも問題があるんでということで今ご答弁があったんですけれども、やはり借りている人は毎日いろんな催しで借りているんだと思います。自由に使えるということでやっているんで、その辺のところの徹底の仕方、難しいということを言っていますけれども、何かいい方法があるんじゃないかなとは私は思うんですけれども、その辺のところはちょっと町としてのこの進修館何だと。委託したら、こういう不便なあれになってしまったのかということになってくると、だんだんと進修館を借りる人もどうしたらいいだろう。ほかの場所ということになってしまうんじゃないかなという感じがするんで、そういう問題というのはほかにもありますか、そういう進修館の借りたい人の。私はちょっとその借りたい人が全館貸し切りだからということで、借りられなかったということで相当頭に来ていたみたいなんですけれども、そういう問題で、町のほうに何か問い合わせみたいな、そういうのがありましたか、今までに。なかった。そういうことが私のところにあったんです。ですから、この質問をしたんで、ぜひその辺のところの対処の仕方を、今後も出てくると思います、いろいろとね。ひとつ対処していただきたいと思います。

あと、利根の斎場ですよね。50％ということで、今回52％だということで、町のほうでは何の対処もできないんだけれどもということで言っていたんですけれども、この斎場の負担金も宮代町は出していますよね。その辺の関係で町民が使いづらい斎場でいいのかどうか。そのままにしておくのかどうか、流れのままに。その辺のところ、半分近くしか借りてないということになると、必要なのかどうか。自分で自由に選ぶ。その辺のところ

を町としてのお金を出している当事者としてどうするのか。負担金を出しているわけですよね、町として。利用率がそれで半分だということになるとね。今後その辺の対策はどうするのか真剣に考えていかないと、いろんな、消防もあるし、今度はごみの焼却炉もある。負担しているんですから、その辺のところをやっぱり計画的に町民に利用されやすくしていかないとまずいんじゃないかなと思います。お金を出している以上はね。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午後　６時１３分

再開　午後　６時２７分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

答弁のほうをさせていただきます。

まず、１点目の集会所、借地の件数でございますが、17件借地のほうを認識しております。自治会費の平均でございますが、月二、三百円となっております。

１問目、集会所の関係については以上でございます。

続きまして、２点目の進修館全館貸し出しの対応についてでございますが、先ほどもご回答させていただきましたとおり、ホームページとかそういうもので対応させていただければなと思います。また、ご心配であればお問い合わせいただければ、進修館のほうで適切な対応をとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

３点目の利根の利用率が低いということで、使いづらい施設をそのままでいいのかということでございますが、利根の利用率、使いづらいということはないと思うんですけれども、利用率が若干低いということは事実でございます。負担金といたしましては、建設にかかる費用と運営にかかる経費ということで、運営にかかる経費のほうは利用率割も入っておりますので、利用が低ければ負担金も低くなっているという、そういう対応になっておりますので、余分に負担金を払っているという状況ではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　３点ほど質問させていただきます。

まず、１点は、桜イルミネーション事業なんですけれども、この町の費用負担は幾らなのかちょっと資料から読み取れなかったものですから、予算書で言うと83ページですね。費用負担は幾らなのかということと、このイルミネーション、結局誰がつけるのかという点と、あと、これ冬またやるのかという点をちょっと確認させていただきたいのと、もう一点は、娯楽体験事業ということで、年間1,000人を目標にしているということなんですけれども、これが産業観光課のほうの町外からの観光事業参加者ということで年間１万人という目標がついているんですけれども、この1,000人というのは、この１万人の中に組み込まれるものなのか、また別個なのか、その点をちょっとお伺いしたいのと、もう一点は、過去に宮代ではミヤイルというのをこの役場から東武動物公園に向かって１回やっていて、その事業は町はもう手放して、日工大の学生が実行委員という形でやって、

実行委員でやって、なかなかそれもうまくいかなくなって、今度は商工会を頼って、商工会がお金集めて、結構広くして、つける実施主体も、そことプラス商工会青年部のメンバーで今やっているかと思うんですけれども、この桜イルミネーションというのが今度はそこからまた道を折れたところの桜イルミつけてますけれども、これは当初は一番最初にやったのが商工会青年部が春に咲いている満開の桜をきれいにしようということでやって、それがいつの間にかというか、町が事業として名前として上がってくるようになったんですけれども、ミヤイルが日工大に移ったときも、日工大がなかなかもう持て余したときに、また町へ頼ってきたときに、これは１回町がもう手放してやらないと言った事業だから、もう手伝いません、やりませんと言っていたのに、今度桜イルミだけは、道を折れたそこだけは町の事業としてやりますよというのは、何かすごく変な話だなと思うんですけれども、その点についてのちょっと説明をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　ご質問に回答させていただきます。

まず、桜イルミの経費でございますが、桜イルミにつきましては、電気料が当然かかってくるわけでございますが、電気料を計上させていただいております。また、イルミネーションそのものが消耗品になってきますので、切れたイルミネーションの補充あるいは飾りつけに使うための結束バンドとか、そのようなものが必要になってきております。基本的にはそのようなものをほかの事業と累計させていただいて計上させていただいているところでございます。

続きまして、娯楽体験事業の参加者が商工観光のそちらの目標値に入っているかということでございますが、基本的にはうちのほうはうちのほうで集計させていただいておりますし、商工観光は商工観光のほうで集計させていただいていると私は理解しております。ただ、商工観光のほうが重複するようなイベントについてどういうふうに累計しているか、それはちょっとうちのほうでは確認はしていないんですね。あちらのほうでご確認いただければなと思うところでございます。

続きまして、あとミヤイルと桜イルミの関係でございますが、桜イルミネーションにつきましては、ちょうど植樹をした記念樹が20年を迎えるということで、20周年の記念事業と、町の総合計画、実行計画事業とリンクさせていただいて始めさせていただいた事業でございます。昨年20周年を迎えたんですけれども、それでも継続していこうということで今でもやっているところでございます。

桜イルミネーション、宮代町の桜を多くの人に知っていただこう、あるいは管理とか、そういうものも含めてかかわっていただこうという趣旨がございまして、飾りつけさせていただくものについては住民参加を基本としておるんですが、なかなか参加をいただけないのが現状でございます。そのような中から今職員がつけさせていただいているというのが実態でございます。

みやしろイルミネーションと桜イルミネーションの関係でございますが、宮代イルミネーション、今お話いただいたように、なかなか事業主体が非常に大変で動いているという事実は町サイドも理解しております。確認しております。その中で桜イルミネーションとみやしろイルミネーションが一緒に行えるようなところについては力を合わせてやらせていただければということで、まるっきり関係ないというような、そういうスタンスはとっておりませんで、協力し合えるところは協力し

ているというところでございます。

ただ、飾りつけについては全面的に協力するということもなかなか難しいことから、実行委員会と、その実行委員会が頼っている先で飾りつけさせていただいているというのはそういう形で確認をしております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ご答弁ありがとうございました。

桜イルミなんですけれども、今言った趣旨でイルミ、桜のほうでやりますよということでしたけれども、冬全く枯れたところにやると、その趣旨としてどうなんでしょうかというのがちょっと感じるんですけれども、役場から東武動物公園の前は東武動物公園がイルミをやっているんで、その通りをまたきれいにしようというような趣旨でやってますけれども、今言った桜の趣旨でやるんであれば、やっぱり咲いてるときに、短期間で終わるけれども、咲いている桜をライトアップするほうがより趣旨には近いのかなと思うんですけれども、それが結局つけてくれる人が商工会青年部なりがそっちでイルミネーションつけるから、そのついでに一緒につけてしまうような感じで実施されているのかなと思うんですけれども、その時期については冬の枯れた木にくっつけて、ちょっとその趣旨なのかなというのがあるんですけれども、その考えとしてはいかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

イルミネーションということから冬ということで実施させていただいております。桜の咲いている時期の単なるライトアップということではなくて、桜、どうしても咲いている期間が短いものですから、長い期間楽しんでいただければということが考えの趣旨の中の一つでありまして、冬イルミネーションをつけさせていただいているということでございます。宮代の桜は冬も美しいというようなキャッチフレーズをつけて最初やり始めようかなと思ったんですけれども、なかなかちょっと恥ずかしくてつけられなかったんですが、そういうことで冬やらせていただいているのが現実でございます。

また、桜イルミの飾りつけでございますが、商工会青年部にお手伝いをお願いしているということはございません。市民参加、住民参加を含め、やらせていただいていて、そこで不足する分は町の職員がやっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません、・山です。

２点質問、１点要望です。

資料のほうからオレオレ詐欺と還付金詐欺のことなんですけれども、杉戸警察のほうの情報で被害が今月１月４件あったと思うんですけれども、その４件が須賀地区と東粂原ということであったんですけれども、この詐欺の場所って結構やっぱり密集地じゃなくて、ちょっと西粂原、東粂原、須賀って、ちょっと家が離れたところが狙われているのかと思ったんですけれども、どのようなほかの状況で、２月にもあったかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、防犯灯のことなんですけれども、やっぱり設置のことなんですが、どうしても町民は以前自治会でつけたときに、今は50メートルということでなっているんですけれども、25メートル。以前のところはもう結構ついているところは全部の電信柱についているんですね。それでついてないところはついてないという、そのギャップです

よね。今はやっぱりついてない、そのついているところに比べると暗いと。だからつけてほしいという希望がすごくあるのと、やっぱり家ができて、じゃつけようと思って、やっぱりその間隔が短いということでつかないということで、町民の意識がやっぱりたくさんついているところの基準になっているので、それをやはり２年前にもお願いしたときに、委員会の答弁でこれから基準をちょっと40メートルにするとか、ちょっと駅に近いとか、何か考えていく必要があるんじゃないかという答弁をいただいていたような気がするんですが、そういうお考えをしていただけるかということです。

あと、もう一点なんですが、防災無線が聞こえるようになったというところもあるんですが、やはり聞こえづらいところがありまして、これは要望なんですけれども、いつも広報の後ろにフリーダイヤルを載せていただいているんですが、小さくて見えないと皆さんおっしゃるんですね。やっぱり気にされる方は高齢の方でいるので、できたらこれを例えば今月号だったら、桜のところとかの右上とかに載せるとか、何かもうちょっとわかるところに大きく載せるとか、例えばあとはもう行政無線のフリーダイヤルの何かシールみたいのを１回つくっていただいて、何か個別にすれば、もういつも見なくていいので、何とかならないだろうかという意見もあるので、何かそこをやっぱり見やすく、大きく、ちょっと真ん中あたりなので、見づらいとおっしゃるんですね。そこをちょっと要望なんですけれども、お願いしたいと思います。

以上２点お伺いすることと１点要望です。

○委員長（田島正徳君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

オレオレ詐欺につきましては、１月に入りましてわずか２日間で４件、被害額につきましては1,800万円ほどございました。詳しい場所につきましては、警察のほうからもやっぱり個人情報ということで教えていただいておりませんので、控えたいと思います。

あと２月にオレオレ詐欺があったかということなんですけれども、きょうたまたま警察のほうの生活安全の課長が見えまして、おかげさまでこの１カ月振り込め詐欺はありませんでしたということできょう聞いておりますので、なかったというふうに伺っております。

それから、次に、防犯灯の関係でございますが、防犯灯につきましては、設置要綱の中でおおむね50メートル以上の距離を有することという基準がございますので、先ほど課長のほうからもお話がありましたが、前向きに検討はしつつも、こういった基準を守りながらやっていきたいと考えてございます。

それから、防災無線の関係で、フリーダイヤルのお知らせの関係なんですけれども、確かに毎月広報の後ろに小さく載っているような形ではございますが、広報の担当のほうとちょっとレイアウトについても調整させていただいて、毎月ではなくても、例えば年に１回とかだけでも大きく載せられないかということで、ちょっと調整してみますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございました。

新聞のちょっと折り込みに、新聞屋さんが杉戸警察の生活安全課のほうの情報として出している中に実は入っていたんですね。その地域が入っていたので、見たときにはやはり家がちょっと離れているところが受け取りに行ったときに狙われるのかなと思って、ちょっと町のほうが把握してい

るのかなということでちょっと考えたので、その状況をお聞きしたいと思って聞いたんですが、わかりました。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（田島正徳君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月５日月曜日、午前10時から委員会を開き、住民課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時４３分

予　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	住民課長	小暮正代君
住民課副課長	草野公浩君	住民課主幹	中村佐登志君
国保年金担当主査	山﨑貴君	福祉課長	渡辺和夫君
福祉課副課長	宮野輝彦君	こども未来室長兼子育て応援室長	門井義則君
こども未来室主幹	青木豊君	社会福祉担当主査	関根雅治君
障がい者福祉担当主査	小林和政君	子育て推進担当主査	石井栄君
保育担当主査	小野美保君	子育てひろば担当主査	市川玲子君
みやしろ保育園所長	吉田直子君	国納保育園所長	森山洋子君
産業観光課長	長堀康雄君	産業観光課副課長	室田慶一君
産業観光課副課長	吉永吉正君	産業観光課主幹	菅原隆行君
農業振興担当主査	鈴木功君	農業振興担当主査	長瀬昇之君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。これより、３月２日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２５号の質疑（住民課・福祉課・産業観光課）

○委員長（田島正徳君）　本日は、議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についてのうち、住民課、福祉課、産業観光課の順に質疑を行います。

これより、住民課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君）　おはようございます。住民課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日出席させていただいております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君）　おはようございます。同じく住民課の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課主幹（中村佐登志君）　おはようございます。住民課戸籍住民担当、中村でございます。よろしくお願いします。

○国保年金担当主査（山﨑　貴君）　おはようございます。住民課国保年金担当の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　改めて、おはようございます。山下です。幾つか、何点か、４点ぐらい質問させていただきます。

１つは、94、95ページです。戸籍住民基本台帳管理事業でございます。

30年度予算を見ますと1,210万円、29年度予算を見ますと1,081万円、129万円増額。増額の内容を見ていると、コンビニとかそういうところでやるってことでなっていますけれども、この138万円増えているんですけれども、委託料で138万円、使用料、賃借料で48万円、交付金で17万円ですか、増えているということなんですけれども、この委託などの経費を増やした分、どのくらい合理化がなっているのか、その増やした分ぐらいは合理化になっているのかどうか、具体的にどういうふうなような合理化がなったというのか、具体的に示していただければありがたいなと思っております。

それと、94、95ページです。旅券事務事業でございます。

29年度、どのくらい旅券発行をしたのか、ちょっと具体的に出ていると思うんですけれども、今後も、本年度も同等と見ている根拠というんですか、それがあったらお示しください。

それと102、ＳＰ102と103、国民健康保険特別会計繰出事業でございます。

29年度、これちょっと私詳しく聞きたいと思っているんですけれども、29年度では３億4,643万円、30年度では３億6,075万円と増額されているんですけれども、当初予算では、繰出予算が多い

んですけれども、高くなっていますけれども、決算を見てみますと、資料75ページを見てみますと、実質的な会計収支ですか、28年度では8,935万7,638円となっています。

28年度からこれですから、29年度はどのくらいになっているのかなと思って、ちょっと聞きたいなと思っています。

それと、当初予算と決算で差が出るというんですか、予算を組んでいて、実質的にはこれしか、３分の１、４分の１くらいしか使っていない。その差がどうして出るのか教えていただきたい。説明をお願いします。

それと、これの112、113、後期高齢者医療特別会計ですか、こっちも同じなのかどうか。そういう差が出てくるのかどうか。そういうところを詳しく述べていただきたいと思っております。なぜ出るのか。お願いします。

あと、124、125、国民年金事務取扱費なんですけれども、⑵の国民年金運営事業、資料86ページですか、見ますと、受給権者数合計で１万364人、これは国民年金を受け取っている人だと思うんですけれども、１人当たりの平均金額は、これを見ますと67万1,000円ぐらいになっています。月に換算すると５万5,916円で、それと町民税、これは住民課には関係ないんですけれども、町民税を所得割で計算すると、町民１人当たりの所得は、29年度ですが１人平均が159万6,900円になるんです。

所得割だと大体６％取りますから、計算上ではこうなることで、月13万3,100円。これは単純計算ですけれどもね。また、納税義務者は１万7,117人と聞いたんですけれども、そのうち１万3,064人が年金所得者ということになると、町民税を払っている人たちの60％近くが年金生活者なのか、その辺のところもお聞きしたいなと思っています。間違いないかどうか。

町民の所得そのものが貧困化している中で、国民年金はそれ以下の貧困に苦しんでいるというのが、私は思っているんです。生活困窮世帯について、各種の手当てだとか、また減免措置がされるように、積極的に住民課としても取り組むべきじゃないかなと思っております。その辺のところをお聞きしたいなと思っております。

あと、132、133ページ、後期高齢者健康診査事業、後期高齢者疾病予防事業でございます。

健康診査や疾病予防は、予防医学の面からも積極的に取り組みを強める必要があると私も考えております。予算上も、これもつけて、きちんと取り組むべきじゃないかなと。私、こういうことが医療費だとか、削減につながるんではないかなと私は思っていますので、そこのところの考えかたをちょっとお聞きしたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

まず、第１点目と２点目につきまして、私のほうからご回答させていただきたいと思います。

戸籍住民基本台帳管理事業におきまして、ご質問では、委託料のほうが増額となっておりますが、どの程度合理化できているのかというご質問であったかと存じます。

30年度の戸籍住民基本台帳管理事業の委託料でございますけれども、ご承知のとおり30年度につきましては、コンビニ交付、マイナンバーカードを活用して、コンビニで住民票と印鑑証明を取得できるサービスを開始させていただきたいと考えております。その委託料が増額をしているということでございまして、その他のものが変わったというところではございませんので、まずそこをご

理解いただきたいというふうに思います。

このコンビニ交付につきましては、全国のコンビニで、住民票、印鑑証明を取得できるものでございまして、委託料でございますけれども、コンビニ交付の中間サーバーの保守料であるとか、今度システムの廉価版というのを使わせていただくんですが、その導入経費等がかかっておりまして、増額となっているところでございます。

続きまして、２点目の旅券の発行件数でございますけれども、28年度が、10年用のパスポートが313件、５年用のパスポートが243件でございます。29年度現在ですけれども、これはまだ１月末現在でございますけれども、10年用が333件。５年用が207件でございます。年々、若干ではございますけれども、増加傾向にはありますけれども、このパスポートにつきましては、主に経費といたしましては、臨時職員の賃金等です、職員旅費、消耗品、あと電算委託料というものでございまして、経費はほとんど変わらないというところで計上させていただいております。

歳入、これ県から全額交付金が来るんですけれども、それが人口割と交付件数割という計算方法で支出されるものですから、今、町のほうで見込んでおりますのは、ほぼ28年度、29年度と同様な件数を見込んでおりますので、同額とさせていただいているところでございます。

１点、２点目につきましては以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野と申します。

それでは、３点目の国民健康保険特別会計の繰出事業の関係についてお答え申し上げます。

まず、提出させていただきました資料の関係の、75ページの国保の一般会計の繰入金の状況のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、この中で、なぜ8,935万7,688円というふうになるのかというようなご質問かと思いますけれども、まず、数字の表記のほうを、ちょっと訂正がございまして、実質的な会計収支ですけれども、こちら8,935万7,688円と表示されておりますけれども、実際にはマイナスになりますので、三角をつけていただきまして、マイナスの8,935万7,688円というふうにごらんいただきたいというふうに思っております。

この表の見方になりますけれども、下の米印にもありますように、２段目のその他繰入金の２億6,424万7,000円が、法定外の繰り入れとなっております。その法定外繰入金から翌年度の一般会計繰出金分を引いたものを、下の※印のほうにありますけれども、引いたものを最終的に赤字ということで、マイナスの8,935万7,688円というふうに表示をさせていただいております。

それから、続きまして、２点目の後期も同じかということなんですけれども、後期につきましては、年度内に精算になりますので、マイナスにはならないということで、もしそこで予算が余ったりした場合は、翌年度に同じ給付、納付金のほうから差し引くというような仕組みをとっております。

続きまして、５点目の、国民年金の運営事業の関係でございますけれども、こちらも資料のほうの86ページの、平均受給額の状況の合計欄が受給権者についてですけれども、こちらについては、あくまでも国民年金の受給者になりますので、厚生年金については入っておりませんので、実際にはわからない状況になっております。

続きまして、６点目の後期の疾病の、132、133ページの後期の疾病の考え方でございますが、こちらは、人間ドック助成金の費用になっておりまして、こちらも年々、被保険者数の増加に伴いま

して、申請者が増えておりますので、今後とも増えていくだろうというふうに考えております。

また、後期の疾病に関しましては、やはり被保険者数の増加に伴いまして、広域連合のほうでも保健事業を今後充実させていこうということで、30年度から新たに、生活習慣病の重症化予防対策事業というのを、広域連合と市町村で連携して進めていくということになっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

先ほど、私のご答弁の中で１点誤りがございまして、訂正をさせていただきたいと存じます。

29年度のパスポート、10年用、先ほど１月末現在333件と申し上げましたが、233件でございます。申しわけございません。

それと、１点、３番目のなぜ決算と予算でこの差が出るのかというようなご質問があったと存じますけれども、予算につきましては、やはり見込みで立てておりまして、特に保険給付費や交付金とかにつきましては、ある程度見積もりで立てられるんですけれども、保険給付費につきましては、突然何千万単位の、かかる方も発生しますので、どうしてもこの保険給付費を多めに見ておく、ある程度予算を計上しておく必要があるということで、決算しますとそれが残るという形で、町のほうにお戻しをするようなイメージを持っていただければいいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　再質問させていただきます。

最初に言った、基本台帳事業ですが、コンビニとかそういうところ、さすがに払う方からすれば便利に見えるんですけれども、これによって事業費そのものがどのように削減されたのか、事業費そのものというか、委託料をやって、この事業は合理化されたのか。例えば、そちらのほうにみんな回ったから、いやここら辺の人件費が下がったよとか、事務経費が下がったよとか、そういうのがあるのかないのか、その辺のところもちょっと詳しく述べていただきたいと思うんです。

何でも委託すれば、町の業務が減るというわけじゃないと思うんです。かえって増えるときもあります。その辺のところがどうなっているのか、その辺のところがわからないからちょっと聞いているので、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、この健康保険の問題なんですけれども、75ページです。先ほど、三角印をつけてくれということだったんですけれども、これつけていないということは間違いということでよろしいですか。

ちょっとおかしいなと思って、これしか出していないのかなと、返戻金で一般会計に返してしまったのかなというふうに受けとめてしまったもんですから。え、と思って質問したんですけれども、じゃ、そういうことじゃなくてこれだけ足らなかったということを意味しているんですね、法定繰入金合計額から、足りなくてまたこれを翌年度のあれから入れましょうということになっているということですね。わかりました。

あと、国民年金、これは厚生年金も含めていって、これは国民年金だけじゃわからないというのが実態だということなんですね。国民年金だけでどれだけ、これは国民年金というのはわかるんじゃないかなと思うんですけれども、年金の税金だとかいろんなものに絡めて差し引いていくと、国民年金からこういう人から入っていますよということで、わかるはずなんですけれども、数は。何人くらいになるのかなと思いまして。国民年金だ

けであれば。お願いしたいと思います。

それと、予防事業については、やっぱりこれは町民の健康がなっていますので、どうしても予防医学を充実していかないと、健康保険だとかそういうものにお金がかかってしまう、悪くなってからじゃおそいということです。やっぱり充実していく必要があるということで、やはりこれは努めてほしいという、私はもう願いです。

以上のようなことで、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

まず、１点目のコンビニ交付によりまして、どの程度合理化されていくのかというところでございます。

コンビニ交付につきまして、30年度からということでございまして、まだ具体的な数字として合理的になったものが出ているわけではございませんけれども、資料でお出ししております１ページに、マイナンバーカードの交付状況というのが載っているかと存じます。交付申請件数は、人口でまだ12.57％というところでございますので、当然マイナンバーカードの利用普及を図らなければ、効果って出てこないというふうに、私どもも考えているところでございます。

将来的に、このマイナンバーカードの取得が増えてきませれば、コンビニ交付で住民票、印鑑証明をとる方が増えてくれば、それは人件費として軽減になるというふうには考えているところでございますけれども、まだ現状では、住民の方の選択肢、利便性の向上を図るということがまず大前提の目的となっているところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野と申します。

２点目の、国民年金の人数でございますけれども、資料の86ページにあります平均受給額状況ですけれども、こちらが合計の１万364人が、28年度の国民年金だけの人数となっております。厚生年金については、人数がわかりませんのでご了解いただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　どのくらい合理化になるかわからない、マイナンバーをとって、それで町民が利用数が増えてくれば、今年から始まったもんでわからないということなんですね。

ただし、このマイナンバー利用率が10％前後です。１割ですよ、実際には。これはなぜ、こういうふうに先取りということでコンビニのほうはなっているんでしょうか。それとも、マイナンバーを増やすために住民課としても便利さを町民に訴えてやろうとしているのか。その辺のところというのはどういうふうに考えているのかなという感じがしますので、ちょっと教えていただきたい。

それと、これ国民年金者が１万三百何人ということでよろしいんですね。じゃ、収入もこれだけしかありませんよということで、１人頭の収入は、よろしいですね。

国民年金の、１人頭の平均年金額67万1,000円、年金額の受給額が67万1,000円ということで、国民年金の１人頭の。そうですか。

じゃ、やっぱりこれだけ低いということ、年金では。町としても、こういう低い人が１万何千人も平均でいるんだよということで、自覚はしていることになりますよね。町民税も、先ほど計算したら160万円を割ってしまっている。そういうのが現状だということで、その中の、国民年金に入

っている人が１万何千人もいると、わかりました。

私、ちょっと現状を知りたいと思いまして、町民生活がどうなっているのかということで、それでちょっと質問したわけです。

それだけで、国民年金のほうは結構でございます。先ほどの１問だけ。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

コンビニ交付を、どういった理由でやるのかということなのかなと思いますけれども、まず、町のほうで30年度からコンビニ交付を導入させていただくこととした理由でございますけれども、何点かございます。

まず、１点目といたしましては、今、休日と早朝、夜間、役場がやっていないときに、自動交付機というのが、窓口で入り口で玄関のほうで動いております。こちらにつきましては、朝の７時半から夜の９時まで稼働しているんですけれども、この自動交付機のほうが老朽化しておりまして、不具合をかなり生じてくるようになってきていると、リース契約も終わっておりますので、まず故障が増えてきているということが、まず１点目に理由として挙げられます。

２点目といたしますと、このコンビニ交付に係る導入経費というのが、非常に高額だったんですけれども、国のほうで、町村ではなかなかそうすると手が出ないというのが現状でございましたけれども、この導入経費が緩和されてきたというところが、まず、あとございます。通常のクラウド型の経費に比べまして、廉価版というのが実は昨年10月から設置されたところでございまして、これでまず導入経費がかなり抑えられるようになったというのがございます。それとＪ－ＬＩＳ、いわゆる大もとのまとめるところなんですけれども、そのＪ－ＬＩＳの負担金、あとコンビニ手数料、こういったものも引き下げられてきたという背景がございます。

そのほか、他市町村のやはり導入が進んできておりまして、県内は24市町が既に導入しているんですけれども、特に東部地区が非常に導入が早くて、15市町のうち９市が既に導入をしております。

30年度、来年度羽生市、あとは宮代町も一応参加するんですけれども、そうすると15市町中11市町が参加と、導入ということになります。資料にも出ているかと思いますけれども、宮代町は、春日部とか越谷、久喜からの転入者が非常に多くて、その中でも既にほかの市ではコンビニ交付を導入しているわけですけれども、宮代町に来るとコンビニ交付はないわけです。サービスの低下を、窓口でも指摘されていたといったところもございます。

それと、最終的にはやはり住民の方の利便性の向上と、いわゆる役場がやっていない時間でも住民票、印鑑証明が、全国どこのコンビニでもとることができる、役場まで来なくても自分の近くのコンビニでとることができる。こういった利便性の向上を図りたいというところから、今回30年度から導入をさせていただきたいというふうに考えて、今回予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　３点だけ、お尋ねします。

まず第１点は、今、山下委員も質問していましたが、まずマイナンバーの関係なんですけれども、確かに資料で載っておりますけれども、申請が12.57、実際の交付枚数が10.92％と、これはほかの自治体との関係ではどういうふうに見ているん

でしょうか。多いのか少ないのか。宮代町の傾向としてはどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、102ページ、103ページの国民健康保険特別会計繰出事業なんですけれども、昨年、税率改正が行われました。それで、被保険者数が減少しているということと、１人当たりの医療費が増えている、そういうことで財源不足が見込まれるので、増額したということなんですけれども、これは一方では、人口は増えているものの、もう一方では、被保険者数が減っている。その辺の状況というのは、どういうふうに見ればいいのか。その点、お聞きをしたいと思います。

それから、132ページ、133ページの、後期高齢者健康診査事業なんですけれども、これも増額されています。資料でも確かに、後期高齢者医療保険者数、年々増えています。27年度が4,264人、28年度が4,588人、29年度が4,851人ということで、この増えているんですけれども、これは積算としては何人というふうに見込んでいるんでしょうか。その点、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

まず１点目の、マイナンバーカードの普及率といいますか、交付状況は他市町村とどうかというご質問かと存じます。

全国平均、やはり10％から11％と言われておりますので、ほぼ全国平均並みかなというふうに考えているところでございます。

それから、２点目の、国保の特別会計の繰出事業に係る被保険者数の減少の理由でございますけれども、人口のほうは確かに宮代町、微増の状況でございますが、国民健康保険の被保険者数につきましては、やはり一番大きな被保が減少している傾向の理由といたしましては、後期高齢者医療制度の移行をされている方が、年300件以上になります。それから、被用者保険の適用拡大というのがありまして、短時間労働者の方の被用者保険の拡大がされまして、この背景がやはりありまして、減少している傾向になっているかなというふうに考えております。

それと、後期の特別会計の被保険者数の見込みでございますけれども……。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野と申します。

後期の疾病事業の積算でございますけれども、80件を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

マイナンバーのカードの関係なんですけれども、先ほど全国平均が10から11％という、そんなに変わらないという答弁だったんですが、それはそれでわかりました。

ただ、どうなんでしょうか、マイナンバーに対する、やっぱり評価というのは、皆さん心配されているとは思うんですけれども、実際、交付をして事故でカードをなくしたとか、そういう件数というのは結構あるんですか。あるのかないのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、国民健康保険特別会計繰出事業、国保の会計もありますので、ここであえてということはないんですけれども。そうしますと、これからどんどん増えていくと、一方では、被保険者は減っているんですけれども、医療費というのはどうして上がるんでしょうか。やっぱりよいことではないんです。やはり健康を守るには、病気が小

さいうち、大きく重症にならないうちにかかるというのは、それだけ医療費も抑えられるということで、私は重症になる前にやっぱりかかるべきであると、早く、それが医療費を抑える一つだというふうに思っていますので、そういった点では、被保険者は減っているんだけれども、もう一方の医療費は上がっている、その背景について、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、後期高齢者健康診査事業、これはこれからどんどん団塊の世代も増えていきますし、まだまだだと思うんですけれども、これはピークとすればどの辺に置いているんでしょうか。担当課としてどういうふうに見ていますでしょうか。その辺もお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　住民課主幹、中村でございます。

マイナンバーの紛失した件数とか、件数があったのかというお話でございますが、月に１件か２件程度、マイナンバーカード、いわゆる写真のカードのほうを交付してもらったんだが、なくしてしまったというお届けはございます。

その場合につきましては、当然、警察等への届け出をしていただきまして、すぐにご本人様からＪ－ＬＩＳのほうにご連絡をいただきまして、マイナンバーカードのほうの停止をかけていただいております。当然、マイナンバーカードのほうには個人番号が記載されておりますので、ご本人様のご希望があればマイナンバーを変更するという手続をとっておりまして、当然、セキュリティーの面から、ご希望があれば番号を変えて、個人の情報もいわゆる漏れることがないように図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず２点目の、国民健康保険の一人一人の医療費がなぜ上がるのかというご質問でございますが、国民健康保険の、被保険者の構成状況を見ますと、65歳以上の方が約、今、60％以上おります。それで、皆さんもご存じのとおり、年齢が上がれば上がるほど医療費というのは上がる傾向になっておりまして、前期高齢者65歳以上の方が年々増えているというのが、今現状になっております。

ですから、国保全体としては被保険者数が減りますけれども、構成が、65歳以上の方がどんどん増えているということで、結果的には１人当たりの医療費が増えてしまうというような構造がございます。

それから、後期高齢の健康診査のピークでございますが、特にピークというのはなくて、今後も徐々に増えていくというふうに判断しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど、副課長のほうから65歳以上の前期高齢者60％という話をさせていただいてきましたが、構成的には49％、約50％です。60％といいますのは、医療費全体に係る前期高齢者、65歳以上の方の費用が60％を超えているという意味でございますのでよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

１人当たりの、医療費の増加する内容について、今、答弁されたと思うんですけれども、この医療費を抑えるための努力というか、町のほうの町民

に対する啓蒙です、それについてどのように行われているか、その点だけお尋ねいたします。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。ご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の保険者といたしまして、また後期高齢者医療の担当といたしますと、まず、データヘルス計画というのを策定させていただきました、28年度に。その中で、町の医療費は上位がほとんど生活習慣病になってございまして、その生活習慣病の予防を図るための、やはり今後、事業が重要かなというふうに考えております。

データヘルス計画につきましては、健康の維持増進と、健康寿命の延伸といったことを目的としておりまして、主な事業の中には、生活習慣病重症化予防対策事業、いわゆる糖尿病の重症化や透析への移行を防止するための事業、また30年度につきましては、健康ステーション事業といたしまして、健康づくりに対するお１人お１人の意識の向上を図っていただきたいということで、健康講座、健康相談、健康測定といったものも実施していきたいというふうに考えております。

あと、特定健康診査、あと保健事業につきましても、第３期の特定健康診査の実施計画を、29年度策定いたしましたので、その計画に基づきまして、実施率の向上を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほか、重複・多受診者対策というのも実施していきながら、住民の皆様の被保険者の皆様の健康維持増進を目指す事業というのを充実させていきたいというふうに考えております。

また、後期高齢者医療制度につきましては、広域連合と連携を図りまして、広域連合のほうでもデータヘルス計画というのを策定しておりますので、健康づくりの普及、啓発、それから先ほど副課長も申し上げましたとおり、生活習慣病重症化予防、こういった事業も取り組んでいくこととなっておりますので、被保険者の皆様の健康維持増進に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いいたします。

100万円台でコンビニ導入ができるとはすごいことだなと、私は驚いたんですが、これはスケジュール的にはどんなふうになっているかお伺いします。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

コンビニ交付の導入スケジュールでございますけれども、一応、４月から契約、またシステム調整等を行っていきながら、特に期間がかかるのが、Ｊ－ＬＩＳに申請承認をするんですけれども、それが大体６カ月はかかると言われておるところでございますので、あと、接続のテスト、試験運用を見込みますと、おおむね８カ月から９カ月程度はかかるのかなというふうに考えておりますので、早くても来年１月からスタートさせていければいいなというふうに予定を立てているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　31年１月くらいからということなんですけれども、そうしますと、自動交付機は、並行してしばらく使っていくということで、故障して、もう直せないとなるまで使うという予定でいるということで理解していいですか。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

自動交付機の問題でございますけれども、一応、私どものほうといたしますと、併用期間をある程度設けた上で、廃止をしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれの市町村におきましても、自動交付機があるところは同じように廃止していっている傾向なんですけれども、コンビニ交付と同時に廃止してしまうところもありますし、１カ月から半年、１年というふうな形で、各市町村事情がございまして、個々に違っているところでございますけれども、町のほうといたしましては、コンビニ交付がスタートして半年程度は、もちろん機械の状況によるんですけれども、併用期間を設けていきたいというふうに考えております。

逆に、長く自動交付機のほうを置いてしまいますと、コンビニ交付のほうが普及していきませんので、そうすると費用対効果が上がらないということもございますので、そこら辺は見きわめていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　２点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

１点目、旅券の申請について、数は今、前段者の質問でわかったんですけれども、これは旅券１件発行するのに、時間はどのぐらいかかるものなのか、答弁によって再質問したいと思うんですが、教えてもらいたいと思います。

あと、国民年金の相談内容について、125ページの、どういう相談内容があったのかどうか、また、最近ある報道でちょっと読んだんですけれども、国民年金の支払いが若干間違って支払っているようですけれども、何か130万件ぐらいあるそうです。

宮代町もどのぐらい、これ厚生年金または国民年金と分かれていくかもしれませんけれども、もし国民年金で、もし支払いの問題があったとしたら、町としたら何件ぐらいあったのか、もしわかったら教えてもらいたいと思います。

とりあえず２点、お願いします。

○委員長（田島正徳君）　住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　住民課主幹、中村でございます。

１点目の、旅券の交付につきましての必要な所要時間とのことでございますが、いわゆる交付申請につきましては、お１人当たり15分程度かかっております。内容の審査をして、住民票ですとか戸籍謄本との内容を審査をいたしまして、写真等も全部確認をいたしましての審査になりますので、１人当たり15分程度。

それから、実際に旅券ができ上がってまいりまして、お渡しする場合に、交付のときにやはり中身が合っているかどうかということをご本人様に確認いただきますので、５分程度かかっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

２点目の、年金相談の内容でございますけれども、１つは、窓口の相談、納付の相談とかあと手続とか、受給の相談内容が窓口で１つございます。それから、電話相談ですけれども、やはり同じ内容で、電話でも相談がございます。

それから、特に受給者の死亡と、未支給に関して、それから住所変更などの手続についての相談

が多くなっております。

それから、メールなんかでも最近は非常に多くなっておりまして、こちらも同じような内容で、手続についての相談が主となっております。

以上でございます。

３点目の関係ですけれども、内容につきましては、振替加算の支払いの未払いがあったということで、全国的に報道されておりますけれども、残念ながら宮代町の件数については特に把握はしておりませんのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

まず１点目の、旅券の申請についてですけれども、たしか導入時にある施設を廃止したとき、職員を、旅券を導入され、人件費が、職員が必要だと、こういう説明したはずです。今度の予算を見ても臨時職員を募集しています。今１件当たりさほど時間はかかっていないようですけれども、そういう点を考えると、臨時職員を募集するのはおかしいんかなと私は思うんです。職員が増えているはずですよね。

そういう意味で、人員を増やしますという説明があったんですから、この旅券が導入される前。説明と実施することが、どうもちぐはぐな部分があるのかなと、なぜこういうことをしつこく言うかといいますと、なにしろ人件費の問題で、あの時にそんなに旅券は導入されてもかかるのかどうかという質問をした記憶があるんですけれども、答弁として、今、先ほど申し上げたとおりの答弁があったんですから、なんで臨時職員をここで募集するのかな。

何か臨時職員を募集しなくちゃならないほど、この旅券を導入したとき増やしたはずですよね、説明は。職員１人例えば増やしたとすれば、臨時職員を募集する必要はないと思うんです。そこら辺がちょっと理解に苦しむんです。それが１点。

年金の問題については、一つ、町以外でも、直接年金機構のほうへ相談する人も相当いると思いますので、先ほど言いました支払いの問題が、宮代町は把握していないと思いますけれども、何件かあるようですが。私が聞いただけでも、どうなっているんだろう、これは、と聞かれたことがあります。それはもう、直接電話したほうがいいですよということで、多分説明はされていると思いますけれども、何かちょっと問題になっているじゃないですか、余りにも数が多いので。

一つ、宮代町も丁寧な説明をお願いしたいと思いますけれども、なぜおくれたかというのはちゃんと説明する必要があると思います。

とりあえず２点、お願いします。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

１点目につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、職員数なんですが、ちょっと記憶が定かでなかったら申しわけないんですが、パスポートが入りましたのが27年度からでございまして、そのときには職員を増加していないんですけれども、28年度に入りまして、マイナンバーカードのこともございまして、パスポートとあわせて仕事が増加するということで、１名増になっているかと存じます。

先ほど、主幹のほうで処理時間のほうをお話させていただきましたけれども、パスポートにつきましては、特に窓口で申請の書き方の説明が必要な方が非常に多くて、もちろん受け付けしてからの15分というのはあるんですけれども、書き方とかのご説明も含めますと、やはり時間はある程度

要しているというふうに考えておりまして、臨時職員の方で対応させていただいているところもあるところでございます。

１点目は以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

２点目の、年金の相談について町でもしっかり説明をということで、ご指摘のとおり、今後ともしっかり丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　しつこいようですけれども、１点目の問題。たしか私の記憶では、このパスポートを導入するために、というのははっきり説明があったんです、増やしますと。今聞いたらそのときは増やしていないと、多分１年おくれて増やしたかどうか知りません。でも、説明はそういうことを言ったんです。

ですから、その場その場を何とか切り抜ければ、町の考え方はいいのかなというふうに、私はとるんです。説明をやることが違うということは。

それは一言苦言を申し上げておいて終わりたいと思います。

あと、２点目について、なぜおくれているかというのは、ちゃんと聞いて、説明したほうがいいと思います。なぜ、たしか、厚生年金あたりだと一般的に３万円から５万円、今度の２月に振り込んだのが少ないと思います。なぜ少ないか、みんな心配しているんです。

例えれば、30万円もらった人が、２カ月に１回。35万ぐらいもらっていた人が30万円ぐらいになってしまったと、こういう例が全国で130万人くらいいるそうですから、宮代もそれなりの数はいると思います。

一つ、なぜそういう、３万なり５万なりから５万円少なくなったんですか、と聞かれると思います。それはちゃんと調べて、理由はあるはずです。それをちゃんと理解できるように調べておいたほうがいいと思います。

できれば、きょう教えてもらいたいんですけれども。今、なぜおくれているのか。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

なぜおくれているかにつきましては、今後年金事務所に確認をさせていただいてまたお知らせしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　いいです、私は直接聞いています。なぜおくれているんだと。直接電話で聞きました。ちゃんと教えてくれました。私が答えることじゃないので。一言、調べたほうがいい。聞いたほうがいいです。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で住民課分の質疑を終了いたします。

ここで、休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時１０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

これより福祉課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課の福祉課長、渡辺でございます。

各出席職員の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長の門井です。よろしくお願いします。

○こども未来室主幹（青木　豊君）　福祉課子育て推進担当の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園所長、吉田直子です。よろしくお願いいたします。

○国納保育園所長（森山洋子君）　おはようございます。

国納保育園所長の森山です。よろしくお願いいたします。

○子育てひろば担当主査（市川玲子君）　おはようございます。

福祉課子育てひろば担当の市川玲子と申します。よろしくお願いします。

○保育担当主査（小野美保君）　福祉課子育て応援室保育担当の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て推進担当主査（石井　栄君）　おはようございます。

福祉課子育て推進担当の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉担当主査（関根雅治君）　おはようございます。

社会福祉担当主査の関根と申します。よろしくお願いします。

○障がい者福祉担当主査（小林和政君）　おはようございます。

障がい者福祉担当、小林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

委員の方においては、予算書とか資料のほうのページを言っていただけると、担当課のほうもわかりやすいので、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　よろしくお願いします。山下です。

最初に100ページで、重度心身障害者の医療費支給事業でございます。

これ、扶助費を見ていただきたいんですけれども、28年度予算では8,050万円、29年度予算では7,850万円、30年度予算では7,600万円と予算が年々減っている。この理由、支給実績を勘案してということで言っていましたけれども、これは減っているのか人が、それともなぜ減ったのか、その辺のところの詳しい理由というんですか、お願いしたいと思います。

それと、委託料なんだけれどもね、区分13の委託料なんですけれども、健康プランが去年まで入っていたんですけれども、委託料の中に。今回入っていなかったんですけれども、30年度はゼロとなっています。何でゼロになったのか。それと、実績はどうだったのか、今まで。その辺のところをお願いしたいと思います。

あと、負担金補助金でございます。

予算上は例年どおりなんだけれども、資料のほうの10ページを見ますと、補装具というんですか、式を見ると年々支出総額が減ってきていると。この辺のところのちょっと理由を教えていただきたいと思います。

障がい者が減ってきているのか、それともそういう補装をしなくても済むような人がどうなっているのか。年々減っている。でも、支給総額そのものは増えているんですよね、障がい者そのものはね。なぜこれだけ減ってきているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、６なんですけれども、福祉交流センター運営事業、区分13の委託料、笠原小学校の余裕教室を貸すよということで、管理運営と説明されているんですけれども、この辺のところは何人ぐらい利用されているのか、利用してどんな成果が上がっているのか、その辺のところが具体的に説明がないんで、利用されていることによって町民に対してどのくらいの成果が上がっているのか、お願いします。

あと、104ページの介護給付費等支給審査会運営事業、審査会委員の報酬が減った理由、その辺のところもちょっと細かい点ですけれども、なぜ報酬が減ったのか。人が減ったのかどうか、ちょっとわかりませんけれども、減った理由をお願いします。

同じ10のほうで、障害者地域生活支援事業区分の７の臨時職員賃金が過去３年間も上がらない理由をひとつお願いします。

それと、13の委託料です。

説明書53ページで述べていますが、各項目別実績の説明、特に入浴サービス事業が減っているわけをお願いします。27年度予算では212万5,000円、30年度では159万9,000円となっている。資料12で実績が書いてあります。

それと、105ページの区分19です。負担金補助金及び交付金での説明での運転免許取得補助金は実数ゼロ。障害自動車改造費補助は29年で１件で10万円補助となっているが、広報などでこれは町民に詳しく広く広報活動をしているのかどうか。その辺のところがどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

あと、105ページの区分の20の扶助費でございます。日常生活用具給付費でございます。

資料11ページで利用者数が27年度では488人、28年度で492人、29年で524と増えている。しかし、支給総額は毎年減っているが、これはなぜか。支給制限をしているのかどうか。その辺のところ、制限というか、何か規則で何かここまでだという級別にあるのかどうか。それで減ってきているのか、その辺のところを教えていただきたい。

それと、同ページの日中一時支援給付費の利用者が増えてきているが、家族の介護等の負担軽減を語る上で大事な事業と申し、もっと充実させる必要があんじゃないかなと感じはします、日中一時支援支給費。その辺のところをどういうふうに考えているのか。

あと、106ページ、(12)の福祉タクシー、福祉タクシー等利用料金補助事業です。

資料８ページを見ますと、対象者は27年度は1,168人、交付者数が1,057人に、29年度では対象者が1,152人、交付者が965人と交付率が下がっている。なぜこれ下がっているのかなと思っております。

あと、保育所のほうのなんですけれども、120ページです。

みやしろ保育園事業、国納保育園事業の臨時職員は今何人。書いてありますけれども、国納保育園、29年度予算と比べ、臨時職員の賃金が下がっているわけ。その辺は入れかえがあってやめたりなんかしているんだと思いますけれども、ちょっと詳しいことがわからないということで、なぜ下がっているのか。

それと、区分13の委託料。遊具点検業務委託料。これいろんなところで遊具点検がされていますけ

れども、これ何年、どのくらいの周期で点検しているのか。今まで事故があったのか、急にこれ点検しているんで、その辺のところを事故があったのか、あったらその具体例を教えていただきたいと思います。

それと、これ最後なんですけれども、学童保育のほうなんです。

114ページ、委託料。かえで児童クラブに委託料が契約期間は何年でやっているのか。これ、毎年なんか同じ値段なんですから、何年契約になっているのか。多分５年ぐらいだろうと思うんですけれども、その辺のところを教えていただきたいと思います。

あと、それと12月議会で補正予算で承認された予算がまだ執行されていないという話を聞きました。その辺のところの理由、なぜ執行されないのか。その辺のところの理由をお聞かせ願います。

あと、その同ところの児童福祉対策事業、区分13、委託料でございます。

調査委託先というのは、どこなのか。書いてありますけれども、調査委託ということで書いてありますけれども、どこをまた、どんな内容の調査をするのか、ちょっと教えていただきたいと。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、１点目の重度の医療費の年々減っている理由でございますけれども、こちらは予算上、今年度におきましても、前年度250万円ほどの減額となっているところでございますけれども、こちらにつきましては、決算のときもちょっとお答えさせていただいたんですが、実績ベースに合わせて精査したところ、予算的には年々減っているんですけれども、事業費的にはそんなに減っていないような状況でございます。それで、平成30年度に向けて利用見込みを勘案させた結果、今回、250万減額の、前年度7,850万円のところを7,600万円とさせていただいたところでございます。

次の質問で、健康福祉プランがなくなった理由ということでございますけれども、こちら平成29年度に障害者基本計画等の策定を行ったところでございます。こちらは、年度が毎年行うものではないものでございますので、平成30年度におきましては、計画がもう29年度に済んだということでございまして、平成30年度においては全部なくなっているというような状況でございます。

３点目の補装具の費用が減っている理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、年々こちら毎年使うものもございますが、毎年利用されない補装具等もございますので、その辺でたまたまそういうような状況になっているのではないかということでございます。

それから、４点目の質問のサロンの管理運営、何人利用されているかというところでございますけれども、こちらにつきましては、資料の５ページに利用者につきまして表が掲載されてございます。こちら平成29年度の１月末現在でございますけれども、合計8,310人ほど利用されてございます。当然こちら子供からお年寄りまで、さまざまな交流の場を設けて事業を行っておりまして、こちらについては、昨年度の実績、昨年度であれば約7,000人ぐらいであったんですが、今年度に、29年度におきましては8,310人という利用者が増えているところでございまして、年々成果のほうは上がっているのではないかと。具体的にこういったものがというはかるものがなかなか難しいものですから、資料等でこういったものがというような数値的な記録というのがなかなか、こういった利用者を見ていただくとか、そういったものに

なるかなと思います。

ただ、先ほど申したとおり、実績のほうは増えてございますので、成果が上がっているものと考えてございます。

それから、５点目の審査会の委員報酬の理由、委員報酬が１人分なくなっているということなんですけれども、こちらにつきましては、実績ベースでちょっと見直しをさせていただいたというところでございます。今年度も実際４人という形で見させていただいているところでございまして、平成30年度も変わらないだろうというところで、予算のほうは実績に合わせて計上させていただきました。

それから、臨時職員の賃金の据え置きというところでございますけれども、こちらにつきましては、一応総務のほうの賃金をベースにやらさせていただいておりますので、この件につきましてはそちらに準じて行っているところでございます。

それから、自動車の改造等の補助金の広報等の実績というところでございますけれども、広報をどのようになされているのかという、こちらにつきましては窓口に障がいのある方が来られたとき、それから手帳の配付を行うときに各種制度のほうをご説明させていただいていると。それからあとは、ホームページのほうにも掲載させて、広報等を行っているところでございます。

それから、日常生活用具が年々減っているというところでございますけれども、資料の11ページの障害者地域生活支援事業のところの一番上の日常生活用具給付等事業というところで、利用者数並びに支給総額が載っているところでございますけれども、こちらにつきまして27年度、28年度は増えておりまして、29年度が下がっているところでございますけれども、こちらにつきましては、まだ今年度の平成29年、30年の１月末現在という数字でございますので、28年、27年の数字につきましては１年間丸々の数値と。それで、29年度の数字につきましては、支給総額につきましては、まだ２カ月間残っているというところで、実際にはまだ確定していない数字でございます。よって、こちらについても、まだ実績については伸びる見込みという形で考えてございます。

それから、次の日中一時支援事業につきまして、どう考えているのかというところでございますけれども、こちらにつきましても資料の13ページの日中一時支援事業というところで、27年度、28年度、29年度とそれぞれ３人、４人、５人という形で利用者のほうも増えてございます。今年度、平成30年度におきましても、予算のほうを増額させていただいているところでございます。

それから、最後の福祉タクシーが、こちらも交付率が下がっているというところでございますが、こちらも資料の８ページの福祉タクシー自動車燃料費助成券の利用状況というところでございますが、確かに、こちら29年度83％という形で実際に数値が下がっているところでございますが、こちらにつきましてもまだ年度の最終的な数字ではないというところでございまして、これからまた数値が伸びるものと想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　国納保育園所長。

○国納保育園所長（森山洋子君）　国納保育園の森山です。よろしくお願いします。

国納保育園の賃金で今年度30年度、25万の減になった理由ですけれども、土曜保育において通常、正職員が２人、臨時職員が２人の出勤体制で見積もって29年度は４人体制の見積もりをしておりました。

しかし、実際、土曜保育におきましては半日で

帰るお子さんが多くなってきたため、３人でも大丈夫という日もあったり、あと午後からは帰る園児が多いので午後からサポーターさんが半日勤務で減ったりということで、一日土曜保育、サポーターさん分を１人が１日、１人が半日勤務ということにしたための減です。

続きまして、遊具の点検においては、毎朝職員が目視による点検等を今現在は行っております。しかし、県の文書監査指導により専門家の点検が年１回実施することが望ましいという指導がありましたために、30年度より遊具点検料を計上させていただきました。

国納保育園においては、平成26年度に遊具は新しい物をつくって使用しております。みやしろ保育園においては、開園時のままでしたけれども、29年度柱のほうを４本取りかえ、あとロープ等を取りかえております。大きな事故は保育園では一切ありません。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

学童保育に関するご質問、お答えいたします。

まず、１点目の委託料におきまして、契約期間の年数のご質問でございましたが、こちら指定管理として５年、５年間の指定管理としてかえで児童クラブにお願いしているという状況がございます。

平成29年度、今年度はその４年目でございまして、来年度、平成30年度は最終年、５年目となっているところでございます。

もう１点の、さきの12月議会でご審議いただきました平成29年度予算のかえで児童クラブへの委託料の一部、こちら放課後児童支援員等処遇改善事業の一環といたしまして、その処遇改善に係る経費分の執行でございますが、現在、県の交付決定待ちという状況がございまして、その交付決定を受け次第、速やかに予算の執行をするというところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　福祉課主幹。

○こども未来室主幹（青木　豊君）　子育て推進担当の青木でございます。

山下委員のご質問にお答え申し上げます。

現在、進行中の子ども・子育て支援事業計画が、平成31年度に終了となります。新たな計画を策定するために、地域の子育て世代のニーズを的確に反映するため、委託業者と契約したいと考えております。契約先は、コンサルティング会社を想定しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　再質問させていただきます。

重度心身障害者の医療費支給ということで、これは予算上ではこうなっているけれども、執行事業として予算はほぼ執行しているということで、じゃ、なぜこういう予算をということになってしまうんだけれども、年々減ってきているのかということになってしまうんだけれども、その辺のところというのは、予算を決めるとき、どのように決めてんですかね。毎年減らすように、最初から３年続けて見た感じは、３年続けて減っている。その辺の予算の組み方というのはどういうことなんですか。その辺のところが教えていただきたいと思います。

あと、この、みやしろ健康福祉プランというんですか、健康プランだというのかな、それと今回はやらないんだけれども、今までこの辺の、この実績というのはあると思うんですよね、予算をしたからには。その辺のところの実績というのは、

どうなっているのという感じだよ。その成果によってもうなくしてもいいよという感じなんですか、次の、ある意味盛っていくということなんですけれども。その辺のところの実績というのは反映されているのかどうか。

ただ毎年毎年このプランを変えていくという考えでただやっているのかどうかはちょっとわかりませんけれども、私も。この実績をもとに全部計画を盛っていると思うんですよね。

その辺のところ、わからないというのがあるんです。

補装具の問題なんですけれども、これね、さっき言ったように、何年かに一回使うものだ、使わないものだがあるというから、予算が減ったり増えたりするんだということで言っているんですけれども、何かこれ見ていると、でもかなり違いますよね。資料の10ページですか。

資料のほうの10ページで、補装具の問題なんですけれども、27年度が31人、28年度が33人、29年はまだ途中だということで、途中ですね、これね。21人増えていますよね、これからもね。これからも、これは増える見込みだということで、頭に入れてもよろしいんですかね。440万、490万、今年は350万って、これ１月末ですから、２、３ってまだあるということで、２カ月あるということで。わかりました。

いやいや、増えていくという見込みでいいということかどうかということなんです、実際に。そうすると、これ、福祉交流センターの運営事業なんだけれども、これもこういう実績があるから成果として見ているんだというふうで、これはよろしいんですね、では。これは成果はもっとこれからも増やしていく見込みなんですか。そういう事業というんですか、福祉交流センターでこれだけの事業数というんじゃなくてクラブ数というか、利用者数があるんですけれども。

この１月、２月、３月で、区分としては利用人数、男性、女性と書いてある。高齢者、障害者、その他って書いてありますけれども、これで一番の今やっている多いところが、4,300体ある。障害者は少ないということを見ているんですけれども、その辺のところの理由というのは何かあるんでしょうか。障害者が少ない理由というか。ほかのところは何千というふうに利用者数が多いんですけれども、使いづらいのかどうか、あそこは。障害者にとっては使いづらいのかどうか、その辺のところがあるのかないのか。階段とかそういう問題で。その辺のところもちょっとお聞きしたいなと思っております。

あと、介護給付等の審査会委員の報酬がということは、実績でやっているんだということで、30年度は様子を見るということでわかりました。

それと、障害者地域生活臨時職員の賃金、過去３年も上がらないということなんですけれども、これは総務のほうの実績を準じてということなんですけれども、準じて３年も上がんなかったのかな。なぜ３年も上がんないのという感じで。同じ賃金ですよね。27年度予算の212万、30年度予算は159万6,000円ですか。ちょっとわからないんだけれども。その辺のところも教えていただきたいと思います。

自動車とかそういう交付金については、補助金ですか、それと窓口に来た場合はやっていますよと、あとホームページなんでもやっていますよとことを言われています。それは了解しています。

それより、やはり、町の人に徹底してやる必要があるんじゃ、広報とかそういうところに、広く町民に知らせるという人が必要じゃないかなと思います。これあと、補装具の問題も同じです。こういうこともありますよと年に１回ぐらいはやっ

てもいいんじゃないかという感じがしないでも無いんですけれどもね。町民の方は出てこないとわからないというのが、圧倒的多いと思います。ぜひその辺の広報活動を強めていただきたいと思っております。

それと、福祉タクシー券ですよね。この補助事業で年々下がって実績だと思いますけれども、これからも増えていくんじゃないかということを言っているんですけれども、その辺のところは、増えていくということでは、福祉タクシー券は、この対象の交付者数はまだ減ってきて、これ、最初から交付するんじゃなくて、申請の数で来るんですか、毎月毎月。年に１回交付するんじゃないんですか、交付するときは。その辺のこともちょっと教えていただきたい。毎月毎月交付に来ないとこれはもらえないのかどうか。これから増えてくるだろうということなんですけれども、年に１回なのか、それとも毎月毎週とかいろいろあると思いますけれども、そういうの交付の比率というんですか、その辺のところも教えていただきたいと思います。なぜこうやって違うのかどうか。その辺のところは利用者に便利がいいように使わせんのが普通じゃないかと思うんで、障害って認定されて、交付されるっていうんだったら、１年に１回で済むんじゃないかなって感じはするんですけれども。その辺のところがなぜこういうふうに数が違うのか。その辺のところも教えていただきたいと思います。

それと、最後に学童保育の問題あります。

こちらで12月議会で予算が通っている、それだし県のほうは通っていない、こういうことをやって何のために議会で補正予算を通したのかどうか、ちょっとわからない、疑問が出てくるような感じが出てくる。これ、国とか、国のほうでは予算はされているんですよね。県のほうでも予算はされていると思います。町のほうでも予算化された。それでいまだにそれが執行されない。その辺のところ、何のための議会なのか、執行されているのに予算化されない。ちょっと何か無視されているような感じもしないでもないんでね。その辺のところが県のほうとの話し合って予算化していると思うんですよね。その辺のところが詳しくちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

それでは、まずは最初の重度医療がどうなのかと。予算が減っていて実績ベースという話なんですけれども、こちらの実績につきましては、平成28年度の決算でございますけれども、平成28年度の重度医療につきましては、6,591万7,000円という数値でございます。29年度も実際、この辺の推移を想定をしている、若干増える可能性もあるというところは見ているところでございますが、実際に予算の今回7,600万円計上してございますが、若干の増加を見込んで、それから平成28年度の実績、それ等を勘案させていただいて、30年度の昨年度につきましては約400万円ほどの不用額が28年度の決算においては不用額が出ているというところでございましたので、その辺を精査させていただいて、30年度においては予算計上させていただいたというところでございます。

次の健康福祉プランの実績というところでございますけれども、こちらは計画を策定するための委託料というところで、平成29年度については計上させていただいておりました。こちらは、基本計画でございますので、基本計画につきましては６年で一回と、それからその個別の計画等については３年というような形で、計画を策定年度が毎

年つくるというところではございませんので、実際この計画を作成するに当たって、事業者のほうに業務委託をするという形になりますので、平成30年度においては計画の策定の年度ではございませんというところで皆減、全部委託料がなくなっているというところでございます。

ですので、30年度についてはこの事業、計画策定自体はもう29年度に済んでいるため、次の計画年度まで委託料は発生してこないというところでございます。

それから、交流センターの障害者の利用者数が少ないというところでございますけれども、実際に町民全体に対する障害者の割合というものが必然的に少ないものでございますので、全体の数値から見れば、障害者のほうの利用というものは当然少なくなるものと考えてございます。

それから、賃金の件でございますけれども、賃金単価は総務課の設定どおり上げていますが、業務については予算の、業務は職員の補助であり、その予算の範囲で業務量に応じて支払っているというところでございますので、年間こちらの設定の今回の平成30年度の予算の金額の範囲の中で行っているというところでございます。

それから、タクシー券の交付の仕方でございますけれども、こちらにつきましては、年度末にこれからタクシー券該当する方に通知文を差し上げて、その通知をさせていただいて、そのときにかなりの方が交付に来られるというところでございます。こちらについては、新規に障がいの手帳を申請されたりとか、障害者に認定されるような形のときにも、随時このタクシー券というものにつきましては発行させていただいておりますので、年に１回とかそういう形ではなく、年度当初に通知をさせていただいて、必要な方は最初から使えるような形で、平成30年度のタクシー券から利用できるような形で年度末に通知をさせていただいて、交付をしているところでございます。タクシー券につきましては、ですので、随時申請があった場合については、交付をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

学童保育の委託料の執行に関する再質問にお答え申し上げます。

さきの12月議会におきまして、議員の皆様方にはご審議、そしてご承認いただきましたので、予算の確保については対応できていると。補助金の支出につきましては、事務手続上、交付申請そして交付決定、それからその交付決定に基づいてこちらから補助金の請求を行って、それで交付が受けられると、そういった手順がございますので、現状、かえで児童クラブの処遇改善の取り組みについて県や国に該当するので幾ら幾らくださいと、そういう申請手続は終わっていまして、国からはもう交付決定をいただいています。手続上、県の交付決定がまだというところがありますので、手続上の話になりますけれども、そちらが整った時点で県・国に請求をして、それからの該当額の町からの執行、払い込みと、そういう手順になりますので、あくまでも手続上、必要な手続があるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最後の問題なんですけれども、この手続の県のほうにやっているわけなんですけれども、なぜ県のほうがおくれているのかということなんですよ。その辺のところが説明がないんでさっきからお聞

きしているんですけれども。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　お答え申し上げます。

県がおくれている理由につきましては、県の内部のことなので、これはこちらではちょっと確認できておりませんけれども、そもそも特定財源を支払う、特定財源を伴う予算の執行につきましてご説明をしたいと思うんですけれども、財源が特定財源、国・県からいただく特定財源というものを財源にしている事業がたくさんございますけれども、大原則を申し上げますと、町にお金がなくて入ってきて初めて現金ができるわけでございますから、お支払いする際もお金が入ってきて、町の一般財源と合わせてお支払いするというのが大原則でございます。予算が決まりましても、税収が入ってくるまでは町としては現金ベースではないわけでございます。ですから、その税収の確保状況と特定財源の確保状況に応じて会計室のほうでは支出、歳出のコントロールをしているわけでございます。各課の支払いの原則としているのは、今申し上げたとおり、特定財源が入ってきて一般財源と合わせてお支払いをするというのが、これが原則でございますが、今回のものに関しましては年度末でもあり、入ってくるまで待ったんでは、また遅くなってしまうということもございますので、これは会計室財政のほうに調整をとった上で、最低限、県の交付決定、お金が入る前の県の決定でございます、それが済んでから執行しようと。お支払いを受けるほうの団体さんの財源、費用の問題もありますので、なるべく早くお支払いしてさしあげたいというのがこちらの心理でございます。その上で、入ってくるまでは待てないけれども、交付決定の時点でお支払いしましょうということで、こちらとしては調整を図っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　大体わかりました。

県のほうでいろいろな事情があると思います。その辺のところ、宮代町ではわからないと思いますけれども、大体その辺のところで、相手先がいますからね、この交付金を請求した相手先もあります。そちらの事情もあるわけです。町のほうでもできるだけ早く交付決定をしていただきたいと思っております。

それと同時に、こういう問題がほかにもあるんですか、この福祉課のほうでは。例えば、学童の保育のほうが申請しても３カ月たってもまだ入ってきていないという問題というのが、そういうのがある状況というのはあるんですか、交付金に限って。補助金、交付金、福祉課の中で。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　お答えを申し上げます。福祉課、渡辺でございます。

通常の毎年いただけるような定例的なものに関しましては、年度頭に交付申請をして手続させていただきますので、比較的早目に入ってきているものが多いというふうに思います。

今回のこの処遇改善事業につきましては、年度途中の申請でございまして、そもそも交付決定自体がおくれていると、そういう事情があっての特別な例でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か簡単なやつを質問しますのでよろしくお願いいたします。

まず、第１点ですけれども、予算書の110ページから111ページにかけての中身なんですけれど

も、行旅病人取扱事業というのがありますよね。この委託料の関係なんですけれども、身元不明者埋葬委託料ということで、毎年のっておるんですけれども、この不明者に対しては扶養義務者への引き取りということでやっていると思うんですけれども、例えば外国人の場合、今、宮代町内にも日本全国も含めてなんですけれども、外国人がたくさん来ておりますから、こういうことを想定したことはあるのかどうか。また、例えば外国人がこういうことになった場合、どのような扱いをとっていくのか。まずその１点をお聞きをしたいと思います。

それから、第２点目なんですけれども、予算書の112、113なんですけれども、若干、前段者と重複する旨があろうかと思うんですけれども、学童保育所の運営事業ということでございます。この中で学童保育指導員がおります。41名、一応この資料には載っておるんですけれども、８ヶ所で41人の指導員さんがいるんですけれども、この指導員さんの年齢、平均年齢でも結構ですけれども、その関係。それから男女別。それから、採用するに当たっての条件は何かあるのかどうか。何かライセンスを持っていないと指導員になれないのかどうか。そんなことも含めて、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

大変この間視察して、百間小学校のほうで頑張っているなというふうに確認はしたんですけれども、この指導員の関係をひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから、３点目なんですけれども、予算書の118ページ、119ページのほうなんですけれども、新規事業だと思うんですけれども、私たちの予算書の56ページのほうにも載っておりますけれども、このファミリーサポートセンター運営事業の中身について、ひとつお聞かせいただきたいと思います。例えば、どのぐらいな人数を想定しているのか、報酬はどのような形をとるのか、それらを含めてお聞きをしたいと思います。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０３分

再開　午後　１時０２分

○委員長（田島正徳君）　それでは再開いたします。

福祉課長により、午前中の答弁における発言について訂正したいという旨の申し出がありましたので、これを認めます。

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課の渡辺でございます。

大変申しわけございません。午前中の質疑の中で、山下委員にご質問をいただきまして、宮野副課長からお答えをしました福祉タクシー券、自動車燃料費助成券の利用状況の中で、誤りが見つかりましたので訂正をさせていただきたいと思います。

お手元の社会福祉費障害福祉の資料の８ページをごらんいただきたいと存じます。資料の８ページをお開きいただければと思います。

ここの表の中で、交付率が平成27年度90.50％、28年度96.44％、表はよろしいでしょうか、資料８ページのタクシー券のところの表でございます、平成27年度が90.50％、28年度が96.44％という交付率になっているにもかかわらず、29年度80.80％は低過ぎないかというご質問でございまして、これが実はこの数字に誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。

実は、その２つ上の段、交付人数の欄です。27

年度が1,057人、28年度が1,055人となっておりますけれども、これが実は福祉タクシーのタクシー券をもらうことと、自動車燃料の助成券をもらうことと両方ありまして、中には組み合わせて両方もらっている方がいらっしゃいます。その組み合わせている方を両方の人数でダブルカウントしておりまして、申しわけございません、それを精査した結果、27年度が939人、1,057が939でございます。

申しわけございませんでした。申しわけございません、もう１回訂正させていただきます。1,057が949でございます。申しわけありません。それから1,055、28年度の1,055が943でございます。そうしまして、交付率が平成27年度が81.25でございます。27年度が81.25、28年度が82.43でございます。

ですので、急に交付率が下がってしまったのではなくて、やや上昇しているという状況でございまして、大変申しわけございません。下の表で見ましても交付枚数、一番上の交付枚数が年々伸びておりますので、そういったあたりでも決して利用が減少しているわけではないということはごらんいただけると思います。

大変申しわけございません。訂正をさせていただきます。

差しかえは後ほど配らせていただきます。申しわけございません。

○委員長（田島正徳君）　引き続き、福祉課分の質疑を行います。

答弁をお願いいたします。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

唐沢委員さんの行路病人の件でございますけれども、こちらの中に委託料の中で、外国人のケースがあるという場合について、そういったものを想定しているのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、外国人それから日本人両方想定してございまして、あくまでも行路病人というのは身元が不明の方でございまして、身元が不明の方に対して、葬儀代、そういった費用につきまして、まずは町のほうで立てかえて支出をすると、葬儀の執行を行うということでございます。その後、官報においてそういった方の特徴とかそういった必要事項につきまして、官報に60日間掲載させていただいて、最終的に身元がわからなかった方のそういった費用につきましては、県のほうからその分について支給されるというような形になってございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

唐沢委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、学童保育指導員についてのご質問、こちらは41人のうちの男女内訳でございますが、女性が39人、男性が２人というところでございます。

指導員の平均年齢につきましては、町立の学童保育所での数字となりますが、平均55歳というところで捉えているところでございます。

こちらの学童保育指導員の資格につきましては、特に資格職ということではございません。保育に興味があって、やる気や熱意のある方、そして何より子供が好きな方という方であれば、どなたでも受けていただくというところで、採用後各種研修、講習を受けていただいて、放課後児童支援員という職の資格を取っていただく、そういった流れとなります。

続きまして、新規事業ということで、ファミリ

ーサポートセンター運営事業、こちらについてお答え申し上げます。

こちらの内容でございますが、基本的に子育て世代の方への家事支援ということで、お願いする方とそれを受けていただく方、会員の登録に基づいて事業運営が行われるというところでございますが、運営主体につきましては、町でやる場合は直営、委託でやる場合は委託ということで、現状予算措置からも業務委託による実施を目指しているというところであります。

運営側のやる主な業務といたしましては、頼む方、頼まれる方、そういった会員募集が一つの大きな役割、そして家事支援が必要となった場合のいわゆるマッチング、何月何日どこそこさんの家でこういったことで人手が必要なので行ってもらえますかと、そういうマッチングの役割です。運営主体は会員の募集そしてマッチング、そういった２つの大きな役割があります。

報酬に関しましては、サービスの提供を行った方に対して仕事を頼んだ方が直接お支払いするという仕組みとなっています。30分単位で時間単価、大体700円から900円ぐらいを想定しています。会員募集の規模といたしましては、頼む方、頼まれる方合わせて200人程度が集まっていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課、渡辺でございます。

ただいまの室長の説明にちょっと補足させていただきたいと思います。

放課後児童支援員、この資格ができましたのが平成27年度からでございます。平成27年度以降は、現在の指導員の方々になるべくこの資格を取るようにということで運用をさせていただいております。それ以前はこういった資格がございませんでしたので、なるべく教員もしくは幼稚園教員または保育士の資格をお持ちの方が好ましいということで運用しておりまして、資格がないから採用できないということではないんですけれども、そういった資格をお持ちでしたら好ましいという運用をしておりました。そういった状況でございます。補足でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

まず、第１点目のほうですけれども、身元不明者の埋葬委託料ということなんですけれども、この身元不明者に対しての、ある程度追及するというんですか、身元を確認する手段があると思うんですけれども、扶養義務者に遺体を引き渡す関係もあるんですけれども、これは日本人の場合なら大体可能でしょうけれども、外国人の場合、これはどのような形でそういう手段をとるのかひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、２番目のほうの学童指導員の関係なんですけれども、現在41名いて、圧倒的にやはり女性のほうが多いということなんですけれども、年齢的にも大体55歳が平均ということなんですかね。できたら男性なんかも少ないんですけれども、男性もたくさん今時間を持て余している人がいると思うんで、できる限りこの41名の体制で十分なのかどうか、現場としてどのような声を聞いているのか。また、何かトラブル的なものが過去にあったかどうか、そんなことを含めてひとつ再質問をさせていただきたいと思います。

それから、新規事業ということでファミリーサポートセンター運営事業ということで立ち上げたわけなんですけれども、私たちの予算書の56ページを見ると、図でここに示しているんですけれども、大体200人ぐらいを想定しているということ

なんですけれども、200人というと大変な数だと思うんです。受ける側とやりたいという側の人数なんですけれども、これは大変な数だと思うんですけれども、この準備はどのような形でしていくのか、立ち上げの時期はどうなのか、ひとつ確認をさせていただきたいと思います。

以上よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課、渡辺でございます。

まず、身元不明者の埋葬等の委託の関係のお答えをしたいと思います。

そもそも身元不明者のどういうケースがあるかということなんですけれども、これはお亡くなりになった方が身元を示すものを何も身につけていらっしゃらなくて、特定ができないというケースであります。

実際に私が担当者のときに遭遇した例でございましても、水死体、川で死亡なさった方が何も身元のわかるものを身につけずに発見されたというケース、それから鉄道での自殺、そういった例が過去に当町ではございました。自殺なさる方ですので、身元がわかるものは一切身につけずにお亡くなりになっているケースがございました。

そういった例でございますので、一般的にはそういった例になりますので、外国人の場合には旅行でひとり旅で宮代町を訪れた方、あるいは就労で訪れる方もいらっしゃると思うんですけれども、身元までわからないというケースは比較的少ないかなと。旅行であっても旅券をお持ちであればパスポート等で特定ができますし、就労の場合には雇用主が身元を確認しているのが原則でございますので、なかなか身元までわからないケースは少ないのかなというふうには思います。ただ、身元がわかっていても、お亡くなりになった際に、本国からご親族の方が来られずに、かわりに町が火葬を執行するというようなことはあるかもしれません。そういった際には町がかわって葬祭業者に葬祭を委託するというようなケースが出てくる可能性はあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井でございます。

学童保育に関する再質問にお答えさせていただきます。

指導員が41人体制で十分であるかどうかというところですけれども、資料で用意させていただきました16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。それぞれ16ページ、17ページの最上部に表示させていただいています学童保育所の入所者数というのがあるんですけれども、16ページの一番上に29年度、17ページの一番上に30年度ということで、ここで比較しても単純に40名の増加ということもありまして、現状学童保育を利用する保護者が増えているという状況があります。学童保育所の現場、指導員さんからもスタッフを増やしてほしいという声もいただいていまして、指導員につきましては随時募集を行っている状況でございます。ですので、現状41人で十分というところではない状況がありますので、こちらについては、現場で十分な対応ができるようなそういったケア、増員に努めているところでございます。

あとは現場で問題が起こっていないかというところですけれども、現状大事に至ったという報告は入ってきておりません。ただ、やはりスタッフの数について十分でないといったところもありますので、そういったところについては、今後も問題が起きないような形で対応していきたいと考えております。

続きまして、ファミリーサポートについての準備ですとか立ち上げの時期についてお答え申し上げます。

準備につきましては、この議会において予算が承認いただけましたら会員募集、これ自体は委託で行う予定でありますので、委託先のＮＰＯ事業者と詰めまして、現にそういった会員募集の実務を行っているそういったＮＰＯを想定していますので、そういった既存のノウハウを活用していただいて、準備に当たっていただくような形で話を進められればというところで考えております。

立ち上げの時期につきましては、４月、５月そういった時期に会員募集、この事業実施についての周知なども出てくると思いますので、そういった時期が整って、６月、７月そういった時期になるかと思いますけれども、スタートできればというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

大体理解をしてきました。

まずは、第１点目のこの身元不明者の委託料の関係なんですけれども、警察との関係はどういう関係なのか。それから外国人の場合、確かに今国際化で、いろいろな外人の事件なんかも実際起きているわけで、宮代町は平和だから恐らくそんなことはないだろうというふうに想定されては困るので、最悪の場合を考えて、何かの規則中で第２節の保護という取り組みはなかったですか。まあいいです。保護というのが私は何かうろ覚えなんですけれどもあるんですけれども、例えば外国人の場合、領事館との関係なんていうのはあると思うんですけれども、やっぱりその関係なんかも、これはやっぱり最悪のことを考えてもらいたいということで質問をしているんですけれども、恐らく領事館と連絡とってどうのこうのという何かそういうのがあったような記憶がするんですけれども、それは調べればきっと出てくると思うんですけれども、そんなことをひとつ想定してもらって、最悪にひとつ備えてもらいたいなというふうに思っております。これは要望で結構です。ひとつよろしくお願いします。

それから２点目のほうなんですけれども、学童指導員の関係なんですけれども、先ほど資格はなくても、確かに教員資格、保育士等のライセンスを持っていれば、結構いろいろな面で対応できる面もあるんでしょうけれども、無資格の人でも研修なり講習で対応するというふうなことなんですけれども、例えば研修だとか講習の時間はどのような形でやるのか。それを受けた場合、何かライセンス的なものを町が出すのか、そんなことをひとつ確認をしておきたいと思います。

それから、ファミリーサポーターの関係なんですけれども、できる限り早くオープンするということで、６月ないし７月にはオープンしたいということなんですけれども、ぜひともひとつこれはたくさんの待っている方がいると思いますので、ひとつつつがなく準備を整えて、１日も早くオープンしてもらえればありがたいなというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　保育園担当主査。

○保育担当主査（小野美保君）　保育担当、小野と申します。よろしくお願いいたします。

学童保育の放課後児童支援員研修のどれくらい研修を受けるのかというようなご質問に対してなんですけれども、こちらは４日間の研修を受けていただきます。こちらは県のほうでやっております研修に参加をします。そして、その研修を受けましたら、やはり県から修了証というのが発行さ

れまして、そちらのほうを受けた方に町を通してお渡しするような形でやっております。

以上となります。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。何点か質問させていただきます。

前段議員が質問されましたファミリーサポートセンター事業について、追加で質問させていただきたいんですが、こちらはこの前視察に行かせていただいたときに、子育て広場にほうにちょっとプリントが張ってあるぐらいな感じであったんですけれども、今後こちらを開設されたときに、町内の利用される方にどのように告知していくのかなということをお答えいただきたいと思います。

２点目が119ページの緊急サポート運営事業のところで、こちらの本年度の特徴として、病児、早朝、夜間等緊急時の一時預かりの実施のところなんですけれども、これは今までも病児保育・病後児保育をやっていたと思うんですけれども、今までと変わったところはどういう点なのかをお答えください。

それに関連して、121ページのみやしろ保育所の臨時職員のところで、こちらの一時保育の実施のときの臨時職員の資格等はどういったものがあるのか。病児保育だと看護師資格があったりとか、そういうものがあるのかなと思うんですけれども、それをお答えください。

次が、資料のほうの21ページに(9)の一時保育の利用状況があるんですけれども、こちらのみやしろ保育園の利用状況が27年度が1,779人、28年度が2,427人となっていて、29年度が1,237人で、こちらが減っている理由をお聞かせください。

次が、24ページに一時保育のところに、みやしろ保育園とあともう一つ姫宮保育園、こちらは私立だと思うんですけれども、こちらでも一時保育をされているんですが、21ページに載っているようなみやしろ保育園さんの利用状況のようなこちらの人数の資料はないのかなというところと、以上お答えいただければありがたいです。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

順次お答えさせていただきます。

まず、１点目のファミリーサポートセンター運営事業、告知の方法ということですけれども、過日委員会視察でお越しいただきましたときは、そのとき用にあそこに張らせていただいたもので、あれを常時張っておくということではなくて、あれは既に剥がしてありますので。

今後、告知につきましては、幼稚園、保育園、そういったところにも当然掲示は考えているところですけれども、あとは広報等で掲載して登録を呼びかけたり、あとは実施については委託で行うことを予定していますので、受託者側にもそういったところを求めていければというところで考えております。

２点目の新規事業の緊急サポート。今までみやしろ保育園で行っていた病後児預かりとの違いということですけれども、現状みやしろ保育園で行っている病後児の預かりにつきましては、回復期にある児童の預かりということで、１日定員４人ということで未就学児を対象に月曜から金曜の７時30分から夕方６時30分までで行っているというところがあります。こういったところを案内しつつ、ここから時間帯ですとか曜日ですとかはみ出た部分、あとは定員４人で行っていますので、既に定員でいっぱいだった場合にはという形で、そういった部分で緊急サポートの利用を促していくと。そういったところで考えているものでござい

ます。

○委員長（田島正徳君）　みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園の所長です。よろしくお願いいたします。

一時保育臨時職員の資格についてですけれども、保育士資格を持っている者で対応させていただいております。

病後児保育の看護師なんですけれども、看護師が望ましいということでありまして、宮代町では看護師を常駐して病後児保育の対応をしている状況であります。

次に、一時保育利用の状況で、28年度から29年度利用の人数がかなり減っている状況ではあるのですが、なかなか一時保育の利用の方、就労の方、お母さんのリフレッシュの方、どなたかご家族が入院されて、そこの付添にお母さんがつくことで保育が欠けるという方の緊急の場合とさまざまな理由があるのですが、就労の方におきましては、昨年度一時保育を利用されていた方で、保育園の入所が可能になった方、あとは幼稚園に入る年齢で、幼稚園のほうに行ったかたということで、そこでかなり保育がそちらで賄える部分が多い方が増えたのかなというふうには思っております。

今年度なんですけれども、こちらの1,237名というのが１月末の現在でして、現在２月になりまして1,400弱の人数。３月になりまして、また定員の15人を満たす利用が増えてきている状況でありますので、年間にしたら1,500から1,600は人数がいくのかなという読みで今のところ見ております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

野原委員の最後の質問の一時保育、姫宮保育園のスマイルキッズルームでの利用状況ということですけれども、利用状況は現状把握できておりません。今後、資料作成に当たりましては、そういったところも表示して、提供させていただければと考えております。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

ファミリーサポートのほうは、告知のほうは大体こんな感じかなとは思うんですけれども、町の方が知らないということがないように具体的にしていただけたらいいと思います。

次の、今ちょっと聞いて余りよくわからなかったんですけれども、この緊急サポート事業のところで、今まで病後児保育、回復期にある未就学児４人までというのは今言われたんですけれども、本年度の特徴として、早朝、夜間、緊急時というところで、こちらの人数が４人までなのか、もうちょっと具体的にお答えいただければありがたいです。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

失礼いたしました。先ほど私の説明では、病後児の部分でしかお答えができておりませんでした。失礼いたしました。

緊急サポートにつきましては、特に子供が疾病中でも回復期であっても特にそうでなくても、早朝、夜間、そういったときに子供を見てほしいといった場合には利用できる仕組みでして、こちらも会員相互、頼む方、頼まれる方の登録によって事業が成り立つものですので、特に定員というものはありません。

基本的にサービスを提供する方が頼む方の子供を早朝、夜間ですとか、あとは疾病にかかってい

る場合もそうですし、あとは回復期であれば先ほどのご説明で申し上げましたけれども、現状みやしろ保育園で行っている病後児保育の枠が既に埋まっていた場合ですとか、そういったときにそちの緊急サポートのほうをご利用いただくというところで、会員相互で成り立つものですので、特に定員があるものではございません。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

これは始まってみないとわからないところかなとは思うんですけれども、ありがとうございました。

あと再質問もう少しあるんですけれども、21ページの一時保育の現状、29年度月別のお預かりされた人数が書いてあるんですけれども、これは預かってくださいとお願いされたときに、もう定員がいっぱいで預かれませんということになった方がどのぐらいいらっしゃったのかというのはわかりますか。

○委員長（田島正徳君）　みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園所長、吉田です。

野原委員に回答させていただきます。

この月別の利用数による断りがあったかということで、12月、１月までこの人数を開所日、土曜日も含めてですので24、平均して割っていただくと定員が15人になっている日というのが余りないんです。その中で、年度の後半、１、２、３月となりますと、やはり保育園でいうゼロ歳児のお子さんで１歳のお誕生を迎えた方が利用が可能になるのですが、それとともにお母さんが職場に復帰をされる、保育園のなかなか途中が難しいというときに一時保育を利用される方が年度の後半で増えてまいります。１月に15人定員になっていることが１日ぐらいあったかなと、すみません、はっきりした日にちでないんですがありました。あと、２月もそれに伴って数日あったかと覚えております。３月がやはりもう15人になっておりまして、この日は15人になっているんだけれどもキャンセル待ち、当日やはり用事で休んだり、体調でお休みした方が連絡があったときに、当日の連絡でもよろしければキャンセル待ちで利用できますということでお受けしている方が数名いらっしゃる状況であります。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

思ったよりも断られている方が少なかったなというのと、今後ファミリーサポートが運営されていければ、また改善していくのかなと思いまして、よかったと思います。

あと、もう１点ちょっと聞き忘れてしまったんですけれども、117ページの障害児デイサービス事業のところで、こちらも本年度の特徴として、心身障害児保育の実施とあるんですけれども、こちらはいわゆる発達障害児という方の保育でしょうか。こちらは、このデイサービスをどちらでやられるのか。そして、年齢のほうはどのぐらいになるのか、お答えいただければと思います。

○委員長（田島正徳君）　みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園所長の吉田です。

次に、障害児デイサービスについてのご質問の回答をさせていただきます。

障害児デイサービスなんですけれども、こちらが今年度は５名という利用になっております。保健センター、医療機関等で、発育がゆっくりであるとか、保育園に障害児デイサービスがありますので、通常保育園に通っているお子さんは保育が

欠けている状態のお子さんが通園するんですけれども、障害児デイサービスにおいては、お母さんが就労されたりしていないんだけれども、心身の発達がゆっくりなため、小集団に入って生活の自立ですとか、あとは子供同士の関係で刺激をされて、成長が促されるのではないかという勧めがあった場合に受け入れというふうにさせていただいております。年齢は２歳になったお子さんから就学前までのお子さんで、本年度お預かりしているお子さんは保育園でいう年齢でお答えさせていただくんですが、５歳児のお子さんがお一人、４歳児のお子さんがお一人、３歳児のお子さんがお一人、２歳児のお子さんがお二人をお預かりしております。それぞれ１人ずつ障害といわれる名前を持っている方もいらっしゃいますし、まだ疑いという状態で利用されるお子さんといらっしゃいます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

これは、特にこちら本年度の特徴と書いてあるんですけれども、今までやっていたことと余り変わらないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（野原洋子君）　わかりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です、お願いします。

今の117の障害児デイサービス事業なんですけれども、これは町独自でやっているということで、この財源内訳で、国とか県からは来ないのはどうしてなのかということをちょっとお伺いします。

それから、119ページの先ほどのファミリーサポートセンター事業。これは、今年の私たちの予算でも安心できる子育て環境の実現ということで新規で載っておりますが、ファミリーサポートについては、以前からやっていないわけではないんだと思うんですけれども、これは町の事業としてこうしますよみたいな、これまでのとどんなふうに違うのか、その辺違いをはっきり教えていただきたいと思います。

それから、細かいことですが、123のみやしろ保育園の園舎改修工事で、雨漏りと外壁の修繕ということなんですが、公民館のほうを私たち総務文教で和戸公民館の雨漏りも見てきたんですが、このみやしろ保育園は築何年で、雨漏りがするというのはどの辺のどういう状況なのか。また、改修が今出てきたというので、年々必要になってくる、そういう計画的なものがあるのかお伺いします。

それからもう一つ、今度国納保育園の園庭整地用土ということでありますけれども、今あるあの山を壊して新しくつくるのか、またもう１つつくるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

１点目の障害児デイサービス、財源のお話ですけれども、現状、国・県の補助メニューの存在を確認できていないと、そういったことで町の財源で行っているというところでございます。

２点目のファミリーサポート事業につきまして、これまでとの違いというところでございますけれども、今もそうなんですけれども、宮代ファミリーサポートという別メニューが実態としてございまして、こちらは一般的に家事支援を行う事業者、特に会員相互の利用ということではなくて、事業者が直接支援をしましょうということで、現にきらりびとみやしろさんですとかシルバー人材センターさん、あとは社会福祉協議会さんなどが町の

認定事業者として登録されて、提供できるサービスを行っているというこちらが既にございます。こちらは産業観光課で所管しているものですけれども、こちらは事業者が直接行っているということで、新たなファミリーサポートセンターは会員相互の利用提供、そういった違いがございます。

○委員長（田島正徳君）　みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園所長、吉田です。

みやしろ保育園における平成30年度雨漏り修繕の内容につきましてですが、保育園は西原保育園からみやしろ保育園にかわってから15年がたちます。コンクリでできている建物なんですが、屋根のパッキンの劣化ですとか防水シートの劣化によりまして、コンクリなんですが壁伝いに雨がしみ込んでくるような状態であります。改修に当たっては、この防水シートやパッキンの修繕、それに伴いまして、今壁もコンクリなので、どのようにしみ出ているのかというのがわからない状況なので、しみてきている壁に吹きつけを行いまして、そちらで雨漏りを防ぐ。そちらの雨漏りのほうが廊下で園児には支障のない部分ではあるのですが、木の床の一部分が同じところにしみ出てくるもので、腐食している箇所があります。そちらの床板も交換するという内容になっております。

みやしろ保育園については以上です。

○委員長（田島正徳君）　国納保育園所長。

○国納保育園所長（森山洋子君）　国納保育園の森山です。

国納保育園の原材料費の園庭整地ということで、今年５万4,000円を計上させていただきました。現在ある山がしばらく土盛をしていなかったために、トンネルをつくってあるんですけれども、トンネルとトンネルの間のところがもう露出してきまして、子供たちがつまずいたり等して危険があるということで、土を盛って、再度整備させていただくために計上させていただきました。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

再質問としては障害児デイサービス、そのような財源が見当たらないということなんですけれども、これは町ではなくて市なら出るんじゃないかみたいなことを聞いたことがあるんですけれども、そのようなことはないでしょうかということと、それからファミリーサポートセンターが新規で事業としてそういう仕組みがきっちりできてくるということはとてもいいことだと思うんです。会員募集で相互の関係ということで。

でも、これは今ＮＰＯでお願いするということですぐ行うような形なんですが、そうしますと、これは悪いとかいいとかという話ではなくて、これまでやっていた例えばシルバーだとか社協だとかそういう個人的なのはなくなって、このファミリーサポートに関しては緊急サポートとファミリーサポートで会員利用する人、利用される人の運営でやっていくということで、これまでとちょっと考え方を変えて、これでやっていきますよということを町で打ち出したというふうなことで、そんなふうな認識でいいのか確認させていただきます。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

１点目の障害児デイサービスの補助金等の適用について、市なら云々ということですけれども、現在市ならですとか、町ではとか、そういった情報を持ち合せておりませんので、町だから該当がないということについては、そうですというお答えはこの場ではできません。

２点目のファミリーサポート、現にある制度、先ほど申し上げましたが、きらりびとみやしろさん、シルバー人材センターさん、社会福祉協議会さんで行っているこちらの事業自体はそのまま継続です。

今回想定しているファミリーサポートセンターの運営については、基本的には育児に絡めての家事支援ということですので、現状社会福祉協議会さんなどでは高齢者について家事支援なども行っているという話も聞いております。そういったところは特に今回想定しているファミリーサポートセンターの運営が影響するものではないと考えております。これまでのものと別物ということで、なくなる、なくならないということであれば、これまでの事業については今回新たな事業を立ち上げることによって、既存のものがなくなるというものではございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　確認させていただきますが、この子育て関係の緊急サポート、ファミリーサポートセンター運営事業は委託するということで、その場所は町にはないということで、町ではなくてＮＰＯ、例えばきらりびとがやるとなったらば、ＮＰＯきらりびとの事業所内にあるというふうなことでいいんですか。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

今、角野委員から例示としてきらりびとみやしろさんが受ける場合はということでしたけれども、運営主体の場所が主たる事務所となりますので、直営であれば当然ここの庁舎内に置くことになりますが、委託実施を予定していますので、想定しているＮＰＯの事務所がそこの場所ということになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　３点ほどお聞きしたいと思います。割合簡単な質問ですので、てきぱきと答えてくれればすぐ終わると思います。

１点目は101ページの民生委員の問題ですけれども、なり手がないと。どういう対応をしているのか。確かに民生委員の仕事も大変だと思いますが、地区によってはなり手がいないとそういう話を聞きます。どういう対応をしていくのかどうか。

次に、多分105ページの関係だと思うんですけれども、障害者の支援入所施設の問題。これはたしか昨年の12月以降、施設の具体化に先駆けまして保護者の組織の一本化に向けた合意がなされまして、保護者４団体が一度解散しまして、目指すべき施設の実現に向けた保護者団体の成果として、新たな宮代町手をつなぐ親の会が設立されたと説明されております。今後、入所施設に限らず、グループホームについても検討していく方向だと。それはそれでよろしいんですけれども、町もこの問題については、この親の会の人たちは前々からもう早くやってもらわないと親が高齢化になってしまっているということで、早急にお願いしたいということは前々から話は出ていたもんです。のんびりしているわけにはいかないと思います。そういう意味で、町としてはどのぐらい力を入れているのかどうか。ただ、この親の会の動きを見てやっているのかどうか。やっぱり積極的に町も一緒になって何とかしてやらないといけないというのが立場だと思うんです。今どうなっているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

もう１点は107ページの敬老会の問題。これは違うのか。福祉課だよな、地域敬老会支援事業。

福祉課になっているな、予算上は。違うの。107ページの……

上だこれは、ごめんなさい。これはいいわ。じゃ今の２点、ちょっと１つ字が狂って見えましたので、敬老会のことは申しわけないです。今の２点についてどうなのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　暫時休憩いたします。

再開は２時20分といたします。

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時２０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き、福祉課分の質疑を行います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野です。

まず、民生委員の件についてお答えさせていただきます。

現在、宮代町の民生委員の定数は50名で、主任児童員が３名、計53名が定員となってございます。現在、宮代町については、幸いなことに欠員の状況ではないというような状況で、欠員という状況にはなっていないというところでございます。とはいえ、そういった小河原委員がおっしゃったことにつきましては、他市町では定員割れをされているところもありますし、全国的にこういった問題が今うたわれているというようなところでございます。また、それぞれ民生委員さんの業務があるわけでございますけれども、現在負担軽減等の課題等もございますので、その辺を対応策といたしまして、現在民生委員の方々の意見を伺いながら定数の検討を今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課長、渡辺でございます。

障害者の入所施設の関係のご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問のとおり、障害者の保護者の４団体の方々の検討の場でありましたしいがしの森検討委員会でずっと検討がなされてまいりまして、町もその場にオブザーバーという形で参加させていただきまして、可能な情報提供とか助言等もさせていただきながら進めてきたところでございます。

一昨年の５月に４団体が統合されて、新たに手をつなぐ親の会という形で発足されまして、今度はその手をつなぐ親の会の中に施設建設事業部という組織ができまして、そちらが中心となって検討を進めていくというような方向性になったところでございます。その後、若干親の会の皆さんの検討がやや停滞されているというところはあるかもしれませんけれども、基本的には財源的なご準備もされていますし、まず親の会の皆さんの中でどんな方向性で臨むのか、どんな施設を目指すのか、そういった内容を町としてもサポートしながら整備していっていただければというふうに思っております。その上で、いつの時期にどんな施設をというのが具体的になってまいりましたら、先に町としてどんな支援をするかという具体的な検討に入っていけるのかなというふうに思っております。親の会の皆様には、それ以降現在まで資金的な確保のために農産物の加工販売をされたり、バザーをされたり、そういったことを続けてらっしゃいますし、役場の庁舎にも募金箱を置かせてほしいというご要望がありましたので、福祉課のカウンターと会計室のところ、それから公共施設で郷土資料館とぐるる宮代、こちらに募金箱を置

いていただいているような状況です。

そういった中で活動を訴えるようなこともされていますし、組織的にはＮＰＯ法人として新たな形をおつくりになって前進もされていますので、こういったものが今後進んでまいりますので、それをサポートしたいというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　再質問をさせていただきます。

民生委員の問題は新たな発想というか、民生委員と話し合って、定数の問題でしたか、先ほど。多分少なくて済むのかなとは思います、なり手がないとなれば。それでいいのかどうか私はわかりませんけれども、そういう話し合いをお互いにやっているということだけはいいことだと思うんですが、ひとつ民生委員の仕事を考えて、定数が減っていいかどうかはわかりませんけれども、増やすのが普通かなと私は思うんですけれども、そういうことを間違えのないようにひとつ十分話合ったほうがいいと思いますので、これは今新たな内容を聞いて、どうなるか期待して見守っています。

私はなぜ質問したかというと、どこと言うとちょっと問題なんですけれども、１回民生委員になるじゃない、そうするとやめられないというんだよね、なり手がないから。民生委員推薦委員というのがいるけれども、議員も何人かいたけれども、私も１回やったことあるんだけれども、民生委員を探すのが大変です。なかなかやり手がいない。だから、やめる人も簡単にうっかりやめて、後釜も見つけないでやめてもらっちゃったということで、大変だという思いを身にしているんじゃないかと思います。そういうことで、定数の問題よりも、あなたが民生委員がすぐ選ばれる方法をひとつ考えておいたほうがいいと思うんです。それだけ大変な仕事だというのは私たちもわかっていますので、ひとつそこら辺は私の意見として、なり手がないということは事実ですから、頭の中に入れておいてもらいたいと思います。

あと、次に２点目の問題ですけれども、話がまた新たに進んできたようですよね。財源的なことは別にしまして、ＮＰＯ法人を新たに組織をしていきながら、何か話がどんどん進んでいくように説明を聞きましたけれども、私はこの手をつなぐ親の会は確かに一生懸命話し合っていると思うんですけれども、私が思うのは、例えば建設の方向にもうどんどん県とかとの調整はあるかもしれませんけれども、進んだとすれば、土地の問題なんかが一番ネックだと思うんです。そこら辺を町が積極的に介入というのはおかしいけれども、一緒になって見つけてやるとか、それが必要だと思うんです。何のための行政だと。私はこういう一生懸命やっている人たちの、もう時間がないと言っている人たちのためには、もうほかの仕事はほっぽってもいいからやるぐらいの気持ちがあっていいと思うんです。そういうことを強くお願いして、町が関与するにはやっぱり土地の問題、それがネックだと思いますので、親の会から来るのを待っていないで、積極的に町から進んで行って、一緒になって話し合って、そういう運動をすべきだと私は思うんです。そのことをどう思うか、そういうこともやりたくないと言うんではしょうがないけれども。やりたくないとは絶対に言わないと思うがね。十分検討していきたいとかそういう言葉になると思うけれども、それでは困るんです。一生懸命やっていきますと、そういうことがあるのかどうか、それを聞きたいと思うのですが。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課長、渡辺でござ

います。

お答えを申し上げます。

整備につきましても、今委員さんがおっしゃられましたのは、全くの新設をする場合に土地を確保するという手法のお話だと思うんですけれども、中古物件を改修して整備したり、あるいは今リースみたいな形で不動産業者さん等が物件を整備して、リースのような形でお支払いをしていくみたいないろいろなやり方が出て来ています。ですので、さまざまな整備手法がありますので、まずその方向性を整理していただかなくてはいけないんだと思います。ですから、これはあくまでも主体は親の会さんでいらっしゃいますし、親の会さんのお考えもおありになることは重々承知していますので、そういった中で町としては助言をさせていただく中で新たな方向性をお決めいただいて、その方向性が決まったら、町としてどんな支援がさしあげられるのかというのを速やかに詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。

それでは、方向性を早く出しなさいと、そういう運動はしていくべきだと思います。ただ、親の会が方向性を決めるまで待っていて、方向性が決まったらというような言い方をしているんだけれども、こちらから方向性を早く出しなさいと、そのぐらいのことは必要だと思います。それもやらないで、ただ親の会の運動を待っているだけでは、それはなかなか進まないです。だから、執行部側から早く出しなさいと、そのぐらい言うべきだと思います。それで一緒になって話し合えばいいんです。どうもこの宮代町というところはそういうところがあるんだよね。こちらから言わないのね。みんな相手が出てくるのを待っているの。それじゃ町はよくならないですよ。運動もそういう人たちのためにもならない、そればかりではないと思います。ひとつこちらから積極的に出しなさいと行かなかったら、相手だってなかなか進まないと思います。この問題以外だってそうだと思います。みんな委員会つくって、委員会の意見を聞いてどうのこうの、そういうことをやっていたんではだめです。こちらから行かないと何でも。やりなさい、早く決めなさいと。そのことを言って委員長、これだけ言えば耳にタコができたと思いますので、忘れないと思いますので、申し上げてこの質問は終わって、また場合によっては次回やりたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。それと同時に前段者からもいろいろ質疑されておりますので、確認も兼ねてお願いしたいと思います。

まず、112ページの児童福祉費ということで、当初議案の説明でも安心して子育てができると感じていただけるような取り組みを実施するというふうに言っておりましたけれども、私は安心して子育てと言うと、やはり保育料が高くない、それから希望する保育所に入れる、こういうのはもう基本的な問題だと思っているのですが、新年度の予算で安心して子育てができる、そういう取り組みというのはどういうことなのか改めてお願いしたいと思います。

それから、同じく学童保育所運営事業なんですけれども、ここでは道仏地区の転入増に伴って、笠原小学校のふじ児童クラブへの入所児童数が増加するということで言われています。資料でも16ページに示されておりますけれども、確かにふじ第１、第２ということで増えております。入所予

定者数もそのようになっておりますけれども、この17ページの細かい話ですけれども、かえでだけが第１、第２と。ほとんどの資料には第１、第２となっているのに、17ページの予定者数のところだけかえでが分かれていないんですけれども、特にかえでについては、しかもマイナスになっているので、この辺はどうなっているのか。

関連になってしまいますけれども、資料の20ページでは学童保育所、かしの木第２が１人当たりの児童数が9.14、いちょうの木の第１は１人当たり15人と。すごい１桁と２桁の違いがあるんですけれども、そういった違いがあって、ふじ児童クラブへの児童数が増えたということで、ここだけの増員でいいのかどうか、その点わかるように説明お願いしたいと思います。

それから114ページ、115ページの児童福祉対策事業なんですけれども、子育て支援事業計画が31年度で満了になると。それで、新たな計画をつくらなくてはいけないということで、新年度からニーズの調査を行っていくということなんですけれども、これはいつごろから始まるのか。どういうふうにこの調査を行っていくのか。その辺お示し願いたいと思います。

それから、116ページ、117ページ、みんなで子育て！こども未来事業ということで、金額はそんなに増えているわけではありませんが、特に子育て世代のニーズにマッチした情報発信をスピーディに、早くやるということなんですけれども、ここでいう子育て世代のニーズというのは、どのようなニーズなのかお示し願いたいと思います。

それから、18ページ、19ページの緊急サポート事業、それからその下のファミリーサポート事業。前段の委員のところでもるる説明があったんですけれども、私も病後児保育というと、もうこれはみやしろ保育園が当初からやっていて、それは県内でも進んだ事業だということで、ほかの自治体からも視察に来るぐらい進んでいたというふうに記憶しているんですけれども、ああやって病児、早朝、夜間等の緊急時の一時預かりということで言っているんですけれども、この辺の内容、これは資料24ページに載っておりますけれども、確かに前段のところでもあったと思うんですけれども、宮代としてそんなに目新しい事業でもないし、どこがどういうふうに取り組んで、ここが新規事業として取り組むんだという、その辺がちょっとわかりづらいんですけれども、お願いしたいと思います。

それから、ファミリーサポート事業も新規事業なんですけれども、家事の支援などで、運営主体は町と委託で、利用したい方、支援したい方をつなぐいわばマッチングですか、これは新規事業だということなんですけれども、先ほどきらりの話も出て、何かよくわからないんです。このきらりが当初やっていた事業を、宮代町としてこれはいいことなので、そこに町が入ってマッチングするというような形なんですか。もう少しわかりやすく、すみません、説明していただきたいと思います。

それから、118、119ページの保育園費なんですけれども、やはり道仏地区の転入増が大きな要因だと思うんですけれども、それによる保育園、それから民間の保育園の運営費も増加するということなんですけれども、これも資料と合わせて今後の増員予定も載っておりますけれども、その辺どういうふうになっていくのか。それで、これからも増えていくんですけれども、この状況のままでいいのかどうか、その点今後の保育所の関係についてお尋ねしたいと思います。

それから、120、121ページのこれもみやしろ保育所運営事業で、先ほど前段で雨漏りの修繕工事

ということで、屋根のパッキンだの防水シートということなんですけれども、これは予算づけだから、当然専門の方に見ていただいて予算計上していると思うんですけれども、それで多分完全に直ると思うんですけれども、とりあえずなのか、これできちんと修繕されるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから122ページの国納のほうも外廊下の一部改修等の必要な施設修繕、これももう少し具体的に説明願いたいと思います。

それから、最後なんですけれども、資料の２ページにも載っておりますけれども、生活保護の関係なんですけれども、事業主体はもちろん福祉事務所なんですけれども、やっぱり町も窓口になっているかと思いますが、宮代では生活保護の受給者が255世帯、341人ということでなっているんですけれども、今生活保護で問題になっているのは、今年10月から食費とか光熱費など日常生活に充てる生活扶助、これは３段階で最大５％削減するというそういう話になっております。報道によれば、生活保護受給者の約７割の世帯が減額になるというふうに言われておりますけれども、こうなるといろいろなほかの施策の旧水準なのに連動すると思うんですけれども、これらによる影響についてご説明願いたいと思います。重々事業主体は福祉事務所ということはわかっておりますけれども、もし答弁願えたらお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

丸藤委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず１点目の安心して子育てができるそういった取り組み、新年度予算上での取り組みとのご質問でございますが、既存事業、既存サービスを核にその継続の実施というのは大前提でございまして、新たな取り組みにつきましては、本日のこの場でもお答えご説明させていただいていますけれども、ファミリーサポートセンターの運営ですとか、緊急サポート事業の実施。

それと新たにと言いますか、みんなで子育て！こども未来事業という事業がございますけれども、そちらの中でウエブサイトの運営を29年度から始めていまして、その中で子育てに関する情報の発信というのを町が直で行ったり、ウエブサイトの運営事業者が行ったり、そういった情報発信がありますけれども、そちらについては費用を投入いたしまして、１カ月の情報の更新、無料のサービスですと月４回が限度となっているんですけれども、その更新作業、更新回数については無制限で行われると。日々子育てに関するさまざまな情報がありますけれども、そういった情報発信を月の利用制限なくして無制限にできる、そういった取り組みを行う予定がございます。

保育料、保育所入所に関してのご質問、関連でございましたので、そちらについてお答えさせていただきます。

保育料負担につきましては、さきの議会本会議におきましても福祉課長からご説明、ご答弁させていただいているところがありますけれども、保育料の改定についてというところのご質問と捉えております。

こちらにつきましては、現状県内の保育料の改定状況を収集しているところでございまして、町としてそういった情報を整理した上で、改定の必要性ですとか改定による影響、そういったところを整理した上で、2020年の無償化の話もありますけれども、特にそこまで何もしなくていいかということではなくて、その時点又はその前の時点で

すべきこと、そういった整理を今後する必要があると認識しているところでございます。

保育所の入所に関しましては、希望する保育園、希望する保育所に入所できるような形で町のほうも昨年12月の一定期間の申請時期を受けまして、その後も随時受け付けなども受けた後、多くの保護者に希望する園に入所していただけるようなそういった対応をとったところですけれども、現状全ての方が第１希望の園に入所できるという状況には至っておりません。どうしてもそれは年齢枠の関係がございますので、現状としては第１希望ではなくても、第２希望、第３希望、そういったところで入所、入所は実際４月ですので、これからの話になるわけですけれども、そういったところで入所に関する通知を送らせていただいているところでございます。

続きまして、学童保育所に関するご質問で、笠原小ふじ児童クラブが増える理由というところで、道仏の転入絡みのお話があったかと思いますけれども、そういったところも十分影響しているところと認識しております。

今後も増加が見込まれるところでありますけれども、学童保育所の入所に関しましては、学校区に分かれての入所となりますので、今後ふじ児童クラブの増加が引き続き見込まれて、場合によっては学校の余裕教室から別棟にといったところも想定しているところでございます。

続きまして、今後の学童保育所入所の見込みのところで、かえで児童クラブの内訳が分かれていないところですけれども、実際今年度29年度の状況までは第１、第２で把握しているところですけれども、30年度分につきましては、58人の振り分けという情報はまだいただいていなかったところもありますので、把握に至っていなかったというところでございます。

今後、ほかのところは増えているけれども、かえで児童クラブは29年度と比較して減少している、その後も見込みとして増えていないといったところはありますけれども、この数字につきましては、実態と今後の推計から、このような形で表示させていただいているというところでございます。

資料の20ページに関するご質問にお答えいたします。

20ページの表、学童保育指導員１人当たりの児童数というところで、ばらつきがあるというところ、ご質問いただきましたけれども、多くの児童に入所いただいている、先ほどもお答えさせていただきましたが、あくまでも学校単位での入所となりますので、結果としてこういったばらつきができたと。学校単位の入所となりますので、結果としてこのような形にはなっていますけれども、その日その日の勤務につきましては、シフトを組んで当たっていただいていますので、１日の実負担というか、抱える児童数ということではございませんので、そちらはお含みおきいただければと思います。

○委員長（田島正徳君）　福祉課担当主幹。

○こども未来室主幹（青木　豊君）　子育て担当の青木と申します。

お答え申し上げます。

ニーズ調査についてでございますが、子ども・子育て支援事業計画を改定するため、子育て中の保護者を対象に、子育て支援サービスに関する現在の利用状況や、潜在的な利用意向を含めたニーズ調査を実施します。具体的には、アンケート調査を実施してそれを分析すると。分析した結果を改定計画に反映させるということでございます。期間は、来年度の７月から10月を予定しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

続きまして、予算書の116、117ページのみんなで子育て！こども未来事業に関するところで、子育て世代に関して、情報発信、ニーズの確認というところ、そういったご質問につきまして、情報発信につきましては、先ほどウエブサイトのところで簡単にというか、ご説明させていただきました。月４回の情報更新の制限を、制限なく発信できるようにというところで、そういった取り組みを予定しているところでございます。

続きまして、緊急サポートのご質問についてお答えいたします。

これまでもこれからも、みやしろ保育園で病後児預かりの事業は継続していくところでございますけれども、緊急サポートにつきましては、病後児ということではなくて、いわゆる疾病といいましても、まま程度的には軽い疾病が想定されるところですけれども、あとは病気云々とは別として、夜間子供を預かってほしいとか、早朝子供を預かってほしいとか、そういった需要に対応できるように、おねがい会員とあずけて会員、そういった会員相互の登録、利用による緊急サポートを行うものでございます。

その中でも、病後児の部分も出てくれば、みやしろ保育園内で行っている病後児預かりの時間帯ですとか、枠の空きとか、その辺を確認して、どちらで案内したほうがいいのか、そういったところにはなってくるかと思いますけれども、こちらについても委託事業者と十分な確認をした上で、当然、今、みやしろ保育園内で行っている病後児預かり、それは実施済みだけれども、緊急サポートの業務をお願いすると、そういったところは委託の中で整理をする必要があると考えているところでございます。

続きまして、ファミリーサポートについてのご質問ということで、今現在、きらりびとみやしろでやっているものとの違いというところですけれども、きらりびとみやしろの中にも、子供の一時預かりをする場所がございます。そこに頼んでいる方もいるというところは、もちろん承知しております。新たに立ち上げるファミリーサポート運営事業につきましては、運営はＮＰＯに委託して、実際想定しているＮＰＯが直接そこで預かるということではなくて、会員宅で子供をみると、そういったところですので、きらりさんが直接やっているものとは別物ということで、そういったところの今後の周知におきましても、そういったところをきちんと整理した上で、町からの情報発信していきたいと考えております。

続きまして、保育園の運営費の件のご質問ですけれども、ごめんなさい、改めてちょっと内容が把握しきれていないところがありますので、改めて頂戴してもよろしいでしょうか。ごめんなさい。

先にいただいている質問について、順次お答えさせていただきます。

○委員長（田島正徳君）　みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園所長の吉田です。

みやしろ保育園で平成30年度予定をしております屋根の雨漏り修繕についてご説明させていただきます。

予算につきましては、やはり14年、15年たってきている施設ですので、建具ですとか、ところどころ園内でも修繕が必要な箇所が出てきております。そのとき、見てもらっている業者による見積をもとに、予算を計上させていただいております。

こちらがとりあえずの状況がこれで直るのかと

いうところなんですが、今までも雨漏りにつきましては、腐食している床のみを修繕いたしましたり、壁のひび割れをパテで埋めたりと対応してきましたが、今回屋根の上部から修繕することにより、こちらの修繕箇所が保育園の玄関から駐車場に沿った大きなコンクリの壁になるのですが、そちらに屋根も直し、吹きつけもすることで、そちらの雨漏りはこれで直るということで予定をしております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　国納保育園所長。

○国納保育園所長（森山洋子君）　国納保育園、森山です。よろしくお願いします。

外廊下の改修整備ですけれども、今年度平成29年度、国納保育園にいらした方はわかると思いますけれども、国納保育園、本当に田んぼの中の一軒家ということで、とても風通しがよすぎるほど、風の強い日、雨の日はもう廊下もびしょびしょ状態です。そのため、保護者からもいろいろと指摘がありまして、29年度予算をいただきまして、通り抜けの廊下のうちの４カ所のうち、２カ所をガラス戸をつけた、それで全然今の状態、２カ所はもう風がこないし、雨も入ってこないので、小さいクラスのほうにつけたところは特に、今まで小さいクラス、直接入り口から入れない状態だったんですけれども、それをつけたことで、ちゃんとそこから入れる状態になったということで、あと４カ所のうち、２カ所が残っているため、その２カ所を本年30年度に同じような形で計上させていただいたところです。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　最後の生活保護の件のご質問にお答えします。

丸藤委員おっしゃったとおり、生活保護制度につきましては、埼玉県福祉事務所のほうで管轄されている事務でございます。とはいえ、住民の生活にお困りになっている方が相談来るのは、町の窓口が大多数でございますので、そこで適切に福祉事務所のほうにつなげられるような形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　保育所の今後の枠の増加に対する対応等の関係のご質問で、もう１点よろしいでしょうか。その点に関しまして、福祉課長、渡辺から申し上げます。

保育園の入所数につきましては、さきの全員協議でもご説明をさせていただいたとおり、児童数想定から見込んでおりました利用数よりも、利用率の上昇がかなり見られまして、町の想定を上回るほどのお申し込みの増加状況がございます。

今後の枠の確保のあり方についてでございますけれども、１つには、ゼロ歳１歳という小さいお子様の枠確保という問題がありますので、こういったものに関しましては、小規模保育ですとか、あるいは事業所内保育、そういった地域型保育の活用も図られる必要があるというふうに考えておりますし、また１歳、２歳の子たちが、大分申し込みが増えておりますので、そういったことを考えますと、今後早いうちに認可保育園の整備も視野に入れていかないといけないという認識でございます。そういった形を新年度早々に整備してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

何点か確認したいんですが、まず112ページ、113の学童保育所運営事業なんですけれども、資

料の16ページ、先ほども言いましたが、特に今後の問題です。これは新年度は学童保育指導員の増員を図るということなんですけれども、今後の児童数、予想なんですけれども、ふじについては特に多くて、新年度は103、それが139と三十何人増えます。それから、平成32年度がさらに二十何人増えていくと、22名。平成33年度は10名。平成31年、32年を見ていくと、かなり増えていくわけですよね。この辺の予想されているんですけれども、今後はこういった状況のもとで、どういうふうな指導員の増員を図っていくのか、その点お聞きをしたいと思います。

それから関連で、この学童保育所の１人当たりの児童数、先ほども聞いたんですけれども、こういった状況でいいのかどうかですよね。

かしの木第２が、１人当たりの児童数9.14で、いちょうの木第１が15人という状況なんですけれども、これだけの格差って、別に支障はないんでしょうか。先ほどの答弁ですとないような答弁なんですけれども。その辺もう一度お願いしたいと思います。

それから、114ページの児童福祉対策事業、新たな計画策定、４月から10月ということで、アンケートをとって分析して改定計画つくると、これはわかりました。116ページのみんなで子育て！こども未来事業なんですけれども、先ほどどのようなニーズなのか、それをどういったニーズでマッチした情報発信を、しかも早くしていくということなので、制限があるとか、そういう月４回とかというふうにおっしゃられたんですけれども、そもそもこの子育て世代のマッチしたニーズというのは、何を指すのかということでお尋ねしたつもりなんですが、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、118、119ページの緊急サポート事業なんですけれども、あえて新規事業にしているわけですよね。先ほども病後児保育であれば、病後児保育やっていますし、早朝、夜間等の一時預かり、これらについては、新たにここととここについた、こういうふうにやるということであればわかるんですけれども、そうじゃないんですか。私はそういうふうにここではとっていたんですけれども。

それから、ファミリーサポート事業なんですけれども、そうしますと、単なる手助けではないですよね。ＮＰＯのきらりびとみやしろがやっているということなんですけれども、これは会員宅で子供を見るということでしょう。きらりびとはいろんなお年寄り、それから認知症の方を対象にやっているんですけれども、これは子供の新規事業としてそういった家事の支援だけなんですか、これは。きらりびとはいろんな手助けの事業をやっています。けれども、これはそれだけの支援で利用したい方、支援したい方をつないでいくという事業なんですか。その辺、もう少しわかりやすくご説明お願いしたいと思います。

118ページの保育園費ということで、関連で、今後の公立の保育園、民間保育園の枠の増加ということで、これは認可保育園を整備していくということで、先ほどの課長の答弁で理解するんですが、そういうことでよろしいですねということで確認したいと思います。

それから、120ページ、121ページのみやしろ保育所の雨漏りの関係、わかりました。

それから、国納保育所、122ページの関係で、これは今回、前年度気がつかなかったんですけれども、残りということなんですが、外廊下の改修はこれで解決するわけですねということで、確認したいと思います。

それから、生活保護の引き下げによる影響なん

ですけれども、私は先ほどこういった生活保護を減額することによる影響なんですよね。それはどういうところに出てくるのか、わかる範囲で結構なんですけれども、わかればどういうところに出てくるのか、やはり心配ですので、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

学童保育指導員の増員の取り組みというところでございますけれども、今後学童保育所の入所増が見込まれるという状況がございますので、指導員の増については、先ほどの別の委員のときにもお答え申し上げましたけれども、指導員自体は随時募集をしておりますので、十分な保育に対応できるよう、数の手当てをしていきたいと考えております。

あわせまして、１人当たりの児童数、これもシフト、ローテーションを組んでというところがありますけれども、無理な勤務条件等が今後発生しないよう、そちらについても十分注視していきたいと考えております。

続きまして、子ども・子育て未来事業のニーズに十分マッチしているのかというご質問でございましたけれども、正直、現時点にてニーズ自体把握しきれているという状況は確認できてございません。ニーズにつきましては、ウエブサイト等ですとか、そういったところを利用して、また子育てひろばや子育て支援センター、そういったところのほうから声をいただいて、十分ニーズに対応できるような取り組みを今後図っていきたいと考えております。

緊急サポート事業について、新規事業ということだけれどもというご質問でしたけれども、こちらについては、丸藤委員おっしゃられましたように、早朝、夜間については、まるっきりの新規の部分、あとは疾病にかかっている子供の預かりについても新たな取り組み、現に事業化取り組んでいる病後児預かり、こちらは特にそこの部分で目新しいということはありませんけれども、みやしろ保育園での預かりも、曜日ですとか時間ですとか枠、そういった限界がありますので、こういった部分にも対応できるように、こちらの新たな緊急サポートのほうの一つのメニューとして組み入れて、事業実施するというところで考えているものでございます。

ファミリーサポート運営事業につきましては、現状きらりびとさんでやっている家事支援、育児支援ですとか、一時保育、そういった事業があるわけですけれども、新たに事業化するということで、町が行うもの、直営ではなくて、委託によって実施をするというところですけれども、繰り返しになりますけれども、町のファミリーサポートに登録いただいた会員相互、あくまでも町のファミリーサポート、そこに登録いただいた会員を対象に、相互利用を図っていくというものでございます。

保育園、保育所、今後の枠の問題ということですけれども、こちらについて先ほど課長がご答弁申し上げましたけれども、そういった内容でご承知おきいただければというところでございます。

○委員長（田島正徳君）　国納保育園所長。

○国納保育園所長（森山洋子君）　国納保育園の森山です。

保育園のほうの修繕は、とりあえず防風雨関係は４カ所では大丈夫だと思うんです。ただ、国納保育園は平成11年に開設されていますので、もう20年近くになるので、これからほかがまた何か出る可能性もあるかもと思うんですけれども、とり

あえず雨、風の対策はこれで対応できると思っております。

○委員長（田島正徳君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　保育枠の拡大の関係でございますけれども、認可保育園の整備で考えるのかというご質問をいただきましたけれども、枠の確保の手法は何通りかあると思うんですけれども、例えば東武鉄道が検討している西口開発の中の駅前保育の整備ですとか、あるいは町内の幼稚園事業者の方が、認定こども園に取り組んでいただくとか、何通りかの方法はあると思うんですけれども、その中で何とか認可保育園に相当する枠を確保していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

生活保護の保護費の引き下げの影響ということに関しまして、お答えさせていただきます。

一般的、例えばのケースでございますけれども、65歳、賃貸アパートひとり暮らしの生活の保護の方がいらっしゃった場合、あくまでも目安でございますけれども、こちらは生活扶助費が月６万7,000円、あと住宅扶助、医療扶助とかつくんですが、この辺については今回の引き下げについては変わらないと。この６万7,000円について、２％から５％、もし引き下げが上がった場合については、2,000円から3,000円程度、月減額になるというのが想定されるわけでございます。

これらに関して言えば、その辺を生活を切り詰めてやっていただくという、現状的にはそのような形にならざるを得ないのかなと。その辺については、窓口等にご相談があった場合については、適切に福祉事務所につないでいくというような形で対応をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午後　３時２７分

再開　午後　３時４０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き、福祉課分の質疑を行います。

質疑を求めます。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません、・**九**山でございます。

何点かお聞きいたしたいと思います。

資料のほうで、子育て支援のほうの12ページ、管外委託の、ちょっとお聞きしたいんですけれども、４歳のお子さんが山形県鶴岡市、市町村のほうがなっているんですが、これは介護とか転勤とか、何かそういう関係で行っているのか、もし事情がわかったら教えていただきたいと思います。

それと、資料の23ページなんですけれども、国納保育園の中でげんきっ子をやっていただいているんですけれども、その中の休館日が土曜日が入っているんですが、公立ではない姫宮保育園とか、土曜日とは何か開催しているみたいなんですが、これは何か理由があるのかなと思って、子育てひろばに結構たくさんいらっしゃっているんですが、土曜日とかも開催されたら、もっと地域の人たちは行けるんじゃないかなと思ったので、もし土曜日を休館日にしている理由がありましたら、教えていただきたいと思います。

あと、以前も聞いたかもしれないんですが、その23ページの下、子育て相談の専門相談員さんというのは、やっぱり期間があるのか、もう長くや

ってらっしゃるのか、どういうふうに選んでらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　保育担当主査。

○保育担当主査（小野美保君）　保育担当、小野です。

資料12ページの管外委託の中で、委託先に山形県鶴岡市があるというところで、どういったご事情かというようなご質問にお答えしたいと思います。

こちらの方は、里帰り出産でご実家の鶴岡市に帰られるということなんですけれども、里帰りの期間が終わりましたらまた宮代に戻ってきて、お仕事に復帰されるということなので、鶴岡市のほうに委託を今しているようなところです。

以上となります。

○委員長（田島正徳君）　国納保育園所長。

○国納保育園所長（森山洋子君）　国納保育園の森山です。

げんきっ子の休館ですけれども、土曜日は毎月１回、第４土曜日を午前中、園庭開放で開館はしております。

あと、相談員さんですけれども、一番古い方はげんきっ子にいる相談員さんがもう10年ぐらい、あとの相談員さんももう５、６年、７年からの方がほとんどもうベテランで、ほかでも活躍されている方がなっております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

じゃ、里帰り出産と本当に数カ月ということで、そういうときも対応をしてくれているということ、わかりました。

土曜日１回やっているのは知っているんですけれども、土曜日があいていたら、ふつうの保育のほうは少ない、さっきお話聞いていたら、職員さんの勤務時間が午前中にしたりとか減らしたりされているようなんですけれども、やっぱりきしゃぽっぽのほうまで来られない人とか、月１回じゃなくてあっちもあいてたら、結構仕事が休みの人とか行けるかなと思って、あとやっぱり子育てひろばも、結構いつも来ている人は来やすいけれども、でもたまにじゃお休み行ってみようかというときに、こっちのげんきっ子があいていたらいいなというのは、ちょっと私もご近所の若い方からも言われたことがあったので、そんなこともできたらいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　こども未来室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長、門井です。

子育て世代からの貴重なご意見として受けとめた上で、実現の可否も含めて受けとめさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　保育園の所長さんたちに伺いたいんですけれども、宮代町、大分子育てに関しまして行き届いていると思うんです。若いお母さん、お父さん方と接する機会が多いと思いますので、その保護者の方たち、宮代町住みやすいということで、もう１人子供産みたいという感覚があるのかどうか聞きたいんです。感覚的な質問です。

なぜその質問するかというと、今、ゼロ歳児大体250人、５歳児も小学校入る１年生も中学３年生も、ずっとこの15年間宮代町平均して250人なんです。私たちの人生が85年だとしますと、１年当たり400人いないと３万4,000人の人口維持できないんです。つまり、この15年間毎年150人不足

しているんです。この状態がさらに続くとどうなるかというと、宮代町はもう潰れるのが明らかなんです。ですから、250人が400人まで増える、そんな感触が今感じるかどうか、ぜひ聞きたいんです。

○委員長（田島正徳君）　国納保育園所長。

○国納保育園所長（森山洋子君）　国納保育園の森山です。

現実的、保育園には、一人っ子の子より３人とか４人とか、結構きょうだいの方が今は多く入所されております。一人っ子の方も結構次の第２子これから産む方も何人かおりますので、どっちかって言えば、保育園に預けられたというちょっと安心感もあって、次を産もうかなという考えをお持ちの方が多くなっているのかなという気はしております。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４７分

再開　午後　３時５０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

これより産業観光課分についての質疑に入ります。

まず、担当課長のほうから出席者の照会をお願いいたします。

○産業観光課長（長堀康雄君）　皆さんお疲れ様です。まず私から、産業観光課長、長堀でございます。よろしくお願いします。

以下、自己紹介させますので、よろしくお願いします。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　皆さんこんにちは。宮代町のほうの産業観光課で、農業振興を担当します室田と申します。よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　こんにちは。産業観光課の商工担当の副課長をさせていただいています、吉永と申します。よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　皆さんこんにちは。産業観光課商工観光主幹の菅原です。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　皆さんこんにちは。農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（長瀬昇之君）　同じく農業振興担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

よろしくお願いしたいと思います。

まず、ページで言いますと、140ページ、141ページの農業振興費の関係、それから、ページでやはり142、143の新しい村管理運営事業の関係等々、できる限り新しい村を中心とした質問になろうかと思うんですけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、新井町長の施政方針の中で、５本の柱の３番目に誇れる自然、環境を守り、そして自慢のできる、そんな新しい村の再生に向けて頑張りたいというふうな、

施政方針の中にも載っているとおり、新しい村はいろんな意味でやはり皆さんが注目している町だと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点ですけれども、若干きっと前後しますけれども、新しい村の関係ですから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、内郷用水、用排水路の水路がございますよね。あれは、新しい村が管理をしているというふうに聞いておりますけれども、特にいそ整形のところから、こちらのほうの雑木林のほうまでつながっている水路なんですけれども、あそこの途中で水質浄化システム工業会が施工したものがあるんですけれども、あそこは特に夏場になると、ヘドロが堆積して、においも悪臭を放っているんですけれども、現実的にあそこの施設は機能しているのかどうか、そのことをまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく新しい村が管理しているということで、桜の木があると思うんですけれども、実は前段で町民生活のほうで桜の関係で質問したら、町とは関係ない桜だというふうに答弁をいただきましたので、新しい村のほうですと管理をしているということなんで質問したいと思いますけれども、あの桜の木は平成28年に公益財団法人日本さくらの会、また宝くじの桜事業団が寄贈した桜だと思いますけれども、桜の種類はよくわかりませんけれども、あそこの管理状況がきわめて悪い。100本ほどになっているんですけれども、現実的に100本あるのかどうか、その点をひとつ確認をしたいと思います。

ちなみに、町管理の桜は834本だそうでございますけれども、あそこの桜の木は、現実的に無残にへし折られている桜もございますので、現実、何本桜の木が現存しているのか、ひとつ確認をしたいというふうに思います。

それから、新しい村の管理の備品の関係でございますけれども、あれができたのが平成13年９月にオープンしたというふうに記憶しているんですけれども、当時つくった休憩のベンチだとか、また見晴らし台だとか、その他の施設が老朽化によって次から次へ撤去されている現状があるんですけれども、現実的に撤去はどのような形で撤去しているのか、どこを通して撤去してきたのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、新しい村、現実的に駐車場が道路を挟んであるわけなんですけれども、昨年でしたか、新しい駐車場を設置するという話があったようですけれども、それが白紙になったわけなんですけれども、やはりどっかで聞いたと思うんですけれども、あそこの駐車場が白紙になった経緯、それから、あれにかわる駐車場を今後考えているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

特にあそこ、交通量が今たくさん多いですので、大変危険な状況にあります。そんなことなんでひとつ、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。

それから、145ページ、15の工事請負費ということで、実はこれ過日現地を視察したわけなんですけれども、図書館と新しい村をつなぐ、きわめてすばらしい橋なんですけれども、あそこの屋根の工事を予算の中に計上されておるんですけれども、屋根と同時に、あそこの前後の段差の問題を、ひとつぜひ一緒に考えてもらえればありがたいなというふうに思っております。特にあそこは高齢者が散歩コースになっているんです。あそこは段差になっていて、きわめて危ないと思いますので、屋根と同時にそこらの関係も、ひとつぜひバリアフリー化に向けて考えてもらえればなというふうに思っております。

それから、町長が、要するに先ほど前段で言い

ましたけれども、５本の柱の３つということで、自慢のできる新しい村の再生にも全力で取り組んでいきたいということでございますけれども、ちなみに、理想の新しい村はどういう新しい村にしたいのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

水面に映える文化都市ということで、あそこをつくった経緯もありますし、自慢のできる新しい村はどういう施設に目指していくのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、150ページ、空き店舗の関係で、ちょっと新しい村とは違うんですけれども、空き店舗の改修費等の補助金がここに載っているんですけれども、具体的に200万という額だったと思いますけれども、この中身についてお聞かせ願いたいと思います。どういう改修をしていくのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、新しい村はご存じのとおり、総面積が13ヘクタールというふうに聞いておりますけれども、あそこ全体で維持管理費、ここに一応数字は載っておるんですけれども、どのような形で維持管理していくのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思っているわけです。

また同時に、あそこの13ヘクタール、例えば借地もあると思うんですけれども、借地との関係をひとつあわせてお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず、以上よろしくお願いしたいと思います。

答弁によっては、再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　副課長の吉永です。

お答えさせていただきます。

まず１問目です。内郷用水の浄化施設についてでございます。

こちらの浄化施設ですけれども、機能しているかということでございます。年間３回ずつ、いそ整形さんのところと、それから集道１号線沿いのところと２カ所浄化施設がございまして、それぞれ年間３回、浄化施設ですので点検と、それから清掃と汚泥のしゅんせつ等を３回ずつ行っております。ただ、特に川下のほう、集道１号線のほうの施設につきましては、用水の水位が下がる冬場、用水の水位があれば浄化施設の中を水が循環して流していくという、そういう仕組みになっているんですけれども、水位がどうしても下がってしまいますと、あの施設の中にちょっと水がたまってしまうという状況になることがございます。たまってしまいますと、どうしても死に水になりまして、においが出るということも考えられますので、タイマーを使いまして、水を少しずつ流しまして、死に水にとまらないようにという、そういう仕組みになってございます。

ただ、ご指摘いただきましたように、においが発生すると、そういうようなことをお聞きしましたので、これは管理しております事業者さん、委託先の事業者さんともまたちょっと話をさせていただきまして、タイマーで地下水をくみ上げて流しているんですけれども、それがどの程度までまたできるのかという、そういう部分も調べまして、なるべくにおいが発生しないようにということで考えてまいりたいと思います。

それから２点目です。新しい村の中の桜についてのご質問です。

平成28年度に宝くじの桜を寄贈いただきまして、100本新しい村のエリア内に植栽をしております。この桜は、ソメイヨシノではございませんで、100本なんですけれども、６種類の桜をいただきまして、この開花時期が３月の中旬から４月の下

旬まで、少しずつ咲くように、長い間楽しめるようにということでいただいたものです。

ちなみに、３月中旬、一番最初に咲きますのがカンヒザクラ、４月上旬にオオヤマザクラ、中旬にサトザクラのイチヨウというもの、それからサトザクラのウコン、４月の下旬にカンザンというサトザクラ、最後にフゲンゾウという６種類でございます。

ご指摘いただきましたとおり、一部ちょっといたずらといいますか、枝を折られたりという状況がございまして、枝の先を折られているものがあったり、抜かれてしまったものというものもあります。

今、100本のうちだいたい66本でしたか、40本弱がちょっといたずらをされてしまったということです。

実は、どのように対処するかということを考えまして、植栽を専門家、植木の事業者さんにお尋ねしました。そうしましたら、今がちょうど芽吹く時期ということで、今いたずらされたものを無理に剪定とかをしないで、もうちょっと様子を見てくださいと、そのまま新しい芽が出ることもありますし、もしかしたらそのままだめになってしまうということもあるんですけれども、いましばらく、ちょうど春の時期なので、様子を見てくださいということでしたので、ちょっと痛ましい感じの枝もあるんですけれども、そのままに今してございます。そういう状況でございます。

続きまして、新しい村の施設です。

直売所の後ろの山などもございます。それから、アグリ生産のほうの備品等もございました。備品というのは、使用しなくなったものは片付けさせていただきました。施設ですけれども、木造の施設でございましたので、やはり経年劣化というものがございまして、そのままお使いいただくと安全面で心配があるというものにつきましては、修理できるものと、ちょっと修理するには大変お金がかかるというものもございまして、その辺の判断をさせていただきまして、撤去したものもございます。やっぱり一番の判断の基準が安全上の観点でございます。

それから、駐車場の関係です。これは、仮設の駐車場を直売所の道路の向かい側にということで考えてございましたが、隣接する農地の耕作をされている方から反対のご意見をいただきまして、これは仮設の駐車場という形でしたので、そうしますと反対の意見というのが、駐車場になってしまうと、自分の耕作している田んぼに砂利などが飛んできてしまうので、それは考え直してくださいと、そういうご意見をいただきました。やっぱり新しい村は、ここで耕作されている方などとともに「農」のあるまちづくりをつくっていきたいということがございますので、つくろうとしていた部分は町の土地ではあるんですけれども、そこはやっぱり周囲の反対意見があるんであれば、少しちょっと違う道を探したいと、そういうことで、一時その場所での駐車場というのは今やめたということでございます。

ただ、新しい村で催しなどをやるときに、駐車施設が不足するという状況は、状況としてございますので、でき得ればやっぱりさらに駐車スペースというのを設けたいというふうには考えてございます。

現在、直売所のところに一番近い駐車場スペースがございますけれども、あの部分をうまく拡張することができないかという、ちょっと今そんな相談をしてございます。

直売所駐車場から直売所に向けて、ちょっと水路があるんですけれども、その水路をできれば暗渠にしてその上を使うですとか、幾つか考えられ

ることがあるなということで、そういったことも検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、現地視察もしていただきました屋根つきの橋についてです。

今回予算で計上させていただきましたが、屋根の部分の補修費用ということでございます。ただ、これからまた暖かくなりますと、図書館のほうから村に、村のほうから図書館にということで、大勢の方のまたご利用されるようになると思います。図書館のほうがやはりちょっと高いんです。なので、階段を上ってというようになってございます。そこの段差を一気に解消するというのが可能なのかどうなのかというのは、ちょっと課題とさせていただきたいんですけれども、今後全くのバリアフリーというふうにできるのかどうか、今申し上げられませんけれども、安全に橋が渡れるようにということで、こちらも考えてまいりたいと思います。

続きまして、理想の新しい村とはということでございます。

新しい村は、宮代町が進めてまいりました「農」のあるまちづくりの拠点施設でございます。ここだけで「農」のあるまちづくりができるというものではございませんで、新しい村は「農」のあるまちづくりの実践の場ではあることは間違いないんですけれども、そこでいろんなことに挑戦しまして、実践しまして、その活動といいますか動きを、ぜひ村の外、宮代町の全町に広めていくような、そんな発信地にしていきたいというふうに思っております。ですので、新しい村のエリアだけがすばらしいという、それもお休みの日に親子で、家族で遊びに来ていただけるのは大変ありがたいんですけれども、それとともに、「農」のあるまちづくりというのは、こういうことなんだと、こんなすばらしい恩恵が日々の生活に得られるんだと、そういうことをぜひ発信していけるような、そういう場にしていきたいというふうに思います。

続きまして、空き店舗ですね。

空き店舗の改修でございますが、200万円の予算をまた計上させていただいております。これは店舗部分の改修費と、昨年９月に一部内容を改めまして整えまして、賃借料、家賃の一部も対象にさせていただくという見直しを昨年９月に行いまして、現在は空き店舗を修理してお店を出す場合の改修費と、それから家賃を払う賃借料の一部、こちらも補助対象というふうにさせていただいています。

新しい村の土地の関係です。

町有地の部分でございますが、町が所有しております面積が、４万4,798平米でございます。借地の部分、これが市民農園ですとか、ハーブ園、ブルーベリー園の部分がそうなるんですけれども、こちらが１万1,142平米でございます。そのほか、地元農家の方が耕作してらっしゃる田んぼですとか、そういったもの、自作地等がございまして、そういう部分も新しい村のエリアというふうに考えさせていただいて、約13ヘクタールという面積でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

再質問を幾つかさせていただきたいと思います。

まず、新しい村の今答弁をいただきました。あそこができたのが、くどいようですけれども、13年９月オープンということなんですが、当時の施設、巨費を投じてあそこはもうつくった、まさに「農」のあるまちづくりという大きなテーマのもとに新しい村をつくって、あそこはまさに雑木林あり、水路あり、まさに町長がよく言うように、誇れる自然、環境が残っている、新しい村の周辺

だと思うんです。

そこで、やはりいろんな面で宮代町の場合は、管理面がきわめて低い。つくるときはつくっておいて、後でほとんど、前段の委員会の中でもいろいろありましたけれども、つくって後は管理面がきわめて不足しているんじゃないのかなというふうに思っているわけでございます。誇れる自然、環境を守る宮代町という町長が大きな５本の柱の３つ目に挙げているこのテーマからいって、現実で見ると、きわめて問題だなというふうに思っています。

そこで、幾つか再質問するわけなんですけれども、この新しい村のいろんな施設、見晴らし台だとかベンチだとか、当時つくった施設がどのくらい残っているのか、途中で全然管理をしてないというふうに私思っているんです。つくったんだけど、あとはおっぽりっぱなし、木だから腐食するし、老朽化して壊れたからもう撤去すればいいんだという形じゃないと思うんですけれども、当時つくった施設が何カ所残っているのか、それを聞きたいんです。

これ、えらい補助金もらってつくったわけです、あそこへは。そういう意味で、当時の施設が何カ所残っているのか。途中でどのくらいの管理をしたのかということをまず確認をしておきたいと思うんです。

それから、ちょっと前後すると思うんですけれども、駐車場の関係、あそこ今、駐車場の確保台数何台あるかわかりませんけれども、現在何台保有できるのか、あの駐車場。

そして、今回先ほどの答弁によると、砂利が飛んできて隣に迷惑がかかるから、そんな反対の声があったから、そんなの事前でわかっているわけなんです。そういうところに去年、ここに駐車場がきますよと、現地も視察しているわけなんです。それを簡単に、あそこは迷惑をかけるから駐車場白紙にします、そういうふうな形ではちょっとどうなのかなというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと前後して恐縮なんですけれども、水質浄化システム工業会があそこの設計したんですか、施工したのが小川工業だと思うんですけれども、どこが今管理しているのか、定期的にあそこを管理しているのかどうか。現実を見ると、コイが浮いていたんです、酸素不足で。そういう水路で誇れる自然、環境を守るなんていう言葉自体が私はどうなのかなと。「農」のあるまちづくりということで、大きなテーマを掲げてつくった周辺の施設が、次から次へ撤去される、水路がヘドロが出ている、悪臭がしている、そういうことでは、宮代町の目玉の一つである観光事業から、大きく外れるのかなというふうに思っているわけです。

それから、桜の木の関係なんですけれども、今、無残にも残っているのが六十何本、みんなちぎられたり、抜かれたり、あそこ私も散歩しているからわかるんですけれども、こういうものはもう途中でチェックをして、やっぱり管理をちゃんとしてもらいたいなと。もらったものだからいいやというんではなくして、もらったものだから特に大切にしていきたいなと。６種類の桜が何年かすると咲くな、楽しみにしていた人が、これは何ですかということになっているわけなんです。

宮代町は里山、水田や畑、用水路、屋敷林、田園風景がすばらしい町で、誇れる町なんですから、そういう意味で管理、これは寄贈した人に大変申しわけないと思うんですけれども、そんな意味で、今後どのような形で、もう１回お聞きするわけなんですけれども、管理を十分にしてもらいたいなと。

ここで屋敷林という言葉が出ましたから、今、

宮代町で屋敷林、何カ所あるか、ひとつお聞かせ願いたい。この屋敷林を管理している人は、どういう人が管理しているのか。今後のこの屋敷林を保存することは並大抵のことではないと思いますけれども、現実の屋敷林はどのくらいあるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず再質問それでよろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

お答えをいたします。

平成13年９月に新しい村がオープンいたしまして、当時の施設で残っているものの数というご質問でございます。

すみません、正確な数は今ちょっとここでは持ち合わせていないんですけれども、大事に使っておりました直売所のデッキ部分、それから農の家のやはり木のウッドデッキ、こういったものは修理をしながら現在も使っておりまして、直売所のステージにつきましては、昨年度ちょっと新しく円形に直させていただきました。それから、そのほか大きな見晴らし台というのは、ちょっと修理ができませんで片づけさせていただきました。平台のベンチにつきましては、修理をしながら維持させていただいているところです。それから、木製の外周の遊歩道部分にあります枕木を使いました橋などがございます。こういったものも修理をしながら維持させていただいているところです。

それから、駐車場の台数ですけれども、現在59台、約60台です。そのほか直売所の裏手から笠原小学校に向けて芝生といいますか草地の部分がございまして、こちらのほうも催しのときには使っておりますので、少し増えるかと思いますけれども、通常駐車場の台数ということでは60台でございます。アスファルトの部分です。

それから、浄化施設の現在の管理ですけれども、町は新しい村に管理業務を委託しまして、さらに専門の事業者ということで、現在はさいたま市にございます都市管理サービス株式会社さんという事業者さんに維持点検、それから汚泥の清掃などをお願いしております。

それから、町内の屋敷林の数ということでございますが、すみません、こちらもちょっと今、屋敷林が何件あるのかということはちょっと数字を持ってございませんで、お答えできないんですけれども、屋敷林を管理していらっしゃるというのは、やはり持ち主のお宅の方ということになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

注文ばかり言って大変恐縮なんですけれども、よくなった面も正直言うとあるんです。奥の農業、施設があって農機具なんか大分、トラクター、いろんなものが散乱した、ここ数カ月の間に随分きれいにした。実はけさあそこ全部一回りしました。随分きれいになったなと、やっぱり職員が頑張ったんだなというふうに思って、ありがたく思っているんですけれども、そういう意味でひとつ新しい村というのはやっぱり宮代町の一つのシンボルですから、進修館、笠原小学校、新しい村、あそこ一つのシンボルなんですから、ぜひともひとつ誇れる宮代町の自然、環境を守るシンボルとして、新しい村をひとつ、十分これからもすばらしい施設にしてもらいたいなというふうに思っているわけでございます。

ここでちょっともう１点質問をさせていただきますけれども、146ページ、147ページのほうなんで、ちょっと前後して恐縮なんですけれども、農業生産基盤整備推進事業ということで、今、着々と用排水路の整備が進められておりますよね、改

修工事が。これの今後の見通し、農家の人はやっぱり１日も早くこの水路をきれいにしてもらいたいということの要望たくさん来ていると思うんですけれども、今後の用排水路の整備の計画を、もしあったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、桜の関係なんですけれども、今言ったとおり、もう随分桜の木が無残に多くへし折られたというふうな結果が出るんですけれども、これどのくらいしたら再生する、後で何か新しく植えかえるという話でしたけれども、どのぐらいの時期までに考えているのか。これ皆さん待っていたんです。桜の木が100本も植えて、これはもうそのうちにきれいになるんだろうと。その３分の１ぐらいがあの状態なので、できたらひとつ再生も含めて、何年ぐらいを予定しているのか。もちろん経費がかかるわけですから、ただじゃないわけでしょう。それじゃやっぱり１日も早く再生できるように、これもひとつ新しい村の木の一つとして考えていただければありがたいというふうに思っています。

それから、屋敷林の関係なんですけれども、よく農家の人が言うんです。我々が行くと、あんたたち非農家は言うだけで、この屋敷林を守っているのは俺たちなんだと。農家の人はみんなやっぱり高齢化ですよ。高いはしごをかけて、一生懸命生け垣を整理してすばらしいな、大変だなと思いますけれども、これはやっぱりみんな農家の高齢者の人に委ねているわけなんです。やっぱり町が何らかの形でもう少しフォローするような、口だけで屋敷林を守りますなんて、我々もよく怒られますけれども、町のほうももう少し積極的に、屋敷林を守るんなら守る応援をしてもらいたいなというふうに思っているわけです。その考えがあるやなしや、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　農業振興を担当しています、副課長の室田です。

基盤整備の関係でご質問受けましたので、お話させていただきたいと思います。

今回福祉産業委員会資料としてつけさせていただきまして、非常に心もとないんですが、14ページに今年の30年度の予定箇所が１カ所出ています。なかなか財政的に厳しいものですから、県の補助をいただきながら、これも県の補助ですので、何本も出せませんので１本ずつやっています。

また、こういう大きな工事じゃなくて、小規模基盤整備と言いまして、農家の方が耕作をしやすいように、例えば区画を大きくするときに、木が邪魔になるかと思うんです。こういうのを撤去する場合の補助、それから農耕作をしやすくするような暗渠排水、こういった補助についても出しておりますので、そちらのほうについては、町のほうの農業振興地域整備計画の概要ということで、こういうのをつくりまして、農家の方とかにも配りながら、こういう補助もありますので、積極的に利用してくださいという形を取っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

お答えいたします。

まず１点目、桜の木の再生の予定ということでございますが、今、この春、実際芽吹くのかというのを見きわめさせていただきたいというふうに考えています。その上で何本生きているのかということも確認いたしまして、植栽と言いますか、植木の事業者さんと相談させていただいてと考えております。今、いつまでにということがちょっとお答えできなくて申し訳ございません。

それから、屋敷林を守る応援についてというこ

とでございますが、屋敷林の保護につきましては、私たち商工担当でちょっとお答えするのが難しいんですけれども、例えばですけれども、以前、保存樹木、町で登録認定させていただいて、それをＰＲして、周りの人にも見ていただくというような取り組みもございました。そういった形で、できれば屋敷林は景観の中ですので、周りの人からもいいねというようにぜひ認めていただくといいますか、あってよかったねと言っていただけるような、そんな形での応援ができればよろしいのかなというふうには思います。

ちょっと具体的なことでなくて申しわけないんですけれども、以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　おおよそわかりました。

１つだけ、屋敷林の関係、屋敷林を守る守ると言っても現実的に屋敷林が宮代町に幾つあるかもわからないで、屋敷林を守ると言ってもこれは無理な話で、まずやることは、町内に屋敷林が何カ所あって、どういう状態なのか、それから屋敷林を守ると言ってくださいよ。自然を守る、あれを守ると言ったって、そういう裏づけがなくて守ることはできませんから。予算組みもできないでしょう。やっぱり町内に屋敷林は何カ所あって、恐らく全部の屋敷林の持ち主は高齢者が主な人と思うんですけれども、本当に汗を流して屋敷林を守っている人がたくさんいるわけですから、まずそこへ行って、屋敷林を守るためにはどうしたらいいのか、ひとつこれからそんな準備をしてもらいたいなと。簡単に屋敷林を守るというのではなくて、まず裏づけをちゃんととって、調査をして、それからひとつ屋敷林を守るように、これからやってもらいたいというふうに思います。

要望で終わります。ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　すみませんね、山下です。何点か質問をしたいと思います。

最初に、138ページの農業委員会事務事業ですか、それの本年度の特徴として、遊休農地の解消、農地の利用関係の調整と特徴づけていますけれども、資料１ページを見ていただきたいんですけれども、この遊休農地を解消すると言っていても、平成２年から平成27年までの耕作放棄地が６倍か７倍ぐらいに増えている、これはちょっと異常な増え方している、そういうことなので、この題目、遊休農地の解消というお題目ですか、これ書かれていても遊休農地の解消にはならないと思うんですよね。

私が考えているのは、やっぱり遊休農地、農家の人たちの気持ちを考えれば、跡取りがいないとか、お米の値段が安いとか、それで農家をやめていく人がたくさんいるんですよ。それで、そういう中では、お題目というのはこの遊休農地を解消するために考えていくんじゃなくて、やっぱり適正な管理、それと活用ですよね、どうするのか、それを考えておいたほうがいいんじゃないかなと。活用といってもどういうのをやるのかと言われるかもしれませんけれども、例えば遊休農地のところに花を植えるとか、観光等含めた考え方を持って解消、活用していく、そういう考えでやったほうが私はいいんじゃないかなとこの際思っているんですよ。いつまでも遊休農地を解消していくんだと言うんじゃなくて、もう現実は現実として認めていって、そのほかは活用していくという方法を考えたほうがいいんじゃないかなという感じはするので、その辺のところどういうふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

あと、農地の利用関係の調整というのは、どういうことを言っているのかちょっとわからないの

で、具体的に教えていただきたいと。

それと、あと新しい村のことなんですけれども、⑷の新しい村、142ページです。新しい村の管理運営事業の減額理由、これをちょっと詳しく教えてもらいたい。

また、同じページ数の新しい村管理運営事業として、この新しい村の直営による事務委託事務事業と言うんですか、それは資料のＰ19に書いてあるんですけれども、これは昨年と比べて増えているのか、内容が。その辺のところも詳しくお願いしたいと思います。

それと、地産地消のモデル事業委託の現状は今どうなっているのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

あと、144ページ、⑸の明日の農業担い手支援事業です。

新たな担い手、それは確保できているのか、あと里親制度の活用、あと民間企業の参入促進と特徴づけていますが、どこの民間企業が参入してきているのか、会社名と系列会社があったら教えていただきたいということと、あと生産物の供給先、助成金なんかはどういうふうになっているのか、そのところも詳しくお願いします。

あと146ページ、⑴の農地費、一般管理事業区分11と15ですか、需用費と委託料の施設修繕費でございます。

この辺のところがどこを修繕するのか、多分この中に書いてあるやつかなという、農地のかなと思っているんですけれども、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、最後に農地のほうでは146ページ、⑵の生産基盤整備推進事業と書いてあるんですけれども、多面的な機能の支払支援事業補助金というのが書いてあるんですけれども、ちょっとわけのわからない支援事業だなという、私じゃちょっとわからないんだけれども、どういうことを意味しているのか教えていただきたいと思います。

それと、商工費なんですけれども、148ページ、⑴商工振興事業区分、振興事業です、区分で19で、商工業振興事業補助金、小規模事業者経営改善資金利子補助金ですか、住宅店舗リフォーム補助金を書いてあるんですけれども、その利用する場合、何か利用制約とかそういうのはあるのか、ないのか、あと、また町民にこういうことがあるんだよということを広く宣伝、認知の必要性は町としてどのように考えているのか、またどのようにやっているのか。

あと、150ページです。

これも、⑶の中小企業の融資事業の実績とこれも上限があるのか、ないのか、これも含めて宣伝も認知もどのように町としてやっているのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、152ページの消費者対策事業でございます。今、オレオレ詐欺だとか、いろんなことでなっています。26ページにも平成28年度で60件、平成29年度46件の相談があったと。売買契約だと、不当請求だと、多重債務だとか、消費一般その他と書いてありますけれども、これの中のここでの町での相談の中での解決件数、対策や解決件数はどのくらいになっているのか、相談事はこれだけあったということなんですけれども、その相談に対しての対策だとか、解決された件数はどのくらいなのか。

あと、先ほども言ったオレオレ詐欺ですが、町民対策、今後対策をどうしていくのか、今のところなくなったということでこの間は説明があったんですけれども、その辺のところを町としてどのように考えているのか、具体的に、警察、ただの放送とかそういうだけで済むのかどうか、その辺のところもちょっと教えていただきたいと思いま

す。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ここで、休憩いたします。

休憩　午後　４時４５分

再開　午後　５時００分

○委員長（田島正徳君）　それでは、再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

答弁をお願いいたします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　産業観光課副課長の室田です。

では、順を追って回答させていただきたいと思います。

まず、遊休農地の関係でございます。遊休農地の関係につきましては、議員さんのほうで活用したらどうという考え方もあるという話がありましたけれども、もともと農業委員さんのほうで遊休農地の解消活動をやっていまして、初めの、スタートが国体のときに遊休農地があって、そちらのほうの活用ということで、コスモスを植えて国体に来る方を歓迎しようということで始めた活動でございます。それが、ずっと今まで、29年度まで続けていまして、5.2ヘクタール解消活動をしているところでございます。

また、遊休農地につきましては、遊休農地にならないような対策というのも、いつもお話をしているんですが、新規就農者の支援対策をしているとか、それからあとは民間企業、法人企業に来てもらってやってもらうということもあるかと思います。

また、農地の流動化といいまして、農地の貸し借りを積極的に推進して農地を集積していくということもやっています。

また、集落営農の推進というのもありまして、どういうことかといいますと、集落営農とは、１集落または数集落を単位にして組織された営農組合を中心に、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得向上を図り、合理的な農業を展開していく営農ということが集落営農なんですけれども、そういったことも視野に、今水田エリア４地区において、水田農業に関するアンケート調査を昨年実施しまして、調査結果をもとに農業委員さんと農地利用最適化推進委員の皆さんと協議を行って、モデル地区になるところをやっていきましょうという話の中で、宮東、中島地区をモデル地域として決定いたしましたので、今説明会を１月26、27日に１回、それから３月15日にもう一回あります。また、６月ぐらいにもやろうかなと思っていまして、少しずつ農地の集約化と、それから協働化の勉強会を始めていきたいというふうに考えています。その中で一緒に考えていければなと思っているところです。

その次に、農地の利用調整というお話がありましたけれども、農地を貸したい、借りたいという方の間に農業委員さん、それから農地最適化推進委員とかに入っていただきまして、進めていく形になります。利用権設定の平成30年１月末で、面積合計では98.7ヘクタールが利用集積ということで、担い手のほうでやっていただく面積として設定されております。

続きまして、企業の参入ということで、まず株式会社ナガホリが上尾市ですけれども、和戸、国納で５ヘクタール、露地野菜をつくっていました。ただ、この会社につきましては平成29年末にちょっと撤退しちゃいまして、その跡地につきましては、町のほうで農業委員さんとも調整をとりなが

ら次の担い手に渡るように調整をしています。その渡るところが丸源アグリというんですが、こちら杉戸町にあります。こちらのほうにつきましては、2.9ヘクタールでネギをつくっています。

また、関田農園という会社もありまして、こちら春日部市なんですけれども、こちらにつきまして、西条原で1.0ヘクタールでネギをつくります。

あと、12月１日から営農開始しました有限会社モンテローザファームでございます。こちらにつきましては、東京都武蔵野市にある会社です。居酒屋の全国チェーンを展開しているグループの会社でございまして、そちら、自分のお店に野菜を供給するために野菜をつくっています。こちらについては、水菜ですとか、リーフレタスをつくります。また、宮代町の新しい村ですとか、それから学校給食のほうにも提供するようお願いしているところでございます。

また、次に里親制度の状況ということでご質問いただきました。里親につきましては、農業技術の支援農家として農業技術を教えるという方、こちらが今まで実は４名だったんですけれども、職員のほうで過去にルーキー農業塾で宮代町に新規に入ってきて勉強した方、もう時間もたちましたのでどうですかというお話をして、引き受けていただいた方３名おりますので、合計７人の方に技術の指導農家として登録をいただいております。

また、生産基盤支援農家として、農地を貸していただいたりだとか、農業機械を貸していただいたりだとか、かん水施設を貸していただいたりだとか、納屋、こういったものをお貸し願う農家が11名でございます。

それから、農地一般管理事業の施設修繕のことをお話されたと思うんですが、そちらにつきましては、去年と同じ額なんですけれども、場所については決まっていなくて、いろんなところで施設が老朽化していますので、いろんなお話で緊急なことが多いんですが、直してくれといったときについてこのお金を使って直してまいりたいと思います。

続きまして、多面的機能支払支援事業ということでご質問を受けました。こちら、国、県及び町が連携して農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、それを支える地域活動、営農活動を支援する制度でございます。こちらにつきましては、農地の維持支払交付金というものがありまして、田んぼだった場合については3,000円が10アールでいただけるだとか、それから畑であれば2,000円という形で、国、県、町が支援をして地元にお金を出して、地元としては一緒に農家の方々が協働活動で、農道ですとか、それからあとは水路の草刈りですとかをやっていただく事業になります。

こちらの事業につきましては、29年度は若宮だけだったんですけれども、今年については西・前原地区と、それからあとは宮東の中の内野地区、２つ入りまして、30年度からは３地区で活動いただく形で調整をとっているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

お答えいたします。

まず、１点目の新しい村の事業の減額理由でございます。こちらは、今年度荷捌き場の工事がございまして、その工事が終了いたしますので、工事請負費を減額しております。それが主な理由でございます。

それから、管理事業の中で増減はということでございます。管理事業の細かい数字の動きというのはあるんですけれども、大きな増減というのは、特筆すべき大きな増減というのは管理事業の中ではございません。

続きまして、地産地消のモデル事業の現状でございます。予算書の145ページ、地産地消モデル事業委託料についてでございます。こちら、直売所の状況でございますが、今年度、29年度は夏場に大変暑い日がございました。猛暑がございまして、その後、長雨がございまして、途中台風が何度もやってくるということがございまして、直売所の売り上げということでは大変ちょっと厳しい年でございました。

売り上げ自体も年度の前半は大変厳しかったんですけれども、後半になりまして、11月、12月後半から年明けにかけて大変スタッフも一生懸命頑張りまして、年末、新年にかけては、11月から１月にかけましては、昨年度、一昨年度を売り上げで上回るという結果でございます。トータルしますと、まだそれでもちょっと平成28年度にどうかというところなんですけれども、ぜひ今年度を終える段階で平成28年度の決算額を超えようということで、今も努力をしている、そういう状況でございます。

続きまして、リフォーム補助制度、予算書でいいますと151ページ、住宅店舗リフォーム補助金の関係でございます。

どのような制約がというご質問でございます。こちら、現在補助要綱の作成を準備している段階ですので、確定ということではまだございませんけれども、こちらの補助制度の場合はぜひ町内の事業者さんが施工する工事を対象とさせていただきたいというふうに考えています。

それから、リフォームの補助金ですので、リフォーム工事を対象にしたいと考えています。そういう考えで、今ちょっと検討しているんですけれども、そうしますと、例えば電化製品の単体を買い替えるですとか、そういうものはちょっと対象外なのかなと。やはりリフォーム工事という作業といいますか、そういう案件を対象にしたいというふうには今考えて検討しておるところです。

続きまして、予算書の150ページです。

中小企業の融資事業でございますが、こちらが今年度、平成29年度は融資の実績はございませんで、まだ１カ月残っていますけれども、現在のところ実績はございません。

続きまして、予算書の152ページ、消費者対策事業の関係です。町の相談業務、解決の件数というご質問でございます。こちらに、資料に出させていただきました46件というのは、相談にみえた件数でございます。こちら、相談業務ですので、こういう、さらに専門的な相談先がございますよとか、そういったアドバイスもございますので、実はその後、その案件がうまく解決したかどうかまでは実は把握し切れていないという部分もございますので、全部が全部マルになったのかバツになったのかということはちょっと、実績把握はできていません。あくまでもこれはお電話なり、それから相談センターにお越しいただいて相談をさせていただいて、アドバイスをさせていただいた件数ということでございます。

それから、オレオレ詐欺の対策でございます。オレオレ詐欺といいますか、いろいろちょっと悪徳商法等ございますけれども、今年度は教育委員会さんのみやしろ大学がございまして、そこの中の講座に入れていただきまして、公開講座という、そのときだけはどなたでも来てくださいという公開講座で、悪徳商法にひっかからないぞというテーマで講義、勉強会をさせていただきました。

それから、もう一回、今度は福祉のヘルパーさん、高齢の方と接する機会が多いということで、ヘルパーさんを対象に消費者トラブルの、やはりこちらも講座なんですけれども、講座を１回させていただきました。この公開講座と、それからへ

ルパーさんの勉強会ですけれども、ぜひ来年度、平成30年度もさせていただきたいということで、みやしろ大学については教育委員会さんにお話させていただいて、スケジュールに30年度も入れていただいているところです。

それから、ちょっと戻って、すみません、リフォームの関係ですけれども、アナウンスの必要性ということでございます。これは、ぜひ多くの方に知っていただいて利用いただきたいというふうに考えておりますので、もちろん町の広報紙も使いますし、ホームページ、それからいろんなＳＮＳなんかも活用して周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　申しおくれました。消費者トラブルの関係ですけれども、町内で１月、複数件、詐欺事件が発生したということで、町民生活課さんでもひっかからないぞというチラシの配布なんかを駅頭と、それからスーパーマーケットでされておりまして、同時に消費生活担当も消費者トラブルの一環といいますか、関係がございますので、町内の金融機関、りそな銀行さん、それから信用金庫が２行、それからＪＡさん、それから郵便局３局に回りまして、啓発のチラシ、振り込め詐欺等をだまされないぞというチラシを配布してまいりました。ぜひ、ＡＴＭという自動預け払い機がございますので、そこの横の見えるところに、前に張ってくださいということをお願いしてまいりました。

それから、町内のコンビニが13ございまして、そちらにも同様に啓発チラシを配布して、コンビニにもＡＴＭといいますか、銀行の機械がございますので、そちらの見えるところに張ってくださいというお願いをしてまいりました。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

最初の質問なんですけれども、確かにいろんなことを国体からやってきたということで了承はしているんですけれども、しかし、現実的にはこの遊休農地が増えているということが現実だと思います。その辺のところで、今農家の人だけじゃなくて、その周りの人だかが草ぼうぼうにしている農地なんかもあります。その辺のところの解消とか、現実的にそういうところが増えてきていますので、その辺のところの解消をどういうふうにするのかということで、いつまでも農地の解消ということで言っていても、これは一向に解決しないと思います。

現実的にこれは増えているということで証明されていると思うんですよね。平成２年から18ヘクタールだったものが平成27年では114ヘクタール、今現実ではもっと増えているんだと思います。これは、１ページになります。資料の１ページ、農地に関することということで。農業福祉、産業農業委員会資料ということで、農業に関すること、１ページになっております。そういうことで、現実的には増えてきてしまっているということで、やっていることは重々わかっております。いろんなことで、福祉産業委員会でやるんだということではわかっているんだけれども、現実的に増えている現状があるということでは、この辺のところで、どういうふうに解消するのか、そういう草がいっぱい生えているところとか、それが今現実的に問題になっているんじゃないかなと思います。

それの利用とか、そういうのを増やしていくということですから、解消しながら。そっちのほうに目標を持ったほうがいいんじゃないかなという感じはする。それは、確かに農業地、農業やって、

農産物をつくっていくということも大事かもしれないですけれども、現実的にはそうはいっていないというふうに見えるんです。その辺のところを産業観光課としてどういうふうに考えているのか、もう一度お願いしたいと思います。

あとは、新たな担い手が確保しているのかということで、里親制度で技術者を７人に増やした、また、納屋等とかそういうので貸し出してくれる、協力してくれる人を11名ですか、増やしたということではわかりました。ますますこういうことをやりながら、新しい担い手を増やしていく、これだと先ほど言いましたように民間企業は参入ということでも、農地を、先ほどいった遊休農地も解消するということではわかっているんですけれども、やっぱりそういう民間も企業も活用しながら農地を活用していくということは私も賛成です。そうしないと、宮代の農地が荒れ放題になって、しまいには宮代は草原になってしまうんじゃないかなという感じは、危惧しているわけです。あと10年したらどうなるんだろうと。

そういうことを、増えて今わかっているので、民間でもやっぱり農業やってくれるという人をどんどんと活用する必要はあるんじゃないかなという感じはします。そういう中で、町としても地産地消ということで、野菜を供給してもらうとか、それは大事なことかなという感じはしますので、ぜひ、その辺のところは力を強めてほしい、農家の人がまたやっていくんだということになればそれもいいことだと思います。協働で農地を管理していくんだとか、それも私も賛成です。どうしても農地をそのままにしていたら、宮代町の中が、先ほど言いましたように荒れ地になってしまう、やっぱりそれだけは御免こうむりたいなという感じはするので、ぜひその辺のところ、力入れてほしいと思います。

修繕、修理費はわかりました。

多面的機能支払というのも、先ほど言ったように協働で草刈りだとか、農道の修理だとか、そういうのを直していくんだということで、一応、国と県と町でやっていくという、そういう多面的な支援活動ということではわかりました。これはあと、今のところ３カ所ということなんですけれども、これは将来的には増やしていく方向でいるんですか。何カ所ぐらい増やしていくのかちょっと、もう一度お願いしたいと思います。

あと、町内の工事担当者を頼んでリフォーム対象にするんだということで、リフォーム工事とか、それと小規模とか、商工業振興事業補助金だとか、小規模事業者経営改善資金金利の利子の補助金というのは、これは実績としてはどうなっているのかちょっと教えていただきたいなと思って。住宅店舗リフォーム制度については今のところは作成中ということで、準備中ということでわかりました。多くの人に知ってもらうためにでき上がった場合は、広報活動も力を入れていくということでわかりました。ぜひ、そのようにやっていただきたいと思っています。肝心なのは、これは300万円でしたか。200万円だったかな、200万円だと思いますけれども、やはり使い切って、地元のそういう業者が潤うように、活性化のためには必要かなと思うので、ぜひ、力を入れてほしいと思っております。

あと、この(3)の、150ページですけれども、中小企業融資事業、これは実績でなしということなんですけれども、これはたしか労働のほうの関係の融資制度ありますよね、そちらのほうにも全然ないということなんですけれども、何か理由があるんですか、そういう活用できない理由が。お題目は書いてあるんだけれども、活用されていない理由、金利が高いとか、使いづらいとか。やはり

お題目だけでこう載せておくというのは、何年も、私議員になってからずっと載っていますよ、だけれども、利用者がいないとか、それがいつも答え。やはり、何か使いやすくするということが、そろそろ考えなくちゃいけないんじゃないのという感じがするのでね。その辺のところも、もう一度お願いします。

先ほどの町民に対する対策などは、いろいろコンビニなんかのチラシを配っているとかやっています。確かにそれ以上のことはできないと思うんですけれども、やっぱり町民に徹底的に知らせるということは大事かなと思いますので、ぜひ、もう一度チラシか何かを町民にこう配るとか、啓発運動を進めるとか、やってほしいなと感じがしますので、ぜひ、その辺のところも努めてほしいなと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　農業振興副課長の室田です。

では、予算書の138ページのところで、遊休農地の関係につきまして、再度質問されましたのでお話させていただきたいと思います。

今、こちらのほうの資料にある数字というのが、実は農業センサスというセンサスの調査のデータでございまして、これはこれで国の数値ですので、それとは別に農業委員会法が変わりまして、一筆ごとに調査しているのがありまして、平成22年のときについては、遊休地として69.5ヘクタール、22年で69.5、23が47.5、24が58.2、25が68.4、26年度が一番多くて82.0、27が71.1、28が76.2、29年度が74.3、何を言いたいかといいますと、ここ最近では増えたり減ったりはしているんですが、増え方がゆるやかになってきているんですね。ですので、地道にやっていることは、決して、何ていうんでしょうね、無駄ではないというふうに思っているところです。

また、先ほど農業委員会の解消活動をお話ししましたけれども、町のほうについては、再生協議会というのもありまして、地域再生協議会ですね、そちらのほうで補助等を出して、荒れているところを耕作者がみずからきれいにしてもらってやっているなんていう解消もしていますので、あとは企業参入ですとか、そういった複合的なもので合わせていって、遊休農地対策を進めてまいりたいと。

必ずしもこれだったら全部きれいになるというのはないんですけれども、地道にやる以外ありませんので、また、農地以外の活用というのにつきましても、農地法という法律はかなり厳しくて、ほかの用途できませんので、また、景観作物とか、例えば道路脇に花を植えればというのもありますけれども、じゃ、誰がやるのという話もありますので、結局それも人がないとできないし、お金もかけないとできませんので、なかなか現実的な中では地道な活動をやらせていただければなというふうに考えています。

また、予算書の146ページのところで、多目的機能の関係のお話出ましたけれども、こちらのほう国庫補助と、それから国が50、それから県が25、それから町が25というお金で支援をしてまいるんですが、何分国庫補助がきますので、毎年翌年の予算の関係で６月ぐらいに手を挙げていかなきゃいけないというのもありまして、30年度につきましては去年のうちからわかっていましたので、３地区でやっていますけれども、これにつきまして農用地区域があって、田畑があって、自分たちでやるよという話があればいろんなところで申込できますので、また、うちは農用地区域がほとんどですので、地域の方がまとまりをもって、なおか

つ、これはちょっと書類が大変なので、そちらの関係がちゃんとできる方がいらっしゃるところについてはどんどん進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えいたします。

まず、予算書の149ページになります。

小規模事業者の経営改善資金、利子補給制度の関係でございますが、平成29年の利用件数でございますが、29件ございました。利子補給29件、件数は29件でございます。利子補給金の交付予定合計額ですけれども、67万2,800円になります。67万2,800円でございます。平成28年度に比べまして、件数で９件増えております。金額にしまして16万円、約16万円ほど補給金総額で増えております。

続きまして、予算書の同じく151ページです、中小企業の融資事業の関係でございます。

利用されない、なぜ利用されないかということでございますが、ここ近年、金利が安い状況が続いてございまして、一例でございますけれども、埼玉県の融資制度がございます。中小企業の融資制度でございますが、大体１％前後の利率でございますので、なかなか町のほうご利用いただけない理由の１点はそこにあるのかなと思います。

ただ、埼玉県の融資制度ですと１年以上事業を営んでいるということが条件として必要になるんですけれども、町の制度では６カ月から対象とさせていただくということで、メリットもございますので、起業後すぐというような場合にはご利用も可能になるということもございます。そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　遊休農地のことについては大体わかったんですけれども、やはりみんな心配しているのは草ぼうぼうということなんですよ。草が農地の中に草がいっぱい生えて、隣近所に迷惑がかかっている、やっぱりそれを解消してやらなくちゃいけないんじゃないかなという感じはするんですよね。目立ちます、それ、本当に。その隣の人が刈っているんですよね、周りのへりを。それとか、道路の脇に草ぼうぼうになって、道路がそこは避けて通りますから、今度は用水路のほうへ道路が崩れていたり、そういう不合理なところがでてきている、町の人にとっては。やっぱりそういうのを直していかなくちゃいけないんじゃないかなという感じはするので、その辺のところを解消のためにどうするのか、考えてほしいなと思います。

それと、融資制度の今のお答えなんですが、融資制度、県のほうでは１％なんだということなんですけれども、これ宮代町もやっぱり県のほうに右に倣えというわけじゃないんですけれども、利用しやすい条件にしないと、やはりお題目だけになってしまう。いろいろと制約があるんだと思いますけれども、努力をするということは必要じゃないかなという感じはします。その辺のところをもう一度考えてほしいなと感じはします。考えながらやってほしい、利用されやすい、何年も使われていないような、お題目だけをここに並べておくんじゃなくて、きちんと使われるように、利用しやすいようにするということが大事じゃないかなと私は考えていますので、また、来年度また見てみます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

４点ほど質問させていただきます。

今、前段委員の質問にもあったんですけれども、今回、モンテローザが来て、こちらのほうで野菜をつくっていることで、今お答えにもあったんですが、前から私もどこでやっているのかとても気になっていて、結構聞いたんですけれども余りよくわからなくて、今回資料のほうで請求させていただいて、やっとここかということでわかったんですけれども、こうやって見てみるとかなりの飛び地なんですよね。全部合わせて2.3ヘクタールということなんですけれども、これは、まずはなぜこの土地が選ばれたんでしょうか。

それで、この土地が、もしこれ町が仲介してもう少しまとめられなかったのかなということが２点目です。

あと、もう一つ、143ページの水田農業構造改革対策事業の中で、こちら祝い米購入費があるんですけれども、あと私たちの予算書のほうの67ページにも載っておりますが、こちら、祝い米購入費として190万円が上がっているんですが、まずこちらはどちらからお米を購入されているのか、そして、同じページですね、こちらが農業経営基盤強化対策事業の本年度の特徴としての耕作放棄地の再生利用の推進のところで、46万5,000円の予算が入っているんですけれども、私たちの予算書のほうにも書かれておりますが、こちらの具体的なこの推進にこの予算がどういうふうに使われるのか、それをお答えください。

あともう一点、私も去年も福祉産業で、結構去年の予算委員会のときに話題になっていたんですけれども、宮代の特産ということで、干し柿が結構挙がっていて割といいんじゃないかなと思っていたのが、今年はどこを見てもちょっとその干し柿のことが余り出ていなかったので、こちらちょっとその後どうなったのか、そちらのほう、お答えください。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　産業観光課副課長の室田です。

では、お答えさせていただきたいと思います。

まず、モンテローザの関係、こちら、地図見ていると飛んでいるという話もありましたけれども、このもともとの、モンテローザの引っ張る理由というのが、県の農業ビジネス課というところにこの会社のほうの、モンテローザという会社が、埼玉県で農業をやりたいというお話がありまして、できそうなところということで、宮代町等を初めとする幾つかの市町村が手を挙げて、モンテローザの方に来ていただいて、現地をうちのほうであらかじめこの辺どうかなというところを、何カ所かありましたので見ていただいて、その中の１つとしてこのあたりどうかなというのがありました。そこのほうで聞いていただきましたので、次、モンテローザと相談をしてこのエリア、全部ある程度広く固まれるように、農業者の方にアンケートをとりまして、アンケートをとった中である程度まとまりそうかなということで実際に説明会をやって、実際的に貸していただけるというところがこういうふうに飛んでしまったというのが実態なんです。

実は、本当はこの地図の中、幾つか飛んでいますけれども、もう少しエリアを狭くでアンケートをとったんですけれども、だめだったので広げてこうなったんです。ということで、かなり努力をさせていただいた結果でこうなっていまして、ただ、今後の中でモンテローザのほうで少しずつ頑張ってやっているのが見えると思うんです。ビニールハウスをもう、６棟も建てて、連棟の３連棟

を１棟というのもあったりもして、あと、育苗ハウスも建てているという。実際に今、リーフレタス等についてはそろそろ出荷という形になってきて、それを周辺の方は見ていまして、じゃ、うちもやってもらおうかなという話も来ていますので、最初は飛んでいるけれども、ここの会社、10ヘクタールぐらいやりたいといっていますので、ゆくゆくはもうちょっと形もよく広がるものというふうに思っているところでございます。

次に、143ページの水田のお祝い米の関係なんですけれども、こちらのほうにつきましてはコシヒカリの特別栽培米というのを新しい村から購入しています。特別栽培米でコシヒカリというところがなかなか難しいというのもありまして、せっかく食べていただくのであれば、自信を持っておいしいお米ということで、そういう米を特別にやってもらっています。

続きまして、143ページの耕作放棄地再生利用対策補助金でございますけれども、こちらのほうのお金につきましては、町の地域再生協議会というところに補助金として出して、それで例えば今、草ぼうぼうに生えているけれども、自分がきれいにして耕作するよなんて方に支援をしながら、利用権を設定していただいて、きれいにしていただいて、補助金を支出しながらやっているという事業をしております。

あと、干し柿なんですけれども、実のところこの干し柿というのはシルバー人材センターでやっていまして、私どもの所管ではないんですけれども、一応あそこの体育館、山崎の体育館のところで、敷地の中にも新しく苗木を植えて、今一生懸命やっているようです。去年につきましても、結構人気があったらしくて、つくったものはすぐさばけたという話を聞いています。また、去年もお話したかと思うんですけれども、シルバー人材センターさんにつきましては、庭の手入れだとかいろんなつき合いの方のところへ行って仕事をするときに、渋柿があったら、この渋柿譲ってもらえないかなという形で調整しているという話を聞いておりますので、宮代の農業委員さんと再生化推進委員にもチラシを配って、もしいい方がいたら紹介してくださいというお願いもしながら進めているところです。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

まず、モンテローザのところなんですけれども、とても努力していただいたようで了解いたしました。

私の知り合いでもこういう形で企業さんに入っていただけるならすごくやってほしいという方が結構いらっしゃって、モンテローザ、今回入ったんですよと言ったら、え、どこどこみたいな、そういう話を結構聞いていたので、もし近ければお話させていただこうかなと思います。この先もぜひ、もっといろんな企業さんが入ってくれるようにまたしていただけたらと思います。

次の祝い米なんですけれども、こちら、私先ほども言いましたけれども、去年も福祉産業だったので、こちら物すごくいい案だなと思って私も推奨していたのでちょっと責任を感じているんですけれども、私も宮代に入ってきた身で、ずっとここに住んでいるわけではなかったので、どうしても新しく入ってきた方が喜ぶだろうなというところについつい目が行ってしまいまして、今道仏あたりに外から越してこられた非農家さんのお宅にお子さんが生まれたりとかしたら、とても喜ばれるんじゃないかなと思っていたんですけれども、やはり宮代町は代々農家さんでいらっしゃるとこ

ろにお子さんも生まれていますし、私のご近所の方も４代目の農家さんのところにお子さんがやはり生まれているんです。実際その方に祝い米ってどうですかとちょっと聞いたんです。そうしたら、何でももらえるものはありがたいけれども、ただ、自分の家でもお米はつくっているので、もしお祝いいただけるのであったら違うものでもいいかなという感じだったんです。それで、例えば新しい村ということなので、たしかお米は新しい村に行って、券と交換だったか、何かそんな感じだったとお聞きしたんですけれども、例えば選択というか、お米はもうお家にあるんだという方であったら、その新しい村の何か商品を買える商品券とか、そういうことをちょっとお考えいただけないのかなということです。

あと、もう一つ、耕作放棄地の補助金のほうは、これは結局先ほどのお答えからいえば、草刈りの補助とかそういうところに使われる予算ということでよろしいのでしょうか。

あと、干し柿は順調にいっているようで安心いたしました。こちらはこのままで大丈夫です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　産業観光課副課長の室田です。

では、質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、142ページの水田農業の関係の祝い米の関係です。こちらのほうの事業の目的というのが当然あってつくっているんですけれども、なぜかという中については、こちらのお話の、議員さんのおっしゃるとおりで道仏地内で区画整理事業でお子さん等が生まれている若い方もいっぱいいらっしゃるんですが、何分うちは農業振興担当ですので、うちのほうの役場といいますか、宮代町の基幹の作物が水稲なんです。毎年350ヘクタールぐらいでお米ってつくられているんですけれども、そちらの維持といいますか、水田があるということは豊かな農村、田園風景だとかそういった景観の配慮なんかでも当然生きているので、そのお米に対しての振興をしていきたいなということでつくった事業でもあって、宮代産米の商品の拡大ですとか、地産地消の推進、子育て世代の応援という観点からもお米をプレゼントすることになっていまして、１人生まれると５キロ券を４枚あげて、１回に持っていかれる方もいらっしゃるんですが、うちのほうの狙いとしては、できれば５キロ券を１枚ずつ、村に４回来てくれないかなと。４回来ていただければ村のよさがわかって、直売所の結のほうでお買い物なんかをしていただくとありがたいなと思っているところもありまして、そんなふうに考えてつくった事業というふうにご理解いただければありがたいと思います。

また、こちらのほうの同じページですけれども、耕作放棄地の再生利用の関係ですけれども、大きくいうと草刈りだけでもなくて、木も生えていたりだとかさまざまな障害があるところがあったりしますので、そういったものを再生協議会のほうで補助金を出して、使いやすい状況にしていただいて、それから借りていただいてきちんと耕作をしていただけるようにやっていただけるために補助金を出しているということでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　質問させてもらいます。

１点だけ。

新しい村。毎回議員懇談会をやると必ずとは言いませんけれども、新しい村は直営だろうと。議会がそのように決めたはずです。今度の議員懇談会の声ということで、議会だよりに載せましたけ

れども、町長の判断で行っていると、今の直営運営で。これだけの言葉では多分理解できないと思うし、してもらえないと思います。直営というのはどういうことだというようになっているんです。

私なんかも質問されて困る部分があるんですけれども、議会が否決しておいて今までの何年か先からずっと同じ。それでは直営とは言われないですよね。何か変わったことが幾らかでもあれば、なるほど、直営に向けたんだなとなるわけです。変わっていないんです、全然。それで直営と言えるのかと、また必ず出ると思いますよ。だから、納得してもらえないわけです、町民の方に。我々議会も否決しているんですから、それは当然、今のやり方は直営と思っていないはずですから、多分、私は思っていない。と言うのは、先ほど言いましたように変わっていない。何年か先からずっと。それでいいのかどうか。何か理解できるような変えることを考えているのかどうか。それをまず、聞かせてもらいたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

予算書で言いますと142ページになります。新しい村の指定管理と直営ということでございます。

指定管理者制度と直営の最もここが違うんだというところが、主な点が３点ございます。これは、１つが指定管理者制度の場合、利用者からの料金をみずからの収入として受け取るといいますか、収受することができるというのが１点です。

それから、２点目が地方公共団体ですから市町村です、町の承認を得て、みずから指定管理者が料金を設定することができるという、そういう権限がなるんですけれども、みずから料金を設定することができるというのが２つ目です。

それから、３つ目です。施設の使用許可を出すことができる。という３点が指定管理者制度の中では認められる権限になります。現在新しい村ではこの３つの権限は宮代町長が行っております。今委託を受けております株式会社新しい村には、この権限はございませんので、現在は指定管理者制度ではなく、町の直営という形でございます。

ここの部分が、指定管理者制度とそうでない場合の最も大きな違いになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　難しい理解、判断ですよね、これは。

確かに収入の問題だとかみずから料金の設定ができるとか、施設の利用の問題とか出ましたよね。これは今までだって大体同じだと思うんです。やっていることは。ほとんど私たちがよくわからない部分はありますけれども。

問題は、町長の判断で行っているという、こういう回答が出ているわけです。これがなかなか理解できない部分です。たしか、一般質問である議員さんが、例えば以前みたく誰かを責任者で送ることはできないのかと言ったら、全て網羅できる人材がいませんと言われ、そうでないと送れないと言っていますよね。そうしたら、誰が行くか知らないけれども、今のあそこの責任者、そんな網羅できる人なんですか。私、聞きたいんです。

そういうことを考えると、町長がなるほどというようなことをやらなかったら、これはなかなか理解してもらえないと思います。それは、今の新しい村を潰せとかそういうのではないと思いますよ。議員さんの皆さんの腹だって。ただ、運営が、直営なんだから、ただこういうことをやるだけで直営化と言えるかと、前のあるときの議会のときに、今のやり方が直営だと課長が答えたよね。説明をしなくて、今のやり方が直営だと一発でやら

れたんです。それでは理解できないです。今言ったことで何で理解できると思います、また、理解できると思います。直営というのはこういうことだけではないです。確かに人間もいないと、町の職員が。そういうのもいなかったら直営なんて言えるものではないですよ、なかなか。

これは、町長がやる気があるのかどうか、そういう本当の直営に。私はなかなか今のやり方では理解されないと思います。直営というのをもう少し研究したほうがいいと思います。本当です、一般質問で出した方の言っていることが、正しいと思います。誰か職員がやはり行くべきだと。そうしたら、それだけ行く、全てを網羅できる人材がいませんと。全部網羅できる人材って、そんないませんよ、そんなに。私、あのとき思ったのは、今の宮代職員でもいるでしょ、それを網羅できる人。いないんですか。そのぐらいの人材、いっぱいいると思いますよ。今の職員だって。兼務職だっていいんだから。そのぐらいのこと、町長、やったほうがいいと思う。でなければ理解されないと思いますよ、直営として。

これ以上言ってもまた、同じ答弁になると思いますから、一くさり言っておいて、きょうはやめておきたいと思います。また機会があったらやります。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　産業観光課長、長堀でございます。

小河原議員さんがおっしゃるとおり、法的な形で言いますと、先ほど副課長が説明したとおりになるのですが、確かにそうは言っても、一般の町民の方から見たときにわかりにくいという部分も、これはあるかと思います。

能力の面ですが、一般質問のときに出た件なんですけれども、能力の面もあるんですけれども、やはり役場の場合には人事異動のローテーションという問題があるということと、能力というのが、ふだん一般事務をやっているものが現場に行ったときというのは、また、専門知識が必要とされるので、そういう人間が行っても、現場となかなか融和できないというか、役所の人間が行っても、ちょっと現場感覚とずれがやはり出てくるだろうというふうに考えています。それは、新しい村が立ち上がったときに町の職員が入り込んでやっていたときに、そういう部分が実際にあったという部分がございますので、そこはやはり、なかなか難しいのかなというふうには考えております。

ただ、議員ご指摘のとおり、このままでいいのかという問題は確かにあると思います。それにつきましては、今この場でどうするということはちょっと申し上げられないのですが、現在来年度あるいは再来年度に向けて、もう少し経営の理念というのと、農のあるまちづくりの理念というのと、経営というのが一体化するような、あ、ちょっと変わったねというようなことを感じていただける、あるいは思っていただけるような町と会社との組織体制にできればなということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　検討しているということですから、期待はします。

ただ、私が人事のことをこうしろなんて言える立場ではありませんが、ただ、職員だって優秀な人がいると思っていますから。全て網羅とは言わないけれども。課長が優秀な人はいないと言ったら問題になるからね。私はいると見ている。今まで長い間一緒に役場で皆さんの活動を見ていて。いっぱいいますよ、役場にも。職員にごまをするわけではないけれども、それだけの人材はいると

思いますよ。ところが、この間の答弁では全てを網羅しなくてはならない、そういう人材がいないような答弁をしましたよね。そんなことない、います。だから、兼務職でもいいんです。私はそう思う。

以前は、榊原町長が社長をやっていた時代があるけれども、それからも違う人がなってきたけれども、いろいろやはり役場が入っていいか悪いかは、いろんな部分的にはあるかもしれませんけれども、やはり今の状況では直営とはみなされない。私は今でも思っています。また多分５月に議会懇談会をやります。また、同じ質問が出るかもしれません。ですから、早いうちに検討して、なるほどというものを考えてもらいたいと思います。５月までに本当は出してもらいたい、また出たら答弁しなくてはならない。今度は議会４回目、何、答えられないのかと言われる。今のやり方が本当に直営かと言われたら困る。一つ、５月までに、５月12日だっけ、議会懇談会をやりますので、それまでに町長、理解できるような答弁をお願いしたいと思います。

それだけ申し上げて要望としてやめます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　それでは、休憩いたします。

休憩　午後　６時００分

再開　午後　６時１２分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問をさせていただきます。

まず１点目が、この宮代町中小企業融資制度ということで、毎年ゼロ件という中でずっと施策として載ってくるということで、前からちょっと気になっているところなんですけれども、今回も予算化されてこの制度を継続するという、その考え方をまずお伺いしたいというのが１点でして、次に特産に関してなんですけれども、今回も特産品をつくるということで、新しい村に委託をしたりいろいろやるんですけれども、つくった後のその先というんですか、それが製品化されてしっかり流通に乗って、それが産業として根づくような施策というものが見受けられなくて、そこの担い手のところってどう考えているのかなというところをお伺いしたいと思います。

もう１点、最後なんですけれども、このメイドインみやしろ推奨事業というのがあるんですけれども、これも毎年同じようにあるんですけれども、今年からちょっとてこ入れをしていくようなお話を聞いたんですけれども、このメイドインみやしろのそのてこ入れという点についてはどのようにこれまでと違ったことをやっていくのかという点をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えいたします。

予算書の150ページです。中小企業融資事業につきましてお答えさせていただきます。

継続の考えということでございますが、現在は金利が大変低い状況でございます。県の制度、先ほどちょっとご紹介させていただきましたけれども、町の制度よりも利率の低い融資制度というものが実際ございます。ただ、金利といいますのは

国内の状況であったり、海外の状況であったりということで、生き物といいますか変動ということがございますので、この低金利というのがいつまでも続くという保証もございませんことから、町の公的な中小企業の融資制度として維持していきたいというふうには今、考えてございます。

続きまして、メイドインみやしろの関係でございます。予算書で申しますと150ページでございます。

今回平成30年度の事業としまして、メイドインみやしろ推奨品の認定事業を、中を少し見直しまして、生産者にとりましても登録のメリットがあるもの、それから消費者、町民の、町民だけではございませんけれども、消費者にとっても魅力の感じられる認証制度になるようにということで、中身の見直しを考えてございます。

何点か見直そうと思っている部分があるんですけれども、まず１点目は、これまでの認証制度はどちらかといいますと食品、食べ物が多くございました。ぜひ、町の商業、工業もございますので、食べ物以外の工芸品ですとか、工業製品です。こういったものもぜひ、認証制度に手を挙げていただけるような、そんな制度にしたいとういうふうに考えています。そのために実は、認証商品のカタログというのを作成しようというふうに思っています。今までホームページ上では商品の掲載、宣伝を行ってきたんですけれども、また町の広報紙も使って出しておりましたけれども、全体が一様に見られるようなカタログというものが今までございませんで、それをつくってぜひ、ＰＲしたいというふうに考えています。

それから、２点目です。これまでのメイドインみやしろは認証制度をとりますと、それが３年連続で認証しますと殿堂入りということで、もうずっとメイドインみやしろ商品ですよというようなことになっておりました。今度は、一旦認証をとれた品物であっても、さらにもっと高みを目指すといいますか、ぜひ、町外、それから全国でも通用するような品物にまでなっていただきたいというふうに思いまして、これまでの認証、登録制度がもちろんございまして、その上にさらにちょっとハードルの高い部分を設けまして、２段階式にしたいというふうに考えています。ですので、一旦認証を受けた品物であっても、さらにもうちょっと狭き門といいますか、努力が必要なような条件をつけまして、さらに努力していただけるような、そんな制度にしたいというふうに考えています。

それから３つ目ですけれども、ぜひ、町民といいますか消費者、町民の方です。実際に品物を使われる、お菓子なんかを食べられる、そういう方の意見も反映させたい、生産者に伝えたいということで、町民のモニター制度というものを設けたいというふうに考えております。このモニターになっていただいた方に投票していただきまして、その年の、これはモニターが選ぶんですけれども、年間賞といいますか、何点か賞を上位の何点かに賞を送って、消費者の方というか町民の方に喜ばれる品物であったということを生産者にも感じていただきたいというふうに思っていまして、大きく以上の点を直していきたいというふうに考えております。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（室田慶一君）　産業観光課の副課長の室田と申します。

では、特産品というご質問を受けましたので、ページ数が144ページの農業の６次化ということからお話をさせていただければと思います。

農業６次化につきましては、本来であれば農家の方が作物を栽培して、加工して販売までやると

いうのが６次化なんですけれども、なかなか実際的に全てのことをやろうと思うと、株式会社化するだとか、ある程度アルバイトさんを雇うだとか、相当かけていないとできないというのもありまして、町のほうにつきましては、商業の方と連携を図りながらやっていこうということで、今現在６次化の戦略研究会というのをやっていまして、意見交換等をしています。

また、宮代町の伝統食の掘り起し調査というのをやっていまして、どういうことをやっているかといいますと、農家の方に町の委託業者の方と、それから町の職員が二人組になって、農家の方に聞き取り調査をして、どんな料理を昔からつくっているのかというのを実際つくってもらって、試食して、またつくり方を教えてもらったりしてやっているということです。どんなのがあったのという中につきましては、呉汁です。宮代だけではないんですけれども、呉汁というものがあったりだとか、あと、キュウリの普通、佃煮というのは余りなくて、漬物が多いんですけれども、キュウリの佃煮というちょっとおいしいものもあったりしましたので、そういったものが今、商品化できないかなということで調整をとっています。また、キュウリの佃煮につきましては、日持ちができるのもできなくはなさそうなので、ゆくゆくの中については、まずは紫マルシェですとか、そういうマルシェ的なところで試食販売だとか、また、試食いただいて多くの人に名前を知ってもらって、その後調整をした後に製品化だとか、ゆくゆくできたらいいなというのは、ふれあい納税の返礼品ですとか、そういったものに使えたらいいなと思っています。

また、どうしてもふっと思いついてこれがいいんじゃないというのもなかなかできませんので、地についた活動として、まず伝統食を調べて、それを現代風にアレンジをしてやっていくと、少し定着をしていったらいいのかなと思っています。

また、６次化の種というのはいろんなところにありまして、宮代町につきましては紫芋というのも新規事業者がつくっていますので、そちらのほうのさらなる消費拡大のために、紫芋の加工品なんかも研究してまいりたいと思っていまして、何年か前から宮代高校と組んでおまんじゅうをつくったりだとか、それから、ゆず香もちのなかに紫芋のあんこを入れてみたりだとかやっていますけれども、いろんな方の協力を得ながら、ＰＲも含めてやっていきたいというふうに思っています。

また、先日、去年11月にやった郷土資料館の伝統食の試食会につきましては新聞等でも取り上げられましたので、結構伝統食とつく中については、結構インパクトもあるのかなと思っていますので、そういった形で進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。

質問した内容についてはおおむね理解しました。

お伺いしたいのは、やはり開発してもらって、結局そのものを、例えば営業でそれを持って行って、どこに流通する、おろす、そういった交渉なりそういった手間であったり、商品として、本当に産業として成り立つには、かなりハードルは高いと思うんですけれども、その辺を誰がやるという、その担い手です。こういった商品を開発してくれた商店にお任せでも限界があるし、やはりそれをどうやって町が支援できるのか。つくることだけを支援しているのか、その先の出口に対しては町としてどういった支援をするというのが、どういったお考えがあるのかというのをお伺いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　産業観光課長の長堀でございます。

議員ご指摘のとおり、まさにそのとおりで、そこがかなりちょっと高いハードルになるかと思います。つくったら売れるという、プロダクトアウトの考え方はもう、やはり通用しなくて、消費者の人は何を求めるかというマーケットインの発想で考えていかないと、なかなかこれだけ民間企業も多くの自治体も同様な事業に取り組んでおりますので、難しいのかなと思います。

そのためには、今行っているような地産地消的な町内の方に知っていただくためにメイドインみやしろの制度だとか、消費者モニターだとかそういう制度も大切だとは思うんですが、やはりこれからはそれプラス地産外商的な発想がやはり必要だと考えております。そのためにはいろいろあるんですけれども、まず、それに耐え得る商品をつくるということが大事だと思うんですが、埼玉県なんかでも行っております、そういう商談会みたいなのが民間企業と生産者とが一堂に会したものがございますし、民間ベースでもそういうのがあるわけなんですが、そういうところに武者修行ではないんですけれども、商品を出して、新たな取引先みたいなところができるかという、そういうことへもチャレンジしていくべきではないかなというふうに考えております。ただ、これは行政が一方的にできることではございませんので、やはり商業者の方であったり、農家の方であったりと連携し、話し合いながらそういうところに一緒にチャレンジしていきませんかという話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけお尋ねしたいと思います。

150ページ、151ページの中小企業融資事業なんですが、これは先ほど山下議員も指摘したところなんですけれども、中小企業融資制度、これがもう、11年です。ゼロ、ゼロ行進です。先ほどからも言われているように、これははっきり言ってよほどこの融資制度の内容を知らない人ではない限り、借りていません。というのは、県よりも金利が高いからなんです。抜本的にここを変えない限り、借りるわけがないです。仮に、産業観光課でも必要な事業、これは地方債を借りるときに、借りなければいけないときに金利の高い起債をしますか。事業をやるときに金利の高い起債をわざわざ設ける必要はないし、やはりどこが一番金利が低いか、それを見きわめて普通、起債するでしょう。こんな、金利プラス保証料です、プラス。県のほうが１％前後という中で借りていないです。どうしてこういうふうに、前段も継続事業にしているんですか。それは、中小企業融資事業がありますよというだけでしょう。何で続けるんでしょうか。その融資制度の条件が整うまで廃止したほうがいいです。その辺、どういうふうに考えているのでしょうか。１点。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

中小企業融資制度についてお答えさせていただきます。

現在宮代町の金利は1.7％でございます。預託している金融機関が町内の３行ございます。埼玉りそな銀行と、それから川口信用金庫さん、それから埼玉県信用金庫さんでございます。こちら、預託金でございますけれども、今一度預託先の金融機関と金利のことについて調整といいますか、相談をさせていただきたいなと思います。その後

に、金利がどこまでどうなるのかというのは、ちょっと相談をさせていただいてからのことになりますけれども、宮代町では一旦ちょっと金融機関と相談させていただきたいと思います。

ただ、近隣の市町でも同様の制度がございまして、実は杉戸町さん、春日部市さん、久喜市さん等も金利ではほぼ宮代町と同様でございます。そうした中で、宮代町だけどうかということもございますので、少し近隣の状況も見ながらでございますけれども、金融機関ともちょっと相談をさせていただきたいというふうにございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

今答弁がありましたが、それはそれとして、この預託金を、この制度を使っていくという意味では使いやすいより使いやすいようにという努力です。それは必要かと思うんですけれども、いかんせん実績が11年、資料でも16ページに載っています。11年間ゼロです。これだって恐らく商工会で町の融資制度、運転資金あるいは設備資金です、どういうのがあるんでしょうかといって聞いて、じゃ、借りようかな、でもこっちにもこういうのがありますよといったら、当然行っちゃいますよね。進めるほうだってこういうのがありますよってはっきりしているんじゃないですか。昔、金融広告というのがあって、無担保、無保証だとか、そういうのもありましたけれども、やはり借り手にとって有利なほうが、それはどんな理屈を言おうが間違いないんです。これは町内中小企業の事業振興を図るためで、金利が安いほうが事業振興を図る上でも、そっちのほうがそれだけ見ても行くじゃないですか。

先ほどほかの、近隣の町村の、市町の状況もという話なんですけれども、これについてはずっと、先ほどほかと違うのは営業を１年以上営んでいるという条件が宮代の場合は半年だと、それだけなんです。でも、運転資金にしても、特に運転資金なんか借りて、また返して、また借りて、返して、それが通常の借り方なんですけれども、これでは全然。どういうふうにこの間ずっと努力されてきたのか。問われないですかね、そのことは。答弁願います。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

中小企業の融資制度でございますが、ＰＲということでは町の広報紙に記事を掲載してＰＲ、それからホームページ上でも融資制度の記事を掲載してＰＲということをさせていただいてまいりました。制度自体はもちろん、商工会にも町の制度ですので情報といいますか、制度自体のＰＲはお願いしているところでございますけれども、周知方法としましては以上でございました。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それはそうでしょと言うしかないんですが、実際平成19年度からずっとゼロ行進。この現状をどういうふうに町として考えているのか、そこなんです。借りるような努力をしているんですかと言いたくなりますよね。指摘されて初めて、初めてではないと思うんです。努力はしているんだと私は思います。思いますけれども、やはり金利の関係では抜本的にできないと、やはり借り手だってないですよね。そこをどういうふうにこれまで検討されてきて、なおかつ来年度も実施していこうと思っているんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

中小企業融資制度でございますが、先ほども申しましたとおり金利は上下がございますので、ぜ

ひ、町のセーフティーネットと申しますか、融資制度ということで県の制度で、まだそこに到達、条件がそこに入らない方でも短期の方は該当になるという部分もございますので、制度としては維持していきたいというふうには考えております。ただ、もちろん金利のことですので先ほど申しましたとおり預託先の金融機関とも再度相談といいますか、ちょっとお話合いをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　イベントをいつまで続けますか。

トウブコフェスティバルはあと何回続ける予定かお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

イベントの継続、予算書で申しますと151ページでございます。まず、トウブコフェスティバルをいつまで続けるかというご質問でございます。

こちら、後期実行計画に位置づけさせていただいて、現在事業を行っておりますトウブコフェスティバルですが、まちなか企業創業支援事業として宮代つながりづくりの和ｅ輪ｅでございますが、こちらは宮代型観光の推進事業ということで、それから「いーね！」です、こちらも宮代型観光の推進事業の中に位置づけさせていただいて、現在実施しておりますことから、平成32年までは実行計画事業としての位置づけがございまして、続けさせていただきたいというふうに考えております。

その後につきましては、またこれは実行委員会組織で行っておりますことから、その後についてはまた、実行委員さんとも話をさせていただきまして、そのまま継続できるのか、あるいは違った形になるのか、ちょっとその先まではまだ、ちょっとご相談できていないんですけれども、当面、平成32年度までは実行計画期間でございますので、継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　平成32年までということで理解しました。

次に、お店を開くリフォーム代200万、これ、なぜ西口区域だけ対象なんですか。宮代町には４つの商店会があるわけですけれども、東口と百間新道と、あとはどこですか。それを除いた理由を聞かせてください。

○委員長（田島正徳君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　お答えいたします。予算書で申しますと151ページの関係でございます。

住宅店舗のリフォーム200万円の予算で計上させていただきました住宅店舗のリフォーム補助金、こちらの関係は町内全域が対象とさせていただきたいというふうに考えてございます。

それからもう一つです。同じく予算額で申しますと200万円でございますが、空き店舗の改修費補助金というのがございます。こちらは、東武動物公園の東側です、につきましては再開発といいますか整備の関係がございまして、この補助金を使いますと３年以上その場所で商売を続けてくださいという制約を設けさせていただいています。直してすぐ、やはり出ますということのないようにということで期間を設定させていただいております。その関係で東口では再整備という話がございました関係で、対象の区域からちょっと外させていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

百間新道さんはエリア内でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は３月７日水曜日、午前10時から委員会を開き、健康介護課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時４７分

予　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一	君	丸山妙子	君
野原洋子	君	丸藤栄一	君
山下秋夫	君	関　弘秀	君
角野由紀子	君	田島正徳	君
伊草弘之	君	合川泰治	君
金子正志	君	小河原　正	君

（議長　中野松夫　君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之　君	健康介護課長	小島　修　君
健康増進室長	竹花　治　君	健康増進室主幹	星野靖史　君
健康介護課副課長	岡村行雄　君	健康介護課主幹	齋藤俊美　君
健康介護課主幹	横内宏巳　君	健康増進室担当主査	浜津恵都子　君
高齢者支援担当主査	齋藤千洋　君	まちづくり建設課長	横溝秀武　君
まちづくり建設課副課長	秋谷裕章　君	まちづくり建設課副課長	成田雅彦　君
上下水道室長	高橋暁尋　君	まちづくり建設課主幹	小島英樹　君
まちづくり建設課主幹	花澤　勉　君	まちづくり建設課主幹	伊東高幹　君
上下水道室主幹	忽滑谷　和　君	道路担当主査	冨田満晴　君
都市整備担当主査	高橋勝己　君	下水道担当主査	和田光春　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原　淳

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより、３月５日に引き続き予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２５号の審査（健康介護課・まちづくり建設課）

○委員長（田島正徳君）　本日は、議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についてのうち、健康介護課、まちづくり建設課分の順に質疑を行います。

これより健康介護課分についての質疑に入ります。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　おはようございます。健康介護課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

順次、自己紹介という形で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　おはようございます。健康介護課高齢者支援と介護保険を担当しております、副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　おはようございます。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君）　おはようございます。健康介護課高齢者支援担当の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　おはようございます。健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○健康増進室主幹（星野靖史君）　おはようございます。健康介護課健康増進担当、星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○健康増進室担当主査（浜津恵都子君）　おはようございます。健康介護課健康増進担当主査、浜津と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　あともう一名、介護保険担当の主幹の横内がおるんですが、ちょっと今、相談に入っておりまして、ちょっとおくれて来ると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　おはようございます。唐沢です。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、予算書の136ページ、137ページ、それから委員会資料の４、５、６ページ、私たちの予算書の62ページを絡めて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第１点でございますけれども、予算書の136ページ、福祉医療センター運営事業の中身について質問させていただきたいと思います。

この中で報償費の関係、事業費の関係、委託料の関係、順次質問しますので、よろしくお願いしたいと思います。昨年も、若干同じような質問をしたと思うんですけれども、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、この中の中身でございますけれども、公設宮代福祉医療センターの運営懇話会の関係、それからその下にございます、同じく医療センターの管理運営協議会委員の関係、この委員さんは昨年と同じなのかどうか、それからこの中で、資料の関係の委員会資料の46ページ、メンバーのいろいろと質疑も載っておるんですけれども、この関係も含めてひとつご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それから、11の需用費の関係でございますけれども、施設修繕費ということで190万ほどの予算書が載っておるんですけれども、ちなみに昨年は、冷暖房の修繕費ということで450万ほど載っていた経緯があると思うんですけれども、ことしのこの修繕料はエレベーターというふうに聞いておるんですけれども、その関係をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、13の委託料の関係、400万載っておりますけれども、この委託料の中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、14の使用料及び賃借料ということで、医療機器のリース料ということで載っておるんですけれども、これも670万ほど載っておるんですけれども、毎年500万から600万ほどのリースが載っておるんですけれども、このリースの中身についてひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、25の積立金の関係でございますけれども、昨年の決算書を見ますと、積立金が330万ほどの積立金になっていたと思うんですけれども、現時点でこの基金の積立金はどのぐらいの額になっているのか、ひとつよろしくお願いしたいと思います。この中身については、施設整備基金条例の関係で入れていると思うんですけれども、基金の目的も含めて、ひとつ中身をお聞かせ願いたいと思います。

医療センターの関係は以上ですけれども、もう一点なんですけれども、私たちの予算書の61ページのほうで、健康、教育事業ということで、30年度の目標ということで、健康マイレージの事業が載っておるんですけれども、現時点の登録者数、これ恐らく聞いておるんですけれども、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

それから、実際これに登録している人のアンケートを実施したというふうに聞いておるんですけれども、このアンケートの結果の集約はどうなっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。質問に順次お答え申し上げます。

まず、六花の運営懇話会の委員さんでございますけれども、こちらにつきましては、今年度から新たにまた改選がございまして、公募の方５名を含めて10名の方にお願いしているところでございます。同じ方は基本的にはいらっしゃらなくてというところで、公募の方々は同じ方々が４名いらっしゃいまして、あとのそれぞれの協議会からの推選の方々はボランティア協議会の方は１名一緒でございますけれども、それ以外の方々はかわってございます。

あと、需用費につきましてですけれども、需用費のエレベーターにつきましては、六花に３台ございますけれども、これの中の一番使用頻度が高い部分が点検をしているうちにちょっと摩耗している部分が結構あるということですので、部品交

換というところで予算のほうを上げさせていただいております。

あと、委託料につきましては、30年度から公設宮代福祉医療センター、開設からもう15年以上たっておりますので、現在の町周囲の医療整備の状況ですとか介護保険施設とかの状況も含めまして、今後のあり方ということを検討したいということでの調査費用として委託料のほう掲載させていただいています。

あと、六花の使用料でございますけれども、今現在、デジタルＣＲの読み取り機、超音波の機械、あと全身用のＣＴの機械、あと内視鏡の機械と４つのリースを行っております。内視鏡につきましては平成25年から開始しておりまして、30年の途中で５年間のリース期間が過ぎますので、こちらにつきましては来年度で終わる予定でございます。あと、超音波に関しましては、26年度から５年リースで行っておりますので、31年度までかかっております。あとまた、デジタルＣＲの読み取り機につきましては、平成27年度からということで32年度まで、全身用のＣＴに関しましては、今年度更新のほうを行っておりますので、今年度から５年間の使用料がかかるということでご理解いただきたいと思います。

あと、積立金でございますけれども、こちらにつきましては整備施設の基金でございますけれども、こちらにつきましては今年度、積立金211万5,910円をまた積み上げてはございますけれども、今までの取り崩し分と相殺しますと、期末の残高が650万との金額になっております。

あと、健康教育のマイレージの登録でございますけれども、こちらにつきましては直近の２月28日現在でございますけれども、宮代町においては1,269人の方々に登録をしていただいております。内訳が、歩数計が1,200、残りがアプリの状況ということでご理解いただきたいと思います。

アンケートの集約状況でございますけれども、今まさに進めているところでございまして、通知を出させていただいた方々に対する回収率というのが80％を超えているような状況でございまして、いろいろその中でもいろいろなご意見と、今後に向けてというご意見等もいただいておりますので、それをまさに今、まとめている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、運営懇話会の関係でございますけれども、運営懇話会設置規程というものがございまして、その中の第３条の中で組織という項目があると思うんですけれども、この組織の中で、公募の市民から数名、それから関係機関、関係団体かな、代表が１名、それから町長が必要と認めた、要するに人を選ぶということで、10名以内という規定が第３条に載っておるんですけれども、現在８名ということでいいんですかね。

〔発言する人あり〕

○委員（唐沢捷一君）　10名、10名の方ね。規定どおり10名いるわけなんですけれども、この関係で公募の市民の関係なんですけれども、何人ぐらい公募があったのか、この公募の選定はどのような形でしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、協議会の関係ですけれども、これは規定ではなくて規則ということで第３条の中に載っておるんですけれども、この関係については理事長、事務局長、センター長、懇話会の会長、町長、助役、参事ということで載っておるんですけれども、この７名ということになっているんですけれども、実際には９名になっておるんですけれ

ども、この関係は現在どなたがやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

また、同時にこの懇話会ないしは、この資料のほうの６ページのほうに載っておりますけれども、平成29年度の公設宮代福祉医療センター運営懇話会からの意見・要望ということで、それよりここに１回目、２回目ということで載っておるんですけれども、この中身が、実はこの会の内容の中で、利用状況、経営状況、交流事業、改善点、意見、要望等々となっているんですけれども、中身については、若干こんなことを言うと失礼なんですけれども、極めて何かお粗末と言っちゃ申しわけないんですけれども、どういう中身がどのぐらいの時間をかけてこの懇話会をやっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。この中で食事の関係、それから監視カメラの関係ぐらいで終わっておるんですけれども、実際の中身、どのぐらいの議論をしているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、委託料については、今後のあり方について、一応委託するということになっているんですけれども、もう少し中身をちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。400万を計上しているんですね、詳しい内容をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、施設修繕費、これは毎回、先ほども言ったとおり500万から600万のいろいろと出しておるんですけれども、今後もこういう施設の修繕料というのは続くのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、リースの関係も含めてなんですけれども、毎年このぐらいの額がずっと続いていくのかどうか、見通しをひとつお聞かせ願いたいと思います。今後、公設医療センター、だんだん施設も老朽化していますから、こういう点ではますますかさむのかなというふうに思いますけれども、この中身について見通しをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、基金の関係なんですけれども、現在高約650万ほどあるということなんですけれども、例えば、今、公設宮代福祉医療センター施設整備基金条例というものがあると思うんですけれども、この中で、第２条の中で積立金ということで載っておるんですけれども、この積立金の中で納付金となっておりますけれども、この納付金というのは何%、決まっているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、私たちの予算のほうのページ、11ページなんですけれども、健康マイレージの関係、現在アンケートを集約ということになっているんですけれども、先ほどの数字でいくと、スマホの関係が若干少ないのかなというふうに思っているんですけれども、この普及は今後どのような形で進めていくのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

質問に順次お答え申し上げます。

まず、運営懇話会の人数でございますけれども、先ほど申し上げたように10名いらっしゃいまして、公募の方々はそのうち５名になっております。一応、公募の期間を設けまして、その時期に公募をしていただいて、その書類を中身を確認させていただいてということでございますけれども、一応、５名の方々にそのまま、５名応募して５名という形でしたので、特に漏れることがなく皆さんに参加していただいている状況でございます。

あと、運営協議会のメンバーということでござ

いますけれども、こちらにつきましては、先ほどもお話が、委員さんからお話があったように９名の方々、町長と地域医療振興協会の理事長、あとセンター長の石井先生、あと事務局長の富樫様、あと企画調整部長の岡本様、診療所長の宮﨑先生、あと懇話会の会長の石井さん、あと副町長の南沢副町長と、健康介護課長の小島と、ということで９名の構成になっております。

あと、先ほどの懇話会のところでございますけれども、内容的な部分につきましては、委員さんおっしゃったような形で毎年収支のところもございますので、そちらにつきましても当初、ちょっと収益のほうが落ち込んだ時期にはそこの部分でかなり時間のほうを費やしてというところがあったんですけれども、最近は一応、利益のほうが上がってきているということですので、一応１時間から１時間半程度、大体１時間半ぐらいは時間かかっているかと思いますけれども、それぐらいをかけて会議のほうを進めさせていただいている状況でございます。大体がやはり収支のところが一番多かったりとか、あと六花の利用の方々に対してどういったことを改善しながら、どういったところのサービスを継続しているとかというところを皆さんのほうに報告をさせていただいたりとかということが多くございますので、一応要望としては、先ほど申し上げたような形、委員さんのほうからご指摘いただいたような形の、そのお食事のほうがどうだったりとか、あと防犯カメラのことだったりとかというところが、今年度につきましてはご意見が出ていたという状況でございます。

あと、修繕費につきましてですけれども、ご指摘いただいたような形で、今年度につきましては、エアコンの修理だったとかというところが多かったという状況でございます。またそのほかにも、２階と３階の施設のほうの入所者の方々に入っていただくお風呂のほう、昇降ができるような形で、車椅子で行かれた方が昇降ができる形で入れるようなターンリフターというものがあるんですけれども、そちらのほうを修繕したりとかというところで、金額的には少しかさんだりとかしている状況でございます。

また、委員さんご指摘のように、医療機器のほうも老朽化しておりますので、随時更新等ではちょっと費用がかかってしまうというところがあるかと思います。またさらに、建物につきましてもなかなかちょっとひび割れとかが入ったりとかしている状況ということで聞いておりますので、今後さらに修繕費がかさむということが予測されます。

あと、リース料の見通しでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今４つの医療機器についてのリースを行っておりますけれども、今年度が一番多く700万ぐらいなんですけれども、来年度が670万ぐらい、その次が、再来年度にいきますと450万ぐらい、その次が360万ぐらいということで少しずつ下がってはくるんですけれども、まだずっと300万以上はかかるような状況でございます。

あと、積立金につきましてですけれども、積立金は当期利益の20％を積み上げていただくということになっております。

あと、マイレージのスマートフォンの普及でございますけれども、来年度につきましては、スマートフォンだけではなく歩数計をご利用の方々についてもそうなんですけれども、頑張った方には頑張っただけのご褒美ではないんですけれども、そういったことも考えて予算計上させていただいていますので、スマートフォンだけに限らず少しでも多くの方々に参加していただいて、頑張った分だけ見返りではないですけれども、おまけがつ

くような形の事業を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

再質問をまた、させていただきたいと思いますけれども、医療福祉センター、予算書の平成14年と平成15年の予算書をちょっと見させていただきましたけれども、この医療センターの建設費が平成14年が３億2,000万強でした。平成15年度の予算では２億2,000万やはり強でした。トータルで建設費が５億5,000万ぐらいかかっているんですけれども、あれ以来、施設はますます老朽化しているんですけれども、この巨費を投じてあの医療センターができているわけなので、今後、施設の老朽化とともにいろんな意味でやっぱり大変だというふうに思っております。そういう意味で、この懇話会等々の話の内容がどういう話になっているのかなと思って前段で質問させてもいただきました。

特にこの中で、私たちの予算書の中で、62ページ、その他の財源ということで567万ほど整備基金が出ているんですけれども、これは基金から支出をされているということでいいのかどうか、その点もひとつ確認をしたいというふうに思います。

それから、資料のほうの４ページのほうに医療センターの利用状況が載っておるんですけれども、何かこう、毎年若干減少ぎみな中身になっておるんですけれども、この原因は何なのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。あんまり見通しとしてはちょっと大変なのかなというような感じがするんですけれども、この減少状況はどのように捉えているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

また、再質問にお答え申し上げます。

六花のその他の財源ということでございますけれども、はい、基金で間違いございません。

あと、利用者の減少でございますけれども、利用者の減少につきましては、ちょっと医師がかわったりとかした時期がございまして、それで少し一時的には減ったという報告は受けております。ただ、その先生方も少し勤務してから長くなってきていますので、少しずつまた回復の兆しが見えているというところで報告は受けているところでございます。

以上でございます。

続けて申しわけございません、こちらの利用状況のところ、資料でございますけれども、各部分で年度ごとで見たりとかすると、少し27年から28年というのは減ったりとかはしているところもございますけれども、28から29に関しては１月末現在ということでございますので、まだ年度が終わっていない途中というところでまたご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　時間の関係もございますから、もう一点だけひとつお聞かせ願いたいと思いますけれども、実は、補正で特殊浴槽ということで額的には740万、これ安くないんですよね、特殊の浴槽ですからこのぐらいの額にはなるんでしょうけれども、こういう中身は、懇話会なり協議会の中で話し合われたことがあるのかどうか、時期的にはこれ年に１回、２回はもうやっているわけですから、そういう中身についての議論は、こういう協議会や懇話会の中ではあるのかないのか、

それから、年々かさむリース料、修繕料等々も含めて、こういう会議の中ではこういう議論はしているのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

今のご指摘の、懇話会の中でそのリース料ですとか修繕費についての議論がなされているかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、議論は特になされていない状況でございます。単純にこちらの利用状況ですとか、そういった収支のところとかでは出させていただいているんですけれども、その収支のところで、六花でこう経費がかさんでいる部分というところは明確になっているんですけれども、こちらにつきましては、そのリース料ですとか修繕費というのは町のほうからの支出分については、その場での議論というところでは特になっていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

予算書の137ページの18節備品購入費のほうですけれども、こちらの自動車購入費なんですけれども、こちらの車はどんな車か、こちらをお答えください。

あともう一点、資料のほうの４ページ、公設宮代福祉医療センターの利用状況で、今、前段の委員さんからもお話がありましたが、こちら総合診療科のほうが、多分これ１月末なので少なくて、多分これから３月いくと増えると思うんですけれども、その中の外来の小児科のほうは28年度と今１月末でそんなに数が変わらないんです。ということは、このままいくとやはり小児科のほうは増えているということでよろしいのでしょうか。その２点をよろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

質問に順次お答え申し上げます。

まず、備品購入費、車、自動車の購入費でございますけれども、こちらについては、通所サービスのほうをご利用している方々の送迎車両でございます。

もう一点目、小児科の診療利用状況のところで、小児科が増えているというところでございますけれども、こちらについては、はい、ご指摘のとおりでございます。かなり先生も来ていただいてから少し長くなってきておりますので、住民の方々にも小児科があるという認識が少しずつ増えてきているという情報、報告も受けております。ですので、多分年度末までいくとかなりの数が増えてくるということが予測されるかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

今の車の購入は、通所のための、多分ケアか何かだと思うんですけれども、実は、たしか去年の暮れだったか、ことし入ってすぐだったか、六花の多分あれはリフトカーか何かがかなり老朽化していて、オイル漏れを起こしているという状況を、私、そちらを発見された方からちょっとお伺いしまして、問い合わせましたら、新しい車を購入したんだか、するんだか、その車が間に合わなくて、

今のところそのオイル漏れをそのまま仕方ないので、オイル流しながらも使っているんですという状況だということをお伺いしたんですが、そちらのほうの車のほうも新しくちゃんと納車されたんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

委員さんご指摘のとおり、先日ですか、昨年ですかご指摘いただきまして、すぐ六花のほうの車両を担当している者にも確認をさせていただいて、すぐ入る予定というところでは聞いておりましたけれども、申しわけございません、その後に確かに更新したかどうかという確認まではとっておりませんでした。申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　こちらを見つけた方は、やはり今言った小児科の外来で来られた方で、物すごく六花に対していいところだねという評価をしてくださっていた方なんですが、ちょっと車業界の方で、そのオイル漏れしているところを物すごく気にされて、その病院のオイル漏れたところも物すごく汚れていたそうなので、そのあたりもちょっと注意していただければと思います。ちょっと車の納車のほうを確認していただければなと思います。

あと、こちらの小児科のほうが増えているということで、すごくいいと思うんですけれども、それに比べて総合診療科のほうが割と、このままいくと横ばいかなという感じがするんですが、私たちの予算書のほうの、平成30年度の目標のところに、「地域の「かかりつけ医」として、総合診療の姿勢で初期対応を行うために指定管理者制度による適正な管理運営を行います。」とありますけれども、私も利用させていただいているんですが、とてもスムーズに診ていただけて、こんなことを言ったらあれなんですけれども、本当に穴場のようないい病院だなと思っているんですが、私の住んでいる近所の方とかに、六花いいですよとかと言うと、そんな病院があったのかと言われるんです。それも、最近引っ越した方じゃなくて20年ぐらい前から住んでいらっしゃる方で、六花の存在をご存じないという方が結構いらっしゃる。こちらのＰＲといいますか、その町民の方に六花で普通に診てもらえるということを余り、どういうふうにお伝えしているのかなという、ちょっとそこが思ったところなんです。私もよく六花に行くのは、これからの季節、今もう始まっていますけれども、花粉症とかで行ってもお薬いただけて、もうすぐ、本当にすぐ診ていただいて、この間お薬もらって、本当に今までずっと耳鼻科のほうに行ったりとかして、すいているところを探して行っていたんですけれども、もう全然六花で事足りるので、そういう形のリピーターとかそういうものを、これから本当につくれると思うんです。ただ皆さん知らないだけなので。そのあたりの町民に対しての六花の告知というか、どのようにされているんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

ご質問にお答え申し上げます。

まず、前の委員さんからもご指摘があったんですが、その懇話会とかの時にもいろいろご意見が出てくるんですけれども、やはりその中でも結構やっぱり認知度が少ないんじゃないか、もうちょっとＰＲができないのかというお話等も何度か出たことがございます。ただ、こちらにつきましては、保健所とかにも確認をとらせていただいたり

とかしたんですけれども、医療機関なので、過度のＰＲができないというところがございまして、それで、町の循環バスとかにもちょっとこう張ったりとかということでできないのかというご意見とかも多々いただいたんですが、そこもやはりちょっと基本的に難しいというお話がございました。あと、町内の公設ではあるんですけれども、ほかのお医者様との兼ね合いもあるので、１カ所だけＰＲするのはどうかという、そういった意見とかも出てまいりましたので、そんなにこう口コミでは、町の健診とかにいらっしゃっている方々につきましては、乳幼児健診とかにいらっしゃった方々にも小児科がありますよというお話とかはできるんですけれども、なかなかそれ以外の方々に積極的に六花をどうぞというところも言えないという状況でございますので、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

ご答弁ありがとうございます。

今、健診に来た方に小児科はご紹介できるということだったんですが、私もそのご近所の六花知らないという方も婦人科の健診のほうにはいらしていたんです。そこに来たときに、あそこにあるんですよ六花、と私も言ったら、あれそうだったのみたいな、そんな感じだったんだよね。なので、そういう形の健診に来られた方ぐらいには、六花のことを何とかこうアピールできないものかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

今、ご指摘いただいたような形のＰＲというところを含めてなんですけれども、一応今年度からですかね、六花のほうで新たにパンフレットをつくってくれたものがございますので、そちらについてはちょっと公共施設には少し、診療所と、老健と、というところで、通所と、というところでその３種類をつくっていただいているので、役場もそうなんですけれども、少し目に入るようなところに置かせていただいて、少しずつＰＲはできるようにというところで協力はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

じゃ、何点か質問させていただきます。

最初に、108ページです。老人福祉費(4)の地域敬老会支援事業でございます。

本年度予算が448万になっているが、地域敬老会の運営母体である自治会の加入世帯ですか、これは減っているか増えているのかちょっとわからない。資料では9,930世帯が自治会に入っているということでやってあります。しかし、今回の敬老会資料を見ますと、昨年度は40.1％の実施率、今回は38.7％となっております。減ってきている、これは自治会の加入世帯との因果関係があるのかどうか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

それと、同ページ、108ページ、老人福祉総務事業、区分19の負担金、補助金及び交付金でございます。

老人クラブは全部で、資料12ページを見ますと、30年１月末で14団体登録されて、団体数が14団体となっております。団体数が減ってきているが何か理由があるのかどうか、その辺のところ、お願いしたいと思います。

それと同時に、連合会の補助金というのが減っているのに同じということはどういうことなのかなと、これあと連合会は連合会の１つの組織とし

て見ているのかどうか、それだけちょっと聞かせていただければありがたいなと思います。

それと、同ページのシルバー人材センター、登録183人、資料10ページに出ていますけれども、時間単価が書いてあります。29年度の４月１日現在です、これは。最低賃金が29年10月に改定されていると思います。この単価改定が普通じゃないかなと私は思っております。シルバー人材センターということでも働くことには間違いありません。埼玉県では最低賃金が決められていました。その辺ではやっぱり変えていく必要はあるんじゃないかなとは思っております。その辺のところも理由をお聞かせください。説明をお願いします。

それから、110ページ、111ページ、２目の(8)の区分19、介護サービス利用者負担助成金720万円予算計上ですが、28年度の予算では、28年だか29年だかちょっと忘れましたけれども、たしか1,050万円の予算でした。助成金対象者がこれで減っているのか、増えているのか、その辺のところがちょっとわからないんで、なぜこの減額されてこうなっているのか、ご説明を願います。

それと110ページだったか、11目アクティブシニアの社会参加支援事業委託料です。ことしで２年目だと思います。これも２年目の実績とか成果など、どういうことなのか、どういうふうになってきているのか、それによって述べていただければありがたいと思います。

あと、128ページの２目の予防費、健康教育事業、健康増進計画等策定事業予算が大幅に拡充されました。これらの実績と狙いがどういうところにあるのか、今年度は、説明をお願いします。

それと、129ページ、２目の(1)です。保健予防事業、区分の13、委託料ですが、ことしはインフルエンザが大流行しました。資料の１ページにも書いてありますけれども、ワクチンの生産が間に合わなかったということで、宮代も大変な流行が起きてしまったと。これはそれが原因かどうかはわかりませんけれども、宮代町での患者数、重傷者数、また、死亡者数がいたのかどうか、わかったら教えていただきたいと思います。

それと、130ページの２目(2)母子保健事業で、子供の健康調査など、ともに各家庭訪問などで安否確認などをしているのかどうか、その辺のところ、資料７で見ますとちょっと足らないようなところもあるので、その辺のところはどうなっているのかな、全員100％確認しているのかどうか、その辺のところをお願いします。

それと、同じ同項目なんだけれども、131ページ、２目の(2)母子保健事業、区分７の臨時職員賃金ですが、これについての説明をお願いしたい。増えていると思います、たしか。詳しくお願いしたいと思います。

あと、132ページ、２目の(7)の不妊治療費助成事業でございます。29年度より毎年増額となっていますけれども、これは今年度もこういう助成、対象者が、健診を受ける人が増えるという見込みでやっているのかどうか、多分増えると見込んでいると思うんですけれども、ＰＲだとかそういうものはどういうふうにしているのか、お願いします。

最後に、健康介護、136ページ、４目の(1)です。福祉医療センター運営事業です。昨年度の利用度は資料４でわかります。その中の特徴などあったら、健康介護課としてこういうことなんだということで、特徴などあったら示していただきたいと思います。

また、区分13の医療・介護環境調査業務委託料でございます。具体的にどんなことを調査するのか述べていただければありがたいと思います。ぜひその辺のところの説明をお願いします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

まず、１点目の予算書の108ページ、敬老会、地域敬老会支援事業についてでございます。

こちらの出席率の関係でございますけれども、昨年度の開催団体数につきましては、提出資料の83ページ、84ページにございますとおり、36会場で67の自治会で敬老会を実施していただいたところでございます。参加率は38.7％ということで、その実施したところの参加率が38.7％でございます。全参加者が1,779人、そこの75歳以上の高齢者の方が4,476人ということで、そのうちの38.7％の方が参加していただいたということでございますけれども、その前年度の参加率は39.7％ですから0.4ポイント低下しておりますけれども、そちらにつきましては、やはりその自治会の中での参加者が若干減っているところが多かったということでございまして、それほど大きく変更になったという状況ではございません。自治会への加入世帯の加入率ということについては、特に健康介護課としては捉えておりませんので、そこら辺の比較はしておりませんけれども、それぞれの自治会の状況によって参加者が若干減ったというところが幾つかあったということから、参加率が減ってきたものだというふうに考えております。

続きまして、老人クラブへの補助金でございますけれども、やはりこちらも提出させていただきました資料の12ページにございますとおりですけれども、こちらにつきましては、29年度、本年度の実績といたしましては、50人以上の単位クラブが10団体、35人から49人の団体が１団体、20人から34人の団体が３団体ということで、合わせて14団体に交付をしております。

それにあわせて連合会ということで、さわやかクラブ連合会への助成も行っておりまして、そちらは前年と同じく58万8,000円の助成をしているところでございます。こちらにつきまして、団体数が少しずつ減ってきております。27年から28年に１団体減って、28年から29年に１団体減ったという状況でございますけれども、こちらにつきましては、なかなか地区ごとの運営が厳しくなって、小規模の団体が合併をしたりもしくは団体を解散したりという自治会が、このところ毎年１団体ぐらいずつ出てきているような状況になってきております。なるべく長く続けていただくように、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、同じく予算書の108ページ、109ページの老人福祉総務事業の負担金、補助及び交付金のシルバー人材センターへの補助金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、同じく提出資料の11ページにございますとおりですけれども、こちらにつきまして、その前の委員さんからの質問では、その前の10ページの職業別の配分金の時間単価についてのご質問ということでございます。こちらは、平成29年４月１日現在の配分金の額でございますけれども、こちらにつきまして、最低賃金を下回っているということでございますけれども、シルバーのその配分金につきましては委託料ということになりますので、特に最低賃金の額を確保しなければいけないということにはなってございません。しかしながら、シルバー人材センターとしてもその方へ渡る配分金について、ある程度の額を確保したいということがございまして、半年おくれではございますけれども、毎年４月１日からの単価を改定しているところで

ございます。最低賃金を半年おくれで上回るような形の設定を心がけております。

続きまして、予算書の110ページ、111ページの低所得者利用者負担対策事業の介護サービス利用者負担に係る町の助成金でございますけれども、こちらにつきまして、本年度の予算額720万ということで要求をさせていただいておりますけれども、こちらにつきまして、前年度の予算額も同じく720万でございまして、こちらにつきましても給付実績から積算しております。ですから、特に対象者が変わったとか、減ったというような状況にはなってございません。ほぼ前年と同じ実績で推移をしておりますので、その関係で同額の予算を要求させていただいているところでございます。

続きまして、アクティブシニアの社会参加支援事業でございますけれども、こちらは、私たちの予算書の64ページになります。こちらのほうに事業の目標、また事業の内容について掲載しておりますけれども、本年度、これまでの実績といたしましては、12月９日の土曜日にキックオフイベントとして、縁じょいフェスティバルというのを開催させていただきました。スポーツライターとキャスターをしております青島健太さんに来ていただいて、ご講演をいただいて、皆さんへの地域デビュー、地域活動に参加をしていただけるように後押しをしていただきました。そこの会場で、「縁じょい」メンバーということで、その地域活動に興味のある方々を募って、その方々へ地域活動に関する情報提供をするということですね。「縁じょい」メンバーへ登録をしていただいた方に対して、「縁じょい」通信という情報紙を定期的に発行して、その方たちの参加促進につなげていこうということで、「縁じょい」メンバーということで登録をしていただきました。

登録者の状況でございますけれども、２月28日現在、登録者は167人でございます。その「縁じょい」フェスティバルに参加していただいた方が302人いましたから、半数以上の方たちが、その後、「縁じょい」メンバーへ登録をしていただいているところでございます。その人たちに向けていろいろな情報発信をして、ぜひとも地域活動につなげていければというふうに思っているところでございます。

引き続き30年度以降も、こちら私たちの予算書の64ページに書かれているような地域活動の応援講座、交流会、また「縁じょい」通信という地域活動情報紙の発行、また地域活動のＰＲを出前講座やイベント等で行って、アクティブシニアといわれる方々の地域活動への参加を促していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

質問に順次お答え申し上げます。

まず、１点目、健康増進計画の策定事業が、来年度の予算が増えているというところでございますけれども、今年度におきましては、アンケート調査のほうを実施いたしました。成人の方々、未成年の方々、中学生、小学生、幼児の方々というところで、５つの区分に分けてアンケートを実施したところでございます。

そのアンケートにつきまして、今まさに集計をしているところでございまして、来年度におきましては、このアンケート結果をもとに分析を行いまして、町としてどういった取り組みが必要なのかというところを含めて検討してまいるというところで、ちょっと金額的には増えているというところでご理解いただきたいと思います。

あと、予防事業でございます。

インフルエンザの患者数が町では把握しているかというところでございますけれども、こちらにつきましては、インフルエンザの方々について、各医療機関で見つかったときには保健所に報告することにはなっているようでございまして、住所まで報告することにはなっていないようでございますので、幸手保健所管内として感染症サーベイランスというものがございまして、定期的に、今こういう状況の感染状況になっておりますという報告が町にも来るんですけれども、その中に市町村ごとの区分がされているわけではございませんので、宮代町についてという議員さんのご指摘のほうには、ちょっと資料がないので、申しわけございませんが、お答えできる状況ではございません。

あと、母子保健につきまして安否確認というところでございますけれども、こちらにつきましては、委員さんもご存じのように、町では４カ月児健診、10カ月児健診、１歳６カ月児健診、３歳児健診と４つの健診を行っていますけれども、こちらについては、対象者の方々に必ず100％通知をさせていただいて、基本的には来所していただくというところにはなるんですけれども、どうしても来所できない方々には、訪問をさせていただいたりとか、あと必要に応じて保育園ですとか、そういうところにも出向いたりとかということで、一応100％の方々に会うことができるような状況で今まで経過しております。

あと、臨時職員の賃金の増えているというところでございますけれども、こちらにつきましては、各種、先ほど申し上げました４つの健診に来ていただく看護師、保健師の賃金と、あと赤ちゃん訪問に対応していただいている第１子については地区担当の保健師が行っているんですけれども、２子以降につきましては、助産師、保健師のほうが対応しておりますので、そちらにつきましての賃金。あとまた来年度、４月から子育て世代包括支援センターというものを開設いたしますので、こちらに従事していただく保健師の賃金というところを掲載させていただいておりますので、来年度につきましては、大幅に増額となっているというところでございます。

あと、不妊症に関しましてなんですけれども、こちら不妊治療に関しましては、まだ年度途中でございますけれども、平成28年度は11件の申請があったんですが、今29年度、既に13件というところで増えておりますので、来年度につきましても増額をさせていただいたという状況でございます。

あと、六花の利用者を増やす工夫というところでございますけれども、こちらにつきましては、定期の予防接種につきましては、予約なしでそのまま直接行っても受けられるというところで、利用者の方々には利便性を高めるというところでの工夫はさせていただいているところでございます。

六花の委託料のところですかね、そちらについての説明ということですけれども、そちらにつきましても、近隣の医療機関の情報、状況ですとか、あと介護施設の状況ですとか、あと利用者の方々のレセプトですとか、可能であれば、その辺も見させていただきながら、現在、六花がどういう状況にあるのかというところを分析をさせていただいて、今後どういったところが必要なのかというところを見きわめていただきたいというところでの委託料というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に、敬老会の問題です。

確かに若干ですけれども、利用者と参加者が減ってきている。私、因果関係について言ったんですけれども、この自治会の組織率がもう減ってき

ている。それと関係あるんじゃないかと、私は思っています。敬老会をやるというほうと、自治会のほうとは、また別な問題かもしれないけれども、これは常に一緒にしないと、今後のこの老人会の運営もままならなくなってくるんじゃないかというふうに考えております。中には、こういう役が入ってくるからやめてしまうんだという人も実際にいます。私も何人か聞いています。そういう事情があるということは重々知っていると思うんですけれども、これはやはりその担当課と一緒になって進めていかないと、将来まずい結果になってくるんじゃないかなと、私は危惧しております。その辺のところを、私はこっちは関係ないんだからというんじゃなくて、やっぱりその担当課と十分に横のつながりをもって話し合っていくということは必要じゃないかなと思うんですけれども、もう一度、その辺のところはどういうふうに考えているのか、お答えください。

先ほど、老人クラブのことで尋ねたんですけれども、連合会というのは、これ一つの組織として見ているということで、同額ということでよろしいですね。答えがなかったものですから。

あと、シルバー人材センターなんですけれども、最低賃金の単価、これは半年おくれということを言っているんですけれども、これは委託料なんだということで言っています。しかし、働いている人というのは、最低賃金というのは、働いている人の最低なんですよ。これは法律で決められているんですよ、委託だろうが、何だろうが。もし委託料で最低賃金を守らないんだったら、全部職場を委託にしてしまえばいいことであって、そんな最低賃金に間に合う、間に合わないに関係なくなってしまう考えになってしまいます。その辺のところは、やっぱり指導というのは大事かなという感じがしますので、きちんと法律がそういうふうに変わったら、それに従うということが大事かなと私は思っています。その辺のところもお答えください。法律はどういうふうに考えているのか。委託だったら、この本庁だって委託でみんなやって、マニュアルでやらなくてもいいんだよということになってしまいますよ。

それと、助成金720万。これは昨年度も720万ということだったんですけれども、それは分かっているんです。ただその前に1,050万というのがあったわけなんで、確か1,050万だと思ったな。そういう予算だったということで、その辺のところを加味しているのかどうかわかりませんけれども、昨年と同じというか、内容が変わってきたのか、その辺のところから若干、その辺のところをちょっと教えていただきたいなと思います。でも、これは昨年と同じだということで、そういう経過もあるんですけれども、かなり３年ぐらい前からは下がってきているなという感じがするので、お答えください。

アクティブシニア、青島さんが来てくれて、講演してくれ、登録してくれた。これは本当に必要だと思いますよ。もっと拡大していく必要がある。夢とかそういうやる気とか、そういうので年老いたと言ったらあれなんですけれども、社会進出を皆さん、家にいるよりはやっぱり社会進出して、自分の特技だとか、そういうのでやっていく必要がある。これはやはりもう少し後押しして頑張ってほしい、シニアの方も頑張ってほしいということで、やる必要があると思います。結果として参加者が302人もできた。うれしいことだと思います。ぜひ頑張ってください。

あと、母子健康診断、100％、これ子供の安否だとかそういうのをやるんだと言っていますけれども、たしか資料で見ると100％になっていないんですけれども、その辺のところは、どういうふ

うになっているのかどうか。たしか100％になっていなかったような感じがするんだけれども。何ページだったっけ。ページ数を書いてくるのを忘れた。７ページかな。赤ちゃん訪問数210、238、221で、０歳児が生まれたのが29年度が259で、訪問数というのが210となっているんですけれども、よくわからないんですけれども、その辺のところは。ちょっとその辺のところがどういうふうになっているのか、町として確認はしているのかどうか、100％。教えていただきたいと思います。

それだけですね。お願いします。

○委員長（田島正徳君）　休憩いたします。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時２３分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員の再質問にお答え申し上げます。

まず、地域敬老会支援事業の自治会の組織加入率の因果関係でございますけれども、地域敬老会支援事業につきましては、町からの補助金の交付対象につきまして、自治会に加入されていない方についても補助金の交付をしているところでございまして、各自治会には、自治会に加入されていない方が参加を希望した場合にも、できるだけ参加をさせていただくようにお願いしているところでございますけれども、やはり自治会費等の関係がございまして、自治会のほうからは、そのような取り扱いはできないという自治会も中にはございます。その関係もございますので、今後は引き続き自治会のほうに、加入者以外の方についても出席をしていただけるように配慮をお願いしていきたいというふうに考えております。

それと同時に、自治会の担当課でございます町民生活課とも連携を図りながら、なるべく多くの方に出席していただけるような敬老会の実施に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、老人クラブ連合会でございますけれども、老人クラブ連合会は、町内の14の老人クラブの代表の方が集まっている連合会ということでございまして、町に１つですね、それぞれの自治体に１つずつ置かれているものでございまして、宮代町の場合は「さわやかクラブ連合会」という名称で１団体でございます。

次に、シルバー人材センターの配分金の単価でございますけれども、こちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、委託料ということで、それぞれの契約に基づいて成立するものということで最低賃金の規定には該当しないということでございますので、なるべく就労をする方たちのためにも、ある程度の額を確保していただけるようにということで、町からも助言はさせていただいているところでございます。その関係もございまして、またこれも繰り返しになりますけれども、半年おくれということになりますけれども、配分金の改定をお願いしているところでございます。

続きまして、低所得者利用者負担対策事業の町助成の関係でございます。

こちらにつきましては、28年度、29年度は720万ということでございましたけれども、その前が1,050万ということになっておりました。これは介護保険法の改正がございまして、特定入居者サービス費の助成で、負担限度額認定というのがご

ざいます。そちらの関係で、町の助成についても限度額認定を受けている方を対象にするということでございまして、そちらの改正の内容が、平成27年８月から世帯分離をしている方についても配偶者の所得状況を勘案するということになりました。

また、あわせて預貯金の金額が、単身世帯で1,000万円以下、夫婦世帯の場合は、夫婦合わせて2,000万円以下であるという条件が加えられたことから、助成対象者になる方が若干減ったということでございます。

また、さらには平成28年８月からは、非課税年金、遺族年金や障害年金等の非課税年金も含めて所得判定を行うという改正が行われたことから、そのときにも若干対象者数が減りました。その関係がございまして、平成27年は1,050万円だったものが、28年度からは720万ということで予算の設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの再質問にお答え申し上げます。

資料の７ページのところですかね、０歳児のお子さんと赤ちゃん訪問の数が100％にならないけどというところのご質問だったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、この資料のとおり、４月１日現在の人口ということで、０歳児を例えば見たときに、４月１日時点で11カ月のお子さんですと、０歳児ではあるんですけれども、通常町で行っている赤ちゃん訪問が４カ月までのお子様に行っておりますので、そういった経緯もございますので、100％にはならないというところでご理解いただきたいと思います。

ただ数としては100％という形で、こちらの資料ではないんですけれども、ただ赤ちゃん訪問は、実際に何らかの形でお母さん方にはお会いしていますので、100％お会いしているということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　助成金でございます。

町としては半年後までにはやっていくという、そういう指導をしているということなんですけれども、これは委託金ですから、町としてはこれでやってくれということでやるんですけれども、結局、じゃシルバーセンターには委託金として最低賃金も払えないような委託金を出しているんでしょうかね。その辺のところ、町としての責任というんですか、そこのところがどうなるのか、町として法律を守れないような委託金を出しているのかどうか、教えていただきたいと思います。

それと、最後の結果的に数としては100％を持っているんだというんですけれども、これは言葉上ではそうなるのかもしれないですけれども、やはり早く確認をするという意味では、やはり４カ月前あたりまでには、100％を確認するということは前提にやっていかないと、その赤ちゃんがどうなっているのか、やっぱり把握する必要があると思います。日本中にはいろいろな事件があります。やはりそれを一刻も早く把握するということが大事じゃないかなと感じます。やっぱりただ行っているよというだけじゃなくて、その赤ちゃんの健康だとか、そういうのを確認するということが大事かなとか私は思っているんです。事件が起きてからでは遅いと、私は思っているんでね。やっぱりどこでやるのかといったら、やっぱりこういう点検、点検というのじゃないんですけれども、車でいえば点検と言うかもしれないけれども、やはり町がきちんと把握していくという必要がある

んじゃないかなと、その辺のところはどういうふうにやっているのか。100％と言っているんですけれども、４カ月過ぎても何らかの形でやると言っているんですけれども、１歳児入学のときでも、それはオーケーだと思いますよ、そういう言葉になってしまえば。どういうふうにきちんとやっているのか、もう一度ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからのご質問ですけれども、シルバー人材センターの配分金の関係と思いますので、そちらでお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターの配分金につきましては、これも繰り返しなんですけれども、委託料ということでお支払いをしているものでございまして、仮に町が仕事をお願いした場合には、こちらで提出させていただいた資料の10ページにございます、こちらの就業別の配分金単価に事務費を10％上乗せをした金額でお支払いをしているということでございます。一般の家庭、もしくは町内の企業等から依頼があった場合についても、こちらの配分金プラス10％の事務費ということで仕事をお願いすることになります。

以上でございます。

こちらは配分金の関係でございますけれども、予算書の108ページ、109ページの６番ですね。老人福祉総務事業の19節負担金補助及び交付金の欄にございますシルバー人材センター補助金の548万円につきましては、これは配分金とは違いまして、こちらはシルバー人材センターの事務局の運営に係る経費の一部を補助するものでございます。こちらはシルバー人材センター事務局職員の人件費に充てるための補助金でございます。それから、こちらの支払いは委託料とは何ら関係がございませんので、そこをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

資料の７ページのところの説明がちょっと不十分で申しわけございません。

町として、先ほど申し上げましたように４カ月児までに全ての方々にお会いしてはいます。例えば里帰りとかでしばらく帰ってこれなかった方々に対しても、町からそこに依頼をさせていただいて、お会いしているのは100％なんですけれども、例えば数字で出しているというふうに、訪問をしたという数でいくと100％にはならなかったりとか、あとその乳幼児健診もそうなんですけれども、98％で、じゃ100％いっていないのかというと、お会いしているのは100％お会いしているんですけれども、ただ健診にいらっしゃっていないというところでは100％にはなっていない。健診に来所率というところでは100％にはいっていないというところで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　お願いします。角野です。

130ページの健康診査事業のことなんですけれども、役務費が増えたところで、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の検診対象者への通知ということで、新たなステージに入ったがん検診ということについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、132ページの健康増進計画策定事業なんですが、これ２年目でアンケートの調査の分析結果に基づく計画書の策定を30年度にするとい

うことなんですが、この健康増進計画策定運営委員会が、平成29年度予算だと報酬になっていました。これは今回報償費になったということで、これは策定をしてしまえば、この運営委員会というのはもう解散してしまうということなのかどうか、そこをお伺いします。

それから、129ページ、19節の負担金補助金の埼玉利根保健医療連携推進協議会負担金ということなんですが、７市２町の「とねっと」のことかと思うんですが、この下がっていますけれども、今年度から新たなほうに５年目で入ったみたいな、この間、あの杉戸町でやったところで、そんなふうな流れになってきているんですが、どんなふうに変わってきたのか説明をお願いしたいと思います。

それから、111ページのアクティブシニア社会参加支援事業ですが、これは目玉となる事業になるかと思いますが、この事業委託料は、地域活動団体と活動を始めたい個人とのマッチングを実施ということで、委託先というのはどんなふうになっているのか、お伺いします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

質問に順次お答え申し上げます。

まず健康診査事業でございますけれども、役務費のほうが上がっているというところで、新たなステージに入ったがんの総合支援事業ということで、こちらにつきましては、国からの補助金が入ってくるものでございますけれども、５つのがん検診の対象者に受診勧奨をする部分と、再勧奨する分につきまして、補助金とかがいただけるということでございますので、５つのがんの対象者の方々に発送する分ということで、予算のほうを計上させていただいたものでございます。

あと、計画についてですけれども、費目が変更になったというところで、報酬でお支払いする場合には非常勤特別職という扱いで位置づけなければならなかったんですけれども、それではなく普通に委員さんとしてお願いしたいというところがございまして、費目の変更をさせていただいたというところと、あとこちらについては、特に解散は考えておりませんで、２年間で計画は策定した後、その進行管理についても引き続き行っていただきながら、町が計画づくり、計画はつくったけれども、それに沿った進行管理をしているのかというところでご意見をいただきたいので、そのまま継続してお願いしたいというふうに考えております。

あと、「とねっと」の負担金のところのご質問だったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、議員さんご指摘のとおり、昨年度に実はもともとのＮＴＴデータのシステムのほうの更新のほうが終わっておりまして、１年間、今年度に関しては、その５年間が終わってしまったので、今度１年間更新することで保守費用がかかってくるということで、今回、今年度については一旦費用が上がって、負担金のほうが少し増えたんですけれども、30年度は新たなシステムに移行するということで、それで今度は新しい保守についてはかからないということがございますので、費用が発生していないというところでご理解いただきたいと思います。ですので、システムの保守ということではなくて、今、今後お支払いしていくのは、その事務局として携わっている方々の分の経費というところで、それは継続して今までもずっと支払いしておりますので、そこが継続するという認識でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

・野議員さんからの質問にお答え申し上げます。

アクティブシニアの社会参加支援事業でございます。こちらの予算につきましては、参照の110ページ、111ページにございますとおり、委託料として300万円ということでございます。この内容は、全てアクティブシニアの社会参加支援事業の委託料でございます。

こちらの内容につきましては、私たちの予算書の64ページに掲載したとおり、地域活動への応援講座や交流会の実施、また情報紙の発行と、あと地域活動のＰＲ事業として出前講座やイベントを実施するということで、その中で新たな地域活動団体の立ち上げや地域活動を始めたい人たち、個人とのマッチングをしていくというようなことを取り組んでいきたいというふうに考えております。

29年度、本年度につきましては、宮代町社会福祉協議会に事業の全部を委託して実施をしてきております。30年度につきましても引き続き社会福祉協議会のほうに委託をして実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

今年度、衛生費の予算が入っていることは、町民の健康に力が入って、地味だけれども着実な予算どりだなというふうに感じているんですが、この健康診査、５つのがんの再勧奨するということで、がんの検診率が上がっていくんだなというのがわかりました。

それとあと「とねっと」のことなんですけれども、いつも３月ぐらいに議員も連絡をいただきまして、「とねっと」の協議会をあちこちでやって、蓮田でやったり、白岡でやったり、幸手でやったりというのを行かせてもらったんですが、今年は杉戸でやられてましたが、そこの市町で「とねっと」に入っている人が多いのかなと感じるところはたくさん人が来ているなというような、何かそんなような感じがするんですが、この30年度は宮代町でやるという予告がありました。宮代町において、その「とねっと」の参加状況というのと、それから、お医者さんのほうの参加というか、私も実はまだ入っていないんですけれども、余り利便がよくないようなそんなことも聞いたことがあるんであれなんですが、その辺については、町としてどのようにしていくのかということと、それから、あとアクティブシニアのほうなんですが、12月に300人ぐらいのたくさんの盛況で参加できたということなんですが、それから登録者ができたということで、社協がやってくださっているということなんですが、地域活動をする人たちを集める形なんですが、私の家にもそのフェスティバルに参加したということで登録しませんかというのが来たんですが、その封書が来たんですけれども、誰が出しているのかわからない。実際、これ町で補正予算が来たのは私はわかっていたんですが、どこが実際やっているのかというのが、ちょっとよくわからなかったというか、大きな封筒の後に、例えば「縁じょい」クラブとか、どこが何をしようとしているのかがちょっとわからなかったのできょう伺ったんですが、その辺、委託しているなら委託している先をしっかりと、町でやっているんだけれども、その辺がはっきりわかる形、どこから出しているというのがわかるようにしないといけないのかなというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

再質問にまたお答え申し上げます。

町の住民の方々の登録数というのが、今年の２月28日現在なんですけれども1,617名の方に登録はしていただいております。ただ今までのシステムが、なかなか本来の目的と実際に稼働している状況というのが、ちょっと今そぐわなかったというんでしょうか、そういったところもあるようでございますけれども、新しいシステムにつきましては、ご本人様、登録された方々の健康管理という健康手帳というところで、いろいろなご自分の健康管理に関するデータも掲載できたりとか、登録できたりとかということで、いろいろな部分で今後医療機関とか、あと救急隊とかが活用できるようでございますので、その辺は今後随時町のほうとしても、こういうことでメリットがありますというところはＰＲをさせていただいて、少しずつ加入者の方が増えるような努力はしてまいりたいと思いますし、また、医療機関におかれましても、先生方にそういったところは説明をさせていただいて、可能な限りご協力、ご加入のほうをしていただけるような形で働きかけのほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

アクティブシニアの社会参加支援事業の件でございますけれども、いろいろな情報提供やイベント等のＰＲを引き続きしていきたいというふうに考えておりますので、今後は発信元を明確にして、皆さんに一目でご理解いただけるような情報提供の仕方を心がけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

補足でございますけれども、その「とねっと」の関係でございますけれども、今度新しいシステムになってくると、調剤薬局さんとか、あと検査機関ですね、こちらにつきましても増えていくということが考えられているようでございます。また歯科の先生方もご加入することによって、いろいろな意味で多分幅広く使えるという可能性が出てくるというふうに認識しておりますので、その辺も踏まえまして、今後ＰＲしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　健康増進計画策定事業なんですが、これ団塊の世代が75歳になる2030年でしたっけ、違う、2025年か、あと５年、2025年でしたっけね。この計画を策定するのが目的ではないかと思うんです、健康寿命を延ばすことだとか、さまざまあるかと思うので、この辺をしっかりと運営委員会の委員さんも、その進行管理ということをするためにつくって、そして、この事業を策定事業でなくて、健康増進課も質問がかかってきますけれども、続いていかれるような形でお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　何点かお聞きしたいと思いますが、幾つか指摘事項みたいなものもあるかもしれませんけれども、気にしないでもらいたいと思います。

１点目は、109ページの高齢者健康づくりのグラウンドゴルフ、ゲートボールの大会の回数ですけれども、年１回。これはこの会を催している人がグラウンドゴルフやゲートボールをやっている方がいっぱいいると思いますけれども、そういう人たちの意向が年１回でいいのかどうか。健康増進だから、もう少し考える必要があるのではない

かと。

あと、この大会の運営は任せていると思いますけれども、例えば優勝、２位、３位、４位と、こういう大体は普通、賞というのはそういうものですよね。ただ、よく違う大会では、飛び賞だとか、いろいろブービー賞だとか、いろいろな賞を設けている大会もありますよね。やはり多分、高齢者がほとんど、年齢的には何歳ぐらいの方が出ているのか私も聞いてはいませんけれども、高齢者が出るということは、上手で１位、２位、３位になるというのは、それは喜ばしいことだけれども、なかなかとれないという人もいると思いますよね。そういう参加する意義をもう少し高めるためには、そういう賞の与え方、どう考えているのか。それが１点。

次に、敬老会の補助の問題なんですけれども、109ページの。よく私が聞くんですけれども、宮代町の敬老会というのは、元気な人だけを対象なのかと。確かに地区には任せておりますが、区長さんなんか大変な苦労をしているようですけれども、集会所とか公民館とかに集まってお祝いをやっているとか、敬老会をやっているということですけれども、出られない人はどうするんだと。病気とか、そういうことで出られない人。そういう人はもう外しているんだなと、冷たいねと。町で主催をしているところは、出られなきゃ出られないなりに何かの記念品とか、赤飯だとか、そういうのを渡していたようですけれども、そういうものをいっぱいやればいいというものじゃないけれども、今のやり方は元気な人だけを対象だと。本当に前も「町の運営は高齢者には冷たいね」と言ったことがありますけれども、「そういうことはありません」とは言っていましたけれども、実際には冷たいよね。もう姥捨て山になると、もう病気とかそういう出てこられない人は関係ないんだと、こういう態度だよね、町は。それでいいのかどうか。本来の敬老会というのは、そういうものじゃないと思うんですよ。そういう考え方をひとつ聞かせてもらいたいと思います。

次は、127ページの保健センターの、ちょっと指摘事項なんですけれども、私も健康診断とかをやるんですけれども、健康診断をやるときに、室内ばかりじゃなく、外へ出て行う診断がありますよね。例えば、車に乗って肺の、外へ出て検査をする、あの段差。何年たっても直らないの。危ないですね、高齢者。前も２年ぐらい指摘したけれども、一向に直らない。高齢者は転んでどうなってもいいんだという考えですね。あそこで行っている職員というかパートさんだか知りませんけれども、「危ないね」と言えば、「本当に危ないんですよね」と言うんですよ。「これ、高齢者に危ないよね」と言ったって、本当に危ないと言っているんですよ。ちっとも直らない。あそこは地盤が悪いからといえば、悪いのはわかるけれども、そこら辺の対応はちゃんとすべきだと思いますよ。レントゲンを室内でやるとか。それはほとんど車の中でやっているから、なかなかできないとは思うけれども、室内でやるならまだ幾らかわかる。大体いつもレントゲン車が来て、外でやっていますよね。本当に危ない。一向に直さない。どういうことなんですか。

次には、133ページの、これは教えてもらいたいんですけれども、マイレージ。

宮代町も記念品を出すとなっていますけれども、どういう形で出すのか、中身は何をもらえるのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

あと、最後になりますけれども、133ページ。前段者も違う質問をしていたようですけれども、健康増進計画策定の問題なんですけれども、計画作成業務委託料というのが300万から載っていま

すけれども、これは町の職員でできないんですか。何でも委託、委託。委託して、その委託された人が出てきたのを持ってきて、それをただ運営するだけですか。本当に職員も健康増進室には結構いますよね。多分、昨日も話しましたけれども、優秀な人材も相当いると思います。このぐらいは町の職員ができないんですか。それを聞かせてもらいたいと思うんですよ。

ましてアンケート調査をして、内容的にはどういうアンケートの結果が出てくるのはわかっているわけですから、町の職員がそれくらいやるべきだと思いますよ。300万も出して誰が委託されるんだか知りませんけれども、本当に町の人たちの健康増進を考えるんだったら、職員が考えてくださいよ、このぐらい、と思うんですよ。そのことを、どう考えているんだか聞かせてもらいたいと思います。

以上、とりあえず質問をしておきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

小河原委員さんからの質問にお答え申し上げます。

まず、予算書109ページ、高齢者健康づくり支援事業でございます。こちらにつきまして、これまで町民グラウンドゴルフ大会と町民親睦のゲートボール大会を実施しているところでございますけれども、そちらについて、団体等の意向が反映されるようにということで、平成27年度から実施方法を変更いたしまして、グラウンドゴルフ大会につきましては、町のグラウンドゴルフ協会と、ゲートボール大会につきましては、さわやかクラブ連合会のほうに委託をしまして、大会の運営や準備を行っていただいているところでございます。

こちらにつきましては、その団体、もしくはそれに参加される高齢者の方々の意向が大会に反映されるような形で実施をしたいということで、委託による実施方法に変更したところでございます。

健康づくりの面から申し上げますと、もっと大会の回数を増やすとか、そういうこともあるかと思いますけれども、それぞれのチーム、団体がございまして、そちらのほうで、例えばグラウンドゴルフであれば、はらっパークを会場に毎週のように実施をしているとか、月に何回というふうに決めて、それぞれの団体、チームが練習をしているということがございます。もしくは、ほかの大会があって、そちらのほうに参加しているようなケースもございます。

また、ゲートボールについては、最近は何か競技者人口が減ってきて、町内でも、今２チームぐらいしかなくて、その方たちが定期的に練習に励んでいるという状況でございます。

そういうことから、日ごろの健康づくりや体力づくりということについては、それぞれの団体が取り組んでいただいておりますので、その団体に加入するメンバーの交流や親睦を目的に、年に１回町民グラウンドゴルフ大会、もしくは町民親睦のゲートボール大会ということで実施をさせていただいているところでございます。

そちらに参加する人達の、何ていうんですかね、モチベーションを確保するために、飛び賞とかい

ろいろな賞を設けるべきというご意見でございますけれども、町民親睦のゲートボール大会につきましては、参加賞のほか、１位、２位、３位ということで賞状と記念品と盾と、優勝のチームについては、優勝のカップがございますので、それを１年間、次の大会まで与えるというような取り組みがございます。

あと、85歳以上の方については、功労賞ということで表彰をさせていただいております。29年度、本年度は４人の方たちに功労賞を授与したところでございます。最高齢の方は、大正11年生まれ、95歳の方の参加がございました。

グラウンドゴルフ大会につきましても、個人競技でございますので、１位から８位の方までを入賞ということで、１位から３位の方までには盾とほかの記念品ということで、４位から８位の方については記念品を贈呈しております。

また、飛び賞ではないのですけれども、ホールインワン賞ということで、毎年、10名から15名ぐらいの方たちがホールインワンをしますので、その方たちへ記念品を贈呈しております。

続いて、地域敬老会支援事業でございますけれども、こちらについて、今の実施方法については、地域敬老会に参加できる人達だけの、健康な人へ向けての式典ということになっているんではないかということでございますけれども、地域敬老会につきましては、顔の見える関係づくりということを目的に、地域のコミュニティーの醸成のためという目的もございますので、そこに参加をしていただくことによって、地域の中のつながりを深めていただくという目的がございますから、参加をしたくてもできない人については、それを解消するために、敬老祝い品ということで、町内の商店で使えるありがとうの商品券の配布を、全75歳以上の高齢者の方を対象に交付をしていたところでございますけれども、平成27年度からは節目の年ということで、77歳、88歳、99歳、100歳の方たちに祝い品として贈呈をさせていただいているところでございます。

そのようなことから、広く全ての高齢者に行き渡るように、敬老会支援事業の中で実施をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

質問、指摘事項を含めて３点あったかと思いますので、そちらに順次お答え申し上げます。

まず、指摘事項の１つ目、外の駐車場の段差がちょっとひどくて、健診を受ける人たちの安全性がというようなご指摘だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、確かに段差解消の工事等は行ったりとかはしていないんですけれども、委託業者と話をさせていただきながら、なるべく勾配が少ないところから出入りができるように、また、昨年度におきましては、青い滑りどめのマット等を購入させていただきながら、そちらで何とか対応はしてきたところでございます。

ただ、段差がどんどんひどくなっておりますので、また今後、皆様が安心して健診できるような体制をとれるようにということで、今後考えていきたいと思います。

また、マイレージで何をくれるかというご質問だったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、一応、歩いた歩数によってクオカードを検討しているところでございます。

あとは、計画についての委託料のところで、町の職員で計画ぐらいつくれないのかというご質問だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、町の職員がかかわらずというところではご

ざいませんでして、今年行いましたアンケートについても、職員間でいろいろ検討を重ねて、その内容をもとに業者にお願いしつつアンケートを実施して、そのアンケートの分析に関しましても、業者にそのままということではなく、職員が幾度となく集まって、一応、こちらについてどういうふうな読み込みをするのかというところを検討したところでございます。

来年度におきましても、職員間でそういったところはやってはいくんですけれども、ただ、自分たちでうまくいかないというんでしょうか、専門的な知識を持ったものを業者の方々に協力をいただいて、よりよいものをつくりたいというところで考えた委託料でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

あとは、すみません、補足ですけれども、保健センターの職員間だけではなくて、役場で健康に関する事業というところを全部、各課に投げさせていただきまして、健康とか食に関係する部署の職員にも集まってもらって、その職員間での検討も２度ほど重ねさせていただいております。こちらにつきましても、来年度も引き続き集まっていただくような形での方法を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　何点かまた質問したいと思います。

敬老会の問題ですけれども、方法については、顔の見える敬老会、参加できない人の対策になるかどうかわからないけれども、祝い金を贈っていると。これ祝い金、毎年贈っているわけじゃありませんので、私も80、あれは何だ、77歳か何かでもらったことあるけれども、次もらうのはいつだかというわけよ。毎年じゃないでしょう。

それで、そういう人達の、参加できない人のためにも考えているって、これ毎年出しているんならわかりますよ。出していないんだからね。出したらって言ったら、去年だか何かのとき、去年だか一般質問だか忘れましたけれども、それは出せませんと。それはわかる。だけど、やることが、私が言いたいのは、目的は、病気で参加できない人はどうするんだというんですよね。元気な人が対象、顔の見える方法だと。顔の見えない人は、もうどうでもいいんだという対応なんだね、町はね。

私は、こういう病気で出たくても出られない人を何とかしてやるのも、一つの本当に高齢者のための温かみのある対策だと思うんですよ。もうどうでもいい人はもういいんだと。ただ、祝い金をやっていると。100歳以上は毎年くれるんだっけ。それまでなる、100歳まで生きるのは何人いる。こんなこと言うと怒られるけれども、数は少ないですよね。

それまで毎年、じゃ、77歳からやるんなら、私は理解できますよ。そうじゃないんだもの。77の次は八十幾つだとかとなっていたよね。大体５年か６年に１回もらえるのかな。そんなので高齢者をごまかすなんて、とんでもない話ですよ。今までこの町があるのは誰のためなんですよ。高齢者が一生懸命働いてきたためにでしょう。もうそういう人は、もう姥捨て山なんだよね、宮代町もね。元気がなくたって対応してやるべきですよ。本当に冷たい。

我々みたく、70、80近くなってもうるさいのもいますよね。うるせえ野郎だと思っているかもしれないね、役場は。そういうもんじゃないんですよ。しつこいようだけれども、この町をここまで伸ばしてきたのも、ここまで町があるのも高齢者

が働いてきたからですよ。そういう人は、本当に冷たい。

ふれ愛センターだってなくしちゃう、もう高齢者が集まる場所はなくなる、ただ、各集会所でやっているからいいんだとか、そういう行政は本当に冷たい、町は。

確かに、ちびっこ広場とかそういう対応も必要なのはわかる。だけど、本当にこれから何年も先もない人の対応をちゃんと、ああ、この世の中に生きてきてよかったなというようにしてやるのが行政じゃないの。少し考えてくださいよ。

本当に祝い金1,000円にして、八百幾らか、800円からかな、1,000円にして、それで自慢しているような町じゃだめですよ。本当に温かみのある町政引いてくださいよ。本当に入院したり、出てこられない人のためを考えてくださいよ。それが行政、温かい行政。今の宮代町は、温かみはないと私は思われてもしようがないと思いますよ。

後でもう一回それ、温かみのある行政だという説明をしてください。

保健センターの問題、青い、ブルーシートを今年は敷きましたよね。敷いても、下は段差があるんだよね。ブルーシートで段差がなくなるんですか。ただ、ここを通りなさいということだけだよね。気をつけて通りなさいと、歩行してくださいと。それで満足するようなことなんですか。安全なんか守られていないですよね。その通路を通る部分だけの段差を直せばいいんですよ。できないわけないでしょう。

あと、最後の計画、133ページの問題、委託料の問題。その前に、マイレージの問題、ちょっともう一回よく説明してもらいたいんだけれども、どうしたらあれがもらえるのかをもう一回説明してもらいたい、記念品が。何か歩数をこう、あそこではかる機械がありますよ。機械というか、機器がありますよね。それで、役場とそこの進修館にありますけれども、あれでどうやって記念品がもらえるようになるのか、ちょっと教えてもらいたいと思うんです。

その後、計画の見直し、せっかく、委託料の問題、アンケートとるまで職員が何回も議論をしたと。それは大したもんですよ。いいことだと思いますよ。だったら、そこまでやったんなら、町の職員が計画をつくるべきだと思いますよ。自信がないんですか。ないというならないと言ってくださいよ。計画をつくる自信がないんですか。ないならないとはっきり言ったほうがいいですよ。アンケートなんか誰だってつくって、町の中に配って、誰でもできると思いますよ、これは。その先をできないなら、できないんだと、自信がありませんとはっきり言ってくださいよ。

あんなの業者に委託してさ、よりいいものをつくるって、今のが最高にいいんですか。健康を守れるように、本当に。職員だって、今のやっていることを考えられるでしょう。考えられないなら、できないとはっきり言ってくださいよ。そのぐらいのあれ必要だと思いますよ。ちょっとまたきつい話になって申しわけないけれども、最後は自信がありませんと、できませんと、そのぐらい言ってください。もしできないなら。

以上、再質問は後でいたします。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

まず、１点目の地域敬老会支援事業の祝い金の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、健康祝い金につきましては、平成25年度までは75歳以上の全ての高齢者の方に一律1,000円の商品券を送付していたところでございますけれども、これまで、その商品券の換金率が

余りよくないということがございまして、商工会のほうでアンケート調査を実施したところ、大半の意見が、まとまった金額になってから使いたいというような意見が多かったということがございます。

そういうこともありまして、であれば、節目の年にまとまった金額で交付をしたほうがいいのではないかということで、平成26年度から、その節目の年、77歳は5,000円、88歳、99歳につきましては１万円、100歳の方は５万円で、また101歳以上の方については１万円を毎年送付するということで、交付方法を変更いたしました。

そうしたことによって、特に予算額等は変更にはなっておりません。25年度、高齢者の方が約3,500人いて、350万円ぐらいの発行の委託料がかかったわけですけれども、すぐに26年度、節目の年に切りかえても、3,954人の高齢者の方に対して346万8,000円の発行委託料がかかっているということで、それも徐々に上がってきて、今では450万円ほどの委託料がかかっているということでございます。

こちらにつきましては、限られた財源の中での取り組みでございますので、節目の年に切りかえたということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、高齢者に温かい行政ということでございますけれども、この地域敬老会につきましても、高齢者の方々の長寿を祝うのと同時に、高齢者を敬うという気持ちを込めて敬老会支援事業を実施しております。

また、ほかの事業でも地域交流サロン等、地域の高齢者の方々と地域の方々とのつながりづくり、支え合いの体制づくりというようなことを目標に、地域交流サロンや各種事業を実施しておりますので、そういうことでは高齢化に配慮した行政を行っていきたいというふうに、考えのもとで実施しているものでございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

マイレージの質問について、再質問についてお答え申し上げます。

マイレージのご褒美的な部分を今考えているものが、一月の平均が5,000歩以上の方、また8,000歩以上の方という２段階に分けさせていただいて、一応、それをクリアした方々についてクオカードのほうを配布させていただこうと思っております。

また、それにあわせて、健診、特定健診ですとかそういった健診を受けた方々については、またさらにプラスを考えていて、受診率を向上させたいというふうに考えております。

計画につきましてですけれども、一応、計画につきましては、町の職員だけでは計画策定が難しいということで、委託料のほうを掲載させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　説明を聞いて、おおよそは理解はしたんですが、まだ腑に落ちない点があります。

それは、まず１点目は敬老会、やっぱり。まとまった金額を商工会と相談してとか何とかと言っていましたようだけれども、77から、次もらうのが88歳、この間の関係で、10年という長い期間だよね。差が、次もらえるのが。そんなに待てない人、いるんじゃないですか。それで満足をしているようでは、私は、高齢者にはまだ冷たい。

私が質問しているのは、入院しているとかそう

いう人を、どう敬老会のお祝いをするかということなんですよ。毎年、75歳以上の人を。また、集会所とか公民館に出ていけない人達をどうするか。

地区によっては、地区費でそういう人達にもお祝いを出しているところはあるはずですよね、地区費で。町の予算もらわないで。そういうふうに一生懸命やっている地区もあるんですよ。そういうことも考えないで、本当に、ほかのことで高齢者を敬っていると、それは口だけだと思いますよね。私は、そういう元気な人よりも、そういうなかなか出てこられない人、そういう人達をどうするかというのが本当の温かみのある行政だと思いますよ。それは一つ、忘れないでもらいたいと思います。

しつこいようだけれども、77歳でもらって、その次は88歳、その後は99歳、えらい間隔がありますよね。それは町の中では、全体からいえば、毎年何人かずつはいると思いますけれども、個人としては何年かかるんですか。たとえもらえるとしても、お祝いを。

それで、言っちゃ悪いけれども、私、もらったときは元気だから使った、自分で。これが88、99になったら、１人で出ていって使えるものかね。そういうことも考えないと。それは孫に小遣いとしてやれるかもしれない、孫がいるうちはね。そういうもんじゃないでしょう、お祝いというのは。その本人に対してお祝いするんでしょう。そのことも考えるべきだと思いますよ。

金を出しているから、77、88、99、100歳以上は出していますからって満足しているようじゃ、温かみのある対応じゃないですよ。温かみのある対応というのは、それは敬う方法をとっていますとかと言うけれども、ちっともとっていないですよ。みんなが集まる場所をなくしちゃったり、そういうことを平気でやる行政なんだから。

それは、先ほど何か財源が限られたからと。ほかのこと、じゃ、みんな財源が限られていたらやることないじゃない。前段者の質問で、おもしろい質問をしていたようだけれども、そうなっちゃうよ。職員要らないじゃないかと。

必ず最後は限られた財源、金がない、このことが必ず出てくるんだ、本音がね。これは本音だと思います、役場の、宮代の役場は。そういうことは、またしつこく言い出して申しわけないけれども、高齢者をもうちょっと何とかしてやってくださいよ。みんな納得できるように。

それは、各地区の区長さんは大変苦労しているということも知っています。それプラス、元気で、なかなか元気で、出ていきたくても行けない人達の対応をちゃんとするべきだと思います。限られた時間ですからね。ないんですから、先が。こんなこと言うと問題になるかもしれませんけれども。

あんたたちは、職員はまだ60前だから、平均的には今81歳、平均年齢、日本の場合。まだ二十何年あるわ、平均。もう75歳以上になったら、平均年齢からいったって何年もないんですよ。81歳だと思ったな、日本の男性の平均年齢は。生きている人間、81歳。そういう人達のことを中心にまず考えてくださいよ。考える人がまだ60前だから、本当に冷たいよね、高齢者にね。

また、私は高齢者の代表とよく言うんだけれども、本当にこれ機会あるたびにまたやりますから、きょうはそのことをきつく申し上げておきたいと思います。

最後の問題、町の職員では計画は難しいんだと。そんなに難しいの。これ、私はそうじゃないと思いますよ。金がなかったら、やはり職員がやればいいじゃないですか。先ほど敬老会では限られた財源だと。限られた財源だったら、町の職員がこういうことを考えればいいじゃないですか、ない

んだから。そういうときには、限られた財源じゃなくどんどん、計画が難しいんだと。そんなに難しいんですか。

内容を見て、私はそう思わないんですけれども、アンケートまでとって、アンケートとるときの、一生懸命検討はしているようだけれども、それができれば、もう計画もできると思いますよ。これもヒトクタリで終わらざるを得ないと思うけれども、もう一回、どういう考えだか。ただ本当に難しいだけで済むもんじゃないと思いますよ。

また憎まれ口聞きましたけれども、答弁できる範囲があったら答えてください。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

まず、地域敬老会とまとまった金額ということで、スパンが10年、もしくは最初は77からということでございますけれども、こちらについては、10年間分をまとめてお支払いすると、お支払いするというか贈呈をするということで、今までの額となるべく変わりがないようにしたつもりでございます。

地区でのお祝い品を配布しているようなところもあるというお話でございますけれども、そちらにつきましては、健康介護課でも把握しておりまして、第４次総合計画の５期実行計画の目標としては、全ての自治会、地区において、何らかの敬老事業を実施していただく体制の整備ということを目標に掲げておりますので、地区で独自にお祝い品を配布している自治会への支援等についても、今後支援を考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員（小河原　正君）　各地区で祝い金を廃止していると言っていないですよ。各地区で独自で、地区の予算で、各地区の予算でだよ。町の予算使ってないですよ、一銭も。お祝いをやっているところ、あるでしょう。そういうふうに苦労しているところもあるということ。そういう一生懸命やっているところは、町じゃない、地区でやっているんだよ。やっているんですよ。町は、だから冷たいねと言っているの。記念品をやっているの、地区費で。そういうところがあったの。そういう頭使っている地区もあったわけよ。

町はちっともそんなこと考えない。出席しないと1,000円出さないと。それも町が希望者をとって、町に出席しますという返事を出さないと出られない、そういうやり方でしょう、今。

だから、区長さんなり自治会の人が、75歳以上の人がどこに誰がいるかというのをわからない部分があるというんですよ。そういう状況ですよ。それで独自で調べて、75歳以上には全員へですよ、全員に毎年、記念品をやっていた、自治会費で。そういう温かみのある自治会もあるんですよ。宮代町は違うの。全然発想が違うの、発想が。

そういうところがあるということを知っているんでしょう。だから、私の質問はそういうこと。だから、じゃ、そこの自治会が最近はやり方変えたようだけれども、変えたようだけれども、それはやっぱり私が言っているのは、そういう出られない人達をどうするかというのが温かみのあることだと言っているんですよ。それの答弁をお願いしたいということ。

金をどうの、スパンも確かに長い。77から、77だっけ、88までもらえない。88から99までもらえない。だから、さっき言ったでしょう。平均寿命は81.何がしだったよね。77でもらうと、88までどのぐらいの人がもらえるのか。そういう宮代町のやり方、本当に冷たい。

また思い出して言うけれども、ふれ愛センター

もなくしちゃう、使えなくしちゃう、それはもう財源がどうのこうの、必ず財源を言うんだ。本当の温かみのある行政じゃない。また何回も言うけれども、そういう質問ね。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

地域敬老会の自治会におけるお祝い品の配布でございますけれども、町といたしましても、昨年度末に全ての自治会にアンケート調査を実施いたしました。地区自治会において、75歳以上の方を対象に、地区もしくは自治会の経費で、地域敬老会とは別に敬老のお祝いに関することを行っているかどうかという調査をさせていただきました。その結果、78の地区のうち、20の地区でお祝い品や商品券を贈呈しておるということがわかりました。

そのことから、総合計画の後期実行計画においての目標で、全ての自治会で何らかの敬老行事を行っていただくというのを目標に掲げていることもございますので、その地区、もしくは自治会で独自に経費を使ってお祝い品や祝い金を贈呈している地区についての支援について、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

敬老会に出たくても、入院や施設に入所していて参加をすることができないという方については、いろいろな福祉サービスや介護の給付のほうでそれ相当のサービスの提供を行っておりまして、そちらのほうについても一般財源のほうからの負担もございますので、そちらのほうもあることから、今後も引き続きそのサービスを継続していきたいというふうに考えております。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

健康増進計画の策定につきまして、職員だけでの策定は難しいんじゃないかというご答弁をさせてもらったんですが、何ていったらいいんでしょう、この健康づくりに関しては、保健師を初め、管理栄養士、職員は専門職を配置して取り組んでいるんですが、宮代町においては、これまでこの健康増進に関係する、健康づくりに関係する計画がなかったものですから、今回初めて取り組むことにしました。

コンサルに一部お願いをするわけなんですけれども、コンサルもそういった計画づくり、健康増進に関係する計画づくりに長けているコンサルを選んでまいりたいと思います。そういった他市町村でも健康づくり、先進的に計画を策定しておりますので、そういった実績のあるコンサル、またノウハウを持っているコンサル、また国、県、県でも健康増進の健康長寿計画、あるいは宮代町、食育に関係する計画も策定する予定ですので、埼玉県でも食育推進計画、こういったものも策定しております。そういった計画との整合も図りながら、専門知識を持ったコンサルの助言といいますか、アドバイスもいただきながら、そして宮代町の地域に合った計画を策定するために、職員も全庁的に参加して、この計画策定に取り組んでいくということで予定をしております。

ですから、なかなか職員だけということではなくて、そういった他市町村、全国的なこの健康づくりに関する取り組みもコンサルを通じて情報収集しながら、宮代町に合った計画としてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかったということにし

ておきます。ただ、まだ幾らか心に残るものがあります、今の答弁では。後でまた機会があったらやりたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問しますので、よろしくお願いします。

まず、108、109ページの地域敬老会支援事業です。今、前段の委員からいろいろ質問が出ました。特に、こう言っちゃ失礼なんですが、やはり委員の中では一番高齢の委員さんなので、やはり質疑の重みも違うと思います。前段の委員は、よく高齢者、この地域敬老会の支援事業について、やはり実態も知っていますので、私もいろいろ地域の方たちからも聞いておりますので、そのままのとおりだと思っています。

それで、質問は、ダブるところは割愛しますが、やはり参加したくても出られないお年寄り、いろんな事情で。病気もありますし、性格的にもそういうところは出られないという方もいらっしゃいます。そういう人に対してどういう支援をするのか。

先ほども出ていましたけれども、ある地域では、やはり本来これは、敬老祝い、敬老会ですから、町が責任持たなくちゃいけないのに、自治会でそういう出られない方に対して、赤飯とか紅白まんじゅうとか、いろいろあろうかと思いますけれども、それなりに対応していると。それは先ほどの答弁で、町のほうが、担当のほうがよくわかってらっしゃいますよね。

そういうふうに自治会でやっていること、本来町でやらなければいけないことを自治会がやっていると、これはおかしいことだと思うんですよね、こういったこと。お年寄りはお金じゃないんだと、気持ちだということで、やはりそういう出られない人、出られない高齢者に対するフォローですよね。それをちゃんと町が責任持つ必要があるんじゃないか。

先ほど第４次総合計画後期実行計画の中でその辺をやっていくということなんですが、これは、じゃ、いつごろからやっていただけるのか、やれるのか、その点、お聞きをしたいと思います。それが第１点。

それから、２点目は、110ページ、111ページの災害時要援護者見守り支援事業、これはそのとおりで、自力で避難が困難な高齢者や障がい者などの把握、それから避難行動、要支援者名簿の作成というふうになっているんですが、これは名簿を作成するのが目的じゃないですよね。本来、こういう自力で避難が困難な高齢者、障がい者、こういう方を安全に避難できるようにするのが目的でしょう。そういうふうな体制になっているのかどうか。

私は、これは大きな矛盾だと思うんですけれども、やはり個人のプライバシーというのがあって、なかなか、昔はこういう高齢者、障がい者、こういうところにいてというんでわかっていたんですけれども、今は逆にそういった中でわかんない方もいらっしゃると。自治会では、わかる範囲ということになってしまうんですけれども、いざというときに、やはり被害者が出たら、これは痛ましい事故になってしまいます。

最近、東北で大火災がありました。やはり地域の力によって被害者が出なかったと。それはもういい面で報道はされますけれども、これが一歩間違うと、そういうことになりかねない。

そういう意味で、この災害時要援護者見守り支援事業、そういった点では、作成も大変なんですけれども、これ実際、行動に移す、そういうとき

に、そういうふうになれるような計画になっているのかどうか、その点、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、130、131ページの健康診査事業なんですが、特にこれは決算でも言いましたけれども、宮代は健康診査受診率が非常に悪いということで、しかし、新年度予算では、胃がん、肺がん検診の受診勧奨の方法を見直したということで、増額ということになっていますが、これは受診勧奨ですから、具体的にどういうふうに見直したのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、次のページの132、133ページの健康増進計画等策定事業で、この町民の健康増進、疾病予防等を推進するための施策、取り組みの健康増進計画等を策定する費用ということなんですが、これはいつまでに計画をつくるのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

最後ですが、136、137ページの医療対策費の中の福祉医療センター運営事業、六花の関係なんですけれども、今後の施設運営のあり方を検討するための調査費用ということなんですが、具体的に何を検討するのか。いろいろな医療関係、介護関係の確かに取り巻く環境というか、変わってきています。そういう中で、何を検討していくための調査なのか、その点、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんからの質問にお答え申し上げます。

まず初めに、予算書の108ページ、109ページの地域敬老会支援事業でございます。前段の委員さんと重なる部分があるかと思いますけれども、地区自治会独自で敬老事業、記念品や祝い金の配布等の事業を行っている地区自治会がアンケート調査の結果、20の地区があったということが判明しております。後期実行計画の中で、平成32年度までに全ての地区で敬老事業を実施していただくことを成果目標として掲げております。

こちらにつきましては、私たちの予算書の10ページに掲載してございますけれども、引き続き参加しやすい地区単位の敬老会の開催を進めていくとともに、地域主体で継続して敬老会が実施できるようにしていくことと、幅広い世代間交流や地域コミュニティーの醸成を図るということが目標でございますけれども、独自の費用で敬老行事を行っている自治会につきましても、地域敬老会の運営支援という形で、できれば地域敬老会を実施していただきたいということでございますけれども、それが何らかの事情でできない地区については、何かの記念品の配布や祝い品、祝い金を配布するという形で既に実施している地区について、運営支援ということで見直しを図っていきたいというふうに考えておりますので、後期実行計画の工程では、平成32年までには見直しを図っていきたいというふうに考えております。

続いて、予算書の110ページ、111ページの災害時要援護者見守り支援事業でございます。こちらの事業につきましては、名簿を提供するのが最終目標ではなくて、やはりその地区の災害時の避難行動が単独で避難行動をとれないという方たちへの支援ということで、個別支援プラン、個別計画をつくっていただいて、その個別計画を理解していただいた上で、万が一、災害が発生した場合に、その個別支援プランに基づいて、避難行動に難がある人の支援をしていただくということが目的でございますので、それに向けて取り組みを行っているところでございます。

現在、自主防災組織、51地区ございますけれども、そちらの36地区に、現在の名簿では災害時要

援護者登録名簿という名称になりますけれども、36地区に提供をしております。現在の名簿登録者は709名でございまして、避難支援プラン、個別支援計画を作成していただいている地区は18地区で、154人の方の個別支援計画を作成していただいております。

今後は、できるだけ多くの地区、できれば全ての地区でその個別支援計画を作成していただいて、万が一、災害が発生した場合には、個別支援計画に基づいて活動をしていただくようにお願いをしていくということで、自主防災会の連絡会や地区に行って、その辺のお願いをしているところでございます。引き続きこの取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

質問に順次お答え申し上げます。

まず、診査の受診勧奨のところでございますけれども、こちらにつきましては、個別通知を従来もさせていただいたものもあるんですけれども、５つのがん検診につきましてが１冊になっておりまして、それぞれ受けられるものが違っていると思いますので、それぞれ個々に合わせたものが送られるという認識の受診勧奨を行う予定でございます。

また、２年目計画について、いつまでにということでございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度に計画策定まで終了させていただく予定でございます。

３点目、今後の施設の状況、何を調べるのかというところでございますけれども、前段の委員さんとかにも説明させていただいたように、近隣の状況から、今、六花に何が必要なのかというところを少し整理をさせていただいて、スリムにできるところはスリムにという方向になるという認識でおります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございます。

じゃ、再質問させていただきます。

地域敬老会支援事業、108、109ページですね。平成32年度までに運営支援ということで、見直しを図っていきたいということなんですが、これについては、先ほども説明もありましたし、大体わかるんですが、先ほども言いましたように、これはやはり町が本来責任持ってやるべきものだと思いますので、まず、やっている地域ですよね、そこに援助すべきだ、優先して、というふうには感じるんですけれども、そういう方向でいくのか、お尋ねします。

それと同時に、決算のときも言いましたが、敬老祝い事業、各地域によっては、やはりもうだんだん高齢者が多くなってきて、これはうれしい悲鳴なんですけれども、地域の集会所ではできなくなってきたという、そういうことへの対応も、もう一方では必要かと思うんですけれども、それについてはどのようにしていくのか、そのことをお願いしたいと思います。

続きまして、災害時要援護者見守り支援事業です。個別支援計画をつくるということなんですけれども、これにはやはり時間もかかると思うんですけれども、このことに対して、この自主防災との関係もあるんですけれども、これにかかわる職員というのは、どれぐらいで実際、対応なさっているんでしょうか。参考までにお尋ねしたいと思います。

これは急がなくちゃいけないと思うんです。い

つ災害が起きるかわかりませんし、ここのところ、南海トラフとのほうの関係ばかりで、関東大震災も、もういつ起きてもおかしくないというふうに言われているんですよね。そういう意味では、本当に急がなければいけない。これはもう安心した体制をとって当たり前で、やはりそういうふうな体制ができていないとなると、やはり急がなければいけない、そういう事業だと思うんですが、やはりスピードアップしなければいけないと思うんですけれども、現在どれぐらいの職員体制でやっているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、健康診査事業なんですけれども、これは胃がんと肺がん検診だけなんですね。特に見直さなければいけないということで進めているのは。これで受診率は上がっていくんでしょう。受診勧奨の方法を見直すということですから、受診勧奨というのは、するように勧め励ますことというふうに書いてあるんですけれども、ですから、そうすると、胃がん、肺がん検診は進むということでもちろん理解してよろしいですねということをもう一度お尋ねします。

それから、健康増進計画等策定事業、はい、わかりました。

それから、136、137ページの六花の関係なんですが、何が必要かって、スリム化も必要みたいに、削っていくほうの見直しなのかなというふうに思うんですけれども、今後の施設運営のあり方をどういうふうに検討していくかということで、調査費用を計上しているわけなんですけれども、そういうことなのか、スリム化するだけなのか、それとも、こっちの方面ではこういうふうに施策を拡充していくとか、そういう面はないんでしょうか。その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０３分

再開　午後　２時１８分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えいたします。

まず初めに、地域敬老会支援事業の平成32年までの運営支援でございますけれども、こちらにつきましては、優先とするものは、これまで地域敬老会を行っている自治会について、さらに充実した内容にできるものとするための支援を優先いたしまして、また敬老事業、何らかの敬老事業を実施していただく自治会についての見直しも図っていきたいというふうに考えております。

会場の問題が出てきている敬老会の会場もございます。もう参加者が100人、もしくは200人規模の敬老会になっていて、手狭になっているというような自治会からの相談をお受けすることがあります。

そちらにつきましては、現在の補助制度の中では、午前、午後の開催や２日間開催ということで、単独で１回開催する場合に加えて準備経費を上乗せするということになっております。準備経費、基準額が３万円であるものについて、２回開催をした場合は5,000円を上乗せして３万円、３回以上開催した場合は４万円ということで上乗せをすることを実施しております。

また、地域敬老会の会場の使い方についても、できるだけ１カ所の会場でほかのスペースがあるのであれば、１階と２階を使っていただくとか、

２階へ上がっていただくための、高齢者の方の２階へ上がるのが困難だというようなこともあるかと思いますけれども、なるべくそういう方を１階のほうに、２階に上がれる方については２階というような形で、いろいろ工夫をしていただいてやっていただけるように、今お願いしているところでございます。

続いて、災害時要援護者見守り支援事業でございますけれども、こちらの個別支援計画がなかなか進まないということでございますけれども、こちらについては、国の指針としては、市町村が中心となって個別計画を策定することが望まれておりまして、また地域の民生委員さんや社会福祉協議会、また自主防災組織や自治会とか福祉事業者等と連携、協力をしながら、町としてもコーディネーターとしての機能を発揮して個別計画の策定を進めていくというふうに言われておりますけれども、なかなかやはり職員確保が難しいということがありまして、どちらの自治体についても、これ専属の職員を配置することがされておりませんで、当町につきましても、担当職員は兼務ですけれども、１人しか今のところいません。

そんな関係もございまして、個別計画については、自主防災組織のほうで中心となっていただいて、策定していただけるようにお願いをしているところでございます。ほかの自治体でも、ほとんどの自治体がそのような取り組み、もしくは個別支援計画を避難行動要支援者の方がみずから策定をしなければいけないというような計画になっている自治体もあるように聞いております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

再質問について２点あったかと思いますので、お答え申し上げます。

まず１点目、受診勧奨についてですけれども、こちらにつきましては、受診勧奨は５つのがん検診がありますけれども、その５つのがん検診について、ご自分が今年度、何の検診が受けられるのかというようなのが一目でわかるような形の受診勧奨を行う予定でございます。

ですので、女性の方ですと、最大５つで、２年に１回というお願いもさせていただいておりますので、今年度、ご自分が対象なのかというのがその勧奨通知ですぐわかるような形になっております。

また、男性の方ですと、３つの検診のところで、40歳以上の方でしたらほぼ３つの検診が対象になるかと思いますけれども、その勧奨通知がお手元に届くというところでご理解いただきたいと思います。

また、２点目、計画のほうのスリムではなくという、拡充もあるのかというご質問だったかと思いますけれども、確かに近隣の状況ですとか全部調べることによって、もし六花にしかないようなものというサービスがあるようであれば、そちらは逆に力を入れたりとかしていって、住民の方々に気持ちよく使っていただけるようなというところがあると思いますので、当然、拡充の部分もあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

108、109ページの地域敬老会支援事業なんですが、これ以上の答弁はないと思うんですけれども、先ほど、現在、自治会で支援しているところを優先してということなので、ぜひそういう形でやっていただきたいと思います。

それから、参加者が増えてきている会場、場所

の確保の問題なんですが、確かにそういうふうにやっていかなければいけないんですが、これからはさらに団塊の世代の人たちが多くなりますよね。ですから、その辺、当面はそういうふうなやり方をして何とかやっても、やはり追いついていかない時期が必ず来ますので、自治体ですから、いわゆる自治体ですから、そこを先行して考えていかないと、また後手後手になってしまいますので、その辺、ぜひ不便を来たさないようにやっていくということで、それはもうやるしかないので、ぜひそういう立場で早目早目に計画を立てていただきたいと、要望になりますけれども、お願いしたいと思います。

それから、110、111ページの災害時要支援者見守り支援事業なんですが、先ほどほかの自治体の状況なども話していただきましたが、実際、この自力で避難が困難な高齢者、障がい者などの把握、それから避難行動要支援者名簿、これを１人で、しかも兼務でやっているということなんですけれども、やはりこの点では、先ほども言いましたように、急がなければいけないので、それはもういつあるかわからないという前提であればそれでいいかもしれませんけれども、これはやはりスピードアップして準備ができて、なおかつそれがそのとおりできるかどうかというのは、実際、いろんな災害がありますので、難しいと思いますので、やはりよりやっておいて絶対害はありませんので、そういった点では、ほかの自治体もそうだと言われると何も言えなくなってしまうんですけれども、やはりここは職員の力を借りて、やっぱりマンパワーですよね。必要なのかなというふうに私は思いましたが、このままの体制ということで、それはしようがないということで理解していいんでしょうか。

それは、答弁は、そういうふうに増やしたいことに異論はないけれどもというふうになるかと思うんですけれども、やっぱりそれをやらなければできない、つくれないと思いますので、その点、今の状況の中ではしようがないというふうに町は思っているんでしょうか。その点だけ、最後ですのでお尋ねしたいと思います。

あとは、健康診査、六花の件はわかりました。

以上です。その点だけ。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答え申し上げます。

災害時要援護者見守り支援事業の避難行動要支援者名簿の策定の関係でございますけれども、現在、担当職員は１名でございますけれども、課内担当者間で協力をして、今、全体計画と名簿の更新について進めているところでございます。ほかから職員を配置するということもすぐにはできないことでございますので、現在の職員の中で連携、協力しながら対応して、早くに計画、もしくは避難行動要支援者名簿の切りかえに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。２点お伺いいたします。

１点は、133ページ、不妊治療費等助成金についてです。今年、20万円増額したということなんですけれども、前段の委員ともかかわるんですけれども、理由をもう一回お願いいたします。

あと、早期不妊治療費の助成が今年度から市町村の新規事業になりましたけれども、この予算額というのは、これからのことを考えて適正な金額なのかどうか、今後もうちょっと増える予想があ

るのか、ちょっとお聞きします。

それと、あと、この事業における予算に対して、助成する人数は何人ぐらいと考えていますでしょうか。

もう一点、資料の老人クラブのことなんですけれども、資料12ページ、老人クラブの活動費補助のことなんですけれども、私も前ちょっと質問をさせていただいたんですけれども、やっぱり団体が資料をつくるのが大変、補助金の、前、資料をつくるのが大変とか、一番小さい５人以上19人というところが、29年度、１団体がゼロになっちゃったんです。

それで、そこの団体のところの方とかが老人クラブで集まっていたことが集まらなくなってしまった。だから、行くところがあったところがなくなってしまったということがとても大きいということを言われていまして、人数が、どうしても病気をしたり、トップ、その会の上になる方の負担が大きいということは常々聞いてはいるんですが、何とか維持していきたいというお話はさっき聞いたんですが、この減ってしまっている理由、その団体に対して補助をもらっているわけですけれども、申請の仕方が、今度は補助金がなくなったということで、こうきちんと去年と同じ、昨年同様にいただけるようなんですが、手続が今後簡単になっていくのか、そして団体がなくならないような努力を町としてはちょっとどのように考えていただけているのか、お伺いします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

不妊治療費の助成事業についてのご質問お答え申し上げます。

まず、こちらの事業についてですけれども、予算額としては、全体的な予算額としては増えてはいるんですけれども、一つ一つの項目で見たときというんでしょうか、例えば早期不妊治療費についてというのは、もともと町で年齢の制限を特に設けておりませんでしたので、若い方々に対してもずっと行っておりますので、一応、名目上は早期という、若い方々に対してということでございますけれども、実質上の事業としては特に変化はございません。

あと、総額として増えているというところの大きな理由なんですけれども、早期不妊検査費、こちらのほうが上限２万円で、15件分を来年度当初予算として計上しているんですけれども、ここの部分が少し増えております。

男性不妊治療費につきましては、１件分の５万円ということで、総額でいくと昨年度よりも20万円ほど増えているというような状況でございますので、実際に不妊検査費につきましては15件分とっているんですけれども、どれぐらい来るか、ちょっと予想がつかなくて、県のほうとしても、先進県のところからの情報でどれぐらいの係数を掛けてというような計算方法で、それについても町で当初予算の計上をするに当たっては、こういう検査方法しかないでしょうということで教えをいただきましたので、それに合わせてとっておりますので、実際に動いて見て、もしかしたらこれが正しいとり方ではなかったかというふうに出てくる可能性もあるというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

老人クラブの団体数の減少についてでございますけれども、提出させていただきました資料12ページにございますように、５人から19人以下の団

体が28年から29年にかけて１団体減ったこと、また35人から49人の団体が１団体減って、２団体から１団体になってしまったということで、総数で14団体になってしまいました。

こちらにつきましては、最初のときにもお答え申し上げたんですけれども、ほかの団体と合併した団体、もしくは活動を廃止した団体というのがございました。そちらについて、団体を解散した理由がはっきりと補助金の申請が大変だからとか、中心になるメンバーの方が継続が難しいというようなことは、はっきりとは聞いてはございません。

補助金の申請等については、なるべく簡便な方法でできるようにというふうな内容になっておりまして、もしくは、それでも記入とか作成が難しいようであれば、ご相談いただければ、それなりの支援をさせていただきたいというふうに考えております。

連合会分の補助金について、58万8,000となってございまして、こちらは27年から引き続き同じ額なんですけれども、こちらは基本額プラス、人数割がやはりこちらもございますので、人数割が１人当り幾らという人数割がありまして、それが58万8,000円で変わりがないということは、老人クラブのメンバーの総数としては変更がないのかなというふうにうちのほうでは把握しているところでございます。

今、さわやかクラブ連合会については、会員の増強に努めているところでございまして、いろいろ広報、普及啓発活動を行って会員数を増やそうという取り組みを継続しております。そちらのほうについても、町といたしましても、引き続き支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

１点目のほうの不妊治療のほうなんですが、ちょっと新しい人達も道仏地区とか増えていますし、これが予算上より多く申請が、ここ２年ぐらいですごく認知度が増えたと思うんです、この不妊治療の補助について。今まで知らなかった人とか新規で宮代町へ入ってきた方たちが、じゃということで、これもし予定額より結構増えちゃうということもあると思うんですが、そういうときも町としては対応をしてくれるんでしょうかということが１点質問です。

それと、あと２点目なんですが、今サロンに、23団体になっているんですけれども、老人クラブがなくなったところがサロンにとか、何か関連性みたいなのはあるんでしょうか。お聞きします。

○委員長（田島正徳君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

万が一、予算額をオーバーしたときにどのような対応をというご質問かと思いますけれども、こちらにつきましては、また財政とか上司とかにも相談にはなってくると思うんですけれども、当然、治療費自体が高額でございますので、ぜひ前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

また、子育てに優しいまちづくりというところでも、ぜひそこについては前向きな検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答え申し上げます。

老人クラブの数の減少とサロンの因果関係ということでございますけれども、サロンにつきましては、平成29年度中にまた新たに３つのサロンが

できまして、現在23のサロンが開設されているところでございます。

こちらの、詳しくはまた介護保険特別会計の際にお話をさせていただきますけれども、老人クラブを廃止して、それがサロンに移行されたというようなケースは今のところ把握してございません。その中に、これまで会員の方だった方たちがサロンに通っているということは十分に考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

子供が欲しい方にとっては大変な問題なので、この町に住んでよかったと思えるように、そういう申請があった場合は前向きに検討していただきたいと思います。

老人クラブのほうですが、私の知っているところだとどうしても、前もお願いしたんですが、50人以上と49人以上では、補助額が５万円と２万5,000円で倍の違いがあるんです。それで、もう１人、49になるか50で半分の金額になっていると、活動にすごい障害、妨げがあるということで、皆さん非常に悩まれるそうなんですが、何とか今のところは二、三人増えてよかったということですが、何か必死で集めているというのは大変だなと思って、やっぱり病気とか入院されることも年齢的に高いということで、ああ、50人確保したと思ったら１人減ってしまったとかってあるということなので、こういうことも、今年度、この補助額なんですが、もう少し緩やかにお願いしていただけたらいいかなと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で健康介護課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時４２分

再開　午後　３時００分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

これより、まちづくり建設課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　よろしくお願いいたします。

まちづくり建設課長の横溝と申します。よろしくお願いします。

自己紹介でしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋と申します。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道の主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（伊東高幹君）　都市計画主幹、伊東といいます。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（花澤　勉君）　都市計画主幹の花澤です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（小島英樹君）　道路担当、小島です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（冨田満晴君）　道路担当の冨田といいます。よろしくお願いします。

○都市整備担当主査（高橋勝己君）　都市整備担当の高橋と申します。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（和田光春君）　下水道担当の和田と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　以上です。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

３点ほど質問させていただきます。

予算書の154、155ページの道路維持管理事業のこちらの本年度の特徴のところの冠水対策工事について、どちらをどんな工事をいつやるのかをお答えください。

２点目、160、161ページの、こちらが下水道費の湛水防除対策事業です。こちらが湛水による被害や局地的に低い住宅地の浸水被害の防止及び生活環境の改善とありますが、こちらの対策は具体的にどちらでどのようなことを、そしてまたいつやるのかお答えください。

もう一点が、資料のほうにあります14ページ、空き家の状況のところで、前段でちょっと話題に上ったのかもしれないんですが、何かちょっと聞いたような聞かなかったような、すみません、かぶってしまったら申しわけないんですけれども、空き家の利活用のところで空き家をシェアハウスやカフェのリノベーションの提案ということを29年10月14日にやったということで、１戸の空き家が学生のシェアハウスとして利活用されたということですが、こちらは学生さんは何人で活用されているのか。そして、こちらのほうがどのように、普通に暮らす形で活用されているのか、その具体的、どのように活用しているのかお答えください。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

まず予算書154、155ページの道路維持管理事業の冠水対策工事の場所でございますが、まずお配りしたまちづくり建設課資料の事業予定箇所で示してあるんですけれども、場所は笠原小交差点、蓮谷橋を渡って笠小に行くわけなんですが、その手前に信号の交差点がございまして、その交差点から六花のほうに向かう道路、こちら町道第96号線でございまして、この箇所を工事いたします。

工事の内容については、道路が低くて冠水するため、道路をかさ上げする工事になります。

実施時期につきましては、30年度当初にまず測量設計をかけまして、その設計ができ上がった後に工事の発注という流れになります。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

２つ目の質問の湛水防除対策事業についてのご質問でございますが、こちらは笠原排水機場の電気代でございまして、電気料27万2,000円を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

委員会資料の14ページ、空き家の状況という中の(2)の学園台周辺の空き家の状況というところでございますが、こちらは日本工業大学の学生さん、建築科の学生さんなんですが、の卒業研究ということで、町が協力して行った調査でございまして、そちらにも書いてありますけれども、学園台周辺ですね。学園台、本田、中央、笠原、和戸、須賀の一部を空き家の調査しまして、空き家と思

われる件数が、店舗とかそういうものは抜かしてなんですけれども、19件ございました。

その方を対象にアンケート調査をして進修館で説明会、空き家の利活用説明会というのを10月14日に開催いたしまして、空き家の持ち主３組の方がいらしていただいて、その大学のほうから空き家の利活用についての提案です。シェアハウスとかカフェにイノベーションしませんかという提案をさせていただいた結果、１軒の空き家の持ち主の方がそれに応じていただいたという形でございます。

学生が実際３名、その空き家、大学の正門から歩いて30秒ぐらいの立地のところの空き家が１軒ございまして、そこを借りまして３名、男性２人、女子１人という組み合わせなんですが、５つぐらい部屋がありまして、そこを間借りするような形でシェアハウスをしております。そこで実際生活のほうをしているような形態をとっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございました。

最初の２つの質問のほうは場所がわかりましたので、あと湛水のほうは電気料ということで、こちらのほうは大丈夫です。

最後の空き家のほうなんですけれども、こちらは結局その空き家を所有されている方を大家さんという形にして、そちらのほうに賃料を払うということでよろしいんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田です。お答えいたします。

空き家の持ち主の方に家賃をお支払いしているということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原です。

では、仲介で不動産屋さんを絡ませるとか、町のほうが仲介するとか、そういうことはなく、直接その方と交渉してという、値段とかもそういう形でやられたということでよろしいでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

この賃貸の方法はいろいろなやり方がありまして、不動産屋さんが入る方法もございますが、今回のケースは直接持ち主の方と契約をいたしまして、家賃が格安というお試しというか初めてなんですけれども、5,000円でなんか借りているというふうなお話を聞いております。１人5,000円ですね。ですから、３人で１万5,000円と聞いております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　それはかなり格安だと思うんですけれども、周りにアパートもたくさん空いているところがあったりとかして、そちらの関係はどうかなと思うんですけれども、空き家が空き家のままにならず、住んでいたほうが必ず家ももちますし、住んでもらって管理してもらえるならということで多分安いんではないかと思うんですけれども、とてもいい取り組みだと思いますので、今後もこういうようなことをぜひ続けていっていただけたらなと思います。

以上で大丈夫です。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草弘之でございます。

４点お尋ねいたします。

１点目は、予算書154ページ、155ページの一番下、都市計画道路整備事業、この委託料で測量設

計委託料、これはどこの場所なのかお願いいたします。

２点目は、次の156、157ページの上の段、地区生活道路整備事業、ここでも測量設計委託、これはどこなのかお願いいたします。

それから同じく156、157ページの橋梁維持管理事業で、事業概要には15メーター以上の橋梁の点検が入っているんですが、予算上、どこの委託なのかお願いいたします。

それから４点目は、次の158、159ページの下から２番目、一般住宅耐震対策事業の予算ですが、補助金に100万円、工事等補助金に400万円計上されておりますが、耐震対策で耐震シェルターの補助もメニューにあるかと思うんですが、これが予算化されていないように見受けられるんですけれども、理由と補助にメニューがあるのかどうかお尋ねをいたします。お願いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

１点目の予算書154、155ページの都市計画道路整備事業の測量設計委託の場所でございますが、こちらは都市計画道路春日部久喜線町道第12号線の測量設計でございます。

２点目の予算書156、157ページの地区生活道路事業の測量設計でございますが、こちらも資料の工事箇所図でごらんいただきたいと思うんですが、百間３丁目地内の町道第７、100号線の舗装整備をするための測量設計でございます。

３問目が同じページでございまして、橋梁点検、15メーター以上の橋梁点検でございますが、こちらの橋梁点検につきましては、５年に一度点検を実施しなければなりませんで、町内の橋を一遍に点検するのではなく、年度を分けて段階的に行っておりまして、30年度は15メーター以上の13の橋を点検する予定になっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

耐震の補助の関係でございますが、私たちの予算書の75ページにも補助関係の詳細が掲載しております。

耐震診断に対する補助ということで予算額100万円、耐震改修工事に対する補助ということで400万円、合計500万円を見ております。

耐震シェルターにつきましては、今までも、これシェルターの補助というのは、県内でも実績というか補助メニューを持っているところが少なくて、なかなかその実績がございませんので、もしシェルターの補助の要望が、申請があった場合にはこちらから流用させていただいて対処したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　それでは、再質問させていただきます。

１点目の都市計画道路の整備事業の測量設計委託なんですが、町道12号線といいますと、今実際工事やっている姫宮神社のところからの信号と第一ポンプ場のところの間だと思うんですが、これ事業が始まって継続中のところですけれども、まだ測量設計済んでないところがあるということなんでしょうか。そのご説明をお願いしたいと思います。

それから、３点目でお伺いしました橋梁の維持管理事業なんですが、15メーター以上の橋梁点検ということで事業概要にはご説明があるんですが、予算の説明の中で設計委託料と橋梁の補修工事しかないんですね。点検ですと恐らく委託になるん

だと思うんですけれども、この辺の予算化というのはどのようになっているんでしょうか、お願いします。

もう一点、すみません。最後の耐震の対策事業なんですが、耐震改修工事の補助に400万円あるので、余り今まで実績のない耐震シェルターについては予算を見ていないというようなご答弁のようなんですが、これ例えば、耐震改修工事のメニューの中にシェルターも入れてあれば、そのように流用というかやりくりしなくて済むと思うんですが、この耐震改修工事等の中の等々、またこの耐震シェルター等のメニューというのはまた別物で考えているのか。予算上、耐震改修であれば、シェルターも含んでもおかしくないのかなと思うんですが、私たちの予算書でメニューを分けていますので、もし違うのであれば、その分予算としては見ておくのが普通なのかなと思うんですが、その辺のご説明をお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えいたします。

都市計画道路整備事業の測量設計委託でございますが、こちらの現場がやはり軟弱地盤ということで、軟弱地盤対策を行う必要があるということになってございまして、軟弱地盤対策も用地買収ができたところを、買えていないところはできませんので、用地買収ができたところを飛び飛びで軟弱地盤対策の設計を行うんですけれども、その来年度できる場所をまず選定いたしまして、そこで軟弱地盤対策の設計を行うということでございます。

続きまして、橋梁維持管理事業の設計委託料の項目のところでございますが、この1,320万円の中に、笠原歩道橋の補修設計と橋梁点検の予算が合算されたものが1,320万円でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

耐震の補助でシェルターの補助金につきましては、補助として別メニューとなっております。伊草委員おっしゃるとおり、別ですので予算のほうを分けて計上すべきかもしれませんので、今後ちょっと検討していきたいと考えております。

○委員長（田島正徳君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　それでは、最初の都市計画道路の設計委託ですけれども、まだ買収が終わっていないところについて、軟弱地盤の改良設計がなされていないということで、そうしますと100％用地買収が済まないと、少しずつであってもこの測量設計は何期かに分けてやる必要が出てくるという理解でよろしいんでしょうか。

それから、３点目にお伺いしました橋梁の点検ですけれども、笠原の歩道橋の補修設計、これと点検の委託料の中で、1,320万円の中で一括して入っているということのご説明なんですが、対象が笠原歩道橋の補修のための設計の中に、このほかにある13の橋について点検だけの委託と、またその笠原の補修設計の設計としては委託１本で、場所も違いますし、目的も違いますので、分けるべきではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか、お願いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

１点目の都市計画道路整備事業の設計につきましては、何度もやるということにはなってしまうんですけれども、まず軟弱地盤の対策が全て必要なところが終わって、さらにその軟弱の地盤の沈下、今おもしをかけて強制的に沈下させているわ

けなんですけれども、沈下が落ち着いたところにつきましては、構造物を入れた本来の工事の設計に移っていけるという認識でございます。

続きまして、橋梁の委託料の名称の問題だと思うんですが、設計委託料という言葉ですと、点検とはまた表現が違うというご指摘だと思うんですが、確かにそういうところもございますので、来年からは、この表現につきましては１本でいける表現になるのか、項目立てを分けて他名称にするのか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か質問させていただきたいと思います。若干前後すると思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず第１点ですけれども、予算書の158ページ、159ページ、私たちの予算の関係では75ページになるんですけれども、この中で前段者が若干質問がありました。一般住宅耐震対策事業ということで防空ごう、シェルターの関係ですけれども、今、前段者からも質問がありました。シェルターというと、私たちは防空ごうということで認識していいのかどうか、まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、具体的な裏づけがないのにこういう形で出してきたのは何か理由があるのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、２点目のほうなんですけれども、予算書の162ページ、163ページのほうでございますけれども、公園環境管理事業ということで委託料のはらっパークの関係ですけれども、利用者の近年の推移は増減ですか、利用者の増減はどうなっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この中でその他の利用者となっておりますけれども、その他の利用者とはどのようなことなのか、委員会の資料の10ページのほうに載っておりますけれども、はらっパークの利用状況の中でのその他の利用者とはどういうことを指すのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、次なんですけれども、委員会資料の17ページのほうで道仏地区の人口の増ということで、現時点で人口が2,002名、世帯数が722ということになっておりますけれども、この道仏地区、一応目標的には世帯数が800、人口が2,500ぐらい増えますよということでうたっていたわけでございますけれども、最終目標はどのような数字になるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、委員会資料の11ページのほうになると思うんですけれども、町内の公園数、載っておるんですけれども、全部で57カ所あるんですけれども、この公園の中で特に道仏の区画整理の中で公園が５つ増えたわけでございますけれども、今まであった公園よりも極めて広い公園なんですけれども、ここの遊具施設がまだ整っていないのかなというふうな感じがするんですけれども、最終的にあそこをどのような公園になるのか、現時点では殺風景な公園になっていますので、これがどういう形で遊具を増やしたり、木を植えたり整備をしていくのか、その計画をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず、以上よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず１点目の一般住宅耐震対策事業のシェルターでございますが、シェルターのイメージ的には防空ごうというよりも、家の中でがっちりした構造物に囲まれた、例えば、今でいうと部屋その一室がもうシェルターになっているところもござい

ますが、例えば、市販とかされているベッドがシェルターのかわりになるとか、そういうものに対しての補助ということでございます。

あと裏づけがないのに出しているという、ここに掲載しているということでしょうけれども、補助メニューとしてこの資料、私たちの予算書の中には入れたつもりでございます。

あと２点目の公園のはらっパークの利用状況ということでございますが、ちょっとお待ちください。

福祉産業委員会資料のほうの10ページに多目的広場、種目別の利用者数ということで平成29年度の４月から１月までのがここに掲載しております。これに基づいて、ちょっとお話しさせていただきます。

去年のデータと比べますと、グラウンドゴルフにつきましては29年度は221名の増、サッカーにつきましては1,450名の増、アーチェリーにつきましては191名減、その他については91名、その他というのは障がい者スポーツとかいろいろございまして、団体が使っているというより、それも団体なんですが、グラウンドゴルフ、サッカー、アーチェリー以外の団体が使っているものを掲載しております。

あと道仏の人口が計画ですと2,600名、１ヘクタール当たり80名で計算しているんですが2,600名ということで、今現在2,002名というところまで届いております。これは2,600名というのはあくまでもヘクタール当たりの計算で言っておりまして、計画人口の77％まで行っておりますので、こういうものは大体ほかのところを例に挙げますと８割ぐらいは行けば、もう上できかなというようなふうに捉えております。

公園ですね、あと道仏公園の５カ所の公園ということで整備させていただきました。遊具がなんか寂しいんじゃないかというようなお話なんですが、道仏の公園につきましては５カ所ございまして、コンセプトを持って整備をさせていただいております。町内の小学生にアンケート調査というか、作文とかのイメージの絵を描いていただいて、それに基づいての住民参加で何をつくったらいいかというのを検討したわけです。

一番広い、広場的なところはもう自転車で駆け回りたいとか、駆けっこがしたいとか、そういうイメージを持っておりますので、なるべく遊具は少なくしたり、あとは今はまだ殺風景なんですけれども、お墓の隣なんかは桜の木、いろいろな種類の桜を植えて、それが大きくなりましたら、すごく見事になるかなと思っていますが、富士山の見える丘があって、そういうイメージでつくっております。

そういうコンセプトを持って５カ所全部もうつくるんで、あれが完成形でございまして、今後遊具を新たに設置する予定は今のところございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

確認も含めて若干再質問をしたいと思いますけれども、まずシェルターの関係ですけれども、現在、宮代町内でこのシェルターがセットされた家があるのかどうか、全くないのか。その点をひとつ確認をしておきたいと思います。

それから、はらっパークの関係なんですけれども、団体数は、これはあくまでも利用者数ということで資料の10ページのほうに載っておるんですけれども、団体数は何団体加盟をされているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一点なんですけれども、はらっパークの駐車場にロープが張ってあると思うんです

けれども、あのロープの撤去について担当のほうに何回か、どうしてロープを張ったんだということで言った経緯があるんですけれども、今でもロープを張ってあって、利用者にとっては極めて、このロープは何で張ってあるのということで言われております。何か規制のためにロープを張っているのか、せっかく多くの方に利用してもらうのにロープが張ってある、これは何か理由があるのかどうか、その点ひとつ確認をしたいと思います。

それから、道仏の公園の関係でございますけれども、コンセプトでもう、あれでもうでき上がったんだというふうな話なんですけれども、極めてまだ殺風景な、殺風景というと恐縮なんですけれども、風が吹くと砂塵が舞っているような公園もあるので、少なくともそこら辺をやっぱり整理をしておいたほうがいいのかなというふうに思います。

特に今、富士山が見える公園、桜の何という公園でしたっけ。桜の道公園ですよね、医王院のお寺さんのちょっと先なんですけれども、あそこの管理は極めて、すぐまあ時期なんでしょうけれども、草が生えて桜の道公園という名が廃るような現状がすぐ発生するんですけれども、利用者もまあ少ないんでしょうけれども、あそこら辺の管理をどのぐらいな間隔で整備をしているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この12号線が今整備をされておりますけれども、あそこに軟弱地盤対策ということで大きな袋、おもしが高々と積まれて二、三百あるんですか、まあ一応セットしてあるんですけれども、今あそこの交通の関係で医王院のほうから百間小学校のほうに渡る、あの道路が交錯して左右が確認できない、極めて交通に支障を来すような声がちょっと聞かれているんです。右側が全く見えない。あれが積まれたことによってですね、極めて朝晩の交通量が増えているときに、こんなに積まれると右側が全く見えないと、どうしても前へ出ちゃうと、前へ出るとあの春日部、役場のほうに向かっているあの道路で結構スピード出していますので、極めて危険なので何とかしてもらえないかというふうな声があるんですけれども、そういう声を聞いているかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、以上よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

シェルターの実績につきましては、今のところまだございません。

あと、はらっパークの加盟団体数というわけなんですが、団体を加盟させているわけでございませんので、その使用している団体数というのはちょっと把握してございません。

あと、はらっパークのロープにつきましては、駐車場のケヤキの下に、ちょうど際にロープが張ってあると思うんですが、以前大風のときに小枝が折れまして、そこの下に駐車してある車にそれが落ちて、車が傷ついたという事例がございましたので、その後、注意深く見ていますとやはり小枝が落ちていますので、極力そこは使っていただかないほうがいいのかなということでロープのほうを張らせていただいております。

あと道仏公園の桜の道公園なんですが、議員ご指摘のとおり、昨年までは草が生えちゃってどうしようもない状況で年に３回シルバーさんに草刈りのほうをお願いして、その間も職員のほうで草刈りをしていたわけなんですけれども、それでも追いつかないということで、ちょっと土を入れかえて芝を張りかえようということで、29年度に県の補助金80万円いただきまして芝生の再生工事、

今やっております。もう近々終わる予定でおりますので、そうしますと全面芝張りにしておりますので、前は種子でやりました。雨が降ると種子というのはこぼれちゃうんですよね。ですので、ちょっと失敗してしまいましたので、今度は芝張り、張り芝というやり方で、もうできた芝、よくご家庭で使うような四角の長方形の芝をもう全面張っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

町道第12号線の軟弱地盤対策で今、袋が盛ってあるんですが、これ重さ１トンの土が入るので１トンパックと１個呼ぶんですけれども、それが今、２段で積まれているわけなんですが、議員さんのおっしゃる交差点に出るときに危ないという声は、今のところ道路担当には届いていないんですれども、早急に現場を見まして対応できることがあれば検討したいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。本当によい回答をいただきましてありがとうございます。

12号の関係、現場を見てというよりも、実際見ればすぐわかることなので、ひとつすぐ対応してもらえればと思うんですよ。検討してどうなるかわかりませんけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、はらっパークのロープの関係、これいつごろそういうことが発生したんですかね。小枝が折れて車に傷ついたということなんですが、何か被害者が何人かあったんですかね。その点をひとつ確認したいと思います。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

たしか平成28年度になるんですが、ちょっといつごろと、何月かというのはこの場ではちょっとお答えできないんですけれども、そうですね、利用者の方の車に枝が落ちてちょっとへこんでしまった、車が傷ついたということです。そういう事例がございましたので、ロープのほうを張らせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　車に傷ついた、これは町が補償したということなんですかね。事故として対応したんでしょうか。少なくても、駐車場ですから小枝が折れたら、小枝を整理すりゃいいんであって、小枝が落ちたからロープを張った、これ利用者、多くの方があそこに出入りしているわけですから、何のために駐車場をセットしたのか、その駐車場を使わせないためにロープ張っちゃって、このままずっとロープ張るということなんですか、じゃ。

皆さんのはらっパーク、多くの方が利用している駐車場をロープ張って規制しちゃって、それも何年前ですかね、私のところに聞いているのはもう１年前ごろですよ。私は即担当のほうに連絡をとりました。対応していない。皆さんのはらっパークなんですから、多くの人が利用している駐車場ですので、ひとつそういうロープで規制するようなことはぜひひとつ、このままずっとロープ張っておくんだらいいですよ、ロープ張っておいてください。

その車、傷ついた、補償はどこでやったのか、幾らぐらいの経費がかかったのか、参考までにひとつお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、補償の関係でございますが、大分たってからお話しいただいたもんですから、補償の対象にはしておりません。話し合いのほうで解決させていただいております。

ですから、もうどこでやった傷かも、その場だとわからなくなってしまうんですね。そういうことがございました。

あとロープにつきましては、今は設置している状況でございますが、天気の状況を見て風が吹かないとき、あと団体さん、多くの方が利用する何か大会とかあったときにはロープのほうは外しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　最後になると思うんですけれども、はらっパークのロープの関係ですけれども、市民が使わせないためのロープを張って、何、大会、団体が来たときは使わせる。逆じゃないですかね、これ。市民が使うための駐車場なんですよ。こんなことはこれはやっぱり町の貴重な税金でつくった、今委託していますから直接町とは関係ないと言えば、それまでなんでしょうけれども、あそこで国体やった、はらっパークなんですから、ぜひともひとつ市民に開放するような、そんなひとつはらっパークにしてもらいたいなと。１つのこれ例で挙げたんですけれども、ぜひともひとつ木を剪定してもらって、気持ちよく皆さんに使ってもらうような駐車場にしてもらいたいということを要望して終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何点か質問させていただきます。前段者といくらか似てるような質問もありますので、ご了承ください。

まず最初に160ページ、⑸の東武動物公園西口周辺の整備事業でございます。

町長を初め、東武との交渉をしているということは重々わかっております。努力しているということで。

それで、しかし住民ですか、開発後の駅前の空き地を見てきております。最近になって、私のところに開発に疑問を持ってきている町民があらわれております。

町としても、この東武の空き地どういうふうに活用するのか、またどういう交渉しているのか、また東武の思いはどういうふうなのか、それを町民にもうそろそろ町の見解として知らせる必要があるんじゃないかなと思っております。ぜひ広報とか、そういうのほうに考えているのか、その辺のところをひとつお願いしたいと思います。

それと154ページの道路維持管理事業でございます。区分15の工事請負費、予算なんですけれども、過去４年間で最低の予算となっております。道路の維持管理がこれでできるのかなという感じがします。

資料７ページを見ますと、舗装修繕実績として27年度で６カ所、28年度で６カ所、29年度で２カ所、30年度は何箇所、工事の予定をしているのか、それを述べていただきたいと思います。

あと町民からの修理代ということで資料の２ページですか、場所は書いてあるんですけれども、これのところはどういうふうな修理代をされているんですけれども、修理をするのかどうか、その辺のところも含めて。それとこのその辺のところもちょっと教えていただきたいと思います。

それと156ページです。７目の⑴です。橋梁維持管理事業のことです。本年度の特徴として番先

橋、北橋の補修工事、笠原歩道橋の補修設計、あと15メートル以上の橋梁点検となっていますが、宮代町でのその他ということで書いてあるんですけれども、その他の橋の点検は安全が確保されているのかどうか、その辺のところを説明を願いたいと思います。

それとその他のことで、宮代町の須賀小学校信号のところから白岡に抜ける、そして宮代町と白岡との境界線のところの橋、それが急に狭くなっているんですよね。その辺のところはどういうふうに考えているのか、それも含めてお答えください。

あと158ページ、⑵です。都市計画総務事業です。29年ので都市計画図、基本図等修正業務委託料が入っていたんですけれども、30年度ではその修正図面が生かされてくるのか、いつごろ生かさるのか、また何年計画ぐらいの修正計画を持っていたのか、今後どのように活用していくのか、その辺のところをあったら教えてください、お答えください。

それから、最後のことなんですけれども、これは私の薄ら覚えなので申しわけないんですけれども、160ページの２目の⑶の湛水防除対策事業なんです。資料２で本年度計画での浸水防止被害のための計画並びに工事等の対策地と書いてありますけれども、たしか湛水事業で電気代だということを言ったんですけれども、あそこの地周辺の道路のかさ上げということで去年だか何だか言ってたような感じがしたんですけれども、私のちょっとその計画はどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず１点目の東武動物公園駅西口の開発でございますが、こちらの開発につきましては、一般質問等でご質問をたくさんいただいているところでございます。

東武鉄道のほうにも、町長とともにお願いに伺っているところでございますが、最近になりまして、東武のほうが何かちょっと動きが出たのかなという感じでおります。

あれだけの面積ですので、大型店舗が建つというのが想定されますので、大規模小売店舗立地法というのがございます。大店立地法というんですが、その届け出に向けてそろそろ関係機関協議に入るんではないかということです。

この届け出というのは、どういうものかという内容はその大店立地法というのは大きな店舗、これ1,000平米以上の超える店舗が対象となるんですけれども、そういう大きな店舗が来ますと、交通渋滞とか起こる可能性もあると、あと騒音ですよね、付近に騒音の問題も出てきますから、そういうのを解消するために事前に協議しましょうということです。

ですので、今その東武としては、どのぐらいの建物でどのぐらいの影響があるかとか、そういうのを探っているところだと思います。その条件を整えて、今後その建物の配置計画とかいろいろ出てくることと思います。

こういう動きが出たということは、もう近々青写真というか、そういうのも町のほうに示されるのではないかなと、私のほうはちょっと個人的な見解ですけれども思っております。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

予算書154ページの舗装修繕事業の工事請負費、こちらなんですけれども、平成30年度は修繕箇所

は１カ所でございます。

舗装修繕工事につきましては、国の国庫補助金を活用いたしまして、平成25年度から実施しておりまして、この補助金の対象となる道路が、幹線道路が対象でございまして、生活道路などの舗装修繕には補助金が出ないことになっております。

25年から続けておりまして、補助の対象となる道路があらかた修繕が終わってきていることと、あと補助金のつきもなかなか満額がつかない状況でございまして舗装修繕工事が減ってきているということでございます。

続きまして、委員会資料の自治会の要望の対処状況なんでございますが、道路に関する要望は18件のうち、13件が道路の要望でございまして、上からいきますと１から８、あと跳んで11までが対応済みでございまして、そのほかの４つはちょっと予算が大がかりにかかるものですから、今現在対応はできていないところでございます。

続きまして、予算書156ページの橋梁維持管理事業でございますが、橋梁は安全なのかということにつきましては、平成25年に橋の長さが15メーター以上の橋15橋を点検した結果、危険な橋はないという結果が出ております。

続きまして、予算書154ページ、155ページの道路冠水対策工事につきましては、昨年度委託いたしました浸水対策解消検討基本設計業務委託により、この町道96号線をかさ上げすることが効果的ということで30年度は予算化したものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず先ほどの秋谷副課長との回答とダブりますが、委員会資料２ページです。各自治会長の要望について、先ほど道路担当のほうの要望ということで、私、公園、都市計画担当、あと下水担当も１件ありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

公園担当のほうの要望は９番、10番、18番です。こちらにつきましては、18番以外はもう全て対応済みでございまして、18番につきましても、今工事のほうは発注しておりますので、３月いっぱいには、これ内容はフェンスの取りかえということで、フェンスに穴があいているということで、地元の区長から要望がございましたので、これは今年度内に対処できるということでもう３月いっぱいにやる予定でございます。

あとの下水道の担当のほうで14番、排水路のしゅんせつ除草というのがありますが、こちらも終わっております。

これ全部で18件で83％、完了となっております。

こちらについては以上でございます。

あとは都市計画総務事業の地図の修正ということで、29年度に今ちょうど地図の修正をかけております。これは何かというと、今使えている都市計画図とか白図、町の地図となっているものが、平成24年に更新しております。ですから、形的には24年の宮代町にあった、そのときの道路だの家の配置とか、そういう地図になっております。道仏もそうですけれども、今は大分家も建って道路も整備されたところも出てきていると、状況も変わっていることから29年度に地図のほうの修正をかけました。

今後も大体目安としては５年ぐらい、あと状況を見て判断するようになると思いますけれども、計画的に地図の修正はかけていきたいと思っております。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長

の秋谷です。お答えします。

須賀小学校から白岡の東武動物公園の入り口に向かう道路の白岡境にある橋につきましては、白岡が管理する橋でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　お答えいたします。

冠水対策の関係は、先ほど秋谷のほうから説明したとおりでございます。

今年度、30年度はそのかさ上げにつきましては、笠原小学校へ行くところの信号、あの部分をかさ上げをいたします。

以前、計画でこの地区の話もあったんですけれども、それは今後の計画等を踏まえながら行うような形となります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　東武鉄道との最近の動きがあるということで言われているんですけれども、この動きは確かなものなんでしょうか。それとも、個人的な主観なんでしょうか。さっき個人的な主観と言っていたんですけれども、その辺のところはどうなのか、まず最初にお願いします。

それと道路維持管理事業なんですけれども、町民からの依頼、先ほど教えたところが83％ぐらいはもう完了しているということなんですけれども、残りの部分はどういうふうなになっているのか、ちょっと町民からの生活道路ですよね、特に。の要望はどうなっているのか、その辺のところを言っていただければ、答えていただければありがたいと思います。

白岡との境界の橋については、白岡のこれは本当管理だということでわかりました。宮代には関係ないと、境目ですから半分半分なのかなと思いましたので、どうなっているのかなと思っただけなんです。じゃ宮代は一切関係なしと、それは。わかりました。

以上のこと、ちょっと答えていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　まちづくり建設課長の横溝です。

西口につきましては、東武さんのほうで計画、これで発表してくださいということであれば、即座に議員さんの皆様にお伝えいたします。

再三、一般質問等でご質問いただいているんですが、何せ東武さんのほうも、なかなかこうだよというような話まではいっていないんですよね。ただやはり会社ですのでその事業手法、あるいはその計画等もございますことから、今、中で煮詰めているということだけでご了承願えればというふうに思います。

次に、生活道路の関係なんですけれども、道路維持ということで83％終わりましたよ。今後、生活道路の舗装についてなんですが、これも道路担当としての課題だと思っています。

実際には生活道路が市街化区域もございますし、調整区域もございます。本数的にもいっぱいあると。つくったのはつくったんですが、なかなかその維持管理までは、正直言いまして、その維持管理をするためには、国庫補助金使えませんので、単独費、町の単費で使わなくちゃいけないということもありますので、今後、生活道路の舗装の修繕につきましては、やはり優先順位等を何といいましょうか、決めながら整備する必要になるのかなと。また、財源の確保等もあわせて整備する必要があるのかなということで、今後の課題、将来の課題というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の質問なんですけれども、できるだけ町民は不信を持っている人もかなり出てきていますので、ぜひこの経過だけでもいいから、できれば広報なんかに載せていただければと思うところもあります、気持ちとしては。

あそこはいつ何ができるんだいといつも言われます。東武の私有地だからということでお話はしていますけれども、そういう人たちがどんどん増えていったら、東口の開発にも影響が出てくるんじゃないかなとか私は思うので、途中経過だけでも町長の思いでも、町の思いでもいいです。その経過をきちんと町民に知らせる必要があるんじゃないかなという感じはしますので、ぜひその辺は要望として受けておいてほしいと思います。

生活道路、これはいろいろな町の中、舗装が剥がれたり、それ等ぐらいは修理してくれていますけれども、町道でも田んぼの周りだとか、そういうのはなかなか修理が行き届いていない。それは、利用率もあるんだかもしれないけれども、事故は必ず起きると思います、そのまま放っておけば。急に道路がなくなってしまったというわけじゃないんですけれども、そこを修理しないで路肩が削れたりなんかした場合は、必ず道路ですから車でも、人が通っています。

ぜひその辺のところも含めて考えていってほしい。ぜひ要望したところが危険だというふうに町民は感じていますので、ぜひ早目に修理してほしい。それは強く訴えたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時０７分

再開　午後　４時２０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課分の質疑を行います。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　申しわけございません。答弁のほうの訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど山下委員のほうから、まず橋梁のお話でご指摘いただきました橋につきましては、白岡市ですよというお話であったんですけれども、確認いたしましたところ、宮代町が管理している橋でございます。

高岩落にかかる橋でございまして、橋梁の幅が4.8、道路幅員が5.8ですので１メーターほど狭くなっているという状況でございます。それが１点。

それと東武動物公園駅の西口の関係でございますが、いろいろ東武鉄道のほうと協議をさせていただいているところなんですけれども、先ほど大店舗法のお話が出たと思います。これは１つの例ということで、2,000平米の場合には大店舗法にかかりますよというお話で、誤解をされてしまうといけないということで訂正させていただきますが、思うに面積のほうはまだ決まっておりませんが、商業施設を考えているということでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたが、東武鉄道からオフィシャルにその計画につきまして町のほうにお伝えするというかお話がありましたら、詳細につきまして再度発表といいましょうかお伝えしたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

また、東武鉄道のほうも、これまでいろいろな方面、多方面から検討しているところですので、あと会社としての方針が決まり次第、町のほうに

伝えてくると思いますので、それまでしばらくの間お待ち願えればと思います。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　宮代町の管理の範囲の中だということで今伺ったんですけれども、橋、いつも私なんかもよくしょっちゅう白岡だとか浦和とか、そちらへ行くときはあそこの橋を使うんです。危険なときも１回ありました。急に狭くなるんですよね。大型というか中型以上の車が来ると、たまに大型も通りますけれども、本当に怖い思いしたなという感じがするので、その辺のところを幅を広くするとか道路幅にするとか、そういう計画は持っているのかいないのか、まずその辺のところを将来的ですけれども、あるかだけでいいです。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　まちづくり建設課長の横溝です。

ストレートに申し上げますと、計画はございません。ただ町としても、道路幅員から橋の幅が狭くなったということもございますので、例えば、視界としてわかるようなことも同じく考える必要があるのかなというふうに考えております。

また白岡市さんとの境であるということもありますので、ちょっとその辺で橋をそのまま広げるという計画は現在持っておりません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　すみません。ちょっと聞き漏れがあったので２点ほどお答えいただければと思います。

資料の１ページのこの道路の事業予定箇所のところに、こちらの一番下に町道252号線の延伸があるんですけれども、こちらちょっと細かいんですが、ほかの道路に比べるとこの何というんですかね、点線というかこういう形であらわしてあるんですけれども、こちらほかと違うような予定に、なんかちゃんと舗装がなされるのかどうか、そこをお聞きしたいのと、あともう一点、２ページ目の自治会長からの要望の16番の笠原２丁目の水害対策の部分と、この予算書のほうの冠水対策工事の箇所、こちら連動するというか、この笠原２丁目からの水害対策について、こちらの冠水対策工事がなされるのか、その２点をよろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

道路予定箇所の町道第252号線の延伸の点線の理由でございますが、こちらにつきましては、今現在春日部市内、北春日部西口で地権者による土地利用を検討してございまして、その土地利用計画で宮代町につながる道路がつくれないかということで今検討をしております。

町のほうとしても、他市町村につながるネットワーク道路として必要として認識しておりまして、ただ実線ですとまだ線が決まっていないものですから、小さい図面なんですけれども、はっきりとした線は書けないものですから、この点線で表現しております。

続きまして、自治会の要望書の16番、笠原２丁目の水害対策の要望でございますが、こちら笠原２丁目の自治会の方が、大雨が降って道路が冠水する理由が駅前道路の水が低い宅地に入ってきてしまうんではないかということで、地元の方が考えて、その駅前通りから水が来ないような場所を自治会が示しまして、そこに土のうを置いて、その結果がどうなるかを次の台風が来たときにやってほしいということの要望でございまして、この要望の中には道路かさ上げとか、そういうものは

入っておりません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

まず、252号線についてなんですけれども、再質問させていただきます。

まだ実線では書けないということなんですけれども、こちらでは春日部のほうの宅地化というか、そちらのほうが決まった時点で工事が行えるということでよろしいでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えいたします。

こちら252号線の延伸につきましては、春日部市と同時進行しないと線形等も決まらないものですから、春日部市と調整を図りながら決めていくものでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

それでは、252のほうはわかりました。

あとは笠原２丁目のほうなんですけれども、土のうを置いてみて調査してほしいということで、こちらの冠水対策工事とは直接は関係ないというか、こちらの冠水対策工事をしても、そちらのほうはまだちょっと笠原２丁目のお悩みには対応はできる、関連した工事ではないということでよろしいですか。わかりました。ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

ちょっと忘れっぽいものですみません。154ページの道路台帳整備事業ということなんですが、これ議会で町道認定した道仏も入っているというようなことで額が上がっているかと思うんですが、この道仏地区の町道になったメートル数というかキロ数はどれくらいですか。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えいたします。

道仏地区で新たに町道として認定した路線の延長は約8,400メートルでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　この道路台帳にきちんと載れば、歳入のほうの地方譲与税だとかそちらのほうに連動してくるという、そういう認識でいいんですかね。そうすると、31年度からそういう額が少しその分が8,400メートル分の入ってくる分が出てくるという、表に出てくるということの認識でいいかお伺いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

譲与税につきましては、道仏地区の道路が道路台帳に反映されるのが30年度の後半になりますので、交付税はちょっと正確にはわからないんですけれども、32年度ではないかと予想しております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

今、前段のまず154、155ページの道路台帳整備事業で延長を伺おうと思ったんですが、わかりました。

ただこの予算の見積もりなんですけれども、積算はどういうふうにされているんでしょうか。それをまずお尋ねしたいと思います。

それから、161ページの下水道費の排水路維持管理事業なんですけれども、この中に排水路のし

ゅんせつ工事実施するための予算が計上されておりますけれども、これは予算的にはわずかなんですけれども、これは毎年実施するところと隔年でやるところと、場所はどことどこを予定しているんでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

それから、これは東小五差路の交差点の関連する拡幅の工事の件なんですけれども、これは歩道工事については、県がやるということで伺っておりますので、直接ではないんですけれども、やはりこの件については従来工期については夏休み中というふうに言っていたんですけれども、この間、町内視察のときに、教育委員会としてはその期間で終わらないということを言っておりましたので、実際歩道設置工事はいつごろから始まっていつ終わるのか。もう関係者の家も更地になって工事開始というふうには見えるんですけれども、実際地元の説明会はいつ行われるのか。その点も心配ですので、あわせてお答えいただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

予算書154、155ページの道路台帳の予算額の積算根拠でございますが、こちらにつきましては、歩掛に基づいて積算しております。

続きまして、東小五差路の工事の時期でございますが、実際に杉戸県土整備事務所は、この五差路の工事の一般競争入札を今現在公告しておりまして、今月末には請負業者が決まるとのことでございます。

工事の進め方につきましては、杉戸県土整備事務所とあと教育委員会、あと道路担当で調整しながら効率よく、なるべく早く完成するような調整を図りたいと考えております。

地元説明会、工事に対する説明会でございますが、周辺の方には杉戸県土整備事務所と請負業者のほうで直接伺って工事概要等は説明するものと考えております。全体の説明会というのを開くというのは考えておりません。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書160ページ、161ページの排水路維持管理事業についてのご質問でございますけれども、排水路の整備修繕工事として予算上げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、30年度笠原と川端のほうを予定しております。

笠原につきましては、今回浸水地域解消検討業務でこちらの敷高等を調整するとともにしゅんせつ、たまった泥を排出するような工事を行っていく予定でございます。

もう１カ所は、川端でございますけれども、こちら修繕工事につきましては、毎年同じところをやるということではなく、修繕の必要があるところを工事していくことになってございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございました。

すみません、154、155ページの道路台帳整備事業なんですけれども、道路台帳整備の積算根拠ということでお尋ねしたんですけれども、これは例えば今回先ほども言われたように、道仏の土地区画整理地内道路が町道として新たに認められましたので、そこだけでも8,400メートルですよね。これ掛ける、平米掛ける単価というのがあるんじゃないんですか。道路台帳の補正業務委託というふうになっているので、これの予算の見積もりですよ。そういう計算じゃないんですか。延長と掛ける単価で、ある程度委託料は出るんじゃないん

ですか。ちょっとその辺お尋ねしたいと思います。

それから、排水路維持管理事業の中の排水路のしゅんせつ工なんですけれども、笠原と川端ということで、排水路のしゅんせつですから、これはたまった泥をきれいにするということだと思うんですけれども、これは笠原地域全体ですか。いつもほら、水が冠水して大変な思いしていると思うんですけれども、それによるところのしゅんせつ工事、要するにきれいにする、そのための計上なんでしょうか。すみません、その点。

あと、東小の五差路の交差点付近からの歩道工事の関係なんですが、先ほど言われたとおり業者が今月中に決まるということはわかりました。教育委員会とまちづくり建設課で、両方で連携を図って調整しながらやるというのはわかるんですけれども、大体そうするといつごろからいつごろまでにできるのか。

教育委員会では、拡幅したところの学校のグラウンドと接してもいるので、歩道のところとブロック塀もつくるということで、そっちを先に入れないようにして、それから旧のほうのブロックを壊して歩道にしていくという、それはもっともな話だなと思っているんですけれども、そういった工事が、周辺だけじゃなくて、やはり中島地域の人たちはあそこを通ってどういうふうになるのかというのは、やはり皆さん気になっておりますので、その辺もう少し周辺の皆さんに見えるようにお願いしたいんですけれども。

全体会を開かないということであれば、それなりの周知の仕方はあると思うんですけれども、今の段階では大体いつごろからいつごろぐらいということも言えないということで、私は夏休みを挟んで前後なのかなというふうには思いますけれども、その辺もう少し見えるようにお尋ねしたいんですけれども。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

予算書154、155ページの道路台帳補正の委託料の積算でございますが、メーター当たりの単価があって、その延長掛ける単価はあるのかというご質問ですが、そういう単価はございませんで、いろいろ現場を見たりとか、図面作成、あと調書作成等をあわせて積算がされるものでございます。

続きまして、五差路の工程なんですが、予定では今月中に請負業者が決まる予定とお聞きしておるんですが、業者のほうも請け負ったからすぐ着手というのはできませんで、準備工というのがございますので、ある程度時間はかかると思います。

学校の敷地につきましては、支障物件があるので着手できませんが、更地になったところにつきましては事前に工事に入れますので、杉戸県土のほうもやれるところから順次やって、なるべく早く完成させたいという話も伺っております。ただ、実際いつまでだというのはちょっと今お答えできないものでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書は160ページ、161ページの排水路維持管理事業の中のしゅんせつ工事についてのご質問でございますが、こちら笠原地区で行う工事につきましては、浸水地域解消ということで行った検討の中での工事でございます。

場所なんですけれども、今回は第５排水路ということで、そちらの笠原、向こう側の住宅と役場の真ん中を通っております第５排水路のところを逆勾配になっているところについては敷高を調整して、その上でたまった泥もしゅんせつするとい

うことを考えております。

今年度、29年度も補正予算のほうで、その向こう側の第６排水路のほうのしゅんせつのほうを行ったところでございまして、そちらについても逆勾配の敷高調整のほうを行っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

東小五差路の交差点の歩道工事の関係なんですが、わかりましたが、先ほども伺ったんですけれども、全体会はしないと、しないんだとすれば周辺地域の方々には、こういった工事になりますよというのは当然やると思うんですけれども、それはしかるべき時期にはやるということで、それはもう当然だと思うんですが、それだけ確認させていただきたいんですが。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

五差路の歩道整備工事の周辺住民への設置工事の周知方法、周知についてでございますが、発注者である杉戸県土整備事務所と調整して、例えば回覧を回すなどの方法を検討したいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

駅東口周辺整備事業についてお尋ねいたします。161ページです。

公有財産購入費としまして4,800万円計上されています。坪単価の補償費から割り算しますと大体450平米ぐらいかなという感じなんですけれども、どの辺だか場所は決まっているんでしょうか。お願いいたします。

答弁いただいてから。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

東口の用地買収、土地購入費につきましては、相手方というのはもう決めております。ただ、その交渉の状況とか、これはすごく交渉事ですのでシビアなものでございますので、あとタイミング的なものもこういう用地買収というのはございますので、一応３名程度の土地の購入ということで、一応予算上は計上させていただいておりますが、その交渉状況によっては３名、２名になるか、また別の方のほうにいくか、まだちょっとそこのところは定まっていない状況でございますが、特定の方の何平米というのはもう決めて予算化しております。

ただ、まだちょっとこの場では交渉状況とかいろいろございますので、誰とというそういうところまではお答えできませんのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　平米数は450ぐらいでよろしいんですか。

それから、急いで整備進めれば、この駅、開駅120周年に間に合いますので大変急いでほしいんです。ところがもし450平米だとすると、このペースでいくと８年かかっちゃう。８年だと126周年、半端ですから。

それから、私あそこに事務所がありましたんで去年まで。非常に多くの人が聞きにくるんです。どうなんや、宮代分はどうなっているんだと杉戸の人がたくさん聞きにくるんで、ですから新しい資料ができるたびに大体100枚ぐらいプリントしまして、ちょっとマーカーで色つけて、それで駅のコンビニから杉戸のりそな銀行あたりまでずっ

と配って歩くんです。

そうしまして、今年１月、大雪の日、次の日私、川っぺりで一生懸命雪かきやっていたんです。朝から暗くなるまで。そして暗くなったころ、一人男の人が近づいてきて、金子さん、あんたですか、言いふらしているのはと。この駅の広場にかかっている人なんですよ。私いろんな人に答えているわけです。あそこお店閉まったけれども解体が始まるみたいだけれどもどうなるのと。あそこは駅前広場だから公共事業が始まるんだと思いますよとわかる範囲で答えます。これ答えちゃいけないんですか。あなたが言いふらしているんですかと言いに来たんですよ。私何か悪いことやっている犯罪者みたいじゃないですか。

その人が言うには、役場にこれは秘密にしておいてくださいと頼まれたからと言うんです。誰ですか、頼んだのは。ちょっと答えてほしい。もし私が間違っているんだったら私謝りに行くけれども、私が間違っているんじゃなければ、きょう今からでいいからね、これ終わってからで。一緒にそこの地主さんのところに行ってほしい、きょうじゅうに。しっかり答えて。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、面積につきましては480平米ほどぐらい計上させていただいております。

また、事業の進捗とかが見えないとかそういう話もございますので、29年度に買収させていただいたところ、もう更地になって現場はフェンスで囲っておりますが、そこに計画図面をイメージしたものを看板を掲示させていただいていて、東口はこうなるんだよということをアピールしながら事業のほうは進めていきたいと思っております。これは今年度中にその看板のほうは設置いたします。少しでももう着手しているんだよというのがわかるように、そういうＰＲもしていきたいと思います。

あと、あれですね、町が、それが誰に対してというのがちょっとこの場ではわからないので、お話ししたとか、黙っていてくださいよと、そういうものは、まず誰なのかというのもございます。どういう状況の中でそういう言葉を発したのか、または発していないのか、勘違いなのかもわかりません。

事業の進捗につきましては、別に金子議員さんが周りの方に言っていただくのは、それは構わないことです。ただ、その交渉内容とか、そういうプライベート的なことが、何か人に伝わっちゃうのは困りますけれども、そういうことは我々も口にすることはございませんので、私どもが発していることというのは公にしていただいても構わないことですので、ちょっとその内容がこの場ではつかみきれないかなと、ちょっとお答えできないです。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　内容がつかみきれないというのは私も同じなんですよ。何で私が、金子さんが言いふらしているんですかと問い詰められるのか全く理解できなかった。私は今更地になって囲われているというところ、あそこで十数年前携帯電話ショップやっていたんですよ、私がオーナーで。ですからちょっと愛着があるんです。こんな狭いところで頑張っていたんだと、解体した後見に行きましたけれども。現地で地主さんが立っていたんですよ。こんにちはと私寄ったら、くるっとけつ向けられましたからね。よっぽど怒っているということですよ。

その後、役場でまた会ったときに声かけたら、

金子さん、役場に今報告行ってきましたと、私は秘密を守っていると、金子さんが言いふらしているだけだからと、何なんですか、その秘密って。私はわからないんですよ、だから聞いているんです。私はこれから東口の皆さんに説明に行かなくちゃならない。大体なぜ公共事業が秘密なんですか。

じゃ、何を秘密にしなさいとその人に伝えたのか。いつまで秘密にしてくださいと伝えたのか。それとその人が、私は秘密にしていたけれども、金子さんが言いふらしたんだと報告に来たときに何て答えたのか。

まず、この３つお願いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

一般論で言わせていただきます。我々が地権者と交渉して秘密にする、まず秘密というのは土地の単価、単価というのはそれぞれ鑑定かけて行いますので、あと間口、道路に面している間口の広さによっても面積が大きくても安い土地はもう安くなっちゃうんです、そういうところはね。金子さんご存じだとは思いますが、そういうんで隣んちが高いんじゃないかとか安いんじゃないかとか、そういう話も出てきちゃうんで、隣んちの単価幾らで買っていますよとそういうのは公表しておりません。

あとは、交渉の中でのプライベート、家のことの話とか、家庭の事情とか、そういうのも私どもお聞きしますよ、家庭の事情とか。そういうことは一切話しませんので、それ以外のことは別に黙っていろとかいうことはないと思います。

以上でございます。

○委員（金子正志君）　では最後にいたしますけれども……

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　用地補償１件、何平米で幾らだったのか。建物補償、どのような建物で幾らだったのか金額だけ教えてください。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

幾らだったのかというのは、平成29年度の用地買収の実績ということでよろしいんでしょうか。これも約で答えさせていただきます。これも単価の関係になりますので、29年度に買わせていただいたところは約440平米が、１平方メートル当たり約10万円ですね。

もう１件が約35平米が、１平米当たり約８万7,000円でございます。

以上でございます。

○委員（金子正志君）　漏れ、どのような建物か。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　建物については、駅前通り、東口の焼き鳥屋さんがあったところの建物です。

以上です。

〔発言する人あり〕

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　あと、今お話しした焼き鳥屋というのは駅前広場の土地でして、あとは代替地となるべく、その区域外の土地は今お住まいになっている母屋のほうを補償させていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません、まちづくり建設課の質問については、心配事が幾つかあるのでそれを教えてもらいたい、そういう質問が中心になると思います。

１点目は、町道12号線のこのまちづくり建設課

事業予定箇所図を見ますと、今度工事が入っていることになっておりますけれども、前段者の質問者の中で１トンの何か泥を乗せていると、だから上下だと２トン、２列でザーッと２台で並んでいると思いますけれども、それはそれでいいんですけれども、まだ買収が終わっていないと、そうすると買収の終わっていないところは、そういう工事やっていないですよね。

私が心配するのは、あれ大体２年ぐらいあのまま放置しておいて沈下抑えるんだとは思われるんですけれども、それはそれでいいんですよ。そうすると買収が終わっていないのは何年間終わんなかったら、あと工事は始まったら、あそこの道路はでこぼこでこぼこになるわけね。広げたところと全然広げないところがあちこちできるわけです。それでいいのかどうか。そういう道路完成は大変危ないと思いますよね。運転者が片や広い、片や急に狭くなる、そういう運転操作しなくちゃならない。そういう道路交通をつくるのかどうか、ちょっと教えてもらいたい。それでいいのかどうか。

もう１点は、252の主要道路の整備事業が春日部市との関係があるようですけれども、始まるということなんですが、その前に東の信号所の出っ張り、252の手前の、あれはいつになったら解決するのか。春日部市に252の話を持っていった場合、ああいうところがあると宮代は何だいという人がいるかもしれません、春日部市では。ただ、こういう質問すると、あそこの地主さんは何だあいつ、こんな変な質問しやがったと憎まれるかもしれない、私は。

たしか、相続の問題でだめだと今まで説明がありましたけれども、前そういう説明があったんですよ。相続がされていないので、あそこは買収に応じられないよと、そういう説明を前したんですよね。そういう地主さんのことを質問した人は憎まれますよね。人の土地を何だと、それは憎まれても結構だと思います。私はあれは早く何とかすることによって252の話も割合春日部はよい目で見てくれると思うんで、それをあれどうなるのかどうか。

もう１点は、前段者も質問していましたけれども、五差路、確かに我々この間視察に行ったときに教育委員会はできるだけ早く工事をしたいとか、課長もそういう説明していたよね。それ当然やってもらいたいんですよ。ただ、小学校の敷地は小学生が学校行っていたり、じゃ、学校の夏休み、例えば春休みや夏休みに工事をやったとしても、あそこはグラウンドで何らかのスポーツをやっていますよね。グラウンドですから。塀を壊せば左側グラウンドですよね。その安全をどう守るのかどうかちょっと心配なんですよ。やっぱり出入りも自由になっても困る、また小学生がそういうスポーツなんかやっているとき、工事の仕方によっては大変危険なことも生じるので、どういう安全対策を守るのか。道路を早く広げたい。ただ小学生に事故があっては困る、児童に。それはどういう対応していくのか教えてもらいたい。これも心配事。

あと最後は、道仏の区画整理が清算業務に入ると、いよいよ佳境に入ってきて、もうじき終わるなという感じして大変だったと思います。ただ清算業務だから地主さんにもらう人と払う人がいるわけだよね。これもらう人はほとんど文句言わないと思いますね。ある程度もうちょっともらえないのかとかということはあったにしても、払う人は大変。払う人はどのぐらい払うのか、多い人は200万ぐらい払うとか何とかと噂もあります。これ大変ですよね。でも大変だといっても何とか解決しないとならないですよね。ですから、その対応が一つ心配なんです。

もらう人と払う人は、人数がわかったら教えてもらいたい。もらう人が100、払う人が200とかとあると思いますよね。もしわかったら教えてもらいたい。それによって、私なんか議会人としてもある程度の説明、いろんな人に聞かれて、説明を聞かれた場合しなくちゃならないので、それが心配なんです。ですから、これも心配事。どういうことになっているか教えてもらいたい。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

まず、12号線の軟弱地盤対策工事でございますが、用地買収ができるように交渉を続けて、町が取得した時点で、軟弱地盤対策工事を行う予定ではございますが、用地交渉が難航しておりますので、例えば専門業者に用地交渉を委託する方法もございますでしょうし、そういう手が使えるのかどうかを検討して用地買収を早急に進めたいと考えております。

また、軟弱地盤対策につきまして、ほかに盛り土以外の対策が短期間でできるようなものが今後あれば、その辺も情報収集して、小河原委員さんの言うがたがたの道にならないようなことを十分検討していきたいと考えております。

続きまして、町道第252号線の信号のところの未買収の件でございますが、こちらの土地につきましては、今相続人の間で係争裁判をしているということで、町が交渉している相続人の方の一人につきましては、お話は今年度はしていないんですけれども、以前しておりまして、裁判のほうで決着がついたら町に連絡するというようなことになっております。

３点目の五差路の歩道設置工事に対する安全対策でございますが、一番の対策が、まず東小のブロック塀が、まず取り壊すとなくなって自由に出入りするような形にならないように、仮囲いなどをして外部の侵入等がないような対策は考えております。また、生徒にもちろんけがが絶対にないような安全管理も業者のほうには指導徹底するということで考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

４点目の道仏区画整理事業の清算業務でございますが、区画整理事業というのは皆さんの土地を分けていただいて、道路なり、公園なり、遊水地なり、また組合の資金源となる保留地の土地を見出させていただいております。道仏地区の平均、これを減歩というんですけれども、道仏地区は35％ですね。約35％の減歩になっております。

土地を多く持っている方から多く出していただいて、宅地とかで30坪ぐらいの宅地で、小さいところで住んでいる方からは、土地いただくと家が建たないというかもう立ち退きになってしまいますので、そういう方からはお金をいただくというそのシステム、清算業務でございます。

これ本当に申しわけないですけれども、この場ではざっくりしか申し上げられないんですけれども、清算金を払う方が約300ぐらい、もらう方が100名ぐらいと、本当にざっくりなんですけれども、そのぐらいの割合だと記憶しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

一つ、12号線については買収が早く終わんない場合、やっぱり工事をするんだったら同時に買収がおくれたところもやってもらわないと格好が悪いと思いますけれどもね。今聞くと短期間で軟弱

対策も考えると、多分今のやり方じゃない、水を抜く対策だと思いますよね。ありますよ、そういうやり方ね。そういうこと考えているのかなとは思いますけれども、同時にひとつできるように頑張ってもらいたいと、これが心配事一つ。

252の工事を始まる前に信号の場所の出っ張りの場所、これも何か裁判中だと、前回も裁判中とは説明があったんですね、たしか。裁判随分長いなとは思うんですけれども、早く解決して、あれが何とかなったほうが、私は春日部抜ける対策としては見栄えがいいと思います、あそこ出っ張っているよりね。そういう点でひとつ早く解決することの心配が二つ目。

五差路については、何か話今聞くと大分小学生の安全も完全に守った工事を行うということですので、あそこの対策をちゃんとできることは早く必要なことはみんな同じなんですが、工事中に小学生に事故があってはこれも問題になると思いますので、その心配事を絶対に安全が守れるようによろしくお願いしたいということが、安全が守れるように絶対に行ってもらいたいということで、これも心配事です。

道仏については、もう１回確認をするけれども、質問の中でも対応は大丈夫なのかと聞いたんですけれども、今の現状を聞かせてもらって、何とかうまくいっているんだかどうだかわかんないんですけれども、そこら辺は説明ができたらお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

清算業務につきましては、権利者の方からは大口の清算金をいただく方には事前にもう説明とかさせていただいておりまして、ご納得をしていただいていると、また換地処分に当たりましても、清算金はどのくらいですよというのは周知しておりますので、その中でも書面による申し立て等はございませんでした。

個別でもそういう心配事というか、そういう問い合わせは今のところありませんので、もしこれから清算業務に入るわけなんですが、そういう話がありましたら、分割納付とかいろいろやり方もございますし、そのローンの組み方とか銀行と連携していきたいと思っておりますので、なるべく安心していただけるように対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　道仏の問題ですけれども、ひとつ支払うほうの対応はちゃんとやってもらわないと何か後で問題が起きても困りますので、大金を払う人は大変だと思いますので、そこら辺の対応は十分町としても指導してもらいたいと思います。その相手が納得できる方法を指導してもらいたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　予算書の155ページです。

道路の工事請負費修繕工事7,931万となっていますけれども、町中のインフラ、公共下水に上水道、それと橋、全部含めて修繕費は幾らぐらいなんでしょうか、合計で。

それから、公共建物、建物の修繕費は今年度は全部合わせると幾らぐらいなんでしょうか、総額で。

それを管理している部署は、まちづくり建設課なんでしょうか、総務課なんでしょうか。

なぜこんな質問するかといいますと、平成23年

の東洋大学の調査ですと、今後50年で650億円の更新費用が必要と計算されています。年間平均13億円と、既にもう６年経過しているわけですから、もし何も直していなければ残り44年で650億円必要となる。ですから、それを管理する部門がなくて毎年毎年の予算組んでいたら、どこかで当然行き詰まる。要するに大事なことを先送りしているだけのようになるんで、質問戻しますと、全体を把握している部門があるのかどうかということと、インフラの修繕費が今年度は幾らで、公共建物の修繕費が幾らなのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　課長の横溝です。

今、委員さんのほうのご質問なんですけれども、道路、あるいはまちづくり建設課としては、公共下水道、あと水道がございます。あとは橋梁の関係もございますんで、橋梁、公共下水道、あと水道につきましては、老朽化対策ということでは計画を立てております。

その計画について、お金はどこから持ってくるのというお話になりますと、まちづくり建設課としては、変な話使うほうなんですね。要するに修繕費のほうに充てておりまして、総体的なインフラ整備についての出と入りについては、財政のほうと調整をさせていただかなくてはいけないのかなというふうに思います。

実際、東洋大学の先生のほうでインフラ整備につきまして、多額の費用が必要ですよというふうな研究もされておりますのですが、これについては当時このままでいくと、今の現状でいくと、ご指摘のあったように650億円かかりますよということなんですが、先ほど申し上げましたインフラの下水、あとは水道、あと橋梁について、平準化というんでしょうか、年度にその厚くならないような計画で進めているということでございます。

計画的には、そういうことで進めているということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　そうすると、全体のことを把握しているのは、まちづくり建設課ではなくて、どこなんですか。

○委員長（田島正徳君）　トータル的なそういった数字をとられているのは企画財政課だと思いますので、そちらのほうで聞いていただければうれしいと思います。

よろしいですか。

〔「委員長、答弁ありがとうございます」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていただきます。

まず１点が、公園遊具に関して、こういうものがほしいとかいった場合の設置基準みたいなものというのは、町にあるのかどうかというのと、その遊具に対する対応というのはどうなっているかということをまずお伺いしたいということと、もう１点が、鈴木金物店さんが姫宮地区にあるかと思うんですけれども、姫宮神社から踏切渡っていくと、そのこっちから行くと手前に新しい住宅がちょっとできたと思うんですけれども、その中にちょっとした空き地があるんですけれども、あそこというのは、この資料12ページのところの公園の中に入っているのかいないのかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長

の成田でございます。お答えいたします。

まず、公園の遊具の設置基準についてでございますが、特に当町につきましては設置基準を設けておりません。そういう要望に対しては、状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。

あと２点目の鈴木工務店の近くの……

〔「金物店」と言う人あり〕

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　鈴木金物店の近くの開発でできた公園だと思いますが、そちらはあそこらの宅地を開発するときの条件として公園を１カ所設置するということで、この12ページに姫宮公園、32番ですね、入ってございます。施設的にはベンチが１基、これの開発の公園についても町のほうで遊具とか、規模にもよります。逆に遊具が多過ぎても危険だというのもございますので、極力遊具を避けてベンチで休める程度のベンチを設置するということでやっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時２６分

再開　午後　５時２６分

○委員長（田島正徳君）　再開します。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございました。

設置基準は特にないということで、例えば地元から鉄棒だけ、新しい家だと子供も小さい子がいるということで、鉄棒ぐらいだけでも欲しいとかそういった要望があった際は、現場見て、状況見て、あとはそこの周りの方もある程度同意していれば、可能であるということで捉えてもよろしいんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　そうですね、あとは予算の範囲内ということもございますので、できるものであれば、必要であれば設置できるものは設置していきたいと思います。

ただ、設置しても逆に住まわれている方いろんな方がいらっしゃいまして、例えばベンチ一つにしても、ベンチ置いてあるとアベックが来ていちゃいちゃしているとか、そういう話もよく聞きます。公園に街灯というか明かりをつけますと、夜そこで若い者がたむろしているとか、いろんな苦情を受けることもございますので、個別の判断というのはできないと思います。ですので、自治会を通じて、自治会からの要望として承りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課分の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は３月９日金曜日午前10時から委員会を開き、教育推進課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時２８分

予　算　特　別　委　員　会

第　5　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角・野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	南沢郁一郎君
教育長	中村敏明君	教育推進課長	齋藤和浩君
教育推進課副課長	高橋正巳君	教育推進課学校管理幹兼副課長	山口隆夫君
生涯学習室長	飯山武君	教育総務担当主査	加藤正久君
教育推進課指導主事	塚越健一君	教育推進課指導主事	平原隆範君
学校教育担当主査	岡安英之君	学校教育担当主査	平井利枝君
生涯学習担当主査	田中啓之君	生涯学習担当主査	島村剛君
スポーツ振興担当主査	小川雅也君	文化財保護担当主任	横内美穂君
総務課長	渋谷龍弘君	企画財政課長	大橋洋巳君
住民課長	小暮正代君	税務課長	石塚孝信君
町民生活課長	井上正己君	福祉課長	渡辺和夫君
健康介護課長	小島修君	産業観光課長	長堀康雄君
まちづくり建設課長	横溝秀武君	会計管理者兼会計室長	瀧口郁生君
住民課副課長	草野公浩君	国保年金担当主査	村山善博君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳
主任	安類由美		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより３月７日に引き続き予算特別委員会を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎発言の訂正

○委員長（田島正徳君）　その前に、町民生活課長より３月２日の答弁において訂正したい旨の申し出がありましたので、これを認めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（井上正己君）　町民生活課長の井上でございます。

去る３月２日にご審議いただきました町民生活課所管資料に対する質問のうち、答弁に一部誤りがございましたので、おわびして訂正を申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

お手元に町民生活課の委員会資料をもしお持ちでしたらごらんをいただきたいのですが、19ページに関連いたします。

ご審議いただく中で野原委員からのご質問、防災行政無線のデジタル化にあわせて新設、増設をされた２カ所はどこかというお尋ねでございました。その際の答弁としては、31番の学園台あおぎり公園と42番の宮東配水場とお答えしておりましたが、31番の学園台あおぎり公園は試験通報を行った場所でございまして、実際に新設を行いましたのは37番、高野川児童公園、須賀の万願寺橋のほうですが、37番と42番の宮東配水場が新設の２カ所となります。

以上、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○委員長（田島正徳君）　ありがとうございました。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２５号の審査（教育推進課）

○委員長（田島正徳君）　本日の議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についてのうち、教育推進課分の質疑を行い、終了後、議案第25号の討論、採決を行います。

その後、議案第26号　平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第28号　平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての順にそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

これより教育推進課分についての質疑に入ります。

いつものことなんですけれども、委員会運営上、必ず挙手をして委員長の許可を得てからご発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（齋藤和浩君）　改めましておはようございます。

教育推進課長の齋藤と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

本日出席をさせていただいております職員につきましては、この後自己紹介という形にさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　おはようございます。

教育推進課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）　おはようございます。

学校管理幹兼副課長の山口隆夫でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　おはようございます。

学校教育担当の指導主事、塚越と申します。よろしくお願いします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　おはようございます。

教育推進課生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習担当主査（島村　剛君）　おはようございます。

教育推進課人権教育の担当をしてございます島村でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　おはようございます。

生涯学習担当主査の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主任（横内美穂君）　おはようございます。

文化財保護担当主任の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興担当主査（小川雅也君）　おはようございます。

スポーツ振興担当主査の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（平原隆範君）　おはようございます。

学校教育担当の平原と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当主査（平井利枝君）　おはようございます。

学校教育担当主査の平井でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当主査（岡安英之君）　おはようございます。

学校教育担当主査の岡安と申します。お願いいたします。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　教育総務担当主査の加藤です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　改めておはようございます。丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ページ数で追っていきたいと思います。質問によっては前後するかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、170、171ページの不登校対策事業でございます。まず、町内の小中学校で、中学もかかわりますが、長期欠席の児童と生徒が何人ぐらいいるのか。資料を見ていますが、資料もあわせて説明していただきたいと思います。

それから、いろいろ原因もあるかと思います。原因というか理由がね。長期欠席の場合は、やはり病気、不登校ということになろうかと思います。あとそのほかにもいろいろ理由があると思いますので、その点、長期欠席の児童生徒の人数、それから、それにかかわる理由、それについてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、同じく170、171ページの教育課程特例校指定事業、新たになっております。提案理由でも言われましたが、文部省のほうからのモデル校というか、そういう形になっているかと。そ

ういうふうに教育課程特例校ですか、こういうふうに指定を受けたということなんですが、これについても詳しくご説明、こうなった経緯だとかもいろいろあると思うんですよ。それらについても含めてご答弁願いたいと思います。

それから、176、177ページの小学校施設管理事業で、五差路の歩道整備に伴う東小学校支障物件撤去工事の実施ということで、これも委員会視察で行ってきました。いろいろ説明も伺いましたが、改めてここで私は子供たちの安全・安心はきちっと確保されなければいけないというふうに思っています。それらについてもきちっと対応ができているように思いますが、その点どのように確保されているのか。

それから、まちづくり建設課の答弁では、歩道の工事の期間については具体的には出てこなかったんですけれども、やはり私はこういう工事はできるだけ安全面でも夏休み前後になるかというふうに思いますが、その点工期についてまちづくり建設課職員のほうと杉戸県土事務所と連携してきちっとやっていただけるものというふうに思いますが、その点どのように行われていくのか、その点も含めてお尋ねしたいと思います。

それから、前後すると言ったんですけれども、その上、176ページ、177ページの児童、教職員の健康管理等対策事業、これは小学校費です。それから、中学校費でも同じように182、183ページに生徒、教職員の健康管理等対策事業ございます。これはずっと以前から言われていたことなんですけれども、教師の勤務時間、多忙解消をやはりきちっと図るというふうなことになろうかと思うんですけれども、そういった点で今教師、教員の置かれている状況はどういうふうになっているのか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

特に以前は毎日の残業が常態化して、仕事を持ち帰らなければいけないと、そういう状況もあったかと思うんですけれども、最近決算のときも、ある学校で電気がずっとついているという周辺住民の声を伝えたと思うんですけれども、そのときなかなか先生方も家に仕事を持ち帰れない。仕事はきちっと学校内で時間内でやるんだという、そういう傾向にもあるかと思うんですけれども、そういった点で今教職員、教員の置かれているそういった状況なども加味して、健康管理をどのように行われているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、178、179ページ、これは小学校のほうの就学援助、それから、184、185、これは中学校費の就学援助というふうになっておりますけれども、経済的に大変な小中学生の保護者に対して子供の学校給食費あるいは学用品などを補助する制度が就学援助でございます。間もなく卒業式です。４月になれば新しい１年生、中学生、それぞれ入学式を迎えるわけなんですけれども、この新入生は制服やかばん、ジャージだとかいろんなもの、ランドセルも含めて一時的に多額の出費を余儀なくされるわけなんですけれども、これも決算委員会のときにお尋ねしましたが、やはり就学援助の受給者には入学式を準備する費用として１人当たり決まっておりますけれども、きちっと入学前に準備をすべきだというふうにお尋ねしたら、新年度からはそうしたいというふうな課長の答弁もあったんですが、それはきちっと確保されているのかどうか確認の上でお尋ねしたいと思います。

先ほど不登校の話もしたんですけれども、対策ですね。と同時にやはりいじめの根絶の、教育費ですから、当然そのことも考えているかと思いますが、今なかなかいじめを発見する上でもいろんな通報の仕方だとかあると思うんですけれども、従来はそういったいじめに対して先生方とかいろ

んなところに通報すると、それの仕返しというか、それでより言えない、そういう状況もあったんですけれども、このいじめの関係で、今宮代町ではどういうふうにいじめ根絶のための対策が講じられているのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、同じく178、179ページの小学校費で言えば178、179の学力向上推進事業、それから、中学校で言えば184、185ページにやはり学力向上推進事業それぞれあるんですけれども、やはりこれも不登校と関連するところもあると思うんですけれども、やはり行き届いた教育がされるべきだと思いますが、子供たちの中には学校嫌い、勉強嫌い、それから、そういったいろいろあると思うんですけれども、学校にやはりゆとりと人間的な温かさ、そういうのがないとやはり子供たちが本当に心から学校が楽しい場にならない、そういうふうに思うんですけれども、子供たちにこういった意味ではどういうふうに、これも不登校の関係とかかわるんですけれども、どういうふうに接しているのか、そういった点での対応をどうなされているか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、申しわけないです。176ページの関係で、先ほど東小学校の五差路の歩道の関係を伺いましたが、もう一方では施設管理事業の中に百間小学校校舎の屋上防水工事、これも委員会で視察してきました。確かにひどいなというふうに思いました。

しかし、もう一方で小学校施設管理事業なんですけれども、屋上にそれと同時に小さな小枝が枝になってしまって木になっているんですよ。そういうのが少なくとも私は２カ所かな、見たんですけれども、どういうふうにこれは管理されているのか。それは教育委員会できちっと管理しなければいけないんですけれども、こう言うとまた小学校のほうに行くのかもしれませんけれども、屋上に上ることはないにしても、やっぱり天井から雨漏りがしたり、そういうのがして初めて気がつく面も、公民館じゃないけれども、あるかもしれないんですけれども、学校はそんなことあってはいけないと思うし、そういった点で定期的には屋上まで上がっていると思うんですけれども、上がって屋上の防水工事は必要だなと思っても、ああいった小枝になっている、木になっているところが気がつかないのか。こういう機会に指摘されればきちっとやるんだと思うんですけれども、私はどういうふうに管理されているのかなというふうに逆に思いました。我々はめったに上る機会ないんで、その点どういうふうになっているのか。ほかの学校は大丈夫なんでしょうかとつい思いたくなるんですよ。その点お尋ねをしたいと思います。

それから、182ページ、183ページの中学校施設管理事業なんですけれども、今後の小中学校適正配置のあり方を検討する上で各中学校校舎の劣化診断を行う。これはいつごろ行うんでしょうか。これは３校全て同時にというか、そういう予算なんだと思うんですけれども、その辺いつごろから行うのか、その点もあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、小中学校の適正配置のあり方についてなんですが、これまでも年に何回か教育委員会からの便りというか、そういうのを出していくということなんですけれども、当面はそういうことなんですけれども、これはどういうふうになっていくのか、どういうふうに計画されて、この小中学校の適正配置ですね、その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、188、189の公民館管理運営事業なんですが、雨漏りしている和戸公民館の外壁等の改修工事を実施するということで、場所もある程度

わかりました。本当に多分昨年から今年にかけてでなくて、ほかの議員さんからも聞くと、だんだん雨漏りの地図みたいになっているあれが大きくなっていると言うんですよ。ああいうのって最初に発見した時点、本当は発見される前に改修しなければいけないんでしょうけれども、何であそこまで待っているのかなと。もう予算が大変だからというわけにはいかないと思うんですよ。目に見えてですから、その辺ちょっと遅いという気がするんです。

それと同時に、公民館、これは全く新しい話なんですけれども、やはりお年寄りがだんだん多くなっています。そういう中で公民館も２階に行くまで大変な思いをして、地域の総会、自治会の総会なんかやるとみんな行くわけですよね。やっぱり２階にお年寄りもスムーズに行けるようにエレベーターの設置も必要なのかなというふうに思うんですけれども、今はこの雨漏りの改修ですらこういう状況の中で、非常に言いづらいんですけれども、やっぱりそういったことも考えていかないと、これから公民館もやはりお年寄り多くなる中で、また、いろんな催しで公民館を使う上でも必要なことだというふうに私は思っているんですけれども、そういった点、新年度はないにしても、そういった考えは持っているのかどうか、その点も含めてお尋ねしたいと思います。

それから、すみません、190、191ページの文化財保護費の埋蔵文化財発掘調査事業、これは道仏地区の区画整理地内の発掘調査の作業を行うための予算計上を増やしたということなんですけれども、これはどういった発掘物が出てきたのか。また、どれぐらい調査が必要なのか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　答弁を求めます。

教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹の山口でございます。

私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、不登校の原因、理由でございますが、平成30年度当初予算予算特別委員会要求資料一覧の１ページでございますが、この内容ですけれども、ここに示されているとおり、不登校児童生徒数の推移について、平成25年から平成29年の２月までの数値の推移でございます。ここで数値を上げる基本となるものですが、※印でございますが、30日以上の欠席を１つの基準として数値のほうを上げさせていただいております。２学期までではございますが、平成29年度につきましては、小学校が３、中学校が17という数値でございます。数値的には減少の傾向がございますが、先日も教職員に話をしたところなんですが、数値が減ったということはもちろん大事なことですが、一人一人の状況が一番大事でございますので、一人一人の状況に応じた家庭訪問、声かけなどを進めていくようにということで先日指導したところでございます。

その下の児童生徒の長期の欠席者数でございますが、こちらにつきましては小学校９名、中学校21名という、平成29年度２月20日現在でございます。こちらについては30日以上の欠席で病気による欠席も含んでおります。病気につきましてはさまざまな状況がございます。内臓の状況のケースもございますし、それ以外の体調が十分に強くないというような状況もございます。

不登校についての理由でございますが、人間関係のトラブルで学校に足が向かなくなってしまうケースもございます。さらには家庭の環境に課題があるケースもございます。家庭の環境の中につきましては、生活習慣ですとか、こういったもの

も要因になっております。

その後、現在の状況を見ますと、先日、ニュース等の報道もあったんですが、生活習慣等が乱れていることによって、内臓ですね、おなかが痛くなったりとか、そういったところから両面から今原因を捉えて、今申し上げた家庭環境に課題がある場合には保護者に働きかけ、家庭環境の改善と、さらには身体的な症状が出ている場合には、その身体的症状に対応する医療的なものも対応していく方向で現在進めているところでございます。

さらに今年度からはスクールソーシャルワーカーも配置をしましたので、スクールソーシャルワーカーが中心となり、関係機関と連絡をとり合いながら、一人一人のケースに応じたケース会議、医療機関ですとか、もちろん教育委員会も関係しながら、その子に応じた対応はどのように進めていくかということで取り組んでいるところでございます。

今後もご指摘いただきましたので、原因等について十分に多面的に対応し、学校を指導していく中で一人一人に応じた対応をしてまいるところでございます。

続きまして、英語の特例校についてでございます。これについてはここまで来た概要、流れについて私から、そして具体的な内容については指導主事の塚越から説明をさせます。

ここまでの内容についてですが、本町ですけれども、島村盛助先生が本町で偉人としております。各学校で島村盛助を顕彰します英語活動発表会、これを実施をしておりました。このことで英語活動に関しての意識も各学校でかなり高まっているところでございます。

そしてその後、平成24年、25年でございますが、百間中学校字区で県からの指定でございましたが、小中一貫の委嘱を受け、研究に取り組みました。

そして平成26年度からは、この小中一貫教育の研究、さらには島村盛助先生がいる英語活動が活発に行われているという状況を踏まえまして、英語の強化地域ということで小学校の英語科に向けての研究を26年、27年、28年、29年と４年間取り組んだところでございます。ここで全国的にもトップランナーと言っても十分と認識しておりますが、成果が百間中学校区、東小学校、笠原小学校で見られました。ここで終わるということでなく、この研究の成果を宮代町の子供たちに還元するには、新たな体制のもとで小学校４校で取り組んでいくことが大切だろうという判断のもと、今回の英語の研究の取り組みに進んでいったという経緯でございます。

具体的な取り組みの内容については、塚越から説明させます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　指導主事の塚越でございます。

特例校の内容につきましては、英語科ということで、小学校の３年生から６年生まで実施をするということで、来年度から行ってまいります。この特例校申請ですけれども、来年度、再来年度の２年間を予定をしております。

その英語科の内容なんですけれども、まず時間数ですが、３年生、４年生は週に１時間、年間35時間を予定しております。高学年の５、６年生に関しましては、週当たり２時間、年間で70時間ということで実施をします。

指導の内容につきましては、先ほど山口からもありましたが、今年度までの４年間で東小、笠原小学校、百間中学校も中心に研究を進めてまいりましたその成果を引き継ぐ形で、そちらのほうの教材を使いながら、また、文科省より新たな英語の取り組みについての教材が出ております。そち

らも使いながら、この２年間を実施していこうというふうに計画をしております。

来年度につきましては、現在使われております「Ｈｉ，ｆｒｉｅｎｄｓ！」１、２という教材と、文科省から出ております新しい教材「Ｌｅｔ’ｓ Ｔｒｙ」、それから「Ｗｅ　Ｃａｎ！」というものを併用して使っていく形になります。再来年、平成31年につきましては、その併用していたものから少しずつ文科省が発行している教材に全て移していきながら、平成33年、2020年の新学習指導要領の全面実施に向けてつなげていくというような形で考えております。

私からは以上になります。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

では、続きまして、五差路の安全確保についてご説明申し上げます。

期日等、委員さんご指摘のことにつきましては、関係課と連携をとり合いながら今後対応してまいります。

安全確保についてでございますが、工事開始に伴い、子供たちへの指導、これについては学校を指導してまいります。さらには見守りを行っておりますスクールガードの皆様、状況によれば教職員の対応、そして保護者への理解、ここも並行して子供たちの安全を第一に対応してまいります。さらに工事を行うに当たりまして、工事の責任者等、対応している方たちとも連携をとりながら、子供たちの安全確保だということで進めてまいる所存でございます。

続きまして、教職員の健康管理についてでございます。

教職員の健康管理についてですが、今年度ストレスチェックを実施いたしました。その結果の概要でございますが、仕事内容は全国的に平均から見るとやや宮代町は高い状況もございました。しかし、一方では、管理職を含め、教職員が非常に協力的であるという面も見られました。つまり仕事に対してはレベルの高い仕事をやりがいを持って取り組んでいる中で、教職員と協力しながら職務を遂行しているという様子がこのストレスチェックから見られたところでございます。

しかしながら、これでいいということではございません。教育委員会といたしまして、２月の初めに各学校の在校時間と、これは口頭でどういう状況ですかということで調査をさせていただいたところなんですが、その状況でいきますと、業務について非常に多忙なとき、現在でいきますと通知表を作成をしたり、要録を作成したりという多忙な時期になりますが、ならしていきますと、年度初めとの比較では、小学校で約平均30分程度短縮されている状況が見られます。また、中学校においては65分程度の短縮がされているという状況がうかがえたところでございます。

今後につきましては、さらに新たにＣ４ｔｈというパソコン等のシステムを導入されておりますので、これを十分に使いこなしていくことによって、教職員の負担軽減につながっていくものだろうと考えております。学校からは今まで通知表を手書きで書いていたわけなんですが、そこをパソコン入力することによって随分負担軽減につながっているという報告も受けております。

さらにこれを使いこなせること、これも負担軽減につながっていくものであると考えております。今まで入力に30分かかっていたものがスムーズに入力をして、それが15分になれば、単純に半分負担が軽減されたという考えもできますので、こういった一人一人の職務に当たる能力の育成も踏まえながら、今後の負担軽減につなげてまいる所存でございます。

あと、現在における教職員の対応が多岐にわたっているというお話でございましたが、ご指摘のとおりでございます。現在学力向上にも取り組んでまいります。心の育成にも取り組んでまいります。先日は、５月から体力テスト等もあるんですが、それに向けての体力向上についても教育委員会から学校のほうに計画的な取り組みをお願いをしたところでございます。さらには新学習指導要領への対応、小学校では来年からスタートします新しい教科、道徳への対応、こちらも現在４月に向けて各学校で取り組んでいるところでございます。

しかし、これは一つ一つ確実に取り組んでいくことが宮代町の子供たちの育成につながっていくものだという教職員の高い志を持って今後も取り組んでまいります。

続きまして、いじめについてでございます。いじめについて現在の教育委員会の取り組みについてでございますが、宮代町教育委員会としまして、いじめ防止基本方針、これは国・県が見直しをしたものを、宮代町教育委員会といたしましても２月の定例教育委員会、教育総合会議で確認をして改定をしました。この内容を各学校に送付をしているところでございます。

先日のいじめ不登校会議においても改定をしましたいじめ防止基本方針について担当から確認をいたしました。ここではいじめが終わったという認識について変更になっているところもございますので、これを確認するなどし、学校はこれをもとに各学校のいじめ防止基本方針の見直し作業に今後入ってまいります。これを見直すことによって、いじめについて教職員一人一人がもう一度見つめ直すことはいじめの防止につながっていくものであると考えているところでございます。

しかしながら、いじめにつきましてはどこにでも存在するという認識で取り組んでまいります。例えば子供たちがけんかをした中で、その一言が僕はいじめられたというふうにとった場合、これも基本的にはいじめであるという認識で、一つ一つ丁寧に対応していくこと、これが子供たちのいじめ防止に早期の対応でつながっていくものであるという認識で各学校を指導しているところでございます。

続きまして、学力向上についてでございます。

一人一人に応じた子供たちへの指導についてということでご説明をさせていただきます。宮代町では、ご指摘のとおり、ゆとり、そして温かさを持った指導で取り組んでまいります。このベースになるものは教職員の育成であるという考えのもと、教職員を日々指導しているところでございます。

具体的には、先日２月に若い教員を集めて指導主事が道徳の授業を中心として、子供たちの心の育成、指導法のあり方について指導主事が直接指導するという機会を設定いたしました。さらには非常勤指導主事等、校長経験者でもございますので、授業研究会の際には学校に足を運び、教職員一人一人によりよい子供たちへの指導の仕方ということで指導を繰り返しているところでございます。平成30年度につきましても、地道ではございますが、確実に繰り返し、繰り返し指導を進めてまいる所存でございます。

また、指導体制につきましては、町非常勤講師の２名、各小中学校に配置をいたしまして、一人一人に応じた指導、少人数での指導、対応の指導形態に応じる形で対応してまいります。

さらには休み時間や夏期休業中等、可能な範囲で基礎学力の向上という視点で学習会を設定し、各学校取り組んでおります。このような取り組みを通して子供たちの学力向上にさらに取り組んで

まいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　指導主事の塚越です。

先ほど私の発言の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただければと思います。

2020年の次期の学習指導要領全面実施のところで、私、平成33年と申し上げてしまいましたが、平成32年の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。大変すみませんでした。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

まず、予算書ページ、176から始まるところの小学校施設管理事業の関係で、翌ページになりますが、工事請負費、東小学校支障物件撤去工事に関しましてご説明申し上げます。

過日、議員さん、委員会の視察のほうでおいでいただいたところでございまして、県道の拡幅に伴い東小の支障物件撤去工事ということでございまして、投てき板、倉庫、それに伴うフェンスの撤去等あるわけでございますが、スケジュールにつきましては、当然学校が夏休み等ありますが、児童さんに影響のないように、支障のない時期を選んで学校内の整備を進めてまいる。それにあわせてまた県土との連携も必要となっておりますので、そういったところも含めて進めていきたいと考えております。当然安全面が優先されるものと考えておるところです。

同じページのその下の百間小学校屋上防水工事でございます。こちらも過日の視察のほうでおいでいただいたところでございますが、原因というのは多分排水口のところの汚泥、泥がたまって、そこに樹木が発生して、それが成長したところで、ちょっと悪い影響を与えているということでございます。今後とも学校の先生とも確認し合いながら管理を進めていくところではございますが、ただ、場所によってはこの前も見ていただいたとおり、フェンスの外側ということで、一般の方が入りづらいところもありますので、そういったところはまた委託できるのかどうかを含めて検討していくところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ページが変わりまして、182、183ページから始まる中学校施設管理事業で、次ページになりますが、13委託料の中で施設劣化診断委託料ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、３校全て劣化診断を行うところでございます。当然劣化診断を行う場合でも、各箇所いろんな確認をする場所が当然必要となってきますので、こちらにつきましては、スケジュールはまた委託業者が決まったところで、もちろん学校含めて調整をさせていただきたいと思っております。学校が休みの日にやらなくてはいけないこと、学校が運営のときにもできることといろいろ多分整理をさせていただいて進めさせていただきたいと考えております。

また、ご質問の適正配置につきましては、教育だよりということで、９月１日付で教育だよりのほうを全戸配布、広報と同時期に配布させていただきましたので、そういったところを含めて皆様に経過状況等もお話ができると思っております。教育だよりにつきましては、平成29年度から予算のほうのお認めをいただいたところでございますので、３月末にもう一度教育だよりということで４月広報と同時になりますが、配布をさせていただく予定で進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹の山口でございます。

今高橋のほうからご説明がございましたが、学校教育担当として学校への指導ということで、百間小の屋上とご指摘をいただいたところでございます。教育委員会といたしましては、各学校に安全点検について指導しております。また、校長会の折には、屋上に枯れ草などが詰まって水がたまってしまうケースがございます。こういったものに対しての対応についても安全点検等を通して対応していくようにということで指導しておりますので、引き続き学校に指導をしていきながら対応してまいる所存でございます。また、危険を伴う場合には、また関係機関と連携をとりながら対応を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　教育推進課生涯学習室長、飯山でございます。

私のほうから、まずご質問いただきました和戸公民館の雨漏りの関係でございます。和戸公民館の雨漏りにつきましては、平成24年の大雨があった際に、２階の窓際に発生し、また、それ以降も台風のような大雨が発生するときに、窓際を中心として発生しているような状況でございました。

また、大雨以外にも平成26年あるいは28年におきました大雪の際に、屋根に積もった雪が解けて、そちらのほうが屋根のほうから浸入して滴り落ちるというような雨漏りが発生しておる状況でございました。窓際の雨漏りにつきましては、平成24年度に東側の窓枠上部を防水処理の修繕を行ったところでございますが、それ以降も豪雨が発生した際に発生しているというような状況でございました。

この間、業者に雨漏りの対応案を、原因につきまして現地を見てもらうなどのことを行っておりましたが、なかなか原因がわからないという状況が来ておりました。今般、再度雨漏りがした直後に業者のほうに見ていただいたところ、原因としましては、窓際の壁の劣化あるいは防水の処理の劣化と、または屋根の構造上の問題として、水がいっぱいたまった場合に、すき間から滴り落ちるというような状況が判明いたしましたことから、今般そちらの対策も行うということで、予算のほうを計上させていただいた次第でございます。

次に、高齢者に対する対策ということでございますが、これまでにも公民館につきましては、段差の解消でありますとか、階段への手すりとか、そういったような対策はとってきておったところでございますが、エレベーターというお話につきましては、何分にも設置費用が高額になると。また、公民館も３施設ありますことから、すぐに対応ということにはなかなか昨今の財政事情で言いますといかないような点があるかと思います。

また、公民館自体が平成11年及び12年度にそれぞれの公民館の耐震補強というのを行っておりますので、そういった観点から今後の公民館のあり方も含めまして、対応について検討のほうをさせていただければと思います。

続きまして、埋蔵文化財発掘の関係でございます。今年度につきましては発掘調査２件ほどございまして、先ほど質問でいただきました道仏遺跡のほかに、姫宮神社の東側においても発掘調査のほうを行ってございます。姫宮神社が10月から11月、それ以降現在も道仏地区において調査のほうを行っておるところでございます。立て続けに２件ほど調査のほうが発生してございます。

道仏遺跡のほうの関係で言いますと、大体西暦150年から200年ごろの古墳時代の住居跡が約40件

ほど見つかってございます。こちら狭い面積に何層にもわたる形で住居跡が見つかっております。また、出土されたものといたしましては、土器でございます土師器でありますとか、須恵器といった土器が見つかっておりまして、また、周辺地域でも初めて見つかった土器というものが韓式系軟質土器というような土器も初めて見つかっておりまして、大変道仏遺跡につきましては貴重な遺物等を発見しているような状況でございます。

このような埋蔵文化財の発掘につきましては、発掘してから文化庁のほうからは発掘調査後３年を目安に発掘調査の報告書をまとめるようにとの指導がございまして、これに向けて来年度につきましては、発掘されました資料の整理を行い、報告書の刊行に向けた事業のほうを行うということで、賃金につきましては180万ほどの増額をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課長。

○教育推進課長（齋藤和浩君）　教育推進課長の齋藤でございます。

私からは就学援助につきましてご説明を申し上げます。

議員さんご指摘がございました就学援助の新入学用品の就学前支給ということで、議員さんのほうからご意見等をいただいたところでございました。それに伴いまして、教育委員会といたしましては、国からのまた通知等もございまして、この12月に定例教育委員会におきまして実施要綱の改正をさせていただきました。これは宮代町就学援助実施要綱というもので、12月に一部改正ということで、まず事務的な準備をさせていただきました。後にそれに伴いまして、改正したことによりまして、関係保護者等に通知等を差し上げさせていただきまして、この30年の入学に際します準備金ということでございますので、今月支給という準備をもうさせていただいたところでございます。

ちなみに今現在という形での報告をさせていただきますが、まず、小学校の新１年でございますが、これが須賀小、百間小、東小、笠原小合わせまして18件、単価につきましては改正がありましたので、４万600円という形でございます。並びに今度は中学校１年生ということになりますが、今現在は在学は６年生でございますが、18件で、これは中学校の場合は単価がちょっと高い関係がありまして、４万7,400円ということで、ちょうど件数は両方18件、18件でございますが、そのような形で、この４月から入学するための入学前支給という形で今現在事務を進めているところでございます。

なお、新年度におきましては、実は今申し上げましたように、小学校の段階でお支払いするという形になりますので、就学援助の費用につきましては、小学校の準要保護、要するに就学援助の費用を今回増額をさせていただいているという理由にもなります。新１年生につきましても小学校期から、在学中にお渡ししますので、小学校６年生の段階でお渡ししますので、小学校費からという形で出させていただいておりますので、そういう形で小学校のほうからの支出と。となりますと、中学校の場合はその部分が減るという形で減額をさせていただいているという、新年度の予算につきましてはそのような形で実施をさせていただいております。

ちなみに金額ですみません、お話が前後して申しわけございませんが、学校別ももしかしたらお話ししたほうがよろしいかと思いまして、須賀小につきましては６件、新１年生でございます。百間小につきましては３件、東小につきましては３件、笠原小につきましては６件、計18件です。

続きまして、今度は今現在の在学の中学生になる場合ですが、須賀小が４件、百間小が４件、東小が６件、笠原小が４件でございます。今現在は６年生でございますので、そのような言い方をさせていただきました。金額にしまして小学校で73万800円ほど。今度は新中学生になる支給につきましては85万3,200円というような状況で、これにつきましては今月支払いという形で進めさせていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

ご答弁ありがとうございます。

まず、それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、170、171ページの不登校対策事業についてであります。先ほど答弁がありました不登校については資料でもあるように、長期欠席の子供、中には先ほども言いましたように、病気もあるということであります。これは宮代は、この宮代の数字とほかの近隣だとか埼玉県内の状況はどうなっているのかと聞いても、それはある限りやはり対応していかなければいけないのであれなんですけれども、宮代のこの長期欠席の率というか、それは高いほうなのか、普通なのか、その点参考までお聞きしたいと思います。

なぜ私はこの質問をしたかといいますと、ＮＨＫが昨年の11月に「クローズアップ現代　平仮名も書けない若者たち」というので、見過ごされてきた学びの貧困ということで、大変ショックを受けたんですけれども、やはりそういう意味ではきちっと長期欠席を克服する、そういった取り組みがやはり必要なんだなということを改めて感じたものですから、お聞きしたんですけれども、先ほど家庭の環境ということで、保護者のことも言われましたけれども、やはり保護者の教育に関する考え方というか、無理解、中には無関心という方もいようかと思いますので、この辺本当に大変だと思うんですけれども、そういった点で、やはり病気についてははっきりしているんですけれども、こういった保護者の接し方、教育に関する考え方、それから、あとはどうなんでしょうか。場合によっては非行に走っていくとか、そういう場合も考えられるんですけれども、そういった非行との関連では大丈夫なのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

あと、長期欠席、これだけいるわけなので、先ほども対応を話されましたが、この長期欠席を克服する取り組み、これは我々はそれを求めるだけなんですけれども、担当している先生方は、これはどういうふうに解明して、それで接していくのか。それはもうこつこつやるしかないとは思うんですけれども、その克服する取り組みですよね。どういうふうにしてやっていくのか。それが問われていると思いますので、その点、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、182、183ページと、中学校のほうもありますが、教員の多忙解消ですね。先ほども答弁がありましたが、じゃ、こういった負担軽減を図って、かなり小学校では多忙な時期もあるかもしれないけれども、30分短縮された。中学校では65分短縮されたということで、これは解決は、そうすると問題はないということなんでしょうか。勤務時間をきちっと守っていく。だからこそこういうふうになっているんだと思うんですけれども、そういった点では我々には見えないですよ。例えば学校が初めて電気ずっと遅くまでついていて、それで先ほども言いましたように、周辺の住民から何であんなに電気ついているの。実態はそういうふうになっているというふうに、かなりそうい

った点では周辺の住民の方もその辺の実態というのはわからないと思うんですよね。そういった意味では勤務時間をきちっと遵守する、そういうふうになっているかと思うんですけれども、こういった点での軽減は図られているということで、先ほどの答弁だと理解してよろしいんでしょうか。

もう一方、これは町の職員でも言えることなんですけれども、教員のメンタルヘルスですよね。そういった点ではどのようになっているのかも、こういった部分では全然心配ないということなのかどうか、その辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、いじめというのはどこにでもあると思うんですけれども、基本的にはわかればいいんですけれども、わからないというのが実態で、初めて大きな問題になって、しかもここのところのニュースを聞くと、教育委員会自身がそんな問題はなかった。でも、それを全面的に覆すような、そういった状況もありますので、そういった点では非常に心配だというのも、これは我々の率直なところなんですけれども、そういった意味では今のところ対応はきちっとできているのかどうか、その辺ももう一度お尋ねしたいと思います。

それから、178、179、184、185ページの小中学校の学力向上推進事業にかかわる問題なんですけれども、最近、先ほど答弁いただきましたが、道徳とか心の育成とかでなくて、私は以前は学力は県内でもいいほうだったと。ところが、ここのところ宮代町の学力は低下しているという声も聞くわけです。そういった中で何が宮代町のどういった点で基礎的な学力が不足しているのか、あるいは国語、算数、数学があるんですけれども、どういった点での問題があるのかどうか、その辺のことについてはどうなっているのかわかりませんので、その点もお尋ねしたいと思います。やはり先ほども言ったように、これは不登校にも関係するんですけれども、やっぱりその背景には学校嫌いだとか、勉強嫌い、そういったことが挙げられておりますので、宮代ではどういった関係で実際学力が低下しているという、そういう答弁も伺ったんですけれども、それら等含めて、どういうふうな状況になっているのか、これも、また、それらに対して新年度はどういうふうに取り組んでいくのかという、そういう意味でお尋ねしたいと思います。

それから、入学前の準備金の関係、178、179、184、185ページの小中学校の就学援助の関係で、これはわかりました。これは何人じゃなくて、今件ということでおっしゃられましたが、わかりましたが、先ほどは今月支給するということで、今度中学校に上がる生徒に対しては小学生の保護者に支給するということで理解するんですけれども、卒業式の前の部分については、じゃどうなるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、私もこれは何回かお尋ねしてきて、新年度というか、もう既に今月からやられるということで、これは前進したなという思いをしているんですけれども、教育委員会としてはやはり保護者が就学援助を申請しやすいように、各学校に申請書を置いていると思うんですが、そういうふうに申請しやすいようになっているかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、170ページ、171ページの教育課程特例校指定事業、さすがこうした取り組みは宮代ならではの特色ある教育ということで、答弁もるるあったんですけれども、わかりました。ただ、32年度の英語の教科化を見据えたというふうに説明されましたけれども、教科化というのはどういうことなのか。これはそうすると宮代が先進的にやってきて、32年度の英語の教科化というのは宮代

だけなのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、176ページ、177ページの五差路の歩道整備の関係なんですが、わかりました。期日については各課と連携してということで、保護者の理解も得られるようにということで対応するんだなというふうに思いました。これについてはまちづくり建設課では改めて地域の近隣の住民の方を集めて説明会はしないということでいるんですが、特にやはり保護者の理解というのは必要だと思うんですけれども、それは地域とはまた別に対応されるのかどうか、その点第１点。

それから、支障物のある、塀もあるんですけれども、体育倉庫の移設もありますよね。それについては運動会には支障はないと思いますけれども、逆に今まで建物が建っていたところを今更地になって、あそこがなくなるわけですから、かえって広がって、体育倉庫の移設ということなんですけれども、今の場所からかえって外側に移設されると思うんですが、これは運動会には間に合うのかどうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、182、183ページの小中学校適正配置のあり方、当面は劣化診断を行っていくということと、教育だよりということであるんですが、それ以上のことは、この劣化診断なんですけれども、これはいつまでやらなければいけないんでしょうか。もともと私はこの小中学校の適正配置、これは東洋大学の根本さんのＴＰＰがいろいろやっての公共施設、特に宮代では一番大きなウエートを持っているところの学校というところで、こういうふうになっているんですけれども、私はこの小中学校、公共施設のあり方というのは長の考え方次第だと思っています。近隣でも小中学校の適正配置についてはもう私はやらないというところもありますし、これはもう長の考え一つだと思っているので、何か宮代の場合はこの学校を建て替えるに当たって、わざわざこういうＴＰＰ、東洋大学の方たちに言って、理論的にもそうしたほうが住民が納得するんじゃないかという意味でやってきたんだと思うんですけれども、やはりその点では別にこんなにお金をかけてやる必要があったのかなというふうに思うんですけれども、それについてはまたおいおいやっていきますので、とりあえず当面はそういう形なんですけれども、劣化診断は、じゃ新年度、平成30年度だけということで理解してよろしいんでしょうか。あとはまた小中学校の児童生徒の数もやっぱり改めてきちっとしていくんでしょうが、その劣化診断は単年度で、新年度でいいのかどうか。

あと、その後、適正配置のための委託しなければいけない事業というのはどういうことを考えているのかあわせてお願いしたいと思います。

188、189ページの公民館費で、先ほど我々も見てきましたし、答弁もありました。対応していくということで理解するんですが、やはりちょっと遅過ぎたなという感じはします。もっと早く対応してよかったのかなというふうに、それは思います。

ただ、新年度には関係ないんですけれども、今後のことでエレベーターの関係では今後あり方を検討していくということですから、当面ないというような答弁なんですが、検討というのはやる方向なのか、やらない方向なのかということであるんですけれども、私は答弁は検討するということなんですけれども、やっぱり公民館、確かに老朽化しているところもありますけれども、老朽化していないところ、これはもうやれるところからやるべきではないかなというふうに思いますので、しかも同時にというと、先ほど言ったように、高額な関係にもなりますので、やれるところからやったらどうかなというふうに思いますし、もうそ

ういう時期に来ているというふうに思いますので、その点やれるところからという意味でどうなのかもう一度ご答弁願いたいと思います。

それから、190、191ページの文化財保護費で、道仏と姫宮神社の関係、答弁がありました。これは３年を目安に報告書を提出するということなんですけれども、これは発掘作業はいつまで、３年を目安にということはもう報告書は限られているから、それまでには発掘調査は終えるということでよろしいんでしょうか。この道仏は土地区画整理事業の事務所の隣ですね。確認なんです。それもあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時２１分

再開　午前１１時３４分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

答弁を求めます。

教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

それでは、お答えさせていただきます。

予算書170ページの不登校対策事業についてでございます。

先ほどの不登校の率についてでございますが、予算特別委員会要求資料一覧の１ページでございます。県と宮代町の割合を比較した一覧がございます。これを見ますと、平成29年度でございますと、宮代町が小学校で0.21、県で0.27、中学校では宮代町では2.30、県は2.43。しかし、28年につきましては、宮代町0.41、県0.29、中学校、宮代町が2.44、県が2.52という数値でございます。ここから見ますと、今年度については県よりやや割合でいくと低くなっておりますが、昨年度は若干多い状況もあったというところでございます。この割合については、先ほど申し上げたとおり、少ないからこれで全てよかったということでなく、一人一人に応じたさらなるきめ細やかな対応を進めてまいる所存でございます。

続きまして、ＮＨＫの学習貧困等でございますが、宮代町では中学校に不登校対策学習支援員を配置しております。この配置につきましては、勉強がわからないことでなかなか教室に向かえないという状況もございます。それをフォローするために支援員を置きまして、基礎学力の定着に向け、指導しているところでございます。

続きまして、非行等の心配はというご指摘でございますが、心配されるケースもございます。これにつきましては、学校が家庭と家庭訪問を通し連携をとりながらさらに進めてまいります。

では、具体的な取り組みについてということでございますが、具体的な一例を申し上げますと、現在この子については登校まで至っております。友達との関係等から学校に行くことがなかなか難しい状況になりまして、その後担任、そして管理職等の家庭訪問、そしてその家庭訪問等状況を踏まえた上で学校における生徒指導、教育相談等の部会、この部会を通して今後の対応について全職員で話し合いをしてまいりました。それを受けて繰り返し家庭に担任、管理職が訪問したことによって少しずつ信頼関係が醸成され、校長室に登校することが可能になりました。その時点でまず学校としては人間関係をつくるために会話、そして簡単な体を動かす運動に取り組み、現在ではそこから一歩進み、学習についても校長室で取り組んで登校に向かっているというケースもございます。

ケース・バイ・ケースさまざまな状況でござい

ますが、基本的に今私がご説明さしあげたような形で、基本的には担任、管理職等が家庭訪問をしていく中で、そのケースを全体で共有し、対応を協議し、さらに取り組みを進めていくという対応で進めているところでございます。

続きまして、176ページでございます。負担軽減、教職員の健康管理等でございます。負担軽減についてで問題はというご指摘でございますが、問題、課題についてはあるという認識でございます。

その課題についてでございますが、やはり教職員によっては仕事の効率に課題があるケースもございます。これを対応するために１つとしては、県が夏休みの８月のお盆中にサマーリフレッシュ期間を設けたり、それからふれあいデーということで期間を設け、それを中心として仕事のめり張りをつけ、早く帰宅するようにという働きかけをして、これも随分教職員の意識改革の面では効果があります。

あと、もう一つは、若い教員が大変増えてきている状況もございます。この場合にはベテランの教職員が若い教職員と一緒に例えばワークシートのつくり方であるとか、ノートの見方であるとか、これについてこうするといいんじゃないかという話もしております。そうすると、その話の内容によっては少し時間を超過して話をしてしまうというような状況もございます。私も昨年学校現場にいた状況ですが、相談を受ければ、やはり私も教員ですので、こういう指導法がいいんじゃないかということで熱心に指導をして、時間が少しというケースもございました。そういった状況でお互いの指導法を高め合う時間も放課後とっている状況も見られるところでございます。

続きまして、メンタルヘルスについてでございます。

教職員のメンタルヘルスについても重要であると認識しております。学校では定期的に管理職が教職員一人一人に面接を行っております。その面接を行う際に、仕事の状況はもちろんですけれども、今の生活の状況、仕事の中の困り事、こういったことも話を聞いて、メンタル面も安定して充実して仕事が進められるように管理職が中心となって話を進めて対応しているところでございます。

続きまして、いじめについてでございます。

いじめについて絶対これで大丈夫ということはあり得ないという認識でございます。絶対大丈夫だということは、これは言うことはできません。この認識のもと、各学校にも指導しているところでございます。

具体的なものとしましては、先日学校にも指導をさせていただいたところなんですが、各学校でアンケート調査を実施しております。このアンケート調査についても年度が新しくなりますので、その内容についてももう一度検討するように、具体的にはいろんなことが書きやすい、相談しやすい、そういったアンケートになるように指示をしたところでございます。

また、相談体制についても保護者を含め、周知をしてまいります。困った場合には中学校に配置をしている小学校でもスクールカウンセラーに相談をすることも可能です。相談室で相談をすることも可能です。こういった情報提供をすることによって、早期に悩みを発見し、問題を発見し、対応していく体制をさらに構築してまいります。

続きまして、178、179、学力向上についてでございます。

学力の低下についてご指摘をいただいているところでございます。現状でいきますと、平成29年度の埼玉県学力・学習状況調査を見ますと、国語に全体的に課題がある傾向がございます。これに

対応する形で各学校では読書について充実をしているところでございます。年間の冊数を決め、その冊数に向けてたくさん本に触れる機会を設定しています。学校では読書週間を設定して、家庭でも呼びかけて読書をしたりというようなことで充実を図っているところでございます。

背景についてもご指摘がありましたが、二極化も進んでいるところも感じられるところでございます。勉強が苦手な子供、また得意でどんどんやる子供、そういった二極化についても感じているところでございますので、これにつきましては先ほど申し上げたような形で宮代町は町非常勤講師等も配置しておりますので、この個に応じた指導について対応してまいります。

さらに新年度の取り組みということでございますが、今年からの継続というところもございますが、１点目は効果を上げているよりよい取り組みについて校内で共有していくこと、ベテランの先生で成果を上げている先生、たくさんおります。その指導法について校内で共有をし、若手の教員がそのエキスを取り入れ、指導の充実につなげていくという取り組みも継続してまいります。さらには教育委員会事務局といたしましても、授業の進め方等各学校に周知、資料等を配布をし、徹底してまいります。

さらには来年度に向けてということでございますが、小中一貫教育について見つめてまいります。ここで生活の決まり、授業の決まり、こういったものをもう一度確認する中で子供たちが落ちついて学ぶ環境について小中一貫教育をもう一度再度見直す形で取り組んでまいります。具体的なプラン等今各学校、小中間で作成をしているところでございます。

続きまして、英語についてでございます。

英語についてでございますが、32年度の新学習指導要領、これは全国的な取り組みでございます。全国的に教科化に向かって現在取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育推進課副課長、高橋です。

ご説明申し上げます。

ページで申し上げますと178、179ページにかけましての小学校施設管理事業内の工事請負費、東小学校支障物件撤去工事にかかわるご質問をいただいております。

運動会に間に合うかというご質問でございます。こちらにつきましては、先ほど議員さんの質問にもありましたように、倉庫の撤去、投てき板の撤去等が含まれるわけでございますが、住宅がなくなったところに新しい倉庫を建てて、そのところに古い倉庫の中のものを移動するわけでございます。当然安全に配慮を第一とするわけでございますが、行事に支障がないように進めればということで、県土とも連携をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

続きまして、184、185ページ、中学校施設管理事業内の委託料の中、施設劣化診断委託料に関しましてご説明をいただいております。

こちらの長寿命化計画につきましては、個別施設計画ということで、平成32年度までに策定が求められているものでございまして、こちらにつきましては求められている中で今後の検討の内容としては児童生徒数の推移とか、今回行う中学校の劣化診断等も判断の材料ということで、適正配置の中でまた資料として考えていきたいとも思っております。

また、他の委託に関しましては、当然中学校の

ほうの劣化診断を行いますので、その年度に間に合うように小学校につきましても劣化診断を行うものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長の飯山でございます。

予算書の188、189ページ、公民館管理運営事業でございます。公民館へのエレベーターの設置ということでございますが、３館とも老朽化しつつございまして、まずは利用に際して安全面での対応を中心として管理のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、190、191ページ、埋蔵文化財発掘調査事業でございます。

道仏地区の発掘でございますが、こちら場所につきましては、道仏区画整理事務所の東側、区画整理事務所に対して線路際の隣接した場所で行っております。こちらの発掘につきましては、今現在も行っているところでございまして、来週中いっぱいをめどに鋭意発掘作業をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○学校教育担当主査（岡安英之君）　学校教育担当主査の岡安と申します。

予算書178ページから179ページの小中学校要準特別支援教育就学援助事業についてのご質問についての回答をさせていただきます。

まず、卒業時への対応につきましては、現行の就学援助制度におきまして学校給食費、それから学用品費、通学用品費、それから社会科見学等を対応しました校外活動費、それから修学旅行費等で支給のほうをしておりますので、特段卒業時への対応とした品目等はないんですが、現行の制度で支給のほうを対応していただければと思いますので、ご理解のほうをいただければと思います。

また、申請しやすい環境づくりの点についてのご質問についてなんですが、まず、新入学生につきましては、直接郵送にてこういった制度があるよということで通知のほうをしております。

また、学校説明会におきまして制度のご案内を説明をしております。町のホームページへの掲載、それから町広報紙の掲載をしておりますが、在学２年生以上の世帯におきましては、学校を通してなんですが、郵送にて学校経由でご案内をしております。

ただ、これをもって全ての世帯の方に当然周知できているとはこちらも考えておりません。学校現場において、例えば給食費の支払いがおくれているであるとか、教材費の集金がおくれている世帯というのがございました関係で、学校の担当のほうから委員会のほうに連絡するよう連携を図っております。

また、教育委員会に配置しております相談員等を初め、そういった相談員からの情報、それから福祉課からの情報等をいただきました時点で、就学の経済的支援が必要な世帯ということであれば、確かに就学援助認定に当たりましては認定基準があるわけなんですが、できるだけ児童生徒の就学の継続が困難になってしまっては大変になってしまいますので、できるだけ支援に向けて動いているところでございます。したがいまして、学校、それから相談員、教育委員会で福祉課も交えて連携を密に十分な情報共有を図って対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございます。

丸藤でございます。

それでは、ちょっと答えがなかったものもありますので、確認しながらご質問したいと思います。

まず、長期欠席の関係では、はい、わかりました。

教師の多忙解消というか、この件につきましてはアンケートも先ほどとってというようなお話もありましたが、実際先生方は私どもから言うと、やはり子供たちとの触れ合い、それが一番大事だと思っているんですが、そうもいかない、そういったところでの仕事の量ですよね。そういった関係で、先生方の中にはやっぱり仕事の量が余りにも多過ぎるとか、それから休める日がないとか、そういった関係でストレスがかかっていくんで、肝心な子供たちとの接触が図れない。それが一番なんだと思うんです。一時は学校がすごい荒れた時期は、そっちのほうの対応で、子供との触れ合いどころか、もうむしろ学校外の仕事が多い、そういった時期もありました。

でも、今はそういった状況ではもちろんないんですけれども、やはりそれでも仕事の量が多い。あるいは休む日がない。そういったことでのストレスがかかってきて、子供との接触がなくなる。そういう関係もあるかと思うんです。そういった面では勤務時間というのはきちっと教育委員会も対応されているかとは思うんですけれども、そういった面での先生同士の横のつながりというのはどうなんでしょうか。個人個人の仕事量にしないで、役場もそうなんですけれども、グループで仕事を解消していくと、そういう方法もあろうかと思うんですけれども、そういった点での改善というか、そういうのはどうなのかお尋ねしたいと思います。

それから、178、179、184、185ページの小中学校の学力向上推進事業にかかわる問題なんですけれども、子供たちに基礎的な学力が不足しているかどうかという意味では、先ほども学力は低下しているという部分もあるということで、国語に課題があるという答弁がございました。これは国語というと本を読むというのは基本的に答弁がありましたように、あるんですけれども、読解力というのは全ての教科につながる基本となるものだと思います。そういう意味でこの内容を理解しながら読んでいっているのかどうか。そういった点でどうなのかなという心配があるんですけれども、その点についてどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

あと、入学前の準備金の関係、就学援助の関係なんですが、わかりました。いろいろ郵送したり説明会したり、ホームページとか、いろいろあるんですけれども、保護者が就学援助を申請しやすいように、学校に申請用紙は置いてあるのかどうかという点ではどうなのか。先ほども郵送していてもという話がございましたが、そういった点で申請しやすいように学校に置いてあるかどうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、174、175ページの小学校施設管理事業の五差路の歩道整備の関係で、先ほど地域には特段説明会はないけれども、回覧を回して、広報でということなんですけれども、保護者の理解もしていただくようにということなんですけれども、この保護者の理解という意味ではきちっと説明がされるのかどうか、その点だけちょっと答弁がなかったのかなというふうに思いましたので、お願いしたいと思います。

あと、エレベーターについては、これ以上の答弁ないと思います。理解はしてませんが、なるべく考えていただきたいと。やれるところから、そういう思いでおりますので、これは要望になりますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上、その点だけ。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

それでは、お答えさせていただきます。

初めに、176ページの教職員の健康管理についてでございます。

横のつながりということでご質問がございました。横のつながりについてでございますが、現在、教職員の人事評価制度もございます。その中の項目の中にチームワーク行動評価がございます。これは今申し上げたとおり、チームワーク、横の連携を深めて、お互いに助け合いながら教育活動を進めていくという内容でございます。こちらについてもそれぞれの経験年数に応じて目標等を設定をし、進めていく内容でございます。このことを通して横の協力体制も進んでいるものと認識しているところでございます。

続きまして、178ページ、学力向上について読解力でございます。

読解力の育成につきましては、現在、主体的、対話的で深い学びということが言われております。これは具体的には授業の中で、例えば国語において教科書等を読み、読んだことをもとに自分の考えを持ち、その自分の考えをグループの中で相手に伝え、相手に伝えたものをまた自分の中で考えて、さらに深めていくという学びを進めております。こういった教育活動、授業の活動を通して読解力を高めていく取り組みとして今後も推進してまいる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○学校教育担当主査（岡安英之君）　学校教育担当主査の岡安と申します。よろしくお願いいたします。

予算書178ページ、179ページの要準就学援助事業の申請書の学校への配置につきましてのご質問なんですが、パンフレットを学校現場に配置しております。申請書につきましては、委員会のほうで配置をしております。ただ、学校から申請書の要望がありましたら、適宜学校のほうに配置をしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

先ほどご質問ありました178、179ページにかけまして、東小学校支障物件撤去工事に係りまして大変失礼いたしました。当然保護者の方に対しましてはお知らせ等で工期が中心になると思うんですけれども、お伝えしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０３分

再開　午後　１時０３分

○委員長（田島正徳君）　それでは、再開いたします。

質疑ありますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

予算書の167ページ、教育委員会費の中の就学支援委員会事業の中で、こちらの教育上特別の配慮を要する児童生徒に対する教育的判断と教育的措置の適正化というところで、本年度の特徴として適切な就学支援とありますけれども、こちらの

特別な配慮を要するというそちらはどのようなことかお答えください。

あともう一点、先ほどの前段委員の質問の中にあったと思うんですけれども、新しく道徳教育が始まるということで、若い世代の先生のほうにそちらの道徳教育をしていくということがあったんですけれども、このときにベテランの先生からされるときに、何か若い先生に対して教育をするときの教材とか、どのような感じで教えていかれるのか、それをお答えいただけたらと思います。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

ただいまのご質問でございますが、167ページの特別な配慮でございます。こちらの特別な配慮でございますが、幾つかございます。今マスコミ等でも新聞等でも情報に上がっております発達障害が含まれます。そのほか配慮でいきますと、例えば身体的なものでの対応もいたしております。状況によりますと心の面での対応、こちらについても状況に応じては対応してまいる。これら大きく踏まえまして特別な配慮という表現をしております。

次の２点目の道徳でございます。

道徳についてでございますが、教材等につきましては年間計画に示されておりますので、その教材を使う形で進めております。ただ、授業の進め方についてでございますが、この教材でこの子たちの実態でいけば、こういう授業の仕方があるよ。例えばこういう授業の仕方でいきますと、子供たちの考えさせる場面の発問はこういう発問をして、それについて考えさせていこうと。最後まとめのときには教師が説話をしてまとめるケースもございますが、このときにはこんな話をすると効果的だよなんていうような若い教員への指導ということを日々学校では取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

特別な配慮を要するということは、発達障がいが入っているということで、私もそちらのほうをお聞きしたかったところです。かつてであれば自閉症であるとか、かなりもう病名がついて、本当に症状も重いような方ですと、割とわかりやすいということで対処もされていたと。特別学級のほうで対処もされていたりとかはしていたと思うんですけれども、最近やはりそこまでいかなくても、どうしてもじっとしていられないとか、昔であればしつけの問題とか言われていた子供たちが実は発達障がいということで、だんだんそこを認知されてきていると思うんですけれども、ここでやっぱり167ページのところに、就学時健康診断の実施とありますけれども、こちら通常就学前にやる健康診断だと思いますが、そちらのほうでたしか知能指数とか、そういう何かテストなんかもあったんじゃないかなと思うんですけれども、例えば就学前に発達障がいであるとか、そういうものを見きわめるようなテストとか、そちらを判断できる方などの投入とかはございますでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

ページ167の就学時健康診断の実施等についてでございますが、先ほどご質問いただきました就学時健康診断の際に発達検査を実施しております。これはご指摘いただきました知能の面とか、そういうものを見るのではなく、発達の状況について見るものでございます。そこで１つ基準の点数等

あるんですが、そこに満たない場合については吟味、さらに検査をして、状況を把握していくという対応はございます。

それから、その以前の状況でございますが、担当の指導主事が保護者の会等を訪問をし、情報を収集する。さらには関係機関と連携をとりながら、情報が上がってきた場合については、該当の幼稚園、保育園等に訪問して様子を観察して、一人一人の状況について把握をし、対応しているという状況でございます。

さらに入学後にもなってくるんですが、その際には特別支援学校のコーディネーターの先生と連携をとっていますので、サポートチームという形で学校を訪問をして、特別支援学校の教員の目からこんな支援もできるというアドバイスはしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

こちらに特別支援教育サポートチーム委員とございますので、そちらのほうから行かれているのかなと思うんですけれども、この発達障がいは本当に微妙なもので、例えば専門家の方が見たり、実際現場で教えていらっしゃる先生たちから見たら、ああこの子はと思うような子も発見できるとは思うんですけれども、大体この場合に保護者の方がそれをちょっと認めたがらないとか、そういうこともあると思うんですね。そういったことで、今までに何かトラブルとかそういうものがあったとかいうケースはありますでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

今のご質問についてですが、その基準ということがあるんですが、大きなトラブルになったことはございませんが、やはり話し合いの中で委員さんご指摘のとおり、なかなか保護者の受け入れ、理解が難しく、時間のかかるケースは数多くございます。ただ、それでも話し合いの中ではその子の立場に立った、その子の視線での困り感について、そして生活の中での事実について保護者のほうに丁寧に説明をし、また、担任はもちろんなんですけれども、先ほど申し上げましたサポートチームの先生からもまた違った目でアドバイスをいただいたりというようなことを通して、少しずつ、少しずつその子に適した就学について進めているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

そのように進められているということで、往々にして発達障がいのお子さんというのは集団行動ができないとか、そういうことがとてもあるんですけれども、何か１つのことに秀でた能力を持っていることがすごく多いと聞いていますので、そういう芽を潰さないように、ぜひ保護者とこれからも大変だと思うんですけれども、対応していっていただきたいと思います。こちらの点は以上で大丈夫です。

先ほど２点目の若い先生に対しての道徳教育ということでお聞きしたんですが、こちらの教材は多分子供たちに教える道徳の教材で、どういうふうに教えたらいいかということを指導されていると思うんですけれども、実際今の本当に新任の先生あたりから30歳ぐらいまでの先生というのが、いわゆるゆとり教育世代の方が今先生になってきていると思うんですね。そのゆとり教育のときに、やはりこの道徳教育というものが多分かつてよりは随分少なくなっていたのではないかなと思うんですね。実際私なんかが教育を受けていたときは、

道徳ってかなりの時間を割いていた記憶がございまして、道徳の時間以外でも担任の先生が今やろうと思えば、学活の時間にみんなで話し合いをしたりとか、そういうことが道徳教育につながっていたんではないかなと思うんですけれども、現場でゆとり教育世代から教師になってきた人たちに対して、今の子供たちに教える道徳教材だけではなかなか厳しいのではないかなと思うんですけれども、もう少し突っ込んで、若い人たちに対しても根本的に何か道徳教育が必要なんではないかなと思っておりまして、実際最近の事件なんかも若い先生が生徒に対して体罰、体罰というよりも、もうちょっとキレてしまったのかなと。今生徒のほうもすごくなかなか問題がある生徒も多いと思うんですが、それに対して先生のほうもついキレてしまうみたいな、それこそ先生に道徳教育が必要なのかなという場が多かったりすると思うんですけれども、それに対してはどのように対応されているでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

ただいまのご質問についてでございますが、昨年度に私、先ほど申し上げた学校現場で教頭でおりましたので、実際こうしたという事例でもよろしいでしょうか。実際委員さんご指摘のとおり、若い教員への道徳的な指導は必要です。道徳教育は学校教育の全体を通して行いますので、若い教員には特に学校行事などでともに参加しているときに、その教員の隣に行って、このときのこの場面はこういう道徳性が育っているように見えるよねというふうに、直接若い教員に指導を積み重ねていくという方法をとりました。さらには接遇や物の対応の仕方、それから物事の判断の仕方についても一人一人に応じて直接指導をしました。こんな指導もしました。目の前にあるいいことと悪いことがある。でも、心が揺れるよね。そのときはあなたはどちらを選択するの。そうしたらいいほうをとるんだよね。そういうふうに物事は考えていくんだよということも若い教員には直接指導をして、教職員の道徳心の育成に取り組んでまいります。

それと並行しまして、今カッとなってというお話もございましたが、こちらについては教職員事故防止という観点で、教職員としての資質向上、これに向けての研修も実施しています。これについては全体を通しての全体での研修会と並行して、個別に一人一人呼んで、こういうときはというその人に応じた教職員資質向上の指導も学校では実施をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

かなり試行錯誤もされているようで、本当にちょうどゆとり教育の世代が今上がってきているところだと思いますので、本当に大変だとは思うんですけれども、やっぱり忍耐力だとか、そういうところもちょっと何か本当になかなか人間関係、それこそ若い人、今コミュニケーション障害というか、コミュ障と呼ばれているように、そこにコミュニケーションを本当にとるのが苦手という若い方が本当にいっぱいいて、実際ゲームで育った世代だと思うんですね。実際生身の人間対人間ということをなかなかできてこなかった世代ではないかなと思うので、実際先生になったら、もう何十人といる子供を相手にしなければいけないわけで、それもわかった上で先生になりたいと思ってなってきているんではあろうと思いますけれども、そのあたり引き続きご指導いただけたらいいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

何点か質問させていただきます。

最後の教育課程特例校指定事業でございます。⑻になります。170ページの。小中学校の英語力向上を目的に特例校として進めようとしていますけれども、教える側として正確な英語を教える技術というんですか、それは整っているんでしょうか。ただ、この辺のところ会話だけで済ませてしまうのか。それとも文法などの教育とか、そういうのも全面的にやっていくのか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

また、教わる側ですね、英語教育についていけない子供、先ほども二極化しているということで言われましたけれども、ついていけない人はどんな指導をするのか。置いていってしまうのか、その辺のところもクラス分けでするとか、そういうようなことをするのか。

あと、先生の英語力の向上の問題なんですけれども、教職員の英語の教育研修はどのように進めていくのか、また、どのように現在進めているのか、またその辺のところを教えていただきたいと。研修時間はどのくらいを見込んでいるのか、どこへ行って研修しているのか。総合的にその辺のところを先生の教育というんですか、小学校は専門の英語の教師がいないと思うんですよね。そのかわりに英語指導の先生がいるんですけれども、それは教職の免許を持ってやっていくのか。その辺のところも含めて教職員の担当の先生とどういうふうにマッチングしてやっていくのか。専門的なあれになってしまうんで、ちょっと私、わからないんで、その辺のところは答えていただきたいと思っているんです。

あと、助手と言うんですけれども、助手だけで先生とアップしてやっているのか、それとも専門の先生を各学校に置くのかどうか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

あと、178ページです。⑴の小学校の教材教具備品購入事業でございます。資料２ページを見ますと、各学校の図書数、ばらつきがあるような感じがします。特に笠原小は児童１人当たり12.16冊という計算上ではいくんですけれども、４ページの生徒数を割ったはずだと。そういう点でばらつきがあるなという感じはするんで、その辺のところの学校によってばらつきがあるというのはちょっとよくないんじゃないかなと思っておりますので、差別というわけじゃないんですけれども、やっぱり１人頭の蔵書数というのは等しくしていかないとまずいんじゃないかなという感じはします。その辺のところの考え方を、それと３年ぐらい前に私はこれを質問しているんですけれども、２年か３年前かちょっと思い出せないんですけれども、そのことを含めて、どうしてこういうふうになっているのか答えていただきたいと思います。

あと、文科省の蔵書数の学校についての考え方、何冊置きなさいとか、そういう指導というのはあるんでしょうか、その辺のところもお願いします。

あともう一点なんですけれども、196ページ、２目の学校給食費です。資料ではＰ13になっているんですけれども、先ほどの答えでは学校給食にも補助をしているという話を聞いているんですけれども、これ見ていると、平成28年度は98.74％しか合計で集まっていない。これは何かわけでもあるのかなと。その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、先ほどの関連なんですけれども、資料の10ページなんですけれども、各学校からの改善要望ということであります。一番下の適応指導教室の設置ということなんですけれども、これはど

ういうことを意味しているのか。適応措置ということは、できる子、できない子を意味しているのか、それとも先ほど言った障がい者のことを言っているのか、その辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校教育担当、山口でございます。

ただいまのご質問について回答させていただきます。

英語の特例校、進め方、研修等でございますが、この点については担当の塚越が答弁申し上げます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　指導主事の塚越でございます。

予算書180の特例校指定の英語の関係でございますけれども、まず、正確な英語を話せる教員、指導体制ということですけれども、来年度、専科教員というものを配置しまして、そちらのほうでまず対応するということで考えております。

それとあと、教員の研修のほうなんですけれども、こちらのほうは年間各学校で行うものと、こちら教育委員会が主催して行うものというものがありまして、教育委員会の主催するものでありますと、夏休み中に約１日かけて研修を行っております。午前中が大学の教授を呼びまして、講義をいただきます。午後は実際に授業形式の研修会を予定をしておりまして、実際に授業の行い方について教員が指導役、子供役となりまして研修を進めているというのもあります。さらに来年度は各校で英語の研修、これが大学の教授を呼んで行える研修の計画等も整備をしているところでございまして、このように研修のほうは進めていく予定であります。

それから、英語補助の先生ですけれども、今、日本人の方に英語の助手ということで入っていただいております。この助手の先生については、元中学校の英語の教員の方であるとか、一応免許はないんですが、英語が堪能な方に入っていただきまして、担任の今は補助の形で実施をしていただいております。担任等、先ほどのお話がありましたが、小学校の教員、英語は専門ではないところがありますので、指導の際にこの表現はどのようにしたらいいかというときには、この助手の先生にお話をしていただいて、正確な英語伝えているということで子供たちには対応をしているところです。

私からは以上になります。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

補足でございますが、英語専科の教員でございますが、今年度から埼玉県で英語の専科教員を置いて英語を進めることができるという制度に手を挙げて、そしてこの英語専科の教員ですが、中学校の英語の免許を持っている教員を配置し、進めてまいる予定でございます。

次に、小学校の教員の英語力でございますが、ここについては私もそうなんですが、英語の免許は持っておりません。ただし、教えていくということになりますので、今申し上げたように研修が必要になってまいります。平成29年度に英語の研究に取り組んでおります東小、笠原小学校の一例を申し上げますと、教職員の英語力を高めるために、きょうのこの時間はできるだけ英語を使って、そして話し合いを進めていきましょうというような取り組みも行っていると聞いております。やはり教職員も英語に多く触れること、これが教職員の英語力の向上につながっていくものと、子供の

英語力の育成と同じでございますが、このような地道な取り組みをしていきながら、英語力について高めているところでございます。

続きまして、クラス分け、子供たちの指導についてでございますが、英語についてクラス分け等は現在のところ考えておりません。みんな一緒に学ぶものでございます。

英語の教科化でございますので、当然読む、書く、聞く、話す等の内容は入ってまいりますが、小学校は中学校のつなぎに向けての指導になってまいりますので、基本的には子供たちが楽しみながら、子供たちの必要感のある英語というものをキーワードにしながら英語の授業を進めてまいります。そして、ついていけない子が出た場合ということでございますが、複数で指導する体制を組んでおります。英語加配が配置される学校では、状況によると４人の指導体制が考えられます。担任、ＪＴＥ、それから外国人の補助、そして英語加配、この４人で見て、なかなか難しい場合には横について子供たちに耳から英語を聞かせて、そういったことを繰り返しながら、一人一人が英語に親しむ能力を高めていくよう指導を進めていく計画で現在進めているところでございます。

続きまして、178ページの図書蔵書数でございます。

笠原小学校の冊数が少ないというご指摘でございます。この点については、議員さんご指摘のとおりでございます。数年前からこの冊数については確実に図書費に基づいて購入するように指導しておるところでございます。その指導に関しましても、今年度中の予算については今年度中の子供たちに還元をするという視点で、できるだけ早い時点で図書を購入し、冊数について対応しているところでございます。

この減ってしまったという状況でございますが、図書の環境を整えるに当たり、パソコン等を導入した管理に進めていったんですが、その際に古いものについては、これは大量に冊数から外したというところでございます。しかしながら、その古いほうは学級文庫等で活用しておりますので、笠原小学校についてなんですが、読書に重点を置いて取り組んでおりますが、かなりの１万冊を大きく超えるような子供たちの読書の経験を行っている状況でございます。しかしながら、引き続き冊数につきましては、今申し上げた形で指導をしてまいる所存でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、196ページの適応指導でございます。備品等の適応指導についてでございますが、これについては担当の塚越がご説明申し上げます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　指導主事の塚越でございます。

適応指導教室ですけれども、こちらはどういう教室かといいますと、学校になかなか通えない子供たち等を対象に、こういった教室を設けて、こちらでその子に合わせた指導を行っていくという趣旨の教室でございます。中学校で言いますとさわやか相談室というものが設置されておりました。そういったところに通っている子たちも含め、なかなかやっぱり学校に足が向かないという子たちをこういった別の教室をつくることによって、そこでその子に合わせた指導を行っていくという教室というふうになっております。こちらのほうが現在宮代町では実施できていませんので、やはりそういった対象になる子供たちがここのところ少し対応していかなければいけないかなということがありますので、ぜひこの辺の設置を考えていきたいなということでこのようになっております。

以上になります。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

ご質問の予算書で言いますと196、197ページの学校給食運営管理事業、また委員会資料で提出させていただきました13ページの給食費の関係でございます。

就学援助の関係でのお尋ねであると思われますが、この中の滞納の中では就学援助の申請をすれば該当する家庭や、これまで就学援助のほうに該当していましたが、親御さんの就業等によりまして家庭の所得が増えたため、非該当となったケースというのも含まれていると考えております。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）　学校管理幹兼副課長の山口でございます。

ご質問がございました国の図書の基準でございますが、この基準は国が示されたものはございます。児童生徒数をもとに計算式がございまして、この冊数を目標を目指す数値として設定しているものはございます。こちらに近づけるよう今後さらに取り組んでまいる所存でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

最初に、英語教育なんですけれども、先ほど専門の人を１人導入するとか、いろいろ改善はしているみたいですけれども、実際小学校の先生、英語教室でやるというんですけれども、１時間ぐらいで、年で１時間ですか。この間夏休みに１日やったということなんですけれども、１日だけでそれで済んでしまうんでしょうか。その辺のところを、それについていける、全員が英語クラス担当で英語についていけるんでしょうか、１日ぐらいで。その辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。やっぱり子供たちが影響を受けるのは担任の先生ですから。担任の先生とコミュニケーションができないと、学校の指導というのは崩壊してしまうんじゃないかなと思っているんで、やはりそういう専門の先生は専門の先生、やっぱりクラスの先生はクラスの先生ですから、その辺の子供たちとの意思疎通ができないと、幾ら英語だといっても、これはやっぱりふだんいるのは先生ですから、その辺のところはどうなっているのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと、英語についていけないということでやっているんですけれども、最大で４人と言っているけれども、宮代町では何人ぐらい、最大でと言っていますけれども、４つも学校あるんですけれども、全部のクラスに４人つけるわけにいかないと思いますよね。その辺のところでついていけない子供たちの指導としては、本当にこれが全学年、全クラスできるのかどうか。その辺のところがやっぱり教える、英語特区ということですから、専門にやらないと、結果がでないと学校の特区としてのメンツというのが出てくると思うんですよね。その辺のところで本当に指導というのはどういうものなのかちょっとわからないんで、その辺のところの教え方というんですか、学校のクラスの先生の教え方はどういうふうに進めていくのか、もう少し詳しくお願いします。

それと、図書数なんですけれども、基準はないということなんですけれども、児童数に合わせて近づけていくということは、意味することは、蔵書数がまだまだ足りないということを意味していると思うんですよ。その辺のところで、いつごろまでこれを完成させるのか。そういう目標があるのかどうか、学校ごとの。やはり子供は本とか、そういうのに親しんで、自然と学んでいくんだと思います。やはり先ほど国語力が弱いということ

はやっぱり読書が弱いんじゃないかなという感じがするんで、やっぱり学校に身近に読書するところがあるということは、教育上すばらしいことだと私は思っておりますので、ぜひその辺の目標とか、いつごろまで基準に達するようにやっていくのか。その目標とか計画があるのかどうか、その辺のところをお願いしたいと思います。

あと、学校給食なんですけれども、生活が大変なところには補助はしているということは、給食、そういう方は大丈夫だと思うんですけれども、補助のほうから出るんだと思いますけれども、これ100％にならないということは、そのほかの原因というのはあるんでしょうか。その辺のところをもう少し詳しくお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　指導主事の塚越でございます。

先ほど研修の件のことですけれども、夏に１日ということですが、実際に授業をする場合においては、その授業の前にほかの教科とも同じですけれども、必ずその指導についてどのように行っていくかということで、いわゆる教材研究という形、それから、指導法についての確認ということで行っております。宮代町の英語で、特に重要にしているところというのは、ここはキーワードセンテンスといって、この授業のこの部分に関しては正確に英語で伝える。もちろん英語で授業を行っていくというのが理想な形なのかなと思うんですが、小学校において、やはりそれだけで進めていくと、やはり子供たちの理解の部分においても適切な指導、指示が通らないというところがありますので、ここだけは間違いない英語を伝えるということで先生方には話をし、そのような指導法をとりながら、子供達が目指すところはやはり英語が話せる日本人をつくろうということで中学校も含めて宮代の英語教育を進めているところでございます。ですので、そういった１日の研修以外に授業に合わせて準備を行い、指導法について確認をしながら行っているというところになります。

ですので、子供たちの対応についても、そういった準備の中できょうはこの子について、やはり前の時間、このような状況だったので、その辺を注意しながら見ていこうということで、やはりここは担任の見取りというものを生かしながら、この次の授業に生かして、その子を中心に見ながら、おくれが出ないようにというような指導の方法をとりながら進めているところでございます。

私からは以上になります。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）　学校管理幹兼副課長の山口でございます。

先ほど塚越からも研修についてございましたが、来年度の小学校各校の校内研修の状況でございますが、各校とも基本的に英語で校内研修を設定して進めていく方向でございます。つまり校内研修の時間は週に１回はございますので、週１回校内研修の中で教職員の授業の進め方はもちろんでございますけれども、英語力についても対応を進めていくという体制で進めていく状況でございます。

続きまして、蔵書数でございますが、先ほど委員さんのほうからご指摘がございましたことについて、いつということについては学校等の予算、限られている中で、適切に配分をしてまいっているところです。しかしながら、蔵書数については重要なところというふうに認識しておりますので、できるだけ早い時点で対応できるように学校を指導をしていきながら、教育委員会も取り組んでまいる所存でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。

学校給食運営事業、予算書で言いますと196、197ページの関連でお答え申し上げます。

滞納している関係でお尋ねいただいておりますが、滞納している方の中では支払うことが難しい方、また支払わない方の両方あるということで理解しております。経済的に難しい方については、事情をお伺いしながら、例えば他の制度で補填できるような制度をご案内させていただいたり、個々のケースに応じましてきめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

英語教育のことについてはこのくらいに質問はしたいと思うんですけれども、さっき言った蔵書数、本の。ここに予算書が出ているんですよね、蔵書の予算書が。例えば須賀中学校は63万6,000円とか、百間中学校は80万2,000円ですか、そういうふうに出ているんですけれども、これは今年度に使い切るという目標で出ているんでしょうか。これは間違いなく。はい。じゃ、これで何冊ぐらい買える予定なんでしょうか、予定としては大体。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

ご質問いただいた内容でございますが、ここに示されている額については今年度使い切るということで進めてまいります。

冊数についてでございますが、一概にここで何冊というのは大変難しい状況でございます。例えば小学校と中学校では１冊の値段も変わってまいります。さらに本によっても値段が大きく変わってくるものがございます。例えばこの中で拡大の絵本をということになると、これも結構高くつくものがございますので、ここで一概に何冊というのは大変難しい状況がございます。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、この予算を確実に早い時点で執行して、子供たちによい本を提供できるよう学校が取り組みを引き続き指導してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　先ほども申し上げました笠原小学校が4,902冊で、403人で計算すると１人頭12冊しかないですよね。それだけ差がついているということになると、片や24冊だとか29冊だとかのところの半分以下、私はその辺のところをやっぱり学力を向上させるんであれば、きちんと蔵書数を確保しないといけないんじゃないかなと私は思っております。確かに笠原小学校の場合は図書館にも近いです。しかし、学校の中にあるということが大事なことなんで、１日おくれだとか、その場で調べるということが大事なことじゃないかなという感じがするんで、そのところを含めて、必ずこの目標を達成していく。それと基準も達成していくということでしてほしいということで要望でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

予算について質疑をいたします。176ページ、また182ページなんですが、小学校、中学校施設管理事業の警備委託料が今年は大幅に小学校、中学校とも減っているんですが、この理由についてお伺いします。

それから、同じ小学校施設管理事業、中学校施

設管理事業の中の本年度の特徴ですが、全学年普通教室等でのエアコン運用開始というふうに書かれてありますが、エアコンを稼働する条件というのが決められているかと思いますが、その辺確認したいと思います。

それから、195ページの西原自然の森用地購入費でございます。これ視察でも行かせていただきましたが、買い取る面積をお願いいたします。

それから、総合運動公園管理事業、15節工事請負費の合併処理浄化槽修繕工事、これの内容をお願いすることと、それから、指定管理料が下がってますが、これはこれから５年間下がったままずっと続くということでよろしいのかお伺いします。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋でございます。

お尋ねの小中学校施設管理運営事業に関しましてお答え申し上げます。

警備の委託料の値下げにつきましては、こちら入札により廉価で入札できた結果によりましてというのが理由でございます。

また、２点目のエアコンの運用に関しましては、エアコンの運用基準というものを設けておりまして、それに基づきまして学校のほうで運用いただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書195ページ、西原自然の森用地購入費でございます。こちらの購入する面積はということでございますが、こちらが１万6,267平米ということで考えてございます。

続きまして、同じ195ページ、総合運動公園管理事業の工事請負費、合併処理浄化槽修繕工事でございます。こちらの内容といたしましては、現在合併処理浄化槽のほうを設置してございますが、そちらのほうが老朽化により、浄化槽についておりますポンプの交換、それとばっ気ブロアーのオーバーホールの工事を予定してございます。

続きまして、指定管理料の関係でございます。指定管理料につきましては前年よりも下がってございますが、こちらにつきましては30年度から第３期の指定管理が始まります。そちらにつきましてミズノグループから出されました指定管理料につきましては、今後５年間で減少していくというような計画となっております。その理由といたしましては、施設の利用料収入あるいは自主事業収入、こちらのほうを増加していくということで、その一方で指定管理料につきましては削減して実施するというような計画となってございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　・角野委員。

○委員（角野由紀子君）　再質問します。

警備委託料が減になったのは入札で安価になったというご答弁がございましたが、入札で警備会社が変わったということでいいということですか。それで150万と、それから200万、内容が変わったということでなくて、会社が変わるだけでこれだけの違いが出るということでいいのかということをお伺いします。

それから、エアコンのちょっとご答弁がよく聞けなかったんですが、例えば気温だとか湿度だとか、その辺具体的にちょっと聞いておきたいので、お願いします。

それから、西原自然の森用地購入費でございますが、これが１万6,267平米ということで、ちょっと資料は違うんですが、企画財政から出ているところの公共施設借地一覧の中の１つ、自然の森１、２のうちの２のほうを買うということで、そ

うしますと、まだ自然の森の借地がちょっとだけ残っていますが、それは今年度全て買い取るということではない。ちょこっと残って、336が残っているということで、それと一緒にお伺いするのが教育費ですよね、これ。資料館費で出ています。この１億何千万という大きなお金、１億2,000万買い取るということで、教育費ということで予算の内容なんですが、今年は一般会計で96億の歳出がある中で教育費は10%、その中でこの用地購入費が入っているというところなんですが、これ教育委員会としては郷土資料館が管理しているから、教育費の費用でいいという、その辺の議論はあったのか、なかったのかお伺いします。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書195ページ、西原自然の森用地の購入費でございます。先ほど申し上げました数字につきまして、すみません、誤りでございました。訂正して申し上げますと、１万6,603平米でございました。申しわけございませんでした。

それと、西原自然の森の購入費につきまして、教育費のほうで予算計上ということでございますが、この西原自然の森にございます郷土資料館、それと、その周辺の管理をしておりますのが、現在郷土資料館のほうで管理してございます。そういったことから教育費のほうで予算のほうを計上させていただいております。こちらにつきましては、用地購入費の交渉につきましては、今までは企画財政課のほうで交渉のほうをしておりましたが、今回地権者との用地交渉につきましてまとまってきたということで、実際いざ購入に当たりましては、目的別で言うと教育費のほうがふさわしいんじゃないかということで、企画財政課のほうとの調整の結果、教育費のほうで計上のほうをさせていただくことになりました。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　小中学校施設管理事業、176ページ、177ページ及び中学校施設管理事業184ページ、185ページに関しまして、警備委託料に関しましてご説明申し上げます。

こちらのほうにつきましては、平成30年度予算につきましては、平成29年実績をもとに計上させていただいておりますが、委員さんおっしゃられるとおり、委託業者のほうの変更といいますか、その変更に伴うものでございます。

第２点目のエアコンの運用基準、気温、湿度の関係はということでございますが、すみません、ちょっとただいま準備しておりますので、少しお時間いただければと思います。すみません。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今しそびれてしまったところがありまして、総合運動公園指定管理料が利用料収入と自主事業で下がったということで、第３期の指定管理ということで、公共施設の指定管理ということに出して、これが目的が達成される形としては費用も下がって、そして利用料収入も出て、自主事業もやる中で、こんなふうな形になっていて、金額的というか、お金的には理想的な形に入ってきているのかなというふうにこれは評価したいと思います。

それから、合併浄化槽を直すことによって、これ大体どれくらいはもつというか、それもお伺いしたいと思います。

それから、西原自然の森の話なんですけれども、じゃ、今私たちも予算を審議しているので、これで１万6,603平米を１億2,000万で買えるという話でよろしいんですよね。それがなぜ教育費かというところで私はちょっとご質問をさせていただき

ました。教育委員会からの資料の12ページの町内小中学校施設の修繕要望というのがございます。その中の一番下のほうで全校共通というところで雨漏りだったり、トイレの洋式化という部分があります。全校共通で雨漏りというふうなことが書いてあるということ自体がちょっと信じられないというか、それで一応予算上は今年96億の10％は教育費ですよというふうな説明にはなりますが、こういうときに郷土資料館で１億2,000万、教育費でいいですよとなってしまうものなのか。その辺がちょっと私も、いや、これはそっちでお願いしますよみたいな形にはならなかったのかどうか、ちょっとそこが疑問なので、その辺をもうちょっと聞きたいことと、それから、入札で警備委託料が減った。それはそれでよろしいんですが、その内容というのはこれまでの会社は何年やってきたのか。入札でやるということは間違いないということで大丈夫なんですよねという確認です。

○委員長（田島正徳君）　担当主査。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　教育総務主査、加藤です。よろしくお願いします。

先ほどの小中学校のエアコン運用ルールにつきましては、３年前に中学３年生と小学１年生に設置したときに運用基準を定めさせていただきまして、夏期と冬期について定めさせていただいています。夏期といたしまして、６月中旬から９月中旬を基本としております。これは毎年気温の変化がございますので、一応６月中旬から９月中旬までということで定めさせていただいております。

それで、基本的に稼働時間につきましては、授業時間内を基本としております。夏期なんですが、室内温度が28度を上回ったときで、設定温度につきましては28度とさせていただいております。また、それに併用いたしまして、カーテンの活用や扇風機の併用をお願いしております。

続きまして、冬期のエアコンの稼働につきましては、12月上旬から３月中旬までを基本としております。温度につきましては、室内温度が19度を下回ったとき、また温度設定につきましては19度と設定させていただいております。エアコンの操作につきましては、必ず教職員が行うこととしております。

続きまして、機械警備につきましては、これまで18年ほどアルソック株式会社で７校とも１社随契とさせていただいておりましたが、平成29年年度早々の入札において、３年の長期継続契約ということの１年目でありまして、そのときに入札を行いました。その結果、セコム株式会社がこの金額で受注しておりますことから、29年度の単価で翌年度も予算どりをさせていただいたところであります。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書195ページ、総合運動公園管理事業の合併処理浄化槽の修繕でございます。現在設置しておりますのは総合運動公園がオープンした際、平成６年から運営しておりますが、その際に設置したものでございまして、その間大きな修繕といったものは行わず、約24年間稼働のほうをしてまいりました。ところが、老朽化によりまして今回修繕ということでございますが、修繕した後、またどのぐらいもつかということにつきましては、浄化槽本体の問題もございますので、はっきりとはわかりませんが、何もなければ当初と同じぐらいの期間というのはちょっと希望は持てませんが、10年ぐらいは最低でももつのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

予算特別委員会資料の中の先ほど議員さんのほうでご指摘いただきました12ページ、町内小中学校施設の修繕要望の中で、全校共通の中で雨漏りというお話をいただいております。現在の雨漏りにつきましては、先ほど来申し上げましているとおり、百間小学校屋上の防水工事ということで、当然これは雨漏り対策ということでございますが、他校につきましては、台風とか風を伴う風雨の場合の吹き込み等による雨漏りが主なものでございまして、施設に重大な影響を与える場合には、今回百間小学校で行った防水工事等大規模修繕等を検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　質疑ではないですけれども、一般会計の教育費10％でこの西原自然の森購入費が入っています。郷土資料館が今管理しているという内容です。これ教育債でも使うような形にはなっているのかなというふうに思います。この辺がちょっとこの後も教育的なものとしてその西原自然の森を使い続けるという、そういうことは決まっているかどうか、そこだけちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課長。

○教育推進課長（齋藤和浩君）　教育推進課長、齋藤でございます。

議員さんから今回の用地の取得、購入関係等も含めましてでございますが、議員さんご指摘のとおりというふうに存じるところでございますけれども、本来であれば町の土地につきましては公有財産購入費という事業がございます。そちらで購入すべきかなというところではございましたが、先ほど私どもの生涯学習室長からもお話があったとおり、財政との調整の上において、今現在自然の森で申し上げますと、資料館、旧加藤家、斎藤家、進修館等が現在あると、そういう状況の中で予算の計上の仕方というところでは議員さんご指摘のとおりかなというところではございますが、その調整の上におきまして、今の状況を踏まえて今回教育費の予算のほうに内容によりますと文化財保護費のほうに計上させていただいたという状況でございます。その関係がありまして、今後教育的な利用というんでしょうか、そういうところということではなく、今ある現状においてという形で今回このような予算になったと。もちろんこれは財政当局とのお話の上でということでご理解をいただきたいと存じます。

本来であれば町の土地の購入におきましては、先ほど言ったような事業で財産の取得をしているわけですが、自然の森につきましては現状がそのような状況であるというところで今回このような予算の計上をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今回予算で中学校費施設劣化診断委託料というのも入ってますので、教育委員会もご存じ、私たち町議会も知っています。小中学校の施設が老朽化している、またその中で修繕、修繕で追いつくのかという、そういう心配がありまして、今回ちょっと質疑させていただきましたが、教育費、私たちができるのは教育の内容というよりも、施設をきっちり、これから道仏だとか笠原周辺の今就学時前の子たちが大きくなって、学校へ行くようになって不便を来してはいけないなという、そういうちょっと心配がござい

ます。そういう意味で喫緊の課題だということを共通認識としていっていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１０分

再開　午後　２時２５分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　では、何点か、前段者が大分立派な質問をしていたので、ちょっと質問するの見苦しいんだけれども、ひとつ勘弁してもらいたいと思います。

教育関係ですから、私もなかなか教育のことはよくわからないんで、よく教えてもらうということがあるかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、１点目の小中一貫教育の関係から英語教育の指導、今度は小学３年生からだ。私たちが教わっていたころは、たしか小学生時代はローマ字ＡＢＣ、大文字と小文字ぐらいしか教わらなかったと思います。中学校へ行って英語の担任の先生がいきなり入ってくるなり、「グッド　モーニング」と入ってきて、何だかわからなかった。出だしの英語の流れが、Ｉ、ｍｙ、ｍｅからｙｏｕ、ｙｏｕｒ、ｙｏｕか、こういうのから入った。これを覚えているんです。その程度の英語力だった。

今度小学３年生から入ると、多分中学生に入るころは相当英語力はあるのかなと思います。その英語力というのはどのぐらいまであるのかちょっと教えてもらいたいと思います。何かできるだけ英語でしゃべるとかということを言ってましたけれども、これは中学生ぐらいになるとある程度わかるのかなとは思いますけれども、これはなかなか聞いて理解をするというのは大変なことだと思いますよね。

ですから、私が心配しているのは、余りに難しいと、私も経験あるんだけれども、嫌いになってしまって、勉強やらなくなってしまうのね。ですから、これもいけないことですよね。だから、英語も力をつけるには、これ相当の前段者の質問で、それなりの教えはしますと言っていますけれども、どのぐらいの英語力までつけるのか、小学校を卒業するときには。ちょっと教えてもらいたいと思います。このぐらいの英語力は平均についてますよというのを教えてもらいたい。これは勉強のために教わりたいと思います。

次、２点目、179ページの学校教材備品、これについては学校の要求どおり全て買っているのかどうか、これだけ聞いておきたいと思うんです。前々から教育の教材については公平化、格差があってはいけないというふうに議会ではよく言ってます、皆さんが。そのことを考えて、多分学校から請求があれば、これはふるい落とすことはしないんだなとは私は思っております。生半可ふるい落とすと生徒のためにならない。これは前段者も同じような質問していたようですから、もう一回それはしつこいようですけれども、聞いておきたいと思います。

次は、183ページの職場体験、これはもうちょっと具体的にどういうところの職場体験なのかちょっと教えてもらいたいと思います。

あと、185ページの施設劣化診断、これはどういう方法で劣化診断するのか教えてもらいたいと思います。これもまたコンサルタントへ頼むんだろうとは思うけれども、やっぱり町としてもどこが悪いかぐらいは学校の先生と相談しながら決めているのもあるのかなとは思いますので、そこら

辺の絡みも教えてもらいたいと思います。

次に、187ページの文化芸術の振興、これは文化芸術の振興というのは幅広いと思うんですけれども、この内容について、文化芸術というのはどのぐらいまでのことをやるのか教えてもらいたいと思います。

189ページの公民館の問題、百間公民館の駐車場のところ、公民館で前段者はエレベーターの問題を聞いていましたけれども、それは高齢者は確かに階段で上がるの大変、おりるのも大変というのはわかりますので、ただ、私がここで聞きたいのは、１点目は百間公民館は駐車場がない、車の。何台ぐらいとまれますか。車で行こうと思ってもとまるところがない。自転車なら相当の数はとまれますけれども、これも何とかしてやらなくてはいけないなと思いますよね。

その絡みとして、各公民館の劣化問題も出てましたけれども、やはり中央公民館的なものをつくって、駐車場をでかでかと。中央公民館的なものをつくれば、いろいろな催しもできるし、いろんな人たちが使うこともできる、いろいろ趣味等で。こういう時代だと思いますよ、もう。それはもう多分新しい自然の森の問題を絡めれば、あそこにつくったっていいじゃないかとか、いろいろ出ると思いますけれども、これは別の問題として、公民館としてはやり中央公民館、そういう時代だと思います。近隣で大きな公民館がないのは宮代だけ。ちっぽけな公民館が幾つかあるだけ。

まして西原公民館は耐震性で廃止した。ところが、廃止しても大きな地震があったときも平気な建物だった。あれ指摘したことあるんですけれども、職員が入るのは耐震性でも構わないんだね。あそこへ何かいろいろ荷物入れてますよね。荷物入れているとき、でかい地震が来たらどうするんですかと思っているんですけれども、職員は潰されてもいいんだと思うんですよ。だから潰れないんでしょう。だったらちょっと手直しして、あれも公民館で何で使わないかと私は思ったぐらいです。

公民館が今不足しています。というのは、いろいろ教育委員会へ申し込みはしてますよね。それはあいている時間もありますと必ず言うと思います。それは使う人はやっぱり自分たちの都合のいい時間を使うわけですよ。ですから、当然希望が多い時間が集中してしまう。そういうことを考えれば、あいているんじゃないですよね。公民館も不足している、駐車場もない、階段も上がりおりが大変、そういうことを考えれば、もう中央公民館の時代です。それは考えてないのかどうか。それが公民館の問題。

次、図書館の問題。あれ、増冊はどのぐらいかかるのかちょっと教えてもらいたい。どこの資料を見てもなかなか見つからないので、今度１冊も買わないのかなとは思っておりますが、どうなのか教えてもらいたい。

あと、197ページの、その前に195ページの前段者が西原自然の森、聞き漏らしたんですけれども、これはもうこれで決まったということでよろしいんですね。もう一回しつこいようだけれども確認しておきたいと思います。

あと、197ページの町民体育祭、また減るんじゃないですか、今の状況では参加者が。これはやっぱりもう何か体育協会が話し合って、短距離の速い競走を取り入れてどうのこうのということも変えたようですけれども、それでも少なくなっているわね。これ何とかしないと町民体育祭は今年はまた減ってしまうと思いますよ。そういう話もちらほら聞きますから。

もう一つは、なぜ減るかというのは、それは競技種目の内容も少し考えるべきだというのがあり

ます、確かに。それを考えるのと、景品。余り私は景品のこと言いたくないんだけれども、ここ何年間はごみ袋、買って衛生組合に出す、あれ専門ね。あれじゃ行く人いなくなる。今年もごみ袋だよという話聞きますよ。それはいけないと言うんじゃないけれども、前はもう少しいろんな景品くれたよね。楽しみがあった。それは今は何の大会、種目のほとんどごみ袋。ごみ袋幾つかもらったよで帰るわけ。もうそれはいけないと言うんじゃないんだけれども、少しそこら辺も考えるべきだと思いますよね。私は今のままでいったら、また参加者減ると思いますよ。いつも私は心配しています。どうだ、今年はって。いや、18チームが出たとか、去年と同じだったとかとやっていますけれども、一時はあそこのグラウンドがテントでいっぱいになるんで心配もあったぐらい参加者が多かった。今逆。どんどん減ってきている、テントが。それだけ参加者が少ない。それは何とかしないと私は町民運動会は潰れてしまうと思いますよ。それはどういう考えを持っているのか。少し大幅に思いっ切り発想を考えるべきだと思います。

その中で、町民体育祭以外で社会教育の中で、私はいろんなこれから2020年にオリンピックが来ますよね。体育奨励はしなくてはならない。町で主催している大会がだんだん、私、こういうことを言うと何だ、あんたはそんなことやっていたから力を入れているんだろうと言われるかもしれません。例えばロードレース、動物公園の中、あれもだめになってしまった今の状況。やっぱり私たち町民が言ったんではなかなか返事してくれない。やっぱり役場の偉い人が今までどおり使わせてくれと行かなかったら、絶対ああいう民間の中で使うことはできないと思います。

じゃ、道路でやったらどうだと。警察がうんと言わない、今。じゃ、警察がうんと言うときに、例えば東武動物公園の駅から和戸まで走ったとしたら、人間どのぐらい必要だと思いますか、警察の要望は。何百人と必要ですよ。というのは、路地のところに全部立てろというのが警察の方針ですから、認めない。じゃ、それだけしたからといって認めるかというと、そうもいかない。今度は車は通行どめしていかなくてはならない。それの対策もしなくてはならない。もう１週間前なり、10日前に看板立てろと。久喜のロードレースも立ってますよね。これは大変なこと。

ですから、一番いいのは私たちが思うのは動物公園の中を走らせば、警察関係ない。動物園だけがオーケー言えば。あと一部利用者がいれば、あれだけ2,000人近くも来るんだから、とんでもない遠くのほうから来るんですから、青森とかあっちのほうからも。ユニークな大会になるんですね、あの中でやるということは。動物公園の中で走れるのはあれだけ、宮代だけ、日本の中で。そういう貴重な今までの流れをやるには、我々１町民が言ったんではなかなか返事してくれない。やっぱり役場が何とか、教育委員会がやってくれ、認めてくれと言えば返事すると思いますよ。

これからオリンピックがあるんだから、宮代町もオリンピック選手出るぐらいのことをやらないと、笑われますよね。ほかの市町村はみんなオリンピックだ何だと新聞をにぎわせていますよね。宮代はオリンピック選手いないですよ、まだね。前はいたんだよね。アーチェリーでね。もうあの人出てないからしようがないけれども、その後出てないでしょう。そのぐらいひとつオリンピック選手を育てるためにスポーツにもちょっと力入れてくださいよ。ひとつ開催場所の運動も一緒にやってもらいたい。教育委員会と執行者が一緒になってお願いしたいと思います。

質問を１つ思い出したんですけれども、さっき

へまた戻ります。エアコンの問題、先ほど事細かに説明は前段者の質問でしてくれた。それはそれで理解しているんですけれども、このエアコンを使うにはたしかガスだとか何とか言ったよね。電気じゃないよね。宮代町、これは余計なことだよ小河原、と言われるかもしれませんけれども、宮代町のプロパン業者はどんどん縮小してしまっています。今大手がみんな都市ガスをどんどん拡張していますね。宮代のプロパンガスのガス屋さんはどんどん縮小。こういうことだと私たちは町の業者が潰れていくことを本当に苦しく思っています。それも考えてやらなくてはいけないと思いますよ。ただ入札だからいいと。それは確かに入札は正当なやり方だと思います。でも、町の業者がどんどん潰れていくことを我々が指くわえて見ていていいのかということもあると思いますよ。

私はどこの業者やれと言うと問題になってしまうから、上尾みたく問題になってはいけないから、それは言いません。ただ、町のそういう人たちが潰れていくのを指をくわえていていいのかどうか、それ言いたい。せっかく貴重な仕事があって、どんどん業者が潰れていくのはやむを得ないような顔をして見ているんでしょう。それはないよね。宮代町、人口増やそう、産業を大きくしよう、商工業を何とかしようと言っていて、どんどんだめにしているのは町の仕事なんですから、今回は教育委員会の場合。そういうことも考えたほうがいいと思いますよ。どうなんですか。潰れていくことは喜んでいるんですか、教育委員会は。そのことを質問して、再質問は後でいたします。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

予算書184ページから185ページにかけましての中学校施設管理事業中、施設劣化診断委託料に関しまして、まずお答えを差し上げます。

予定では劣化診断につきましては、劣化の状況の把握でございますが、建物ごとに屋根、屋上、外壁、設備機器等の劣化状況や改修時期を把握しまして、建築の専門家による評価を行う予定でございます。まず１点目でございます。

続きまして、ただいまご質問いただきましたエアコンの関係でございます。エアコンにつきましては、ガスによって動くものでございまして、当然この形は入札ということで進めさせていただいております。７社を指名させていただきまして、その所在地が宮代の業者、３社ございまして、過日入札のほうを行いました。ただ、まだ契約まで至っておりませんので、業者名は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

今のご質問に対して答弁させていただきます。

170ページ、小中一貫教育の英語に関する内容でございます。

議員さんご指摘いただきました評価、どこまで子供を高めるのかということでございますが、これについては評価基準、指導するに当たって一番大事なところになってまいります。国では表現力、例えば国ですと、話すことについては、小学校５年生、６年生においてこのように示されています。日常生活に関する身近で簡単な事柄について簡単な語句や基礎的な表現について話すことができるようにすると示されております。

しかしながら、先ほど申し上げたところですが、平成29年度まで４年間研究開発で子供たちがどのような指導をして、どこまで伸びるのかということも研究を進めてまいりました。どこまで子供た

ちが育つのかということについては、この国の示したものも参考にしながら、さらに研究を進めてまいらなければいけないという認識でおります。

１つここで言えることは、この４年間子供たちが英語教育で成長していったがために、小学校の英検、たしかブロンズという小学生専用の英検があるんですが、そちらの英検はほぼほとんどの子供たちが合格しているというものです。この内容ですけれども、話すとか書くということでなく、例えばなんですけれども、豚の絵があったときに、音声でピッグであるとかピンクであるとか、こういう音が流れてくるんですね。１番、ピッグ、２番、ピンク、それを聞いて、これは何番なのかというものを示していく。つまり子供たちの英語を聞く耳については十分に育まれているという教育委員会の認識でございます。

この背景ですけれども、子供たちが今生活している中で、私もそうなんですが、私の子供のときと比べると、英語、そして外国の文化に触れる機会というものは非常に多くなっております。我々が感じるよりも子供たちは英語の発音がすっと耳に入っていき、英語で話している単語がどんどん耳に残っているという実感はございます。この実感を踏まえた上で、さらに委員さんご指摘のように、子供たちをどこまで高めていくのかというのは、さらに今回の取り組みで研究を深めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、179ページの備品等の要求でございます。

こちらについては各学校から上がってきたものについては、基本的には予算計上をしております。しかしながら、全て購入ということは大変難しい状況もございます。例えば楽器でございますが、楽器は大変に高価でございます。トロンボーンであるとか、金管の楽器であれば、これは１つ何十万円もします。顕微鏡等も備品です。楽器も備品です。そういった状況を踏まえて、各学校のバランスも考えながら、できるだけ学校の希望に合うように予算を執行しているという状況ですので、ご理解賜ればと考えるところでございます。

続きまして、183ページの職場体験でございます。

この職場体験でございますが、教育的にはキャリア教育と呼ぶものでございます。これは将来の自分の職業決定に向けてできるだけ早い段階から仕事に対しての憧れ、すばらしさ、さらには当然賃金というものも、これは直接得ることはないんですが、そういったことを学習をしていく教育の一環で、各中学校で取り組んでいるものでございます。

協力を得ている商店でございますが、町内の学校、保育園はもちろん、町内の商店の皆様にもご協力をいただきまして、例えばセブンイレブンですとか、カスミストアさんですとか、こういった各商店様にもご協力をいただいて、体験をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質問いただきました点につきまして順次ご説明をさせていただければと思います。

まず、予算書の１87ページ、こちらのほうの事業概要のところに文化芸術の振興助成という点でございます。

当町におきましては、文化芸術の振興及び助成といたしまして、こちらの事業のほうにおきましては、補助金でございますが、特定分野総括助成金といたしまして、こちらのほう、何団体か助成のほうをしてございます。そちらの中で町の文化

協会に対します助成のほうがございます。また、それ以外に事業的なものといたしましては、同じ187ページでございますが、社会教育活動事業におきまして、町の町民文化祭のほうを開催してございます。こちら文化協会との共催という形で行ってございますが、年に一度文化に触れる機会ということで、進修館を会場としまして、文化祭のほうを行わせていただいているところでございます。

また、こちらは予算にはない事業でございますが、昨年の５月から庁舎１階の税務課の前の壁を使いまして、町の美術家協会さんのほうに壁面事業という形で、美術家協会さんの作品について順次展示していただくというようなことも行っておるところでございます。

続きまして、百間公民館駐車場の関係でございます。

現在、百間公民館の駐車場につきましては、障がい者用の駐車場含めまして都合３台分のスペースがございます。ただ、実際利用される際には、利用者さん、定例的に使っていらっしゃる方もいらっしゃいますんで、ぎゅうぎゅうに押し込んでいただくと７台ぐらいとまっているような状況もございます。ただ、ほかの公民館から比べますと駐車台数が少ないという現状はございます。

しかしながら、新たに駐車場を増やすということは、借地をするとかということになりますので、そちらにつきましては、町の公共改革の一環で、新たな借地を増やさないという方針がございますので、利用者の方には大変申しわけございませんが、限りある駐車場で、利用者同士で乗り合わせをしていただくなどしてご協力いただきながら使っていただいている状況でございます。

今後につきましては、新たな借地を増やさないという方針がございますので、本当に申しわけないんですが、利用者の方で工夫をしていただきながら利用していただければというふうに考えてございます。

続きまして、中央公民館的な建物というお話でございます。今現在公民館につきましては３館ございます。定例的に利用されている団体さんが多うございまして、そちらの定例的に使っていらっしゃる団体さんで見た場合、利用率といいますか、そちらのほうが３館全体で大体半分ぐらいの52％の利用となってございます。当然曜日によってその利用率というのは大分変化いたしますが、ウイークデーにつきましては５割あるいは６割を超えるような利用率になってございます。その一方で、土曜、日曜日につきましては比較的すいておるような状況で、特に日曜日につきましては利用率で言いますと18％というような状況でございます。

ですから、平日につきましても、まだまだ時間帯等の問題もございますが、あいているという状況もございますが、どちらかといいますと土曜、日曜を中心としましてあきぐあいが半分以上を超えるというような状況もございますので、まずはそちらのほうの現状の公民館のほうを使っていただきながら、中央公民館につきましては土地の問題でございますとか、整備費につきましても何億というようにかかるような状況もございますので、そちらにつきましては今後検討のほうをさせていただきたいなというふうに考えてございます。

続きまして、図書館の関係でございます。

図書館につきましては、予算書の191ページでございます。図書館につきましては、ご案内のとおり、現在指定管理者制度に基づきまして管理運営のほうをしていただいているところでございます。こちらのほうにおきまして、30年度は8,270万ほどの予算を計上させていただいておりますが、このうち図書購入費に係る経費といたしましては

約1,200万ほど、毎年でございますが、同じぐらいの金額で図書の購入のほうをしていただいているところでございます。

29年度はまだ全部終わってませんが、28年度、おととしの実績で言いますと、新たに購入したものが図書と視聴覚資料合わせまして約5,500点ほど購入してございます。例年同じぐらいの図書の購入のほうをしてございまして、28年度末では蔵書数が約26万点ほどを超えておるような状況でございます。

続きまして、ページ戻りますが、予算書の195ページでございます。西原自然の森用地の購入費でございます。

こちらのほうにつきましては、26年以来地権者の方との交渉を進めまして、昨年購入に向けてのお話し合いをさせていただいたところ、購入経費を予算に盛り込むことについて了解をいただいたということで、今回計上のほうをしてございまして、購入に向けて今後相手方との事務的な交渉のほうを進めてまいるような状況となってございます。

続きまして、町民体育祭の関係でございます。

町民体育祭につきましては、ご質問のありましたとおり、参加者数が年々減少しているという状況を踏まえまして、平成28年度、昨年度におきまして町の文化協会の方を中心といたしまして、町民体育祭の活性化の委員会を立ち上げ、検討のほうをしていただいたところでございます。その結果を受けまして、本年度29年度におきましては、すみません、町の体育協会を中心としまして検討のほうをしていただきまして、その結果を受けまして、29年度の体育祭から内容を見直しをした体育祭として行わせていただいたところでございます。

その見直しの内容といたしましては、新たな個人種目としまして、宮代で一番速い人決定レースでありますとか、あるいは今までですと地区での参加というのを進めてございましたが、29年度からは地区以外で有志として参加できるような見直しも行わせていただいたところでございます。

さらには30年度からは今までは体育祭の予備日というものは設けてございませんでしたが、30年度の体育祭からは体育祭の予備日というものを設けて、雨が降っても次の日、天候等にもよりますが、延期という形でできるような形で開催させていただこうというふうに考えてございます。

続きまして、町のスポーツに対する考え方といいますか、そちらの点でございますが、ご質問いただきましたロードレース大会につきましては、以前、東武動物公園の園内におきまして開催をしておったところでございます。しかしながら、園内のほうでの都合で中止となって以来、現在では行っておりません。こちらにつきまして、町の陸上競技連盟さんのご協力をいただきながら行っておったところでございますが、現在行っておりませんが、町の体育協会さん、あるいは陸上競技連盟さんと今後検討させていただきながら、復活あるいは新たなイベントのほうを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、町民体育祭の景品の関係でございますが、何分にも予算の関係がございまして、以前のように豪華な景品というものはなかなか用意できないという状況もございます。今後幾らかでもいいものといってはあれですけれども、皆さんに喜ばれるようなものの景品を選定してまいればいいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課長。

○教育推進課長（齋藤和浩君）　教育推進課長の齋藤でございます。

西原公民館の関係につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

西原公民館につきましては、耐震の診断結果により廃止、廃館ということでございます。その後に、１つには資料館の収蔵施設というものがいっぱいになってしまったと。その関係を受けまして、職員が出入りしまして、その収蔵庫に町民からご寄贈いただきました貴重な資料というものを今そちらに保管をさせていただいていると。

ただ、その資料につきましては、今後の活用としまして、今担当が各小学校等に資料室というものができて、そこにその資料を活用できないかという今準備を進めさせていただいております。それに伴いまして、その西原公民館が空っぽ状態になる。今現在先ほど申し上げました町民から寄贈等をいただいた資料等がございまして、その行き先が今ないという現状がちょっとございまして、その先において今学校等にその資料室というところでそういう資料が活用できればという段階に今至っているということで、その後において公民館については、やはり耐震診断の結果を踏まえてということで検討せざるを得ないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　すみません、申しわけございません。中学校施設管理事業の184ページ、185ページの劣化診断の関係で補足をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、劣化診断につきましては、屋根、屋上、外壁等の設備の劣化状況等を把握するものでございますが、方法といたしましては、外壁であれば躯体等、外装の仕上げのほうを目視でやったり、打設であったりすることもありますし、電気設備であれば、そのモーター類、そういったところの電気的な検査もする予定ということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　質問そのものが要望的なものが多かったので、答弁の内容は理解しないわけではないが、幾つかやっぱり私たちが今まで日常お願いしたことがあると思うんですよ。そのことはひとつ忘れないでもらいたいと。例えば答弁の中で、文化芸術の振興で町民文化祭のことも出てきましたけれども、そうなると、今度は町民文化祭は狭くて、どうも困りましたねという意見が相変わらずあるようですよね。進修館だけで今やっているでしょう。将棋だとか何か囲碁とかというのは新道集会所使って、日にちを変えてやっているようだけれども、それ以外は大体ほとんど進修館使って、狭いんじゃないかと言ってましたよね。ですから、この庁舎も一部使ったらどうだと言ったこともありますけれども、そういうことも一向にやる気配がない。もうお任せだけね。楽だよね。お任せしてしまえば、はい、この範囲でやってくださいで終わりだものね。これは皮肉になってしまう。また私、質問すると、どうしても皮肉になるんだけれども、これはもう参加者がそう言っているんですからね。私がかわりに言っていると思ってくださいよ。参加者が言っているんだから。もうちょっと広くならないかねと。そのことを忘れないでもらいたい。

あと、公民館の問題、確かに駐車場一遍にあそこに百間公民館を広げろというのは地域性からいったってわかるんだけれども、目的はやっぱり中央公民館。今道仏だってあいているよ。土地が大分ね、まだ。相当あいてますよ。公民館が建つぐらいあいてますよ。大地主さんが持っているの、まだ。ああいうところ狙ったっていいし、今度購

入した西原自然の森をどう使うかというのも一つのこれからの町の大事業だと思うね。あそこも何かそういう町の施設をつくるということは最高にいい場所だと思いますよね。そこら辺を私なんか先を考えて質問しているんだけれども、何か質問すると、逃げのような考え、これからはそういうことで考えていきますと、やっていきますというぐらいな勇気がないんですかね。それは財政がどうのこうのと言うかもしれませんけれども、それは少しは町の皆さんが困っていることを助けるのが行政でしょう。町の人がなるほどよくやってくれているというのが行政でしょう。やらない、やらないといくのが行政じゃないですよね。そのことをまた言っておきます。頭に入れておいてください。

あと、町民体育祭については本当に大丈夫なんですかね。私も町民体育祭、昔はあれは青年運動会、青年団が運動会やっていたんですよ、学校で。知らないでしょう。須賀中とか百間中とか百間小とか使ってやっていた、青年団が。それが廃止になった理由というのを知っているでしょう。知らないですか。少し歴史も教育委員会だから勉強してくださいよ。今の運動会が復活したのはいつから。今の運動会が復活したのは斎藤甲馬町長時代に日工大を使って第１回、それからずっとつながっているわけ。その後も学校を使ってやったけれども、総合運動公園ができてからずっとあそこ。そのときはもうすごい参加者があったわけ。また、職員の人も一生懸命だった。

今町民運動会に職員の人何人ぐらい来ている。これはいつもこうやって見ているんだけれども。余りいないよ。たまに課長がどうもご苦労さんと来るかな。去年は課長はいたよな、たしか。私たちがテントのとき横へ来て、何か同級生だか近所の人だかとしゃべっているのを見ていたから。あとは普通の職員の人いないものね。それくらいだから参加者も減るわけよね。今度は町長が変わってしまったら町長は来なかったけれども、副町長はずっと座って挨拶までしたよね。ご苦労さんでしたね。そのぐらい職員の人も参加するようじゃないと、私は増えないと思いますよ。

だから、以前、町民運動会のときに保育園の運動会だとか、幼稚園の運動会やって大問題になったことあるんですよ。なぜ町民運動会の日にぶつけるんだということで。参加してくださいよ、町民運動会へと、そこまで強くやったことあるんですよ。だから、今確かに一緒にやっているのかどうかわからないけれども、できるだけ避けてもらっていると思います。ということは参加してくださいということだ、町民運動会に。それが参加少なくなるというのは何か私は教育委員会ももう少し考えるべきだと。体育協会だけに任せないで。やっぱり職員も一緒になって各地区で出よう、出ようとやってもらわなかったら出ないですよ。何でもお任せ。終わったらご苦労さん。それじゃ行政じゃないんですね。

私は行政というのは、やっぱり町民のボランティア活動をどんどんやってくださいと言ってながら、職員は出てこなければ、ボランティア活動だって出なくなりますよ。ふざけんなよと。町民運動会は確かに弁当は出る。帰りに手伝えば、ビニール袋、ごみ袋くれる、１袋。それだけでやっているんですよ。日当もらっているわけじゃないですよ。また話が長くなってしまって申しわけないんだけれども、そういうことも考えないと、私はこれから町民運動会もだんだんどうかなと思います。自分の時間以外は職員は出ないんでしょう。そういうんだよね。それじゃだめだよな。やっぱり率先して出て、一緒になってやらなくては。

これは一くさりでまた勝手なことでやっている

年寄は……。だから、確かに余り言うと、今度は職員を使うと代休をくれとか時間外を出せと、こうなるんじゃないの。そういうもんで、なに、町民にはボランティアで出てこい、出てこいと言っておきながら、自分たちはそれじゃ町民の方は納得しないよね。１年に１回や２回は自分の時間ボランティアで職員も出なくては。まだ職員は代休もらうとか、時間外もらわなくては出ないと、そういう発想なんですか。こういう町民に対してのボランティアで出ろと言っているときの内容について。それじゃだめですよ。余りそれ言うと私、憎まれるけれども、本来おかしいじゃないかと。労働条件守っているのかとなるしね。これは１つの問題になるわね。下手やるとね。何も体出てこいというのは、それは問題になると思う。でも、だったら町民の人に余りボランティア活動ばかり言わないほうがいいと思います。町民の人は自分の時間でやっているんだから。怒っている人結構いるんですよ。私たちにはよく耳に入る。おかしいと。

私も労働者の味方ということをたまに言うから、余りその先言わないんだけれども、しかたないんでしょうけれども、余りやると、あんたたち裁判かけるぞと言われれば、おどかされれば、私も負けですからね。これは私の負け、裁判かけるぞと言われたら。でも、私が言っていることは町民の方が言っているんですよ。わかってくれると思いますよ。それは一くさり言っておいて、そのことをよく考えないと、宮代のこういう大事業がだんだんだめになるということだけ言っておきますから。

終わります。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

まず、197ページ、町民スポーツ大会なんですけれども、いつもスポーツ大会のときには決勝大会、決勝１位、２位、３位係で参加しています。スタートのほうを見ますと、大きな建物が見えるのが、杉戸の昌平高校なんです。いつも思うんですけれども、宮代町の町民大会、大体ピークの今半分ぐらいの参加だと思う。杉戸町はどうなのかなと聞きに行きましたら、杉戸町もやっぱり半分ぐらいに減ってしまって、参加者少なくて大変なんだよと言っているんです。

そこで、提案なんですけれども、一緒にやれば非常に盛り上がるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう企画をぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、しかも合併の機運が盛り上がらないとよく執行部言いますけれども、機運が盛り上がるのを待つんじゃなくて、機運を盛り上げるための努力もすべきだと思いますので、これは非常にいいきっかけになると思いますので、ぜひスポーツ大会を今年は宮代、偶数月は杉戸とかと、こんな感じでやっていただければなと思うんですけれども、そういうことを検討したことはあるんでしょうか。

195ページの西原自然の森用地購入ですけれども、路線価格は幾らぐらいなのか。あと、この面積１万6,603平米で、年間幾らの土地の固定資産税を地主さんは払っていたのか、それを聞きたいんです。なぜこの質問をするかといいますと、宮代町の宅地、一番高いところと宮代町の調整区域、一番安いところを比べると、大体3,000倍ぐらいの差がある。それほど差がある。ということは、駅前東口を坪40万で買収するんでしたら、ここは坪当たり400円ぐらいでもいいんじゃないかなと思うんです。余りにも高過ぎる。坪２万4,340円。しかも30年間600万払い続けたとなると、それを坪単価で割りますと１坪当たり３万6,585円払っ

たことになるんです、既に。足すと坪６万円です。これは町民の税金これだけ使ってはまずいなと思いますね。根拠を示していただきたい。この１億2,200、この金額が出てきた根拠を。これだけ金はずめば、地主さんは喜んでお受けすると思いますね。

次の質問ですけれども、先ほど丸藤さんに失礼しました。私も数字じゃない質問をしたかったんだけれども、いいのかなと思って、ちょっと悩んでいたものですから、171ページ、いじめと不登校、その辺の質問なんですけれども、教員のチームワークについてぜひ質問したいんです。宮代町の中学校で実際にあった事例なんですけれども、消しゴムとか鉛筆とか、何か小物がよくなくなると。非常に曖昧なんだそうです。そうしまして、誰がと追及しましたら、ある女の子の家にその教室でなくなっていたものが部屋にあったんだそうです。出てきたと。そうしましたら、その女の子は私が取ったんだけれども、何々ちゃんに取れと言われて私はやったんだと言ったんです。そうしまして、担任の先生がそれを判断して、どっちが悪いとか決めるのか、それともほかのクラスの先生方に相談して決めるのか、あるいは管理者の人に相談して決めるのか、具体的な話なんで、ずっと気になっていたことなんで聞きたいんです。実際どういう結末だったかというのはご答弁聞いてから答えます。

それから、もう一つ、さわやか相談員のこれも実際にあった話なんですけれども、近隣の小学校で不登校じゃない。学校には来るけれども、自分の教室に入れないという女の子をある部屋でさわやか相談員の人が１日面倒見るということなんですけれども、そこに保護者も必ず来るんですって。大きな外車で。来たら、帰るまでずっとあんたが悪いからうちの子がということで、ずっとその指導員のことを責め続けるんですって。その方困ってしまって、教頭先生、校長先生に相談したけれども、対応してくれなかったと。それでなぜか私のところに相談に来たんですけれども、私も対応しなかったんです。これはどうしたらよかったのか。私、この結末ですごく反省しているんで聞きたいんです。全然予算と関係ないことが２つ出てしまいましたけれども、よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長の飯山でございます。

ご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、スポーツ大会、町民体育祭のことかと思いますが、杉戸と合同での開催というお話でございます。今まで杉戸町さんと合同の開催について、そちらのほうの打ち合わせというのは今までは経緯としましてはやったことはございません。たしか杉戸町さんは宮代町と同じ日の開催であったような気がいたします。

今後につきましては、会う機会がございましたらば、ちょっと打診じゃないですけれども、お話のほうはさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、予算書の195ページ、西原自然の森用地の関係でございます。路線価格はというご質問でございますが、今回購入させていただく際に用いておりますのは不動産鑑定を行ったときの価格で積算のほうをしてございます。そういったことから、路線価格というものはちょっと今のところ当方では知り得てございません。

それと、固定資産税の関係でございますが、申しわけございません、こちら借地の関係につきましては、今まで管財担当のほうで行っておった関係で、申しわけございません、私のほうでは固定資産税の金額については把握してございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

今ご質問いただいた内容についてお答えさせていただきます。

まず初めに、消しゴムなど小物がなくなってしまったという事例でございます。この対応で、もし学校からこういう相談があった場合は、こういう対応が望ましいのではないかという回答を私ならばこうするということでお話をさせていただければというところでよろしいでしょうか。

これにつきましては、まず１つ、取ったという事実についてです。もしこの子が本当に取ったという事実があったとしたならば、その取った事実については十分に理由を聞く必要があるかと思います。先ほど申し上げましたが、学校教育の中ですので、目の前に消しゴムが、いろんな背景があるかと思うんですが、これはこの後話ししますが、ただそれを取って自分の家に持ち帰ってしまったということが事実であれば、その心、背景でのその行為についてはやはりこれはその場でとめられるように道徳性を高めていく指導をする必要がございます。

しかし、背景には何々ちゃんに取ったと言われたという背景があります。さらにはこの取ったという女の子と取れと言ったこの人間関係もございますので、一概に全部を責めてしまうということは、この取ってしまったと今お話のあった子供の将来を考えていったときに、十分にその背景も踏まえた上で、一つ一つ解決をしていき、最終的には自分が今度そういう場になったときに、どういう自己選択ができるのか。よりよい自己選択ができるような子供に学校全体を挙げて育てていく必要があるという認識でございます。当然担任が中心になってまいりますが、時には中学校でいけば生徒指導主任、教頭、校長、学年主任、こういったさまざまな人たちのアドバイスを聞きながら、今度そういう状況になったときにしっかりと自己決定ができる子供を育成すること、これが今学校教育に求められているものかと思います。広く言えばこういったことの積み重ねが心の教育につながっていくのでないかというふうに私は考えているところでございます。

続きまして、２点目のさわやか相談室での対応でございます。

さわやか相談室の対応でございますが、管理職に対応しても対応がなかったということで、どのようにということでございますが、一つこの場合の対応については、もちろん管理職に話をすること、さらにはもちろん教育委員会も相談窓口がございますので、繰り返し教育委員会に相談をして対応をしていくということが選択の一つかと考えます。

もし私ならばということでございますが、この保護者が常に来て、この先生をどうしてなんだということで言い続けるというお話でございましたが、私であるならば、この保護者の子育てが今までの環境の中でどういう状況の中で子育てをしていたのか、さらには夫婦の関係とか家族の関係がどうであるのか、さらにはこの保護者がもし聞けるのであれば、生育歴がどうであったのか、このあたりを十分に共感した上で、母親にどういう子育て、どういう対応をしていけばいいのかというものをともに考えていき、自己決定をさせるという手順で保護者の指導に当たっていくと考えているところでございます。

十分なご対応にはなっていないかと思うんですが、以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　町民体育祭ですけれども、今後は機会があったらではなくて、今後は機会を設けていただきたいと思います。よろしくお願いします。６月議会で質問するね。

西原自然の森、固定資産税、年間幾ら払ったか、この面積の合計金額、後で教えてください。後で聞きに行きます、税務課に。ありがとうございます。

それから、山口先生、ありがとうございました。まず、さわやか相談員の話なんですけれども、その後自宅で首つりしたそうです。私に次に連絡があったのはお葬式の通知でした。

それから、消しゴム、鉛筆の盗難ですけれども、これは担任の先生が取った子じゃなくて、取れと言った子が悪いと決定して、１人の子が悪者になったそうです。その子は学校嫌いになりました。その親は刑事事件にしたい。盗んで持ち帰ったわけですから。そうしましたら、その親が、親は学校の先生だったんです。事件になってマスコミに載ったりしたら、学校をやめるはめになるかもしれない。だから許してくださいと来ましたという終わり方です。

そのさわやか相談員で自殺してしまったというのは、私のところに最後に相談に来たのかと思うと、私、すごく責任感じているんですけれども、そういったことがないように、モンスターペアレントというのは本当にいるのかもしれないので、何かあったときには管理者の皆さん、ぜひとも助けてあげてほしいなというお願いで質問いたしました。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時３０分

再開　午後　３時４４分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

前段者からもほぼ出尽くしている質問なんですけれども、若干重複する面があろうかと思うんですけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点目なんですけれども、委員会資料の関係なんですけれども、２ページのほうで学校図書、各小中学校の図書数、購入額ということで平成30年度分がここに載っておるんですけれども、あわせて処分数もここに数字として出ておるんですけれども、この中身について若干質問させていただきたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、各小中学校それぞれこれ全部で４万7,000冊強なんですけれども、若干小中校によってめり張りがあるんですけれども、笠原小学校については何か処分の冊数が多かったということで、若干ここに減少の数字が出ておるんですけれども、また、あわせてこのめり張りの関係を含めて、児童生徒の１人当たりの蔵書数、購入額はどのぐらいになるのかひとつ参考までにお聞かせ願いたいと思います。

それから、平成30年度の購入予定額ということで430万ぐらいの額でここに載っておるんですけれども、具体的に図書を購入する際に何か基準的なものがあるのかどうか。また、どなたがどのような形で購入に当たって集約をするのか。また、中身につきましてもジャンル別でそれぞれ購入していくのか等々を含めてひとつお答えを願いたいと思います。

それから、２点目なんですけれども、やはり前

段者からいろいろと質問をしておったものなんですけれども、資料館の関係です。予算ページでいくと194ページ、195ページなんですけれども、あの資料館は30年契約で借地で町が借りておったんですけれども、何年から何年まで借地契約だったのか、また、借地料は年間どのぐらい払っていたのか、トータルで借地料幾らになったのか、そのことを１つ確認をしたいと思います。

また、同時にあの資料館の今後の目的は何なのか。１億2,000万という貴重な税金を投入するわけですから、あそこを何とかするという図面的なものはあるんでしょうから、その裏づけ的なものをぜひひとつ出してもらいたい。１億2,000万、ただ数字で出したんではなくして、購入するからには何かの目的があっての予算なんでしょうから、ひとつその点をお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

ご回答申し上げます。

図書費についてでございますが、１人当たりの図書費でございます。児童１人当たり小学校は1,100円、中学校は生徒１人当たり1,300円でございます。そのほかに道徳についてはまだ資料という形で対応しておりましたので、道徳の副読本資料についても購入をしております。中学生においては、中学生と進路について学ぶ資料についても図書費の中で購入をしているという実態でございます。

続きまして、購入の基準でございます。購入の基準については明確にこれというものは特に示されておりませんが、基本的には学校、子供たちの実態に応じて購入をしているところでございます。実態というのは教科で使うもの、さらには子供たちの希望、こういったものも踏まえた上で購入をしております。

誰がということでございますが、購入を決定する者は基本的には図書主任を中心に、図書部会を開いております。さらに管理職からも当然早い時期での購入をということで、それぞれの先生方に指導しまして、子供たちの実態から必要と思われる図書があれば、図書主任に報告をしてほしいという旨を伝え、基本的には中心は図書主任でございますが、全ての教職員がかかわるような形で購入を進めていくこととなります。

ジャンルについてでございますが、このジャンルについては決して偏ることなく、幅広く購入することを管理職として指導して、購入に当たっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書の195ページ、西原自然の森の用地の関係でございます。

ご質問いただきました内容につきましては、借地のまずは契約期間ということでございます。借地の契約期間につきましては、平成元年の２月１日から平成31年３月31日までの期間ということで借地契約のほうを締結しております。

続きまして、借地料、金額と総合計というお話でございます。

借地料につきましては、申しわけございませんが、そちら管財のほうで今年度まで業務のほうを行っております関係上、当方のほうにおきまして、そちらの資料は引き継ぎのほうを受けてございませんので、申しわけございませんが、お答えはできません。

続きまして、今後の目的ということでございます。

今般、西原自然の森用地ということで用地分を購入させていただくわけでございますが、現在当該用地に設置されております公共施設が郷土資料館、それと旧加藤家、旧進修館等の文化財施設のほうを展示してございます。そういったことから、現在の使用目的でございます教育費にあわせて、今回教育費のほうで用地購入費のほうを計上させていただいた次第でございます。

今後の当地の使い方ということでございますが、郷土資料館のほうの本体あるいは屋外展示物につきましては、現状どおり使用のほうをさせていただくこととなりますが、それ以外の土地につきましては、現在のところ明確な目的というものはございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

まず、図書の関係なんですけれども、今答弁いただきましてわかりました。ありがとうございました。

ここで破棄の図書の関係なんですけれども、これも何らかの基準はあるのかどうか。むやみやたらにもちろん処分しているわけじゃないんでしょうけれども、何か基準めいたものがあるのかどうか、ひとつ再度お聞かせ願いたいと思います。

それから、資料館の関係なんですけれども、何の目的もなくて１億2,000万という巨費を投じてあそこを購入するということでございます。もちろん町は借地を順次購入していきたいという目的のもとの第１弾ということなんでしょうけれども、そのほかに借地は、これは優先順位になると思うんですけれども、小学校、中学校の敷地、これ借地、今どのぐらいありますか。これをひとつ参考までにお聞かせ願いたいと思います。優先順位でいくとまず学校が優先すべきじゃないのかなというふうに思いますので、現在の町内の小学校４校、中学校３校の借地がどのくらいあるのか、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

廃棄についてでございますが、廃棄の基本的な考え方としては、劣化が激しいものでございます。子供たちがたくさん手に触れると、どうしても本自体が劣化してまいりますので、こういったものについては廃棄の手続をして、新しいものを購入することになります。

その廃棄の図書でございますが、そのまま廃棄ではなく、学級文庫に回ります。そして活用しております。ですので、笠原小は冊数は少ないんですが、その分は学級文庫でカウントしない本として活用はしておる状況ですので、そのように各学校対応しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋でございます。

小中学校の借地の面積等につきまして、ただいま用意しておりますので、少々お待ちいただけますでしょうか。すみません。

大変申しわけございませんでした。総務文教委員会資料の24ページということで、申しわけございません、こちらのほうでご用意させていただいたものでなくて大変申しわけございませんでした。この24ページにございますように、第９番、須賀小中学校体育館から須賀中学校運動場、須賀小学校農園、百間小学校農園、百間小学校グラウンド、

笠原小学校ということで、各面積も当然載って借地契約もあるところでございますが、町内におきまして優先順位等を決めた上で、購入等の考えの中で対応していく形になろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

何の目的もない資料館の土地を１億2,000万の巨費を投じて購入する。また、教育委員会の皆さんは教育の現場にいるわけですから、校庭が狭い。もっと広げてもらいたい。町内の小学校４校、中学校２校で格差が校庭でも随分あると思いますよね。こういう格差を是正するのがまず私は教育委員会としては第一なのかなというふうに思っております。もちろん資料館の土地をいいチャンスだから購入したい。そういうもちろん気持ちはわかりますけれども、現場の教育委員会としてやはり校庭の格差を是正するのが第一だろうと。そういう意味ではこの教育委員会の中に資料館の敷地を１億2,000万で購入することはどうなのかなと。現場としてどういう考えがあるのか。私たち町民の１人としてはまず小中学校が優先すべきだろうと。校庭の格差を是正するのが大事だろうと。借地もある。校庭を広げたい。それが優先順位じゃないのかなと。教育を大事にする宮代町として、私は資料館よりも現実の校庭を確保するのが優先じゃないのかなというふうに思って質問したんですけれども、現場の人間としてどうですか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

今委員様からご指摘ありました資料館の土地、または小中学校の運動場等の土地の購入にかかわるものの優先順位はというお話でございますが、もちろん先方のほうの内容というんですか、貸されている方の対応等も含めまして今後検討してまいりたいということで考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

ちょっと順番が前後するかもしれないんですけれども、ページ182、183、メンタルヘルスのことなんですけれども、教職員の健康管理ということで、町の職員に対してはメンタルヘルスできちっとした医師とか、そういう方が対応すると思うんですが、さっきの前段者の答弁の中に学校長のほうが聞いているということなんですが、仕事先の上の方に本音が言えるかとか考えたら、やっぱり外部の方、きちっとした方の対応が必要で、その予算とかとるべきではないかなと思って、そういうところはどう考えるかということで、それが１点です。

あと、資料の２ページ、図書の数なんですが、結構寄贈される本というのが学校にいろんなところから来るという話を聞くんですが、どれくらいのものが来るのか。それで、学校長が対応に苦慮しているところもあるというものも聞いたこともありますので、例えばそういうものはどういうふうに扱っていくのかお聞かせ願います。

それと、各学校の図書の予算なんですが、冊数はわからないということだったんですが、どのような本ということで上げられて、教育委員会のほうが予算を組んでいるんでしょうか、お聞きいたします。

それと、これは予算書ではないんですが、先日の総務課の町長への手紙の中で、以前ちょっといつのことかわからないんですが、インフルの欠席扱いについてということでちょっとお話を聞いた

んですが、今宮代町ではインフルエンザで欠席した場合、早退した場合の対応というのは各学校なのか、教育委員会なのか、どうなっているのか。ここのところ結構対応を各市町村で随分変えてきていると聞いてますので、お聞きいたします。

それと、資料83ページのやっぱり英語教育についてなんですが、私たちの予算書を読ませていただいて、私たちの予算書の83ページなんですが、授業数がアップしていくということで、これ新聞でも出ているんですが、この英語教育に増やした時間何を削るのか。それで先ほども学力で国語の能力、国語の読解力とかがちょっと平均よりという話があったんですが、こういうことをどう考えていくのか。

それと、ちょっと読ませていただいての英語ができることが大事だとは思うんですが、英語って手段ですよね。ツールなので、この文科省の取り組みに乗ってやっていただくということはいいとは思うんですが、子供たちがそれで、私なんかも英語習い始めて半世紀たつんですけれども、覚える暗記の英語じゃなくて、コミュニケーションとかいろいろ言われているんですが、例えば英語はちょっと耳のものですから、英語はわからないけれども、フランス語だったらわかるとか、今までもあるんですが、サッカー選手の子がサッカー選手となって海外に行ったらスペイン語が生活で必要だからしゃべるとか、何かそういう予算書の事業を見たときに、英語教育を推進するという形なんですが、自己表現とか自分の思いを伝えるとか、何かもうちょっと具体的に出たほうが、私たちが受けた英語の何かままをちょっと進めた感じに読み取れるんですよね。せっかく文科省の補助も受けてさらにやるということでしたら、もうちょっと英語を使ってだけれども、自分を表現したりできる。アピールしたり、コミュニケーションがとれるとか、もうちょっと何かわかりやすく記載していただいたり、表現していっていただいたほうが保護者の方も町の取り組みがわかると思うんですね。

日本人はやっぱり覚える、暗記という英語で来てしまっているから、なかなか覚えないというのがほとんどの方だと思いますので、そこを今後ちょっと英語教育を推進なんですけれども、英語だけではないということで、どう取り組んでいくのかちょっとお話ししていただきたいと思います。

それと、去年の８月に子ども議会をやったんですが、そのときに14人のお子さんが小学生、中学生が一般質問して、いろんなことを考えてくださいました。各担当課が応じるものかとは思うんですが、基本は学校教育の教育委員会だと思うんですが、それを受けて安全性とかいろいろ出ていたと思うんですが、そういうことを今年の予算に少しでも反映されているのか。金額的なものでもなくて、子供たちの思いというものが反映されたら、生徒会と児童会のお子さんたちだと思うので、多分それは自分たちのものが町に反映されたと思うとうれしいと思うんですが、どう反映、せっかくやった子ども議会ですので、何らかの形で反映されているのかということをお聞きいたします。

あと、さっきのに戻りますけれども、英語教育のもう一つなんですが、ＡＬＴが配属増やしますよね。それで、小学校の英語教育、これから夏休みに１日研修とかあるというんですが、ＡＬＴを採用してからもう長いんですが、先生たちの、小中の職員室の中のコミュニケーション、まず職員がコミュニケーションがとれて、子供たちにも英語をやっていけると思うんですが、そういうところはＡＬＴと教職員の関係というのはどういうふうに今現在なっていますか。

以上お願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

１つ目の182ページ、メンタルヘルスでございますが、メンタルヘルスにつきましては、本年度外部に委託しまして、全教職員に対しましてメンタルヘルスチェックを実施しております。それをもとに高ストレス者につきましては、埼玉県健康づくり事業団でございますが、ここの面談、相談は可能です。これについては校長、教育委員会等への申し出は不要でございます。

また、公立学校の共済組合のサービスも利用することは可能です。こちらですけれども、医師との面談、さらにはウエブ相談、電話での相談、これも実施可能でございます。このような形で、もちろん学校ですので、管理職が対応するというのが大前提でございますが、管理職以外の相談の体制も構築して進めているところでございます。

続きまして、図書についてでございます。

図書の寄贈本についてでございますが、大変申しわけございません、現時点でこの寄贈本がどのような寄贈本があって、今どのように活用しているかということについてお答えすることは大変難しい状況でございます。

しかしながら、東小学校の教員であったときに寄贈本がございました。そのときには寄贈本という形できちっと示して、図書室に寄贈本のコーナーを設置をいたしまして、そこで活用するようにしております。しかし、時に大変劣化が激しいものが来る状況もございます。恐らく学校で困っているということはそういうことなのかなということなんですけれども、そちらについては先ほど申し上げたように、学級文庫のほうに回したりというような対応で、可能な限り子供たちに還元できるように、それぞれの学校で取り組んでいる状況がございます。

続きまして、インフルエンザの対応でございます。

インフルエンザにつきましては、これは法で示されておりますので、インフルエンザの診断を受けた時点で出席停止の扱いとなります。これは町内全ての学校で出席停止で対応することになっております。また、そのインフルエンザにつきましては、流行期になりましたら、教育委員会からも状況を把握し、きちっと指導ができるようにするために報告をこちらに上げて、各校状況を確認し、対応についてそれぞれのケースに応じてこちらからも指導して対応している状況がございます。

続きまして、子ども議会への反映ということでございますが、議員さんのおっしゃるとおりでございます。子供たちが考えて、そこで話し合いをしてまとまった結果でございますので、今後なかなか予算措置というところは難しい状況もございますが、子供たちの意見を反映するように進めてまいります。

１つもう進めたこととしましては、各学校に子ども議会宣言、そこであったかと思うんですが、それについて各学校に掲示をし、時に全校児童生徒にこういった状況で決まったということで紹介をして、子ども議会について子供たちに還元をして取り組んでいる状況でございます。

今後さらに来年度に向けまして、今回の子ども議会の内容についても教育活動に生かし、子供たちの教育を充実させるために活用してまいる所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

英語については指導主事、塚越が申し上げます。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（塚越健一君）　指導主事の塚越でございます。

ご質問の英語教育で削るものというところですけれども、こちらのほうは総合的な学習の時間を１時間ほど削りまして、そちらのほうを英語科ということで時間を生み出しております。こちら特例校申請認定を受けたところなんですが、特に金額等の補助はなく、時間割を総合の時間から移すという特別の許可をいただいたということになっております。

お話にありましたように、やはり英語でどのような学習をしていくかということなんですが、基本的に英語科というふうになるんですが、宮代町で大事にしてきたことは、やはり英語というものも日本語と同じように言葉であるということで、その言葉の獲得というものはどういう経緯をたどっているか。母語を獲得する、この日本語を獲得する状況を考えて、英語を学習する際にはそれと同じような形でやっぱり学習していくことがいいんではないかということで、やはり聞くということを大事にしながら進めていくということで行っているところです。

一応この指定を受けたときに、こちらのほうで文科省のほうに示させていただいたのは、この英語の学習を通して我が国の文化、それから英語の背景にある文化、その共通点や相違点を知るということ、そういったことにまた関心を持つ、理解を深めようとする態度、それに伴ってお互いの文化を尊重する態度が育てられるのではないかと。さらには英語を母語とする国の文化に触れることが我が国の伝統文化についての理解、これが深まり、文化の多様性に対してより寛容になる、そういったことを考えて、英語によるコミュニケーションの中で我が国の文化を発信することにもつながっていくのではないかということで考えているところでございます。

そういったことを念頭に入れながら、こちらのほう、教育課程の特例校指定を受けたということで進めていければというふうに考えております。

それから、ＡＬＴと教員の関係でございますけれども、こちらのほうＡＬＴは現在小学校のＡＬＴは１名おりまして、そのＡＬＴが町内４校を曜日を指定して巡回といいますか、配置をしているところでございます。そこでのＡＬＴとのコミュニケーションですけれども、やはり学校の中に英語担当、小学校の中でも英語担当がおりまして、その教員を中心にそのＡＬＴと話をし、授業の構成等も含めて連絡調整をしているところがあります。そういったことを踏まえてといいますか、そういったことからつながって、他の教員とも話をしながら、実際に主になってくるのはやっぱり授業をどのように進めていくかということで話をしながら取り組んでおりますので、そこの連携をとりながらコミュニケーションを図り、授業の中につなげていくという形で取り組んでいるところでございます。

私からは以上になります。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

１つ漏れてしまいまして、大変申しわけございません。図書費の関係ですけれども、小学校は１人1,100円掛ける人数、さらに道徳の資料、こちらなども入ってまいります。中学校では１人1,300円掛ける人数、これに道徳の資料、さらには進路に関する資料、これも図書費として計上して、今回お示しをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございました。

図書費、さっきもご説明いただいて、１人

1,100円で人数と、そういう計算で何を買うかはさっきご答弁いただいていたように、学校で担当の方とか協議会で考えていくという形なので、内容はわからないということです。はい、わかりました。

寄贈本なんですけれども、いろんなものが実は贈られているということで結構聞くんですけれども、寄贈のところの棚があるんですけれども、結構それが影響力もあったり、いろいろあると思うんですね。それで、どういう扱いになっているのかなというのは、子供たちにもそうだし、教職員に対してもそうなので、扱いが困っているんだったら教育委員会としては、校長からとか、そういうものが上がっているのなら、どういうお考えでやっているのかなと思ったんですが、でも、そういう質問があるかもう一度お聞きいたします。

あと、町長への手紙のちょっと内容を聞いたときに、今の話だと、診断のときに法にのっとってということなんですけれども、今ほかの市町村とかちょっと聞いたんですけれども、インフルエンザ今人にうつしてはいけないというのが前提ですよね。それで、町長への手紙は診断された日からなったけれども、その前から休んでいて、そこをどうするかという内容だったというんですが、ちょっと聞いた市町村では、やっぱり例えばきょう診断されました。きのうインフルエンザだからだと思うので、もうインフルエンザにするということは教育委員会で決めているそうなんですね。それで、早退ももう子供の調子が悪いのは担任の先生だったり、教科の先生が見ると、いつもの元気がないと、あなた、きょうはちょっと体調悪いんじゃないのと言って、熱をはかったりして早退されて、それで、その日はお家で休んでいて、次がもうやっぱり診察へ行ったらインフルのＢだったりとか、そういうときにもう今ちょっとインフルエンザは蔓延させてはいけないという考えで、もう早退からインフル扱いをしているということなので、ちょっとこの町長への手紙の内容を聞いたときに、町の対応、町長への手紙でその方がご家族なのか、関係の方に言ったというので、今に合った判断をされたほうが、ほかの市町村も聞かれてしていったほうがいいんじゃないかと思います。そこのところを何かちょっときょうインフル診断だと、もう診断の前には熱が上がったりとか、やっぱり１日24時間たたないと検査しても出てこないですよね。そういう対応をやわらかくできるのかということをちょっと考えていただきたいと思います。

ＡＬＴの関係は、やっぱり先生の間を介してなんですが、誰とでも話をしたりとかする意味では、特に小学校の先生たちとかがもう自分たちがやっぱりＡＬＴの先生とかと仲よくなるのが見本になると思うので、別に勉強というより日常の会話だと思うので、そういうところはもう親しくなって、やっぱりそういうのをしていただきたいかなと、そういうのを大きく子供に影響があるかなと思いました。

あと子ども議会なんですが、予算は難しいということで、議会宣言を全部の学校ということなんですが、防犯灯が少ないとか、道が狭くて車が入ってけがをしたとか、そういうところはぜひともすぐ対応とかをしていただけるように各課と連携を図るということをしていただきたいなと思います。

メンタルヘルスはありがとうございました。さっきのちょっとご説明のほうで私のほうもやっぱりちょっと自分のところのトップに本音は話せないと思いましたが、いろんな共済とかあるというのはちょっと存じ上げてますが、できるだけ気楽にそういうところへ行ってもらって、ストレスが

たまらないようにお願いしたいと思います。

それで、英語のこともわかりました。さっき前段者の質問にもありましたけれども、英語が嫌いになってしまう、それにはならないように、英語が聞けなくてもほかのフランス語には興味を持つとか、語学に興味を持つ人って音楽聞くのと同じなので、耳に入っている感触で中国語を勉強したとか、スペイン語を勉強したとかという方が多いんですね。だから、そこが英語ができなくても違う道もあるし、コミュニケーションというのはいろいろあるんだということを考えていただいているとは思うんですが、何か英語、英語となってしまうと、ちょっととり方が英語だけになったように捉えられてしまうと効果は出てこないと思うので、そういうところをよろしくお願いします。

じゃ、さっきお聞きしたところの寄贈の本と、そこだけお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

お答えさせていただきます。

寄贈の本について学校から困っているという報告があるかということですが、現時点で今年平成29年度につきましてはございません。もし今後という場合につきましては、学校長とよく連携をとりながら、子供に還元するもの、教師に還元するものなど、計数に応じて対応してまいる所存でございます。

続きまして、インフルエンザについてでございますが、現時点では医師の診断に基づいて対応をということですが、ケース・バイ・ケースのところもあるかと思います。医師がここからというふうな診断であれば、当然その医師の診断だと考えられます。さらに今後近隣の市町の情報も集めながら、宮代町としても研究をまず進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、英語科についてでございますが、貴重なご指摘ありがとうございます。英語科、教科化になりますので、教科ということは。基本的にはその教科を通しての人間形成、これが教科であると私は捉えております。つまり英語科を通して人間育成し、コミュニケーションを図ることができる子供たちの育成、その一つの手段としての英語科であるという考えで、今後学校を指導してまいる所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

先ほど申し上げたインフルエンザの対応でございますが、私の中で少し錯誤していたところがございますので、この後もう一度資料等確認をさせていただきまして、正しい内容を後日ご回答申し上げるということでよろしいでしょうか。大変申しわけございません。

○委員長（田島正徳君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございました。

教科になったときのと、教科になる前に町は文科省のあれで前から準備していくわけですから、教科になったときに嫌いな子ができないように上手にやれるいい期間だと思うので、私も２回研究授業は小学校、中学校と今年度と昨年度見に行かせていただきましたけれども、すごく仲よく小中連携とれていて、すごいいい試みだと思いましたので、これからも教科になったときのために、皆さんの子供たちが、本当に宮代の子たちが楽しく英語ができるという状況にお願いしたいと思います。

インフルのことは、じゃ後日よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で教育推進課分の質疑を終了いたします。

これをもちまして議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩　午後　４時２５分

再開　午後　４時３０分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

2018年度、平成30年度宮代町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

きょうはまだ教育費についても今審議したばかりでございます。改めて本会議の中で反対討論を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、反対討論の発言を許します。

金子委員。

○委員（金子正志君）　ありがとうございます。議席番号11番、金子正志です。

平成30年度宮代町一般会計予算に反対討論いたします。

まず、単年度の個々の数字には全く問題ないと思います。

しかし、反対する理由は、長期的な視野が予算に反映されていないということです。行政の不作為責任、適切に行使しておれば町民に損害が及ぶことが防止できたにもかかわらず、その行使を怠ったがために損害が生じてしまった場合の町の損害賠償責任を言う。これに当たるのではないかと思い、反対討論なんです。不作為行為とは、しないといけないことをしなかったこと。

宮代町は財政問題に対して合併は行財政運営にスケールメリットを生かす最大の行政改革であると認識していると言っております。認識していながら予算にはその取り組みが反映されていない。先送りされています。

詳しくは本議会で討論いたします。簡単に要点だけ発言させていただきました。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（田島正徳君）　起立少数であります。

よって、議案第25号　平成30年度宮代町一般会計予算についての件は、原案は否決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任を願いたいと思います。

休憩いたします。

休憩　午後　４時３４分

再開　午後　４時３８分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２６号の審査（住民課）

○委員長（田島正徳君）　それでは、議案第26号平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、出席しております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保年金担当主査（村山善博君）　同じく住民課で国保年金担当の主査をしております村山と申します。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

では、質問させていただきます。

私、国民健康保険の今の現状、町民の現状をちょっとお聞きしたいなと思っております。ここの資料では71、72ページですか。29年度では131万円以下が54.73％、195万円以下だという人は70.14％、これが今の宮代町の国民健康保険に入っている人たちの収入の現状だと思います。その中でちょっとわからないところがあるんですけれども、国保の宮代町の29年度と30年度のまず最初に保険料が幾らぐらいになっているのか、その辺のところをまず最初に答えていただきたいと思っております。

それと、２つ目なんですけれども、これは東京都の試算なんですけれども、給与収入が400万円で４人家族で、国保料は年に41.7万円ということになっております。これは東京の特別区なんですけれども、宮代町ではこの条件の中ではどのくらいになるのか。わかる範囲でいいです。400万じゃなくてもいいです。わかる範囲で答えていただきたいと思います。

それと、これ資料の75ページなんですけれども、高過ぎる保険料で滞納世帯が全国で312万世帯、これは2016年度の資料なんですけれども、312万世帯が滞納している。宮代町は75ページに書いてありますけれども、この中で28年度は資格喪失者を含んでいないということなんですけれども、これは含んでいたら28年度、29年度はどうなるのか、わかる範囲で結構です。

あと、資格喪失者というのは下に書いてあるとおりの人を言うんだと思うんですけれども、何かそれ、資格喪失者が何人ぐらいいたのかちょっとわからないんで、どういう人が資格喪失者なのか。書いてあるとおりだと思うんですけれども、もしそのほかに何かあるんだったらお願いしたいと思います。

あと、滞納者の差し押さえ、この辺のところをどういうふうにしているのか。生活費や貯金、土地とか何かを差し押さえているんだと思いますけ

れども、この生活費の差し押さえまではやっているのかどうか。幾らまで残しておくのか、差し押さえの場合は。

また、あと生活保護世帯なんかで保護費が入って貯金の中へ入りますよね。ほかの地域では生活保護費まで差し押さえたということで、新聞紙上なんかに出ていましたけれども、宮代町はそこまでやっているのかどうか。もしあったら教えていただきたいと思います。

あと、歳出なんですけれども、県のほうに上納する金額が９億6,246万円ですか。細かく言えば2,000円まで押さえているんですけれども、これの上納分の人数、何人ぐらいを計算上は人数として数えて、資料の72ページで保険者数は8,955人となっているんですけれども、その数でいいのかどうか答えていただきたいと思っております。

それと、資料の74ページです。短期の保険者証ですか、資格者証、交付発行が減っているんですけれども、この辺のところは発行の交付件数は厳格化して発行しているのか。どういう理由で発行数が減ったのか。

また、軽減世帯数、条例減免宅は、そういう人たちが増えているんですけれども、この辺のところはどういう関係なのか。

以上のことでちょっと最初にお聞きしたいと思っております。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野と申します。

１問目の国保税の29年度と30年度の保険税の額ですけれども、１人当たりの平均ということで答弁させていただきます。

まず、29年度につきましては１人当たり８万5,544円になります。30年度につきましては８万1,945円でございます。

続きまして、２問目の給与収入でのご質問ですけれども、これにつきましてはさまざまいろんなケースがございまして、お話のありました給与収入400万円ですと、今ちょっとこの場で出ないので、改めて資料のほうを提供させていただきたいと思います。

３問目も資格喪失の関係ですけれども、こちらもし資格喪失者を含めた場合ですが、28年度1,113になります。※印の27年度以前は資格喪失者も含むということですけれども、この内容につきましては、27年度賦課で実は26年度まで国保の被保険者だった方の人数も入っているというような説明でございます。

あと、ここにありました資格喪失者の意味でございますけれども、こちら国保だった人が社会保険とかほかの保険に移動された方のことを資格喪失者と言っております。

４番目、差し押さえの状況ですけれども、例えば28年度で言いますと、一番多いのが預貯金の差し押さえということになりますけれども、具体的には税務課の徴収担当のほうで具体的に行っておりますので、詳細につきましては私どものほうではちょっと把握してないような状況でございます。

６番目の質問の生活保護の人を差し押さえているのかということですが、生活保護の方は差し押さえてはいません。国民健康保険の被保険者にはならないということですので、差し押さえはできないことになっております。

それから、あと７番目の納付金の人数ですけれども、8,898人で積算をしております。

それから、８問目の短期証の人数がなぜ減ったのかというご質問ですけれども、１つは被保険者が減っているというのもございます。それから、あとは粘り強く短期証を出している方に督促をいたしまして、分納で納めていただいている方もい

るということでこのような数字になってございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

国民健康保険に入っている人たちの収入が大分落ち込んできている。これは平均すると国民健康保険の収入の平均というのはどのくらいになるのか、もう一度改めてその辺のところがちょっとわからないというのを先ほど聞くのを忘れました。失礼いたしました。ちょっと教えていただきたいということと、今の8,898人でこの保険税を割ってみると、１人頭８万3,559円と計算上ではなるんですけれども、これが平均の保険税になるんですか。その辺のところ現状をちょっと知りたいというのがありまして、なぜかというと、ちょっと高過ぎるなという感じはします。収入の割にはちょっと。それがあるんですよ。これじゃ本当に払い切れない。滞納者も増えます、これだと。県のほうに上納する額が９億6,246万2,000円ですか。それでこれを割ってみると、大体10万幾らになるかとも思いますけれども、その差額というのが町で繰出金としてやっているわけですか。

じゃ、これ逆に考えますと、繰出金が減っていくと、将来的には保険税が上がっていく、そういうことは考えられますね。国のほうでは大分計算したやつがあるんですけれども、将来的には10万ちょっとになるという話が今私のほうには届いております。そういう話が来ているということで、これは繰出金を将来的には減らして、そういうことをやっていくという考えがあるのか、ないのか、将来的です。あと３年とか５年とか。そういう考えもあるのかどうか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。

３点ご質問があったかと存じます。

１点目のまず平均的な収入というご質問であるかと存じます。まず、29年度で恐縮なんですけれども、29年度の１世帯当たりの平均所得が129万円でございます。これを例えば年金収入にいたしますと249万円となるところでございます。

続きまして、２点目の納付金の算定の8,898人でございますけれども、これはあくまでも県が試算した宮代町の被保数ということでございまして、町の予算編成上の被保数と若干違っているということでご理解いただきたいと思います。

それから、３点目でございますけれども、これから今後保険税をどうしていくのかというところでございます。ご承知のとおり、保険税の必要額は10万円を超えているわけでございます。標準保険税率も今の町の現行の保険税とは乖離をしているという状況でございます。そのため、町といたしましては、当面法定外の繰り入れの必要性はあるというふうには考えておりますけれども、都道府県化につきましては県内の市町村の必要な医療費を県全体で賄うという、いわゆるこれまでの市町村の中での支え合いから、県全体で支え合う、分かち合うという制度になります。そのため、法定外繰入金が考え方によってはほかの市町村を支えるために使われるというような見方も出てくるところでございます。

都道府県化の趣旨を考えますと、当然同じ所得、同じ世帯の構成員であれば、全県どこにいても同じ保険税ということが必要になってくる受益と負担の考え方がやはり求められてくるというふうに考えているところでございます。そういった観点から申し上げますと、やはり一定の基本的な考え

方のもと、いわゆる県の運営方針のもと、各市町村が標準保険税率を参考として保険税のあり方を検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。今東部地区15市町ございますけれども、30年度保険税を改正する市町が10市町ございます。宮代町につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現行の保険税との乖離、また県が試算している赤字解消計画をこれから策定するわけなんですけれども、その中で赤字解消計画をつくる市町村が実は県内34市町と言われてまして、そのうちの対象となる１人当たりの赤字の順位でいくと宮代町は６番目に高い、こういう現状があるということもご理解をいただきたいというふうに考えております。

そのため町といたしましては、県の運営方針のもと、30年度に入りまして赤字削減解消計画の策定を進めながら、保険税のあり方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。ただ、検討に当たりましては、被保険者の皆様の生活に対する影響も考慮し、負担水準が激変しないよう時間軸を置いて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

将来的には赤字団体として１人頭６番目に高いと今お答えになりました。それを実際に解消していくとなると、かなりの町民負担がまた増えてくる、そういうように簡単に考えると出てきます。私はやっぱり今の町民の収入ですか。町民税を計算したんですよ。どのくらいみんな収入があるのかなというふうに。町民税の平均だと均等割で、あと3,500円でしたか。そのほかに所得割ということで、６％のあれでやります。ちょっと１人頭大体何人で検討、計算しているのかというと、１万6,912人。それで、計算していくと、159万6,924円しか所得がないということで、計算すれば出るんですよ。６％としてね。これ100％集めたら、じゃ収入はどのくらいというのが出ますから、そういう町民の収入がそこまで落ちてきているのに、これ保険税が耐えられるのかな。大体保険税を見ていると東京のほうで見ると400万で40数万ですから、10％ですよね、保険税だけで。例えば159万10％だったら15万、16万の保険税になります。例えばの話、それは単純でね。そのように159万から15万も引いたら生活できませんよ。みんな全て保険税でも何でも滞納していく。これが増えていくというのが目に見えているという感じは私はするんですよ。やはりそこを何とか抑えなくてはいけない。赤字団体だから、じゃそれは放っておくということだと、いやという感じはしますよね。ますます町民の生活もおかしくなってくるし、町の税収だって入ってこない。入ってくるところが入ってこない。やはり取りやすい保険税というのはあると思います。滞納させない。取りやすい税金で運営していく。私はそういうふうに考えています。

ですから、やっぱりこれは制度として国のほうでこういうふうにしてしまったということでは国のほうにそれをもとに戻せということで、町でも声を大にして言わないとまずいんじゃないかなと。全国の市長会では言ってますよね、たしか何とかしろということでね。そのために助成金とかそういうのが国から出ていると思います。やはり声を大にするということは大事かなという感じはします。どんな小さな市町村でもみんなでまとまって国に言っていけば声が届くと思います。ぜひその辺のところを考えているのかどうかお答えください。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。

まず、１点、例えば先ほど159万円という数字が出てきたかと存じます。例えば一例を申し上げますと、１人世帯で年金収入が153万円の方の場合、こちらだと年金控除が入りますので、総所得が33万円になります。その33万円の基礎控除33万円を引いて、いわゆる賦課となるもととなる所得というのは０円になりますので、所得割はかからないことになります。７割軽減の対象になりますので、この方の場合は保険税でいきますと、１カ月940円、いわゆる1,000円に満たない状況になりまして、年金収入153万円に対する保険税の割合は0.74％ということになります。保険税につきましては、ご承知のとおり、低所得者の方に対しましては軽減が入るということでまずご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、議員がおっしゃられているとおり、国への要望でございますけれども、やはり国民皆保険制度を維持していくためには、国が責任を持って財源を確保し、安心して受けられる医療保険制度の運営が図られることが必要であるということは私どもも共通した考え方でございます。そのため、協議会、また町といたしましても積極的に国への要望活動をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

そういう中でいろいろな軽減措置があったんですけれども、それが改定されていると思いますよね。やはり町民の負担がその分また増えてきている、医療にかかるとね。その辺のところも含めて町民の１人当たりの保険税の利用した分でもかかってきている。やはり国民健康保険の税額だけじゃなくて、一人一人がどれだけ負担増になっているのか、その辺のところも考えなくてはいけないと思います。

やはり年収が少なくなって、それに医療費で何万円も払って、下手すると高額医療が、これが変わってくると思います。その辺のところも含めて、１人当たりのやっぱり収入が増えてませんから、減っているばかりですから、やはりそういうことを町のほうも考えて、繰入金、それも増やして、町民に負担がかからないようにしていくのが地方自治体の役目じゃないかなと私は思っているんですよ。

これは国のほうの制度もありますから、町のほうに責めていってもこれは仕方ない部分もありますけれども、やはり町でそういうことで助けていかないと、なかなかこれは難しい方向になってしまうんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひその辺のところを繰入金を将来的にはなくすというんじゃなくて、充実していくことが私は必要かなと。国のほうでも繰入金は認めていますので、ただ、国のほうの制度としては繰り入れすると点数が少なくなって、何かそういう制度をつくっていますよね。繰入金を少なくしろという感じで仕向けているような、そういう制度になっていると思います。それに負けないように、町のほうでも頑張ってほしいなと私は思っていますので、ぜひその辺のところを含めて頑張ってほしい。国のほうにも言ってほしい。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

前段の山下委員と若干タブるところもあるかもしれませんが、ご質問させていただきたいと思います。

まず、222ページ、223ページの国民健康保険税の関係でございます。

先ほど国保税について平成29年度が８万5,544円、平成30年度が８万1,940円、これは１人当たりの調定額ですね。はい、わかりました。ということで報告あったんですけれども、まず保険税は変わらないと。しかし、被保険者の減少によって5,875万5,000円の減額となったというところです。これは退職被保険者等国民健康保険税も同じなんですけれども、この辺の被保険者の減少することのなぜそうなるかというところのまずご説明をお願いしたいと思います。

それから、国保税なんですけれども、やはり国のほうでは市町村の一般会計からの法定外繰り入れを認める方向に転換しました。当初赤字を６年間にわたって解消する。だから、法定外繰り入れがどうなるかわからないということは最初のころ言っていたんですけれども、そういうふうな方向で現在あるわけで、だとすれば、やはり前々並みの法定外繰り入れを確保すれば引き上げはしなくて済んだはずだ。そういうふうに思いますが、その辺についてもう一度しつこいんですが、それに対してこういう考えでやったと。私はわかりますけれども、あえて質問させていただきます。

それから、続いて234ページ、235ページ、趣旨普及費というのがあるんですが、これまで国保税に係るパンフレット及びジェネリック医薬品に係る普及啓発等の印刷費、これは確かに個々に関連する事業へ統合したことから、ここでは一応廃止ということなんですが、どことどこに統合されていったのか。１つは246、247の保健衛生普及事業ですか、ここにも行っているんですけれども、その辺の事業へ統合したことから廃止ということなので、どこへ行ったのかという説明もお願いしたいと思います。

続きまして、240ページ、241ページ、それから次の242、243ページの３款国民健康保険事業費納付金なんですが、これも先ほど山下委員、９億6,246万2,000円ですか。これは医療給付費分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分けているんですけれども、これについての資料も載っていますが、このあたりの積算根拠ですよね。それを示していただきたいと思います。

それから、244ページ、245ページの５款保健事業費の特定健康診査等実施事業なんですけれども、資料では79ページに載っております。特定健診の実施状況は平成28年度で県平均以下となっています。受診率で宮代町が37.3％に対し、県平均が38.9％ということなんですが、それで県平均よりも低いのに予算が82万6,000円の減となっています。これはどういうことなのか、その辺もお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１点目の222、223ページの被保険者が減少した理由でございますが、１つは平成28年の10月にありました被用者保険の拡大の影響が１つありますのと、あと、やはり後期へ移行している方が大変多くなっておりまして、大幅な減少となっているというようなことでございます。

それから、２点目の法定外の関係で29年度に税率改正をなぜ行ったかということでございますが、当初２億6,000万ほどの法定外繰り入れがありまして、その後も何もしなければ法定外がやはり多くなっていくというような状況がありまして、このままだと町の一般会計のほうもかなり厳しくなるということで、当時やむを得ず法定外の一部をある程度解消させていただくということで、おお

むね１億円程度にしようということで税率改正をさせていただいたわけでございます。

今後につきましても当面の間は法定外を続けてまいりますが、やはり法定外というのは、いわゆる国保以外の保険者の方の税金を投入しているということもありますし、また、町の財政のほうもやはり厳しいというようなことがありますので、一部解消に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。その際、税率改正だけではなくて、公費の獲得、それから医療費の適正化も今後とも努力をさせていただいていきたいというふうに考えております。

続きまして、３点目の234、235ページの趣旨普及事業の関係でございますけれども、１つは232、233ページのほうの一般管理事業のほうの需用費ですけれども、こちらに保険証の更新用のパンフレットの印刷代を計上してございます。

それから、２つ目が234、235ページの国民健康保険税の賦課徴収事業のほうですけれども、こちらのやはり需用費のほうに国保税のパンフレットの印刷代を計上させていただいております。

それから、もう一つが246、247ページの保健衛生普及事業のほうですね。こちらのほうにやはり需用費のほう、チラシの印刷代ということで計上させていただいております。

続きまして、240ページ、241ページの納付金の積算根拠でございますが、こちらの計算方法が大変複雑になっておりまして、まず、宮代町に必要な保険給付費というのを出しまして、そこから前期高齢者交付金などの県のほうで引かれる公費をまず引きます。その引いた額に今度は先ほどありました被保険者数とか、あと宮代町の被保険者の所得の状況の指数を掛けまして、最後に宮代町の医療費の水準を掛けて出すのが納付金の計算方法になっておりますので、先ほど予算計上させていただいた金額については、医療分については今言った計算方法で積算したのがこの数字になります。それに後期支援金と介護納付金に納める額を計上したのが納付金の総額というふうになっております。

続きまして、245、246ページの特定健診の関係でございますが、予算の減についてですけれども、こちら特定健康診査実施事業におきまして、委託料のほうで今年度29年度に第３期の特定健診の実施計画の策定委託料を計上してございましたが、それが終了することから、委託料において大幅な減になっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございます。

まず、222ページ、223ページと法定外繰り入れですから228、229ページに関連なんですけれども、国のほうでは国保税の算定についてはっきりと法定外繰り入れを認める方向になったわけですから、私はそういう意味ではやはり被保険者のことを考えれば、法定外繰り入れ、それは町の財政もありますけれども、やはり国保税を上げられたら、今までですさえ払いたくても払えない、そういう方が大変な思いをするというのは、先ほどもちょっと言いましたけれども、そういったことになりますので、それでどこの自治体も、それは本来国がきちっと昔みたいに国庫補助を入れてくれればそういうことはないんですけれども、そうじゃないので、それで大変な思いしているからということで、各自治体、法定外繰入金をしているわけですよ。

答弁を聞いていると、ややもすると宮代は１人当たりの法定外繰入金、確かに高いですよ。高いけれども、実際じゃ国保税はどうなっているかといったら、決して低いんじゃないんですよ。です

から、そういった意味でもきちっと法定外繰り入れで国保、これが命を守る本当に支える基本ですから、私はそういう立場に立ってやるべきだというふうに考えているんですけれども、先ほど国保税で確かに医療費が高くなっている自治体もあるかもしれません。でも、国も県も慢性的な赤字の国保を広域化することで財政基盤を安定させるのが狙いと言っているんですよ。だとすればそういうところ、宮代は宮代でやっていたけれども、県全体になって、そういった部分で高くなる分を支える分になっているかもしれないみたいな、そういうふうにも聞こえるんですけれども、今回のこの国保制度の変更というのは私は財政基盤を安定させるのが狙い、本当にそうなのかなというふうに思うんですけれども、その点もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、240ページから次の243ページの国民健康保険事業費納付金なんですが、これは担当者でないとなかなか我々１議員としてこういうふうになっている。県の所得水準だとか、応能割分と所得割分を案分した後、町の所得の関係も加味してきますので、これは複雑な計算だと思いますので、先ほども大ざっぱな答弁でありましたけれども、そのとおりだと思うんですけれども、その辺で総額でこういうふうになっていますけれども、それが医療費給付費ですか。それと後期高齢者と介護納付金がさらに加わってやるので、これは相当難しい数字なんですけれども、これはもちろんちゃんと出ていると思うんですけれども、どういうふうなことになっているのか、後で結構ですので示していただければと思います。

それから、244ページ、245ページの特定健康診査等実施事業なんですけれども、これはそうしますと私は先ほど特定健診、県平均よりも下がっているわけですから、これはむしろ力を入れていくべきというふうに思います。この減額については第３期特定健康診査等実施計画の策定業務が終わったということで、それは理解したんですが、健康診査の受診率を上げる、その策ですよね。それを考えていかなければいけないけれども、私は宮代に六花というのがあるんだから、あそこがすいていていいねというんじゃだめなんだと思います。やっぱりせっかくある資源と言ったら失礼なんですけれども、あるんですから、ましてやインフルエンザの予防注射を打つときは物すごい人がいっぱいで、日常的にこういうふうにならなくてはなと思うんですけれども、やっぱりそういう意味では六花を利用しなければいけないし、我々は利用しなければいけないと思っているんですけれども、そういうの等を含めてやっぱり受診率を上げないといけないと思うんですけれども、その辺の対策ですよね。これでいいわけないんですよ。県平均より悪いんですから、やっぱりそういう意味で対応策、どういうふうにやるのか、最後お聞きしたいと思います。

以上。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　それでは、私のほうからは１点目につきましてご回答させていただきたいというふうに思います。

まず、今後の赤字解消に向けた取り組みということになろうかと存じますけれども、２月７日に国・県からようやく赤字解消に向けた考え方、計画策定の考え方につきまして通知がございました。議員がおっしゃられるとおり、法定外繰入金が決して認められてないわけではもちろんございませんが、その通知によりますと、原則35年度までの６年以内に赤字を解消していくという考え方はあるところでございます。しかしながら、一方、その６年間で解消することが困難と認められる場合

には、市町村の実態を踏まえた計画とすることが認められているところでございますので、町といたしましては、計画の提出期間が実は延びたところでございまして、本来であれば29年３月といっていたところが、３月までに策定提出が困難な市町村にあっては30年度に提出することが認められたところでございます。

そのため、町といたしましては、30年度に入りまして引き続き検討してまいりたいと考えております。議員ご指摘のとおり、宮代町の被保険者につきましては高齢者の方が多く、低所得者の方が多いというところでは、やはり保険税の負担は大きいというふうには認識しているところでございますが、こういった被保険者の状況を十分に勘案し、ある程度の保険税水準が急激な変化とならないようにきちんと一定の時間軸を置いて、運営協議会と十分に慎重に審議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

２点目の特定健診の受診率を上げる方策について何かあるのかということでございますが、当然受診率の向上につきまして、私ども重要な課題と考えております。そのようなことから、昨年から特定健診については無料化を開始し、また健康マイレージのポイントの付与というような形で取り組みを強化したところでございます。

30年度につきましては、さらに健康マイレージの町の特典を、特定健診を受けた方に町の特典をさらに付与するというような取り組みとか、あと町内の医療機関、特に六花については先ほど六花のお話がありましたけれども、六花は昨年大変受診を頑張っていただきまして、町内で一番断トツで受診者を受け入れていただきました。今年度も引き続きお願いしているところでございます。

将来的にさっきの第３期の特定健診の実施計画にも載せさせていただいておりますけれども、やはり町の南側の地域の方はどうしても春日部の病院に受診する方がかなりおりまして、そういったこともわかってますので、今実施計画の中で春日部市への特定健診の乗り入れができるかどうかというようなことも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございます。

丸藤でございます。

国民健康保険税の関係、これまでも何回も一般質問でも取り上げてきましたし、今回予算審議が全員だということで、改めて予算の中で質問するわけなんですけれども、私は先ほども言いましたように、国民健康保険はやはり県と一緒になりますけれども、やっぱり命を守る大きな柱なんですよ、皆保険ですからね。そういった意味では所得が低く、高齢者が多い。どうしてもそういう軟弱な基盤となっているところで、やっぱり国が補助金を、国庫補助を出さない限り、これは町で、自治体でやるしかない。それしかありませんので、そういった意味では町も法定外繰り入れ、努力はしているけれども、金額では上がっても、国保税としてはその割には低いというわけではありませんので、その辺の兼ね合いをやはり十分見て判断していただきたいと。

今回特にその辺で単なる赤字解消、赤字解消ということで一般会計からの繰り入れはややもするとできないかもしれないみたいな、そういった中で国保税、前倒しで引き上げられていますので、やっぱりそういう意味ではきちっと今後も対応し

ていただきたいと、これは要望になってしまいますけれども、要望じゃあれなんで、もう一度しつこいようですが、その点加味してお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。

今回先ほど２月７日付で国・県から通知があったというお話をさせていただきました。その際、県からは今後の宮代町の被保数と納付金の推計が実はあわせて示されているところでございます。その推計と町の被保険者における国保税の推計を合わせますと、今後６年間で赤字はさらに広がっていくという推計になっているところでございます。そういったことも含めまして、議員のおっしゃられていることももちろん十分理解するところでございますので、今後宮代町にとっての保険税のあり方につきまして国保運営協議会等と慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ちょっと教えていただきたいのは、資料では保険税の調定額が28年度は載っているんですけれども、29年度を教えてもらいたいのと、今度県で調べた必要額、これが10万何がし載っておりますけれども、これは埼玉県で何位なのか。

そこでもう一つ聞きたいのは、これも比率は16年度を対象にしているんですけれども、17年度を対象にするべきかな。その数字が出るかどうか教えてもらいたいんですが、とりあえずそれは教えてもらいたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長でございます。

まず１点目のほうを私のほうから答弁させていただきます。

29年度の調定額ということでございますが、一応現年課税分ということで答弁させていただきます。２月末現在で７億2,585万55円が調定額となっております。

○委員（小河原　正君）　ちょっと１人当たりの。

○住民課副課長（草野公浩君）　１人当たりということで、２月時点の数字は出ていないんですけれども、先ほど29年度当初の数字ですと１人当たりは８万5,544円となります。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　県で出した比率は１人当たりの必要額が10万150円出ているんですけれども、17年度の比率で見ると上がるのか、下がるのかね。というのは、16年度で見ると、宮代町の必要額は98.25％になっているんですけれども、17年度の比率でいくと何％になるのか。そうすると、増減がどうなるのかなと。上がるのか、下がるのか出てくると思うんですけれども。あくまでも１人当たりね。

○委員長（田島正徳君）　住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。

まず、先ほど議員がおっしゃられた１人当たりの保険税必要額10万150円の数字でございますけれども、これは県内で29番目になります。町村で４番目ということになりまして、県平均では10万3,369円でございますので、県平均は下回っているという状況になります。この保険税必要額でございますけれども、国民健康保険、各市町村の保険事業全てを賄う、100％の収納率で賄うにはこの保険税が必要になりますよという必要額になりますので、単純には保険事業の内容であるとか、

公費の内容によって各市町村違いますので、単純には比較できないところではございますが、一応この10万150円というのはそういう順位になっているところでございます。

ちなみにこれが通常町で収納率が93%、94%でございますから、その収納率でいきますと、実際は10万6,000円以上なければ健康保険事業が法定外繰り入れしなければならないという額になってくるものでございます。

以上でございます。

○委員（小河原　正君）　はい、わかりました。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

――――――――――◇――――――――――

◎動議の提出

○委員（角野由紀子君）　委員長。

○委員長（田島正徳君）　・角野委員。

○委員（角野由紀子君）　委員長、討論・採決ですか。

○委員長（田島正徳君）　はい。

○委員（角野由紀子君）　一般会計予算が否決されています。その前提となる法定外繰り入れがあることから、採決できないと思います。

○委員長（田島正徳君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時３９分

再開　午後　５時５９分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

一般会計予算のほうで委員会において否決をされましたので、その関係でこの平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決ができませんので、延会といたします。

なお、次は３月12日、10時、ちょっとまだ内容はわからないんですけれども、10時に集まっていただくようにしていただきたいと思います。

以上です。

延会　午後　６時００分

予　算　特　別　委　員　会

第　６　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	
（議長 中野松夫君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	住民課長	小暮正代君
住民課副課長	草野公浩君	後期高齢者医療担当主査	関根盛純君
健康介護課長	小島修君	健康介護課副課長	岡村行雄君
健康介護課主幹	齋藤俊美君	健康介護課主幹	横内宏巳君
高齢者支援担当主査	齋藤千洋君	まちづくり建設課長	横溝秀武君
上下水道室長	高橋暁尋君	上下水道室主幹	忽滑谷和君
上水道担当主査	荒川俊二郎君	上水道担当主査	宮下義樹君
下水道担当主査	和田光春君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳

開会　午前１０時０１分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君）　おはようございます。

再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎発言の訂正

○委員長（田島正徳君）　平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての議題なのですけれども、その前に、教育推進課学校管理幹より３月９日の答弁における発言について訂正したい旨の申し出がありましたので、これを認めます。

教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（山口隆夫君）

学校管理幹兼副課長の山口でございます。

おはようございます。先日は大変お世話になり、ありがとうございます。

先日、私が答弁させていただきましたインフルエンザの出席停止について誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

お手元の資料ですが、昨年度県教委から出された資料でございます。出席停止についてでございますが、中ほどの発症日はというところをごらんください。このように示されております。「発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状38度以上の発熱等が始まった日です」と示されております。つまり、病院に行って診断をされた日ではなく、出席停止については、インフルエンザの症状、これが発症した日にさかのぼって出席停止の対応をするということになっております。この内容については、全県統一でございます。

こちらの資料は、埼玉県からの資料でございますので、今、私が申し上げたような対応を各方で実施をしております。

これにつきましては、引き続き学校にも周知徹底をしてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２６号の審査（住民課）

○委員長（田島正徳君）　それでは、議案第26号平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

詳しいことは本会議のほうで言いますけれども、高過ぎる国保税ということで、私たちは反対といたしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君）　起立多数であります。

よって、議案第26号　平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり

可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２８号の審査（住民課）

○委員長（田島正徳君）　引き続き議案第28号　平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

課長のほうから出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君）　おはようございます。

住民課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席しております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君）　おはようございます。

同じく住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○後期高齢者医療担当主査（関根盛純君）　おはようございます。

同じく住民課で後期高齢者医療担当を担当しております関根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　おはようございます。

何点か、ちょっと質問させていただきます。

全体的なことなんですけれども、18年度より低所得者、所得割が２割軽減が廃止となるんですけれども、この影響する人数と影響額というか、それをまず述べてもらいたいと思います。

それと、２つ目として、もと被扶養者の均等割り７割軽減から５割軽減になると思います。これの影響する人数と負担増、どのぐらいになるのか、お願いしておきたいと思います。

それから、高額療養費、上限額が引き上げられることで、窓口負担が１割負担の人、３割負担の人の影響額、上限額が引き上げられるということで。それの29年度が何人で、30年度はどのぐらいになるのか、わかったら教えていただきたいと思います。

それと、臨時特例交付金の廃止とか縮小によって、宮代町が受ける影響額、それを教えていただきたいと思います。

私たち日本共産党の場合は、この後期高齢者、前期高齢者という二手に分けることについては、もともと反対をしております。前期も後期もないということで、もともと老人に切りかえた時期に戻せということで言ってあります。その中で、この今回の４つの廃止とか、そういうのが含まれておりますので、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。ご説明をお願いします。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１問目の低所得者の所得割の２割軽減廃止によります影響でございますけれども、まず30年度の廃止となる被保険者の人数ですけれども、449人でございます。影響額については約233万円となる模様でございます。

続きまして、２つ目のもと被扶養者の均等割の軽減の縮小に伴う影響でございますけれども、人数のほうは178人でございます。影響額につきましては、約148万円となる見込みでございます。

続きまして、３点目の高額療養費の上限の引き上げによります30年度の影響でございますが、まず高額療養費についてですけれども、自己負担限度額を超えた部分に係る保険者負担分でございまして、この高額療養費の計算につきましては、被保険者の国保の診療状況によりまして、毎月変動するものでございますので、なかなか一律に影響額を算出することが大変困難であることをぜひご理解いただきたいと思います。

そこで、一例だけを申し上げますけれども、変わる前の平成29年の７月診療分と、変わりました平成29年８月分の診療分で、同じ病院に同じ診療内容でかかったという前提で一例を申し上げますけれども、７月のときに241名の方が高額療養費の該当になっていた方が、８月の変更後になりまして、非該当の方が96名となります。一例として申し上げさせていただきます。

次に、４点目の臨時特例交付金の廃止に伴う、縮小による影響額でございますが、臨時特例交付金につきましては、保険料の軽減特例措置に対して、軽減分を補填するための国からの交付金とされております。

30年度から縮小、廃止となるということで、縮小する部分が低所得者の所得割の２割軽減分と、もと被扶養者の均等割が７割軽減から５割軽減になる部分となりまして、広域連合の全体といたしましては、７億円の減少というふうに見込まれております。そのうち、宮代町分といたしましては、約380万円の減少となる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　これだけ宮代町の人たちに影響、また宮代町も影響するということで、後期高齢者にとっては大変な負担増になってくるというふうに、確かに今回、県のほうでは、後期高齢者医療、均等割と率が低くなって、３円引き下げるということにはなっております。しかし、先ほど言った該当する人は、値上げというふうになってしまいます。

宮代町では、国民健康保険から後期高齢者に移行する人、大変年金額も減っているし、なおかつ収入も低い人たちが、今度後期高齢者に入っていくということになると、大変今まで苦労した人たちが高額の療養費を払わなくてはいけない、こういう状態に陥るんじゃないかなと私は思っております。お金がなくて、高額の療養費を納めていく、これ、ちょっと制度上、まずい制度だなと私は思っているんですよ。宮代町としては、国とか県がこういうふうにやっているんだから仕方がないというふうに、これは全体的には制度上の問題ですから、宮代町ではどうしようもないような感じがしますけれども、これ国に対して引き下げるように求める方向というは出ていますか、議論としては。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　委員おっしゃいますように、低所得者の方が実際多くなってきているのも事実でございまして、当町といたしましては、以前から広域連合を通しまして、厚労省のほうに低所得者への軽減を継続するように、昨年の11月も要望いたしております。今後とも引き続き広域連合を通しまして、要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ぜひその辺のところは強めていってほしいと思っております。でないと、これから高齢者、大変な騒ぎになってくるんじゃないかなという感じがしますので。町のほうでもこれは一般会計から繰り入れるというわけにもいか

ないと思いますので、ぜひその辺のところは制度上の問題です、これは。制度を変えない限りは解決はできないと思っておりますので、ぜひ強めていってほしい。

以上を述べておきたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２点だけお願いします。

１点目は266、267ページの保険料の関係なんですけれども、84ページの資料にもあるように、今、山下委員からも言われたように、均等割が４万1,700円で前年度より370円減となっております。それから、所得割率もマイナス0.48％と、１人当たりの保険料が７万4,018円で３円、わずか３円引き下げたということなんですけれども、こういうふうになった理由、担当のほうも知っていると思いますので、その辺お答え願いたいと思います。

それからもう１点、先ほど軽減対策、広域連合独自の軽減対策を広域連合として講じていないので、町としても、軽減対策を講じるよう引き続き言っていきたいということなんですけれども、広域連合として何で軽減対策はとれないのか、その辺の理由についてお願いしたいと思います。

その２点。

○委員長（田島正徳君）　住民課課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課、小暮でございます。

まず、１点目の30、31年度の保険料の改定でございます。その理由、背景をどう把握しているかということでございますけれども、ご承知のとおり、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、２年に１度見直しをすることになっているものでございます。

広域連合といたしましては、懇話会を開催しながら、医療給付費の動向とともに、支払基金、いわゆる剰余金の活用等を踏まえ、検討され、協議を経た後、最終的には広域連合の議会で承認をされていくものでございます。

今回の改正につきましては、高齢者の生活への影響と制度の安定運営に配慮した改正となっているものと、私どもは理解しているところでございます。

あと２点目でございます。

広域連合のほうで、軽減対策がなぜ講じられないのかというところでございます。

一応私どものほうでも理解している点につきましては、議員ご承知のとおり、保険料につきましては、全て被保険者に等しくご負担いただくのが原則となっているところでございます。

その中で、所得水準の低い方につきましては、特例といたしまして、現行でも均等割につきまして９割軽減、8.5割軽減が講じられているところでございます。

所得の低い方につきましては、１カ月当たり500円以内程度となっているということもありまして、まだかなり低額に抑えられている状況でございます。そのため、広域連合といたしましては、この減免制度を維持していきたいというような考え方を持っているというふうに私どものほうでは聞いておりますし、そう理解しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　これは、町の担当者がこういうふうにやったわけではないですから、その辺は理解しての質問なんですけれども、さっき質問した１点目の関係なんですけれども、保険料、わずか３円しか引き下げないと。やはり医療費の増加が高齢者の暮らしを圧迫するというのは間違いないので、これは剰余金、先ほども出ましたけれ

ども、これはもっと取り崩してもいいのかなというふうに思うんですけれども、その点では、県のほうの剰余金というのは一体どれぐらいだったのか。

２点目はわかりました。その１点だけ。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　広域連合の剰余金がどの程度あったかということで、あくまでも見込みでございますけれども、保険給付費の支払い基金につきましては、29年度末見込みで約163億円あったというふうに聞いております。

それから、財政安定化基金のほうですけれども、やはり29年度末見込みで約99億円あったというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　確認なんですけれども、そうしますと、合わせて262億円ですよね。その中の剰余金、わずか107億円を取り崩したということだったと思うんですけれども、それでよろしいですか。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

実際に取り崩すのは、財政安定化基金の約99億円につきましては、こちらは目的がある基金でございまして、思ったように保険料が上がらなかった場合とか医療費が急激に伸びた場合の基金でございますので、この安定化基金については取り崩すことはないかと思います。

ですから、保険給付費の支払基金のほうの約163億円を今回取り崩したということになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　１点だけちょっと、前も説明を聞いたのかもしれませんけれども、剰余金というのは今163億円、もう一回確認、残高幾らになるのか、もう一回お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　保険給付費の支払基金の剰余金につきましては、29年度末見込みで約163億円となる見込みでございます。

今回、取り崩しますのが、そのうちの107億円を取り崩すと残りが約56億円になると思います。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で質疑終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

詳しいことは本会議の場で言いますけれども、１人頭の保険料、そのことについては、利用率を下げたということについては、たった３円ですけれども、下げたということについては賛成はしますけれども、そのほかの臨時交付金だとか縮小だとか、いろいろと述べられております。私たちはそれについては細かいことはまた別途で話しますので、反対といたします。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君）　起立多数であります。

よって、議案第28号　平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１０時２７分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２７号の審査（健康介護課）

○委員長（田島正徳君）　それでは、議案第27号　平成30年度宮代町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　おはようございます。

健康介護課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

職員につきましては、順次自己紹介という形をとらせていただきます。よろしくお願いします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　おはようございます。

健康介護課で高齢者支援と介護保険を担当しています副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（横内宏巳君）　おはようございます。

健康介護課主幹の横内と申します。介護保険のほう担当しております。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君）　おはようございます。

健康介護課高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　おはようございます。

健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

全体的なことで聞きたいんですけれども、宮代町の影響、それちょっとお聞きしたいと思うんです。

要支援の訪問介護と通所介護、保険給付から除外された自治体の総合事業に移されたと思います。特別養護老人ホーム対象者は要介護１から原則的に要介護３に縮小され、入所はどのくらいになったのか、その影響をお願いしたいなと思います。

それと、補足給付の縮小や利用料の２割負担に

なったと思います。その辺のところをどのくらい宮代町では２割負担によって影響を受けた人がいたのか。

あと、新たな介護保険法によって利用料の３割負担の導入がされたと思います。そのためには地域包括システムになっているんですけれども、３割負担の導入というのは全国では12万人が対象となったそうなんです。宮代町はそういうことで、特養ホームを退所された人がいるかいないか、お金が理由で、払い切れないということで。これは、本人に聞かないとわからないというふうに、入れかえがありますから。どういう理由でみんな入れかえが起きているのか、わかったらその辺のところをお願いいたします。

あと、認定のことなんですけれども、認定をするのに、国では財政的支援をするということで、インセンティブを厚くするということで言っていますけれども、これによって宮代町の影響はあるのかどうか、その辺のところもお願いします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからの質問にお答え申し上げます。

まず、総合事業の関係でございますけれども、当町におきましては、平成29年４月から新しい介護予防日常生活支援総合事業の事業を開始したところでございます。

こちらの事業の内容といたしましては、これまでの従来の訪問型介護予防訪問サービスと介護予防通所サービス、ヘルプとデイについて要支援者の方については引き続きその事業を継続してサービスが受けられると。また、基本チェックリストに基づいて、対象となったいわゆる事業対象者につきましてもその事業のサービスの提供が受けられるというものでございます。

それに加えて、新たな基準を緩和した形の訪問型サービスＡと通所型サービスのＡ、こちらにつきましては、人員や設備の基準を緩和した形でサービス提供を開始したところでございます。こちらのサービスの利用状況につきましては、平成29年で、平成30年１月の利用実績で申し上げますと、事業対象者もしくは要支援の認定を受けている方が319人でございまして、うち訪問型と通所型のサービスの利用者が191人という内訳になっております。こちらの内訳につきましては、事業対象者が12名、要支援１の方が54名、要支援２の方が125名という利用状況になっております。

続きまして、特別養護老人ホームへの入所につきまして、こちらは平成27年の４月から入所の要件につきまして、それまで要介護１以上の方が入所できるというものが、要介護３以上というふうに規定が変更になったところでございます。こちらにつきましては、それによって退所をされたという方はいらっしゃいません。その段階で入所されていた方については、引き続き入所が継続できるということになってございます。また、特例入所ということで、４項目ございまして、そちらの要件に該当すれば、要介護１、もしくは要介護２でも引き続き新たに入所ができるということになっております。

続きまして、費用負担の関係でございますけれども、こちらも平成27年から一定以上の所得がある方につきましては、介護サービス利用料のそれまで一律１割の負担であったものが２割の負担ということに変更になりましたけれども、こちらの理由によって施設等を退所されたというお話はいただいておりません。

また、３割負担が導入ということで委員さんおっしゃられておりましたけれども、３割負担につ

きましては、平成30年の８月からということでございますので、これから３割負担が導入されるということで、そちらのほうの影響については、今のところ特に試算等もしてございませんけれども、その３割負担が該当になる方の予測値でございますけれども、国のほうの資料によりますところによれば、全体の約３％ぐらいの人が３割負担に該当するのではないかというふうに見込まれております。

続きまして、認定の関係でございますけれども、国のほうで一定のインセンティブを与えるというお話を今いただいておりますけれども、こちらにつきましては、今回の介護保険法の改正によりまして、介護予防と自立支援ということで、サービスを提供することによって、介護予防に高齢者の方に努めていただいて、介護度が低下をすれば、国のほうからの一定のインセンティブが与えられるということになっておりますけれども、具体的にどのような形でインセンティブを受けられるのかということは、今のところ明らかな通知があったところではございませんので、どのような内容かということは現在の段階ではまだ見えない状況でございます。これにつきましては、今後の介護認定度合いが全体的に下がってくれば、そこの自治体保険者について、一定のインセンティブを与えるということを国のほうで言われております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

最初のところの確かに要介護１から３のほうに入所決定したと思いますけれども、それによって、特例法があるからということなんですけれども、実際には要介護１、２という人は宮代町では何人ぐらいいるんでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。

実際には、29年ですか、以前は入れた対象者が入れないという人は何人ぐらいいるのか。また、これから30年度の８月でしたか、３割負担になるということなんですけれども、その人たちは３％だからということなんですけれども、実際には１割、２割になった場合には、その人たちというのは最初は100％ですよね、１割から２割負担になったということに対しては、利用する人は。２割から３割は今度は３％だからということなんですけれども、これ、将来的にも３％の範囲の中でおさまるのかどうか、全体がこれにおさまっていく可能性があるのかないのか、もう時期ですから、その辺のところはどういうふうな見込みを持っているのか。

やはり利用者が負担増になってきているということは、確かだと思います。そういう点は利用する人が使いづらい介護保険になってきたのかなという感じはしますので、ぜひその辺のところはどういうふうになっているのか、実態を教えていただきたい。

それと、これまだ国の段階でどうなっているかということでやっていないということで、国の財政支援が介護費用を抑制した自治体に財政的支援をするんだということで、インセンティブ厚くするということで言っております。それを宮代町を実行するのかどうか、来たら。そうすると、やっぱり必要な介護を受ける人が利用者を抑制する方向に進んでしまうんじゃないかなと私は思って、危惧しているんですよ。その辺のところは宮代町はどういうふうに今後進めていくのか、国の言われたとおりに抑制を進めていくのか、その辺のところもどういうふうに考えているのか、ちょっとお願いします。お答えをお願いします。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副

課長の岡村でございます。

まず、特別養護老人ホームの入所の関係でございますけれども、平成27年から要介護１以上の方が入所できるものが要介護３以上になったということで、こちらの影響でございますけれども、こちらにつきましては、平成29年の12月の利用状況で申し上げますと、要介護１の方が２名それまでも入所されておりまして、引き続き入所されているという状況でございます。また、要介護２の方が９人利用をされております。特例入所で入所をされた方がうち６名でございます。９名のうち６名でございます。こちらの方が引き続き要介護１及び２で特別養護老人ホームに入所をされているということでございます。

また、負担割合の関係でございますけれども、平成27年からそれまで１割負担であったものが、一定以上の所得がある方については２割負担になったということでございます。それがまた平成30年８月からは３割負担も導入されるということでございまして、平成27年に１割負担から２割負担になった人が、全体で1,580人の介護認定を受けている方がいらっしゃるんですけれども、そのうちの２割負担になった人は174人でございまして、２割負担の比率が約11％でございます。平成28年度の段階で1,429人のうち、２割負担になった人が160人ということで、こちらも約11％の方が２割負担になったということでございます。

先ほど申し上げたように、今度は平成30年から３割負担が導入された場合には、国の試算では約３％の人が３割負担に該当をされるんではないかというふうに見込まれております。

続きまして、介護認定度が全体的に下がれば、国のほうで一定のインセンティブを与えるというお話がございますけれども、それについて、宮代町はそれを実行するのかどうかというお話なんですけれども、特に介護認定審査を狭めてというか強化をして、高い介護認定を与えないようにするというものではなくて、これまでと同様の介護認定審査をいたしまして、全体的な介護度が下がってくれば、そこは介護予防に積極的に取り組んでいる保険者ということで一定のインセンティブを与えるというものでございますので、特に町として実行するかどうかということについては、介護予防活動を強化していくということでございまして、引き続き介護予防には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の質問なんですけれども、現在の入所者数のことを言っているんじゃないんです。介護１と２の人が現在何人いるのかということなんです、はっきり言えば。もともとその１、２の人は介護認定で入所できたはずの人たちです。何人いるのかということなんです。

それと、最後に言われた国の財政的支援、インセンティブですけれども、厚くするということを言っています。これは、介護利用料を下げれば、おのずからそういうことはありませんよと、今、説明されたんですけれども、宮代町は、じゃ、介護医療上がっているんですか、下がっているんですか、全体的に。いつも説明では上がっている、利用者が多い、利用量が多いということでお話されます。そうすると、この認定から崩れる。その財政的国の支援がなくなる。そうすると、やはりこれは利用者を厳格にしていくということにつながるんではないでしょうか。宮代町はその辺のところどういうふうに考えているのか。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副

課長の岡村でございます。

まず、要介護１及び２の認定者数でございますけれども、こちらにつきましては、これは平成29年３月現在の介護認定者数でございますけれども、要介護１が357人、要介護２が276人となっております。こちらの方についてそのような形になっておりますけれども、実際に施設を利用されている方については、提出させていただいた資料の51ページにございますけれども、これは特に特別養護老人ホームだけではございませんけれども、施設と在宅の利用者数とその割合を示した表をこちらに掲載させていただいております。こちらのほうもあわせてごらんいただければというふうに思います。

また、介護認定度合いが下がった場合のインセンティブの関係でございますけれども、こちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、これまでと同様の介護認定審査を行った上で、全体的な介護度が下がってきた場合には、国のほうが一定のインセンティブを与えるということでございまして、先ほども申し上げたとおり、特に介護審査認定で意図的に介護度を下げるというようなことをすることは一切ございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　もとに戻りますけれども、要介護１、２が630人ぐらい、それだけいるということは、確かに要介護３以上の人は100％まではいかないですけれども、やれますけれども、１、２でも生活に大変困っている方がいらっしゃると思います。初期の認知症だとか、本当に家族が働きたくても働けない方もいます。そういう人たちを結果的に締め出したことになるんではないでしょうか。

私、こういう介護を必要とする人たちを必要な施設でやるということが町、国の責任じゃないかなという感じがしますので、その辺のところを実態を踏まえて、国の法律がこうだからということで、必要な人たちを締め出してしまうということは何のための介護保険かなという感じはしないでもありません。やはりこういう困っている人たちを最低限の面倒を見ていくのが行政の責任じゃないかなと私は思っておりますので、その辺のところを十分に考えて、進めていかなくてはいけないんじゃないかなと思っております。

最後に、先ほども言いました国の財政的支援がこういう介護給付費が多いところには、町には来ません。そのとき、どうするのかということなんですよ。

医療費の高い人は締め出しするわけですか、それとも意図的にさせないほうに動くんでしょうか。私はそちらが心配なんですよ。もし、そのまま推移していったら、財政的支援を町は出さなくてはいけません、国が出さない分。その辺のことが体制ができているのかどうか、もう一度説明をお願いします。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

介護認定度合いが下がってきた場合のインセンティブの関係でございますけれども、繰り返しになりますけれども、宮代町の全体的な認定率が下がってくれば、国のほうから町に一定のインセンティブが与えられるというものでございまして、特に故意に認定を下げるとか、そういうような認定をするわけではなくて、全体的な認定率が下がってくれば、介護予防に保険者は努めている、介護予防事業等が充実しているということで、国のほうからのインセンティブが受けられるというものでございまして、特に利用者への負担が増加す

るとか、町のほうからの給付費が増加するというようなものではございません。そこをご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　国のほうでは、地域共生社会の実現ということで、いろいろなことを言っています。その中の一つとして、自立支援、重度化防止取り組みによって介護費用を抑制したということで言っているんですよ、自治体にお金を回すということで。それが抑制がされなかった場合は、お金が回ってこないということなんですよ。その辺のところを今後やっていくということなんですから、今年の予算の中にはこれは入ってくると思いますよ、必ず。ということは抑制をするということになってしまう方向に進んでしまう可能性があります。私はそれをやめろというわけじゃないんですよ、これは国のあれですから。ただ、それは自治体の役目として、町民の命と健康を守る上でも、国がそういうふうに言っても、やっぱり町は守っていくんだということで、やれるのかどうかということ聞いているんですよ、はっきり言えば。

これ以上言っても答えは同じだと思いますので、これでやめたいと思いますので。

手を挙げているみたいです。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

最後のご質問で、総体的な答えをさせていただければと思います。

要介護認定の度合いを故意に下げるわけではないというのは、先ほど副課長からご答弁申し上げたところなんですが、厚労省の実態調査の中で、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後までそこで暮らしていきたいというふうにお答えしている方が、全体の６割を超えるような状況となっております。町としましては、そういった多くの方々が住みなれた地域で暮らしていくことを実現する必要があるというふうに考えております。

そういった視点から、町の事業としましては、認知症の高齢者の見守りに関する事業であったり、家族介護の負担軽減ということで、紙おむつだとかの支給、こういった事業にも取り組んでおります。さらに福祉用具のほか住宅改修、こういったところにも取り組んでおりまして、高齢者のそういった要望に応えることができるような事業に積極的に取り組んでまいりたいと。さらに、認定を受けて、必要なサービスについては十分保険給付で提供していくというふうに考えておりますけれども、そうならない期間をより長く、健康でいられる期間をより長くしていく必要があるということで、介護予防の事業にも積極的に取り組んでいく。

結果的に元気な高齢者が増えることによって、保険給付が削減、増えることを抑制して、その結果、保険料にはね返るというそういった部分が少なくなっていくという、ようなことで、まずは健康な高齢者を増やしていくというのが、優先されるのではないかというふうに考えております。

そういった視点から、要介護認定を決して国のインセンティブが欲しいがために故意に下げていくというようなことはなく、適正にそこは要介護認審査会のほうで認定を出してもらうというようなことでやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

297ページの一般介護予防事業費の中の３目地域介護予防活動支援事業の委託料のところで、介護予防健康づくり活動支援事業の委託料とありますけれども、こちらはどちらに委託されたものなのか。

こちらとあと、介護予防活動の地域展開を目指し、誰もが参加できる体操やサロン開催による外出機会の提供ということで、こちらサロン等で体操教室かと思うんですけれども、こちらの体操教室が町内幾つあるのか、そしてこちら参加されるのに、お一人お一人負担額等あるのか、こちらをお聞きしたいです。

あともう１点、その下の介護予防リーダー養成講座と介護予防サポーター養成講座委託料とありますけれども、多分このサポーターとなるのがこのプラザサポーターの養成というところだと思うんですけれども、こちらのまず介護予防リーダーが何人いるかと、このプラザサポーターというのがどういった役割をするのかをお聞かせください。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

野原委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の297ページ、地域介護予防活動支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、それぞれの介護予防活動、町内で住民主体で展開されている介護予防の活動について町のほうから支援をしていくというものでございますけれども、こちらにつきましては、現在、提出させていただきました資料の85ページに、まず地域交流サロンの活動団体の一覧を掲載させていただいております。地域交流サロンは現在23カ所で、週に１回から月に１回程度それぞれの集会所等を利用して活動をされております。

また、地域交流サロンと兼ねて体操に特化した自主グループの活動が行われているところ、また地域交流サロンとは別に、体操をメーンに活動されているところもございます。そちらが現在、町内に14カ所、それぞれ住民主体の体操を中心に活動をされている団体がございます。こちらにつきましては、私たちの予算書の９ページと11ページに掲載をさせていただいております。まず、９ページは地域交流サロンということで、今、23の団体が月に１回から週１回ぐらいの頻度で集会所等でまず地域の方々との交流から健康体操等の取り組みなどを行っております。

ちょっと質問が飛んでしまいますけれども、そちらの負担金、参加費用というお話もございましたけれども、これはそれぞれのサロン等でも違いまして、無料で行っているところもあれば、食事代として数百円の参加費用を徴収しているところもあるというふうにお話は伺っております。

また、私たちの予算書の11ページの介護予防健康づくり活動支援事業ということで、地域の自主的なグループ活動として、介護予防や健康体操に取り組んでいただいているグループへの健康運動指導士等の専門職を派遣して、出前講座という形でそこの体操の指導等をしていただいております。こちらが介護予防活動支援事業の介護予防健康づくり活動支援事業の委託料の一部でございますけれども、こちらにつきましては、東海体育という会社があるんですけれども、東海体育というところと、東京体育というところにお願いをいたしまして、健康運動指導士等の専門職の派遣をしていただいて、出前講座もしくは介護予防の講座等を実施していただいているところでございます。

また、この介護予防リーダーと介護予防サポーターでございますけれども、介護予防リーダーにつきましては、現在、私たちの予算書では、介護

予防リーダーを120名確保するというのが32年度までの目標でございますけれども、毎年20人前後の介護予防リーダーの育成をしてきております。また、育成をした介護予防リーダーにつきましては、なるべく最新の知識、技術が保てるように介護予防リーダーのステップアップ勉強会というのも年に２回開催をいたしまして、これまでに育成をいたしました介護予防リーダーの方に参加をしていただいて、講習を受講していただいているところでございます。介護予防リーダーにつきましては、その地域での自主的な介護予防活動の中心的なメンバーとして、そういう役割を果たしていただいているところでございます。

また、介護予防サポーターにつきましては、プラザサポーターということで、こちらにつきましては、やはり自主的な活動の団体を支援するためにプラザサポーターということで育成をしておりますけれども、こちらについては、本来であれば健康運動指導士が派遣をして、専門職の指導が必要なところについては健康運動指導士、もしくは専門職でなくても、体操の方法等の指導をする場合にはプラザサポーターという方がそちらへ出向いていただいて、体操等の指導等していただくということでプラザサポーターの育成をしているところでございます。こちらにつきましては、平成29年から開始した事業でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

こちら介護予防活動、こちらの体操教室など、それぞれ皆さんサロンなどでやっているということですが、町としてはこちら介護予防ということなんですけれども、対象の年齢は大体幾つからとお考えでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

こちらの事業につきましては、地域支援事業の一般介護予防事業になります。これは、前段の議員さんからもお話ありましたいわゆる総合事業、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の一部でございまして、介護予防・生活支援サービス、そのほかに一般介護予防事業の中の介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業でございますので、これは65歳以上の高齢者の方が対象ということになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

一応65歳ということですが、こちらのほうに例えば65歳未満の方でも通っていらっしゃる方とかいらっしゃったりするんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

65歳未満の方につきましても、実際に介護予防リーダーとして活動していただいている方もいらっしゃいますし、これからのプラザサポーターとしても活動をしていただくということで、積極的に参加をされている方がいらっしゃいます。

サービスの提供を受けるのはあくまで第１号被保険者ということで、65歳以上の方ということになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

介護保険自体が40代から始まると思うんですけれども、やはりこの年代から介護保険というもの

に触れていくといいますか、かかわってくるので、こちらの方なんかも興味を持っていただけるようなことをしていけたらいいのかなと思っておりまして、今、民間のライザップなんかがこういう自治体のほうに入ってきていて、プロの手を入れて、利用者の方から一応2,000円とかそのぐらいの金額を提出していただいた上で、かなりきめ細やかなプログラムで行っているという自治体もございまして、そういう感じであると、きっと皆さん興味も持たれるのかなと思ったりもしたものですから、こういうこともちょっと考えていただければなということで、こちら要望ですが、質問のほうは大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時２４分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

先ほど、後期高齢者医療保険料のところで、ページ数266、267と言いましたが、訂正してください。先ほどは、326と327ページです。

私は、ページ数を言いながら、わかりやすく質問したほうがいいと思いまして、とっさだったものですから、すみません。住民課が、国保の次は後期高齢者になっていたんで、すみません、間違えました。訂正します。

それで、介護保険料の関係で266、267ページの関係です。

私も一般質問していますので、ある程度わかっているんですが、確認もしながらお願いしたいと思います。

介護保険料なんですけれども、確かに１円でも下がれば、引き上げはなかったということになりますけれども、私はそれでいいのかなというふうに思っています。それで、一般質問のときには、近隣の介護保険料の状況はどうですかということで、まだ予算も通っていないとかということで、答弁しなかったんですけれども、近隣ではもう終わったところもありますし、どういう状況か改めてお願いしたいと思います。

それから、引き上げはなかったということなんですけれども、近隣の状況からいっても、私はこの介護保険料でいいのかなと。やはり今の高齢者の置かれている状況からすれば、やっぱりもっと引き下げていいのじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺も含めて伺いたいと思います。

こういうふうになった背景だとか、それはわかるんですけれども、やはりその点はどういうふうに加味されて、こういうふうな介護保険料になったのか、その点を伺いたいと思います。

それから、待機者の問題なんですけれども、これもお聞きしました。宮代では、当面、待機者は45人ということなんですけれども、姫宮に特別養護老人ホームができます。100床規模だと思うんですけれども、４月からオープンということなんですけれども、これらも加味してなんでしょうけれども、推移状況は、待機者は、入所を希望している方に対しては、これで十分対応できるというふうに答えてもいるんですが、そうなのかどうか。

それから、今度新しくオープンする特養ホームなんですけれども、４月からということなんですが、体制はもうできているのかどうか、その点も含めてお尋ねしたいと思います。

とりあえず私は大きなところで、その点伺いま

す。以上です。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の266、267ページ、第１号の被保険者の保険料についてでございますけれども、こちらにつきましては、当町の保険料は、今議案としてお願いしております介護保険料の改定ということで、第６期が基準額4,881円に対して、第７期は4,880円ということで１円減額の改定案を提出させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、今後３年間に係る総給付費から第１号の被保険者の負担割合に基づいて計算をさせていただいたものでございます。そちらに一定の介護保険給付費の準備基金の取り崩しを行って、そちらを投入することによって１円減額という結果になったわけでございますけれども、こちらにつきまして、もう少し減額できるのではないかということで、担当といたしましても、十分に精査をしたところでございます。

こちらにつきましては、なかなか減額できなかったという要因についてでございますけれども、まず１点は、介護報酬の改定がございました。前回のときは、2.27％の減額の介護報酬改定があったわけですけれども、今回につきましては、平均で0.54％の増額改定となっております。こちらのほうも勘案をいたしたところでございます。

また、１号の被保険者の負担割合でございますけれども、こちらにつきましては、第４期が20％、第５期が21％、そして第６期が22％ということで、１％ずつ上昇してきておりまして、今回の第７期については23％ということになりました。１％増額になったということでございまして、こちらのほうもなかなか減額できない要因になったところでございます。

このようなことを加味して、保険料の算定を行ったところでございますけれども、介護保険の給付費準備基金を２億9,000万円で取り崩しを行って、何とか１円の減額改定ということになったところでございます。

準備基金の残高は約３億2,140万円あったところでございますけれども、これを全額取り崩しを行ってしまいますと、今般の制度改正の影響や突発的な介護需要による不測の事態が発生することなどを考えますと、やはり３年間の介護保険料でやりくりするシステムということから、万が一保険料が不足をするというような事態に陥ったことを想定しますと、どうしてもある一定額は準備基金を残しておかなければいけないということで、いろいろ精査をした結果、4,880円ということで、設定をさせていただいたところでございます。

近隣の状況でございますけれども、こちらにつきましては、一般質問でもお答えしているとおり、近隣市町では、準備基金を全額投入しても上げざるを得ないところもございました。一般質問の段階で議員さんもおっしゃられているとおり、それは久喜市でございますけれども、久喜市については2.8％の増額改定ということでございます。あと白岡市も６％の増額の改定ということになっております。近隣で減額の改定を行ったのは杉戸町でございまして、杉戸町は10.7％の減額の改定を今、議会のほうに提出をしているところということでございます。また、蓮田市も1.7％の減額の改定案を提出しているというところでございます。近隣については、上げたところと下げたところが約半々ということでございます。

県内全域を見ますと、やはり同じような状況でありますけれども、どちらかというと上げるところが多いという状況になっているようでございま

す。下げたところは、全自治体のうちの７団体、残りの56団体については皆増額の改定、もしくは据え置きということになっております。

続きまして、特養の待機者と姫宮に新設される特別養護老人ホームの関係でございますけれども、こちら提出をさせていただきました資料の76ページ、77ページに近隣の特養の定員数と入所待ちの数が示されておりますけれども、町内の特別養護老人ホームにつきましては、76ページのみつなみ会の「みどりの森」、こちら定員80人で、待機者等については未公表ということになっております。「ふるとねの郷」も未公表でございます。また、真善会の「もみの木」につきましては120床の定員で、今入所待ちが17人という状況でございます。こちらの資料につきましては、１人の方が幾つももの施設に入所希望を出している関係がありますので、重複されている部分も多いと思いますけれども、現在の宮代の待機者については、県のほうで集計した待機者数が45人でございます。そのうち、要介護３以上で今すぐに入所したいという方が約半数おりまして、こちらについて、姫宮に新たにオープンいたします特養が100床でございますので、そちらで十分に対応できるのではないかというふうに見込んでおります。

また、開設の状況でございますけれども、４月からの開設ということで、そちらの体制なんですけれども、先日、議会の現地視察でごらんになったとおりでございまして、現在、最終的な検査等に入る段階に来ているということでございまして、来週の３月17日に内覧会も実施されるということで、皆さんには入所希望の方を今募っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

近隣では、介護保険料、春日部、久喜市、白岡、上がったところはというふうに伺っています。今、答弁にありましたように、久喜市では、準備基金も全部取り崩してゼロになってでも、まだ上げなくてはいけないと。これは、前回、第６期から７期の関係でこういうふうになっているというだけで、やっぱり介護保険料そのものがどうかというふうになれば、私はやっぱり宮代の介護保険料、相対的に高いと思うんです。ですから、むしろ今言ったように現象として６期から７期の間こういうふうになった増減はあるにしても、やっぱり高過ぎると思うんですよ。

実際、町で行った実態調査でも、「ややゆとりがある」、「大変ゆとりがある」というのがわずか7.7％で、「普通」が61.6、「大変苦しい」と「やや苦しい」、これが25.8％、これ、ほかの町じゃなくて、宮代町の実態なんですよね。ですから、今、しかも年金がだんだん引き下げられる、そういう中でやはり大変だと思うんです。

それをやっぱりこういった宮代町のお年寄り、高齢者の実態に合わせて、それから近隣の動向、県内の動向を見て、介護保険料というのを決めなくてはいけないと思うんです。

そういった点では、人口を増やしていくにはどうしたらいいかということで、よく話をするんですけれども、若いお父さん、お母さん方にとっては保育料が安いとか学校給食費が低い、そういうところにはやはり行くわけですよ。あと住環境がありますよ。

介護保険料が高ければ、じゃみんな高いからと言って出ていくかと言ったら、そうじゃないんですよね。そういう意味では、大変な思いしていますので、その辺はどういうふうに見たのかという

ことをまずお聞きしたいと思います。

それから、待機者の関係なんですが、これはやっぱりこれからもきちんと見ていかなければいけないんですけれども、要介護３以上の入所待機者45人ということで、姫宮の特養もできるから、今のところは大丈夫なんだということなんでしょうけれども、さらにこれからは、高齢者もどんどん団塊の世代増えていきますし、これでいいというわけにはいかないと思うんですね。そういった意味では、よく介護担当者には聞くんですけれども、やはり特養ができるんですけれども、できたらできたで、これにかかわって、介護保険料もやはり何もしなければいいんですけれども、事業やっていったりそういう要因が増えてくると、介護保険料にもはね返るという話も聞いているんです。やはりそういった意味でも大変だとは思うんですけれども、その辺待機者、県のほうへの報告もしてきているんでしょうけれども、これで本当に十分なのかどうか、それから今後どういうふうに施設整備を町として指導なされていくか、その辺の考え方、それから現在、内覧会もするということなんですけれども、もう姫宮の特養ホームはきちんと職員から全部整っているんでしょうか。もう４月からは、その辺も全部整ってオープンするというふうな状況になっているのかどうか、その点も改めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答え申し上げます。

まず、第１号被保険者の保険料についてでございますけれども、当町の保険料の額につきましては、第６期の時点でほぼ県の平均ということになっておりますけれども、当町につきましては、やはり介護保険料算定の段階でも申し上げましたけれども、介護給付費総額を３年間の被保険者数で負担していただく割合23％を掛けて積算をしてきたところでございます。やはり当町につきましては、近隣他の自治体と比較しまして高齢化率が非常に高いということと、このコンパクトなエリアの中に介護サービス施設、もしくは入所施設が多く存在するということで、特別養護老人ホームなどにつきましても、整備率が近隣市町に比べて、非常に高い整備率というふうになっているという関係もございまして、どうしてもサービス提供する施設やサービス事業者が多く存在しますと、利用する側も余りサービスがない市町に比べて利用しやすいという環境もございまして、給付費が上昇していくというようなことがございまして、保険料がどうしても高くなってしまうということが考えられます。

先ほども申し上げましたように、準備基金等を投入して、何とか下げようということで積算をした結果、１円減額ということで算定をさせていただいたということでございます。

また、次に、待機者の関係でございますけれども、先ほど申し上げました45人の待機者というのは要介護１からの待機者でございまして、要介護１の人が３人、要介護２の人が４人、３の人が17人、４の方が14人、５の方が７人で、合わせて45人というふうになっております。45人のうち、今すぐ入所したいという方が14人になっております。ほかの方につきましては、１年以内、もしくは１年以上先や特に入所希望の時期がないと。特に入所希望の時期がないという方が一番多くて、45人のうち26人いらっしゃいます。この方たちにつきましては、やはり特養の整備率が高いということもありまして、いずれは入りたいので、一応入所希望を出しておこうというような方が多くいらっ

しゃいまして、施設のほうから空所ができたので、入所の順番が来ましたけれどもどうですかというお話があると、結構な割合で「次の方に」ということで言われることが多いというふうに施設のほうから伺っております。

そのようなこともございまして、今の段階では姫宮の新しくオープンいたします特別養護老人ホーム100床で十分に対応できるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

また、今後の施設整備の計画でございますけれども、次の計画につきましては、現在の段階で、特別養護老人ホームの整備計画につきましても位置づけを行わせていただいているところでございまして、今後もその待機者の状況等を注視しながら、整備を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

姫宮の特養の体制についてでございますけれども、３月17日に内覧会が実施されて、もうあとは検査に今取りかかっているという状況というお話は聞いておりますけれども、職員採用につきましても、予定していた職員を確保できたというお話を伺っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

介護保険料の関係については、どうしても町のほうのサイドからすれば、やっぱり今置かれているサービス体系だとか、その辺からの目線で答弁も言っているんですけれども、先ほどから言っているように、住民の目線からいけば、高齢者は大変な状況なんですよ。苦労して長いこと生きて、そしてやっと自分が高齢者になったときには、大変な思いをするという、それ、やはり日本の置かれている社会保障そのものがやっぱり問題だと思うんですけれども、そういった点では高齢者の置かれている状況からどうなのかということで、そこから視点を置いて物を考えていかないとだめだと思うんですけれども、その辺ではどうなのか。

それから、先ほども突発的な介護需要による不測の事態というふうに言っているんですけれども、だから準備基金はある程度必要だという考えもあるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか、どういった不測の事態なんでしょうか。これだけ基金を置いておかなければいけない理由、それから、先ほど久喜市の事例も挙げましたけれども、そうは言っても、そう言っていられないので、全部取り崩す、あと、補正係数なんかもあると思うんです。だからそういう調整もやって、今の介護保険料なんですけれども、やはり私はこれではやっぱり基金ももう少し取り崩しても、取り崩したって何百円にしかならないわけですよね。それでも、努力したというふうに私は見えるんですけれども、今回のこういった介護保険料の状況じゃその辺の努力はどうなのかなと。それから、高齢者の置かれている状況はどうなのかというその辺の目線は少し足りないのかなと言わざるを得ないんですけれども、その点、再度お願いしたいと思います。

それから、当面、入所待機者、推移を注視してということなんでしょうけれども、第７期ですから、第８期、第９期というふうになっていくものですから、その先のことはまたそのときにということだと思うんですけれども、先、先と考えていかなければいけないと思うし、当面、姫宮の特養ホームについては、うわさで、まだ職員がきちんと確保されていないみたいなそんなうわさもちょっと聞いたものですから、どんどん進めて、今、職員も確保されているということで、私は安心したんですけれども、ややもすると、あそこは３階建てですけれども、１階、２階、３階というふう

に職員を確保していくみたいなうわさも聞いたものですから、それがないということであれば、私もそれでとりあえず安心はするんです。その点、介護保険料の件で１件、住民の目線から見てどうだったのかということで、お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

まず、第１号被保険者の介護保険料の設定についてでございますけれども、こちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、準備基金３億2,140万円のうち、3,140万円を残して２億9,000万円取り崩しを行いまして、投入をしたところでございます。

全額投入をすれば、あと約70円ぐらい減額できなくはないという試算はしておったわけでございますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、介護報酬の増額改定や不測の事態というふうに申し上げましたけれども、この不測の事態というのは、いつ何時どのようなことが起きるかということではなくて、突発的な介護需要が発生することや、近隣の自治体についても、例えば春日部の内牧にも特養が新設されるというようなこともございます。近隣のそのような新しいサービスの展開等があった場合には、どうしてもそちらのほうの介護需要が高まるということもございますので、大体１カ月の給付費の第１号被保険者の負担割合の半分程度でございますけれども、3,000万円を準備基金として残しておいて、そういうことにも対応できる体制をとって、算定をさせていただいたところでございます。

あと、意図的に介護保険料を下げてしまって、住民の方々、被保険者の方々が十分なサービスが利用できない、受けられないという事態になってもこれはいけませんので、十分なサービスが受けられるような体制を継続していくためには、どうしてもこの額で設定をせざるを得なかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　全体的には本会議でお話しますけれども、在宅施設でもそうなんですけれども、高過ぎる保険料・利用料、これをもちまして反対意見といたします。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君）　起立多数であります。

よって、議案第27号　平成30年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告させていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時００分

再開　午後　１時００分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２９号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（田島正徳君）　それでは、議案第29号平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　お疲れさまでございます。

まちづくり建設課長の横溝です。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（和田光春君）　下水道担当の和田と申します。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　公共下水道、お金がかかるということはご存じです。そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、平成30年度予算案の中に中川流域下水道の施設整備及び維持管理に対する負担率、これは毎年上がっているんですよね。今年は400万だったっけ、上がっているのは。

そういうことで、連続で上がっていますけれども、どういう理由で連続ではこういうふうに上がっているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

ご答弁申し上げます。

中川流域下水道の負担金に関するご質問でございますけれども、中川流域下水道の負担金につきましては、建設に係る負担金と維持管理に関する負担金がございます。建設に係る負担金につきましては、流域下水道のほうで新たに省エネ事業、新規増設、改築及び耐震等の事業費がかかるところで、こちらの市町村の負担分を求められているところでございます。

ですので、毎年事業費については上がったり下がったりするものなんですけれども、近年においては上がっているところでございます。

もう一つ、流域下水道の維持管理負担金につきましては、こちらを宮代町から中川流域に流す量に対して単価40円がかかるものでございまして、昨年の実績をもとに今回、事業費のほうは108万5,000円減額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　宮代の一人一人の下水道料

金、これは水道料金にリンクすると思います。この省エネとか耐震だとか市町村の負担分が増えているからと思います。

それと同時に、流域下水道の流す量が100万減ったといいますけれども、現実的にはこの建設負担金が300万、数年前から4,000万円以上増えていると思います、全体で。1.4割負担ぐらい増えていると思いますので、その辺のところで、何でこんなに増えるのかなという感じは私はいつも思っているんです。それが利用者にみんな負担割合が水道料金に合わせてリンクしていく。その辺のところ、町のほうでは県のほうにはどのように意見を求めているのか。県から言われたとおりに払っているのか、その辺のところ、どういうふうに考えているのか、その辺のところを教えていただきたいんですけれども。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

ご質問にお答え申し上げます。

中川流域の下水道の負担金につきましては、県のほうで改築なり新規の整備なりに基づいて事業のほうを行っておりまして、市町村のほうは流域下水道に流し込む量に基づいて各市町村が分担して負担金を払っているものでございまして、一応町のほうとしては、県からの請求があったものを現在では支払っているところなんですけれども、議員おっしゃられるように、なるたけ工事費について抑制をしてほしいというような旨については今後、協議会等で話していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ぜひそのようにして強力に県のほうに言って、町の負担が多くなればやはりそれが利用者に負担がかかる、それは当然のことだと思います。黙って何でも従っていたら、利用者がばかを見る。ばかを見るというわけじゃないんですけれども、安全上、下水道という公共の衛生上は必要だと思います。それと同時に、水道料金とのリンクしているということで、水道料金が高いということではどのくらいの割合なのでしょうか、どのくらいのパーセンテージ。

そして、このリンクした料金というのは、宮代町は何番目ぐらいなのか。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

水道料金につきましては、水道料金の会計のほうで行っているものですからお答えすることはできないんですけれども、下水道料金につきましては、こちらにつきましては、宮代町下水道条例に基づいて、２カ月につき20立方メートルで、基本料金が1,524円。こちらは消費税抜いた金額ですけれども、20立方を超えていくと、１立米につき95円、40立方以上になると、１立米につき105円と金額が決まっておりまして、これに基づいて料金のほうを使用料としていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　埼玉県で何番目ぐらいになるんでしょうか、料金は。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

下水道料金については今、手持ちで県内の水道料金の比較がございませんので、後で調べてご報告のほうさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　単純なことなんですけれども、私は高いと思っております。ぜひその辺のところを宮代町でも下水道料金を引き下げるという努力をするべきじゃないかなと思っております。その辺のところ、町のほうはどのように考えているのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

下水道料金につきましては、実際にかかっている費用に対して今、利用料金をいただいている金額のほうがかなり安くなっておりまして、それについては一般会計の繰り出しを入れて何とか事業が行えているような状況でございまして、国のほうでもそうした逆ざや状態になっている状況については改善するようにというようなことは言われているところなんですけれども、今のところ、料金を上げるというようなことには至っていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、１点だけお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

下水道の老朽管入れかえ状況ということで、平成33年から実施予定となっておりますけれども、具体的に中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

老朽管入れかえにつきましては33年度から実施する予定なんでございますけれども、今のところはまだ計画のほうを立てておりませんので、計画ができましたらまた予算委員会、また、決算の委員会等でご報告のほうをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　19ページ資料７①下水道使用世帯状況等の件です。平成29年の下水道の加入率、何世帯か。まだ入っていない方も結構いると思いますので、それがわかったら教えてもらいたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

下水道の処理区域内の人口につきましては２万4,608人でございまして、それに対して水洗便所設置済みの人口が２万3,154でございまして、水洗化率につきましては94.1％の水洗化率になっているところでございます。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○上下水道室長（高橋暁尋君）　続けて答えさせていただきます。

29、これは28年の末現在の数字でございまして、今度、29年末が30年の３月終わると数字のほう取りまとめますので、まだ数字のほうは固まっておりません。28年の末というのは、29年の３月末現在でございます。

○委員長（田島正徳君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　平成29年度分については、年度末にこだわらず、直近の数字を掲載したほうが分かりやすい。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

今回、委員会資料として出させていただいた数

字につきましては、29年３月末現在最新ということで出させていただいているんですが、議員さんご指摘のとおり、今現在であれば、２月末現在というのが最新の数字になってくるかとは思うんですけれども、その数字とっていなかったもので、この委員会資料の中には加えていないんですが、来年度以降、委員会資料につきましても最新、わかる数字をこの隣に、例えば、30年１月１日現在とかそういった数字をつくりまして、委員会資料のほうに移させていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

歳入と歳出の関係で１点なんですけれども、確認させていただきます。

まず、350ページの３款国庫支出金、中継ポンプ場の長寿命化関連の工事を予定しているということで、この4,000万なんですけれども、歳出のほうは358、359ページのここで言う中継ポンプ場更新工事ですよね。国庫支出金があるのはここだけですからということなんですけれども、この工事の内容、そのことについてどういう内容なのか、お尋ねしたいと思います。

それから前後しますけれども、356、357ページの２目下水道施設管理費の公共下水道施設管理事業なんですけれども、これは1,017万5,000円の減額となっております。これについての減額の内容。たしか中継ポンプ場の施設管理業務委託費の確定と電気料の実績等を勘案してということなんですけれども、その辺の減額の理由、もう少し詳しく伺いたいと思います。

その２点、お願いします。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず１点目の補助金の絡んだ工事の内容でございます。

第一中継ポンプ場の更新工事でございますが、内容的には監視制御盤の工事でございまして、監視制御盤については、設置から25年経過しておりまして、法定耐用年数は７年から15年となっているものでございますけれども、年数が大分たっておりまして、いつ壊れるかわからないというような状況でございますので、来年度、更新工事をさせていただくものでございます。

２点目の下水道施設管理費の減額された1,017万5,000円の内容でございますが、電気料が136万円減額するものでございまして、これは前年度、決算等も含めて考慮して減額させていただくものでございます。

それともう１点が、施設管理業務委託料の中で中継ポンプ場が３年の長期継続契約の２年目になりまして、１年目、今年の入札で金額が減額にかなりなったものですから、それを踏まえて２年目はその委託料を減額とさせていただくものでございます。

それと、舗装復旧工事につきましては183万6,000円の減額でございますが、こちらは汚水ふた取りかえ工事のほうを前年度20カ所だったのを10カ所に減らさせていただいているところでございます。

主な減額の理由につきましては以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

まず、350、351ページの国庫支出金、監視制御盤ということで、そろそろというか、もうとっくに取りかえなければいけない年数は来ているわけですね。その歳出が358、359ページの関係の下水

道新設改良費ということなんですけれども、これは歳出のほうから見ると、１億1,100万円。それで、国庫支出金が確かこれは２分の１ですよね。そうすると、金額が国のほうの国庫支出金はこれでいいのかなという感じはするんですけれども、その辺の差があることの理由。

それと同時に、1,530万円減額しているんですけれども、これはこうですねと言っただけで、減額の理由聞いていなかったので、すみません、それもお願いしたいと思います。

それから、356、357ページの下水道施設管理費の1,017万5,000円の減額の理由、わかりましたが、そうすると中継ポンプ場の施設管理業務委託、３年間のうちの２年目で、入札の関係で下がっていたということなんですけれども、そうすると来年もこの金額でいいということですかということで確認するのと、残額は200万ぐらいですか、800万弱ですか、随分大きいなと思うんですけれども、その差が、２年目の。その辺の理由についてもすみません、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず１点目、国庫支出金についてのご質問でございますが、１億1,100万に対して4,000万少ないんではないかというご質問でございますけれども、要求のほうは5,000万でさせていただいておりまして、ただ、そのままつくかどうかわからないということで、措置率として4,000万に下げて予算のほうは要求しておりまして、5,000万ついてくれば補正予算で上げさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、委託料についてでございますけれども、委託料が２年目に減額になったものについて、来年もそのままの数字でいくのかというご質問でございますが、そのとおり、来年も同じ金額でいくことにしております。

それと、かなりの減額になったということでございますけれども、昨年度の予算額が大体1,200万のところ、約500万ぐらいでかなり安い金額で業者さんのほうが入札したものですから、かなりの減額になったところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

そうすると、歳入と歳出の関係で、歳入額が不足してしまうと、それは大変なことになるんで、少し予算を多目に見て、しかも国庫支出金、国から来るお金も小さく見積もっているということでわかりますけれども、もう少し正確さが必要なのかなと思います。何せ国庫支出金、２分の１となっているから、予算のつけ方は大きいにしても、ちょっと違うかなと思いました。今の説明でわかりました。多分500万に近ければいいと思います。

それと、356、357ページの下水道施設管理費、これも大きいですよね。入札の関係で、それは高いものは高いままでいいというわけにはいかないけれども、これもやっぱりちょっと差が大きいかなと思っているんですけれども、その辺の予算のつけ方、見積もり、どうなんですか。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

施設管理業務委託につきましてのご質問にお答え申し上げます。

施設管理業務につきましては、積算の歩掛かりに基づいて担当のほうで設計しまして、それに基づいて入札をしているところなんでございますが、業者さんのほうで入札でございますので、どうし

ても落としたいというところが、かなり低い金額で入れたことによって金額のほうがマイナスになったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　最後ですので、そうしますと、業者はなるべく地元でできる仕事であればそれにこしたことはないんですけれども、そうすると、やっぱり大きなところになってしまうんですか。これからでしょうから、入札は。もう２回目だから。そういった点では、業者はどういったところなんでしょうか。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋と申します。

下水道施設の維持管理業務ができるということで、町のほうに届け出が出された業者から選んでいるんでございますが、町内にそういった業者はございませんので、近隣、埼玉県内等なるたけ近いところで入札を行っているようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　詳しいことは本会議で述べたいと思いますが、誰もが利用しやすく町民の負担を減らす立場から、予算案に反対ということでしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君）　起立多数であります。

よって、議案第29号　平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第３０号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（田島正徳君）　それでは、引き続き議案第30号　平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　380ページ、繰入金でございます。マイナス394万3,000円となっています。これは人件費が減ったということで説明があったんですけれども、人件費だけの問題でしょうか。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

農業集落排水事業の減額の理由でございますが、先ほど公共下水道と同じように施設管理業務を29年から３カ年、長期継続契約でやっておりまして、こちら、２年目に当たることから、委託料が減額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　委託料が減額ということは、やっぱりそれは先ほど言ったように、人件費がほとんどが入っているということでよろしいんですね。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

委託料につきましては、委託業者が施設を管理するものでございまして、人件費というのは職員の人件費でございますので、職員の人件費と委託料については別個のものでございます。

以上でございます。

○委員（山下秋夫君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（田島正徳君）　起立全員であります。

よって、議案第30号　平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　１時３８分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３１号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（田島正徳君）　それでは、議案第31号平成30年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

まず、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　お疲れさまです。

引き続き、水道のほうの予算のほうを審議していただきたいと思います。

まちづくり建設課長の横溝です。よろしくお願

いいたします

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　上下水道主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（宮下義樹君）　上下水道室の主査です。宮下です。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（荒川俊二郎君）　上水道担当の荒川です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　先ほど予算書のほうで紙を貼らせていただきました。確認をさせていただきたいと思います。

申しわけございません、予算書の30ページをお開きください。

30ページの上から受水費のところでございますけれども、附記のところに県水の受水費、こちらのほうを訂正した数字を張らせていただきました。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　確認なんですけれども、30年度の予算案の中の貸借対照表を見ますと、現金預金で10億5,551万9,000円、利益剰余金、合計では13億9,959万8,000円と多額の利益を上げる予定となっているんですけれども、これで間違いないか。

それと同時に、水道料金の負担ですよね、町民の。30年度の資料を見ますと、給水原価で宮代町では169.4円、県平均で7.4円も高い原価。供給単価も22.2円も高い設定となっていることには間違いないと思うんですけれども、基本料金の埼玉県比較で口径13ミリでは、宮代町では１カ月1,436円、これ、上から何番目になるのか、まず。

それと、基本水量です。10立方となっているんですけれども、宮代町で月。これは10立方ということは、10立方以下の人は今度基本料金とられますから、高い設定になるということは間違いないと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えているのか。埼玉県ではどのような水量を基本設定しているのか、平均では。

また、隣の杉戸町では５立方になっています、そこの基本水量は。それと、この基本水量のないところもあります。１立方からだと思いますけれども、そういうところは。その辺の考えは宮代町はどのように考えているのか、その辺のところをまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

順番にお答え申し上げます。

最初に、貸借対照表で利益はということだったんでございますが、利益のほうは予算書の20ページに平成29年度の宮代町水道事業予定損益計算書前年度分というのがございますが、こちらの中で平成29年４月１日から平成30年３月31日まで、これはまだ予定なんでございますけれども、次のページ、21ページに当年度純利益として１億1,998万6,000円ということで計上させていただいておりまして、昨年は昨年決算、28年度決算は１億7,633万6,000円ということで、28年度決算に比べて約6,000万ほど利益のほうは減っているところでございます。

こちらについては、道仏の区画整理事業のほうが収束しておりまして、口径別分担金のほうは低くなったことが大きな原因になっているというよ

うに考えているところでございます。

続きまして、料金について、口径13ミリの料金が県から何番目かということでございますが、現在、把握しているものでは、県上位６番目というところでございます。

続きまして、基本水量についての考え方でございます。水道料金には基本料金と従量料金がございまして、基本料金は使用水量の有無にかかわらずに水道メーターの口径に応じてお客様に負担していただくものでございます。従量料金は、使用水量の増減に応じてお客様に負担していただくものでございまして、従量料金には動力費や薬品費、施設の維持管理費、水を使うとかかってくる経費のほうが含まれるものでございます。

基本料金の考え方としては、水を使おうが使うまいがかかる経費でして、お客様のところで検針にかかる経費とか料金収納にかかる経費、メーターを設置する経費、水道施設の維持管理などの費用がございまして、こういった費用についてはお客様のほうに水道の使用量にかかわらずにご負担いただくものでございます。

ですので、基本使用料については宮代町では１カ月10立米という設定でございますが、これは使っても使わなくてもお客様に負担していただくのが基本料金というふうに考えているところでございまして、杉戸町さんのほうでは宮代町の半分だということなんでございますが、基本料金を下げますと、また、杉戸町さんでいうと５立米を超えると従量料金がかかってきて料金が高くなってくるというシステムなものですから、現在、基本料金以内の方については高く感じるかもしれないですけれども、基本料金以上払っている人についてご負担が増えてしまうということになりますので、基本料金の考え方はあくまでもお客様が使おうが使うまいがかかる経費、こちらについては検針にかかる経費、料金収納にかかる経費をご負担いただいているというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　要するに7,000万円減額されているということで最初に述べました。昨年度よりか道仏地区の分担金が減ったために減ったということで言います。

しかし、利益ですよね。この貸借対照表を見ると、13億9,956万8,000円もあがるんだということで、貸借対照表のほうです。このように書いてあります。ということは、その予定だということですよね、決算のときは。どうなんでしょうか。

貸借対照表のところを見ると、13億円になるというふうに書いてあります、利益が。間違いないと思うんですけれども、13億569万5,000円ですね。25ページです、全部で、利益剰余金合計額が。利益は上がるんじゃないかなと思っております。

昨年度の決算でも利益上がっています。私はやっぱりこういう利益が上がっている、貯金しているといったり何かしているだけじゃなくて、やはり町民に返すべきだと思っているんですよ、利益を。確かに当年度では、道仏地区のあれは減っています。それはわかります。私はその辺のところが、やはり何だかんだといっても水道の関係の一般企業と違うんです。利益が上がったら、やっぱりそれの分だけ町民に返すというのは当然のことじゃないかなと私は思っております。

それと、基本料金なんですけれども、杉戸町では10立方以上の人が高くなると言っているけれども、決してそうではありません。料金表を見ますと、宮代町よりかは安いです、確かに。その辺のところはきちんとしないと、杉戸から宮代に引っ越しした人は水道料金は高いと言っています。私

も調べました、杉戸町の基本料金はどうなっているのかということで。やっぱり高いですよ。埼玉県の平均しても高いです。

やはり現実的なことを見ないと、宮代町の水道が位置というのはどういうふうになっているのかというのはわからないと思います。私はその辺のところではやっぱりはっきり言いますけれども、下げるべきだというふうに考えているんですけれども、その辺のところはどのように考えているのか。

以上です。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

お答え申し上げます。

決算書のほうの20ページの29年度の損益計算書のほうをごらんいただきたいと思います。

１枚めくっていただくと、一番最後のところに先ほど申し上げましたとおり、当該年度純利益について書いてあるんですが、もう一つ見ていただきたいのが予算書の14ページ、平成30年水道事業キャッシュフロー計算書でございます。こちら、30年４月１日から31年３月31日までということで、来年度のキャッシュフローがどうなるかをまとめたものでございます。

一番下のところをごらんいただきたいと思うんですけれども、下から２段目が資金、期首残高ということで、これは始めるとき、30年４月１日の現金14億3,748万9,000円。これに対して期末残高が10億5,551万9,000円ということで、約３億8,100万。上に書いてありますけれども、も、減額になります。減額の理由でございますけれども、現在、町では宮東配水場においてポンプの増設工事のほうを行っておりまして、皆さん、お客様に水道を正しく届けるというか適切に届けるためにポンプの増圧工事のほうを行っておりまして、その現金が３億数千万払うことによって、キャッシュが約４億近く減るような形になります。

それで、町のほうでは今回、新水道ビジョンをつくるに当たって、宮代町の施設がどれだけあって、これからどのぐらい施設の改良にかかるのかというのを計算しております。50年間で220億円の施設なり管路なりの更新が必要になりまして、これで１年間に平均しますと４億4,000万の工事が必要になってきます。ただ、これは毎年同じように４億4,000万やれるかどうかというのはまた別ですけれども、４億4,000万円の工事をしなければならないという計算になります。

それで、町のほうで先ほど利益が上がっているというのは、１億1,000万ほど来年上がるんですけれども、これはまだ不足して、３億3,000万ぐらい工事するには足らない数字になっています。ですので、基本的に工事をやるためには、ある程度利益を出して工事の費用を蓄えておかないと、借金なり何なりしなければ工事ができないような状況になるものですから、基本的に水道事業として利益を上げるのは、将来の管路の更新や施設の更新のためにお金を貯めておかなければならない、積んでおかなければならないということで、利益を上げる必要があるというふうに考えているところでございまして、杉戸町さんについてご質問ありましたが、杉戸町さんが同じように利益上げているかというと上がっていませんので、もう今後、工事どうするのかというのは杉戸町さんの話なんでこれは置いておきまして、町としては将来の工事のために必要な利益を確保しなければならないというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　水道の工事とかそういう設

備投資にお金がかかるというのはわかりますよ。わかるんですけれども、これほどの金額を貯めなくてはいけないのかということなんですよ。確かに今年度では予定としては、３億8,000万足らないということで、資金増加、減少になっているってことなんですけれども、今年度の貸借対照表を見ると、全部で13億9,000、約14億ですね、貯まるということなんですよね、今年度は４月１日までに。そういう予定になっていますよね。決算のときは大体これに近寄ったあれが出てくるんじゃないかなと思いますけれども。それほどの資金が必要かということなんですよ。年々これは上がっています。毎年のように上がっています、決算になると。

だから、説明と結果的に決算でどうなるかということなんですよ。やはり高い水道料金、町民が負担している、その結果じゃないかなと思っております。やはり私は下げるべきだというふうに考えておりますので。

埼玉県でも先ほど６番目といいますけれども、実際にそうなのか。使っていないとすれば、１番目じゃないかなと案じはします、10立方以内の人は。相当の負担をしている、私はそう感じます。

そうすると、やっぱりその辺のところ、町民の今の生活の実態、町民税払うお金が160万切っている、平均ですよ、それはあくまでも、町民税ですから。そういう中で、水道料金がこれほどの高さで払っていたら、町民負担がかなり負担が重いなと感じはします。避けられるんだったら避けるべきだ、私はそう思っております。町の考えをもう一度聞かせてください。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

水道料金についてのご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、１年間に４億4,000万の工事をしていって初めてお客様に安心してお水を届けられるというふうに考えておりまして、１年間に１億1,000万しか利益がなければその工事はできませんので、１年間に４億円利益を上げようというわけではございませんけれども、工事をしない間は利益をためて、建設改良の積立金のほうに積んでおいて、将来大きな工事のときに使えるように準備をしておかなければ、それこそ必要な工事ができないというふうに考えておりますので、今の町の水道料金については適正ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

34ページにかかわる固定資産購入費の中の町内の水道管がどのように張りめぐらされているかということで、管理システムを入れかえるということで413万7,000円なんですが、これは実際どういうふうに地図上にして管理するのか。日常の管理というのはどういうふうにされるのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

先ほど34ページの固定資産購入費の上水道施設管理システムリプレス費についてのご質問でございますが、システムのほう入れてから７年たちまして古くなったものですから、更新が必要ということで計上させていただいたものでございます。

こちらのシステムについては、こちらのところに水道管が、お客様に入れてある給水管等が配水管からどのように入っているかというのが図面上

出てくるものでございまして、こちらについては基本的には新築なり、建てたときの業者さんが多いんですけれども、給水管がどのように入っているのか。あとは、その給水管を利用して、また、延ばして入れていくというお客さんがいらっしゃいますので、どのような口径の管がどのように配置されているのかというのを確認した上で工事を決めていくということで、利用しているものでございます。

それで、基本的には１年に一遍、お客様から出たものを更新して新たに追加しながらシステムのほうを使っているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　これは町のほうでできるんですか。それとも、やっぱりシステムだから委託してやるのか。

それと、何で聞いたかというのは、これは有収率が非常に宮代、低いですよね、ここのところ。その対応もいつも決算ともやるんですけれども、今、言われたように、７年たつんですけれども、その辺の関係では有収率を上げられるのかどうか、全然これはそれとは関係ないのか。水道管がどういうふうになっているかというシステムだから、その有収率とは全然関係ない。有収率というのはやっぱり漏れているから、それだけ100にならないんで、それらの因果関係というのは、これはもう全然それとは関係ないのかどうか。

すみません、非常に質問が当たっていないのかもしれないんですけれども、その辺、お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

今の質問についてのお答えでございますけれども、有収率との関係でございますが、有収率はこのシステムとは基本的には関係ないです。こちらのシステムは、水道工事屋さんが工事するに当たって、既存の給水管がどうやって配置されているのか、どういう工事をすればいいのかということで確認をするようなシステムでございます。

有収率を上げるためには、漏水を減らさなくてはいけないということで、平成29年度は全域漏水調査をやっておりまして、今回、漏水調査を行って約130件の漏水を発見しまして、それは既に修理のほう行っております。

今後も漏水調査というのを実施していかなければならないと。水道管については当然、入れればどんどん年々古くなってきますので、これを継続的にやっていこうということで、来年につきましては町内３区分しまして、１カ所ごとに漏水調査をしながら３年に一遍は必ず調べるような、そういった計画で漏水調査を実施していきたいというふうに考えておりまして、それによる有収率の向上を見ながらほかの対策等も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

一つ、お答え、漏れているところがありました。更新が自分のところでできるのかということなんですけれども、これは更新のほうは業者さんのほうにお任せしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　その点、答弁なかったんで、聞こうと思ったんで、わかりました。

そうすると、有収率、漏水調査をやって、これも一番大きなところですよね、漏水調査だから。これがきちっとされれば有収率も上がるかなと思いますが、当面、有収率を上げるのは、これで当面やっていくということで、その動向を見てまた改善されなければ、次のことについてやっていくということで理解してよろしいですか。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

今、丸藤委員のおっしゃられるとおり、漏水調査を実施しながら、有収率は当然、上がっていくんでしょうけれども、それ以上の有収率を上げる必要かどうかも、この有収率が上がる数字を見ながらほかの対策についても、今後とも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、１点お聞きしたいんですけれども、東北大地震があってからもう７年がたつ。昨日かきょうですか、ちょうど丸７年をたったんですけれども、宮代町の水道の関係でいくと、耐震対策というのは万全なのかどうか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君）　上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

管路の耐震ということでございますが、町のほうでは平成26年から老朽管の更新工事のほうを行っておりまして、今後、20年間で31億円をかけて管路を更新していくというようなことを行っているところでございます。

こちらの新たに布設する管についてはダクタイル鋳鉄管というものを使って、地震が起きても抜けないような、そういったものを使って更新していくということで今、工事のほうを実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

ぜひともひとつ、宮代町の水道が安心・安全の事業を今後も進めていってもらいたいなと。20年間で31億円、随分金かかるんですね。こんなにかかるんで、基金もある程度ないと大変でしょうけれども、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　詳しいことは本会議で述べたいと思います。ただ、水道料金を引き下げる、あと、基本料金の引き下げを求めて利益を町民に返すことを述べて、反対といたします。

○委員長（田島正徳君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君）　起立多数であります。

よって、議案第31号　平成30年度宮代町水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（田島正徳君）　以上で、当委員会に付託された議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　２時１０分